# １．定款および規約等

## (1) 定　　款

改正なし

## (2) 規 約 等

### ①　委員会規約

一部改正（４月１３日　常議員会）　　＿＿＿＿が改正箇所

| 現　　行 | 新 条 文 |
|---|---|
| ＜省　略＞ | ＜省　略＞ |
| 第３条　常設委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は議員（議員以外の役員及び副会頭に準ずる者を含む。）、支部役員、女性会役員、会員若干人及び学識経験者をもって構成する。 | 第３条　常設委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は議員（議員以外の役員及び副会頭に準ずる者を含む。）、支部役員、女性会役員、青年部役員、会員若干人及び学識経験者をもって構成する。 |
| ＜省　略＞ | ＜省　略＞ |
| | 附 則（平成２９年４月１３日）<br>この規約は、平成２９年４月１３日から実施し、平成２９年４月１日に遡って適用する。 |

### ②　事務規則

一部改正（４月１３日　常議員会）　　＿＿＿＿が改正箇所

＜省　略＞

第２章　事務分掌

第３条　総務統括部に次の各課を置く。
１～２　（略）
３　組織運営課においては、次の事務を分掌する。
（１）～（７）（略）
（８）青年部に関すること。
（９）中・長期の組織運営計画の立案に関すること。
（１０）事業計画及び事業報告の取りまとめに関すること。
（１１）その他組織運営・会員増強に関すること。
４～５　（略）

＜省　略＞

第１２条　人材・能力開発部に次のセンターを置く。
（１）～（２）（略）
（３）　削除
２～３　（略）
４　削除

＜省　略＞

第５章　会 計
第２６条　金円は、すべて事務局長の認印ある証書、収入伝票及び振替伝票によって出納し、物品は所定の書式によって授受する。
２　前項の規定にかかわらず、支部における金円の出納は、支部事務局長の認印ある証書、収入伝票及び振替伝票により行う。

第２７条　収入金は、事務局長の検閲を経た後、銀行に預入するものとする。ただし、臨時に必要の用途に充てるため常時相当額の現金を財務・管理部又は支部事務局に備えて置くことができる。

第３０条
１　(略)
２支部事務局には、次の帳簿を備え、記帳整理しなければならない。
（1)～(３)　(略)
３　(略)

＜省　略＞

附 則(平成２９年４月１３日)
この改正規則は、平成２９年４月１３日から実施し、平成２９年４月１日に遡って適用する。

一部改正(３月１２日　常議員会)　　が改正箇所

＜省　略＞
第２章　事務分掌

第２条　本所事務局(以下「事務局」という。)に次の１５部及び２３の支部事務局を置く。
（1)総務統括部
(2)財 務 部
(3)オフィス環境部
（4)広 報 部
(5)事業推進部
（6)国 際 部
（7)企画調査部
（8)産業政策第一部
（9)産業政策第二部
（１０)地域振興部
（１１)中小企業部
（１２)人材・能力開発部
（１３)検定事業部
（１４)サービス・交流部
（１５)共済・証明事業部
２　事務局長は本部１５部、２３支部事務局のほか、本商工会議所の目的遂行のため、必要に応じて推進室、準備室を設置することができる。

第３条　総務統括部に次の各課を置く。
（1)総 務 課

（２）組織運営課
（３）組織連携課
（４）人 事 課
（５）支部運営課

２　総務課においては、次の事務を分掌する。
（１）機密及び秘書事務に関すること。
（２）部間の総合調整に関すること。
（３）定款その他諸規則に関すること。
（４）印章の保管に関すること。
（５）文書の収受に関すること。
（６）契約の締結及び管理に関すること。
（７）議員総会、常議員会等会議に関すること。
（８）諸記録及び諸報告に関すること。
（９）官公署及び関係団体との連絡に関すること。
（１０）儀礼及び慶弔に関すること。
（１１）社会福祉事業への協力に関すること。
（１２）関連団体等への支援及び連絡調整に関すること。
（１３）その他他の所掌に属さない事務に関すること。

３　組織運営課においては、次の事務を分掌する。
（１）組織強化に関すること。
（２）議員選挙に関すること。
（３）危機管理に関すること。
（４）会員増強推進対策に係わる企画立案及び連絡調整に関すること。
（５）会員の退会防止対策に係わる企画立案及び連絡調整に関すること。
（６）会員増強に功労のあった者に対する表彰に関すること。
（７）中・長期の組織運営計画の立案に関すること。
（８）事業計画及び事業報告の取りまとめに関すること。
（９）会員に関すること。
（１０）特定商工業者に関すること。
（１１）特定商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に関すること。
（１２）本所諸事業のインフォメーションに関すること。
（１３）資料その他物品等の配布、貸出し及び販売に関すること。
（１４）会費及び負担金の徴収に関すること。
（１５）商工関係表彰に関すること。
（１６）その他組織運営・会員増強に関すること。（１６）その他組織運営・会員増強に関すること。

４　組織連携課においては、次の事務を分掌する。
（１）関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会の業務に関すること。
（２）女性会に関すること。
（３）青年部に関すること。
（４）その他組織連携に関すること。

５　人事課においては、次の事務を分掌する。
（１）～（８）（略）

６　支部運営課においては、次の事務を分掌する。
（１）～（４）（略）

第４条 財務部に財務課を置き、次の事務を分掌する。

（１）～（１１）（略）
３～４　削除

第５条　オフィス環境部にオフィス管理担当及び情報システム担当を置く。
２　オフィス管理担当においては、次の事務を分掌する。
（１）本所に所属する土地、建物及び施設の管理、営繕及び処分に関すること。
（２）本所ビルの貸室の運用に関すること。
（３）本所ビルの貸会議室の運用に関すること。
（４）本所ビル内諸設備の運転保守に関すること。
（５）本所ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務に関すること。
（６）什器備品の購入、保管及び処分に関すること。
（７）土地・建物及び施設の取得等に関すること。
（８）その他本所所有の財産の管理に関すること。
３　情報システム担当においては、次の事務を分掌する。
（１）会員データベースの管理に関すること。
（２）所内イントラネットの管理、運用に関すること。
（３）事務管理業務に関すること。
（４）経営改善普及事業に係る事務管理業務に関すること。
（５）事務局の事務合理化及びＯＡ化の推進に関すること。
（６）各種データの処理業務に関すること。
（７）その他所内の情報管理に関すること。

第６条　広報部に広報担当、編集担当、及び経済資料センターを置く。
２　広報担当においては、次の事務を分掌する。
（１）～（４）（略）
３　編集担当においては、機関紙等の刊行に関する事務を分掌する。
４　経済資料センターにおいては、次の事務を分掌する。
（１）～（３）(略)

第７条　事業推進部に事業推進担当及び見える化推進担当を置く。
２　事業推進担当においては、次の事務を分掌する。
（１）事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進に関すること。
（２）事業の効率的推進及び再構築に関すること。
（３）新規サービス事業の開発に関すること。
（４）その他事業・サービスの推進に関すること。
３　見える化推進担当においては、次の事務を分掌する。
（１）ホームページ、メールマガジンの運営に関すること。
（２）ＰＲ資料の刊行に関すること。
（３）ロゴ、商標の管理及び使用に関すること。
（４）その他ＰＲ一般に関すること。

第８条　国際部に国際政策担当及び国際経済担当を置く。

＜省　略＞

第９条　企画調査部に企画担当を置く。

＜省　略＞

第１０条　産業政策第一部に産業経済担当及び税制担当を置く。

＜省　略＞

第１１条　産業政策第二部に労働担当及び環境・エネルギー担当を置く。

＜省　略＞

第１２条　地域振興部に都市政策担当、まちづくり・観光担当、生産性向上担当及びオリンピック・パラリンピック担当を置く。

＜省　略＞

第１３条　中小企業部に中小企業振興担当、ものづくり担当、調査・統計担当、中小企業相談センター及びビジネスサポートデスクを置く。

＜省　略＞

第１４条　人材・能力開発部に次のセンターを置く。

＜省　略＞

第１５条　検定事業部に、検定センターを置き、次の事務を分掌する。

＜省　略＞

第１６条　サービス・交流部にビジネス交流センター及び会員交流センターを置く。

＜省　略＞

第１７条　共済・証明事業部に次のセンターを置く。

＜省　略＞

第１８条　支部事務局においては、次の事務を分掌する。

＜省　略＞

第５章　会 計

第２７条　収入金は、事務局長の検閲を経た後、銀行に預入するものとする。ただし、臨時に必要の用途に充てるため常時相当額の現金を財務部又は支部事務局に備えて置くことができる。

＜省　略＞

第３０条　財務部には、次の帳簿を備え、記帳整理しなければならない。

＜省　略＞

第３１条
１　(略)
２　支部における収入金及び支出金は、四半期ごとに当該期中の明細書を作成し、財務部に報告しなければならない。

＜省　略＞

附 則(平成３０年３月１２日)

この改正規則は、平成３０年４月１日から実施する。

### ③　企業行動規範に関する規則

一部改正(４月１３日　常議員会)　　が改正箇所

| 現　　行 | 新 条 文 |
|---|---|
| ＜省　略＞ | ＜省　略＞ |
| 第２条　本規則の対象となる役職者は、以下のとおりとする。<br>（１）～（１０）　(略) | 第２条　本規則の対象となる役職者は、以下のとおりとする。<br>（１）～（１０）　(略)<br>（１１）青年部会長 |
| ＜省　略＞ | ＜省　略＞ |
| | 附 則(平成２９年４月１３日)<br>この規約は、平成２９年４月１３日から実施し、平成２９年４月１日に遡って適用する。 |

# ２．組　　織

## (1) 会　　員

### ① 会 員 数

（２０１８年３月３１日現在）

| 種別＼区分 | 2016年度末現在会員数 | 2017年度新規加入者数 | 2017年度脱退者数 | 種別変更 | 2017年度末現在会員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法　　人 | 62,173 | 3,809 | 3,542 | 55 | 62,495 |
| 団　　体 | 2,476 | 153 | 97 | 31 | 2,563 |
| 個　　人 | 13,794 | 1,675 | 1,187 | −113 | 14,169 |
| 特　　別 | 334 | 116 | 26 | 27 | 451 |
| 合　　計 | 78,777 | 5,753 | 4,852 | 0 | 79,678 |

1)　会費負担口数別会員数

（２０１８年３月３１日現在）

| 口数＼区分 | 法 人 | 団 体 | 個 人 | 特別 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 32,934 | 2,009 | 13,999 | 318 | 49,260 |
| 2 | 8,500 | 295 | 121 | 74 | 8,990 |
| 3 | 12,608 | 101 | 22 | 32 | 12,763 |
| 4 | 2,941 | 46 | 3 | 15 | 3,005 |
| 5 | 1,578 | 39 | 7 | 5 | 1,629 |
| 6 | 740 | 22 | 2 | 3 | 767 |
| 7 | 73 | 3 | 1 | 1 | 78 |
| 8 | 1,229 | 12 | 1 | 1 | 1,243 |
| 9 | 28 | 2 | 2 | 0 | 32 |
| 10 | 850 | 24 | 11 | 0 | 885 |
| 11 | 22 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| 12 | 12 | 1 | 0 | 0 | 13 |
| 13 | 105 | 1 | 0 | 0 | 106 |
| 14 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 15 | 24 | 1 | 0 | 0 | 25 |
| 16 | 140 | 0 | 0 | 0 | 140 |
| 17 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 18 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 19 | 58 | 1 | 0 | 0 | 59 |
| 20 | 56 | 5 | 0 | 1 | 62 |
| 21 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 22 | 57 | 0 | 0 | 0 | 57 |
| 23 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 24 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 25 | 57 | 0 | 0 | 0 | 57 |
| 26 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 27 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 28 | 48 | 0 | 0 | 0 | 48 |
| 29 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 30 | 35 | 0 | 0 | 0 | 35 |
| 31 | 20 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 32 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 33 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 34 | 23 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 35 | 11 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 36 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 37 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 40 | 43 | 0 | 0 | 0 | 43 |
| 43 | 16 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 45 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 46 | 11 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| 48 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 49 | 12 | 0 | 0 | 0 | 12 |

## 2．組織　(1)会員

| 区分 / 口数 | 法 人 | 団 体 | 個 人 | 特別 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 52 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 54 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 55 | 32 | 0 | 0 | 0 | 32 |
| 56 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 57 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 58 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 60 | 31 | 0 | 0 | 0 | 31 |
| 62 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 63 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 64 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 65 | 12 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 66 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 68 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 69 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 70 | 9 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 73 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 75 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 80 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 85 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 90 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 94 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 95 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 100 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 105 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 108 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 110 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 115 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 116 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 120 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 125 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 130 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 135 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 145 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 150 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 162 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 165 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 170 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 180 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 185 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 200 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 215 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 220 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 235 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 260 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 270 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 305 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 320 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 380 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 424 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 610 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 821 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 62,495 | 2,563 | 14,169 | 451 | 79,678 |

2)　地区別資本金別会員数・口数

（２０１８年3月３１日現在）

| | 法人 | | | | | | | | 団体 | 個人 | 特別 | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 500万円未満 | 500万円~1千万円未満 | 1千万円~5千万円未満 | 5千万円~1億円未満 | 1億円~3億円未満 | 3億円~10億円未満 | 10億円以上 | 法人計 | | | | 件数 | 口数 |
| 千代田 | 1,159 | 446 | 2,503 | 617 | 341 | 216 | 379 | 5,661 | 405 | 988 | 0 | 7,054 | 27,011 |
| 中央 | 1,251 | 454 | 2,766 | 662 | 412 | 255 | 359 | 6,159 | 252 | 970 | 0 | 7,381 | 23,970 |
| 港 | 1,369 | 503 | 2,317 | 565 | 336 | 236 | 374 | 5,700 | 287 | 867 | 0 | 6,854 | 23,765 |
| 新宿 | 1,088 | 392 | 1,686 | 303 | 127 | 70 | 121 | 3,787 | 201 | 701 | 0 | 4,689 | 11,873 |
| 文京 | 545 | 157 | 1,019 | 137 | 48 | 29 | 35 | 1,970 | 82 | 394 | 0 | 2,446 | 5,453 |
| 台東 | 855 | 278 | 1,611 | 251 | 83 | 53 | 53 | 3,184 | 109 | 404 | 0 | 3,697 | 7,703 |
| 北 | 496 | 135 | 577 | 75 | 20 | 13 | 19 | 1,335 | 66 | 468 | 0 | 1,869 | 3,251 |
| 荒川 | 496 | 142 | 629 | 71 | 17 | 4 | 4 | 1,363 | 51 | 394 | 0 | 1,808 | 2,970 |
| 品川 | 682 | 170 | 1,054 | 251 | 85 | 96 | 104 | 2,442 | 84 | 432 | 0 | 2,958 | 8,071 |
| 目黒 | 499 | 153 | 600 | 72 | 34 | 8 | 14 | 1,380 | 40 | 390 | 0 | 1,810 | 3,168 |
| 大田 | 797 | 188 | 1,373 | 203 | 66 | 40 | 42 | 2,709 | 105 | 601 | 0 | 3,415 | 7,270 |
| 世田谷 | 939 | 197 | 956 | 122 | 32 | 22 | 17 | 2,285 | 99 | 812 | 0 | 3,196 | 5,027 |
| 渋谷 | 1,371 | 433 | 1,689 | 247 | 104 | 54 | 91 | 3,989 | 168 | 651 | 0 | 4,808 | 10,825 |
| 中野 | 539 | 123 | 608 | 84 | 23 | 13 | 19 | 1,409 | 69 | 476 | 0 | 1,954 | 3,490 |
| 杉並 | 675 | 162 | 761 | 96 | 19 | 5 | 10 | 1,728 | 66 | 627 | 0 | 2,421 | 3,621 |
| 豊島 | 793 | 253 | 1,093 | 144 | 56 | 10 | 42 | 2,391 | 76 | 500 | 0 | 2,967 | 5,711 |
| 板橋 | 790 | 210 | 993 | 118 | 30 | 12 | 17 | 2,170 | 51 | 778 | 0 | 2,999 | 4,843 |
| 練馬 | 712 | 179 | 818 | 75 | 20 | 10 | 7 | 1,821 | 51 | 736 | 0 | 2,608 | 3,731 |
| 江東 | 718 | 210 | 1,106 | 198 | 88 | 54 | 67 | 2,441 | 72 | 512 | 0 | 3,025 | 6,899 |
| 墨田 | 628 | 186 | 1,049 | 143 | 63 | 21 | 33 | 2,123 | 62 | 381 | 0 | 2,566 | 5,198 |
| 足立 | 837 | 257 | 1,086 | 113 | 19 | 9 | 6 | 2,327 | 48 | 725 | 0 | 3,100 | 4,729 |
| 葛飾 | 788 | 202 | 784 | 53 | 10 | 5 | 4 | 1,846 | 81 | 761 | 0 | 2,688 | 3,584 |
| 江戸川 | 873 | 247 | 1,035 | 83 | 17 | 13 | 7 | 2,275 | 38 | 601 | 0 | 2,914 | 4,494 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 451 | 451 | 735 |
| 合計 | 18,900 | 5,677 | 28,113 | 4,683 | 2,050 | 1,248 | 1,824 | 62,495 | 2,563 | 14,169 | 451 | 79,678 | 187,392 |

3)　業種別資本金別会員数

（２０１８年3月３１日現在）

| | 法人 | | | | | | | | 団体 | 個人 | 特別 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 500万円未満 | 500万円~1千万円未満 | 1千万円~5千万円未満 | 5千万円~1億円未満 | 1億円~3億円未満 | 3億円~10億円未満 | 10億円以上 | 法人計 | | | | |
| 鉱業 | 2 | 1 | 6 | 4 | 1 | 1 | 11 | 26 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| 建設業 | 1,854 | 647 | 3,332 | 483 | 187 | 76 | 142 | 6,721 | 1 | 644 | 48 | 7,414 |
| 製造業 | 2,173 | 681 | 5,739 | 1,113 | 493 | 365 | 662 | 11,226 | 2 | 787 | 70 | 12,085 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 44 | 2 | 13 | 6 | 7 | 11 | 16 | 99 | 0 | 4 | 0 | 103 |
| 情報通信業 | 2,045 | 661 | 2,626 | 399 | 184 | 100 | 108 | 6,123 | 9 | 305 | 34 | 6,471 |
| 運輸業 | 315 | 168 | 1,014 | 210 | 81 | 53 | 88 | 1,929 | 2 | 1,420 | 8 | 3,359 |
| 卸売業 | 2,272 | 1,015 | 6,284 | 1,204 | 479 | 357 | 308 | 11,919 | 10 | 502 | 34 | 12,465 |
| 小売業 | 1,781 | 463 | 1,561 | 175 | 84 | 32 | 76 | 4,172 | 3 | 1,085 | 16 | 5,276 |
| 金融・保険業 | 1,443 | 59 | 208 | 32 | 34 | 39 | 167 | 1,982 | 123 | 321 | 3 | 2,429 |
| 不動産業 | 1,176 | 398 | 1,927 | 276 | 125 | 62 | 104 | 4,068 | 3 | 790 | 9 | 4,870 |
| 教育･学習支援業 | 2,704 | 718 | 2,706 | 361 | 154 | 72 | 46 | 6,761 | 655 | 5,911 | 137 | 13,464 |
| 宿泊業 | 60 | 6 | 63 | 12 | 20 | 5 | 16 | 182 | 1 | 8 | 0 | 191 |
| 飲食店 | 927 | 278 | 466 | 68 | 30 | 7 | 19 | 1,795 | 3 | 1,143 | 3 | 2,944 |
| サービス業 | 1,850 | 504 | 2,049 | 321 | 155 | 62 | 56 | 4,997 | 43 | 898 | 37 | 5,975 |
| 医療・福祉 | 252 | 71 | 112 | 17 | 14 | 4 | 4 | 474 | 144 | 346 | 5 | 969 |
| 団体 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 6 | 1,543 | 1 | 10 | 1,560 |
| その他 | 2 | 4 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | 15 | 21 | 4 | 37 | 77 |
| 合計 | 18,900 | 5,677 | 28,113 | 4,683 | 2,050 | 1,248 | 1,824 | 62,495 | 2,563 | 14,169 | 451 | 79,678 |

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

4)　地区別業種別会員数

（２０１８年3月３１日現在）

| | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 情報通信業 | 運輸業 | 卸売業 | 小売業 | 金融・保険業 | 不動産業 | 飲食店 | 宿泊業 | 医療・福祉 | 教育・学習支援業 | サービス業 | 団体 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千代田 | 9 | 258 | 826 | 11 | 1,017 | 94 | 1,198 | 251 | 249 | 331 | 133 | 19 | 41 | 1,902 | 488 | 217 | 10 | 7,054 |
| 中　央 | 2 | 279 | 908 | 5 | 655 | 163 | 1,882 | 397 | 257 | 357 | 377 | 18 | 37 | 1,416 | 455 | 171 | 2 | 7,381 |
| 港 | 4 | 295 | 725 | 16 | 855 | 211 | 1,147 | 296 | 180 | 418 | 203 | 21 | 63 | 1,652 | 592 | 172 | 4 | 6,854 |
| 新　宿 | 2 | 284 | 435 | 9 | 675 | 56 | 556 | 265 | 144 | 312 | 196 | 21 | 52 | 1,165 | 422 | 94 | 1 | 4,689 |
| 文　京 | 0 | 182 | 433 | 1 | 257 | 32 | 390 | 176 | 50 | 149 | 110 | 9 | 32 | 406 | 167 | 50 | 2 | 2,446 |
| 台　東 | 1 | 205 | 756 | 3 | 280 | 32 | 1,062 | 263 | 78 | 127 | 143 | 32 | 22 | 427 | 184 | 76 | 6 | 3,697 |
| 北 | 0 | 271 | 346 | 4 | 62 | 100 | 231 | 153 | 55 | 113 | 100 | 2 | 35 | 232 | 128 | 35 | 2 | 1,869 |
| 荒　川 | 0 | 215 | 479 | 1 | 64 | 66 | 271 | 138 | 37 | 97 | 85 | 2 | 35 | 173 | 111 | 33 | 1 | 1,808 |
| 品　川 | 1 | 274 | 552 | 3 | 246 | 135 | 458 | 184 | 96 | 155 | 109 | 11 | 23 | 454 | 199 | 57 | 1 | 2,958 |
| 目　黒 | 0 | 137 | 233 | 3 | 127 | 37 | 230 | 168 | 49 | 139 | 91 | 2 | 34 | 351 | 182 | 26 | 1 | 1,810 |
| 大　田 | 2 | 403 | 948 | 5 | 105 | 196 | 457 | 220 | 112 | 181 | 94 | 8 | 37 | 353 | 225 | 68 | 1 | 3,415 |
| 世田谷 | 0 | 393 | 275 | 6 | 211 | 118 | 376 | 309 | 108 | 303 | 137 | 0 | 65 | 555 | 265 | 74 | 1 | 3,196 |
| 渋　谷 | 1 | 224 | 436 | 7 | 725 | 97 | 677 | 266 | 132 | 339 | 171 | 9 | 49 | 1,116 | 462 | 95 | 2 | 4,808 |
| 中　野 | 0 | 214 | 170 | 1 | 150 | 74 | 209 | 189 | 65 | 180 | 94 | 1 | 32 | 347 | 180 | 46 | 2 | 1,954 |
| 杉　並 | 0 | 327 | 208 | 3 | 135 | 98 | 273 | 260 | 99 | 233 | 117 | 1 | 44 | 362 | 212 | 48 | 1 | 2,421 |
| 豊　島 | 2 | 279 | 324 | 4 | 328 | 40 | 382 | 197 | 97 | 288 | 117 | 17 | 33 | 564 | 256 | 39 | 0 | 2,967 |
| 板　橋 | 0 | 485 | 614 | 2 | 78 | 248 | 308 | 258 | 87 | 205 | 120 | 2 | 53 | 287 | 218 | 34 | 0 | 2,999 |
| 練　馬 | 0 | 532 | 237 | 6 | 86 | 256 | 288 | 220 | 88 | 185 | 90 | 2 | 51 | 356 | 180 | 29 | 2 | 2,608 |
| 江　東 | 1 | 369 | 577 | 3 | 134 | 253 | 534 | 222 | 71 | 149 | 90 | 2 | 41 | 297 | 230 | 52 | 0 | 3,025 |
| 墨　田 | 0 | 244 | 722 | 2 | 83 | 88 | 543 | 173 | 70 | 122 | 85 | 8 | 29 | 221 | 141 | 35 | 0 | 2,566 |
| 足　立 | 1 | 534 | 627 | 2 | 62 | 378 | 361 | 219 | 107 | 159 | 83 | 0 | 55 | 254 | 228 | 30 | 0 | 3,100 |
| 葛　飾 | 0 | 389 | 655 | 3 | 53 | 262 | 256 | 209 | 87 | 153 | 125 | 0 | 60 | 198 | 191 | 46 | 1 | 2,688 |
| 江戸川 | 0 | 573 | 529 | 3 | 49 | 317 | 342 | 227 | 108 | 166 | 71 | 4 | 41 | 239 | 222 | 23 | 0 | 2,914 |
| 特　別 | 0 | 48 | 70 | 0 | 34 | 8 | 34 | 16 | 3 | 9 | 3 | 0 | 5 | 137 | 37 | 10 | 37 | 451 |
| 合　計 | 28 | 7,414 | 12,085 | 103 | 6,471 | 3,359 | 12,465 | 5,276 | 2,429 | 4,870 | 2,944 | 191 | 969 | 13,464 | 5,975 | 1,560 | 77 | 79,678 |

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

② 部　会

（２０１８年3月３１日現在）

| 部会名 | 所属業種 | 所属部会員数 |
|---|---|---|
| 商業 | 小売業、飲食店、ホテル・旅館業 | 11,246 |
| 商業卸売 | 卸売業 | 9,794 |
| 工業 | 製造業 | 8,526 |
| 資源・エネルギー | 鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業 | 743 |
| 貿易 | 貿易業 | 2,731 |
| 金融 | 銀行業、保険業、証券業他 | 1,139 |
| 交通運輸 | 鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他 | 3,283 |
| 建設・不動産 | 総合工事、職別工事、不動産業 | 13,035 |
| サービス | 事業所サービス、専門サービス業他 | 20,642 |
| 情報通信 | 放送、広告、出版他 | 5,911 |

### ③ 委 員 会

（２０１８年3月３１日現在）

| 委員会名 | 数 | 委員会名 | 数 | 委員会名 | 数 | 委員会名 | 数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合政策 | 18 | 若者・産業人材育成 | 38 | エネルギー・環境 | 29 | ものづくり推進 | 34 |
| 組織 | 26 | 中小企業 | 48 | 経済法規 | 43 | 生産性向上 | 49 |
| 事業推進 | 21 | 事業承継対策 | 33 | 知的財産戦略 | 37 | 健康づくり・スポーツ振興 | 50 |
| 税制 | 43 | 国際経済 | 42 | 首都圏問題 | 70 | ビジネス・会員交流 | 44 |
| 労働 | 33 | 中小企業国際展開推進 | 31 | 災害対策 | 45 | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ特別 | 53 |
| 多様な人材活躍 | 41 | 社会保障 | 30 | 観光 | 65 | | |

## (2) 特定商工業者

２０１７年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日　２０１７年4月２１日

資本金または払込済出資総額　　１，０００万円以上

従業員数　　２０人以上

（特定商工業者内訳）　　（２０１８年3月３１日現在）

| 区分 | 特定商工業者 | 内訳 | |
|---|---|---|---|
| | | 会員 | 非会員 |
| 個人 | 67 | 56 | 11（　0） |
| 法人 | 63,565 | 38,302 | 25,263（11,426） |
| 計 | 63,632 | 38,358 | 25,274（11,426） |

（注）１．商工会議所法第１２条第２項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち２０１７年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1) 負担金額　　２，５００円（均一賦課）

(2) 同意を得た数　　５１，３９９件

２．表中の非会員欄の（　）は同意・負担金納入者数

## (3) 役　　員

### ①　役員の定数および実数

（２０１８年３月３１日現在）

| 区　　分 | 定　　数 | 実　　数 | 区　　分 | 定　　数 | 実　　数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 会　　頭 | 1 | 1 | 常　議　員 | 50 | 48 |
| 副　会　頭 | 4 | 11（注） | 監　　事 | 3 | 3 |
| 専　務　理　事 | 1 | 1 | 理　　事 | 4 | 4 |

（注）副会頭に準ずる者７名を含む。

### ②　役員の氏名

（２０１８年３月３１日現在）

| 役員名 | 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 | 役員名 | 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 |
|---|---|---|---|---|---|
| 会　　頭 | 三　村　明　夫 | 新日鐵住金㈱相談役名誉会長 | 常　議　員 | 桑　島　俊　彦 | 東京都商店街連合会会長 |
| 名誉会頭 | 岡　村　　正 | ㈱東芝名誉顧問 | | 郡　　正　直 | 郡リース㈱社長 |
| 副　会　頭 | 伊　藤　一　郎 | 旭化成㈱会長 | | 國　分　勘兵衛 | 国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ |
| | 佐々木　　隆 | ㈱ＪＴＢ相談役 | | 小　坂　　敬 | ㈱小松ストアー社長 |
| | 前　田　新　造 | ㈱資生堂相談役 | | 後　藤　忠　治 | セントラルスポーツ㈱会長 |
| | 釜　　和　明 | ㈱ＩＨＩ相談役 | | 後　藤　信　夫 | ㈱帝国データバンク社長 |
| | 田　中　常　雅 | 醍醐ビル㈱社長 | | 後　藤　　亘 | 東京メトロポリタンテレビジョン㈱会長 |
| | 北　山　禎　介 | ㈱三井住友銀行特別顧問 | | 今　野　由　梨 | ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ |
| | 伊　東　孝　紳 | 本田技研工業㈱取締役相談役 | | 櫻　田　　厚 | ㈱モスフードサービス会長 |
| | 垣　内　威　彦 | 三菱商事㈱社長 | | 島　村　元　紹 | 島村楽器㈱会長 |
| | 中　村　満　義 | 鹿島建設㈱会長 | | 多　田　修　人 | 日本システムウエア㈱名誉会長 |
| | 清　野　　智 | 東日本旅客鉄道㈱会長 | | 田　沼　千　秋 | ㈱グリーンハウス社長 |
| | 大久保　秀　夫 | ㈱フォーバル会長 | | 田　畑　日出男 | いであ㈱会長 |
| 専務理事 | 石　田　　徹 | | | 綱　川　　智 | ㈱東芝社長 |
| 監　　事 | 石　井　宏　治 | ㈱石井鐵工所社長 | | 中　西　宏　明 | ㈱日立製作所会長 |
| | 髙　木　　茂 | 三菱地所㈱特別顧問 | | 日　覺　昭　廣 | 東レ㈱社長 |
| | 柿　﨑　昭　裕 | ㈱東京都民銀行会長 | | 野　末　　尚 | 東洋熱工業㈱最高顧問 |
| 常　議　員 | 飯　島　彰　己 | 三井物産㈱会長 | | 野　本　弘　文 | 東京急行電鉄㈱社長 |
| | 池　田　朝　彦 | 東京レジャー㈱会長 | | 馬　場　　彰 | ㈱オンワードホールディングス名誉顧問 |
| | 石　井　卓　爾 | 三和電気工業㈱会長 | | 廣　瀬　元　夫 | 廣瀬ビルディング㈱社長 |
| | 石　塚　邦　雄 | ㈱三越伊勢丹ホールディングス特別顧問 | | 藤　重　貞　慶 | ライオン㈱相談役 |
| | 井　上　裕　之 | 愛知産業㈱会長 | | 藤　原　幸　弘 | ㈱東京會舘特別顧問 |
| | 江　頭　敏　明 | 三井住友海上火災保険㈱常任顧問 | | 古　屋　勝　彦 | ㈱松屋名誉会長 |
| | 江　部　　努 | 東日本電信電話㈱相談役 | | 森　　洋　二 | ㈱ワールドケミカル会長 |
| | 大　島　　博 | ㈱千疋屋総本店社長 | | 矢　口　敏　和 | グローブシップ㈱社長 |
| | 大　谷　信　義 | 松竹㈱会長 | | 山　内　隆　司 | 大成建設㈱会長 |
| | 大　山　忠　一 | 光陽産業㈱会長 | | 山　本　豪　人 | ㈱山本海苔店副社長 |
| | 岡　田　元　也 | イオン㈱社長 | | 吉　髙　紳　介 | デンカ㈱会長 |
| | 岡　田　裕　介 | 東映㈱会長 | | 渡　辺　　元 | 渡辺パイプ㈱社長 |
| | 梶　原　徳　二 | 梶原工業㈱会長 | | 渡　邊　順　彦 | ㈱アテナ会長 |
| | 加　藤　雄　一 | ㈱アドバネクス会長 | 常務理事 | 西　尾　昇　治 | |
| | 神　谷　一　雄 | 松久㈱社長 | 理事・事務局長 | 間　部　彰　成 | |
| | 北　島　義　俊 | 大日本印刷㈱社長 | 理　　事 | 小　林　治　彦 | |
| | 北　村　雅　良 | 電源開発㈱会長 | | 赤　木　　剛 | |
| | 久　代　信　次 | ㈱東京ドーム会長 | | | |

## (4) 議　　員

### ① 議員の定数および実数

（２０１８年3月３１日現在）

| 区　　分 | 定　　数 | 実　　数 |
|---|---|---|
| １　号　議　員 | 76 | 76 |
| ２　号　議　員 | 52 | 52 |
| ３　号　議　員 | 22 | 22 |
| 計 | 150 | 150 |

### ② 議　　員

（２０１８年3月３１日現在）

| 議員名称 | 議員の職務を行う者の役職・氏名 | 所属部会 |
|---|---|---|
| ㈱ＩＨＩ | 相談役　釜　和明 | 工業 |
| 愛知産業㈱ | 会長　井上裕之 | 工業 |
| アクサ生命保険㈱ | 副社長　幸本智彦 | 金融 |
| ㈱浅井 | 社長　浅井　隆 | 交通運輸 |
| ㈱浅川製作所 | 会長　浅川弘人 | 工業 |
| 旭化成㈱ | 会長　伊藤一郎 | 工業 |
| 朝日信用金庫 | 会長　小林一雄 | 金融 |
| ㈱アテナ | 会長　渡邊順彦 | 情報通信 |
| ㈱アドバネクス | 会長　加藤雄一 | 工業 |
| ㈱アプリコット | 社長　畠山笑美子 | 情報通信 |
| ㈱アリスマジック | 社長　本多保隆 | 情報通信 |
| ㈱安藤・間 | 社長　野村俊明 | 建設・不動産 |
| イオン㈱ | 社長　岡田元也 | 商業 |
| ㈱石井鐵工所 | 社長　石井宏治 | 工業 |
| 五十鈴㈱ | 社長　鈴木貴士 | 商業卸売 |
| いであ㈱ | 会長　田畑日出男 | サービス |
| ㈱伊藤園 | 会長　本庄八郎 | 商業 |
| 伊藤忠商事㈱ | 会長　小林栄三 | 商業卸売 |
| ㈱榮太樓總本鋪 | 社長　細田　眞 | 商業 |
| ＡＮＡホールディングス㈱ | 相談役　大橋洋治 | 交通運輸 |
| ＳＭＫ㈱ | 社長　池田靖光 | 工業 |
| ㈱エヌケービー | ｴｽｹｰﾋﾞｰ・くるみの館実行会長　滝　久雄 | サービス |
| ㈱ＮＴＴドコモ | 顧問　山田隆持 | 情報通信 |
| 王子ホールディングス㈱ | 会長　進藤清貴 | 工業 |
| オーウイル㈱ | 会長兼社長　小口英器 | 貿易 |
| 大崎電気工業㈱ | 会長　渡辺佳英 | 工業 |
| ㈱オンワードホールディングス | 名誉顧問　馬場　彰 | 商業卸売 |
| 鹿島建設㈱ | 会長　中村満義 | 建設・不動産 |
| 梶原工業㈱ | 会長　梶原徳二 | 工業 |
| ㈱桂川精螺製作所 | 社長　石井昌景 | 工業 |

| 議員名称 | 議員の職務を行う者の役職・氏名 | 所属部会 |
|---|---|---|
| ㈱関電工 | 特別顧問　山口　学 | 建設・不動産 |
| ㈱銀座テーラーグループ | 社長　鰐渕美惠子 | 商業 |
| ㈱グリーンハウス | 社長　田沼千秋 | 商業 |
| グローブシップ㈱ | 社長　矢口敏和 | サービス |
| ㈱啓文社 | 社長　小渕勝一 | 情報通信 |
| 光陽産業㈱ | 会長　大山忠一 | 工業 |
| 郡リース㈱ | 社長　郡　正直 | 建設・不動産 |
| 国分グループ本社㈱ | 会長兼ＣＥＯ　國分勘兵衛 | 商業卸売 |
| コスムビューティーサイエンス㈱ | 社長　山崎登美子 | 商業卸売 |
| コトブキシーティング㈱ | 社長　深澤重幸 | 工業 |
| ㈱小松ストアー | 社長　小坂　敬 | 商業 |
| 小松ばね工業㈱ | 会長　小松節子 | 工業 |
| サッポロホールディングス㈱ | 会長　上條　努 | 工業 |
| 三機工業㈱ | 会長　梶浦卓一 | 建設・不動産 |
| 三和電気工業㈱ | 会長　石井卓爾 | 工業 |
| ㈱ＪＴＢ | 相談役　佐々木　隆 | サービス |
| Ｊ．フロントリテイリング㈱ | 社長　山本良一 | 商業 |
| ㈱塩崎ビル | 社長　塚本レイ子 | 建設・不動産 |
| ㈱シオザワ | 社長　塩澤好久 | 商業卸売 |
| ㈱資生堂 | 相談役　前田新造 | 商業 |
| 島村楽器㈱ | 会長　島村元紹 | 商業 |
| 清水建設㈱ | 会長　宮本洋一 | 建設・不動産 |
| ㈱商工組合中央金庫 | 社長　安達健祐 | 金融 |
| 松竹㈱ | 会長　大谷信義 | サービス |
| ㈱新宿高野 | 社長　髙野吉太郎 | 商業 |
| 新日鐵住金㈱ | 相談役 名誉会長　三村明夫 | 工業 |
| ㈱すかいらーく | 社長　谷　真 | 商業 |
| スキャネット㈱ | 社長　小池隆彦 | 情報通信 |
| 住友商事㈱ | 相談役　岡　素之 | 貿易 |
| 住友林業㈱ | 会長　矢野　龍 | 建設・不動産 |
| セイコーホールディングス㈱ | 会長兼グループCEO　服部真二 | 商業卸売 |
| ㈱世界貿易センタービルディング | 社長　宮﨑親男 | 商業 |
| セコム㈱ | 社長　中山泰男 | サービス |
| ㈱セブン&アイ・ホールディングス | 社長　井阪隆一 | 商業 |
| セントラルスポーツ㈱ | 会長　後藤忠治 | 商業 |
| ㈱千疋屋総本店 | 社長　大島　博 | 商業 |
| 双日㈱ | 会長　佐藤洋二 | 貿易 |
| ソニー㈱ | 社長兼ＣＥＯ　平井一夫 | 工業 |
| 第一三共㈱ | 相談役　庄田　隆 | 工業 |
| 醍醐ビル㈱ | 社長　田中常雅 | 建設・不動産 |

| 議員名称 | 議員の職務を行う者の役職・氏名 | 所属部会 |
|---|---|---|
| 大成建設㈱ | 会長　山内隆司 | 建設・不動産 |
| 大東京信用組合 | 会長　安田眞次 | 金融 |
| 大日本印刷㈱ | 社長　北島義俊 | 情報通信 |
| ダイヤル・サービス㈱ | 社長・CEO　今野由梨 | 情報通信 |
| 大陽ステンレススプリング㈱ | 会長　横山正二 | 工業 |
| ㈱高島屋 | 会長　鈴木弘治 | 商業 |
| ㈱帝国データバンク | 社長　後藤信夫 | 情報通信 |
| デンカ㈱ | 会長　吉髙紳介 | 工業 |
| 電源開発㈱ | 会長　北村雅良 | 資源・エネルギー |
| ㈱電通 | 顧問　石井直 | サービス |
| 東映㈱ | 会長　岡田裕介 | サービス |
| ㈱東急百貨店 | 会長　二橋千裕 | 商業 |
| 東急不動産ホールディングス㈱ | 会長　金指潔 | 建設・不動産 |
| ㈱東京會舘 | 特別顧問　藤原幸弘 | 商業 |
| 東京ガス㈱ | 社長　広瀬道明 | 資源・エネルギー |
| 東京急行電鉄㈱ | 社長　野本弘文 | 交通運輸 |
| 東京電力ホールディングス㈱ | 社長　小早川智明 | 資源・エネルギー |
| ㈱東京ドーム | 会長　久代信次 | サービス |
| 東京都商店街連合会 | 会長　桑島俊彦 | 商業 |
| (一社)東京都信用金庫協会 | 会長　神保和彦 | 金融 |
| 東京メトロポリタンテレビジョン㈱ | 会長　後藤亘 | 情報通信 |
| ㈱東京流通センター | 社長　小野真路 | 商業 |
| 東京レジャー㈱ | 会長　池田朝彦 | サービス |
| ㈱東芝 | 社長　綱川智 | 工業 |
| 東芝エレベータ㈱ | 社長　松原和則 | 建設・不動産 |
| 東洋ドライルーブ㈱ | 社長　飯野光彦 | 工業 |
| 東洋熱工業㈱ | 最高顧問　野末尚 | 建設・不動産 |
| 東レ㈱ | 社長　日覺昭廣 | 工業 |
| 戸田建設㈱ | 社長　今井雅則 | 建設・不動産 |
| 凸版印刷㈱ | 社長　金子眞吾 | 情報通信 |
| ㈱中村塗装店 | 社長　中村節雄 | 建設・不動産 |
| 日本システムウエア㈱ | 名誉会長　多田修人 | 情報通信 |
| 日本通運㈱ | 会長　渡邉健二 | 交通運輸 |
| 日本郵船㈱ | 相談役　宮原耕治 | 交通運輸 |
| ㈱ニフコ | 会長兼社長　山本利行 | 工業 |
| 日本航空㈱ | 会長　大西賢 | 交通運輸 |
| 日本証券業協会 | 会長　鈴木茂晴 | 金融 |
| ㈱日本レーザー | 社長　近藤宣之 | 貿易 |
| (学)服部学園 | 常務理事　服部津貴子 | サービス |
| ㈱パレスホテル | 会長　小林節 | サービス |

| 議員名称 | 議員の職務を行う者の役職・氏名 | 所属部会 |
|---|---|---|
| 東日本電信電話㈱ | 相談役　江部　努 | 情報通信 |
| 東日本旅客鉄道㈱ | 会長　清野　智 | 交通運輸 |
| ㈱日立製作所 | 会長　中西宏明 | 工業 |
| ビリングシステム㈱ | 社長　江田敏彦 | サービス |
| 廣瀬ビルディング㈱ | 社長　廣瀬元夫 | 建設・不動産 |
| ㈱フォーシーズ | 会長兼ＣＥＯ　淺野秀則 | 商業卸売 |
| ㈱フォーバル | 会長　大久保秀夫 | サービス |
| 富士ゼロックス㈱ | 社長　栗原　博 | サービス |
| 藤田観光㈱ | 特別顧問　本村　哲 | サービス |
| ㈱フジマック | 社長　熊谷俊範 | 建設・不動産 |
| 本田技研工業㈱ | 取締役相談役　伊東孝紳 | 工業 |
| 前田建設工業㈱ | 顧問　前田靖治 | 建設・不動産 |
| 松久㈱ | 社長　神谷一雄 | 工業 |
| ㈱松屋 | 名誉会長　古屋勝彦 | 商業 |
| 丸紅㈱ | 会長　朝田照男 | 貿易 |
| みずほフィナンシャルグループ | 名誉顧問　塚本隆史 | 金融 |
| 三井住友海上火災保険㈱ | 常任顧問　江頭敏明 | 金融 |
| ㈱三井住友銀行 | 特別顧問　北山禎介 | 金融 |
| 三井物産㈱ | 会長　飯島彰己 | 貿易 |
| 三井不動産㈱ | 会長　岩沙弘道 | 建設・不動産 |
| 三井不動産レジデンシャル㈱ | 社長　藤林清隆 | 建設・不動産 |
| ㈱三越伊勢丹ホールディングス | 特別顧問　石塚邦雄 | 商業 |
| 三菱ケミカル㈱ | 相談役　石塚博昭 | 工業 |
| 三菱商事㈱ | 社長　垣内威彦 | 貿易 |
| 三菱電機㈱ | 相談役　下村節宏 | 工業 |
| ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行 | 特別顧問　三木繁光 | 金融 |
| 三菱マテリアル㈱ | 会長　矢尾　宏 | 資源・エネルギー |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行㈱ | 会長　若林辰雄 | 金融 |
| ㈱宮入 | 社長　宮入正英 | 商業卸売 |
| ㈱モスフードサービス | 会長　櫻田　厚 | 商業 |
| 森ビル㈱ | 社長　辻　慎吾 | 建設・不動産 |
| ヤスマ㈱ | 社長　安間香和里 | 商業卸売 |
| ㈱ヤマシタコーポレーション | 社長　山下和洋 | サービス |
| ヤマトホールディングス㈱ | 会長　木川　眞 | 交通運輸 |
| ㈱山本海苔店 | 副社長　山本豪人 | 商業 |
| (医)友和会　太陽歯科衛生士専門学校 | 理事長　櫻井善忠 | サービス |
| ライオン㈱ | 相談役　藤重貞慶 | 工業 |
| ㈱龍角散 | 社長　藤井隆太 | 工業 |
| ㈱ワールドケミカル | 会長　森　洋二 | 工業 |
| 渡辺パイプ㈱ | 社長　渡辺　元 | 建設・不動産 |

### ③　名誉議員

（２０１８年3月３１日現在）

| 氏　　名 | 企　業　の　名　称 | 企　業　上　の　役　職 |
|---|---|---|
| 飯　田　　亮 | セ　コ　ム　㈱ | 最高顧問 |
| 小　泉　清　子 | ㈱　鈴　乃　屋 | 名誉会長 |
| 鈴　木　　實 | 五　十　鈴　㈱ | 相　談　役 |
| 田　村　逸　也 | ㈱タムラ製作所 | 相　談　役 |
| 西　澤　宏　繁 | | |
| 細　田　安兵衛 | ㈱榮太樓總本鋪 | 相　談　役 |
| 三　浦　　守 | ㈱東急百貨店 | 顧　　問 |

### ④　議員待遇者

（２０１８年3月３１日現在）

| 氏　　名 | 企　業　の　名　称 | 企　業　上　の　役　職 |
|---|---|---|
| 伊　藤　雅　人 | オーデリック㈱ | 社　　長 |
| 井　上　秀　一 | 東日本電信電話㈱ | 元　社　長 |
| 今　村　治　輔 | 清　水　建　設　㈱ | 元　会　長 |
| 岡　田　明　重 | ㈱三井住友銀行 | 名誉顧問 |
| 熊　谷　直　彦 | 三　井　物　産　㈱ | 元　会　長 |
| 児　玉　幸　治 | (一財)機械システム振興協会 | 会　　長 |
| 齋　藤　朝　子 | ㈱ピアチェーレ | 会　　長 |
| 清　水　　仁 | 東京急行電鉄㈱ | 特別顧問 |
| 庄　山　悦　彦 | ㈱日立製作所 | 名誉相談役 |
| 鈴　木　謙　一 | ㈱　東　京　會　舘 | 元　社　長 |
| 鈴　木　義　雄 | ㈱　鈴　屋 | 取締役相談役 |
| 多　田　公　人 | | |
| 辻　　亨 | 丸　紅　㈱ | 名誉理事 |
| 中　西　真　彦 | | |
| 中　村　胤　夫 | ㈱三越伊勢丹ホールディングス | 社　　友 |
| 根　津　公　一 | ㈱　東　武　百　貨　店 | 名誉会長 |
| 平　井　克　彦 | 東　レ　㈱ | 特別顧問 |
| 松　橋　　功 | ㈱　J　T　B | 相　談　役 |
| 美　安　達　子 | ㈱　電　脳 | 名誉会長 |
| 茂　木　友三郎 | キッコーマン㈱ | 取締役名誉会長 |

## (5) 部会長等

（２０１８年3月３１日現在）

| 役職名 | 氏名 | 企業の名称 | 企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 商業部会長 | 石塚邦雄 | ㈱三越伊勢丹ホールディングス | 特別顧問 |
| 副部会長 | 桑島俊彦 | 東京都商店街連合会 | 会長 |
| 〃 | 小坂敬 | ㈱小松ストアー | 社長 |
| 〃 | 山本泰人 | ㈱山本海苔店 | 副社長 |
| 〃 | 井阪隆一 | ㈱セブン&アイ・ホールディングス | 社長 |
| 商業卸売部会長 | 國分勘兵衛 | 国分グループ本社㈱ | 会長兼CEO |
| 副部会長 | 宮入正英 | ㈱宮入 | 社長 |
| 〃 | 淺野秀則 | ㈱フォーシーズ | 会長兼CEO |
| 〃 | 山崎登美子 | コスムビューティーサイエンス㈱ | 社長 |
| 〃 | 服部真二 | セイコーホールディングス㈱ | 会長兼グループCEO |
| 工業部会長 | 下村節宏 | 三菱電機㈱ | 相談役 |
| 副部会長 | 石井宏治 | ㈱石井鐵工所 | 社長 |
| 〃 | 森洋二 | ㈱ワールドケミカル | 会長 |
| 〃 | 庄田隆 | 第一三共㈱ | 相談役 |
| 〃 | 吉高紳介 | デンカ㈱ | 会長 |
| 〃 | 日覺昭廣 | 東レ㈱ | 社長 |
| 資源・エネルギー部会長 | 広瀬道明 | 東京ガス㈱ | 社長 |
| 副部会長 | 北村雅良 | 電源開発㈱ | 会長 |
| 〃 | 木村康 | ＪＸＴＧエネルギー㈱ | 顧問 |
| 〃 | 牧野明次 | 岩谷産業㈱ | 会長兼CEO |
| 〃 | 矢島幹也 | 東京都石油業協同組合 | 理事長 |
| 貿易部会長 | 飯島彰己 | 三井物産㈱ | 会長 |
| 副部会長 | 朝田照男 | 丸紅㈱ | 会長 |
| 〃 | 岡素之 | 住友商事㈱ | 相談役 |
| 〃 | 小口英嚴 | オーウイル㈱ | 会長兼社長 |
| 〃 | 佐藤洋二 | 双日㈱ | 会長 |
| 〃 | 伊藤滋 | マルハニチロ㈱ | 社長 |
| 金融部会長 | 塚本隆史 | みずほフィナンシャルグループ | 名誉顧問 |
| 副部会長 | 江頭敏明 | 三井住友海上火災保険㈱ | 常任顧問 |
| 〃 | 幸本智彦 | アクサ生命保険㈱ | 副社長 |
| 〃 | 神保和彦 | (一社)東京都信用金庫協会 | 会長 |
| 〃 | 若林辰雄 | 三菱ＵＦＪ信託銀行㈱ | 会長 |
| 〃 | 鈴木茂晴 | 日本証券業協会 | 会長 |
| 交通運輸部会長 | 大橋洋治 | ＡＮＡホールディングス㈱ | 相談役 |
| 副部会長 | 野本弘文 | 東京急行電鉄㈱ | 社長 |
| 〃 | 木川眞 | ヤマトホールディングス㈱ | 会長 |
| 〃 | 浅井隆 | ㈱浅井 | 社長 |
| 〃 | 渡邉健二 | 日本通運㈱ | 会長 |

| 役職名 | 氏名 | 企業の名称 | 企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 建設・不動産　部会長 | 山内　隆司 | 大成建設㈱ | 会長 |
| 副部会長 | 廣瀬　元夫 | 廣瀬ビルディング㈱ | 社長 |
| 〃 | 梶浦　卓一 | 三機工業㈱ | 会長 |
| 〃 | 宮本　洋一 | 清水建設㈱ | 会長 |
| 〃 | 今井　雅則 | 戸田建設㈱ | 社長 |
| 〃 | 金指　潔 | 東急不動産ホールディングス㈱ | 会長 |
| サービス　部会長 | 岡田　裕介 | 東映㈱ | 会長 |
| 副部会長 | 滝　久雄 | ㈱エヌケービー | ｴｽｹｰﾋﾞｰ､ぐうたび創業者会長 |
| 〃 | 久代　信次 | ㈱東京ドーム | 会長 |
| 〃 | 服部津貴子 | (学)服部学園 | 常務理事 |
| 情報通信　部会長 | 金子眞吾 | 凸版印刷㈱ | 社長 |
| 副部会長 | 今野　由梨 | ダイヤル・サービス㈱ | 社長･CEO |
| 〃 | 江部　努 | 東日本電信電話㈱ | 相談役 |
| 〃 | 後藤　信夫 | ㈱帝国データバンク | 社長 |
| 〃 | 後藤　亘 | 東京メトロポリタンテレビジョン㈱ | 会長 |

## (6) 委員長等

（２０１８年3月３１日現在）

| 役職名 | 氏名 | 企業の名称 | 企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 総合政策　委員長 | 小林栄三 | 伊藤忠商事㈱ | 会長 |
| 共同委員長 | 渡辺佳英 | 大崎電気工業㈱ | 会長 |
| 組織　委員長 | 釜　和明 | ㈱IHI | 相談役 |
| 共同委員長 | 池田朝彦 | 東京レジャー㈱ | 会長 |
| 〃 | 宮入正英 | ㈱宮入 | 社長 |
| 事業推進　委員長 | 田畑日出男 | いであ㈱ | 会長 |
| 共同委員長 | 淺野秀則 | ㈱フォーシーズ | 会長兼CEO |
| 〃 | 髙野吉太郎 | ㈱新宿高野 | 社長 |
| 税制　委員長 | 田中常雅 | 醍醐ビル㈱ | 社長 |
| 共同委員長 | 井上裕之 | 愛知産業㈱ | 会長 |
| 〃 | 阿部貴明 | 丸源飲料工業㈱ | 社長 |
| 労働　委員長 | 伊藤一郎 | 旭化成㈱ | 会長 |
| 共同委員長 | 塚本隆史 | みずほフィナンシャルグループ | 名誉顧問 |
| 〃 | 郡　正直 | 郡リース㈱ | 社長 |
| 〃 | 藤沢　薫 | ㈱チェックメイト | 社長 |
| 多様な人材活躍　委員長 | 前田新造 | ㈱資生堂 | 相談役 |
| 共同委員長 | 山崎登美子 | コスムビューティーサイエンス㈱ | 社長 |
| 〃 | 梶浦卓一 | 三機工業㈱ | 会長 |
| 若者・産業人材育成　委員長 | 北山禎介 | ㈱三井住友銀行 | 特別顧問 |
| 共同委員長 | 矢口敏和 | グローブシップ㈱ | 社長 |
| 〃 | 上條　努 | サッポロホールディングス㈱ | 会長 |

## ２．組織　(6)委員長等

| 役職名 | | 氏名 | 企業の名称 | 企業上の役職 |
|---|---|---|---|---|
| 中小企業 | 委員長 | 大久保 秀夫 | ㈱フォーバル | 会長 |
| | 共同委員長 | 宮入 正英 | ㈱宮入 | 社長 |
| 事業承継対策 | 委員長 | 加藤 雄一 | ㈱アドバネクス | 会長 |
| | 共同委員長 | 石井 卓爾 | 三和電気工業㈱ | 会長 |
| | 〃 | 大山 忠一 | 光陽産業㈱ | 会長 |
| 国際経済 | 委員長 | 朝田 照男 | 丸紅㈱ | 会長 |
| | 共同委員長 | 小口 英器 | オーウイル㈱ | 会長兼社長 |
| | 〃 | 佐藤 洋二 | 双日㈱ | 会長 |
| 中小企業国際展開推進 | 委員長 | 渡辺 元 | 渡辺パイプ㈱ | 社長 |
| | 共同委員長 | 柿﨑 昭裕 | ㈱東京都民銀行 | 会長 |
| 社会保障 | 委員長 | 庄田 隆 | 第一三共㈱ | 相談役 |
| | 共同委員長 | 山本 泰人 | ㈱山本海苔店 | 副社長 |
| エネルギー・環境 | 委員長 | 北村 雅良 | 電源開発㈱ | 会長 |
| | 共同委員長 | 野末 尚 | 東洋熱工業㈱ | 最高顧問 |
| 経済法規 | 委員長 | 大島 博 | ㈱千疋屋総本店 | 社長 |
| | 共同委員長 | 大山 忠一 | 光陽産業㈱ | 会長 |
| 知的財産戦略 | 委員長 | 荒井 寿光 | 東京中小企業投資育成㈱ | 相談役 |
| | 共同委員長 | 岡田 裕介 | 東映㈱ | 会長 |
| 首都圏問題 | 委員長 | 清野 智 | 東日本旅客鉄道㈱ | 会長 |
| | 共同委員長 | 今井 雅則 | 戸田建設㈱ | 社長 |
| | 〃 | 藤林 清隆 | 三井不動産レジデンシャル㈱ | 社長 |
| 災害対策 | 委員長 | 山田 隆持 | ㈱NTTドコモ | 顧問 |
| | 共同委員長 | 田畑 日出男 | いであ㈱ | 会長 |
| | 〃 | 山口 学 | ㈱関電工 | 特別顧問 |
| 観光 | 委員長 | 佐々木 隆 | ㈱JTB | 相談役 |
| | 共同委員長 | 大西 賢 | 日本航空㈱ | 会長 |
| ものづくり推進 | 委員長 | 伊東 孝紳 | 本田技研工業㈱ | 取締役相談役 |
| | 共同委員長 | 森 洋二 | ㈱ワールドケミカル | 会長 |
| | 〃 | 浅川 弘人 | ㈱浅川製作所 | 会長 |
| 生産性向上 | 委員長 | 藤重 貞慶 | ライオン㈱ | 相談役 |
| | 共同委員長 | 櫻田 厚 | ㈱モスフードサービス | 会長 |
| 健康づくり・スポーツ振興 | 委員長 | 後藤 忠治 | セントラルスポーツ㈱ | 会長 |
| | 共同委員長 | 幸本 智彦 | アクサ生命保険㈱ | 副社長 |
| ビジネス・会員交流 | 委員長 | 池田 朝彦 | 東京レジャー㈱ | 会長 |
| | 共同委員長 | 熊谷 俊範 | ㈱フジマック | 社長 |
| | 〃 | 島村 元紹 | 島村楽器㈱ | 会長 |
| オリンピック・パラリンピック特別 | 委員長 | 渡辺 佳英 | 大崎電気工業㈱ | 会長 |
| | 共同委員長 | 馬場 彰 | ㈱オンワードホールディングス | 名誉顧問 |
| | 〃 | 野本 弘文 | 東京急行電鉄㈱ | 社長 |

## (7) 女性会長等

（２０１８年3月３１日現在）

| 役職名 | 氏名 | 企業の名称 | 企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 会長 | 藤沢　薫 | ㈱チェックメイト | 社長 |
| 副会長 | 渡邉光子 | ㈱エスシーアイ | 会長 |
| 〃 | 藤岡実佐子 | 帝國製薬㈱東京事務所 | 社長 |
| 〃 | 畠山笑美子 | ㈱アプリコット | 社長 |
| 〃 | 作田智子 | 貴宝石㈱ | 社長 |

## (8) 青年部会長等

（２０１８年3月３１日現在）

| 役職名 | 氏名 | 企業の名称 | 企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 会長 | 佐藤　学 | だいやす建設㈱ | 常務取締役 |
| 副会長 | 横山達也 | 東工・バレックス㈱ | 社長 |
| 〃 | 加藤貴久 | 東立電機㈱ | 社長 |
| 〃 | 安藤公一 | ㈱パートナーズ | 専務取締役 |

## (9) 顧問および参与

### ① 特別顧問

（２０１８年3月３１日現在）

| 氏名 | 企業の名称および企業上の役職 | 氏名 | 企業の名称および企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 本庄八郎 | ㈱伊藤園会長 | 藤重貞慶 | ライオン㈱相談役 |
| 井上裕之 | 愛知産業㈱会長 | 石塚邦雄（部会長兼務） | ㈱三越伊勢丹ホールディングス特別顧問 |
| 渡辺佳英 | 大崎電気工業㈱会長 | 國分勘兵衛（部会長兼務） | 国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ |
| 石井卓爾 | 三和電気工業㈱会長 | 下村節宏（部会長兼務） | 三菱電機㈱相談役 |
| 神谷一雄 | 松久㈱社長 | 広瀬道明（部会長兼務） | 東京ガス㈱社長 |
| 馬場　彰 | ㈱オンワードホールディングス名誉顧問 | 飯島彰己（部会長兼務） | 三井物産㈱会長 |
| 今野由梨 | ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ | 塚本隆史（部会長兼務） | みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 |
| 矢野　龍 | 住友林業㈱会長 | 大橋洋治（部会長兼務） | ＡＮＡホールディングス㈱相談役 |
| 小林栄三 | 伊藤忠商事㈱会長 | 山内隆司（部会長兼務） | 大成建設㈱会長 |
| 朝田照男 | 丸紅㈱会長 | 岡田裕介（部会長兼務） | 東映㈱会長 |
| 岡　素之 | 住友商事㈱相談役 | 金子眞吾（部会長兼務） | 凸版印刷㈱社長 |

## ②　顧　　問

（２０１８年３月３１日現在）

| 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 | 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 小　池　百合子 | 東京都知事 | 川　本　信　彦 | 本田技研工業㈱社友 |
| 榊　原　定　征 | (一社)日本経済団体連合会会長 | 浅　地　正　一 | 浅地事務所代表 |
| 小　林　喜　光 | (公社)経済同友会代表幹事 | 関　家　憲　一 | オフィス・セキヤ代表 |
| 黒　田　東　彦 | 日本銀行総裁 | 吉　野　浩　行 | 本田技研工業㈱社友 |
| 田　中　一　穂 | ㈱日本政策金融公庫総裁 | 小　柴　和　正 | |
| 柳　　正　憲 | ㈱日本政策投資銀行社長 | 小　島　順　彦 | 三菱商事㈱相談役 |
| 高　田　坦　史 | (独)中小企業基盤整備機構理事長 | 上　條　清　文 | 東京急行電鉄㈱特別顧問 |
| 石　毛　博　行 | (独)日本貿易振興機構理事長 | 池　田　彰　孝 | ＳＭＫ㈱最高顧問 |
| 村　山　寛　司 | 東京信用保証協会理事長 | 杉　山　清　次 | みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 |
| 望　月　晴　文 | 東京中小企業投資育成㈱社長 | 福　井　威　夫 | 本田技研工業㈱社友 |
| 片　桐　　裕 | 損害保険ジャパン日本興亜㈱顧問 | 小　林　　健 | 三菱商事㈱会長 |
| 松　下　康　雄 | | 宮　村　眞　平 | 三井金属鉱業㈱名誉相談役 |
| 岡　田　卓　也 | イオン㈱名誉会長相談役 | 鳥　原　光　憲 | 東京ガス㈱相談役 |
| 福　原　義　春 | ㈱資生堂名誉会長 | 児　玉　幸　治 | (一財)機械システム振興協会会長 |
| 佐々木　幹　夫 | 三菱商事㈱特別顧問 | 中　村　利　雄 | (公財)全国中小企業取引振興協会会長 |

## ③　常任顧問

（２０１８年３月３１日現在）

| 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 | 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| 荒　井　寿　光 | 東京中小企業投資育成㈱相談役 | 小　林　文　彦 | 伊藤忠商事㈱専務執行役員 |
| 植　松　　敏 | | 小　林　洋　一 | 伊藤忠商事㈱副会長 |
| 槍　田　松　瑩 | 三井物産㈱顧問 | 清　水　信　次 | 日本小売業協会会長 |
| 小　澤　　哲 | 豊田通商㈱会長 | 宮　本　四　郎 | |
| 久保利　英　明 | 日比谷パーク法律事務所代表弁護士 | | |

④ 参　　与

（２０１８年3月３１日現在）

| 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 | 氏　　名 | 企業の名称および企業上の役職 |
|---|---|---|---|
| （特別参与） | | 下　中　佑一朗 | 三和電気工業㈱総務部長 |
| 久保田　政　一 | (一社)日本経済団体連合会事務総長 | 神　谷　隆　一 | 松久㈱執行役員 |
| 横　尾　敬　介 | (公社)経済同友会副代表幹事・専務理事 | 正　津　昌　範 | ㈱オンワードホールディングス執行役員秘書部・広報部　部長 |
| 河　津　　司 | (一社)日本貿易会専務理事 | 福　永　哲　久 | ダイヤル・サービス㈱管理本部本部長 |
| 前　田　和　敬 | (公財)日本生産性本部理事長 | 水　野　　隆 | 住友林業㈱秘書室長 |
| 髙　橋　晴　樹 | 全国中小企業団体中央会専務理事 | 河　合　良　介 | 伊藤忠商事㈱伊藤忠経済研究所上席研究員 |
| 藤　田　裕　司 | 東京都産業労働局局長 | 金　子　哲　哉 | 丸紅㈱丸紅経済研究所チーフ・エコノミスト |
| 高　橋　淑　郎 | 東京中小企業投資育成㈱相談役 | 福　原　基　文 | 住友商事㈱グローバル業務部渉外担当部長 |
| （参　与） | | 池　永　和　広 | ライオン㈱秘書部部長 |
| 大　西　史　哲 | 新日鐵住金㈱総務部広報センター所長 | 田　中　康　博 | ㈱三越伊勢丹ホールディングス秘書室　渉外部長 |
| 中　嶋　哲　也 | ㈱東芝産業政策渉外室　渉外戦略担当部長 | 岡　村　宏　隆 | 国分グループ本社㈱社長室長兼経営企画部　広報課長 |
| 井　手　孝　浩 | 旭化成㈱秘書室長 | 黄　檗　満　治 | 三菱電機㈱総務部長 |
| 立　川　基　久 | ㈱ＪＴＢ秘書室長 | 漆　原　栄　彦 | 東京ガス㈱秘書部企画調査チームリーダー |
| 田　代　裕　美 | ㈱資生堂秘書・渉外部長 | 古　東　　誠 | 三井物産㈱秘書室長 |
| 太　田　正　彦 | ㈱ＩＨＩ総務部渉外グループ部長 | 志　村　丈　晴 | ㈱みずほ銀行秘書室参事役 |
| 村　上　達　則 | 醍醐ビル㈱執行役員 | 濱　田　秀　樹 | ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長 |
| 中　村　幸　則 | ㈱三井住友銀行管理部秘書室長 | 遠　藤　洋　介 | 大成建設㈱営業推進部副部長 |
| 中　川　淳　一 | 本田技研工業㈱渉外部担当部長 | 堀　口　政　浩 | 東映㈱執行役員秘書部長兼経営戦略部長 |
| 篠　原　徹　也 | 三菱商事㈱業務部部長代行 | 石　川　智　之 | 凸版印刷㈱秘書室室長 |
| 新　妻　　充 | 鹿島建設㈱執行役員・秘書室秘書役 | 鈴　木　正　則 | ㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員 |
| 大　西　秀　麿 | 東日本旅客鉄道㈱政策調査室室長 | 松　野　史　朗 | 三菱地所㈱総務部ユニットリーダー |
| 須　田　憲　和 | ㈱フォーバル会長室室長 | 原　田　桂　介 | ㈱東京都民銀行秘書室長 |
| 松　永　　聡 | ㈱伊藤園秘書部長 | （常任参与） | |
| 井　原　直　明 | 愛知産業㈱常務取締役管理本部長 | 橋　本　昌　道 | 経済団体健康保険組合常務理事 |
| 根　本　和　郎 | 大崎電気工業㈱常務取締役管理本部長 | 高　野　秀　夫 | 日本小売業協会専務理事 |

## (10) 支部会長

（２０１８年3月３１日現在）

| 支部名 | 氏　　名 | 企業及び企業上の役職 | 支部名 | 氏　　名 | 企業及び企業上の役職 |
|---|---|---|---|---|---|
| 千代田 | 前　川　秀　樹 | 興産信用金庫相談役 | 渋　谷 | 佐　藤　　仁 | ㈱東急レクリエーション相談役 |
| 中　央 | 大　谷　信　義 | 松竹㈱会長 | 中　野 | 麻　沼　雅　海 | アサヌマコーポレーション㈱社長 |
| 港 | 池　田　朝　彦 | 東京レジャー㈱会長 | 杉　並 | 和　田　新　也 | 箱根植木㈱社長 |
| 新　宿 | 髙　野　吉太郎 | ㈱新宿高野社長 | 豊　島 | 鈴　木　正　美 | ㈱末広サービス会長 |
| 文　京 | 金　子　　收 | 共同製本㈱会長 | 板　橋 | 吉　村　健　正 | ㈱ルケオ会長 |
| 台　東 | 小田切　満寿雄 | ㈱オダギリ会長 | 練　馬 | 髙　内　恒　行 | 豊玉タクシー㈱会長 |
| 北 | 越　野　充　博 | 越野建設㈱社長 | 江　東 | 小　泉　宗　孝 | ㈱日本サービスセンター会長 |
| 荒　川 | 富　永　新三郎 | ㈱新吉社長 | 墨　田 | 阿　部　貴　明 | 丸源飲料工業㈱社長 |
| 品　川 | 武　田　健　三 | ㈱大崎ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ社長 | 足　立 | 髙　杉　浩　明 | 足立成和信用金庫理事長 |
| 目　黒 | 相　馬　熊　郎 | ㈱手塚興業社社長 | 葛　飾 | 浅　川　弘　人 | ㈱浅川製作所会長 |
| 大　田 | 浅　野　　健 | ㈱金羊社会長 | 江戸川 | 平　田　善　信 | 平田紙興㈱会長 |
| 世田谷 | 大　場　信　秀 | 世田谷信用金庫理事長 | | | |

# ３．選任および退任

## (1) 役　　員

### ①　常議員

平　井　克　彦（東レ㈱特別顧問）退任（２０１７年6月２７日）
日　覺　昭　廣（東レ㈱社長）就任（２０１７年7月２８日第２０２回（通常）議員総会）
安　間　百合子（ヤスマ㈱社長）退任（２０１７年9月２９日ご逝去）
安　達　健　祐（㈱商工組合中央金庫社長）退任（２０１７年１２月３１日）

## (2) 議　　員

### ①　議員の職務を行う代表者の変更について

日本通運㈱（２０１７年5月１日付）
（新）　会　　長　　渡　邉　健　二　　（旧）　会　　長　　川　合　正　矩
㈱東京流通センター（２０１７年6月２１日付）
（新）　社　　長　　小　野　真　路　　（旧）　社　　長　　多　賀　啓　二
東京電力ホールディングス㈱（２０１７年6月２３日付）
（新）　社　　長　　小早川　智　明　　（旧）　社　　長　　廣　瀬　直　己
富士ゼロックス㈱（２０１７年6月２３日付）
（新）　社　　長　　栗　原　　博　　（旧）　会　　長　　山　本　忠　人
東レ㈱（２０１７年6月２８日付）
（新）　社　　長　　日　覺　昭　廣　　（旧）　特別顧問　　平　井　克　彦
日本証券業協会（２０１７年7月１日付）
（新）　会　　長　　鈴　木　茂　晴　　（旧）　会　　長　　稲　野　和　利
ヤスマ㈱（２０１７年9月３０日付）
（新）　社　　長　　安　間　香和里　　（旧）　社　　長　　安　間　百合子
藤田観光㈱（２０１８年1月１日付）
（新）　特別顧問　　本　村　　哲　　（旧）　会　　長　　佐々木　　明

## (3) 部会長等

＜商業卸売部会＞
安　間　百合子（ヤスマ㈱社長）副部会長退任（２０１７年9月２９日ご逝去）
＜工業部会＞
平　井　克　彦（東レ㈱特別顧問）部会長退任（２０１７年6月９日）
下　村　節　宏（三菱電機㈱相談役）副部会長退任（２０１７年6月９日）
下　村　節　宏（三菱電機㈱相談役）部会長就任（２０１７年6月１０日）
日　覺　昭　廣（東レ㈱社長）副部会長就任（２０１７年7月１５日）
＜資源・エネルギー部会＞
矢　尾　　宏（三菱マテリアル㈱会長）副部会長退任（２０１７年１２月３１日）
＜金融部会＞
稲　野　和　利（日本証券業協会会長）副部会長退任（２０１７年6月３０日）
鈴　木　茂　晴（日本証券業協会会長）副部会長就任（２０１７年7月１日）
＜サービス部会＞
佐々木　　明（藤田観光㈱会長）副部会長退任（２０１７年１２月３１日）

## (4) 委員長等

### ①　常設委員会

＜組織委員会＞

佐々木　　明（藤田観光㈱会長）副委員長退任（２０１７年１２月３１日）

＜中小企業委員会＞

安　達　健　祐（㈱商工組合中央金庫社長）共同委員長退任（２０１７年１２月３１日）

＜中小企業国際展開推進委員会＞

安　達　健　祐（㈱商工組合中央金庫社長）副委員長退任（２０１７年１２月３１日）

＜エネルギー・環境委員会＞

矢　尾　　宏（三菱マテリアル㈱会長）共同委員長退任（２０１７年１２月３１日）

＜災害対策委員会＞

多　賀　啓　二（㈱東京流通センター社長）副委員長退任（２０１７年6月２０日）

小　野　真　路（㈱東京流通センター社長）副委員長就任（２０１７年6月２１日）

＜観光委員会＞

佐々木　　明（藤田観光㈱会長）共同委員長退任（２０１７年１２月３１日）

＜生産性向上委員会＞

山　本　忠　人（富士ゼロックス㈱会長）共同委員長退任（２０１７年6月２２日）

＜健康づくり・スポーツ振興委員会＞

安　間　百合子（ヤスマ㈱社長）共同委員長退任（２０１７年9月２９日ご逝去）

＜ビジネス・会員交流委員会＞

安　間　百合子（ヤスマ㈱社長）副委員長退任（２０１７年9月２９日ご逝去）

**②　特別委員会**

＜オリンピック・パラリンピック特別委員会＞

中　村　満　義（鹿島建設㈱会長）委員長退任（２０１８年1月１１日）

渡　辺　佳　英（大崎電気工業㈱会長）共同委員長退任（２０１８年1月１１日）

渡　辺　佳　英（大崎電気工業㈱会長）委員長就任（２０１８年1月１２日第７０２回常議員会）

## (5) 青年部

青年部の設立に伴い、理事会（２０１７年3月２１日）において会長および副会長が選任され、２０１７年4月１日付で就任。就任者は２１頁の「(8) 青年部会長等」に記載のとおり。

## (6) 顧問および参与

**①　特別顧問**

平　井　克　彦（東レ㈱特別顧問）退任（２０１７年6月９日）

下　村　節　宏（三菱電機㈱相談役）就任（２０１７年6月１０日第２０１回（臨時）議員総会）

**②　顧　　問**

細　川　興　一（㈱日本政策金融公庫総裁）退任（２０１８年1月１１日）

田　中　一　穂（㈱日本政策金融公庫総裁）就任（２０１８年1月１２日第７０２回常議員会）

**③　常任顧問**

関　　忠　行（伊藤忠商事㈱顧問）退任（２０１７年3月６日）

小　林　文　彦（伊藤忠商事㈱専務執行役員）就任（２０１７年4月１４日第６９４回常議員会）

**④　議員待遇者**

平　井　克　彦（東レ㈱特別顧問）就任（２０１７年7月２８日第２０２回（通常）議員総会）

藤　田　弘　道（凸版印刷㈱名誉顧問）退任（２０１８年3月１３日ご逝去）

**⑤　特別参与**

松　川　昌　義（(公財)日本生産性本部理事長）退任（２０１７年6月８日）

前　田　和　敬（(公財)日本生産性本部理事長）就任（２０１７年9月９日第６９８回常議員会）

**⑥　参　　与**

椋　野　貴　司（旭化成㈱秘書室長）退任（２０１７年4月１３日）

井　手　孝　浩（旭化成㈱秘書室長）就任（２０１７年４月１４日第６９４回常議員会）
日下部　文　彦（㈱三井住友銀行秘書室長）退任（２０１７年４月１３日）
中　村　幸　則（㈱三井住友銀行管理部秘書室長）就任（２０１７年４月１４日第６９４回常議員会）
宮　﨑　真　洋（三菱商事㈱調査部部長代行）退任（２０１７年４月１３日）
篠　原　徹　也（三菱商事㈱業務部部長代行）就任（２０１７年４月１４日第６９４回常議員会）
村　部　由佳夫（ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長）退任（２０１７年４月１３日）
濱　田　秀　樹（ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長）就任（２０１７年４月１４日第６９４回常議員会）
菅　峨　　隆（凸版印刷㈱秘書室室長）退任（２０１７年４月１３日）
石　川　智　之（凸版印刷㈱秘書室室長）就任（２０１７年４月１４日第６９４回常議員会）
渡　邊　文　孝（住友林業㈱渉外担当部長）退任（２０１７年５月１１日）
水　野　　隆（住友林業㈱秘書室長）就任（２０１７年５月１２日第６９５回常議員会）
岸　　繁　生（住友商事㈱グローバル業務部渉外担当部長）退任（２０１７年５月１１日）
福　原　基　文（住友商事㈱グローバル業務部部長代理渉外チーム長）就任（２０１７年５月１２日第６９５回常議員会）
尾　本　　俊（東レ㈱総務部主幹（秘書室））退任（２０１７年６月９日）
黄　檗　満　治（三菱電機㈱総務部長）就任（２０１７年６月１０日第６９６回常議員会）
三ヶ尻　　裕（本田技研工業㈱渉外部担当部長）退任（２０１７年９月８日）
中　川　淳　一（本田技研工業㈱渉外部担当部長）就任（２０１７年９月９日第６９８回常議員会）
佐　藤　元　信（㈱東京都民銀行秘書室秘書役）退任（２０１７年１０月１２日）
原　田　桂　介（㈱東京都民銀行秘書室長）就任（２０１７年１０月１３日第６９９回常議員会）
野　田　泰　男（伊藤忠商事㈱伊藤忠経済研究所シニアアナリスト）退任（２０１７年１１月８日）
河　合　良　介（伊藤忠商事㈱伊藤忠経済研究所上席研究員）就任（２０１７年１１月９日第７００回常議員会）

## ⑺ 支部会長

大　山　忠　一（光陽産業㈱会長）品川支部会長退任（２０１７年１２月１４日）
武　田　健　三（㈱大崎ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ社長）品川支部会長就任（２０１７年１２月１５日第２０４回（臨時）議員総会）

# 4．事　務　局

## (1) 機　　構

| | | |
|---|---|---|
| | 東商ビル建替え準備室… | 東商ビルの建替え、新ビルのあり方や機能、移転の進め方に関すること、本所に所属するビルの土地・建物及び施設の管理・設備の運転保守 |
| | 事業推進室…… | 事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関すること |
| 総務統括部 | 総務課…… | 機密及び秘書事務、部間の総合調整、定款・その他諸規則、契約の締結・管理、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、その他、他の所掌に属さない事務に関すること |
| | 組織運営課…… | 組織運営・強化、中・長期の組織運営計画の立案、議員選挙、危機管理、会員増強推進対策および退会防止に関する企画立案、女性会、青年部その他組織運営企画に関すること |
| | 人事課…… | 人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関すること |
| | 支部運営課…… | 支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関すること |
| 財務・管理部 | 財務課…… | 予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、財務体質強化に係る計画立案、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関すること |
| | 会員センター…… | 会員、特商、本所諸事業の案内、資料等の配付・販売、貸会議室の運用、会費及び負担金の徴収、商工関係表彰に関すること |
| | 管理課…… | 会員データベース、イントラネット管理・運用、ＯＡ化推進、その他情報管理に関すること |
| 広　報　部 | 広報担当…… | 広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関すること |
| | 編集担当…… | 機関紙の刊行に関すること |
| | ＰＲ担当…… | ホームページ、メールマガジンの運営、ＰＲ資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他ＰＲ一般に関すること |
| | 経済資料センター… | 経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関すること |
| 国　際　部 | 国際政策担当…… | 国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関すること |
| | 国際経済担当…… | 当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関すること |
| 企画調査部 | 企画担当…… | 総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項等に関すること |
| 産業政策第一部 | 産業経済担当…… | 経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関すること |
| | 税制担当…… | 税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関すること |
| 産業政策第二部 | 労働担当…… | 労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関すること |
| | 環境・エネルギー担当… | 環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関すること |
| 地域振興部 | 都市政策担当…… | 交通運輸政策、建設・不動産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関すること |
| | まちづくり・観光担当… | まちづくり３法等に関する調査研究及び企画、中心市街地活性化計画の推進及び参画支援、流通政策、商業振興施策、観光政策に関する調査研究及び企画、その他まちづくり・観光一般に関すること |
| | 生産性向上担当…… | 中小企業の生産性向上に関する調査研究及び企画、その他生産性向上に関すること |
| | ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ担当… | オリンピック・パラリンピックに関する調査研究及び企画、その他オリンピック・パラリンピック一般に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| 中小企業部 | 中小企業振興担当… | 中小企業の経営状況に関する実態調査､金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画､中堅･中小企業の経営革新に関する調査研究及び企画､その他中小企業の振興施策に関すること |
| | ものづくり担当…… | 工業振興施策､産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画､その他「ものづくり」施策に関すること |
| | 調査・統計担当…… | 調査の分析および企画､産業経済一般の調査･統計の分析､その他調査･統計一般に関すること |
| | 中小企業相談センター<br>業務推進担当 | 経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、ＰＲ資料及び資料の刊行に関すること |
| | 経営相談担当 | 商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、M&Ａ支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること |
| | 金融対策担当 | 小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること |
| | 海外展開支援担当<br>浅草分室 | 海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること |
| | ビジネスサポートデスク（東京東）<br>ビジネスサポートデスク（東京西）<br>ビジネスサポートデスク（東京南）<br>ビジネスサポートデスク（東京北） | 商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること |
| 人材･能力開発部 | 人材支援センター… | 人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、ジョブ･カードセンター、新現役チャレンジ支援事業に関すること |
| | 研修センター…… | 経営者及び従業員の教育及び研修等に関すること |
| 検定事業部 | 検定センター…… | 各種技能検定及び資格試験、その他検定事業一般に関すること |
| サービス･交流部 | ビジネス交流センター… | 会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、サービス業振興施策に関する調査研究及び企画、その他ビジネス交流に関すること |
| | 会員交流センター… | 会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること |
| 共済･証明事業部 | 共済センター…… | 共済事業の実施及び運営に関すること |
| | 福利厚生支援センター… | ＣＬＵＢ　ＣＣＩの運営及び普及促進､会員事業所の福利厚生に関すること |
| | 証明センター…… | 貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること |
| 支部事務局 | ２３支部…… | 区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること<br>千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川 |

## (2) 事務局員

２０１８年3月３１日現在における事務局員５０８名

| | |
|---|---|
| 常務理事 | 西尾　昇治 |
| 理事・事務局長 | 間部　彰成 |
| 理　　事 | 小林　治彦 |
| 理　　事 | 赤木　　剛 |
| 常任参与 | 橋本　昌道 |
| 常任参与 | 高野　秀夫 |

## ① 本　　部

会頭秘書役　林　謙志

**東商ビル建替え準備室**

部長　(小林　治彦)
副部長・課長　宮本　雅廣

**事業推進室**

部長　(湊元　良明)
副部長・課長　和泉　純治

**総務統括部**

部　長　湊元　良明
副部長　西郷　直紀
副部長　山口　健
副部長　貫井　晴宣
総務課長　長嶋　収一
総務課調査役　廣江みどり
組織運営課長　(貫井　晴宣)
人事課長　清田　素弘
人事課調査役　高田　典浩
支部運営課長　(西郷　直紀)

**財務・管理部**

部　長　福田　泰也
担当部長　橋本　一朗
副部長　霜崎　敏一
参　事　長澤　広幸
財務課長　清水　竜
財務課長補佐　碓井　秀直
会員センター所長　(霜崎　敏一)
会員センター主幹　石原　裕美
管理課長　山下　晃代

**広　報　部**

部　長　中村　仁
副部長　高山祐志郎
副部長　荒井隆一郎
広報担当課長　向山　理
編集担当課長　(荒井隆一郎)
ＰＲ担当課長　(荒井隆一郎)
経済資料センター所長　(荒井隆一郎)
経済資料センター主幹　市ノ川　悟
経済資料センター主幹　渡邊　浩江

**国　際　部**

部　長　(赤木　剛)
担当部長　西谷　和雄
担当部長　大下　英和
副部長　清水　力
副部長　佐々木和人
課　長　近野　孝行
課　長　松岡　鉄也
課　長　西澤　正純
課　長　(清水　力)
課　長　八田城之介
課　長　(佐々木和人)
課長補佐　杉　健太郎
課長補佐　安藤　憲吾
課長補佐　天野　永
主任調査役　鈴木　重則
主任調査役　原島　哲雄
主任調査役　今里　康弘
主任調査役　小野　徹夫
主任調査役　小林　克昇

**企画調査部**

部　長　杤原　克彦
担当部長　大井川智明
企画担当課長　鶴岡　雄司
企画担当課長補佐　石井　豪
主任調査役　福田　康司
主任調査役　川井　徹郎

**産業政策第一部**

部　長　荒井　恒一
副部長　平澤　哲哉
産業経済担当課長　清水　繁
産業経済担当課長補佐　小倉　政則
税制担当課長　宮澤　伸
主任調査役　北村　伸夫

**産業政策第二部**

部　長　(小林　治彦)
副部長　杉崎　友則
主席調査役　市川　晶久
労働担当課長　高野　晶子
労働担当課長補佐　吉野　陽
主任調査役　羽柴　秀俊
調査役　秋本　みつ
環境・エネルギー担当課長　森　挙一
主任調査役　福留奈緒子

**地域振興部**

部　長　上田　裕子
都市政策担当課長　進藤　創
調査役　山内　豊
調査役　田畑　俊
まちづくり・観光担当課長　小島　和明
主任調査役　増田　尚文
生産性向上担当課長　長濱　正史
オリンピック・パラリンピック担当課長　(進藤　創)
調査役　福山　高志

**中小企業部**

部　長　山下　健
副部長　小野田賀人
中小企業振興担当課長　大山　智章
ものづくり担当課長　山本　泰之
調査・統計担当課長　(山本　泰之)
主任調査役　西林　博
主任調査役　土谷　亨
中小企業相談センター所長　(小野田賀人)
中小企業相談センター業務推進担当課長　紺谷　直之
中小企業相談センター業務推進担当専任調査役　深山　親弘
中小企業相談センター経営相談担当課長　山本　格
中小企業相談センター経営相談担当課長補佐　安部　泰起

中小企業活力向上プロジェクト実行委員会事務局長
（小野田賀人）

中小企業相談センター海外展開支援担当課長
吉田　晋
中小企業相談センター海外展開支援担当主任調査役
西塔　誠二
中小企業相談センター金融対策担当課長
（山下　健）
中小企業相談センター金融対策担当調査役
横山　隆太
中小企業相談センター金融対策担当調査役
新井　洋一
中小企業相談センタービジネスサポートデスク東京東課長
奥津　裕介
中小企業相談センタービジネスサポートデスク東京西課長
米村　達郎
中小企業相談センタービジネスサポートデスク東京南課長
豊留　秀一
中小企業相談センタービジネスサポートデスク東京北課長
渋谷　貴司

**人材・能力開発部**

部　長　高橋　芳行
人材支援センター所長　山崎　幹人
東京都地域ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞｾﾝﾀｰ統括責任者
（高橋　芳行）
東京都地域ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞｾﾝﾀｰ副統括責任者
（山崎　幹人）
研修センター所長　西薗　健史

**検定事業部**

部　長　森　まり子
参　事　松本　謙治
検定センター所長　佐藤幸太郎
検定センター所長補佐　伊東　海

**サービス・交流部**

部　長　染谷　政克
担当部長　藤田　善三
ビジネス交流センター所長　馬目　学
会員交流センター所長　（藤田　善三）
会員交流センター所長補佐　中村　友樹
調査役　中村　篤

**共済・証明事業部**

部　長　小堺　浩
副部長　天谷　浩之
共済センター所長　（小堺　浩）
共済センター所長補佐　渡辺　紀子
共済センター主任調査役　矢崎　光茂
福利厚生支援センター所長　（天谷　浩之）
福利厚生支援センター主任調査役
町田　和也
証明センター所長　漆原　佳

**②　支部等**

| 支部名 | 事務局長 | 事務局次長 | 調査役等 |
|---|---|---|---|
| 千代田 | 城戸口　隆俊 | | |
| 中央 | 栗山　幸夫 | 津田　裕紀子 | |
| 港 | 九川　謙一 | | |
| 新宿 | 中台　浩正 | | 調査役　小林　利恵子 |
| 文京 | 矢口　和彦 | 徳永　純子 | 専任調査役　西村　正子 |
| 台東 | 中井　宏好 | | |
| 北 | 佐塚　太一 | | |
| 荒川 | 小林　美樹子 | | |
| 品川 | 井田　千香子 | | |
| 目黒 | 金井　文隆 | | |
| 大田 | 小山　康司 | | |
| 世田谷 | 宇田川　裕司 | | |
| 渋谷 | 鳥光　周一 | | |
| 中野 | 菊池　圭二 | | |
| 杉並 | 星野　ひとみ | | |
| 豊島 | 粟野　浩 | | |
| 板橋 | 新保　邦彦 | | |
| 練馬 | 蔵方　康太郎 | | 調査役　小林　巧 |
| 江東 | 田中　秀明 | 寺田　直子 | |
| 墨田 | 上條　久美 | | |
| 足立 | 岡本　貴志 | | |
| 葛飾 | 柳本　満生 | | |
| 江戸川 | 山本　順一 | | 調査役　菅谷　顕一 |
| 浅草分室 | （小野田賀人） | | |

### ③　出　　向

東京メトロポリタンテレビジョン㈱
総務部担当部長　岩政　靖
(公財)東京観光財団
地域振興部次長兼経営支援担当課長　水谷　幸宏
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
広報局事業部事業戦略課長　石井　洋介
日本小売業協会
課長　松井　由恵
㈱地域経済活性化支援機構
総務部企画調整室室長補佐　中山　甲一
専門図書館協議会
事務局次長　高土　正巳
(一社)日本商事仲裁協会
業務部長　加藤　和夫
㈱全国商店街支援センター
副センター長　蓮池　秀夫
(公財)全国中小企業取引振興協会
取引グループ長　内田　透
(一社)日本ファッション協会
常務理事　安嶌　潔
日本商工会議所
(上海日本商工クラブ事務局長)
小林　英文

# ５．庶　　務

## (1) 受章・表彰

### ① 受　　章

４月２９日　○２０１７年春の叙勲・褒章受章者
岩沙弘道君、熊谷直彦君、氏家純一君、立川敬二君、山科誠君、小松節子君、
大久保信隆君、坂東宣昭君、竹ノ内実君、岩倉具房君

１１月　３日　○２０１７年秋の叙勲・褒章受章者
伊藤源嗣君、牧野明次君、藤重貞慶君、神保和彦君、安田眞次君、柳田道康君、
上島秀美君、加藤憲利君、中村浩士君

### ② 表　　彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第１条による永年在職役員、議員等表彰
７月２７日　本庄八郎君
２月２３日　大場信秀君
○本商工会議所役員、議員等表彰規則第２条による退任役員、議員等表彰
７月２７日　平井克彦君

１０月１２日　○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

| | | | |
|---|---|---|---|
| ＜７０年表彰＞ | １９２ 事業所 | ＜４０年表彰＞ | ４３２ 事業所 |
| ＜６０年表彰＞ | ６５ 事業所 | ＜３０年表彰＞ | １,５４５ 事業所 |
| ＜５０年表彰＞ | ２６６ 事業所 | 計 | ２,５００ 事業所 |

４月１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第４条による永年勤続事務局員表彰

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ＜４０年勤続＞ | 鈴木　伸子 | | | | |
| ＜３５年勤続＞ | 朝香　　博 | 安嶌　　潔 | 内田　　透 | 清田佳都子 | 滝本貴恵子 |
| | 松本　謙治 | | | | |
| ＜３０年勤続＞ | 新保　邦彦 | 湊元　良明 | 徳永　純子 | 森　まり子 | |
| ＜２５年勤続＞ | 秋元　眞知子 | 上田　裕子 | 宇田川裕司 | 漆原　　佳 | 小山田知代 |
| | 金井　文隆 | 木村　彩子 | 栗山　幸夫 | 小林美樹子 | 西郷　直紀 |
| | 千坂　裕子 | 西村　正子 | 平澤　哲哉 | 福田　泰也 | 宮本　雅廣 |
| | 柳本　満生 | 山下　　健 | 横田　美香 | | |
| ＜２０年勤続＞ | 安藤　　薫 | 小島　和明 | 近野　孝行 | 長嶋　収一 | |
| ＜１５年勤続＞ | 兼崎　志郎 | 菊地　香織 | 木村　篤人 | 小松　伸一 | 佐藤幸太郎 |
| | 進藤　　創 | 西薗　健史 | | | |
| ＜１０年勤続＞ | 青木　陽典 | 石井　　豪 | 河村　古都 | 清田　素弘 | 小御門　俊 |
| | 近藤　　仁 | 酒井　崇好 | 清水　　優 | 菅原　佳子 | 鈴木　星斗 |
| | 鈴木　康修 | 髙橋　知泰 | 平林　奈緒 | | |

## (2) 慶　　弔

### ① 慶　　祝

1) 祝　　電　　１９０件
2) 祝　　意　　１件

### ② 弔　　慰

1) 弔　　電　　６３件

2) 弔　　意　　８件

## (3) 行　　事

１月　５日　　新年祝賀パーティー（経済三団体共催）　　於：ホテルニューオータニ

# ６．会　　議

## (1) 議員総会

① 第２０３回（臨時）議員総会

日　　時　　２０１７年　６月　９日（金）　午後０時１５分～午後１時３８分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　１４９名（うち委任状出席者６７名）
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　中　村　満　義　君、
清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、　石　田　　徹　君、
加　藤　雄　一　君、　島　村　元　紹　君
講　　演　　「産業雇用安定センターにおける人材移動の取組について」
(公財)産業雇用安定センター　理事長　太　田　俊　明　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　特別顧問の選任同意について
3)　参与の委嘱について
4)　「働き方改革実現会議」実行計画に対する考え方について（追認）
5)　首都圏の社会資本整備に関する要望について
6)　首都・東京の都市整備に関する要望について
7)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
報　　告　　1)　訪インド・スリランカ経済ミッションの派遣について
2)　会員企業の防災対策に関するアンケート結果概要について
3)　委員会の活動方針等について
4)　中小ＩＴ事業者のための「メンタルヘルスＧＵＩＤＥ　ＢＯＯＫ」の発行について
5)　夏期セミナーについて
6)　９月移動議員総会・常議員会（福島県郡山市）について
7)　東京都公労使会議ならびに東商の「働き方改革宣言」について
8)　その他

② 第２０４回（通常）議員総会

日　　時　　２０１７年　７月２７日（木）　午後０時１５分～午後１時３０分
場　　所　　ザ・キャピトルホテル東急　「鳳凰」
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　１４９名（うち委任状出席者７８名）
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　庄　田　　隆　君、　熊　谷　俊　範　君
永年在職役員・議員表彰、退任表彰
議　　件　　1)　常議員の選任について
2)　議員待遇者について
3)　２０１６年度東京商工会議所事業活動報告について
4)　２０１６年度東京商工会議所収支決算について

報　　告　1)　創立１４０周年記念事業実施概要について
2)　専門職大学設置基準案への意見について
3)　家族との安否確認訓練の実施について
4)　健康経営アドバイザー研修の実施と「健康経営ハンドブック」の発行について
5)　２０２０競技会場所在地商工会議所・商工会連絡協議会について
6)　熊本復興支援「食の商談会」実施結果について
7)　２０１７年度夏期セミナーの結果概要について
8)　２０１７年度最低賃金改定の目安の決定について
9)　東商ビル建替えの進捗状況について
10）議員の職務を行う代表者の変更について
11）その他

③　第２０５回　議員総会

日　　時　２０１７年　９月　８日（金）　午後２時００分～午後２時４３分
場　　所　ホテルハマツ　「左近」　（福島県郡山市）
議　　長　三　村　明　夫　君
出　席　者　５０名（うち代理出席者１０名）
議事録署名人　三　村　明　夫　君、伊　藤　一　郎　君、佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、釜　　和　明　君、北　山　禎　介　君、
伊　東　孝　紳　君、中　村　満　義　君、清　野　　智　君、
石　田　　徹　君、大　島　　博　君、野　末　　尚　君
議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　平成３０年度税制改正に関する意見について
3)　「豪州就労ビザ廃止・改正」の早急な改善要望について（追認）
4)　参与の委嘱について
報　　告　1)　インターンシップ・職場体験ハンドブックについて
2)　「安倍改造内閣に望む」について
3)　国土交通省と災害対策委員会との意見交換会結果概要について
4)　次年度以降の福島県開催 役員・議員対象会議について
5)　ピョンチャン（平昌）パラリンピック大会視察会について

④　第２０６回（臨時）議員総会

日　　時　２０１７年１２月１４日（木）　午後０時１２分～午後１時３８分
場　　所　ホテルニューオータニ　「芙蓉」中の間
議　　長　三　村　明　夫　君
出　席　者　１４９名（うち委任状出席者６７名）
議事録署名人　三　村　明　夫　君、伊　藤　一　郎　君、佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、釜　　和　明　君、田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、伊　東　孝　紳　君、垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、清　野　　智　君、大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、多　田　修　人　君、廣　瀬　元　夫　君
永年在職役員・議員表彰
議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　支部会長の選任について
3)　東京都の防災・減災対策に関する要望について
報　　告　1)　「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」の東京都との締結について
2)　平成３０年度税制改正の検討状況について

3)　「ものづくり推進委員会と葛飾支部との懇談会」結果概要について
4)　中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会結果概要について
5)　「未来を変える切り札は顧客満足
　～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～」の発行について
6)　東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関する
　アンケート調査結果概要について
7)　東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談について
8)　中野＆杉並アニメ・サブカル地域ブランディング事業について
9)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について
10）事業主拠出金の料率引き上げについて
11）明治神宮鎮座百年奉賛募金について
12）合同訪中団の結果概要について

「東商オリパラ・アクションプログラム」について

⑤　第２０７回（通常）議員総会

日　　時　　２０１８年　２月２３日（金）　午後０時１４分～午後１時４０分
場　　所　　ザ・キャピトルホテル東急　「鳳凰」
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　１４９名（うち委任状出席者８４名）
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
　前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
　北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　中　村　満　義　君、
　清　野　　智　君、　石　田　　徹　君、　浅　井　　隆　君、
　宮　﨑　親　男　君

永年在職役員・議員・支部会長表彰

議　　件　　1)　２０１８年度 東京商工会議所事業活動計画について
　2)　２０１８年度 東京商工会議所収支予算について

報　　告　　1)　働き方改革関連法案の動向について
　2)　平昌オリンピック視察の結果概要について
　3)　「スマートものづくり実践事例集」の発行について
　4)　事業承継に関する意見書の政策反映状況と東商の事業承継支援について
　5)　「地震時初動対応マニュアル」の発行について
　6)　「バイヤーのための葛飾ものづくり企業ガイドブック２０１８」の発行について
　7)　東京２０２０大会のＰＲツール（商店街等でのフラッグ掲出）について
　8)　議員の職務を行う代表者の変更について
　9)　その他

⑥　第２０８回　議員総会

日　　時　　２０１８年　３月１２日（月）　午後０時１４分～午後１時１０分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　１０３名（うち代理出席者３３名）
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
　前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
　北　山　禎　介　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、　石　田　　徹　君、
　島　村　元　紹　君、　江　頭　敏　明　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　知的財産政策に関する意見について
3)　事務規則の一部改正について
報　　告　1)　本支部労働懇談会の結果概要について
2)　２０１７年度 組織基盤強化について
3)　外環道の視察結果概要について
4)　中小企業要望（国・東京都）の実現状況及び起業・創業に向けた取り組みについて
5)　中小企業国際展開推進委員会　活動報告及び海外視察会の結果概要について
6)　東京都と災害対策委員会との意見交換会ならびに
帰宅困難者対策訓練の結果概要について
7)　「健康長寿ビジネスへのヒント」の発行について
8)　青年部の活動報告について
9)　その他

「創立１４０周年記念事業キックオフ」
1)　講演：渋沢史料館　館長　井　上　　潤　氏
2)　記念事業について

## (2) 常議員会

① 第６９４回

日　　時　２０１７年　４月１３日（木）　午後０時　８分～午後１時３３分
場　　所　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
議　　長　三　村　明　夫　君
出　席　者　４２名
議事録署名人　三　村　明　夫　君、伊　藤　一　郎　君、佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、釜　　和　明　君、田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、伊　東　孝　紳　君、垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、清　野　　智　君、大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、廣　瀬　元　夫　君、江　頭　敏　明　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　東京とわが国における観光振興に関する意見等について
3)　常任顧問の委嘱について
4)　参与の委嘱について
5)　青年部設立等に伴う諸規程の一部改正について
報　　告　1)　青年部正副会長及び理事・監事の選任結果について
2)　本支部労働懇談会の結果概要について
3)　本支部税制懇談会の結果概要について
4)　第４回東商リレーションプログラムの実施結果等について
5)　２０２０年大会の機運盛り上げに係る最近の状況について
6)　東京港視察の結果概要について
7)　アジア大洋州地域大使との懇談会の結果概要について
8)　わが国の原子力発電の現状と「柏崎刈羽原子力発電所視察および
柏崎商工会議所会員との交流」の結果概要について
9)　本年度の販路拡大支援事業ならびにビジネス交流事業の予定について
10)　委員会の活動方針等について
11)　２０１７年度 東商夏期セミナー 開催概要について
12)　「働き方改革実現会議」実行計画について

② 第６９５回

日　　時　　２０１７年　5月１１日（木）　午後０時１４分～午後１時１７分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　３８名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　前　田　新　造　君、
田　中　常　雅　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　郡　　正　直　君、　池　田　朝　彦　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　参与の委嘱について
報　　告　　1)　副部会長の選任結果について
2)　日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク協力覚書署名式ならびに
ＡＳＥＡＮ経済大臣歓迎昼食会の結果概要について
3)　健康企業宣言・健康経営の推進等について
4)　委員会等の活動方針について
5)　「水害対策ガイドブック・水害対策ポスター」の作成について
6)　訪ウズベキスタン現地事情視察団の結果概要について
7)　快適通勤ムーブメントについて
8)　２０１６年度中小企業支援事業の結果概要について
9)　２０１７年春の叙勲褒章受章者について
10）その他

③ 第６９６回

日　　時　　２０１７年　6月　9日（金）　午後０時１５分～午後１時３８分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　４１名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　中　村　満　義　君、
清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、　石　田　　徹　君、
加　藤　雄　一　君、　島　村　元　紹　君
講　　演　　「産業雇用安定センターにおける人材移動の取組について」
(公財)産業雇用安定センター　理事長　　太　田　俊　明　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　特別顧問の選任同意について
3)　参与の委嘱について
4)　「働き方改革実現会議」実行計画に対する考え方について（追認）
5)　首都圏の社会資本整備に関する要望について
6)　首都・東京の都市整備に関する要望について
7)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
報　　告　　1)　訪インド・スリランカ経済ミッションの派遣について
2)　会員企業の防災対策に関するアンケート結果概要について
3)　委員会の活動方針等について
4)　中小ＩＴ事業者のための「メンタルヘルス　ＧＵＩＤＥ　ＢＯＯＫ」の発行について
5)　夏期セミナーについて

6)　９月移動議員総会・常議員会（福島県郡山市）について
7)　東京都公労使会議ならびに東商の「働き方改革宣言」について
8)　その他

④　第６９７回

日　　時　　２０１７年　７月１４日（金）　午後０時１０分～午後２時００分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鳳凰」東中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　３５名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、　北　山　禎　介　君、
中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　森　　洋　二　君、　渡　辺　　元　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　８月休会中の会員加入の取扱いについて
3)　第２０４回（通常）議員総会について
4)　東京の観光振興策に関する意見について
5)　国の中小企業対策に関する重点要望について
6)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
7)　健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望について
8)　国土交通省の防災・減災対策に関する要望について
報　　告　　1)　副部会長の選任について
2)　副委員長の委嘱結果について
3)　第１１回日韓商工会議所首脳会議の結果概要について
4)　世界商工会議所大会シドニー２０１７視察ミッションについて
5)　国土交通省と首都圏問題委員会との意見交換会結果概要について
6)　建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会の結果概要について
7)　民法（債権関係）改正について
8)　第１回地域の魅力向上懇談会の結果概要について
9)　委員会の活動方針等について
10)　東京都「都市づくりのグランドデザイン（素案）」に対する意見について
11)　「ビジネスマネジャーＢａｓｉｃ　Ｔｅｓｔ」のサービス開始について
12)　その他

⑤　第６９８回

日　　時　　２０１７年　９月　８日（金）　午後２時００分～午後２時４３分
場　　所　　ホテルハマツ　「左近」　（福島県郡山市）
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　１８名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　北　山　禎　介　君、
伊　東　孝　紳　君、　中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、
石　田　　徹　君、　大　島　　博　君、　野　末　　尚　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　平成３０年度税制改正に関する意見について
3)　「豪州就労ビザ廃止・改正」の早急な改善要望について
4)　参与の委嘱について

報　　告　　1)　インターンシップ・職場体験ハンドブックについて
2)　「安倍改造内閣に望む」について
3)　国土交通省と災害対策委員会との意見交換会結果概要について
4)　次年度以降の福島県開催 役員・議員対象会議について
5)　ピョンチャン（平昌）パラリンピック大会視察会について

⑥　第６９９回

日　　時　　２０１７年１０月１２日（木）　午後３時０４分～午後４時１６分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「鶴」西の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　３７名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、　石　田　　徹　君、
桑　島　俊　彦　君、　古　屋　勝　彦　君
講　　演　　「熊本地震からの創造的復興に向けて」
熊本県知事　　蒲　島　郁　夫　氏
永年会員表彰
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　参与の委嘱について
報　　告　　1)　世界商工会議所大会シドニー２０１７視察ミッション結果概要について
2)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合での
日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク報告について
3)　第１５回「勇気ある経営大賞」選考結果について
4)　国土交通省との意見交換会結果概要について
5)　東京都就労支援事業者機構の活動状況について
6)　改正民法のパンフレットについて
7)　第５回東商リレーションプログラムの実施結果について
8)　東商千代田ビジネスフェアについて
9)　ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業について
10)　長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言について
11)　第５５回日豪経済合同委員会会議の結果概要について
創立１４０周年記念事業　事前ＰＲキックオフ
第１５回「勇気ある経営対象」顕彰式典

⑦　第７００回

日　　時　　２０１７年１１月　８日（水）　午後０時１３分～午後１時３０分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　３６名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　矢　口　敏　和　君、　後　藤　忠　治　君
講　　演　　「国内政治動向と経済への影響について」

日本総合研究所　副理事長　湯　元　健　治　氏

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　第２０６回（臨時）議員総会について
3)　今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見について
4)　「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見について
5)　経営発達支援計画の申請について
6)　「豪州就労ビザ廃止・改正」に関する再度の改善要望について（追認）
7)　参与の委嘱について

報　　告　1)　第３期教育振興基本計画の策定に対するパブリックコメントについて
2)　「第４次安倍内閣に望む」について
3)　無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請について
4)　２０１８年本支部新年賀詞交歓会について
5)　２０１７年秋の叙勲褒章受章者について

事業継承税制の抜本拡充推進大会

⑧　第７０１回

日　　時　　２０１７年１２月１４日（木）　午後０時１２分～午後１時３８分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　４２名
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　多　田　修　人　君、　廣　瀬　元　夫　君

永年在職役員・議員表彰

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　支部会長の選任について
3)　東京都の防災・減災対策に関する要望について

報　　告　1)　「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」の東京都との締結について
2)　平成３０年度税制改正の検討状況について
3)　「ものづくり推進委員会と葛飾支部との懇談会」結果概要について
4)　中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会結果概要について
5)　「未来を変える切り札は顧客満足
～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～」の発行について
6)　東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関する
アンケート調査結果概要について
7)　東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談について
8)　中野＆杉並アニメ・サブカル地域ブランディング事業について
9)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について
10)　事業主拠出金の料率引き上げについて
11)　明治神宮鎮座百年奉賛募金について
12)　合同訪中団の結果概要について

「東商オリパラ・アクションプログラム」について

⑨　第７０２回

日　　時　　２０１８年　１月１１日（木）　午後３時４５分～午後４時４４分

場　　所　　パレスホテル東京　「山吹」
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　４０名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、　石　田　　徹　君、
後　藤　　亘　君、　櫻　田　　厚　君
副会頭・専務理事年頭所感
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　委員長の委嘱について
3)　顧問の委嘱について
報　　告　　1)　第１６回「勇気ある経営大賞」の実施について
2)　中小企業海外展開事例集「ヒラケ、セカイ２」の発行について
3)　「企業力＝知財力　デキる知財の使い方　～売上を伸ばす一歩先の知財戦略～」の発行等について
4)　東商ビル建替えの進捗状況について
5)　その他
２０１７年春と秋の叙勲・褒章受章者ご紹介

⑩　第７０３回
日　　時　　２０１８年　２月　７日（水）　午後０時１６分～午後１時３０分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君
出　席　者　　３１名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　佐々木　　隆　君、　釜　　和　明　君、
田　中　常　雅　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、
石　田　　徹　君、　大　島　　博　君、　森　　洋　二　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　第２０７回（通常）議員総会について
報　　告　　1)　資源・エネルギー部会
「水素ステーションと東京スイソミル」視察会の結果概要等について
2)　訪インド・スリランカ経済ミッションの結果概要について
3)　事業承継の実態に関するアンケート調査の結果概要について
4)　「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）中間まとめ」に対するパブリックコメントについて
5)　「社長バトンタッチ・ノート～想いを未来につなぐ事業承継～」の発行について
6)　人材（高校生）採用支援に関する取り組みについて
7)　２０１７年度　会頭の支部訪問の結果概要について
8)　ターンブル　オーストラリア首相歓迎昼食会の結果概要について
9)　その他

⑪　第７０４回
日　　時　　２０１８年　３月１２日（月）　午後０時１４分～午後１時１０分
場　　所　　ホテルニューオータニ　「芙容」中の間
議　　長　　三　村　明　夫　君

出　席　者　　３６名
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　藤　一　郎　君、　佐々木　　隆　君、
前　田　新　造　君、　釜　　和　明　君、　田　中　常　雅　君、
北　山　禎　介　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
清　野　　智　君、　大久保　秀　夫　君、　石　田　　徹　君、
島　村　元　紹　君、　江　頭　敏　明　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　知的財産政策に関する意見について
3)　事務規則の一部改正について
報　　告　　1)　本支部労働懇談会の結果概要について
2)　２０１７年度 組織基盤強化について
3)　外環道の視察結果概要について
4)　中小企業要望（国・東京都）の実現状況及び起業・創業に向けた取り組みについて
5)　中小企業国際展開推進委員会　活動報告及び海外視察会の結果概要について
6)　東京都と災害対策委員会との意見交換会
ならびに帰宅困難者対策訓練の結果概要について
7)　「健康長寿ビジネスへのヒント」の発行について
8)　青年部の活動報告について
9)　その他
「創立１４０周年記念事業キックオフ」
1)　講演：渋沢史料館　館長　井　上　　潤　氏
2)　記念事業について

## ⑶ 会頭・副会頭会議

４月１３日　（３２名）（委員長合同会議）
報告事項
1)　第６９４回常議員会について
2)　重要政策課題の動向について
討議事項
1)　各委員会の活動方針・検討テーマ等について
2)　その他
５月１１日　（１６名）
報告事項
1)　第６９５回常議員会について
2)　９月移動議員総会・常議員会（福島県郡山市）について
討議事項
1)　「働き方改革実現会議」実行計画に対する考え方（素案）について
2)　首都圏の社会資本整備に関する要望（素案）について
3)　首都・東京の都市整備に関する要望（素案）について
4)　東京都の中小企業対策に関する重点要望（素案）について
5)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（素案）について
６月　９日　（１８名）
報告事項
1)　第２０３回（臨時）議員総会・第６９６回常議員会について
2)　夏期セミナーについて
討議事項
1)　東京の観光振興策に関する意見について

2)　東商オリパラ・アクションプログラムについて
3)　国の中小企業対策に関する重点要望について
4)　国土交通省の防災・減災対策に関する要望について
5)　健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望について
6)　その他

７月１４日　（１４名）

報告事項
1)　第６９７回常議員会について
2)　第２０４回（通常）議員総会について
3)　２０１６年度　事業活動報告（案）及び収支決算（案）について
4)　次年度以降の福島県開催役員・議員対象会議について

討議事項
1)　創立１４０周年記念事業実施概要について
2)　平成３０年度税制改正に関する意見について

９月　８日　（１３名）

講演：「福島県の経済動向」について
とうほう地域総合研究所　理事長　　阿　部　隆　彦　氏

報告事項
1)　本日のスケジュールについて
2)　第２０５回議員総会・第６９８回常議員会について

討議事項
1)　今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見について

１０月１２日　（１８名）

報告事項
1)　第６９９回常議員会について
2)　創立１４０周年記念事業　事業計画について
3)　第１５回「勇気ある経営大賞」選考結果について
4)　ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業について

討議事項
1)　エネルギー基本計画の見直しに対する意見について
2)　消費税収の使途変更について

１１月　８日　（２９名）（委員長合同会議）

報告事項
1)　第７００回常議員会について
2)　２０１８年本支部新年賀詞交歓会について

意見交換
1)　各委員会の活動状況・検討テーマ等について
2)　東京商工会議所の委員会活動の課題について

１２月１４日　（１９名）

講演：「来年の景気見通しについて」
三菱総合研究所　政策・経済研究センター長　　武　田　洋　子　氏

報告事項
1)　第２０６回（臨時）議員総会・第７０１回常議員会について
2)　東商オリパラ・アクションプログラムについて
3)　事業主拠出金の料率引き上げについて
4)　明治神宮鎮座百年奉賛募金について
5)　第５０回経済三団体懇親ゴルフ会について

１月１１日　（３４名）（特別顧問合同会議）

報告事項

1)　第２０７回常議員会について

討議事項

1)　業界の景気見通しについて

2)　２０１８年度　事業活動計画（素案）について

２月　７日　（１５名）

講演：「労働力確保のために必要な保育の受け皿づくり」について

野村総合研究所　未来創発センター　制度戦略研究室　室長　梅　屋　真一郎　氏

グローバルインフラコンサルティング部　上級コンサルタント　武　田　佳　奈　氏

報告事項

1)　第７０３回常議員会ならびに第２０７回（通常）議員総会について

2)　２０１８年度　事業活動計画・収支予算について

3)　２０１８年 本・支部賀詞交歓会の結果概要について

３月１２日　（１８名）

報告事項

1)　第２０８回議員総会・第７０４回常議員会について

2)　創立１４０周年記念事業について

3)　事務規則の一部改正について

4)　２０１８年度 夏期セミナーについて

5)　東商園遊会について

討議事項

1)　わが国と東京における観光振興に関する意見について

2)　女性の活躍推進に向けた意見について

## (4) 特別顧問会議

５月２５日　（２３名）

講演：「２０１７年の世界はどうなるか日本はどうするか」

みずほ総合研究所　専務執行役員　チーフエコノミスト　高　田　　創　氏

討議事項

1)　「働き方改革実現会議」実行計画に対する考え方（素案）について

2)　公労使による「新しい東京」実現会議について

９月　４日　（２１名）

講演：「経済連携協定の現状と今後の戦略」

外務省　経済局　局長　山野内　勘　二　氏

討議事項

1)　今後の国際情勢と企業の対応について

１２月　４日　（２０名）

講演：「学校におけるキャリア教育の現状と課題について」

リクルートワークス研究所　所長　大久保　幸　夫　氏

意見交換

1)　東商人材採用・多様な人材活躍に向けた取り組み

討議事項

1)　東商の委員会活動の課題について

2)　事業主拠出金について

１月１１日　（３４名）（会頭副会頭合同会議）

報告事項

1)　第７０２回常議員会について

討議事項

1)　業界の景気見通しについて

2)　２０１８年度　事業活動計画（素案）について

３月　２日　（２４名）

講演：「財政健全化に向けた課題について」

慶應義塾大学　経済学部　教授　　土　居　丈　朗　氏

意見交換

1)　財政健全化に向けた商工会議所のスタンスについて

報告事項

1)　女性の活躍推進に向けた意見について

## (5) 夏期セミナー

７月　７日（金）　（１５９名）　ロイヤルパークホテル

①　会頭・副会頭・特別顧問・委員長合同会議

講演：「新産業構造ビジョンについて」

経済産業副大臣　　高　木　陽　介　氏

討議テーマ：「成長戦略における中小企業の役割、課題等について」

②　全体会議

1)　２０２０年オリンピック・パラリンピックに向けて

a.　講演：「２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに向けて」

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣　　丸　川　珠　代　氏

「２０２０年オリンピック・パラリンピック大会に向けた東京都の取組」

東京都副知事　　山　本　　隆　氏

b.　スピーチ：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　アスリート委員会　委員

萩　原　美樹子　氏、田　口　亜　希　氏

c.　オリンピック・パラリンピック特別委員会の活動とアクションプログラムについて

2)　グループ討議について

a.　問題提起「人手不足への対応について」

b.　グループ討議の論点について

③　グループ討議（４グループ制：共通テーマ）

討議テーマ

1)　「各社の人手不足の現状と対応策について」（多様な人材活躍・生産性向上の取り組み）

2)　「商工会議所の課題と今後のあり方について」

a.　２０２０年に向けて（東商オリパラ・アクションプログラムについて）

b.　東商の今後のあり方について（創立１４０周年を契機とした活動の方向性について）

※夏期蓼科役員懇談会から通算で３６回目

## (6) 監 事 会

７月１０日　①２０１６年度（平成２８年度）東京商工会議所事業活動報告（案）について

②２０１６年度（平成２８年度）東京商工会議所収支決算（案）について

同　一般会計収支決算（案）について

同　小規模企業対策事業特別会計収支決算（案）について

同　蓼科フォーラム運営特別会計収支決算（案）について

同　建物特別会計収支決算（案）について

同　新ビル建設特別会計収支決算（案）について

同　貸借対照表（案）について

同　財産目録（案）について

## ⑺ 部　　会

### ①　商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治、経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および昼食懇談会を合同で開催した。また、部会運営を円滑なものとするため幹事会を開催し、活動内容について協議を行った。

1)　部　　会

７月２６日（１１２名）　講演　「バリアバリューから未来を創る
～ユニバーサルデザインが生み出す４，０００万人の市場と経済性～」
㈱ミライロ　社長　　垣　内　俊　哉　氏

１１月１７日（１３２名）　講演　「ＡＩ×ＩｏＴ×ビッグデータがもたらす
流通ビジネスの新たな潮流」
㈱三菱総合研究所　経営イノベーション本部　デジタル戦略グループ
グループリーダー　主席研究員　　篠　田　　徹　氏

２月２８日（１２０名）　講演　「日本経済の現状と展望～世界と日本はどうなるか～」
㈱日本総合研究所　理事　　山　田　　久　氏

2)　所属議員昼食懇談会

５月３０日　（２９名）　卓話　「小売・流通のイノベーションについて」
経済産業省　商務流通保安審議官　　住　田　孝　之　氏

９月２９日　（２９名）　卓話　「プレミアムフライデーとキッズウィークについて」
みずほ総合研究所㈱　調査本部　経済調査部　主任エコノミスト　　宮　嶋　貴　之　氏

２月２０日　（３０名）　卓話　「最新消費トレンドと流通業界の対応」
㈱日本経済新聞社　経済解説部　編集委員　　田　中　　陽　氏

3)　所属議員懇談会

１２月１２日　（１７名）　所属議員年末懇親会

4)　幹事会

９月２０日　（　９名）　協議　「今後の部会活動について」

２月　５日　（　６名）　協議　「今後の部会活動について」

### ②　工業部会

工業部会では、製造業のイノベーションをテーマとした講演や最新技術など中小企業の経営者に役立つ情報の提供に努めた。また、所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流・情報交換の場を提供した。

1)　部　　会

５月１９日（１０９名）　議題　「定款第４９条および部会規約第３条の規定による
部会長の選任について」
講演　「宇宙産業を支える町工場
～世界が注目する由紀精密の挑戦と今後の展望～」
㈱由紀精密　社長　　大　坪　正　人　氏

１０月　４日（１３５名）　講演　「古い機械でも大丈夫！町工場でも即成果の出せるＩｏＴ」
旭鉄工㈱　社長
ｉ　Ｓｍａｒｔ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ㈱　社長　　木　村　哲　也　氏

2)　所属議員昼食懇談会

５月１９日　（１７名）　　卓話　「リンカーズの専門家提案型メーカーマッチングサービスについて」
リンカーズ㈱　代表取締役ＣＥＯ＆ファウンダー　　前　田　佳　宏　氏

１０月　４日　（２１名）　　卓話　「ＩｏＴ時代のものづくりと三菱電機の取り組み
～ｅ－Ｆ＠ｃｔｏｒｙのご紹介～」
三菱電機㈱　執行役員　ＦＡシステム事業本部　副事業本部長
高　橋　俊　哉　氏

3)　新年講演会・新年懇親会

２月　９日（１７２名）　　講演　「アイリスオーヤマの経営戦略～変化をチャンスに変える経営術とは～」
アイリスグループ　会長　　大　山　健太郎　氏

２月　９日　（７４名）　　新年懇親会

**③　資源・エネルギー部会**

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境問題を取り巻く急激な状況変化を踏まえ、国内外を問わず最新の情報を会員に提供するため、講演会や視察会を開催した。また、エネルギー分野におけるＩｏＴシステム技術等の活用を通じた新たなビジネスモデルを探求するため、パネルディスカッションを開催した。

1)　講　演　会

７月　６日　（６３名）　　講演・交流会　「米国トランプ政権下のエネルギー・環境政策の変遷と日本のこれから」
東京大学　公共政策大学院　教授　　有　馬　　純　氏

2)　パネルディスカッション

１１月２９日　（２００名）　　パネルディスカッション「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０とエネルギーが連携した新たなビジネスとは」
モデレーター：東京工業大学　特命教授・名誉教授　　柏　木　孝　夫　氏
パネラー：ＮＰＯ法人国際環境経済研究所　理事・主席研究員　　竹　内　純　子　氏
アクセンチュア㈱　素材・エネルギー本部　公益事業部門統括マネジング・ディレクター
宮　脇　良　二　氏
㈱グリッド　代表取締役　　曽我部　　完　氏
特別講演：経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　新エネルギーシステム課長
山　影　雅　良　氏
※東京商工会議所エネルギー・環境委員会との合同開催

3)　視　察　会

※いずれも東京商工会議所エネルギー・環境委員会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

１月２６日　（２２名）　　視察会　「燃料電池バスで巡る水素ステーションと東京スイソミル」
訪問先：イワタニ水素ステーション東京有明
東京都環境公社の水素情報館「スイソミル」
講　演　「水素社会の実現に向けた東京都の取組」
東京都 地球環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課 課長　　堀　　哲　氏
協　力：岩谷産業㈱、トヨタ自動車㈱、東京都、東京都交通局、東京都環境公社

２月２６日　（１４名）　「福島県再生可能エネルギー関連施設視察会」
視察先：福島空港メガソーラー
国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所

協　力：福島発電㈱、国立研究開発法人産業技術総合研究所、須賀川商工会議所

**④　貿易部会**

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、世界経済の現状や企業の海外展開をテーマに、セミナー・説明会を開催した。また、企業の海外進出に際しての情報提供等を目的とした視察会を沖縄県とアメリカ・テキサス州で実施した。

1)　部　　会

５月２６日　（８０名）　講演　「わが国を取り巻く戦略環境と求められる危機管理」
内閣官房　国家安全保障局　顧問　番　匠　幸一郎　氏

７月　７日（１０８名）　講演　「安全保障貿易管理説明会」
経済産業省　安全保障貿易検査官室　室長　坂　元　耕　三　氏
同　上席安全保障貿易検査官　神　戸　　浩　氏

７月１９日　（３６名）　講演　「『通商白書２０１７』のポイント」
経済産業省　通商政策局　企画調査室　室長補佐　下　川　徹　也　氏

１１月２８日　（６９名）　講演　「世界経済の現状・為替相場見通し／中小企業の中国ビジネス動向」
東京都民銀行　チーフマーケットアドバイザー　紀　本　晋　二　氏
都民銀商務諮詢（上海）有限公司　総経理　蓑　田　　光　氏

１月１２日　（３３名）　講演　「全米Ｎｏ．１の注目州・テキサス州の魅力を探る」
米国パソナ　国際事業開発部　アソシエイトディレクター　幸　村　友　美　氏
テキサス日本事務所　代表　渡　邉　博　之　氏
米国サウスウェスト研究所　コンサルタント　奥　出　克　洋　氏
中小企業基盤整備機構　販路支援部　販路支援課　平　塚　悠　二　氏
日本政策金融公庫　国民生活事業本部　創業支援部　海外支援グループ
グループリーダー代理　日下部　有　希　氏

１月１５日　（２９名）　講演　「アジアと日本を繋ぐビジネスＨＵＢへ～沖縄県の取組と進出企業事例」
沖縄県東京事務所　企業誘致チーム　対策監　古波蔵　寿　勝　氏
㈱ＡＮＡ　ＣＡＲＧＯ　ソリューション企画部　ソリューション企画課
アシスタントマネジャー　石　岡　良　太　氏

2)　視　察　会

２月　５日～６日　　（１０名）　視察　「新たなビジネス拠点を探る、沖縄経済特区視察会」
２月２６日～３月３日（１７名）　視察　「米国テキサス州視察・現地ビジネスマッチング」

**⑤　金融部会**

金融部会では、金融及び内外の経済に深く関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

1)　部　　会

４月１８日（１８８名）　講演　「ＦｉｎＴｅｃｈの現状と最新トレンド」
㈱みずほフィナンシャルグループ　常務執行役員　山　田　大　介　氏

７月２５日（１４３名）　講演　「世界経済の展望」
㈱大和総研　常務執行役員　調査本部副本部長　チーフエコノミスト
熊　谷　亮　丸　氏

９月２６日（１０４名）　講演　「日本経済の現状と見通し～日銀の次の一手は引締めか、緩和か～」
ＢＮＰパリバ証券㈱　経済調査本部長・チーフエコノミスト

河　野　龍太郎　氏

２月　１日（１２２名）　講演　「２０１８年の世界はどうなるか　日本はどうなるか
真の夜明けは来るのか」
みずほ総合研究所㈱　専務執行役員・調査本部長　チーフエコノミスト
高　田　　創　氏

**⑥　交通運輸部会**

交通運輸部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士のための交流、情報提供を目的とした視察会を開催した。

1）部　　会

６月１５日（１４９名）　講演　「２０２０年に向けて東京の街・交通はどう変わる
～東京の都市開発の今後～」
明治大学公共政策大学院　特任教授　　青　山　　佾　氏

２月１５日　（８７名）　講演　「世界へ発信する首都・東京の今後の展望と未来戦略
～２０２０年とその先に向けた東京が目指すべき都市像とは～」
明治大学　公共政策大学院　ガバナンス研究科長
教授　　市　川　宏　雄　氏

2）視　察　会

４月１４日　（３９名）　「羽田クロノゲート」視察会

3）説　明　会

７月２８日　（７９名）　「輸送運営計画Ｖ１」説明会
講演　「東京２０２０年大会の安全、円滑、迅速な輸送の実現に向けて」
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部　関係者輸送担当課長　　松　本　祐　一　氏

**⑦　建設・不動産部会**

建設・不動産部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会を開催した。

1）部　　会

９月　４日（１５１名）　講演　東京をつくる・まもる　東京都の都市整備と防災・減災施策
第１部　「東京をつくる － ２０４０年代を見据えた都市整備の未来」
東京都　都市整備局　都市づくりグランドデザイン担当部長
五　嶋　智　洋　氏
第２部　「東京をまもる － 東京都の防災・減災対策と危機管理」
東京都　総務局　総合防災部　防災計画担当部長
西　川　泰　永　氏

2）新年賀詞交歓会

１月２３日（２７７名）　懇親パーティー

| | | |
|---|---|---|
| 開会挨拶 | 建設・不動産部会長 | 山　内　隆　司 |
| 来賓挨拶 | 国土交通事務次官 | 毛　利　信　二　氏 |
| | 東京都議会副議長 | 長　橋　桂　一　氏 |
| | 東京都都市整備局理事 | 佐　藤　伸　朗　氏 |
| 乾　杯 | 建設・不動産副部会長 | 廣　瀬　元　夫 |
| 懇　親 | | |

中締め　　建設・不動産副部会長　　金　指　　潔

3)　本部・支部役員懇談会

６月２１日　（２１名）　意見交換

「建設業・不動産業の現状と課題」について

来賓　国土交通省　土地・建設産業局長　　谷　脇　　暁　氏

**⑧　サービス部会**

サービス部会では、様々な業種、業態が含まれるサービス業の部会員のニーズに応えるため、講演会ならびに所属議員による昼食懇談会を開催した。

1)　部会

７月２１日（１３２名）　講演　「自動運転」が創る新たなビジネスチャンス

～移動革命が変える暮らしやサービス産業～

第１部　「未来のクルマが走り出す～自動運転が変える暮らしと産業構造～」

インテル㈱　政策推進ディレクター

名古屋大学　客員准教授　　野　辺　継　男　氏

第２部　「自動運転技術をビジネスにする秘訣～自動運転技術の応用～」

㈱ＺＭＰ　代表取締役社長　　谷　口　　恒　氏

１１月２４日（１１３名）　講演　スポーツエンターテインメントの最前線

～２０２０東京大会とスポーツビジネスの未来～

第１部　「スポーツ産業の成長に向けた現状と将来」

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）　　由　良　英　雄　氏

第２部　「Ｂ．ＬＥＡＧＵＥが挑むスポーツビジネスの変革」

(公社)ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

（Ｂ．ＬＥＡＧＵＥ）チェアマン　　大　河　正　明　氏

２月１３日（１８７名）　講演　「シェアリングエコノミーの可能性

～「共有」がもたらす影響と課題～」

第１部　「日本におけるシェアリングエコノミーの展望と課題」

内閣官房　シェアリングエコノミー促進室

企画官　　髙　田　裕　介　氏

第２部　『「シェア」が生みだす新たなビジネスモデル』

(一社)シェアリングエコノミー協会

代表理事　　重　松　大　輔　氏

2)　所属議員昼食懇談会

７月２１日　（１７名）　卓話　「日本の自動運転開発の現状と問題点

～ガラパゴス化する日本の自動車産業～」

インテル㈱　政策推進ダイレクター

名古屋大学　客員准教授　　野　辺　継　男　氏

１１月２４日　（１２名）　卓話　『複数のエンタテインメント、商業施設により形成する

「東京ドームシティ」の取り組み』

㈱東京ドーム　グループ戦略室長　　佐　治　英　郎　氏

２月１３日　（１２名）　卓話　「シェアリングエコノミーとは何か」

(一社)シェアリングエコノミー協会

代表理事　　重　松　大　輔　氏

### ⑨　情報通信部会

情報通信部会では、部会員のビジネスに資するタイムリーなテーマによる講演会を開催した。また、所属議員昼食懇談会を実施した。

1)　部　　会

１１月２２日（１５１名）　　講演　「人工知能（ＡＩ）が変える社会と日本の勝機」
㈱野村総合研究所　ビジネスＩＴ推進部　上級研究員　　長　谷　佳　明　氏

３月１６日（１３０名）　　講演　「量子コンピュータ×ＡＩ×ロボットが創造する未来の経済社会と中小ビジネスの可能性」
富士通㈱　常務理事・首席エバンジェリスト　　中　山　五輪男　氏

2)　所属議員昼食懇談会（所属議員と部会講演会講師による意見交換を実施）

１１月２２日（　１６名）
３月１６日（　１４名）

## ⑻ 委　員　会

### ①　総合政策委員会

総合政策委員会では、当面の重要課題である地方創生の推進について、地域における地方版総合戦略の中間評価や好事例の分析とともに、特に観光分野や林業の成長産業化に焦点を当てた調査・研究を行った。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

６月　５日　（２２名）　講演　「地方創生とＪＡグループの取り組みについて」
全国農業協同組合中央会　専務理事　　比　嘉　政　浩　氏
「浜松農商工連携研究会の取り組みについて」
浜松商工会議所　理事・産業振興部長　　杢　屋　英　夫　氏
意見交換

７月２５日　（２９名）　講演　「観光立国を目指して」
(公社)日本観光振興協会　理事長　　久　保　成　人　氏
「広域連携で観光振興　－観光・インバウンドの取り組み－」
米子商工会議所　総務企画課　　小田原　　凛　氏
意見交換

１１月２７日　（３０名）　講演　「飯田航空宇宙プロジェクトの取り組み」
(公財)南信州・飯田産業センター
飯田航空宇宙プロジェクトマネージャー　　松　島　信　雄　氏
「イノベーションが起こる地域社会創造を目指して
～求められる共創の場づくり～」
飯田市長　　牧　野　光　朗　氏
意見交換

２月２７日　（２２名）　学識委員講話　「社会保障制度改革の現状と課題」
㈱大和総研　政策調査部長　　鈴　木　　準　氏
議事　「『マイナンバーカード』の取得促進
および災害時の対応機能強化に関する要請（案）」
「『商工会議所発！地方創生』
～東京と地方が共に栄える地域活性化を目指して～（案）」
意見交換

**②　組織委員会**

組織委員会では、創立１４０周年記念事業実行委員会を設置し、本支部一体となって取り組む「創立１４０周年記念事業」の内容やＰＲについて検討した。また、「商工会議所の課題と今後のあり方」や、組織基盤強化に向けた取り組みなどの、今後の活動内容について検討を行った。

1)　委員会

６月２２日　（２２名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業について」
b.「商工会議所の課題と今後のあり方について
（創立１４０周年を契機とした活動の方向性)」
（７月７日夏期セミナーグループ討議テーマ）
c.「組織基盤強化の取り組みについて」
d.「会頭・副会頭・委員長合同会議、議員との懇談会の
結果概要について

９月１９日　（２５名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業　事業計画について」
b.「商工会議所の課題と今後のあり方について
（創立１４０周年を契機とした活動の方向性)」
c.「夏期セミナーでの討議結果について」

１２月１９日　（２３名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業　進捗状況について」
b.「組織基盤強化の進捗状況について」
c.「会員・副会頭・委員長合同会議」ならびに
「会頭・副会頭と議員との懇談会」の結果概要について
d.「東商ビル建替えの進捗状況について」

2)　創立１４０周年記念事業実行委員会

４月２５日　（１４名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業（案）について」
（基本的な考え方、キーワード・キャッチコピー他）
b.「今後のスケジュールについて」

５月３０日　（１５名）　議題　a.「創立１４０周年記念事業実施概要について」
b.「今後のスケジュールについて」

９月１９日　（１６名）　議題　「創立１４０周年記念事業　事業計画について」
（基本的な考え方、キーワード・キャッチコピー他）

**③　事業推進委員会**

事業推進員会では、東商としての情報発信の現状などを分析し、事業収入の拡大を目指した施策を実施した。東商の「人材」関連事業を横断的に紹介したＰＲツールの作成や、メールマガジンの一元管理と受信者の拡大など、東商事業全体をパッケージでＰＲするような取り組みに注力した。

1)　正・共同・副委員長会議

１月３０日　（　４名）　説明　２０１７年の取り組みについて
議題　今後の委員会の活動内容について

2)　委員会

２月２８日　（１８名）　説明　２０１７年の取り組みについて
議題　今後の委員会の活動内容について

### ④　税制委員会

税制委員会では、企業の競争力強化による持続的な経済成長や、中堅・中小企業の活力強化、首都東京の発展を図る観点から、税制に係る多種多様な課題を取り上げた。会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書をとりまとめ、政府・政党、東京２３区選出の国会議員、東京都等へ提出した。とりわけ、会員企業から強い要望が寄せられていた事業承継税制については、１１月８日に「事業承継税制の抜本拡充推進大会」を開催し、商工会議所の意見の実現を働きかけた。

２３区選出国会議員等への陳情を精力的に行った結果、事業承継税制は、将来の納税に伴う不安要素が大幅に軽減されるとともに、承継時における納税負担がゼロとなる等、抜本的に拡充された。さらに、中小企業の賃上げを後押しする「所得拡大促進税制」の延長・拡充、「少額減価償却資産の特例」、「交際費課税の特例」、「土地固定資産税に係る負担調整措置・条例減額制度」の延長等が実現した。

1)　委 員 会

５月１２日　（３４名）　講演　「固定資産税再考～求められる簡素な課税手続きと妥当な負担～」
㈱ニッセイ基礎研究所　社会研究部　土地・住宅政策室長　篠　原　二三夫　氏
報告　本支部税制懇談会の結果概要について
協議　平成３０年度税制改正に関する意見について（論点整理）

６月　７日　（３２名）　講演　「行政手続きコストの削減に向けた政府の取り組み」
内閣府　規制改革推進室　参事官　石　崎　　隆　氏
協議　平成３０年度税制改正に関する意見（素案）について

８月　８日　（３６名）　講演　「長寿企業の事業承継に学ぶ」
日本経済大学　経営学部　准教授　落　合　康　裕　氏
協議　平成３０年度税制改正に関する意見（案）について

２月２０日　（３５名）　講演　「平成３０年度税制改正の概要と今後の課題」
経済産業省　経済産業政策局　企業行動課長　龍　崎　孝　嗣　氏
協議（１）平成３１年度税制改正に向けた税制委員会スケジュール
（２）平成３１年度税制改正に向けた主な検討課題

2)　税制検討小委員会

４月２５日　（１６名）　講演　「長期的な経営を支援するための事業承継税制について～ドイツの例を参考に～」
協同税理士法人　代表社員　公認会計士　平　野　秀　輔　氏
報告　本支部税制懇談会の結果概要について
協議　平成３０年度税制改正に関する意見について（論点整理）

６月　１日　（１３名）　講演　「今後の中小企業政策について～事業承継を中心に～」
中小企業庁　事業環境部長　吾　郷　進　平　氏
協議　平成３０年度税制改正に関する意見（素案）について
※事業承継対策委員会正共同副委員長会議との合同開催

８月　１日　（１９名）　講演　「事業承継における種類株式・信託等の活用」
税理士法人タクトコンサルティング　代表社員　玉　越　賢　治　氏
協議　平成３０年度税制改正に関する意見（案）について

１月３０日　（１２名）　報告　平成３０年度税制改正の概要について
協議（１）平成３１年度税制改正に向けた税制委員会スケジュール
（２）平成３１年度税制改正に向けた主な検討課題

3)　税制委員を対象とする税制勉強会（共催：日本商工会議所　税制専門委員会）

４月２１日　（３１名）　講演「税制を巡る諸課題について」
中央大学　法科大学院　教授　森　信　茂　樹　氏
講演「事業承継について」
税理士法人タクトコンサルティング　代表社員　玉　越　賢　治　氏

4)　事業承継税制の抜本拡充推進大会
１１月　８日（１８０名）　来賓：衆議院議員　石　原　伸　晃　氏

5)　支部との懇談会
３月　６日　（　９名）　城西ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：新宿・中野・杉並・練馬
報告：平成３０年度税制改正について
議題：
・消費税率引き上げ、軽減税率導入について
・生産性向上・成長を後押しする税制（設備投資減税等）について
・その他
３月１６日　（１２名）　城南ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：品川・目黒・大田・世田谷・渋谷
報告　同上
議題　同上
３月２０日　（１３名）　城東ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：江東・墨田・足立・葛飾・江戸川
報告　同上
議題　同上
３月２８日　（１１名）　都心ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：千代田・中央・港・台東
報告　同上
議題　同上
３月２８日　（１３名）　城北ブロック　本支部税制懇談会
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋
報告　同上
議題　同上

**⑤　労働委員会**

労働委員会は、「労働法制・政策への意見発信」と、「労働生産性向上策の検討」の２点を活動の柱として活動を展開した。前者については、時間外労働の上限規制および同一労働同一賃金に代表される働き方改革関連法案に対し、東商副会頭・特別顧問企業等の人事労務実務者による働き方改革実現ワーキンググループでの意見聴取、労働委員会委員企業の意見・要望の集約を行い、働き方改革実行計画に対する意見書の公表、労働政策審議会での意見主張等を行った。後者については、生産性向上に資する社員の育成について情報交換・意見交換を行った他、２０１８年２月２１日「働き方改革フォーラム」を開催し、生産性向上の取り組みに向けた機運の醸成を図った。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　労働専門委員会）
５月　９日　（４４名）　講演　「働き方改革実行計画」について
厚生労働審議官　岡崎　淳一　氏
付議事項　『「働き方改革実行計画」に対する日本・東京商工会議所の考え方（案)』について

意見交換
報告事項　・労働政策審議会について
・２０１８年2月２１日働き方改革フォーラム開催のご案内
・２０１７年6月２０日労働セミナー開催のご案内

7月１４日　（４４名）　講演　「最低賃金制度について」
厚生労働省　大臣官房審議官（労災、賃金担当）
井　上　　誠　氏
報告　中央最低賃金審議会　審議状況について
意見交換　・地方最低賃金審議会委員より各地の最低賃金引上げの影響や審議状況について
・自由意見交換
総括
その他、事務局連絡

9月　4日　（４２名）　講演　「時間外労働の上限規制に関する法案について」
厚生労働省　労働基準局　労働条件政策課長　藤　枝　　茂　氏
講演　「同一労働同一賃金に関する法案について」
厚生労働省　雇用環境・均等局有期・短時間労働課長　松　永　　久　氏
意見交換
総括
その他、事務局連絡

１２月　6日　（３５名）　付議事項　２０１８年2月２１日「働き方フォーラム」企画案について
意見交換　「社員の育成・社員の成長を促す取り組みについて」
意見交換　・時間外労働の上限規制に関する法案、同一労働同一賃金に関する法案の施行日について
・事業主拠出金について

2)　支部との懇談会

2月２７日　（１９名）　第１回本支部労働懇談会
参加支部　千代田、新宿、文京、荒川、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾
（１２支部）

3月　7日　（１９名）　第２回本支部労働懇談会
参加支部　中央、港、台東、北、品川、目黒、大田、世田谷、江東、墨田、江戸川（１１支部）
内容　・働き方改革関連法案について（時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金など）
・女性の活躍推進に係る現状および課題
・最近の労働政策に対する意見等

3)　連合東京との意見交換

１１月１３日　（１９名）　日本労働組合総連合会東京都連合会／要請書手交・意見交換
3月２６日　（１７名）　日本労働組合総連合会東京都連合会／要請書手交・意見交換

4)　講習会・交流会

6月１３日　（９３名）　労働セミナー「労務問題の未然防止に向けて～最近の中小企業の労務相談事例からみる傾向と対策～」

講演　働き方改革実行計画の概要と今年度の労働行政の重点課題
厚生労働省　政策統括官付　労働政策担当参事　森　川　善　樹　氏
講演　最近の中小企業の相談事例と未然防止のポイント
弁護士法人ＮＥＸＴ　弁護士　倉持　麟太郎　氏

（　６名）　個別法律相談会
弁護士　倉　持　麟太郎　氏
弁護士　柴田　真理子　氏
弁護士　阿　部　　尚　氏

６月２０日（１０１名）　労働セミナー「同一労働同一賃金の衝撃～制度の意義と議論の背景を正しく理解し、実現可能性を探る～」
講演　同一労働同一賃金の衝撃～制度の意義と議論の背景を正しく理解し、実現可能性を探る～
㈱日本総合研究所　調査部長　チーフエコノミスト　山　田　　久　氏

８月２８日　（７０名）　人手不足セミナー「東京都の人材確保支援事業～働きたい職場づくりを考える～」
講演　人材確保支援施策について
東京都　人材確保支援担当課長　林　　さやか　氏
講演　働き方改革・テレワークセンター開設について
東京都　労働環境施策担当課長　平　野　　茂　氏
講演　東京しごとセンターにおける企業向けサービスについて
（公財）東京しごと財団　しごとセンター課長　篠　田　高　志　氏
講演　中小企業人材確保・育成総合支援事業について
東京都　人材確保支援担当

１０月２３日　（８４名）　労働セミナー「働き方改革関連法案の概要ならびに実務対応の方向性について～同一労働同一賃金の対応を中心に～」
講演　働き方改革関連法案の概要について
厚生労働省　労働基準局　労働条件政策課長　藤　枝　　茂　氏
対談　企業の実務対応について～同一労働同一賃金を中心に～
弁護士法人Ｐｒｏｃｅｅｄ 代表弁護士　多　田　　猛　氏
社会保険労務士法人シグナル 代表　有　馬　美　帆　氏
新四谷法律事務所 弁護士　土　肥　　勇　氏
㈱セントメディア　羽　根　かほる　氏

１１月２２日　（９７名）　労働セミナー「貴社の長時間労働是正に向けた取り組みが労務トラブルにならないために～働き方の改革と合わせて確認しておきたい労働法令・重要判例～」
講演　貴社の長時間労働是正に向けた取り組みが労務トラブルにならないために～働き方の改革と合わせて確認しておきたい労働法令・重要判例～
弁護士法人ＮＥＸＴ　弁護士　倉　持　麟太郎　氏

１２月　４日　（２４名）　「東京テレワーク推進センター」視察会
※多様な人材活躍委員会と合同開催
講演　東京都が目指す働き方改革とテレワーク導入企業等の事例紹介
テレワークにおける労務管理のポイント
（一社）日本テレワーク協会　主席研究員　中　本　英　樹　氏

１２月　８日　（６５名）　労働セミナー「人手不足対策セミナー」
講演　中小企業・小規模事業者「人手不足対応ガイドラインの概要」
中小企業庁　経営支援課総括課長補佐　津脇　慈子　氏

ワークショップ　「人手不足対応ガイドラインの３ステップの実践」
社会人材研究所　　所長　白　石　久　喜　氏
案内　人材紹介機関のご紹介
（公財）産業雇用安定センター　東京事務所副所長　　神　尾　正　利　氏

**⑥　多様な人材活躍委員会**

働き方改革および人手不足への対応として、女性、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備や関係機関との連携策について検討を行った。政府等に対する意見書としては、「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」（２０１７年１１月１６日）、および「女性活躍推進に向けた意見」（２０１８年3月２９日）を公表した。また、関係機関との連携策として、東京都「働き方改革宣言企業制度」に基づく東商の働き方改革宣言（２０１７年5月）を行うとともに、ミドル人材の円滑な流動化を図る産業雇用安定センターとの「企業における人材確保のための連携協定」（２０１７年9月）、東京都との「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」（２０１７年１１月）を締結し、取り組みを推進した。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　女性等活躍推進専門委員会）

５月１６日　（５２名）　講演　外国人労働者の現状と外国人技能実習制度について
外国人技能実習機構　総務部長　　高　橋　秀　誠　氏
討議　「働き方改革実行計画」に対する日本・東京商工会議所の考え方（素案）について
意見交換　「外国人材の受け入れのあり方」について

９月　１日　（４７名）　講演　外国人材に係る在留資格制度について
法務省　入国管理局　総務課企画室　補佐官　　伊　藤　純　史　氏
討議　「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見（案)」について

２月１６日　（３５名）　講演　「女性活躍の現状と施策について」
厚生労働省　雇用環境・均等局　雇用機会均等課長　　堀　井　奈津子　氏
講演　「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要」
中小企業庁　経営支援課総括課長補佐　　津　脇　慈　子　氏
討議　「女性の活躍推進に向けた意見（素案)」について

2)　女性ワーキング「働く女性のための検討会」

７月２１日　（１９名）　講演　「経営戦略としての女性活躍推進」について
（公財）２１世紀職業財団　　岩　田　喜美枝　氏
意見交換　・貴社（貴方）における女性の活躍推進における課題その他
・女性の活躍推進に必要な政策について
・少子化対策について

１月３１日　（１４名）　講演　「本音で語ろう、女性活躍支援」について
㈱東レ経営研究所　ダイバーシティ＆ワークライフバランス推進部長
宮　原　淳　二　氏
意見交換　・「女性の活躍推進に関する意見（案)」に対する感想・ご意見
・女性活躍推進の更なる課題・悪い事例

3)　講習会・交流会

１２月　４日　（２４名）　「東京テレワーク推進センター」視察会
※労働委員会と合同開催
講演　東京都が目指す働き方改革とテレワーク導入企業等の事例紹介
テレワークにおける労務管理のポイント
（一社）日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏

### ⑦　若者・産業人材育成委員会

教育機関と連携した若年者就労支援、及び産業人材の確保・育成並びに職業教育をはじめとした学校教育のあり方について検討し、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、「東商リレーションプログラム」の開催や「インターンシップ・職場体験ハンドブック」の発行等、東商ならではの事業を展開した。また「専門職大学設置基準案への意見」等、教育政策等優先度の高いテーマについてパブリックコメントを提出し、積極的な意見要望活動を実施した。

1)　委　員　会

５月　９日　（２５名）　講演　「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について」
文部科学省　高等教育局　主任大学改革官　　塩　原　誠　志　氏
協議
a.　専門職大学の設置に関する考え方（案）について
b.　インターンシップ・職場体験ハンドブック（仮称）の作成について
c.　第３期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方の概要について

８月３１日　（２８名）　講演　「高等教育の将来構想について
～第３期教育振興基本計画を踏まえ～」
文部科学省　生涯学習政策局長　　常　盤　　豊　氏
協議
a.　インターンシップ・職場体験ハンドブック（案）について
報告
a.　専門職大学設置基準案への意見の提出について
b.　東京都公立学校教員採用候補者選考に伴う面接委員の推薦について
c.　人材確保支援・キャリア教育支援の取り組み（本・支部）について

１月２５日　（２７名）　講演　「イマドキ大学生のインサイト
～さとり世代の仕事観を知り、採用・育成に活かす～」
㈱リクルートキャリア　就職みらい研究所　所長　　岡　崎　仁　美　氏
協議
a.　「企業における教育支援活動に関するアンケート」の実施について
b.　「今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」の概要について
報告
a.　人材確保支援、キャリア教育支援　本支部の取組みについて
b.　東商ジョブサイト（採用総合支援サイト）の開設について
c.　第６回「東商リレーションプログラム」について
d.　専門職大学の設置基準、第三期教育振興基本計画に関する
意見提出後の進捗および実現状況について
e.　「インターンシップ・職場体験ハンドブック」に関する
報道実績について

2)　専門委員会

７月　６日　（　６名）　講演　「東商リレーションプログラムの現況、目指す姿、
およびインターンシップの現況と課題」
実践女子大学 大学教育研究センター　特任教授　　深　澤　晶　久　氏
協議
a.　インターンシップ・職場体験ハンドブック（仮称）（案）について

３月　７日　（　７名）　講演　「都立商業高校の現状の課題と今後について」
東京都教育庁　指導部　都立学校教育部　ものづくり教育推進担当課長
小　川　謙　二　氏

東京都教育庁　指導部　高等学校教育指導課　統括指導主事
西　牧　豊　実　氏

協議
a.　企業における教育支援活動に関する
アンケート２０１８調査票（案）について

3)　東商リレーションプログラム
「7. 事業　(17) 各種支援事業　③ 人材確保支援事業　5)」を参照

**⑧　中小企業委員会**

中小企業委員会では、中小企業の現場の生の声を集めるべく、ヒアリングやアンケートなどを実施。その内容をもとに中小企業政策の拡充に向けた要望書を取りまとめ、国ならびに東京都に提出するとともに、要望の実現に向けた活動を行った。あわせて、前期「起業・創業支援委員会」の活動を引き継ぎ、学生向けの起業家セミナーも開催した。

1)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議
２月　５日　（　５名）　報告・討議　「要望内容の実現状況について」
「中小企業の経営課題に関するアンケートについて」
「最近の中小企業の経営課題について」

2)　委員会
４月１９日　（３４名）　卓話　「２０１７年度の東京都の中小企業施策について」
東京都　産業労働局　商工部長　野　間　達　也　氏
協議　「東京都の中小企業対策に関する重点要望（素案）について」
５月２４日　（３９名）　卓話　「最近の中小企業・小規模事業者政策について」
中小企業庁　長官官房　参事官　桜　町　道　雄　氏
協議　「東京都の中小企業対策に関する重点要望（案）について」
「国の中小企業対策に関する重点要望（たたき台）について」
６月２７日　（３７名）　卓話　「攻めのＩＴ経営　中小企業百選」
(学)明治大学　経営学部　教授　岡　田　浩　一　氏
「イノベーションと中小企業の企業成長」
(学)慶応義塾大学　商学部　教授　髙　橋　美　樹　氏
協議　「国の中小企業対策に関する重点要望（素案）について」
１２月　８日　（３３名）　卓話　「事業承継対策委員会の活動について」
東京商工会議所　事業承継対策委員会　委員長　加　藤　雄　一
「東京都事業引継ぎ支援センターについて」
東京都事業引継ぎ支援センター
プロジェクトマネージャー　木　内　雅　雄　氏
報告　「中小企業委員会の活動について」
３月１４日　（３３名）　卓話　「中小企業金融の転換 ～金融機関との共通価値の創造に向けて～」
(特)日本動産鑑定　会長　森　俊　彦　氏
報告　中小企業対策要望の実現状況について
「中小企業の経営課題に関するアンケート（中間速報）」
結果概要について
「中小企業の現状・課題に関するヒアリング」結果概要について
「移動中小企業・事業承継対策委員会（支部役員との懇談会）」
結果概要について
協議　中小企業対策に関する重点要望（論点整理）

東京都「東京の中小企業振興を考える有識者会議」について

3)　移動中小企業・事業承継対策委員会

２月２０日　（１３名）　支部役員との懇談会　第１ブロック（台東・北・荒川・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川）

２月２６日　（１３名）　支部役員との懇談会　第２ブロック（千代田・新宿・文京・中野・杉並・豊島・板橋・練馬）

３月　１日　（１１名）　支部役員との懇談会　第３ブロック（中央・港・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷）

4)　セミナー

４月１７日　（８７名）　「東京都の中小企業施策の概要と注目事業について」
東京都産業労働局　商工施策担当課長　岡　野　守　治　氏

６月２２日　（９７名）　「中小企業のための技術契約（初級編）」
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　瀧　口　賢　治　氏
※知的財産戦略委員会との共催

６月２６日　（９０名）　「中小企業のための技術契約（中級編）」
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　瀧　口　賢　治　氏
※知的財産戦略委員会との共催

７月２８日　（６３名）　「中小企業白書・小規模企業白書２０１７説明会
～ライフサイクルを踏まえた中小企業の持続的成長とは～」
中小企業庁　事業環境部　企画課　調査室　室長補佐　細　井　友　洋　氏

３月　２日　（９３名）　「聞いたら試したくなる「ものづくり補助金」の虎の巻！！
ものづくり補助金の概要と申請書作成ポイント～」
ＭＳＬ経営サポート研究所　代表　中　村　稔　氏
※ものづくり推進委員会との共催

３月　５日　（８４名）　「知らないと損をする！補助金活用虎の巻
～補助金を有効活用した経営力ＵＰセミナー～」
ユナイテッド・アドバイザーズ㈱　代表取締役　西　内　孝　文　氏

３月　６日　（３２名）　「基礎から解説！中小企業のための補助金・助成金活用セミナー」
ユナイテッド・アドバイザーズ㈱　代表取締役　西　内　孝　文　氏
※品川支部との共催

３月　７日　（２８名）　「補助金を有効活用した経営力向上と申請時のポイント」
【第１部】補助金事業の概要と申請書作成のポイント
中小企業診断士　中　村　稔　氏
【第２部】これで攻略！事業内容の書き方・考え方
㈲小柳塗工所　代表取締役・技術士　小　柳　拓　央　氏
※墨田支部との共催

３月１４日　（７５名）　「ＩＴ導入補助金“フル活用”のコツ」
【第１部】ＩＴ導入補助金　概要説明
経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課
課長補佐　宮　田　豪　氏
【第２部】簡単・役立つ！業績ＵＰに効くＩＴツールの選び方＆活用法
ＩＴコーディネータ・㈱ナーツ　代表取締役　野　中　栄　一　氏
※生産性向上委員会との共催

３月２９日（１２８名）　「ＩＴ導入補助金“フル活用”のコツ」
【第１部】ＩＴ導入補助金　概要説明

経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課
課長補佐　　宮　田　　豪　氏
【第２部】簡単・役立つ！業績ＵＰに効くＩＴツールの選び方&活用法
ＩＴコーディネータ・㈱ナーツ　代表取締役　　野　中　栄　一　氏
※生産性向上委員会との共催

5)　起業家セミナー

５月３０日　　明治大学
ライフスタイルアクセント㈱　代表取締役　　山　田　敏　夫　氏

７月　７日　　慶応義塾志木高等学校
㈱和える　代表取締役　　矢　島　里　佳　氏
※「志木演説会」の一部として講演

１２月１３日　　慶應義塾大学
ライフスタイルアクセント㈱　代表取締役　　山　田　敏　夫　氏

１月　９日　　専修大学
㈱ブリオカフェカンパニー　代表取締役　　吹　戸　成　良　氏

**⑨　事業承継対策委員会**

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業が増加することが予想されていることから、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の問題や課題について研究し、政府や東京都に対して、実効性の高い支援策や必要な政策を提言することで、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備に取り組んだ。

1)　委員会

４月１０日　（２９名）　卓話　「ビジネスサポートデスク東京東の取組み」
東京商工会議所　ビジネスサポートデスク（東京東）
課長　　奥　津　裕　介
「東京都事業引継ぎ支援センターの取組み」
東京都事業引継ぎ支援センター
プロジェクトマネージャー　　木　内　雅　雄　氏
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（項目整理案）について」

５月　８日　（３２名）　卓話　「中小機構関東本部の事業承継支援の取組みについて」
中小企業基盤整備機構　関東本部
チーフ事業承継コーディネーター　　小　松　久　男　氏
「経営後継者研修について」
中小企業大学校東京校　企業研修課長　　磯　部　重　浩　氏
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（素案）について」

７月　３日　（２９名）　卓話　「事業継続に向けたマネジメント～老舗企業塾の調査結果から～」
明治学院大学　経済学部　教授　　神　田　　良　氏
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（案）について」
報告　「事業承継の実態に関するアンケート調査について」

１２月１２日　（２２名）　卓話　「地域金融機関における事業承継支援の取組み」
㈱東京都民銀行　常務執行役員　　強　瀬　理　一　氏
同　コンサルティング事業部　参事役　　菅　井　一　人　氏
報告　「事業承継税制の改正について」
「事業承継の実態に関するアンケート調査　結果概要（速報版）について」

「今年度の活動報告について」
「移動中小企業・事業承継対策委員会の開催について」

2)　税制検討小委員会・事業承継対策委員会正共同副委員長との合同会議
６月　１日　（１３名）　卓話　「今後の中小企業政策について～事業承継を中心に～」
中小企業庁　事業環境部長　吾　郷　進　平　氏
議題　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（素案）について」
「平成３０年度税制改正に関する意見（素案）について」
「事業承継に関する実態調査（案）について」

3)　移動中小企業・事業承継対策委員会
２月２０日　（１３名）　支部役員との懇談会　第１ブロック（台東・北・荒川・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川）
２月２６日　（１３名）　支部役員との懇談会　第２ブロック（千代田・新宿・文京・中野・杉並・豊島・板橋・練馬）
３月　１日　（１１名）　支部役員との懇談会　第３ブロック（中央・港・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷）

4)　セミナー
６月２８日　（７０名）　「今さら聞けない！経営者のための事業承継税制入門セミナー」
税理士法人タクトコンサルティング
代表社員・税理士　玉　越　賢　治　氏
２月２２日　（８１名）　「～事業承継税制が抜本拡充！？この機会を見逃すな！！～
社長と聞きたい事業承継の極意」
【第１部】中小企業の事業承継における実態
～事業承継の本質と先代経営者の役割～
㈱日本政策金融公庫　総合研究所
小企業研究第一グループ　主席研究員　村　上　義　昭　氏
【第２部】平成３０年度事業承継税制改正のポイントと
税制から見た事業承継
城所会計事務所　所長　城　所　弘　明　氏

**⑩　中小企業国際展開推進委員会**

中小企業の国際展開をさらに積極的に支援するため、国への重点要望を行ったほか、公的機関との連携による施策説明会、実務型ミッション派遣等の事業を企画・実施した。

1)　委員会
５月１２日　（２６名）　卓話　「中小企業の海外展開の現状と今後の見通し」
㈱日本政策金融公庫　総合研究所
小企業研究第一グループ　主席研究員　竹　内　英　二　氏
報告　「前期までの委員会活動について」
協議　「活動方針（案）について」

１２月　１日　（１８名）　卓話　「海外での安全確保に関する政府の取組」
外務省　領事局　邦人テロ対策室長　兼経済局官民連携推進室
日本企業海外安全対策特別専門官　上　田　肇　氏
報告　「今期の委員会活動について」
「ミャンマー・ベトナム現地事情視察会について」

３月　５日　（２４名）　卓話　「海外販路開拓における越境ＥＣ活用について」
(独)中小企業基盤整備機構
販路開拓支援アドバイザー　齋　藤　　直　氏
報告　「フィリピン現地事情視察会について」
「海外展開支援事業利用企業向けアンケートについて」

2)　海外展開支援機関連絡会議

７月１９日　（１３名）　意見交換　「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構

３月１９日　（１６名）　意見交換　「来年度重点支援事業、今年度支援施策利用事例、相談傾向、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構

3)　セミナー

４月２６日　（６３名）　「海外展示会活用セミナー
～海外展示会の活用ノウハウとポイントについて～」
(独)日本貿易振興機構　２０１７年度新輸出大国コンソーシアム
エキスパート　芳　賀　　淳　氏

７月１３日　（９６名）　「ミャンマー・ベトナムの最新ビジネス事情
～今後のビジネス展開を見据えて～」
ＭＹＡＮＭＡＲ　ＪＡＰＯＮ　ＣＯ.，ＬＴＤ.
代表取締役　永　杉　　豊　氏
㈱ＶＣＣ　代表取締役　齊　藤　正　之　氏

８月２２日　（７６名）　「越境ＥＣの押さえるべき１０のポイント
～越境ＥＣ成功のための大原則と具体的な取組み～」
㈱プリンシプル　代表取締役　村　田　光　俊　氏

１０月２６日　（７０名）　「日欧ＥＰＡを最速で紹介！！
中小企業のための経済連携協定セミナー」
みずほ総合研究所㈱　調査本部　政策調査部
主席研究員　菅　原　淳　一　氏

１１月２８日　（７３名）　「世界経済の現状・為替相場見通し／中小企業の中国ビジネス動向」
㈱東京都民銀行　外為業務部
チーフマーケット　アドバイザー　紀　本　晋　二　氏
都民銀商務諮詢（上海）有限公司
副董事長　総経理　蓑　田　　光　氏
※貿易部会との共催

１２月１３日　（８６名）　「フィリピンの最新ビジネス事情」
㈱フェアコンサルティング　ＧｌｏｂａｌＲＭ部
シニアディレクター　遠　藤　容　正　氏
月電工業㈱　社長　半　澤　一　磨　氏

１月２３日　（６０名）　「中小企業のためのベトナムセミナー」
㈱ブレインワークス　取締役　佐々木　紀　行　氏

4)　海外現地事情視察会

１０月　９日(月)～１０月１４日（土）（１９名）　「ミャンマー・ベトナム現地事情視察会」

訪問地：ヤンゴン（ミャンマー）・ホーチミン（ベトナム）周辺地域

内　容：a.訪問・懇談

・ＪＥＴＲＯヤンゴン事務所によるブリーフィング
・ＪＥＴＲＯホーチミン事務所によるブリーフィング
・日系企業・現地支援機関等との夕食交流会
・ＭＥＴＡＬＥＸ出展企業との夕食交流会
・Ｆａｉｒ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ　Ｇｒｏｕｐによるブリーフィング
・㈱リヴァイヴによるブリーフィング

b.視察

・商業施設「ジャンクションシティ」
・Ｍｙａｎｍａｒ　ＤＣＲ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ.
・Ｍｙａｎｍａｒ　Ｊａｐａｎ　Ｔｈｉｌａｗａ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｌｔｄ.
・Ｔｈｉｌａｗａ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｌｏｇｉｓｔｉｃｓ　Ｃｏ.,Ｌｔｄ.
・Ａｔｓｕｍｉ　Ｍｙａｎｍａｒ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ（あつみファッション）
・Ｏｊｉ　Ｍｙａｎｍａｒ　Ｐａｃｋｉｎｇ　Ｃｏ.,Ｌｔｄ（王子ホールディングス）
・Ｅｖｏｌａｂｌｅ　Ａｓｉａ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ（エボラブルアジア）
・Ｊａｐａｎｅｓｅ　ＳＭＥｓ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｊｏｉｎｔ　Ｓｔｏｏｋ　Ｃｏｍｐａｎｅｙ
・ＳＯＷＥＬＬ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯ.，ＬＴＤ.
・Ａｄ－ｔｅｃｈｎｏ　Ｖｉｅｔｎａｍ　Ｃｏ.，ｌｔｄ
・展示会「ＭＥＴＡＬＥＸ　ＶＥＩＴＮＡＭ　Ｃｏ.，ｌｔｄ」
・商業施設「ビンコムメガモールタオディエン」
・Ｋ．Ｉ．Ｃ　ＥＤＵＣＡＴＩＯＮ.，ｌｔｄ
・市内観光施設視察（サイゴン大教会、中央郵便局、統一会堂、ベンタイン市場）

２月１３日(火)～２月１６日（金）（２３名）　「フィリピン現地事情視察会」

訪問地：マニラ首都圏および周辺地域

内　容：a.訪問・懇談

・フィリピン日本人商工会議所によるブリーフィング
・日系企業・現地支援機関等との夕食交流会

b.視察

・商業施設「グリーンベルトモール」
・ファーストフィリピン工業団地（ＦＰＩＰ）
・Ｈｏｎｄａ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ　Ｉｎｃ.（本田技研工業）
・ＮＩＳＳＩＮ　ＰＲＥＣＩＳＩＯＮ　ＰＨＩＬＩＰＰＩＮＥＳ　ＣＯＲＰ.（日進精機）
・Ｂａｎｄａｉ　Ｗｉｒｅｈａｒｎｅｓｓ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ，Ｉｎｃ.（バンダイ）
・商業施設「モールオブアジア」

商業施設「Ｓｏｌａｒｅ　Ｒｅｓｏｒｔ&Ｃａｓｉｎｏ」
・Ｔｓｕｋｉｄｅｎ　Ｅｌｅｃｔｒｏｎｉｃｓ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ，　Ｉｎｃ.（月電工業）およびＴｓｕｋｉｄｅｎ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ，　Ｉｎｃ.（月電ソフトウェア）
・Ｋｉｎｔｅｔｓｕ　Ｗｏｒｌｄ　Ｅｘｐｒｅｓｓ（Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ）Ｉｎｃ.（近鉄エクスプレス）
・Ａｉｍｉｎｇ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ，Ｉｎｃ.（Ａｉｍｉｎｇ）
・市内観光施設視察（サンチャゴ要塞、マニラ大聖堂、サン・オーガスティン教会）

5)　東商海外展開支援事業（海外相談窓口・海外現地事情視察会）利用企業向けアンケート
１２月　８日(金)～１２月２２日（金）の期間に、海外相談窓口、海外現地事情視察会を利用した企業計４７１社を対象にアンケートを実施。回答数１１６社（回答率２４．６％、有効回答数９５社、有効回答率２０．２％)。

6)　海外展開支援機関のお勧めサービスの東商新聞掲載
１１月２０日号より４回にわたり、海外展開支援機関４機関のお勧めサービスを掲載。
１１月２０日号　東京商工会議所 海外展開支援担当
１２月２０日号　(独)日本貿易振興機構
２月２０日号　(独)中小企業基盤整備機構
３月２０日号　(公財)東京都中小企業振興公社

**⑪　国際経済委員会**

経済のグローバル化に伴う中小企業を取り巻くビジネス環境や、企業の国際競争力強化に向けた取り組み等の調査・研究を目的に活動。中小企業の海外展開の事例をまとめた「ヒラケ、セカイ２～ＴＨＥ　ＳＴＯＲＩＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＧＬＯＢＡＬ　ＣＨＡＬＬＥＮＧＥ～」を制作、発行した。

1)　委員会

６月　７日　（３５名）　協議「調査・研究テーマについて」
講話「海外進出後の実体験～成功と課題～」
足利商工会議所　常議員（㈱板通　社長）　板　橋　信　行　氏
太田商工会議所　副会頭（東亜工業㈱　社長）　飯　塚　慎　一　氏
東京商工会議所　議員（㈱龍角散　社長）　藤　井　隆　太　氏
意見交換

１０月１１日　（３６名）　講和「中小企業海外展開と法律問題」
光和総合法律事務所　弁護士　池　内　稚　利　氏
報告「中小企業海外展開事例集（仮称）の進捗状況について」
意見交換

１２月１８日　（３２名）　講話「自社の海外ビジネス取 り組みと進出後の課題 」
東京商工会議所葛飾支部　工業分科会長（㈱杉野ゴム化学工業所　社長）
杉　野　行　雄　氏
浜松商工会議所　副会頭（㈱ソミック石川　会長）
石　川　晃　三　氏
講話「海外進出後の日系企業経営上課題と対応 」
(独)日本貿易振興機構　ビジネス展開支援部
主査　松　尾　修　二　氏
報告「ヒラケ、セカイ２～ＴＨＥ　ＳＴＯＲＩＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ

ＧＬＯＢＡＬ　ＣＨＡＬＬＥＮＧＥ～」について
意見交換
３月２２日　（３０名）　報告「ヒラケ、セカイ２～ＴＨＥ　ＳＴＯＲＩＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ
ＧＬＯＢＡＬ　ＣＨＡＬＬＥＮＧＥ～」について
当年度および次年度活動に関する意見交換

**⑫　社会保障委員会**

社会保障委員会では、経済・財政再生計画等にもとづく社会保障制度改革の現状や方向性について議論を深めるとともに、財政健全化に向けた社会保障財源と企業負担、薬価制度、医療・介護分野の生産性向上や成長につながる社会保障のあり方といった観点から研究を行った。

社会保障審議会各部会を通じて商工会議所の意見を表明し、持続可能な社会保障制度の再構築を図る給付の適正化や重点化、制度の効率化のための諸改革に反映した。

※いずれも日商社会所掌専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

５月　９日　（２５名）　講演　「日本より幸せなアメリカの下流老人～日米老後格差」
ジャーナリスト　矢　部　　武　氏
報告　「社会保障制度改革の現状」
議事　「活動・運営方針（案）」

８月　２日　（２４名）　講演　「社会保障改革の現状と財源確保の行方」
慶應義塾大学　経済学部　教授　土　居　丈　朗　氏
意見交換
報告　「社会保障審議会における審議状況」

１０月３１日　（２６名）　講演　「製薬産業を取り巻く環境～『薬価制度の抜本改革』の論点と課題～」
塩野義製薬㈱　上席執行役員
日本製薬団体連合会　保険薬価研究委員会　委員長
加茂谷　佳　明　氏
「健康保険組合の財政状況と２０２５年度に向けた
医療・医療保険制度改革について」
健康保険組合連合会　企画部長　松　本　展　哉　氏
意見交換
報告　「社会保障審議会各部会における審議状況」

３月　９日　（１８名）　講演　「ヘルスケア産業のデジタル化
～医療・介護の生産性向上・高度化に向けた取り組み～」
㈱野村総合研究所　消費サービス・ヘルスケアコンサルティング部
ヘルスケアコンサルティンググループ
グループマネージャー　田　口　健　太　氏
意見交換
報告　「健康経営優良法人２０１８の結果概要」

**⑬　エネルギー・環境委員会**

政府で行われたエネルギー基本計画見直しに向けた議論への対応および、パリ協定の締結等による地球温暖化対策への関心の高まりを踏まえた、商工会議所環境行動計画の見直しに向けた議論を行った。

1)　委 員 会

※いずれも日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催

９月１２日　（４５名）　議事　a.「エネルギー基本計画」の見直しに向けた商工会議所の対応について
b.「商工会議所環境アクションプラン（仮称）」の骨子について

１１月　２日　（４０名）　議事　a.「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見（案）について
b.「商工会議所環境アクションプラン」（案）について

2)　パネルディスカッション

１１月２９日（２００名）　パネルディスカッション「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０とエネルギーが連携した新たなビジネスとは」

モデレーター：東京工業大学　特命教授・名誉教授　柏　木　孝　夫　氏
パネラー：ＮＰＯ法人国際環境経済研究所　理事・主席研究員　竹　内　純　子　氏
アクセンチュア㈱　素材・エネルギー本部　公益事業部門統括マネジング・ディレクター　宮　脇　良　二　氏
㈱グリッド　代表取締役　曽我部　完　氏
特別講演：経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　新エネルギーシステム課長　山　影　雅　良　氏
※東京商工会議所資源・エネルギー部会との合同開催

3)　視　察　会

※いずれも東京商工会議所資源・エネルギー部会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

１月２６日　（２２名）　視察会「燃料電池バスで巡る水素ステーションと東京スイソミル」
訪問先：イワタニ水素ステーション東京有明
東京都環境公社の水素情報館「スイソミル」
講　演：「水素社会の実現に向けた東京都の取組」
東京都 地球環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課 課長　堀　哲　氏
協　力：岩谷産業㈱、トヨタ自動車㈱、東京都、東京都交通局、東京都環境公社

２月２６日　（１４名）　「福島県再生可能エネルギー関連施設視察会」
視察先：福島空港メガソーラー（福島発電㈱）
国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所
協　力：福島発電㈱、国立研究開発法人産業技術総合研究所、須賀川商工会議所

### ⑭　経済法規委員会

経済法規委員会は、中小企業を始めとした会員事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向に応じた政策・事業活動を展開した。１２０年ぶりの大改正となった民法改正については、商工会議所の意見が多く反映された民法改正法案が５月に国会で成立した（施行日：２０２０年４月１日）。速報版案内チラシ、東商新聞での周知、本部関係部署や各支部と連携したセミナーを開催したほか、解説小冊子『民法改正　取引はどうなる？』（有料）を出版し、約２万部を発行した。

また、企業統治のあり方に関する規律を中心に見直し作業が進められている会社法改正に対応するため、経済法規委員会に設けた会社法検討委員会にて、会員企業および有識者による議論を重ね、商工会議所推薦委員を通じて、毎月開催される法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において意見陳述を行った。さらに、日本商工会議所と連名で意見の取りまとめを行った。

1)　委　員　会

９月２８日　（３４名）　講演　「法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における検討状況について」
講師　法務省　民事局　参事官　竹　林　俊　憲　氏
報告　（１）会社法改正に受けた商工会議所の考え方

（２）民法改正のパンフレット及び普及啓発の活動状況
（３）独占禁止法の改正に向けた意見の反映状況
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

３月　１日　（３４名）　講演　「『会社法制の見直しに関する中間試案』を受けた今後の見通しと企業への影響について」
講師　中央大学法科大学院　教授
会社法検討委員会（商工会議所）　座長　大　杉　謙　一　氏
議事　会社法改正に向けた商工会議所の意見案
報告　経済法制に関する商工会議所の活動状況（平成２９年度）
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

2)　会社法検討委員会

| | | | |
|---|---|---|---|
| ４月２４日 | （２０名） | 意見交換 | 「第１回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| ５月１９日 | （１９名） | 意見交換 | 「第２回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| ６月１９日 | （１８名） | 意見交換 | 「第３回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| ９月　１日 | （２０名） | 意見交換 | 「第５回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| ９月２９日 | （２０名） | 意見交換 | 「第６回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| １０月２７日 | （２１名） | 意見交換 | 「第７回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| １２月　１日 | （２２名） | 意見交換 | 「第８回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| １２月２７日 | （２０名） | 意見交換 | 「第９回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| ２月　９日 | （１９名） | 意見交換 | 「第１０回法制審議会会社法制（企業統治等）部会に向けた検討」 |
| ２月２１日 | （１６名） | 意見交換 | 「『会社法改正に関する意見』（たたき台）についての検討」 |

3)　民法（債権法）改正普及・啓発ワーキング会議

a.　会議

５月　８日　（　５名）　説　　明　（１）民法（債権法）改正法案の審議状況について
（２）改正のあらまし
（３）改正普及・啓発パンフレットの作成について（案）
①　目的、対象、分量、方向性、タイトル等
②　構成、目次
③　スケジュール
意見交換

８月２８日　（　５名）　説　　明　パンフレットの原稿案について
意見交換

b.　成果物

会員のニーズに応えるべく、日本商工会議所と共同で中小企業向けに民法改正を解説する小冊子を作成した。必ずしも法務担当者がいない中小企業経営者、契約担当者を読者に想定し、実務の重要度で項目を厳選。ビジネスパーソンが理解しやすいよう取引の流れに沿って平易な言葉で解説した。

表　　題　『民法改正　取引はどうなる？』
発行部数　２０，０００部（うち有料販売分約１３，０００部）
販売元　　㈱ぎょうせい

4)　講 習 会

a.　民法改正関係

(a)本支部連携講習会

７月１９日　（７０名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい民法改正の重要ポイント（荒川支部共催）
弁護士　髙　井　章　光　氏

８月　３日　（６１名）　民法改正の重要ポイント（大田支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

８月　９日　（５１名）　これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（豊島支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

９月１４日　（５９名）　「取引が変わる？契約が変わる？」民法改正の重要ポイント
（板橋支部共催）
弁護士　宇田川　敦　史　氏

９月２０日　（４３名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい民法改正の重要ポイント（中野支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

１０月　５日　（６７名）　民法（債権法）のポイント　企業として、これだけは知っておきたい
１２０年ぶりとなる大改正（杉並支部共催）
弁護士　宇田川　敦　史　氏

１０月　６日　（７３名）　知らないと大変なことになる！受発注契約に関する法律講座
～民法（債権法）改正を踏まえた確認と準備を!（中央支部共催）
弁護士　晝　間　光　雄　氏

１０月１２日　（７２名）　民法改正で変わる契約のルール！（練馬支部共催）
弁護士・中小企業診断士　関　　義　之　氏

１０月２５日　（７３名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい民法改正の重要ポイント（千代田支部共催）
弁護士　晝　間　光　雄　氏

１０月３０日　（５２名）　知らないと大変なことになる！受発注契約に関する法律講座
～民法（債権法）改正を踏まえた確認と準備を!（中央支部共催）
弁護士　晝　間　光　雄　氏

１１月１５日　（３３名）　取引が変わる？契約が変わる？　民法改正の重要ポイント
（足立支部共催）
弁護士　宇田川　敦　史　氏

１１月２１日　（６０名）　民法改正の重要ポイント（墨田支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

１１月２９日　（５０名）　取引が変わる？契約が変わる？１２０年ぶり大改正！
これだけは知っておきたい民法改正の重要ポイント（千代田支部共催）
弁護士　晝　間　光　雄　氏

１２月　４日　（５７名）　これだけは知っておきたい　民法改正の重要ポイント（港支部共催）
弁護士　髙　井　章　光　氏

２月１３日　（７１名）　中小企業が知っておくべき民法改正のポイント（世田谷支部共催）
弁護士　江　口　正　夫　氏

３月１５日　（４７名）　民法改正　取引はどうなる？（新宿支部共催）
弁護士　菊　地　康　太　氏

⑹関連部署共催セミナー

９月１５日　（９４名）　ビジネスパーソン必見!!民法（債権法）改正のポイント
～改正民法施行前に債権法改正のポイントを押さえよう～
（検定センター共催）

行政書士　　黒　沢　怜　央　氏

１０月２６日　（４７名）　民法改正に対応した契約実務講座（研修センター共催）

弁護士　　江　口　正　夫　氏

１２月　５日　（４４名）　民法改正に対応した契約実務講座（研修センター共催）

弁護士　　江　口　正　夫　氏

２月　２日　（６４名）　企業リスクの解決スキルを身につけよう！（検定センター共催）

ＴＡＣ専任講師・ビジネス法務エグゼクティブ　　多　賀　　潤　氏

(c)経済法規委員会主催セミナー

１１月１６日　（７８名）　民法改正！　取引はどうなる？　　弁護士　　髙　井　章　光　氏

１２月１１日（１０２名）　民法改正！　取引はどうなる？　　弁護士　　髙　井　章　光　氏

３月　６日（１２７名）　民法改正！　取引はどうなる？　　弁護士　　髙　井　章　光　氏

b.　その他のテーマによるセミナー

５月２５日　（９１名）　下請取引関係の制度改正がすぐ分かる講座

親事業者も下請事業者も付加価値向上を目指せる取引環境の実現へ

（消費税価格転嫁対策事業）

経済産業省　中小企業庁　事業環境部　取引課

課長補佐　　田　邉　国　治　氏

公正取引委員会事務総局　経済取引局　取引部　企業取引課

課長補佐　　小　俣　栄一郎　氏

６月２７日　（９３名）　基礎から学ぶ景品表示法

弁護士　　植　村　幸　也　氏

７月１８日（１１５名）　中小企業のための独禁法・下請法活用講座

親事業者も下請事業者も付加価値向上を目指せる取引環境の実現へ

（消費税軽減税率対策事業）

弁護士　　玉　木　昭　久　氏

**⑮　知的財産戦略委員会**

知的財産経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化に向け、知的財産政策に関する意見をとりまとめ、政府の知的財産戦略本部、特許庁等の関係先に働きかけを行った。２０１０年から毎年、中小企業の特許料金の一律半減制度を粘り強く要望した結果、本制度が盛り込まれた特許法改正法案が国会に提出された（２０１９年４月より施行の見込み)。また、自らの知的財産を積極的に活用し、新規取引先の開拓や取引価格の適正化、ブランド力の向上など他社との差別化、模倣品対策、人材育成、社内活性化など、売上拡大に向けた効果を上げている中小企業３１社の好事例集の作成・配布、さらに、各支部や関係機関と連携しながら、幅広いテーマのセミナー、企業交流会等、知財の普及・啓発活動を行った。

1)　委員会

７月１０日　（１９名）　講　演　知的財産推進計画２０１７の説明ならびに知財政策に関する意見交換

内閣府　知的財産戦略推進事務局　事務局長　　住　田　孝　之　氏

総括参事官　　小野寺　　修　氏

※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

１１月　６日　（２１名）　講　演　グローバルな知財環境の変化と中小企業支援

特許庁　長官　　宗　像　直　子　氏

※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

２月１９日　（２２名）　講　演　特許法等の改正案の概要
特許庁　総務部総務課　制度審議室長　川　上　敏　寛　氏
議　事「知的財産推進計画２０１８」に向けた知財政策に関する意見について
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

2)　セミナー

５月２６日　（３３名）　「宝は足元に！」～知財による地域・社内活性化の実例～
（台東支部共催）
木戸弁理士事務所　所長・弁理士　木　戸　基　文　氏

６月１９日　（３７名）　改良工夫やデザインを行う企業の社内規定
～法改正に伴う職務発明等の規定の整備～　（文京支部共催）
弁理士・東京商工会議所文京支部　事務局長　矢　口　和　彦

６月２２日　（９７名）　中小企業のための技術契約（初級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　瀧　口　賢　治　氏

６月２６日　（９０名）　中小企業のための技術契約（中級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　瀧　口　賢　治　氏

６月２９日　（６２名）　他社と差がつく知的財産のイロハ～著作権と商標について～
（杉並支部共催）
双京知的財産事務所　所長・弁理士　太　田　洋　子　氏

７月　５日　（６３名）　中小企業を強くするブランディングの基本・解説セミナー
（千代田支部共催）
㈱ヒナタデザイン代表取締役／(一社)ブランド・バリュー協会
代表理事　大　谷　佳　弘　氏

７月　３日（１３９名）　中小企業のための模倣品対策・海外知財訴訟リスクセミナー
((独)日本貿易振興機構共催)

７月　４日（１５５名）　中小企業のための模倣品対策・海外知財訴訟リスクセミナー
((独)日本貿易振興機構共催)

９月　７日　（４０名）　中小企業×デザイン　クリエイターとの協業の基礎知識
（荒川支部共催）
アートディレクター・デザイナー　小　関　隆　一　氏

１０月　５日　（２０名）　技術・アイデア・サービスを収益にする知財経営
～弁理士がみた活用事例～　（足立支部共催）
吉田国際特許事務所　所長・弁理士　吉　田　芳　春　氏

１１月　９日　（１７名）　収益増加の手段としての知財戦略
～顧客への営業前、共同開発の開始前、事業承継時に行うべき事～
（大田支部共催）
弁理士・技術士　高　橋　政　治　氏

１２月　４日　（２４名）　技術・アイデア・サービス等を収益にする知財経営
～弁理士がみた活用事例～　（豊島支部共催）
吉田国際特許事務所　所長・弁理士　吉　田　芳　春　氏

１２月１３日　（２６名）　地域資源を活用した中小企業の知財戦略　（墨田支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　伊　藤　夏　香　氏

１２月２０日　（５０名）　「下町ロケット」に学ぶ中小企業の知財・経営戦略
～ニッチトップ企業になるための知財活用術～　（中野支部共催）
内田・鮫島法律事務所　弁護士・弁理士　鮫　島　正　洋　氏

１月１５日　（７７名）　「えっ！？海外企業から知財侵害で訴えられた！？」
海外進出のリスクとその対策（知的財産編）

(独)工業所有権情報・研修館　　鈴　木　　崇　氏
三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング㈱　　萩　原　達　雄　氏

２月１３日　（３６名）　ブランド企業は「夢」じゃない！～ブランドづくりからその保護まで～
（文京支部共催）
特許業務法人レガート知財事務所　所長／日本商標協会副会長・弁理士
峯　　唯　夫　氏

２月１３日　（３８名）　マーケティング（儲けティング？）のツールに活用するための「知的財産」入門！～法律の話はほぼゼロ！技術力に自信のある中小企業のためのコトラー流「技術のブランド化」で売上拡大～
ＫＩＴ虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院）イノベーションマネジメント研究科
教授・Ｐｈ．Ｄ．　　杉　光　一　成　氏

２月１４日　（６５名）　中小・小規模企業のための売上を伸ばす「ブランディング」活用法
（江戸川支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　　伊　藤　夏　香　氏

２月１６日　（２２名）　「宝は足元に!!」～知財による地域・社内活性化の実例～後日談
（台東支部共催）
木戸弁理士事務所　所長・弁理士　　木　戸　基　文　氏

２月２１日　（１５名）　事例から学ぶ！“知財経営のヒント”　（葛飾支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　　伊　藤　夏　香　氏

３月　６日　（３６名）　著作権と商標のポイントセミナー～他社と差がつく知的財産のイロハ～
（練馬支部共催）
双京知的財産事務所　所長　　太　田　洋　子　氏

３月　７日　（３２名）　経営に活かす知的財産権～知っておきたい知財の現実～
（渋谷支部共催）
西川商標知財事務所　代表・弁理士　　西　川　　巌　氏

３月１４日　（６６名）　マーケティング（儲けティング？）のツールに活用するための「知的財産」入門！～法律の話はほぼゼロ！技術力に自信のある中小企業のためのコトラー流「技術のブランド化」で売上拡大～
ＫＩＴ虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院）イノベーションマネジメント研究科
教授・Ｐｈ．Ｄ．　　杉　光　一　成　氏

３月１５日　（３８名）　アイデアを商品にしよう！小さな特許から、確実な利益を
（目黒支部共催）
目黒国際特許事務所　所長・弁理士／㈱特許経営
代表取締役　　樋　田　成　人　氏

3)　コンテンツ事業

９月２７日　（７８名）　コラボ交流会
（テーマ：コンテンツホルダー×非コンテンツ産業）
第１部　講演・アニメビジネス雑学講座
㈱トムス・エンタテインメント　社長室
広報部長　　千　島　　守　氏
第２部　自社紹介・自由交流（名刺交換・情報交換）

4)　知的財産の有効活用に向けた普及・啓発事業（冊子作成）

東京都の地域持続化支援事業費（活性化事業費）の一環として、知的財産活用事例集「企業力＝知財力　デキる知財の使い方～売上を伸ばす一歩先の知財戦略～」を１０，０００部発行。
戦略的に知財を活用する中小企業を有効活用事例として情報を収集し、知財活用事例集を作成・東

京商工会議所・２３支部・各関係機関・団体を通じて都内中小企業等に配布。また、本冊子を活用したセミナーを通じて知財活用に向けた普及・啓発を行った。

5)　展示会への出展

「クールジャパン・マッチングフォーラム２０１７」（１２月４日、クールジャパン官民連携プラットフォーム主催）において、出展ブースを設け、東商知財活用セミナーや海外知財訴訟費用保険制度の周知活動を行った。

6)　後援

１０月１３日～１５日　「アニメフィルムフェスティバル東京２０１７」
（アニメフィルムフェスティバル東京２０１７実行委員会主催）

１２月　４日　「クールジャパン・マッチングフォーラム２０１７」
（クールジャパン官民連携プラットフォーム主催）

１２月　５日　「平成２９年度東京都中小企業知的財産シンポジウム」
（東京都主催）

２月２１日　「第１７回ＪＩＰＡ知財シンポジウム」
（(一社)日本知的財産協会主催）

３月　９日　「知財金融フォーラム」
（特許庁、金融庁主催）

### ⑯　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の都市基盤整備の推進、東京の国際競争力強化に資するビジネス・生活環境の整備、外国企業の誘致促進、人口減少・少子化対策、都市防災力の向上、インフラ老朽化対策といったテーマについて、要望の策定やパブリックコメントの提出を行い、関係各所に実現のための陳情活動を行った。また、昨年度開始した「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づき、国土交通省との意見交換会やインフラ施設視察等を実施した。

さらに、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障がい者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全、快適に暮らし過ごせる地域社会を実現することを目的とした「声かけ・サポート運動」を全所的に推進した。

1)　委員会

５月２９日　（４５名）　講話　「国土交通省の社会資本整備に関する最近の動向」について
国土交通省　総合政策局長　藤　田　耕　三　氏
講話　「首都・東京の都市整備」について
東京都　都市整備局　理事　佐　藤　伸　朗　氏
討議　「首都圏の社会資本整備に関する要望（案）」について
「首都・東京の都市整備に関する要望（案）」について
意見交換
今後の委員会の活動について

１０月２３日（４２名）　報告　首都圏問題委員会委員アンケートの結果概要について
講話　「道路行政を取り巻く最近の情勢」について
・インフラ老朽化対策（道路・橋梁等）の現状と課題、対策について
・首都圏三環状道路整備の進捗状況、課題について
国土交通省　関東地方整備局　道路部長　丹羽　克彦　氏
講話　「環状２号線の整備状況」について
東京都　建設局　道路建設部　街路課長　久野　健一郎　氏
討議　重点要望項目について

２月　６日（５０名）　講話　「最近の都市政策の動向」について
・都市の国際競争力の強化について
・コンパクト・プラス・ネットワークの推進について
国土交通省　大臣官房審議官（都市）　榊　真一　氏
講話　「木造住宅密集地域の取組」について
東京都　都市整備局　市街地整備部
防災都市づくり調整担当課長　武田　光一　氏
討議　重点要望項目について

2)　国土交通省との「官民連携プロジェクト」（意見交換会）
６月１６日（４２名）　国土交通省関東地方整備局との意見交換会
説明　国土交通省の重点施策について
意見発表
・くらしと経済を支える社会資本整備
・社会資本整備の推進と建設産業全体の生産性革命
・首都圏の国際競争力強化に向けた社会資本整備
自由討議
９月２５日（５０名）　国土交通省本省との意見交換会
※４委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、
オリンピック・パラリンピック特別委員会）合同開催
意見交換
・首都圏の国際競争力強化について
・観光振興について
・都市の防災力の強化について
・東京オリンピック・パラリンピック大会について
自由討議

3)　視察会
４月１１日　三村会頭・清野副会頭の東京港視察
６月　７日　（３１名）　「ＧＩＮＺＡＳＩＸ」視察会
１０月１８日　（２２名）　外環道（千葉県区間）視察
２月２２日　三村会頭・清野副会頭の外環道（関越道～東名高速間）視察

4)　声かけ・サポート運動
７月２１日　（５２名）　夏休み特別企画『親子で「声かけ・サポート」体験！ｉｎ東京駅』
１０月２１日　（３９名）　声かけ・サポート運動特別企画「鉄道博物館・親子見学会」
１２月　６日　（４０名）　外国人への声かけ・サポート運動のノウハウを学ぶ！
「外国人おもてなし語学講座」おもてなしコース
１月１８日～２１日　外国人への声かけ・サポート運動のノウハウを学ぶ！
（３２名）　「外国人おもてなし語学講座」セットコース

**⑰　災害対策委員会**

災害対策委員会は、「都市防災力の強化に向けた活動」と「被災地支援活動」を行った。
都市防災力の強化に向けた活動としては、帰宅困難者対策、防災訓練、東京都との意見交換会等を東京都と連携開催したほか、会員企業の防災対策に関するアンケート調査、中小企業のＢＣＰ策定支援事業等を行った。被災地支援活動では、東日本大震災による風評被害の根絶および被災地のニーズに対応した支援を継続的に実施した。また、意見活動として、昨年に続き「国土交通省の防災・減災対策に関する要望」及び「東

京都の防災・減災対策に関する要望」の策定・提出を行った。さらに、「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」、また「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の一環として、それぞれ国土交通省関東地方整備局及び東京都との意見交換会を実施した。

1)　委員会

７月　５日　（３３名）　講話「大規模水害・首都直下地震に関する防災・減災対策について」
国土交通省　水管理・国土保全局長　山　田　邦　博　氏
講話「防災士について」
ＮＰＯ法人日本防災士機構　理事、ＮＰＯ法人日本防災士会　参与
橋　本　茂　氏
報告「会員企業の防災対策に関するアンケート」結果概要について
討議「国土交通省の防災・減災対策に関する要望（素案）」について
その他

１１月２２日　（２３名）　講話「首都直下地震等に備えて（防災プランの進捗状況等について）」
東京都　総合防災部防災計画課長　小　川　清　泰　氏
討議「東京都の防災・減災対策に関する要望（素案）」について
その他

2)　被災地支援活動

a.　企業マルシェ・被災地応援物産展の開催

１０月１１日　天王洲マルシェ（主催：㈱ＪＴＢ、東京商工会議所）
※福島、熊本等の物産展を実施
１１月　１日～　２日　福島産直市（都営地下鉄大門駅構内）
１１月３０日～１２月１日　新宿パークタワー　福島・熊本復興マルシェ（後援事業）

b.　被災地の観光・物産ＰＲ、情報発信

６月２９日～３０日　福島産直市（協力事業）
７月１１日　第１１回復興まちづくりシンポジウム
１０月　７日～　９日　岩手・三陸けせん希望ストリート２０１７
１２月２３日　ふくしま大交流フェア（後援事業）
１月３０日　チャレンジふくしまサミットｉｎ首都圏（後援事業）
２月１７日　東北４県・東日本大震災復興フォーラム（後援事業）
２月１７日　「東京から元気を届けよう！復興応援２０１８」（後援事業）
３月　２日～　３日　熊本産直市（協力事業）

c.　応援視察会

３月１９日～２０日（１７名）　福島復興視察ツアー
（内容:ふくしま医療機器開発支援センター､福島県農業総合センター、
日本原子力開発機構楢葉遠隔技術センター、Ｊヴィレッジ、
福島ロボットテストフィールド視察、福島県庁訪問等）

3)　都市防災力の強化に向けた活動

a.　防災に関するセミナー／説明会

６月２７日（１８４名）　東京都帰宅困難者対策条例説明会
東京都　総務局総合防災部事業調整担当課長　永　井　利　昌　氏

b.　視察会

１１月２２日　（３７名）　　ＮＴＴドコモネットワークオペレーションセンター視察

c.　防災訓練の実施

２月　５日（３，５００名）東京都・台東区合同帰宅困難者対策訓練

①駅前滞留者訓練（東商会員企業３２社５１名）

②家族との安否確認訓練（東商会員企業５０社、３，４４４名）

※①特別協力、②主催事業

d.　意見交換会

７月２６日（３２名）　国土交通省と東京商工会議所（災害対策委員会）との意見交換会

説明　国土交通省の防災・減災施策について

説明　災害対策委員会の活動概要について

意見発表

自由討議

２月１４日（３４名）　東京都との都市防災に関する意見交換会

説明　東京都の防災対策について

説明　東商の都市防災の強化に向けた活動について

意見発表

自由討議

e.　防災関連情報・施策の周知

東京都の防災関連事業・施策普及への協力

・「備蓄の日」（１１月１９日）周知協力

・「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力

・「東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業」周知協力

f.　その他防災関連事業

８月　１日（２５０名）首都圏危機管理セミナー

5)　中小企業のＢＣＰ策定支援事業

１１月２７日～１２月　６日　（５０名）　「第２１期ＢＣＰ策定講座」

(特)危機管理対策機構　理事・事務局長　　細　坪　信　二　氏

**⑱　観光委員会**

観光先進国の実現に向け官民を挙げた取組が加速する中、観光委員会では、世界に冠たる観光都市・東京の実現に向け、観光都市・東京の更なる魅力向上、観光産業振興に向けた取組の加速、日本各地との広域連携の強化、東京２０２０オリンピック・パラリンピックへの対応の４つを重点とする活動方針に基づくこれら諸課題の着実な実行に向けて、国および東京都への意見・要望を行った。また、２３支部の役員・評議員で構成する「地域の魅力向上懇談会」での意見交換を踏まえ、ウェブサイトによる地域資源の情報発信、都市型観光プログラムを実施したほか、地域・事業者のインバウンド対応力向上に資するセミナー、視察会、交流会・商談会等を実施した。その他、関東運輸局等と連携した広域観光の促進に取り組んだ。

1)　委員会

６月２９日　（５１名）　　講演　「ＰＲＩＭＥ　観光都市・東京

～東京都観光産業振興実行プラン２０１７～について」

東京都産業労働局観光部　企画調整担当課長　　川　口　貴　史　氏

討議　「東京の観光振興策に関する意見（案）について」
報告　「活動報告等について」
１１月２９日　（４６名）　講演　「わが国におけるＭＩＣＥの現状と課題について」
(一社)日本コンベンション協会　代表理事　武　内　紀　子　氏
報告　「上期活動報告および下期活動予定について」
（２５名）　視察　「ユニークベニュー視察会（浜離宮恩賜庭園)」
(公社)東京都公園協会　公園事業部　文化財庭園課
文化財庭園係長　鈴　木　茂　生　氏
３月１３日　（４９名）　講演　「観光先進国の実現に向けた課題と今後の取り組み」
観光庁次長　水　嶋　智　氏
討議　「東京とわが国における観光振興に関する意見（案）について」
報告　「活動報告および今後の活動予定等について」

2)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議
６月１５日　（　９名）　討議　「東京の観光振興策に関する意見（素案）について」
報告　「上期活動報告等について」
２月２１日　（　６名）　討議　「わが国と東京における観光振興に関する意見（案）について」
報告　「活動報告および今後のスケジュール等について」

3)　地域の魅力向上懇談会
５月２９日　（２５名）　事例発表①
文京区観光協会　事務局長　横　塚　厚　氏

事例発表②
(一社)東京北区観光協会　事務局長　杉　山　徳　卓　氏
事例発表③
ユニオン商事㈱　代表取締役　本　杉　香　氏
説明「東京の観光振興策に関する意見［骨子案］について」
意見交換①「観光関連団体（観光協会や区役所等）の活動・連携状況について」
意見交換②「旅行者・生活者双方にとって安心・安全なまちづくり対応について」

4)　都市型観光プログラム「ＴＯＫＹＯ　ＤＩＳＣＯＶＥＲＹ」
４月　５日　（１２名）第１１回「水上タクシーで巡る目黒川の桜と天王洲運河」
１１月２１日　（１２名）第１２回「江戸・東京の水辺探訪」（日本橋川・神田川・隅田川 三大生活水路）

5)　セミナー・交流会
６月　８日　（５９名）ビジネス交流会（テーマ：観光）
基調講演　「観光のビジネスチャンス到来！」
㈱やまとごころ　社長　村　山　慶　輔　氏
自己紹介・自由交流
（共催：東京都商工会議所連合会・東京都商工会連合会／サービス・交流部）
７月　５日（１７０名）「東京都観光事業施策説明会」
講演①「東京都の観光事業について」
東京都産業労働局観光部　企画調整担当課長　川　口　貴　史　氏
講演②「東京の観光プロモーションについて」

東京都産業労働局観光部　シティセールス担当課長　　前　田　千　歳　氏
講演③「東京観光財団の取組について」
(公財)東京観光財団　常務理事　　武　田　康　弘　氏
７月１８日　（８３名）「旅行市場の展望と課題とは」
基調講演「観光先進国の実現と東京都の観光」
東京都観光事業審議会　会長　　安　島　博　幸　氏
講演①「日本人の旅行市場の動向」
（公財）日本交通公社　観光地域研究部　主任研究員　　五木田　玲　子　氏
講演②「訪日外国人の旅行動向」
（公財）日本交通公社　観光経済研究部　主任研究員　　川　口　明　子　氏
講演③「日本版ＤＭＯの目指すもの」
（公財）日本交通公社　観光政策研究部　次長・主席研究員　　山　田　雄　一　氏
８月２３日　（７４社）東京トラベルマート～旅行会社との個別商談会～
(共催：(公財)東京観光財団／サービス・交流部)
２月　６日（１６０名）「民泊新法セミナー～健全な民泊サービスの普及に向けて～」
弁護士／民泊サービスのあり方に関する検討会座長代理　　三　浦　雅　生　氏

6)　東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」

「東商　地域の宝ネット」は、東京の魅力ある観光・地域資源を国内外の旅行者へ広く発信することを目的として、２０１５年６月に開設したウェブサイト。東京の日常に根差した魅力を「地域の宝」として捉え、地域に密着した観光資源を東商独自の視点で紹介している。

・ＵＲＬ：ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｔａｋａｒａｎｅｔ／
・登録数（２０１８年　３月３１日現在）　１８５件

7)　広域観光周遊ルート形成促進事業（国土交通省関東運輸局との連携事業）

テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した“広域観光周遊ルート”の形成を促進し、海外へ積極的に発信することを目的に、２０１５年度から国土交通省関東運輸局との連携による「広域観光周遊ルート形成促進事業」を進めている。

２月１３日　第４回　広域関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト
決勝戦・表彰式（国土交通省関東運輸局との共催）

### ⑲　ものづくり推進委員会

ものづくり企業の連携を活動の柱とし、専門家を招いた卓話と協議、支部との懇談会、ワーキンググループにおいては企業視察等を行った。その他大学や公的機関と企業を無料で橋渡しする「産学公連携相談窓口事業」の運営を行った。

1)　委員会

６月２３日　（２８名）　卓話①　「２０１７年版ものづくり白書概要」
経済産業省　製造産業局長　　糟　谷　敏　秀　氏
卓話②　「中小金型メーカーによるＩｏＴ／ＡＩ導入事例とポイント」
㈱ＬＩＧＨＴｚ　代表取締役社長　　乙　部　信　吾　氏
協議　「都内ものづくり産業の現状と課題」調査事業について
報告　「ドイツＩｏＴ現地事情視察会」概要報告

１１月　２日　（２６名）　卓話　「身近になってきているＩｏＴものづくり」
ｄｏｔｓｔｕｄｉｏ㈱　代表取締役　　菅原　のびすけ　氏
協議　「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」報告書（素案）について

報告　　㈱由紀精密　視察結果について

１１月１７日　（１２名）　ものづくり推進委員会と葛飾支部の懇談会
討議　「人手不足の現状とデジタルツールの活用状況
都内立地における構造的課題・現状課題　等」

２月　２日　（２１名）　卓話　「片手で出来る技能承継～Ｔｅａｃｈｍｅ　Ｂｉｚ～」
㈱スタディスト　取締役ＣＯＯ　庄　司　啓太郎　氏
協議　（１）「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」結果について
（２）『スマートものづくり実践事例集』の発行について
報告　（１）視察会・葛飾支部との懇談会　結果について
（２）ＩｏＴＬＴ開催のご案内
（３）ものづくり現場のＩｏＴ開発導入ワークショップのご案内
（４）スマートものづくり実践セミナー（仮題）のご案内

2)　視察会
８月　２日　（１３名）　㈱由紀精密　「航空宇宙・医療分野への挑戦」
１１月１７日　（１２名）　カインズ㈱　「カーＡＶ機器取付キットの開発現場」

3)　勉強会
２月１４日（１９１名）　ＩｏＴＬＴ　Ｖｏｌ．３６
計１３名がＩｏＴ開発事例を発表
※菅原のびすけ氏、土屋敬氏との共催

4)　研修会
３月　７日、１３日　（１３名）　ものづくり現場のＩｏＴ開発導入ワークショップ
ｄｏｔｓｔｕｄｉｏ㈱　代表取締役　　菅原　のびすけ　氏

5)　セミナー
２月２７日　（４８名）　「スマートものづくり実践セミナー」
「7. 事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

３月　２日　（９３名）　「聞いたら試したくなる「ものづくり補助金」の虎の巻！！
ものづくり補助金の概要と申請書作成ポイント～」
ＭＳＬ経営サポート研究所　代表　　中　村　　稔　氏
※中小企業委員会との共催

6)　ものづくり企業の現状・課題に関する調査
「7. 事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

7)　調査報告書発行
「7. 事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

8)　『スマートものづくり実践事例集』発行
「7. 事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

9)　専門家ワーキンググループ

「7.事業　(14) 経営改善普及事業　⑪ 地域持続化支援事業　13)」を参照

10)　産学公連携相談窓口

技術革新により中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ研究能力や技術相談機能を広く活用できるよう無料で橋渡しを行う。２０１３年３月の窓口開設から８５件の相談を受け付け、２６６件の紹介を行い、うち２７件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の３１大学、２研究機関。

宇都宮大学、お茶の水女子大学、近畿大学、慶應義塾、工学院大学、駒澤大学、
産業技術大学院大学、芝浦工業大学、首都大学東京、上智大学、拓殖大学、
千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、
東京工業大学、東京電機大学、東京都市大学、東京理科大学、東洋大学、鳥取大学、新潟大学、
日本大学、日本医科大学、日本工業大学、文化学園大学、明治大学、明星大学、
国立研究開発法人産業技術総合研究所、地域独立行政法人東京都立産業技術研究センター(順不同)。

協力機関との意見交換会

| | | |
|---|---|---|
| ３月　８日（協力機関２８名） | 報告 | 産学公連携相談窓口の実績などの報告について |
| | 意見交換 | 産学公連携相談窓口の運用上の課題等について |

11)　東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０１７年４月は約９００件だった中小企業製造業配信先も２０１８年３月時点では約１，３００件へと拡大、ほぼ毎週、配信を行い合計で４５通の情報を配信した。

### ⑳　生産性向上委員会

生産性向上委員会では、委員会（３回）および実務担当者を中心メンバーとする専門委員会（７回）にて、中小サービス産業の生産性向上における課題認識と解決策について集中討議をした。これを踏まえ、中小企業経営者の生産性向上への「気づき」を促し、実践に繋がる内容を盛り込んだ冊子を作成した。また、「ＩＴ導入補助金活用」など時宜を得たテーマでセミナーを主催し、中小企業の生産性向上に資する普及啓発と経営支援に取り組んだ。

1)　委員会

| | | | |
|---|---|---|---|
| ７月１８日 | （４６名） | 講演 | 「サービス産業の生産性向上－都市経済・中小企業の課題－」<br>(独)経済産業研究所　理事・副所長　森　川　正　之　氏 |
| | | 報告 | ①生産性向上専門委員会における討議内容について<br>②「生産性向上ガイドブック（仮称）」の製作について |
| | | 討議 | ①生産性向上におけるマネジメント（経営者・経営力）の役割について<br>②自力では解決できない生産性向上のボトルネックについて |
| １０月　４日 | （４７名） | 講演 | 「わが国サービス産業の課題と生産性向上に関する政策動向について」<br>経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　課長　守　山　宏　道　氏 |
| | | 討議 | 「生産性向上ガイドブック（仮称）」の発行について |
| ３月１９日 | （３５名） | 講話 | ・「未来を変える切り札は顧客満足<br>～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～」について<br>・最近の企業や産業をとりまく生産性向上について<br>東京商工会議所　生産性向上委員会　委員長　藤　重　貞　慶 |

報告　生産性向上委員会のこれまでの活動ならびに今後の活動方針について
討議　「連携による生産性向上」について

2)　専門委員会

４月１１日　（１７名）　説明　生産性向上専門委員会の運営方針について
討議　・「中小企業の自主的な取組を推進するツール」全体のイメージについて
・「顧客・顧客満足とは」人手不足時代のサービスのあり方について

５月１０日　（１８名）　説明　前回の討議の振り返り
討議　・「中小企業の自主的な取組を推進するツール」全体のイメージについて
・「顧客・満足とは」人手不足時代のサービスあり方について

６月　５日　（１６名）　説明　前回の討議振り返り
討議　マトリックスを用いた生産性向上策の検討について

６月２３日　（１６名）　ガイダンス
討議　中小サービス業にとっての「生産性向上」の課題と解決策について

７月２５日　（１８名）　説明　・第２回生産性向上委員会（７月１８日）開催結果について
・本日の討議について
討議　・中小サービス業の「生産性向上」の課題と解決策について
・『生産性向上ガイドブック（仮称)』の内容検討について

８月２３日　（１６名）　説明　本日の討議について
討議　『生産性向上ガイドブック（仮称)』の内容検討について

１１月　６日　（１３名）　説明　本日の討議について
討議　『生産性向上ガイドブック（仮称)』の内容検討について

3)　専門委員会懇親会

５月１０日　（１５名）
１１月　６日　（１２名）

4)　冊子『未来を変える切り札は顧客満足～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～』

主に中小サービス産業を対象とした、中小企業経営者の生産性向上への「気づき」を促し実践に繋がる内容を盛り込んだ冊子を作成し、周知啓発を推進した。

a)　発行日：１２月１８日
b)　発行部数：２０，０００部（無料）
c)　周知啓発　・中小サービス産業の会員企業への直接送付（約１３，０００部・２月２１日）
・支部役員会・評議員会での配付（約４，８００部・２月）
・当所経営相談窓口・主催イベントでの配付（１２月～）
・冊子データの無料公開（当所公式ウェブサイト・「東商ＩＣＴスクエア」・１２月～）

5)　セミナー

３月１４日・２９日（２０３名）　「ＩＴ導入補助金“フル活用”のコツ」（中小企業委員会と共催）

経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　課長補佐　　宮　田　　豪　氏
㈱ナーツ　代表取締役　　野　中　栄　一　氏

### ㉑　健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では日本再興戦略の課題のひとつである「国民の健康寿命の延伸」とともに、健康経営、スポーツ実施率の向上と運動習慣の定着化の推進に関する調査・研究や、国・東京都・関係機関との連携による普及・啓発活動を推進した。また今年度は昨年に引き続き、東京都、経済産業省、厚生労働省、スポーツ庁に対して、健康経営の普及・促進、運動習慣の定着化、運動・スポーツに取り組む環境整備を目的として要望書を取りまとめ、提出した。

また、専門委員会を設置し、職場における運動習慣の定着化に関する意見をパブリックコメントとしてとりまとめ、東京都のスポーツ振興審議会に提出。東京都がとりまとめた「東京都スポーツ推進総合計画」に意見の多くが盛り込まれた。

1)　委員会

５月２２日　（４１名）　第１部　健康づくり体験講習会（唾液採取によるストレス度チェック等）
(公財)明治安田厚生事業団
第２部　講演「運動と健康について～メンタルヘルスケア～」
(公財)明治安田厚生事業団
ウェルネス開発室　室長代理　　塙　　智　史　氏
議件　Ｈ２９年度中小企業の健康づくり・スポーツ振興に関する要望書の骨子（案）について

６月２２日　（３０名）　説明　「スポーツ実施率７０％達成に向けた企業との連携施策について」
東京都オリンピック・パラリンピック準備局　スポーツ推進部
調整課　統括課長代理　　竹　澤　光　弘　氏
「東京都における健康増進の取り組み」
東京都福祉保健局　保健政策部
健康推進課　課長　　中　坪　直　樹　氏
議件　⑴健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望(国･都)の素案について
⑵専門委員会の設置について

１０月１９日　（３１名）　議件　⑴健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望結果について
⑵東京都職域健康促進サポート事業について
議件　職域における運動習慣の定着化等に関する専門委員会の設置について
講演　「あなたの会社は健康ですか！？」
医療法人鉄蕉会　亀田京橋クリニック
副院長　金　子　教　宏　氏

１月１０日　（３０名）　議件　「東京都スポーツ推進総合計画(仮称)中間まとめ」に対する意見(案)について
報告　東商ウェルネスフェスタ（仮称）について
講演　「働き方変革で健康づくりを促す『健康経営オフィス』」
㈱イトーキ　ソリューション開発統括部　健康ソリューション開発チーム
チームリーダー　　高　原　　良　氏
視察　イトーキ東京イノベーションセンターＳＹＮＱＡ

2)　専門委員会

１２月　７日　（　５名）　討議　「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）中間のまとめ」に対する意見

について

１２月２１日　（　５名）　講演「健康経営オフィスについて」
日本ファシリティマネジメント協会　高　原　良　氏
討議「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）中間のまとめ」に対する
パブリックコメントについて

### ㉒　ビジネス・会員交流委員会

当委員会では、本部・支部の役員・会員相互の交流促進を図るための親睦交流事業、ビジネスチャンス創出のためのビジネス交流事業、ならびに文化活動推進事業を広く展開した。

1)　委員会

８月　４日　（２５名）　講話「今、求められるリーダーシップとは
～近代日本の創造者渋沢栄一に学ぶ～」
渋沢史料館　館長　井　上　潤　氏
報告　ビジネス・会員交流事業の実施状況と今後の予定について
①　ビジネス交流事業・販路拡大支援事業について
②　会員交流事業・文化活動推進事業について
③　事業スケジュールについて

３月３０日　（２２名）
報告　ビジネス・会員交流事業の実施状況と今後の予定について
①　ビジネス交流事業・販路拡大支援事業について
②　会員交流事業・文化活動推進事業について
講演　「ニュースポーツとパラスポーツ
～誰もが楽しめる新たなスポーツについて～」
(一社)東京都レクリエーション協会
専務理事兼事務局長　勝　山　景　之　氏
パラスポーツ体験（ボッチャ）

### ㉓　オリンピック・パラリンピック特別委員会

オリンピック・パラリンピック特別委員会は、２０２０年東京大会に向けた東商独自の活動展開と大会機運醸成を目的とした委員会活動を推進しており、本年度は東商としての行動計画となる「東商オリパラ・アクションプログラム」を策定したほか、交通輸送に係るアンケート調査等を実施した。今後もアクションプログラムの推進に加え、会員企業への大会関連情報の提供や、政府・東京都等への提言・要望活動等に取り組んでいく予定。

1)　特別委員会

第１回特別委員会

４月１３日　（６４名）　講話「２０２０年東京オリンピック･パラリンピックの準備状況について」
(公財)東京オリンピック･パラリンピック競技大会組織委員会
事務総長　武　藤　敏　郎　氏
討議　「本特別委員会の活動方針（案)」について
その他

第２回特別委員会

６月１９日　（５２名）　討議　「東商オリパラ・アクションプログラム（素案)」について
討議　「東商夏期セミナー」について
その他

第３回特別委員会

１１月２９日　（６６名）　討議　「東商オリパラ・アクションプログラム（案)」について
その他

2)　説明会

７月２８日　（７９名）　「輸送運営計画Ｖ１」説明会

講演　「東京２０２０年大会の安全、円滑、迅速な輸送の実現に向けて」

東京都　オリンピック・パラリンピック準備局

大会施設部　関係者輸送担当課長　　松　本　祐　一　氏

## (9) 会頭の支部訪問

５月２４日　（２１名）　第１回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会

会場：ホテルラングウッド

９月１１日　（２２名）　第２回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会

会場：ホテル雅叙園東京

１０月　３日　（２１名）　第３回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会

会場：ゑびす家

１１月３０日　（１９名）　第４回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会

会場：ホテルカデンツァ光が丘

## (10) 青年部

### ①　総会

２月２２日　（６０名）

1)　開会

2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　　佐　藤　　学

3)　議件

a.　２０１８年度 事業計画（案）について

b.　２０１８年度 収支予算（案）について

c.　理事の選任について

d.　監事の選任について

e.　青年部規則改正（案）について

4)　閉会

### ②　理事会

４月２７日　（１９名）

1)　議件

a.　２０１７年度東京商工会議所青年部　運営体制（案）について

b.　会員加入手続きおよび会費に関する内規（案）・慶弔内規（案）について

2)　報告

a.　２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けた事業の検討について

b.　今後のスケジュールについて

c.　本部委員会の委員就任について

d.　日本商工会議所青年部への加入について

e.　その他

3)　討議

a.　第１回例会（６／６）の役割分担について（司会、当日受付）

b.　第２回例会（７月末）の視察先について

c.　第３回移動例会（１０月末）の企画について

６月　６日　（２１名）

1)　議件

a.　運営体制の内容修正について

b.　２０１７年度途中の会員加入の考え方について

c.　慶弔内規の内容修正について
d.　第２回例会（７／２７）について
2)　報告
a.　本部委員会の委員就任について
b.　今後のスケジュールについて
c.　２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けた事業の検討について
d.　その他

９月　５日　（２０名）　1)　議件
a.　２０１７年度途中の会員加入について
b.　第３回例会（１０月）について
c.　会員名簿の作成について
2)　報告
a.　第２回例会（７／２７）について
b.　青年部ホームページの開設について
c.　第４回例会（１２月）について
d.　今後のスケジュールについて
e.　東商本部の委員会活動状況について

１０月１６日　（１９名）　1)　議件
a.　第４回例会（１２／２１）について
2)　討議
a.　日本商工会議所青年部　第３７回全国大会　岐阜かかみがはら大会への参加について
b.　２０１８年度の会費について
c.　今後の会員増強方針について
3)　報告
a.　第３回例会（１０／２６）について
b.　会員名簿の作成について
c.　今後のスケジュールについて
d.　東商本部の委員会活動状況について

１２月２１日　（１９名）　1)　会長の交代と役員改選について
2)　議件
a.　２０１８年度事業計画（案）について
b.　２０１８年度収支予算（案）について
3)　報告
a.　第３回例会（１０／２６）について
b.　第４回例会（１２／２１）について
c.　今後のスケジュールについて
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　その他

２月２２日　（２１名）　1)　議件
a.　役員の退任申し出について
b.　青年部規則改正（案）について
c.　役員の選任に関する事項について
2)　報告
a.　平昌五輪視察団について
b.　日本商工会議所青年部　岐阜かかみがはら大会について

c.　退任する役員からの挨拶

**③　正副会長会議**

４月２５日，５月２５日，８月２２日，１０月２日，１２月７日　（各回とも　４名）

理事会上程議案について

**④　理事予定者会議**

２月１３日　（１８名）　1)　出席者紹介

2)　議題

a.　今後のスケジュールおよび手続きについて

b.　理事候補者について

c.　会長について

d.　副会長について

e.　監事候補者について

f.　２０１８年度事業計画（案）および収支予算（案）について

g.　青年部規則改正（案）について

h.　その他

２月２２日　（１８名）　1)　出席者紹介

2)　議題

a.　会長について

b.　副会長について

**⑤　正副会長予定者会議**

２月１３日　（　５名）　理事予定者会議での協議事項について

**⑥　事　業**

1)　第１回例会

６月　６日　（４５名）　第一部　講演会「挑戦を如何に成功に結び付けるか」

㈱伊藤園　会長　　本　庄　八　郎　氏

第二部　懇親会

2)　第２回例会

７月２７日　（４５名）　第一部　視察（於：渋沢史料館）

第二部　ブラインドサッカー体験型研修（於：北区赤羽体育館）

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会　ダイバーシティ事業部　事業部長　　剣　持　雅　俊　氏

同　　寺　西　　一　氏

第三部　懇親会（於：北とぴあ）

3)　第３回例会（於：タワーホール船堀）

１０月２６日　（５１名）　第一部　講演会

「オールジャパンで世界へ～カヌー開発とパラリンピックの現場から学ぶ～」

東洋大学　理工学部生体医工学科　教授　　望　月　　修　氏

筑波大学所属　パラカヌー選手　　瀬　立　モニカ　氏

第二部　懇親会

4)　第４回例会

１２月２１日　（４４名）　第一部　視察・研修

(於：富士通デジタルトランスフォーメーションセンター)

第二部　懇親会（於：アークヒルズクラブ）

5)　視察会

２月２１日　（　８名）　a.　トヨタ産業技術記念館
b.　三菱ＭＲＪミュージアム

6)　懇親ゴルフコンペ
７月２９日　（１２名）　（於：葉山国際カンツリー倶楽部）

7)　各地商工会議所青年部等との交流
２月２６日　（１７名、うち東商参加者４名）
日本商工会議所青年部幹部による表敬訪問

**⑦　会員数**　７４名（２０１８年３月末日現在）

**⑧　その他**

1)　外部催事への参加
４月１８日　（　５名）　東商園遊会へ参加（於：明治記念館）
１１月　９日・１０日
（　６名）　全国商工会議所観光振興大会２０１７ｉｎ前橋へ参加
（於：ベイシア文化ホール等）
２月１７日　（１５名）　日本商工会議所青年部　第３７回全国大会「岐阜かかみがはら大会」へ参加
（於：岐阜メモリアルセンター　で愛ドーム）

2)　慶弔
a.　東京商工会議所港支部青年部設立に伴う祝電

## (11)　女性会

**①　総　会**

６月１６日　（１４４名）　議　件 1)　平成２８年度事業活動報告（案）について
2)　平成２８年度収支決算書（案）について
3)　平成２９年度事業活動計画（案）について
4)　平成２９年度収支予算書（案）について

**②　理事会**

４月　５日　（２４名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて

５月１０日　（２４名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
討　議 1)　平成２９年度事業活動計画（案）について
2)　平成２９年度収支予算（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて
3)　サマーセミナーについて

６月　７日　（２３名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
2)　総会への上程議案について
a.　平成２８年度事業活動報告（案）について
b.　平成２８年度収支決算書（案）について
c.　平成２９年度事業活動計画（案）について
d.　平成２９年度収支予算（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について

その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて
3)　サマーセミナーについて

７月　５日　（２５名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
2)　会費未納による退会について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて
3)　サマーセミナーについて

９月　６日　（２３名）　報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて

１０月　４日　（２４名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
2)　女性会会員資格にかかる今後の対応（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて

１１月　２日　（２２名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
2)　女性会会員資格にかかる今後の対応（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて

１２月　６日　（２６名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　新年懇親会について
3)　今後のスケジュールについて

１月１０日　（２４名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　今後のスケジュールについて
3)　今年度の振り返り・来年度の事業計画
4)　新年懇親会について

２月　７日　（２３名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
2)　各委員会の来年度事業計画（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　インド・スリランカミッションについて
3)　今後のスケジュールについて

３月　７日　（２４名）　議　件 1)　会員の入退会（案）について
報　告 1)　各委員会の活動について
その他 1)　東商の委員会活動状況について
2)　平昌オリンピック視察について
3)　「東商ＬＡＤＹ」について
4)　今後のスケジュールについて

### ③　正副会長会議

| | | |
|---|---|---|
| ４月　５日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| ５月１０日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| ７月　５日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| ９月　６日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| １０月　４日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| １１月　２日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| １２月　７日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| １月１０日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| ２月　７日 | （　５名） | 理事会上程議案について |
| ３月　７日 | （　５名） | 理事会上程議案について |

### ④　正副会長・委員長合同会議

| | | |
|---|---|---|
| １１月　２日 | （　８名） | 創立７０周年記念事業について |
| １２月　７日 | （　９名） | 創立７０周年記念事業について |
| １月１０日 | （　８名） | 創立７０周年記念事業について |
| ２月　７日 | （　８名） | 創立７０周年記念事業について |
| ３月　７日 | （　９名） | 創立７０周年記念事業について |
| | | ２０１８年度について（収支予算方針案、事業計画案、スケジュール案） |
| | | 理事選任に関する内規（案）について |

### ⑤　監事会

| | | |
|---|---|---|
| ５月１１日 | （　５名） | 議件 1)　平成２８年度事業活動報告（案）について |
| | | 2)　平成２８年度収支決算（案）について |

### ⑥　新年懇親会

１月３０日（２１８名）　（於：ホテル椿山荘東京　ホテル棟１階「ボールルーム」）

1)　会長挨拶　　東京商工会議所女性会　会長　　藤　沢　　薫

2)　来賓挨拶

東京商工会議所　会頭　　三　村　明　夫

内閣府　男女平等参画局　局長　　武　川　恵　子　氏

3)　来賓紹介

4)　新入会員紹介

5)　乾　　杯　　東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹

6)　洋食調理長挨拶

7)　懇　　談

8)　アトラクション

9)　抽 選 会

### ⑦　事　業

1)　講演会

| | | |
|---|---|---|
| ５月２５日 | （３５名） | ビジネス研修委員会主催「７つの思考力ハイブリット法」 |
| | | ㈱グレディス　代表取締役　　杉　井　要一郎　氏 |
| ６月１６日 | （５２名） | 社会貢献・観光委員会主催 |
| | | 「東京２０２０大会－文化オリンピアードによる活力の創出に向けて」 |
| | | ㈱ニッセイ基礎研究所　研究理事　　吉　本　光　宏　氏 |
| ７月１０日 | （８２名） | サマーセミナー |

第一部　講演会　超高齢社会「女性の感性と発想を生かした新たな取り組み」
東京商工会議所女性会　副会長　　渡　邉　光　子
第二部　ワークショップ
第三部　懇親会

１１月２８日　（４０名）　女性活躍・少子高齢化委員会、社会貢献・観光委員会主催
「子供の貧困の現状と対策について」
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（子どもの貧困対策担当）　　相　川　哲　也　氏

１１月２９日　（４０名）　ビジネス研修委員会主催「女性経営者のためのパフォーマンス術」
(一社)パフォーマンス教育協会　理事長　　佐　藤　綾　子　氏

2)　視察会
９月２７日　（２５名）　ビジネス研修委員会主催「羽田クロノゲート視察」

3)　懇親会
５月１２日　（５７名）　会員交流委員会主催「会員交流懇親会」

4)　ゴルフを通じた懇親会
４月２７日　（２２名）　（於：アスレチックガーデンゴルフ倶楽部）
１１月２１日　（　８名）　（於：高坂カントリークラブ　米山コース）

5)　各地商工会議所女性会等との交流
９月　６日　（２３名）　インド女性経営者の会との懇親会

**⑧　関東商工会議所女性会連合会関連事業**

1)　第３２回総会＜千葉大会＞
６月　２日　（８０６名、うち東商参加者３８名）

2)　都内商工会議所女性会正副会長会議
４月２５日　（１５名、うち東商参加者５名）

3)　政策委員会活動
１１月２４日　（５０名、うち東商参加者２４名）
八王子・武蔵野・町田商工会議所女性会共催
「バスタ新宿・漱石山房記念館・ゴジラヘッド視察会」

4)　講演会
３月２１日　（３４６名、うち東商参加者１８名）
関東商工会議所女性会連合会・東京商工会議所女性会共催
「魅力的なコミュニケーションでつくるＷｉｎ－Ｗｉｎな関係！」
フリーキャスター／千葉大学客員教授　　木　場　弘　子　氏

**⑨　会員数**　　３３４名（２０１８年3月末日現在）

**⑩　その他**

1)　ＦＡＸ会報・会員情報コーナー
依頼のあった会員の事業紹介・ＰＲ情報を全会員に月次でＦＡＸ送信
（掲載社数　１１社。９、１０、１１、１２月を除く８回発信）

2)　主な催事への参加

４月１８日　（１０名）　東商園遊会へ参加（於：明治記念館）
５月１５日　（３３名）　関東商工会議所女性会連合会　第３２回総会＜千葉大会＞へ参加
（於：東京ベイ幕張ホール）
６月１９日　（　５名）　全国商工会議所女性会連合会　拡大理事会等へ参加（於：ホテル青森）
３月　２日　（　２名）　全国商工会議所女性会連合会　拡大理事会等へ参加（於：ホテル日航熊本）
１０月　６日・７日（２９名）
第４９回全国商工会議所女性会連合会　北海道全国大会へ参加
（於：北海道立総合体育センター等）
１１月　９日・１０日（２４名）
全国商工会議所観光振興大会２０１７ｉｎ前橋へ参加
（於：ヤマダグリーンドーム前橋等）

3)　慶弔
a.　海渡二美子氏ご逝去に伴う弔電
b.　安間百合子氏ご逝去に伴う弔電

## (12) 国際会議

### ①　世界商工会議所連合（ＷＣＦ）

1)　第１０回世界商工会議所大会（9月１９日（火）～２１日（木））

第１０回世界商工会議所大会が、世界商工会議所連合（ＷＣＦ）、国際商業会議所（ＩＣＣ）、シドニー・ニューサウスウェールズ・ビジネスチェンバーの主催によりオーストラリア（シドニー）において開催された。全体会議では、「ビジネスと紛争・テロ」「持続可能な経済発展」「国際人口移動」「第４次産業革命」と題して様々なセッションが開催された。そのうち、「ビジネスと紛争・テロ」のセッションに、佐々木隆副会頭（団長）、藤沢薫女性会会長をはじめ、日商、東商のミッション団、総勢１９名が参加した。

### ②　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会

1)　平成２９年度総会（平成２８年度収支決算（案）・事業報告（案）および平成２９年度収支予算書（案）・事業計画書（案）の承認）
７月　３日（紙上総会）

2)　ＡＳＥＡＮ経済大臣歓迎昼食会
４月　７日（９０名）
開催地：東京ステーションホテル
a.　歓迎挨拶
日本経済団体連合会　会長　　榊　原　定　征　氏
b.　挨拶
マレーシア　国際通商産業省　大臣　　ムスタパ・モハメド　氏
c.　挨拶・乾杯
横浜商工会議所　会頭　日本商工会議所　副会頭　　上野　孝
d.　食事・懇談

3)　ＡＳＥＡＮ経済協議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）との合同会議
ＡＳＥＡＮ経済協議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）と各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）第１１回会合
１月１７日（４８名）
開催地：シンガポール
a.　２０１７年のＡＳＥＡＮ経済大臣への要望事項について
b.　イノベーションWGの設置について
c.　各協議会の活動について

4)　日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク（ＡＪＩＮ）

a.　日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク協力覚書署名式

４月　７日（３０名）

開催地：ベルサール渋谷

(a)　開会挨拶　　ＡＳＥＡＮ日本経済協議会　副会長　　大　森　一　夫　氏

(b)　挨拶　　ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ　２０１７年議長
ホセ・コンセプション３世　氏

(c)　主旨・内容説明　　日本商工会議所　国際部長　　赤　木　　剛

(d)　署名式　構成９団体　代表者

(e)　記念写真撮影

b.　日ＡＳＥＡＮイノベーション（ＡＪＩＮ）構成団体向け説明会

７月１９日

開催地：経済産業省（１６名）

(a)　ＡＢＩＳ２０１７への対応について

(b)　ＪＢＣイノベーションワーキンググループについて

c.　日ＡＳＥＡＮイノベーションセミナー

２月２０日

開催地：コンファレンススクエア エムプラス　１階「サクセス」（２４名）

(a)　「ＡＳＥＡＮの現状と日ＡＳＥＡＮイノベーション協力」について
経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　課長補佐　　伊　藤　充　洋　氏

(b)　「日ＡＳＥＡＮ新産業創出実証事業から代表的な事例紹介」について
日本貿易振興機構　ビジネス展開支援部　主幹　　岡　部　光　利　氏

(c)　「日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク（ＡＪＩＮ）２０１７年活動報告ならびに２０１８年活動計画」について
日本商工会議所　国際部　課長　　松　岡　鉄　也

(d)　「ＡＳＥＡＮのデジタル関連枠組みとＩｏＴ調査」について
日本貿易振興機構　バンコク事務所　シニアエコノミスト　　蒲　田　亮　平　氏

(e)　その他

(f)　質疑応答　ディスカッション

(g)　ネットワーキング

5)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合

９月　９日

開催地：マニラ／フィリピン

日本から釜和明副会長が出席し、日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワークの創設や、活動内容について報告した。

6)　東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）に関する情報提供

６月２７日（３３名）

a.　開会
日本・東京商工会議所　国際部　担当部長　　大　下　英　和

b.　講演「ＲＣＥＰ交渉の現状と見通し」
外務省　経済局　南東アジア経済連携協定交渉室長　　甲　木　浩太郎　氏
経済産業省　通商政策局　経済連携課　経済連携交渉官　　鈴　木　謙次郎　氏

経済産業省　通商政策局　経済連携課　課長補佐　　大　坪　久　展　氏

c.　参加者からの要望事項・意見交換

7)　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会（ＦＪＣＣＩＡ）への協力

7月　7日

開催地：シンガポール

a.　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会総会への参加

b.　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会とミン・ＡＳＥＡＮ事務総長との対話への参加

**③　日印経済委員会**

1)　1月２３日　第４２回日印経済合同委員会会議(訪インド･スリランカ経済ミッションに掲載のため割愛)

2)　1月２２日～２４日　インド政府要人との懇談(訪インド･スリランカ経済ミッションに掲載のため割愛)

3)　懇談

| | | |
|---|---|---|
| 5月１６日 | （２５名） | インド国会議員訪日団との朝食懇談会<br>（主催：日印経済委員会） |

4)　表敬

| | |
|---|---|
| 4月２５日 | 北川隆行在ベンガルール総領事の倉内常設委員長への表敬 |
| 5月１８日 | 夛賀政幸ムンバイ総領事の倉内常設委員長への表敬 |
| 6月２２日 | 赤木事務総長のスジャン・Ｒ・チノイ駐日インド大使への表敬訪問 |
| 9月２５日 | 豪クイーンズランド大学　ピーター・バギーズ総長の倉内常設委員長への表敬 |
| １１月２７日 | ビスワ・サルマ　アッサム州政府財務大臣の倉内常設委員長への表敬 |

5)　交流会

| | | |
|---|---|---|
| 6月２２日 | | インド大使館　アミット・クマール首席公使歓送夕食会<br>（共催：日印経済委員会、日印協会、在日インド商工協会） |
| 8月　1日 | （４５名） | 各省・関係機関によるインド関連政策のご説明ならびにレセプション<br>（主催：日印経済委員会） |
| 9月２９日 | | ラージ・クマール・シュリヴァスタヴァ新首席公使歓迎夕食会<br>（共催：日印経済委員会、在日インド商工協会） |

6)　セミナー等

| | | |
|---|---|---|
| 7月　4日 | （８８名） | セミナー「モディ政権３年間の成果と日印経済関係」<br>（主催：日印経済委員会） |
| 9月１３日 | （７０名） | セミナー「モディ外交の行方～緊密化する日印関係と今後の課題」<br>（主催：日印経済委員会） |
| 3月　5日 | （１５０名） | デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（ＤＭＩＣ）セミナー<br>（共催：日印経済委員会、経済産業省、日本貿易振興機構） |

7)　後援・協力

| | |
|---|---|
| 5月２４日 | セミナー「インド市場への参入戦略と実践」<br>（共催:インド商工会議所連合会･M+ＶＪａｐａｎ、後援:日印経済委員会） |
| 6月２７日 | インド食品加工、食品機械市場の現状セミナー<br>（主催：日印国際産業振興協会、後援：日印経済委員会） |

７月１９日～２１日　　第３８回インド衣料品展・第２８回インド家庭用品展
（主催：インド貿易振興局、後援：日印経済委員会）
７月２７日　　インド・グジャラート州投資セミナー
（主催：日本貿易振興機構、後援：日印経済委員会）
９月　６日　（７４名）　インド商工会議所連合会女性会と全国商工会議所女性会連合会・東京商工会議所女性会との懇談会（主催：日本商工会議所、協力：日印経済委員会）
９月２３日～２４日　　ナマステ・インディア２０１７
（共催：ＮＰＯ法人日印交流を盛り上げる会・インド政府観光局、
後援：日印経済委員会）
９月２７日～２９日　　インド　トレンド　フェア２０１７
（主催：日印国際産業振興協会、後援：日印経済委員会）
１０月１２日　　インド・ジャールカンド州投資セミナー
（共催：ジャールカンド州政府・駐日インド大使館・日本貿易振興機構、
後援：日印経済委員会）
１０月３０日　　インド・オディシャ州投資セミナー
（共催：オディシャ州政府・駐日インド大使館・日本貿易振興機構、
後援：日印経済委員会）
１１月２９日　　セミナー「インド市場への参入戦略と実践」
（共催：インド商工会議所連合会・M+ＶＪａｐａｎ、後援：日印経済委員会）
１月１９日　　インド・テランガナ州投資セミナー
（共催：テランガナ州政府・駐日インド大使館・日本貿易振興機構、
後援：日印経済委員会）
２月２１日　（８８名）　セミナー「インドの主要経済セクターにおける法規制の枠組み」
（主催：Ｊ．サガール・アソシエイツ、協力：日印経済委員会）
２月２６日　　インド・タミル・ナドゥ州投資セミナー
（共催：日本貿易振興機構・タミルナドゥ州政府・在京インド大使館・チェンナイ日本商工会、後援：日印経済委員会）

8)　その他
４月　３日　　グジャラート州ビジネス代表団の受け入れ
７月３１日　　第３回日印ビジネス環境の整備に関する小委員会
１２月　１日　　インド経営大学院ベンガルール校（ＩＩＭＢ）学生の受け入れ

**④　日本・バングラデシュ経済委員会**

１０月２５日　　第３回日バングラデシュ官民合同経済対話（兼　第１９回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議）事前打合せ会
参加者：２７名（於：丸の内二丁目ビル）

１０月３１日　　第３回日バングラデシュ官民合同経済対話
（兼　第１９回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議）
参加者：８４名（日本側５９人、バングラデシュ側２５人）
開催地：東京（経済産業省内会議室）

a. 両国議長、民間代表からの挨拶
b. 出席者の紹介
c. 会議
(a) 日本からバングラデシュへの投資促進に向けて
国際協力機構（ＪＩＣＡ）　南アジア部南アジア第四課長　　竹　内　卓　朗　氏
日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）　ダッカ事務所所長　　新　居　大　介　氏

(b) バングラデシュにおける投資環境改善

本田技研工業㈱　アジアホンダモーターカンパニー・リミティッド執行役員
アジア・大洋州本部長取締役社長　青　山　真　二　氏
㈱ヘリオス・ホールディングス　代表取締役　小野田　成　良　氏
丸紅㈱ダッカ支店　支店長　富　岡　彰　久　氏
三菱東京ＵＦＪ銀行　国際業務部部長　阪　村　　修　氏
清水建設㈱　国際支店営業部部長　村　田　佳　隆　氏
三菱商事㈱　ダッカ事務所　西　川　嘉　一　氏
住友商事㈱　理事 グローバル業務部長　丸　岡　則　之　氏
外務省　南部アジア部南西アジア課長　吉　武　将　吾　氏

(c) 産業・投資の多角化

日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）　ダッカ事務所所長　新　居　大　介　氏
国際協力機構（ＪＩＣＡ）　南アジア部南アジア第四課長　竹　内　卓　朗　氏

d. 経済産業省、日本・バングラデシュ経済委員会主催日本側主催昼食レセプション
（於：ＪＥＴＲＯ内会議室）

3) 表敬

８月２２日　泉　　裕泰　駐バングラデシュ日本大使の三村会頭、朝田委員長表敬
９月　１日　渡邉　正人　駐ブルガリア（前駐バングラデシュ）日本大使の朝田委員長表敬

4) 後援・協力

４月２０日　バングラデシュ・経済・人材育成セミナー２０１７（主催：在日バングラデシュ大使館）
４月２５日　バングラデシュのレザー及びレザー製品：日本での将来性（主催：在日バングラデシュ大使館、バングラデシュ商務省輸出促進局（ＥＰＢ）、日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ））
５月１０日　２０１７　Ｊａｐａｎ　ＩＴ　Ｗｅｅｋ　春 バングラデシュセミナー（主催:在日バングラデシュ大使館､バングラデシュ投資開発庁(ＢＩＤＡ)等）
６月１３日　環境に優しく、多様性に優れたバングラデシュのジュート商品：日本における将来性(主催：在日バングラデシュ大使館)
１０月３１日　バングラデシュ投資セミナー（主催：バングラデシュ首相府、在日バングラデシュ大使館、バングラデシュ投資開発庁、日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ））

### ⑤　日本・パキスタン経済委員会

1) 表敬

４月　７日　倉井高志駐パキスタン日本大使による朝田委員長表敬
１０月２４日　アサド・マジード・カーン駐日パキスタン大使による三村会頭表敬

2) 共催

２月２１日　パキスタン投資促進ラウンドテーブル（主催：ＪＩＣＡ、国際連合工業開発機関）参加者：３１名（於：国連大学）

3) 後援

４月１８－１９日　　パキスタン・ジャパン・ビジネスフォーラム
（主催：駐日パキスタン大使館）
１１月１７日　　パキスタン・セミナー「拡大する貿易投資とビジネスチャンス」
（主催：駐日パキスタン大使館、ジェトロ、三菱東京ＵＦＪ銀行）
２月２６日　　パキスタンの政治経済情勢とビジネス環境に関する懇談会
（主催：日本経済団体連合会）

**⑥　日本・スリランカ経済委員会**

1)　懇談
４月１２日　ラニル・ウィクラマシンハ　スリランカ首相との昼食懇談会
参加者：２０名（於：帝国ホテル）
２月２７日　カル・ジャヤスーリヤ　スリランカ国会議長一行との昼食懇談会
参加者：１３名（於：丸の内二丁目ビル）

2)　表敬
５月１７日　ウプル・ジャヤスリヤＢＯＩ長官による小林委員長への表敬
１月１２日　ダンミカ・ガンガーナート・ディサーナーヤカ駐日スリランカ大使の三村会頭表敬
３月１３日　マイトリパーラ・シリセーナ　スリランカ大統領への表敬

3)　交流会
７月　７日　在京スリランカ大使館との交流
参加者：２４名（於：在京スリランカ大使館）
１１月　８日　在京スリランカ大使館との交流
参加者：２７名（於：Ｌｏｕｎｇｅ　Ｃｅｙｌｏｎ　Ｔｉｍｅ（ＧＩＮＺＡ　ＰＬＡＣＥ　９Ｆ））

4)　セミナー
１１月２１日　スリランカ投資セミナー
参加者：１３６名（於：丸の内二丁目ビル）

5)　後援・協力
４月１１日　スリランカ・ビジネスセミナー（主催：ジェトロ）
３月１３日　日本・スリランカ　投資フォーラム（主催：ジェトロ）
３月１４日　スリランカ・日本経済委員会による本田技研工業（株）埼玉製作所見学

**⑦　日本マレーシア経済協議会**

1)　平成２９年度総会（平成２８年度収支決算（案）・事業報告（案）および平成２９年度収支予算書（案）・事業計画書（案）の承認）
７月１０日（紙上総会）

2)　第３５回合同会議
１１月２３日（１７３名）
開催地：クアラルンプール／マレーシア
a.　開会挨拶　　マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏
日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫
b.　祝辞
マレーシア首相　　ダトゥ・スリ・ナジブ・ラザク　氏

（代読）マレーシア日本経済協議会　副会長　　タン・スリ・アブドゥル・ハミド・エゴー　氏
日本国内閣総理大臣　　安　倍　晋　三　氏
（代読）駐マレーシア日本国大使　　宮　川　眞喜雄　氏

c. 基調挨拶・オフィシャルオープニング
マレーシア国際通商産業省　副大臣　　トゥク・チュア・ティー・ヨン　氏

d. 特別講演「日本とマレーシアの今後の協力関係」
駐マレーシア日本国大使　　宮　川　眞喜雄　氏

e. マレーシア日本経済協議会４０周年記念誌の発行について

f. 第１回全体会議　４０年間にわたる日本とマレーシアの経済交流とこれから
(a)　「新たな時代の日本マレーシア経済関係に向けて」
日本マレーシア経済協議会　副会長　　大　森　一　夫
(b)　「ＭＡＪＥＣＡ-ＪＡＭＥＣＡ～４０周年を越え、次の１０年へ」
マレーシア日本経済協議会　副会長兼事務総長　　ダトゥク・セリ・モハメド・イクバル　氏
(c)　「マレーシアにおける日本企業の４０年」
マレーシア日本人商工会議所　副会頭　　太　田　健　司　氏
(d)　質疑応答 /意見交換

g. 昼食

h. 第２回全体会議
テクノロジーによるビジネス変革と力強いデジタルイノベーションエコシステムの構築
(a)　「マレーシア・デジタル経済の推進」
マレーシア・デジタルエコノミー公社（ＭＤＥＣ）副総裁　投資産業開発部門担当
ヒュー・ウィー・チューン　氏
(b)　「ｅコマース成功の秘訣とベストプラクティス」
コマースドットアジアベンチャーズ　部長　　エレナ・タン　氏
(c)　「モバイルデジタルマーケティングの歴史とマレーシア・日本、アジアでの可能性」
ＧＭＯ　ＴＥＣＨ㈱　経営企画室　部長　　猪　野　佑　一　氏
(d)　「ＮＴＴデータとブロックチェーン貿易コンソーシアム」
㈱エヌ・ティ・ティ・データ　金融事業推進部　技術戦略推進部システム企画担当
部長　　赤　羽　喜　治　氏
(e)　質疑応答 /意見交換

i. 第３回全体会議
ハラール商品とハラルサービスのグローバル市場へのアクセス
(a)　「日本のムスリム市場に向けたハラール認証商品とサービス」
㈱ブラヒムホールディングスマレーシア　ダト・セリ　イブラヒム・ハジ・アーメド　氏
(b)　「ｅコマース～グローバル市場に向けたハラール商品のオンライン販売」
アラディングループ副社長　　ローレンス・チョイ　氏
(c)　「キユーピーマレーシア ハラルビジネスへの挑戦」
キユーピーマレーシア社　副社長　　井　上　佑　志　氏
(d)　「ハラルマーケットをつなぐグローバル物流サービス」
マレーシア日本通運㈱　シニアマネージャー　　ロスラン・オズマン　氏
(e)　「北海道・帯広発　中小企業のケダ州とのＪＩＣＡ事業を通じたハラール食品の展開」
帯広商工会議所　産業振興部長　　武　田　光　史　氏
(f)　質疑応答 /意見交換

j. 開会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

k. 議長総括　　マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

＊会議終了後、歓迎夕食会を開催

a.　開会挨拶　　マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

b.　閉会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　副会長　　大　森　一　夫

3)　マレーシア・デジタルエコノミー公社（ＭＤＥＣ）への視察

１１月２３日

開催地：マレーシア・デジタルエコノミー公社／クアラルンプール／マレーシア

マレーシア・デジタルエコノミー公社のアセアンデータエクスチェンジセンター（ＡＤＡＸ）を視察

4)　マレーシア・ムスタパ国際通商産業大臣歓迎夕食会

４月１１日

開催地：ホテルニューオータニ「アッザレーア」（２６名）

a.　歓迎挨拶　　日本マレーシア経済協議会　会長　　佐々木　幹　夫

b.　ご挨拶・乾杯　　マレーシア国際通商産業省　大臣　　ダトゥ・セリ・ムスタパ・モハメド　氏

マレーシア首相　　ダトゥ・スリ・ナジブ・ラザク　氏

c.　食事・懇談

d.　記念品交換・開会

5)　「マレーシアにおけるビジネス機会」セミナー

４月１２日（５９０名）

駐日マレーシア大使館、マレーシア国際通商産業省（ＭＩＴＩ）、マレーシア投資開発庁（ＭＩＤＡ）、マレーシア貿易開発公社（ＭＡＴＲＡＤＥ）主催と共催

a.　開会挨拶　　日本マレーシア経済協議会　副会長　　大　森　一　夫

b.　基調講演　　マレーシア国際通商産業省　大臣　　ダトゥ・セリ・ムスタパ・モハメド　氏

c.　講演「日本企業によるマレーシアへの投資状況」

日本貿易振興機構　クアラルンプール事務所長　　梶　田　　朗　　氏

d.　講演　　ローランド㈱　社長　　三　木　純　一　氏

6)　ドクター・トゥンク・ムハマッド・ファイズ・ペトラ クランタン州スルタン主催ビジネス昼食会

９月１６日

開催地：帝国ホテル東京「桐の間」（２３名）

マレーシア投資開発庁（ＭＩＤＡ）東京事務所と共催

a.　開会挨拶

クランタン州スルタン　ドクター・トゥンク・ムハマッド・ファイズ・ペトラ　氏

b.　食事・懇談

c.　講演　　マレーシア国際通商産業省　大臣　　ダトゥ・セリ・ムスタパ・モハメド　氏

ローム・ワコー㈱　名誉会長　　吉　岡　洋　介　氏

d.　記念品交換・閉会

7)　ムスリム観光客対応セミナー

a.　第５回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（基礎編）

５月３０日

ＩＶＹ　ＨＡＬＬミルトス（１１５名）

(a)開会

(b)講演「重要なのは情報開示　一歩から始めるムスリムおもてなし」

ハラールメディアジャパン㈱　代表取締役　　守　護　彰　浩　氏

(c)ハラール食品の試食

(d)質疑応答

b.　第６回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（超実践編）
６月２３日
ぱんが佐竹店（１１６名）
(a)開会
(b)講演「重要なのは情報開示　一歩から始めるムスリムおもてなし」
ハラールメディアジャパン㈱　代表取締役　　守　護　彰　浩　氏

c.　第７回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（マーケティング編）
７月２５日
リビエラ東京ガーデンフォレスト（６５名）
(a)開会
(b)講演「重要なのは情報開示　一歩から始めるムスリムおもてなし」
ハラールメディアジャパン㈱　代表取締役　　守　護　彰　浩　氏
(c)ハラール食品の試食
(d)質疑応答

d.　第８回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（ムスリム観光客の気分でまわる浅草ツアー)」
９月２１日
台東区浅草周辺
浅草　すし賢、麺亭　成田屋　浅草本店、Ｏｔａｃｏ（オタコ)、浅草スパークル、
常盤堂雷おこし本舗、増田園総本店、ケバブファクトリー浅草店、セカイカフェ（１５名）

e. 第９回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（基礎編＋ムスリム留学生との交流会）
(a)開会
(b)講演「重要なのは情報開示　一歩から始めるムスリムおもてなし」
フードダイバーシティ㈱　代表取締役　　守　護　彰　浩　氏
(c)ハラール食品の試食
(d)留学生のパネルディスカッション
(e)懇談

f. 第１０回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（ハラール×ベジタリアン＋交流会）
(a)開会
(b)協賛企業紹介
(c)講演
ⅰ．「ハラール」の基礎
フードダイバーシティ㈱　代表取締役　　守　護　彰　浩　氏
ⅱ．「ベジタリアン」の基礎
㈱ベジインフォジャパン　代表取締役　　宮　﨑　恭　一　氏
ⅲ．「食の禁忌に配慮した食事でのおもてなし対応策」ベジタリアン～ハラール対応
フードダイバーシティ㈱　代表取締役　　守　護　彰　浩　氏
㈱ベジインフォジャパン　代表取締役　　宮　﨑　恭　一　氏
(d)ベジタリアン×ビーガン×ハラールを実感し、ハイブリット型に対応するメニューのご紹介と試食
(e)テーブル別ディスカッション

g. 第１１回できる一歩から始めるムスリムおもてなし（実践リビエラ編）
(a)開会
(b)講演　フードダイバーシティ㈱　代表取締役　守　護　彰　浩　氏
(c)メニューのご紹介　㈱リビエラ　取締役総料理長　岡　野　信　司　氏
(d)試食・懇談
(e) 質疑応答

8) 関係機関への協力
２月　８日（１００名）駐日マレーシア大使を囲む「新春の集い」((公社)日本マレーシア協会主催)
大　森　一　夫　副会長 出席 挨拶

**⑧ 日比経済委員会**

1) 第３６回日比経済合同委員会日本代表団結団式
２月　９日（３６名）
a. 開会挨拶　日比経済委員会　代表世話人　朝　田　照　男
b. 講演
①最近のフィリピン情勢と日比関係
外務省　南部アジア部　南東アジア第二課　課長　宮　本　新　吾　氏
②フィリピンの経済状況
経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官（大洋州担当）　増　井　国　光　氏
c. 第３６回合同委員会について
①両国代表団
②日程・議題等
③開催経費等

2) ドゥテルテ　フィリピン共和国大統領表敬訪問
２月２１日
朝田照男 代表世話人（丸紅㈱取締役会長）、小林健 代表世話人（三菱商事㈱取締役会長）、芝田浩二ＡＮＡホールディングス㈱上席執行役員、羽田浩二 駐フィリピン共和国日本国特命全権大使、白石浩 フィリピン日本人商工会議所会頭（フィリピン住友商事会社社長）らがフィリピン大統領府（マラカニアン宮殿）へロドリゴ・ドゥテルテ大統領を表敬訪問した。
その後、マラカニアン宮殿で開催されたウェルカムレセプションに日比双方から約１００名が参加した。

3) 第３６回日比経済合同委員会
２月２２日（１７１名）
日本側：８４名
フィリピン側：８７名
開催地：フィリピン・マニラ／ニューワールドマカティホテル「ボールルーム１＆２」
a. 開会挨拶　比日経済委員会　委員長　アニセト・サルード　氏
日比経済委員会　代表世話人　朝　田　照　男
b. 両国首脳メッセージ
c. 基調講演　フィリピン共和国　国家経済開発庁　長官　アーネスト･ペルニア 氏
d. 第１回全体会議：Ｆｉｎａｎｃｉｎｇ　ｔｈｅ　‘Ｂｕｉｌｄ　Ｂｕｉｌｄ　Ｂｕｉｌｄ’　Ｐｒｏｇｒａｍ
（１）「フィリピン側講演」
ＢＤＯキャピタル･アンド･インベストメント社　社長　エドゥアルド･フランシスコ　氏
（２）「日本側講演」
(独)国際協力機構　フィリピン事務所長　伊　藤　晋　氏

e. 第２回全体会議：Ｐａｒｔｉｃｉｐａｔｉｎｇ　ｉｎ　ｔｈｅ　‘Ｂｕｉｌｄ　Ｂｕｉｌｄ　Ｂｕｉｌｄ’　Ｐｒｏｇｒａｍ

（１）「フィリピン側講演」

ＥＥＩコーポレーション　社長兼ＣＥＯ　　ロベルト・ホセ・カスティーリョ　氏

（２）「日本側講演」

日立アジア　フィリピン支店長　　清　水　光　彦　氏

（３）「日本側講演」

長大フィリピン・コーポレーション　社長　　加　藤　　聡　氏

（４）「日本側講演」

日本航空㈱　取締役会長　　大　西　　賢　氏

（５）「フィリピン側講演」

メトロパシフィックグループ　会長　　マヌエル・パンギリナン　氏

f. 来賓講演　　フィリピン共和国　運輸大臣　　アーサー･ツガデ　氏

g. 閉会挨拶　　日比経済委員会　代表世話人　　朝　田　照　男

比日経済委員会　委員長　　アニセト・サルード　氏

h. 比日経済委員会主催カクテルレセプション（２階「グラスハウス」）

i. 羽田駐フィリピン日本国大使との夕食会（大使公邸）

4) 河井克行・内閣総理大臣補佐官との意見交換会

７月　７日（日比経済委員会所属企業の実務レベル担当者２２名が出席）

河井補佐官が６月上旬にフィリピンを訪問し、ドゥテルテ大統領をはじめとする主要閣僚と意見交換を行った内容について報告を受けた後、各社からフィリピンでの事業活動や日本政府に支援を期待する事柄等について発言があった。

5) Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ　Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｂｒｉｅｆｉｎｇ　２０１７

９月２６日（３８０名）

朝田代表世話人から開会の挨拶があった後、ドミンゲス財務大臣を始めとするフィリピン政府の主要経済閣僚およびエスペニラ中央銀行総裁などから、最新の経済・金融・財政動向に加え、税制改革や規制緩和・外国投資誘致促進等の説明があった。閣僚らは、フィリピンの経済成長持続に向け、地下鉄整備等、日本の技術を発揮できるインフラプロジェクトへの日本企業の積極的な参画を求めた。

6) 後援

１０月１７日　「日本-フィリピン・ビジネス投資フォーラム２０１７」

３月２８日　「フィリピン経済フォーラム」

### ⑨　日豪経済委員会

1) 幹事会

６月　９日　（２２名）

a. 「最近の豪州情勢と日豪関係について」

外務省　アジア大洋州局　大洋州課　課長　　杉　浦　正　俊　氏

b. 「最近の豪州経済概況」

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　増　井　国　光　氏

c. 第５５回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

１月２９日　（２３名）

a. 「オーストラリア経済と日本企業の動向」

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）　総括審議役（国際展開支援担当）　　平　野　修　一　氏

b. 第４２回日豪／豪日経済委員会運営委員会について

c. 第５６回日豪経済合同委員会会議について

d. その他

2)　日豪／豪日経済委員会運営委員会

１０月　９日　（３４名）＜第４１回＞

日本側：１４名

豪州側：２０名

開催地：東京／帝国ホテル

a.　第５５回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b.　第５６回日豪経済合同委員会会議の日程・開催地について

c.　第４２回日豪／豪日経済委員会運営委員会(ＴＶ会議)の日程

d.　両国の政治経済情勢

３月２０日　（２５名）＜第４２回＞

日本側：　８名

豪州側：１７名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、パース、シンガポール（テレビ／電話会議）

a.　第５６回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b.　第５７回日豪経済合同委員会会議の日程

c.　講演「日本からの対豪Ｍ＆Ａの最新動向」

d.　日豪両国の経済・政治情勢

3)　平成２９年度総会兼第５５回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

９月２８日　（６０名）

開催地：東京／丸の内二丁目ビル３階

a.　開会挨拶

日豪経済委員会　会長　　三　村　明　夫

b.　来賓ブリーフィング

外務省　アジア大洋州局局長　　金　杉　憲　治　氏

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　課長補佐　　荒　川　正　頼　氏

c.　第５５回日豪経済合同委員会会議について

d.　日豪経済委員会平成２９年度総会について

4)　第５５回日豪経済合同委員会会議

１０月　８日～１０日（３７２名）

日本側：２１１名

豪州側：１６１名

開催地：東京／帝国ホテル

a.　開会式

開会挨拶

日豪経済委員会　会長　　三　村　明　夫

豪日経済委員会　会長　　サー・ロッド・エディントン　氏

祝辞

(安倍首相メッセージ代読) 駐オーストラリア日本国特命全権大使　　草　賀　純　男　氏

(豪州首相メッセージ代読) 駐日オーストラリア特命全権大使　　リチャード・コート　氏

b.　第１回全体会議　基調講演「保護主義が台頭する世界での日豪両国関係」

基調スピーカー：熊本県立大学　理事長、(公財)ひょうご震災記念２１世紀研究機構　理事長

五百旗頭　　真　氏

c.　第２回全体会議　「日豪両国での有望分野における相互投資の事例」

スピーカー：カゴメ㈱　取締役専務執行役員　経営企画本部長　　渡　辺　美　衡　氏
Ｇｏｏｄｍａｎ　Ｌｉｍｉｔｅｄ，　Ｈｅａｄ　ｏｆ　Ａｓｉａ，　Ｐａｕｌ　ＭｃＧａｒｒｙ　氏

d.　第３回全体会議「資源開発の効率化と新エネルギー」
スピーカー：住友電気工業㈱　執行役員　研究開発本部　副本部長
エネルギーシステム事業開発部　次長　　徳　丸　亀　鶴　氏
ＢＨＰ　Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　Ｆｒｅｉｇｈｔ，　Ｒａｓｈｐａｌ　Ｂｈａｔｔｉ　氏

e.　第４回全体会議「金融分野」
Ｐａｒｔ１（金融機関の視点―破壊的技術革新をどう見るか）
スピーカー：Ｍａｃｑｕａｒｉｅ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ，Ｇｌｏｂａｌ　Ｈｅａｄ
Ｓｈｅｍａｒａ　Ｗｉｋｒａｍａｎａｙａｋｅ　氏
Ｐａｒｔ２（ベンチャー企業の視点―あたら金融サービスの台頭）
マネーツリー㈱　代表取締役　　ポール・チャップマン　氏

f.　第５回全体会議　次世代リーダーズセッション
パネルディスカッション「Ｗｈａｔ‘Ｓ　ｎｅｘｔ？ビジネス上の課題とチャンス」
～２０３０年の職場環境、ジェネレーションＺ、文化とソフトパワー～
パネリスト：サイボウズ㈱　社長　　青　野　慶　久　氏
ＭＩＺＵＨＯ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｇｒｏｕｐ，Ｉｎｃ　Ｓｅｎｉｏｒ　Ａｄｖｉｓｏｒ，
Ｇｌｏｂａｌ　Ｔａｌｅｎｔ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ，　Ｄｅｂｒａ　Ｈａｚｅｌｔｏｎ　氏
㈱カカクコム　取締役、「食ベログ」創設者　　村　上　敦　浩　氏

g.　特別講演「未来社会の実現―イノベーションとＡＩを活用して」～破壊的技術革新の光と影～
スピーカー：内閣府　総合科学技術・イノベーション会議　常勤議員　　久　間　和　生　氏

h.　第６回全体会議　パネルディスカッション「日豪ビジネスの将来像」
パネリスト：日本航空㈱　代表取締役副社長執行役員　　藤　田　直　志　氏
ＡＮＵ　ＪＡＰＡＮ　ＩＮＳＴＩＴＵＴＥ，Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｊｅｎｎｙ　Ｃｏｒｂｅｔｔ　氏
Ｔｅｒｒａ　Ｄｒｏｎｅ㈱　社長　　徳　重　　徹　氏

l.　最終全体会議
閉会挨拶・共同声明
日豪経済委員会　会長　　三　村　明　夫
第５６回合同会議の日程・会場について
豪日経済委員会　会長　　サー・ロッド・エディントン　氏

5)　ＥＰＡ活用小委員会
６月１５日　（９８名）第１回オーストラリア就労ビザ改正セミナー
開催地：東京／丸の内二丁目ビル

a.　オーストラリア就労ビザ（４５７）の廃止・改正について
ＡＯＭビザコンサルティング　代表　　足　利　弥　生　氏
ＦＣＢ　Ｓｍａｒｔ　Ｖｉｓａ　Ｈｅａｄ　ｏｆ　Ｍｉｇｒａｔｉｏｎ　　ジェイコブ・ワイリー　氏

b.　英語試験ＩＥＬＴＳの概要
(一財)日本スタディ・アブロード・ファンデーション　理事　　根　上　洋　介　氏

７月１４日　（２０名）　ＥＰＡ活用小委員会　開催地：東京／丸の内二丁目ビル３階

a.　開会挨拶
ＥＰＡ活用小委員会　委員長　　小　島　順　彦
ＥＰＡ活用小委員会　副委員長　　赤　星　　康

b.　報告「２０１６年度　ＥＰＡ活用小委員会　活動報告」

c.　議事「２０１７年度　ＥＰＡ活用小委員会　スケジュール案」

d.　討議・意見交換

７月２７日　（７８名）第２回オーストラリア就労ビザ改正セミナー
開催地：東京／丸の内二丁目ビル
a. オーストラリア就労ビザ（４５７）の廃止・改正における７／１の変更点について
ＡＯＭビザコンサルティング　代表　足　利　弥　生　氏
８月３０日　（５１名）セミナー：豪州ビジネス　成功へのヒント（食品・農業編）
開催地：東京／丸の内二丁目ビル
a. オーストラリア・ビクトリア州の食品・農業ビジネス概観
オーストラリア・ビクトリア州政府東京事務所　投資担当マネージャー　関　敏　久　氏
b. 豪州におけるフードバリューチェーン：日本と豪州でしか出来ない取組について
農林水産省　大臣官房国際部　国際地域課　国際専門官　大　橋　貴　則　氏
c. 豪州での進出事例紹介
(a) 豪州でのトマト原料事業と今後の展望
カゴメ㈱　取締役　専務執行役員　経営企画本部長　渡　辺　美　衡　氏
(b) 豪州への醤油の輸出と日本産食品の可能性
弓削多醤油㈱　代表取締役　弓削多　洋一　氏
d. ネットワーキング・立食懇親会
１２月２０日　（４７名）
セミナー：豪州ビジネス　成功へのヒント（サービス・ＩＴ・イノベーション編）
開催地：東京／コンファレンススクエア　エムプラス
a. オーストラリア・クィーンズランド州のビジネス概観
オーストラリア クィーンズランド州政府事務所　駐日事務所　駐日代表　安　達　健　氏
b. パネルディスカッション：豪州クィーンズランド州への進出事例紹介
(a) クィーンズランド州における弊社の展開について
ソフトバンク㈱　グローバル営業本部　新規事業統括部　統括部長　工　藤　公　正　氏
(b) 豪州クィーンズランド州におけるチャイルドケア事業展開について
グローバルスカイ㈱　代表取締役　永　田　幸　氏
(c) 現地コンサルティング会社の視点からみた、日本企業による事業進出の盲点と成功のための課題
Ｊ―ＡＢＣ　社長　木名瀬　晴　彦　氏
c. ネットワーキング・立食懇親会

6) 日豪次世代リーダーズプログラム
４月１０日　（２５名）コート大使との交流会
開催地：東京／オーストラリア大使公邸
５月１１日～　電話会議（年間累計１０回以上開催）
開催地：東京／マッコーリー・グループ・ジャパン東京オフィスなど
６月３０日　（２０名）Ｎｅｗ Ｃｏｌｏｍｂｏ Ｐｌａｎ（ＮＣＰ）学生との合同セッション
開催地：東京／パソナグループＧｌｏｂａｌ　Ｓａｌｏｎ
１０月　７日　（２４名）次世代プログラム懇親交流会　開催地：東京／和食えん汐留店
１０月　８日　（３３名）次世代リーダーズラウンドテーブル　開催地：東京／帝国ホテル
１１月　９日　（２０名）Ｎｅｗ Ｃｏｌｏｍｂｏ Ｐｌａｎ（ＮＣＰ）学生との合同セッション
開催地：東京／東京都市大学　夢キャンパス
１２月　５日　（　９名）２０１８年度企画会議
開催地：東京／丸の内二丁目ビル

7) その他の会議・イベント
６月１４日（１４３名）オーストラリア・ニュージーランド両大使との交流イベント（共催）

開催地：六本木ヒルズ
６月２８日　豪州就労ビザ改正に関する改善要望書提出（東商・日商・日豪経済委員会連名：豪州首相宛）
７月２５日　（１３０名）日豪通商協定署名６０周年記念レセプション
開催地：東京／ザ・ペニンシュラ東京
８月２２日　（８０名）グラディス・ベレジクリアン　ニューサウスウェールズ州首相（後援）
基調講演および朝食会　開催地：東京／コンラッド東京
８月３０日　（３９名）「日豪スポーツラウンドテーブル」
開催地：埼玉スタジアム・ラフレさいたま
１０月　４日　コート駐日豪州大使主催昼食会
１０月　４日　豪州就労ビザ改正に関する改善要望書提出（２回目）
（東商・日商・日豪経済委員会・全豪日本商工会議所連合会連名：豪州移民・国境保全大臣宛）
１０月１０日　（６８名）「豪州スポーツビジネス朝食会～豪スポーツ委員会会長講演～」
開催地：ザ・ペニンシュラ東京
１２月２１日　オセアニア最新経済動向セミナー(後援)
１月１８日　（１７５名）マルコム・ターンブル　オーストラリア首相閣下　歓迎昼食会
開催地：東京／ザ・プリンスパークタワー東京
２月　６日　（約１３０名)「準天頂衛星システム（ＱＺＳＳ）産業利用に関する日豪ワークショップ」(後援)
２月　８日　（約　６０名)「準天頂衛星システム（ＱＺＳＳ）産業利用に関する日豪ワークショップ」(主催)
開催地：豪州メルボルン・インベスト・センター・ビクトリア

8)　表敬・懇談
４月１７日　松永一義　新在メルボルン日本国総領事館総領事の三村会長表敬
４月１７日　サー・ロッド・エディントン豪日経済委員会会長の三村会長表敬
４月１９日　スティーブン・チョーボー豪州連邦貿易・投資・観光大臣と三村会長の会談
８月２２日　グラディス・ベレジクリアン　ニューサウスウェールズ州首相による三村会長表敬
９月２１日　クーパー駐日豪州公使と青山事務総長の面談
９月２７日　ビル・ショーテン豪州労働党党首による三村会長表敬
１０月　２日　ブルース・ミラー前駐日オーストラリア大使と三村会長の面談
１０月　６日　三菱商事オーストラリア坪沼社長、広田シドニー支店長の三村会長表敬
１０月　８日　ステファニー・フェイ豪州貿易促進庁長官と三村会長の面談
１０月　８日　草加純男　駐オーストラリア特命全権大使と三村会長の面談
１０月１０日　マティアス・コーマン豪州連邦政府予算大臣の三村会長表敬
１月１９日　草加純男　駐オーストラリア特命全権大使と三村会長の面談
３月　８日　日豪若手政治家交流プログラム　日豪経済委員会事務総長との面談

### ⑩　日本ニュージーランド経済委員会

1)　幹事会
６月　１日　（１４名）
開催地：東京／丸の内二丁目ビル３階
a.　「最近のニュージーランド情勢と日ニュージーランド関係について」
外務省　アジア大洋州局　大洋州課　課長　　杉　浦　正　俊　氏
b.　「最近のニュージーランド経済概況」
経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　増　井　国　光　氏
c.　第４４回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題（案）について

2)　平成２９年度総会兼第４４回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式
１１月　７日　（２４名）

開催地：東京／コンファレンススクエア　エムプラス

a.　開会挨拶

日ＮＺ経済委員会　日本側委員長　　進　藤　清　貴

b.　来賓ブリーフィング

外務省　アジア大洋州局　参事官　　志　水　史　雄　氏

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　参事官　　増　井　国　光　氏

c.　第４４回日本ニュージーランド経済人会議について

d.　日本ニュージーランド経済委員会平成２９年度総会

3)　第４４回日本ニュージーランド経済人会議

１１月２０日～２２日（１３４名）

日本側：６９名

ＮＺ側：６５名

開催地：大阪／スイスホテル南海大阪

a.　開会式

開会挨拶

日ＮＺ経済委員会　日本側委員長　　進　藤　清　貴

日ＮＺ経済委員会　ＮＺ側委員長　　イアン・ケネディ　氏

祝辞

在ニュージーランド駐箚日本国特命全権大使　　髙　田　稔　久　氏

駐日ニュージーランド特命全権大使　　Ｓｔｅｐｈｅｎ　Ｐａｙｔｏｎ　氏

b.　第１回全体会議「両国経済情勢とＴＰＰ」

スピーカー：(日本側)（独）日本貿易振興機構　副理事長　　赤　星　　康　氏

(ＮＺ側)ＢｕｓｉｎｅｓｓＮＺ，　Ｃｈｉｅｆ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ，　Ｋｉｒｋ　Ｈｏｐｅ　氏

c.　第２回全体会議「インフラストラクチャーと投資」

スピーカー：(日本側)㈱大林組　土木本部本部長室　部長　　安　藤　賢　一　氏

(ＮＺ側)ＡＴＥＥＤ，Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ，Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ａｔｔｒａｃｔｉｏｎ　＆　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ，　Ｄｅａｎ　Ｂｕｔｃｈｅｒｓ　氏

(ＮＺ側)Ｗｅｌｌｉｎｇｔｏｎ　Ｃｉｔｙ　Ｃｏｕｎｃｉｌ，Ｃｏｕｎｃｉｌｌｏｒ　＆　Ｐｏｒｔｆｏｌｉｏ　Ｌｅａｄｅｒ，ｃｏｎｏｍｉｃ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｓｉｍｏｎ　Ｍａｒｓｈ　氏

d.　第３回全体会議「製造業」

スピーカー：(日本側)　ダイキン工業㈱　グローバル戦略本部　副本部長　　余　語　　洋　氏

(ＮＺ側)Ｆｏｎｔｅｒｒａ　Ｊａｐａｎ，　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　＆　Ｒｅｐｒｅｓｅｎｔａｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，　Ｙａｓｕｈｉｒｏ　Ｓａｉｔｏ　氏

e.　第４回全体会議「食品・農業」

スピーカー：(日本側)農業生産法人　葡萄専心㈱　ＮＺプロジェクトマネージャー　風　間　正　利　氏

(ＮＺ側)Ｔａｔｕａ，　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ，　Ｓｈｉｎ　Ｍｉｔａｒａｉ　氏

f.　第５回全体会議「科学技術」

スピーカー：(日本側)岩谷産業㈱　常務執行役員　中央研究所長　　宮　崎　　淳　氏

(ＮＺ側)Ｖｅｎｔｕｒｅ　Ｓｏｕｔｈｌａｎｄ，　Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　＆　Ｓｔｒａｔｅｇｉｃ　Ｐｒｏｊｅｃｔｓ，　Ｓｔｅｐｈｅｎ　Ｃａｎｎｙ　氏

g.　第６回全体会議「スポーツ外交」

スピーカー：(日本側)アジアラグビー　会長、

(公財)ラグビーワールドカップ２０１９組織委員会　事務総長特別補佐　　徳　増　浩　司　氏

(NZ側)New Zealand Rugby,
Chief Commercial Officer,　Nick Brown 氏

h. 最終全体会議
共同声明の採択
閉会の挨拶　日ＮＺ経済委員会　ＮＺ側委員長　イアン・ケネディ 氏
日ＮＺ経済委員会　日本側委員長　進 藤 清 貴
第４５回会議の日程・開催地について

4) その他の会議・イベント
５月１７日　イングリッシュ首相歓迎昼食会　日本側経済界を代表して進藤委員長がスピーチ
１１月２０日　（９０名）「中堅・中小企業のためのニュージーランド・ビジネスセミナー」（共催）
開催地：大阪／スイスホテル南海大阪
１２月２１日　オセアニア最新経済動向セミナー(後援)

5) 表敬・懇談
４月１０日　スティーブン・ペイトン駐日ニュージーランド大使の三村会頭表敬
５月２９日　ケネディ日ＮＺ経済委員会ＮＺ側委員長と赤木日ＮＺ事務総長の懇談

### ⑪ 日智経済委員会

1) 平成２９年度日智経済委員会日本国内委員会総会
１月　９日（紙上総会）
a. 平成２８年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに平成２９年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2) 表敬・懇談
４月１０日　日本チリー協会・日本ペルー協会朝倉会長の大下事務総長表敬
４月１２日　平石好伸　新駐チリ日本国特命全権大使の三村会頭表敬
６月３０日　グスタボ・アジャレス駐日チリ共和国大使の三村会頭表敬

3) その他の会議・イベント
４月　１日～日本・チリ修好１２０周年記念事業募金
（藝大コンサート、日本庭園改修等、７重要事業へ協力）
８月２１日　合同実務レベル会合（日亜・日ペルー共催）
１０月１８日　フレイ元大統領を迎えてのチリ・ビジネスセミナー「１２０年間共に歩んだ日智の歴史、そして今後の展望」（共催）
１１月１０日　コントロール・リスクス・グループ社ギート・アールバース氏講演会(主催)
１２月　６日　（３４名）日本チリ修好１２０周年記念講演会「日本とチリの二国間ビジネス関係の今後」（共催）
講演者：国立サンチャゴ大学　教授　セサル・ロス　氏
１２月２１日　駐中南米地域日本国大使懇談会　小林委員長が発言
１月３０日　（２３名）講演会「チリの政権交代：ラテンアメリカ的文脈におけるチリの事例」
講演者：デサロージョ大学　教授　ゴンザロ・ミュレル　氏
２月２３日　バチャレ大統領主催昼食懇談会　日本側経済界を代表して小林委員長がスピーチ

### ⑫ 日亜経済委員会

1) 平成２９年度日亜経済委員会総会
１月　９日（紙上総会）

a. 平成２８年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに平成２９年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2) 日亜経済委員会　実務レベル会合

８月２１日　（２８名）共同実務レベル会合　開催地：丸の内二丁目ビル３階

a. アルゼンチンにおける企業管理・経営事情について

アルゼンチン・トヨタ　元社長　　勝　田　富　雄　氏

１０月　３日　（２９名）エルナン・マルティン・ペレス・レドラド元アルゼンチン中央銀行総裁との懇談会

開催地：東京／コンファレンスクエア　エムプラス

3) 表敬・懇談

５月１６日　亜日経済委員会マチャード委員長の表敬訪問（事務局対応）

７月１９日　アラン・ベロー駐日アルゼンチン共和国大使の三村会頭表敬

９月２０日　南米駐日４大使（伯、亜、ウルグアイ、パラグアイ）の三村会頭表敬

１２月１８日　福嶌教輝　在アルゼンチン日本国大使の三村会頭表敬

１月３０日　亜日経済委員会マチャード委員長の表敬訪問（事務局対応）

4) その他の会議・イベント

５月１９日　（４７０名）（マクリ大統領訪日に伴い）日本・アルゼンチン経済フォーラム（共催）

１１月　７日　アラン・ベロー駐日アルゼンチン共和国大使講演会（後援）

「アルゼンチンと日本の戦略的関係強化に向けて」

１１月１０日　コントロール・リスクス・グループ社ギート・アールバース氏講演会(共催)

「ラテンアメリカ事業展開における機会とリスク～２０１８年は転機の年になるか？」

１１月３０日　（４０名）日本ブラジル経済委員会企画部会／日亜経済委員会実務レベル会合（協力）

２月１６日　石田直裕　駐パラグライ日本大使講演会(後援)

「パラグアイの最近の政治・経済情勢について」

２月２１日　駐中南米地域日本国大使懇談会　小林委員長が発言

３月１９日　（３５名）日本ブラジル経済委員会企画部会／日亜経済委員会実務レベル会合（協力）

### ⑬ 日本ペルー経済委員会

1) 平成２９年度日本ペルー経済委員会総会

１２月２５日（紙上総会）

a. 平成２８年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに平成２９年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2) その他の会議・イベント

６月　１日　槍田委員長のクチンスキー大統領表敬

８月２１日　（２８名）合同実務レベル会合

１１月１０日　コントロール・リスクス・グループ社ギート・アールバース氏講演会(共催)

１月２５日　（５２名）ハロルド・フォルサイト駐日ペルー共和国大使講演会

「ペルーと日本：グローバルチャレンジに向けた取り組み」

２月２１日　（４３名）株丹達也前駐ペルー日本大使帰朝講演会「ペルーの最新情勢について」

### ⑭ 日本エジプト経済委員会

1) 表敬

５月１９日　アリ・アブデルアール　エジプト・アラブ共和国代議院議長一行による小澤委員長表敬

７月２８日　アハメド・ザヘイル エジプト投資・経済特区庁 欧州・アジア・アメリカ地域ＰＲダイレクター一行による西谷事務総長表敬

2)　セミナー

１２月１９日　日本・エジプト ビジネスフォーラム
参加者：１３０名

3)　懇談会

１２月１９日　サハル・ナスル　エジプト・アラブ共和国投資・国際協力大臣率いる訪日団との夕食懇談会
参加者：２０名

4)　視察会

１２月２０日　アハメッド・シハーブエルディン投資・経済特区庁副長官率いる訪日団による、新日鐵住金鹿島製作所と茨城県神栖市への訪問
参加者：１１名

**⑮　日西経済委員会**

1)　第２６回日本・スペイン経済合同会議（兼 投資セミナー）

４月　６日
参加者：約４８０名（日本側約３５０名、スペイン側１３０名）
開催地：東京（帝国ホテル）

a.　開会式

挨拶

日西経済委員会　委員長　　佐々木　幹　夫
西日経済委員会　委員長　　ホセ・マヌエル・エントレカナレス　氏

祝辞

日本経済団体連合会　会長　　榊　原　定　征　氏
スペイン商業会議所　会頭　　ホセ・ルイス・ボネ　氏
外務･協力大臣　　アルフォンソ･マリア･ダスティス･ケセド　氏
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）　　石　原　伸　晃　氏

祝辞

スペイン王国　フェリペ６世国王陛下

b.　第１回全体会議「インフラにおけるグローバルな協力」

議事進行：ＩＣＥＸ　理事長　　フランシスコ・ガルソン　氏
スピーカー：

三菱商事㈱　執行役員インフラ事業本部長　　中　川　哲　志　氏
ＣＡＦ　会長　　アンドレス・アリスコレタ　氏
日本電気㈱　グローバルユニット主席技師長　　久木田　信　哉　氏

c.　第２回全体会議「緊密な連携への新たな取り組み」

議事進行：日本貿易振興機構　理事　　米　谷　光　司　氏
スピーカー：

三井物産㈱　常務執行役員 鉄鋼製品本部長　　勝　　登　氏
ＧＥＳＴＡＭＰ　アジア部門財務統括　　アントニオ・ロペス・アルセ　氏
Ｉｂｅｒｉａ　ディレクター（アジア）　　ミゲル・ナバロ　氏

d.　第３回全体会議「ビジネススクールと人材育成」

議事進行：スペイン商業会議所　国際部長　　アルフレッド・ボネ　氏

スピーカー：

ＩＥ ビジネススクール　国際開発部長　　マル・ウルタド・デ・メンドサ　氏
ＩＥＳＥ ビジネススクール ディレクター 北東アジア事業開発　　加賀谷　順　一　氏
一橋大学／Ｂｅｒｇé社
一橋大学准教授・国際教育センター長　　阿　部　　仁　氏
Ｂｅｒｇé社　広報担当取締役　　ホアキン・エウラテ　氏

e.　閉会式

挨拶

商務担当副大臣　　マリア・ルイサ・ポンセラ　氏
日本貿易振興機構　副理事長　　赤　星　　康　氏

閉会挨拶

西日経済委員会　委員長　　ホセ・マヌエル・エントレカナレス　氏
日西経済委員会　委員長　　佐々木　幹　夫

f.　日西経済委員会主催レセプション

2)　共催

９月２８日～２９日　京都スマートシティエキスポ２０１７
主催：京都スマートシティエキスポ運営協議会（京都府、京都市、日西経済委員会他１７団体）

3)　表敬

５月１５日　ゴンサロ・デ・ベニート・セカデス　駐日スペイン大使の石田専務理事表敬
３月　８日　スペイン・ムルシア州代表団の会議所訪問（事務局対応）

**⑯　日本・カナダ商工会議所協議会**

1)　第３回日本・カナダ商工会議所協議会合同会合

４月　７日（１００名）
日 本 側：７３名
カナダ側：２７名
開 催 地：ウェスティンホテル仙台（宮城県仙台市）

a. 開会式

開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会　日本側会長　　槍　田　松　瑩
日本・カナダ商工会議所協議会　カナダ側会長　　スティーブ・デッカ　氏

歓迎挨拶

宮城県知事　　村　井　嘉　浩　氏
仙台市長　　奥　山　恵美子　氏
仙台商工会議所　会頭　　鎌　田　　宏　氏

来賓挨拶

駐カナダ日本国特命全権大使　　門　司　健次郎　氏
駐日カナダ大使　　イアン・バーニー　氏

b. 基調講演「大震災からの復興と産学連携～東北大学の取組～」

東北大学　総長　　里　見　　進　氏

c. パネルディスカッション①「科学技術協力～イノベーション」

モデレーター：㈱ユアテック　取締役会長　　矢　作　保　雄　氏
パネリスト：亀田製菓㈱　お米研究所　主任研究員　　渡　辺　紀　之　氏
Ｔｈｅ　Ｕｎｉｖｅｒｓｉｔｙ　ｏｆ　Ｔｏｋｙｏａｎｄ　ＴＲＩＵＭＦ，
Ｋａｖｌｉ　ＩＰＭＵ，Ｐｒｏｊｅｃｔ　Ａｓｓｉｓｔａｎｔ　Ｐｒｏｆｅｓｓｏｒ

Ｍａｒｋ　Ｈａｒｔｚ　氏
高エネルギー加速器研究機構　研究支援戦略推進本部　国際連携推進室長　　小　林　富　雄　氏
㈱エフコム　経営企画室長　　山　川　克　広　氏
ｉＳｐａｃｅ　Ｉｎｃ.，　Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ　Ｍａｎａｇｅｒ　Ｊｏｈｎ　Ｗａｌｋｅｒ　氏
㈱ＡＳＡコミュニケーション　コミュニティ担当執行役員　　田　坂　克　郎　氏

d. パネルディスカッション②「“貿易・投資促進、ビジネス環境整備”」

モデレーター：ジェトロ　副理事長　　赤　星　　康　氏
パネリスト：カナダ商工会議所　会頭　　ペリン・ビーティー　氏
西村あさひ法律事務所　弁護士・パートナー　　前　田　　博　氏
Ｉｓｌａｎｄ　Ｔｉｍｂｅｒｌａｎｄｓ，　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　ａｎｄ　ＣＥＯ
Ｄａｒｓｈａｎ　Ｓｉｈｏｔａ　氏
本田技研工業㈱　渉外部　担当部長　　村　岡　直　人　氏

e. 特別セッション

講演①「東日本大震災からの復興の進展」
内閣官房　参与（元復興庁事務次官）　　岡　本　全　勝　氏

講演②「カナダー東北復興プロジェクト」
ＢＣＷＯＯＤ　日本代表　　ジム・アィバンオフ　氏

講演③「東北発ベンチャーとイノベーション」
(一社) ＭＡＫＯＴＯ　代表理事　　竹　井　智　宏　氏

f. パネルディスカッション③「観光・教育交流と人材育成」

モデレーター：関西学院大学　教授（前駐日カナダ大使）　　マッケンジー・クラグストン　氏
パネリスト：Ｄｅｓｔｉｎａｔｉｏｎ　Ｃａｎａｄａ，　Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
半　藤　将　代　氏
国際大学　常務理事　　篠　田　文　治　氏
Ｓｅｎｅｃａ　Ｃｏｌｌｅｇｅ，
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ　ａｎｄ　Ｌｅａｒｎｉｎｇ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ
Ｈａｄｉ　Ｓｈａｈｅｅｎ　氏
東北観光推進機構　専務理事　推進本部長　　紺　野　純　一　氏
エア・カナダ　日本代表　　ワイス　貴　代　氏

g. 閉会

閉会挨拶
日本・カナダ商工会議所協議会　カナダ側会長　　スティーブ・デッカ　氏
日本・カナダ商工会議所協議会　日本側会長　　槍　田　松　瑩

2)　平成２９年度総会

３月　９日　（２７名）

a. 開会挨拶
日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　槍　田　松　瑩

b. 報告　平成２９年度活動報告について

c. 議件　①平成２９年度収支決算（見込）について
②平成３０年度活動計画（案）について
③平成３０年度収支予算（案）について

d. 講演　「最近の両国の関係および企業の進出状況について」
外務省　北米局　北米第二課長　　孫　崎　　馨　氏
在日カナダ大使館　参事官　　アンドレア・クレメンツ　氏

3)　主催イベント

a. １２月１３日　最新カナダ事情セミナー／昼食懇談会
b.　３月　９日　“Ｊａｐａｎ”　ｉｎ　Ｃａｎａｄａ　特別セミナー・レセプション

4)　後援・協力
a. １０月２４日　自由貿易とカナダの自動車業セミナー
b. １１月　６日～７日　カナダ官民パートナーシップ協議会年次大会
c. １１月　９日　カナダエネルギー貯蔵セミナー
d. １１月２７日　オンタリオ州マーカム市長及び南オンタリオマーケティング連盟来日レセプション
e. １１月３０日　スマート・マニュファクチャリング／産業用ＩｏＴカナダ・ビジネス使節団とのＢ２Ｂ面談会

5)　面談・懇談
a.　５月２５日　フランソワフィリップ・シャンパーニュ国際貿易大臣と槍田会長との面談
b.　８月１５日　ジョナサン・Ｔ・フリード元駐日カナダ大使と槍田会長との面談
c. １０月　２日　伊藤恭子駐トロント日本総領事の槍田会長表敬（着任挨拶）
d. １０月２５日　石兼公博駐カナダ日本国特命全権大使の槍田会長表敬（着任挨拶）
e. １１月２９日　門司健次郎駐カナダ日本国特命全権大使の槍田会長表敬（着任報告）

6)　その他
a.　５月２０日　第３回合同会合　共同声明発出

**⑰　日本・メコン地域経済委員会**

1)　総会兼勉強会および交流会
５月３１日　（４３名）
東京商工会議所「会議室７」
a.　開会挨拶　日本メコン地域経済委員会　委員長　小　林　洋　一
b.　平成２９年度総会
(a) 委員異動一覧、委員名簿について
(b) 平成２８年度事業報告（案）および収支決算（案）について
(c) 平成２９年度事業計画（案）および収支予算（案）について
(d) その他
c.　講演
(a) 「スー・チー政権、ミャンマービジネスの光と陰」
ＭＹＡＮＭＡＲ　ＪＡＰＯＮ　ＣＯ.,　ＬＴＤ.　ＣＥＯ　永　杉　　豊　氏
(b) 「ベトナム経済環境の変遷について　過去～現在～未来」
d.　交流会　前・駐ベトナム日本国大使館　特命全権大使　深　田　博　史　氏

2)　「訪ミャンマー経済ミッション」結団式
１０月　３日　（４１名）
a.　開会挨拶　日本メコン地域経済委員会　委員長　小　林　洋　一
b.　ミャンマーの政治・経済情勢に関するブリーフィング
(a) 「最近のミャンマー情勢及び日緬関係について」
外務省アジア大洋州局南部アジア部　参事官　志　水　史　雄　氏
(b) 「日本とミャンマーとの経済関係について」
経済産業省通商政策局アジア大洋州課　課長　岩　田　　泰　氏
c.　訪ミャンマー経済ミッションについて

(a)団長、副団長、事務総長について
(b)日程等について
(c) 団費について
(d) その他

d. 閉会

3) 訪ミャンマー経済ミッション

１０月２２日～２５日

訪問地：ミャンマー連邦共和国　ヤンゴン、バガン（２３名）

ミャンマー経済・社会への理解を深め、日本・ミャンマー両国間の経済関係を一層深化させることを目的としてミッションを派遣。ミャンマー連邦商工会議所連合会（ＵＭＦＣＣＩ）との覚書に基づき、第１３回目となる「日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議」をヤンゴンで開催するとともに、ミャンマー政府要人への表敬訪問と、特徴ある観光資源を有する地方都市バガンの視察を行った。

4) 第１３回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

１０月２３日

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会ビル「メイン会議場」

a. 開会式
(a) 基調演説　ミャンマー連邦共和国計画財務省　大臣　チョー・ウィン　氏
(b) 歓迎挨拶　ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会　会頭　ゾー・ミン・ウィン　氏

b. セッション１：ミャンマーの新投資法の現状と課題
ＤＩＣＡ　副長官　フィウ・ニン・ウット・イー　氏
西村あさひ法律事務所　ヤンゴン事務所代表　湯　川　雄　介　氏

c. セッション２：中小企業・人材育成の促進
ＵＭＦＣＣＩ　執行委員　キン・マウン・ウー　氏
㈱豊橋設計　代表取締役　内　山　幸　司　氏

d. セッション３：新たな連携・協力分野
ＵＭＦＣＣＩ　執行委員　イエ・ミン・マウン　氏
㈱日立製作所　グローバル事業推進本部担当部長　笹　部　泰　男　氏
日立造船㈱　プラント第２営業部 課長　森　田　昌　克　氏

e. 共同声明

f. 閉会式
日本メコン地域経済委員会　共同委員長　猫　島　明　夫
ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会　副会頭　マウン・マウン・レイ　氏

g. 歓迎夕食会

5) 「訪ベトナム経済ミッション」結団式

３月　１日

東京商工会議所「会議室Ａ」（２８名）

a. 開会挨拶

b. ベトナムの政治・経済情勢に関するブリーフィング
「最近のベトナム情勢及び日越関係について」
外務省アジア大洋州局南部アジア部　参事官　志　水　史　雄　氏
「日本とベトナムとの経済関係について」
経済産業省通商政策局アジア大洋州課　課長　岩　田　　泰　氏

c. 訪ベトナム経済ミッションについて

d. 閉会

6)　訪ベトナム経済ミッション

３月１１日～１６日

訪問地：ベトナム社会主義共和国　ハノイ、ダナン、ホイアン、フエ（３４名）

日本・ベトナム両国間の経済関係を一層深化させることを目的としてミッションを派遣。ハノイではティン国家副主席への表敬訪問、５回目となる計画投資省との協議会に加え、ベトナム商工会議所との情報交換会を開催した。またダナンではトー・ダナン市人民委員会委員長への表敬訪問、フエでは現地進出日系食品企業を視察したほか､ホイアンとフエでは世界遺産に認定されている歴史遺産を見学した。

7)　第５回ベトナム計画投資省（ＭＰＩ）との協議会

９月２８日　（８２名）

a. 開会挨拶

計画投資省　副大臣　　グエン・ヴァン・チュン　氏

日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

b. セッション１「ベトナムにおけるビジネス環境整備上の課題について」

日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

ベトナム日本商工会　会長　　辛　島　　裕　氏

c. セッション２　パート１「日本製造業から見たベトナム裾野産業への期待」

キヤノン・ベトナム㈱　調達部部長　　赤　塚　康　人　氏

d. セッション２　パート２「ハイテク農業の将来性と課題」

ティエン・ノン・グループ製品戦略部長（ハイテク農業関連会社）　　グエン・ゴック・フアン　氏

e. 閉会挨拶

ベトナム計画投資省　副大臣　　グエン・ヴァン・チュン　氏

日本メコン地域経済委員会　共同委員長　　猫　島　明　夫

8)　懇談会セミナー

４月１３日　（３９名）　グエン・チー・ズン　ベトナム計画投資大臣との懇談会

４月２７日　（１４名）　ヴィロード・スンダラー 新ラオス駐日大使 歓迎昼食会

５月１１日（１６０名）　日本ーベトナム ビジネスミーティング

７月２６日　（８９名）　ミャンマー新投資法・解説セミナー

８月　２日（約５０名）　最新ベトナム情勢セミナー

１１月１５日　（９０名）　ラオス現地事情セミナー

１１月２２日（２３９名）　ミャンマービジネスフォーラム・ビジネスマッチング
（日本アセアンセンターとの共催）

１１月２７日（２８１名）　第３回 ミャンマー産業人材育成シンポジウム

１月１２日（１２０名）　“華越経済圏”から捉えるベトナム北部の可能性

9)　表敬

４月１３日　ベトナム計画投資省 大臣 グエン・チー・ズン 氏の三村会頭表敬

４月２０日　タイ工業省工業経済局 副局長 ヴェラサック 氏の赤木部長表敬

５月３１日　ミャンマー投資委員会（ＭＩＣ）事務局長兼計画財務省投資企業管理局(ＤＩＣＡ)局長アウン・ナイン・ウー氏の小林委員長表敬訪問

６月　６日　ベトナム商工会議所　会頭　ロック氏の小林委員長表敬訪問（ＡＰＥＣ　ＣＥＯサミットの説明）

９月１４日　ダナン市人民委員会 副委員長　ホー・キー・ミン氏一行の猫島共同委員長表敬訪問

１１月１７日　ベトナム・トゥエンクアン省訪日団の小林委員長表敬訪問

２月　７日　ベトナム・ハザン省外務局　局長　リー・ティ・ラン氏の大下事務総長表敬訪問

２月１３日　新・駐ベトナム日本国大使館公使　麻妻　信一氏の小林委員長表敬訪問

10)　日越大学構想推進への協力

８月２９日　第６回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会
小林　洋一委員長、猫島　明夫共同委員長出席

１１月２８日　第７回日越大学構想推進に関する次期フェーズ分科会
猫島　明夫共同委員長出席

１月１２日　日越大学理事会
大下　英和事務総長出席

11)　各機関への協力等

a.　タイ経済ミッション

９月１１日～１３日（５７０名　※当委員会からは３４名が参加）

訪問地：バンコク及び東部経済回廊（ラヨン・チョンブリ・チャチョンサオ各県）

主　催：日本貿易振興機構

共　催：日本商工会議所、日本経済団体連合会、中小企業基盤整備機構

内容：

日タイ修好１３０年記念にあたる今年、「東部経済回廊（ＥＥＣ）プロジェクト」や「Ｔｈａｉｌａｎｄ　４．０」などタイ政府が進める産業高度化政策への理解を深め、日本とタイの経済関係の強化を図ることを目的として、経済産業省、日本貿易振興機構等と共に「タイ経済ミッション」を派遣。タイ国 首相 プラユット氏への表敬訪問や日タイ修好 １３０周年記念レセプションにて、副首相 ソムキット氏らと懇談した。また、日商、経団連、タイ貿易委員会、タイ工業連盟の４者は、貿易・経済開発に向けた両国の経済団体相互の関係強化、タイ政府が掲げる産業高度化プロジェクト「Ｔｈａｉｌａｎｄ　４．０」の推進に向けた協調、の２点を趣旨とする覚書に調印するＭｏＵ締結式を行った。

b.　ベトナムビジネスサミット

１１月　７日

開催地：ベトナム・ダナン

主　催：ベトナム商工会議所(ＶＣＣＩ)等

出席者：日本メコン地域経済委員会　委員長　　小　林　洋　一

内　容：

ベトナム・ダナンで開催されるＡＰＥＣ首脳会議にあわせて開催された、ベトナムの投資・事業機会を周知する大規模なイベントに協力関係にあるベトナム商工会議所からの打診にもとづき参加。イベント当日の主な登壇者はベトナム社会主義共和国　首相　フック氏、ハノイ市人民委員会　委員長　チュン氏など。

### ⑱　日韓商工会議所首脳会議

1)　第１１回首脳会議

７月１３日　（５８名）

日本側　：３３名

韓国側　：２５名

開催地　：北海道・富良野／新富良野プリンスホテルＬＢ階「十勝」

a．開会　　日本・東京商工会議所　会頭　　三　村　明　夫
大韓商工会議所　会長　　朴　　容　晩　氏

b．議題１「両国の経済状況および今後の展望」

（日本側）日本の経済情勢と展望

日本商工会議所　副会頭（大阪商工会議所　会頭）　　尾　崎　　裕　氏

（韓国側）新政権発足後の韓国経済の見通し
大韓商工会議所　副会長（釜山商工会議所　会長）　趙　　成　濟　氏

c．議題２「日韓の民間協力の現状と課題」
（日本側）２０２０年に向けて取り組むべきこと
日本商工会議所　特別顧問（東京商工会議所　副会頭）　佐々木　　隆　氏
（韓国側）日韓未来新産業協力
ソウル商工会議所　副会長（ＬＧ化学　副会長）　朴　　鎭　洙　氏

d．議題３「両国商工会議所事業のベストプラクティスの共有」
（日本側）北海道の概要と札幌商工会議所の取組について
日本商工会議所　副会頭（札幌商工会議所　会頭）　岩　田　圭　剛　氏
（韓国側）２０１８平昌冬季オリンピック
大韓商工会議所　副会長（大邱商工会議所　会長）　陳　　榮　煥　氏

e．閉会挨拶
大韓商工会議所　会長　朴　　容　晩　氏
日本・東京商工会議所　会頭　三　村　明　夫

⑲　全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。(研究会登録メンバー数：６６１（３月１３日現在)。メールマガジン配信数：本年度８回、通算配信数２００回)

本年度は日商との共催で「外国人就労許可制度」や「食品安全法」などをテーマに以下のとおりセミナーを４回開催した。

６月１２日　（７０名）　中国ビジネス法務セミナー　～新「外国人就労許可制度」への実践対策講座～
６月２０日　（９０名）　中国ビジネスセミナー　～食品産業と越境ＥＣの最新事情～
１２月　６日　（９０名）　中国ビジネスセミナー　「食品業界のためのトレーサビリティ新動向」
１２月１８日　（９０名）　中国人事労務セミナー　～最新の現地労働市場動向と労務管理の新チェックポイント～

**⑳　東アジア・ビジネスカウンシル（ＥＡＢＣ）**

1)　第３８回ＥＡＢＣ会合
４月１９日（２９名）
開催地：南寧（中国）
a. 中小企業、Ｅコマース、ＲＣＥＰ各ワーキンググループの成果について
b. ＡＳＥＡＮ＋３協力作業計画２０１８－２０２２について
c. ＡＳＥＡＮ＋３首脳・経済大臣会合、高級実務者会合への提出内容について
d. その他

2)　第３９回ＥＡＢＣ会合
９月　９日（３１名）
開催地：マニラ（フィリピン）
a. 中小企業、Ｅコマース、ＲＣＥＰ各ワーキンググループの成果について
b. ＡＳＥＡＮ＋３経済大臣との懇談の準備について
c. ＡＳＥＡＮ＋３首脳との懇談について
d. ＡＳＥＡＮ＋３財務副大臣との懇談について

3)　第４０回ＥＡＢＣ会合
１月１６日（４３名）
開催地：シンガポール

a. ＥＡＢＣ２０１８年議長挨拶
b. ２０１８年副議長選任
c. ２０１８年のテーマについて
d. 中小企業、Ｅコマース、ＲＣＥＰ各ワーキンググループの成果について
e. ＡＳＥＡＮ＋３経済大臣との懇談の報告について
f. ＡＳＥＡＮ＋３首脳との懇談の報告について

4)　第４１回ＥＡＢＣ会合
３月１４日（３４名）
開催地：シドニー（オーストラリア）
a. 中小企業、Ｅコマース、ＲＣＥＰ各ワーキンググループの成果について
b. 高級実務者との懇談の準備について
c. その他

5)　ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合
９月１０日（３１名）
開催地：マニラ（フィリピン）
ジェトロ赤星副理事長および日商事務局が参加。ＥＡＢＣとしてＲＣＥＰ交渉の早期妥結と　企業にとって使いやすく分かりやすい協定内容の実現を求めたほか、ＲＣＥＰ交渉参加１６ヵ国での「ｅコマース実態調査」の結果及び提言について報告を行った。

6)　ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３首脳との対話
１１月１３日（３７名）
開催地：マニラ（フィリピン）
ジェトロ佐藤理事および日商事務局が参加。ＥＡＢＣとして安倍首相はじめＡＳＥＡＮの首脳に電子商取引の推進とＲＣＥＰの早期締結を要望した。

7)　ＥＡＢＣ　ＲＣＥＰワーキンググループとＲＣＥＰ交渉官（ＴＮＣ）との対話
７月２５日（８０名）
開催地：ハイデラバード（インド）
日商事務局が参加。ＲＣＥＰ交渉参加１６ヵ国での「ｅ-コマース実態調査」の結果をもとに中小企業にとって使いやすいルール・制度づくりや、支払決済・データを保護する制度の導入などを求めた。

**㉑　アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）**
２月１日
a. 開会
日本経済団体連合会　会長　榊　原　定　征　氏
b. 挨拶および大使紹介
外務省　南部アジア部　部長　滝　崎　成　樹　氏
c. 各国情勢の説明
在韓国大使館特命全権大使　長　嶺　安　政　氏
在中国大使館特命全権大使　横　井　　裕　氏
在ベトナム大使館特命全権大使　梅　田　邦　夫　氏
在ミャンマー大使館特命全権大使　樋　口　建　史　氏
在インドネシア大使館特命全権大使　石　井　正　文　氏
在インド大使館特命全権大使　平　松　賢　司　氏
d. 懇談

e. 閉会

日本商工会議所　会頭　　三　村　明　夫

**㉒　台北市進出口商業同業公会との交流**

1)　台北市進出口商業同業公会７０周年記念式典（台北）
　６月１５日　（西尾常務理事他１名出席）

**㉓　その他国際関係会議**

　６月１９日　キルギス貿易投資セミナー・中小企業の海外ビジネス戦略
　６月２８日　カザフスタン貿易投資セミナー
１２月　８日　東アジアビジネスセミナー　～朝鮮半島の最新情勢と今後の展望～
　２月２０日　ジャカルタ商工会議所と東京商工会議所との協力協定締結

## (13) その他の会議

**①　参与会**

１０月２７日～２８日（　２６名）　1)　開会挨拶
※長野県茅野市にて開催　2)　新参与ご紹介
3)　議事
a.　商工会議所の課題と今後のあり方について
4)　意見交換
5)　その他

**②　部会長会議**

７月１４日　（　１６名）　1)　開会挨拶
2)　議件
a.　２号議員の各部会割当員数（案）について
b.　その他
3)　報告
a.　最近の情勢を踏まえた業界動向について
（英国のＥＵ離脱による影響等）
b.　その他
4)　懇談
5)　閉会

**③　会頭・副会頭・特別顧問懇親会**

１２月　５日　（　５３名）　1)　開会挨拶
2)　情報交換

**④　会頭・副会頭と議員懇談会**

６月　９日　（　３９名）　1)　開会挨拶
2)　説明
「東京商工会議所事業活動について」
3)　懇談
4)　閉会
１２月１４日　（　３８名）　1)　開会挨拶
2)　説明
「東京商工会議所事業活動について」

3)　懇談
4)　閉会

３月１２日　（　３５名）　1)　開会挨拶
2)　説明
「東京商工会議所事業活動について」
3)　懇談
4)　閉会

**⑤　秘書会**

４月２５日　（１３０名）　1)　情報交換
１２月１８日　（１１７名）　1)　情報交換

**⑥　福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会**

９月　８日　（１１９名）　1)　開会
2)　挨拶
3)　報告
a.　東商における被災地支援の取り組みについて
b.　個別訪問を踏まえた福島相双地域における被災企業の現状と課題、要望について
c.　復旧・復興の現状と今後の被災地支援に関する要望等について
4)　意見交換
5)　閉会

**⑦　四木会**

８月　２日　（　９名）　1)　意見交換・情報交換
２月２６日　（　９名）　1)　意見交換・情報交換

**⑧　オリンピック・パラリンピック関連会議等**

1)　２０２０競技会場所在地商工会議所・商工会 連絡協議会

第１回専務理事・事務局長会議

７月２０日　（１７名）

a.　開会
b.　挨拶

東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹

c.　出席者紹介
d.　協議
(a)　連絡協議会設置要綱(案)について
(b)　その他
e.　報告
(a)　２０２０年に向けた東京商工会議所の取組内容について
f.　意見交換
(a)　各地商工会議所及び商工会における現況について
(b)　その他
g.　閉会

第１回担当者会議

１２月　８日　（１４名）

a.　開会
b.　出席者紹介
c.　講演「『東京２０２０参画プログラム』のご紹介と東京２０２０大会に向けた機運醸成へのご協力のお願い」
東京オリンピック･パラリンピック競技大会組織委員会
企画財務局アクション＆レガシー担当部長　朝　香　　博　氏
d.　報告
(a)　２０２０年に向けた東京商工会議所の取組について
e.　意見交換
(a)　各地商工会議所及び商工会における現況について
(b)　その他
f.　閉会

**⑨　東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議**

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、１５団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議」を開催し、「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議」を採択した。また、決議にもとづき国土交通大臣ほか関係各所に陳情活動を行った。

1)　連絡会議

１１月２０日　（２８名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）整備促進連絡会議

a. 意見交換会
来賓挨拶
東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟　前副会長　三　宅　茂　樹　氏
国土交通省　関東地方整備局　道路部長　丹　羽　克　彦　氏
東京都　建設局　三環状道路整備推進部長　辻　　保　人　氏
東京都　都市整備局　航空政策担当部長（外かく環状道路担当部長兼務）
伊　佐　賢　一　氏
東日本高速道路㈱　関東支社　東京外環工事事務所長　加　藤　健　治　氏
中日本高速道路㈱　東京支社　東京工事事務所長　杉　井　淳　一　氏
説明　「東京外かく環状道路の現状について」
国土交通省　関東地方整備局　東京外かく環状国道事務所長　四童子　　隆　氏
意見交換
b. 決議文採択　※１５団体構成員
報告　「東京外かく環状道路整備促進連絡会議の最近の活動について」
決議文採択

**○　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議**

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支え、２０２０年オリンピック・パラリンピック大会時にも重要な役割を担う基幹インフラである。加えて、昨年４月に外側の環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした継ぎ目のない首都圏の高速道路の新たな料金体系が導入されたことからも、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は２０１５年３月に全線開通し、渋滞緩和効果をはじめ高いストック効果が発現している。また、圏央道は本年２月に開通した区間がさらに増えて、東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道がつながったことで、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や

生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路（外環道）は、千葉区間については今年度の開通が予定されているものの、これら２つの路線に比べて整備が遅れている状況である。

このうち、関越道～東名高速間は、２０１２年９月に着工に至り、本年２月には、東名ＪＣＴ（ジャンクション）からシールドマシンが発進し、本線とランプをつなぐ地中拡幅部についても、設計等の工事に向けた準備が進められるなど、工事が本格化していることからも、青梅街道ＩＣ（インターチェンジ）の一体整備も含めた早期完成に向け、整備をさらに加速していくことが求められる。

一方、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、２０１６年２月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、本年７月には２回目の協議会が開催されているが、さらに具体的な検討を進めていくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも年間の経済効果は約１，６００億円、費用対便益（Ｂ／Ｃ）でも費用の約１．９倍という高い効果が見込まれているほか、生活道路の安全性向上や高い環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことからも、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

１．東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通

・本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地補償および工事に必要な財源を確保すること。

・現在、約９割の進捗であるＪＣＴ・ＩＣ等の用地取得と併せて、本体トンネルのうち地上から深さ４１メートル以内の箇所の区分地上権取得も促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道ＩＣ部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

２．東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化

・昨年設立された「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、環状道路としての機能を最大限発揮させるために、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等の具体化を図り、できる限り早期に事業化すること。

・事業化した際には、早期効果発現のため、まず、東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備すること。

２０１７年１１月２０日

東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）
整備促進連絡会議

| 構成団体 | | 代表者 |
|---|---|---|
| 東京商工会議所 | 会　頭 | 三　村　明　夫 |
| 八王子商工会議所 | 会　頭 | 田　辺　隆一郎 |
| 武蔵野商工会議所 | 会　頭 | 稲　垣　英　夫 |
| 青梅商工会議所 | 会　頭 | 小　澤　順一郎 |
| 立川商工会議所 | 会　頭 | 佐　藤　浩　二 |
| むさし府中商工会議所 | 会　頭 | 濱　中　重　美 |
| 町田商工会議所 | 会　頭 | 深　澤　　勝 |
| 多摩商工会議所 | 会　頭 | 坂　田　忠　孝 |
| 東京都商工会連合会 | 会　長 | 村　越　政　雄 |
| (一社)東京都トラック協会 | 会　長 | 千　原　武　美 |
| (一社)東京バス協会 | 会　長 | 山　口　哲　生 |

| | | |
|---|---|---|
| (一社)東京ハイヤー・タクシー協会 | 会　長 | 川　鍋　一　朗 |
| 東京都商店街連合会 | 会　長 | 桑　島　俊　彦 |
| (公財)東京観光財団 | 理事長 | 前　田　新　造 |
| (公財)東京青年会議所 | 理事長 | 波多野　麻　美 |

### ⑩　各種検定試験に関する会議等

1)　カラーコーディネーター検定試験

| | | | |
|---|---|---|---|
| １級採点委員会 | １２月１７日 | （２０名） | 第４３回１級採点について |
| １級最終採点委員会 | １月１０日 | （　５名） | 第４３回１級最終採点審査 |

2)　ビジネス実務法務検定試験

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回１級作問・採点委員会 | ５月１８日 | （１０名） | 第４２回１級問題作成について |
| 第２回１級作問・採点委員会（三菱重工伊豆高原クラブ） | | | |
| | ８月２５日・２６日 | （１９名） | 第４２回１級問題作成について |
| 第３回１級作問・採点委員会 | １０月１０日 | （１５名） | 第４２回１級問題作成について |
| １級最終採点委員会 | ２月２２日 | （　５名） | 第４２回１級最終採点審査 |

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回１級作問委員会 | ５月２３日 | （　６名） | 第３９回１級問題作成について |
| 第２回１級作問委員会 | ８月２５日 | （　８名） | 第３９回１級問題作成について |
| １級最終採点委員会 | ２月１９日 | （　４名） | 第３９回１級最終採点審査 |

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回作問委員会 | ６月　５日 | （　７名） | 第３３回問題作成について |
| 第２回作問委員会 | １０月１６日 | （　７名） | 第３４回問題作成について |

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回作問委員会 | ４月　５日 | （　５名） | 第２２回問題作成について |
| 第２回作問委員会 | ５月　８日 | （　５名） | 第２２回問題作成について |
| 第３回作問委員会 | ８月１６日 | （　４名） | 第２３回問題作成について |
| 第４回作問委員会 | ９月２５日 | （　４名） | 第２３回問題作成について |
| 第１回検定委員会 | １１月２９日 | （１０名） | 受験者増加に向けた対策について |

6)　そ の 他

東京商工会議所企画検定試験　「施行研修会」
　４月２１日　（８６名）　東京商工会議所企画検定試験の施行運営について
大原学園との情報交換会　５月２２日　（　５名）　試験運営方法について
ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ　キックオフ会議
　１０月　４日　（　９名）　ＢａｓｉｃＴｅｓｔ運用方法について
東京商工会議所施行検定試験「試験会場担当者会議」
　５月　９日　（　８名）　東京商工会議所施行検定試験の施行運営について
東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」
　１月１１日・１２日　（１７名）　平成２９年度～３０年度の検定試験施行運営について
　会場：福岡商工会議所
東京商工会議所企画検定試験「担当者会議」
　１月２６日（１２４名）　平成３０年度東京商工会議所企画検定試験の施行運営について

### ⑪　働き方改革実現ワーキンググループ

政府主催の「働き方改革実現会議」で取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、厚生労働省労働政策審議会で議論され、国会への提出が予定されている法案要綱の各テーマ（時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金）について意見交換を行った。

第７回　　４月１４日　（２４名）　講演　「働き方改革実行計画」について
厚生労働省　職業安定局　派遣・有期労働対策部　企画課
雇用支援企画官　　河　村　のり子　氏
意見交換　「働き方改革実行計画」に対する日本・東京商工会議所の考え方（案）について

第８回　　６月１２日　（２０名）　意見交換
・「同一労働同一賃金制度」ならびに「時間外労働の上限規制」の施行時期について
・政府が検討している「キッズウィーク（仮称）」のメリット（良い点）とデメリット（悪い点）・疑問点等
・その他（プレミアムフライデー等）

第９回　　８月３１日　（２２名）　意見交換
・時間外労働の上限規制（案）について
・同一労働同一賃金法制（案）について
・今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見（案）について

第１０回　２月　９日　（１７名）　意見交換
・女性の活躍推進に向けた意見（素案）について
・働き方改革関連法案について

### ⑫　東商政策ブリッジ＆Ｃｈａｉｎ‘ｓ　ｂａｒ

両事業を通じて大口会員企業の実務担当者に対し、最新政策動向等に関する情報提供・行政との意見交換の場を提供するとともに、実務担当者同士、会員企業と事務局間の情報交換・人的交流の場の提供を行った。

東商政策ブリッジ

第７回　　５月１１日　（３０名）　講演　「今年度の監督行政のポイント」～平成２８年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を踏まえて～
東京労働局　労働基準部　監督課長　　樋　口　雄　一　氏

第８回　　８月３１日　（１５名）　講演　「同一労働同一賃金」法制について
講演　非正規雇用労働者待遇改善支援センターについて
厚生労働省　雇用環境・均等局　有期・短時間労働課長
松　永　　久　氏
グループ討議　「同一労働同一賃金」導入に向けた取り組み・課題について
㈱セントメディア　非正規雇用待遇改善コンサルタント
大田黒　祐　介　氏
羽　根　かほる　氏
平　沼　香菜子　氏

第９回　１２月　４日　（２４名）　講演　東京都が目指す働き方改革とテレワーク導入企業等の事例紹介
講演　テレワークにおける労務管理のポイント
（一社）日本テレワーク協会　主席研究員　　中　本　英　樹　氏

# ７．事　　業

## (1) 創立１４０周年記念事業

### ① 初代会頭　渋沢栄一の足跡を巡る視察会

日　時：２０１８年　２月　６日（火）午前１０時～午後５時１０分
訪問先：渋沢栄一記念館、渋沢栄一の生地「中ノ家」、誠之堂
参加者：役員、議員、参与等　計２１名

### ② 創立１４０周年記念事業　事前ＰＲキックオフ

日　時：２０１７年１０月１２日（木）午後４時～４時１５分
場　所：ホテルニューオータニ「鶴西の間」
内　容：上映　創立１４０周年記念動画
　　説明　創立１４０周年記念事業について
　　組織委員会・創立１４０周年記念事業実行委員会委員長　副会頭　釜　和　明
　　採択　創立１４０周年記念事業ＰＲキックオフ宣言
参加者：役員・議員・支部会長等　計２９５人

### ③ 創立１４０周年記念事業　キックオフ

日　時：２０１８年　３月１２日（月）午後１時～１時３０分
場　所：ホテルニューオータニ「芙蓉中の間」
内　容：挨拶　創立１４０周年を迎えて　会　頭　三　村　明　夫
　　講演　初代会頭　渋沢栄一の東商創立の精神　渋沢史料館　館長　井　上　潤　氏
　　説明　創立１４０周年記念事業について　副会頭　釜　和　明
　　創立１４０周年記念事業検討プロジェクトチーム
参加者：役員・議員・支部会長等　計１７０人

### ④ 本支部賀詞交歓会での創立１４０周年記念事業のＰＲ

期　間：２０１８年　１月　９日（火）～　３月　５日（月）
内　容：２３支部賀詞交歓会ならびに建設・不動産部会、工業部会賀詞交歓会で創立１４０周年記念事業のＰＲを実施
創立１４０周年記念事業検討プロジェクトチーム

### ⑤ 東商認知度アンケート

期　間：２０１８年　１月２６日（金）～２８日（日）
内　容：これまで接点の少なかった一般都民、非会員企業への東商の認知度向上を図るため、アンケートを実施し、東商の認知度の現状を把握
対　象：一般都民（１０代～７０代）
回収件数：５，０００件
実施方法：インターネットによるＷＥＢ調査

## (2) 組織基盤強化活動

### ① 会員訪問活動による、顧客満足度の向上

「全会員訪問」を基本に、効率的かつ現場主義・双方向主義を体現するヒアリングを展開した。

1)　お得意様訪問

事業利用頻度の高い企業など東商と接触機会の多い会員を訪問し、ヒアリングを行った。聴取した意見・要望を東京商工会議所の事業改善・事業運営に役立てることにより、現場主義・双方向主義を推進した。

訪問企業数：１５，８２４件
ヒアリング数：４，０７５件

2)　休眠会員訪問

東商の主要事業（研修・共済・人材・ビジネス交流・貿易・ＣＬＵＢＣＣＩ・経営改善普及事業）を利用していない会員企業を訪問し、主要事業を案内し利用を促す「休眠会員訪問」を実施した。面会相手は代表者・総務部門責任者等の一定の職責を持つ人に限定した。本年度は１２区（港、新宿、荒川、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬、足立）を対象とし、昨年度と合わせて２３区を一巡した。

訪問対象数：４，６３８件（内所在不明先：３０６件）
接　触　数：２，４９８件
接　触　率：５７．７％（接触数／訪問対象数－所在不明先）

3)　「代表者変更企業」に対する挨拶状の送付

代表者変更連絡のあった会員に対して、挨拶状・活用ガイドを送付し事業利用の推進を図った。
送　付　数：２，２７３件（２０１７年４月～２０１８年３月実施）

**②　新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み**

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は５，７５３件となった。退会も４，８５２件となり、結果、本年は６年連続で会員数純増（９０１件）を達成した。

＜加入＞　５，７５３件（前年比９４．３％）
うち議員・支部役員等募集　１３８件（〃　５７．５％）
〃　事務局募集　５，６１５件（〃　９５．９％）
＜退会＞　４，８５２件（前年比９１．９％）

1)　議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

| | | |
|---|---|---|
| ・議員 | ＜直接募集件数＞ | ２件（支部役員兼任者含む） |
| | ＜紹介による件数＞ | ２７件（支部役員兼任者含む） |
| ・支部役員等 | ＜直接募集件数＞ | １３６件 |
| | ＜紹介による件数＞ | ７００件 |
| 【合計】 | | ８６５件 |

2)　事務局会員増強表彰

件数目標及び口数目標達成率において顕著な実績を上げた部署に対し表彰を実施した。
本部：　東商ビル建替え準備室（件数達成率２２０．０％、口数達成率２５５．８％）、
中小企業部（件数達成率１８６．７％、口数達成率１３３．９％）
支部：　板橋支部（件数達成率２３７．１％、口数達成率１９７．７％）、
港支部（件数達成率１４９．５％、口数達成率２０７．６％）、
豊島支部（件数達成率２０１．９％、口数達成率１６４．０％）、
北支部（件数達成率１３４．４％、口数達成率１７４．８％）、
新宿支部（件数達成率１１１．４％、口数達成率１６２．２％）、
文京支部（件数達成率１１７．０％、口数達成率１５１．８％）

3)　会員増強推進担当者会議

事務局内での会員増強活動の更なる推進を図るため、事務局各部署に「会員増強推進担当者」を設置し、「会員増強推進担当者会議」を１回実施した。

4)　入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、２０１２年度より実施。２０１７年度は、２０１７年４月～６月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・期間中の加入者には「事業・サービス共通ご優待券（１枚３，０００円分)」を１枚追加で進呈
※通常は加入時に１会員につき一律１枚
・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「事業・サービス共通ご優待券（１枚３，０００円分)」１枚を、紹介した会員に進呈

**③　業務推進・業務改善**

1)　業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる９件の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・「『区内会員相互のつながり』強化による取引拡大支援」　（千代田支部）
・「『ＴＰＰ１１』早期実現に向けた取り組み」　（国際部）
・「『民法改正　取引はどうなる？』の発行および普及・啓発」　（産業政策第一部）
・「事業承継税制の抜本拡充の実現および円滑な事業承継に向けた支援」　（産業政策第一部、中小企業部）
・「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」　（産業政策第二部）
・「顧客ニーズに合わせた講座改善による受講者数２年連続過去最高更新」　（人材・能力開発部）
・「『健康経営』普及に向けた取り組み」　（サービス・交流部）
・「審査制度等の改善によるマル経融資の推薦実績７年連続増加」　（中小企業部）
・「事業内容見直しによる収益構造の抜本的な改善」　（江戸川支部）

**(3) 意見活動**

**①　意見・要望・提言一覧**

| NO. | 摘　　要 |
|---|---|
| 1 | 東京とわが国における観光振興に関する意見 |
| 2 | 東京都の中小企業対策に関する重点要望 |
| 3 | 首都圏の社会資本整備に関する要望 |
| 4 | 首都・東京の都市整備に関する要望 |
| 5 | 『働き方改革実行計画』に対する日本・東京商工会議所の考え方について |
| 6 | 国の中小企業対策に関する重点要望 |
| 7 | 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見 |
| 8 | 東京の観光振興策に関する意見 |
| 9 | 国土交通省の防災・減災対策に関する要望 |
| １０ | 健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望 |
| １１ | 平成３０年度税制改正に関する意見 |
| １２ | 今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見について |
| １３ | 「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見 |
| １４ | 東京都の防災・減災対策に関する要望 |
| １５ | 知的財産政策に関する意見 |

| | |
|---|---|
| １６ | アンブッシュマーケティング（便乗商法・便乗広告）の制限に関する意見 |
| １７ | 女性の活躍推進に向けた意見 |

パブリックコメント・大会決議文　等

## １．東京とわが国における観光振興に関する意見

Ⅰ．基本的な考え方

観光は、関連する産業の裾野が広く、需要の拡大、雇用機会の創出など、わが国の持続的な成長の実現に向けて、地域に大きな経済効果をもたらすばかりでなく、魅力ある都市空間の形成、伝統の継承や文化の創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たす。

円安基調やビザ緩和、消費税免税制度の拡充などを背景に、訪日外国人旅行者が近年急増しており、その旅行消費額も高い伸びを示している。全世界の旅行者数は、今後も増加が続くことが予想されており、観光は世界の成長する力を東京の成長と地域活性化に活かす最重要分野である。そもそも、わが国は、全国各地に豊かな観光資源を有し、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な４つの条件を兼ね備えた世界でも数少ない国の一つであり、観光先進国の実現に向けて高い潜在力を持つ。

こうした中で、世界が注目する東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が３年後に迫っている。本大会は、世界にわが国の魅力を発信する絶好の機会であり、観光資源の魅力を高め、旅行地としての競争力を強化し、旅行者の受入・リピーターの拡大につなげていくことが重要である。

また、観光関連事業者の「稼ぐ力」を高め、わが国をリードする産業として持続的な成長と発展を遂げるよう、的確な観光産業の振興策を進めていくことが必要である。地域や中小企業における観光需要の獲得や宿泊施設の充実など供給サイドの対応を進めるとともに、インバウンドのみならずアウトバウンドや国内旅行の振興に一体的に取り組むことで、旅行需要全体の安定的な拡大を図ることが求められる。

さらに、訪日外国人旅行者の急増に対応する受入環境の整備や緊急・災害発生時に備えた旅行者の安心・安全の確保、高齢者や障害者など誰もが快適に旅行を楽しめる環境づくりなどハード・ソフト両面の観光インフラの着実な整備が必要である。

政府では、２０１６年3月、「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「観光ビジョン」）を策定し、この中で、２０２０年の訪日外国人旅行者数４，０００万人、同年の訪日外国人旅行消費額８兆円などの新たな目標を設定した。観光先進国の実現に向けて、政府・官民を挙げた取組が加速する中、東京商工会議所は、インバウンドの拡大や地域の観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に貢献していく所存である。以下は、観光を巡る現状認識と課題を整理したうえで、東京の視点から「観光ビジョン」の着実な実行に向けて、特に重点的に推進すべき施策について意見をとりまとめたものである。

Ⅱ．現状認識

１．旅行地としての「日本・東京」の国際競争力について

【訪日外国人旅行者数は２０２０年４千万人に向け堅調に増加するも、７割を東アジアに依存】

日本を訪れる外国人旅行者は、この５年間で約３．８倍に増加し、２０１６年の外国人旅行者数は、過去最高の２，４０４万人に達する。今後、毎年４００万人ペースの増加が実現すれば、２０２０年には目標値である４千万人に到達する。一方で、旅行者数の内訳は、中国や韓国、台湾、東南アジア・インドなどのアジアからの旅行者が全体の８４％を占めており、中でも７割を東アジアの特定の国や地域が占めている。

【旅行者の滞在先の５割は東京・大阪・京都に集中、地方において受入余地は大きい】

現在、訪日旅行者の宿泊先の約５割は、東京・大阪・京都のゴールデンルート主要３都市に集中している。これら主要都市以外の観光地に、さらに多くの旅行者を呼び込む潜在力があると言える。

【リピーターは日本の生活・文化体験（コト消費）も求めている】

訪日外国人旅行者の参加活動と次回訪問時の希望活動を調べた調査によると、初回訪日時は日本観光の主力である「日本食」「ショッピング」「繁華街の街歩き」「自然・景勝地観光」への参加率が高い。一方で、次回訪問時の活動希望としては、「花見・紅葉・雪等」「歴史・文化体験」「日常体験」「スキー」など、日本の生活・文化体験（コト消費）へのニーズも高い。

【東京は世界の人気観光都市ランキングで依然として欧米の観光先進都市を下回る】

世界最大の旅行口コミサイトのトリップアドバイザーが２０１６年３月に発表した「世界の人気観光都市ランキング２０１６」では、前年圏外だった東京は世界２１位と順位を上げているものの、依然としてロンドンやパ

リ、ニューヨークなどの欧米の観光先進都市を下回っている。ランキング上位の都市はいずれも旅行者が満足する魅力的な観光資源を有していることが評価されている。
　一方で、アメリカの富裕層向け大手旅行雑誌「コンデナスト・トラベラー」が２０１６年１０月に公表した「世界で最も魅力的な都市ランキング」（米国を除く）において、東京は前年の１５位から大幅に順位を上げて初めて１位に選ばれた。加えて、森記念財団が２０１６年１０月に発表した「世界の都市総合力ランキング」では、東京はパリを抜いて３位に選ばれた。

２．旅行消費の取込み状況、旅行需要全体の動向について
【都内ホテルの稼働率は８割、一方で旅館は受入余地あり】
　外国人旅行者の増加に伴い都内の宿泊施設の客室稼働率は高水準で推移しており、２０１６年のホテル稼働率は約８割に達している。一方で、旅館については、近年稼働率が上がっているものの約６割にとどまっており、まだまだ受入の余地があると言える。

【都内中小企業でインバウンド需要に対応している企業は少ない】
　外国人旅行者の増加や免税制度の拡充によって、都心部の大型店やチェーン店等で売上の伸びが目立つ一方、多くの地域や中小企業ではインバウンド需要を取り込めていない。その理由としては、旅行者が訪れる地域や店舗が一部に集中しているほか、特に中小企業においてはインバウンド需要を取り込むための知識・ノウハウ、人材等が不足しており、十分に対応できていない。

【インバウンド急増の一方、アウトバウンドは横ばい、国内旅行は長期低迷が続く】
　旅行需要全体の動向としては、インバウンドが急増の一方で、日本人による海外旅行者数は横ばい、日本人国内旅行者数は長期低迷が続いている。また、国内の旅行消費額は、国内旅行の低迷によって、２００６年の３０兆円以降、１０年間で約５兆円のマイナスとなる等減少傾向にある。

３．旅行者の受入環境整備について
【首都圏（羽田・成田）空港は２０２０年代に処理能力を超過】
　我が国のゲートウェイである首都圏空港は、概ね２０２０年代には、現在の空港処理能力の限界に達する見込みである。

【日本旅行に際して「言葉の問題」「自然災害の発生」を不安に思う旅行者が多い】
　日本旅行の不安材料として「言葉が通じるか不安」に思う旅行者が多い。多言語対応・通信環境について、最先端技術やサービスの実装を進め、２０２０大会を観光インフラ改善のショーケースにしていくことが求められる。
　また、「自然災害の発生」「放射能による健康被害」を心配する声も多い。観光シーズンにおける自然災害等の発生も想定し、緊急・災害対応の強化が求められる。さらに、東日本大震災の風評被害の防止、正確な情報発信を継続して実施していくことも重要である。

【外国人旅行者が集中する一部地域では「マナー問題」「騒音」「路上混雑」等が顕在化】
　訪都外国人旅行者が多く訪れた地域は、「新宿」「浅草」「銀座」「秋葉原」「渋谷」の順で、都心部が中心となっている。上位の一部地域では、外国人旅行者の急増によって、マナーの問題や騒音、貸切バスの路上混雑などが顕在化している。

Ⅲ．具体的な意見事項：今後の重点的な観光施策の展開

１．国内外の旅行者を惹きつける観光資源の磨き上げと広域連携の強化

（１）公的インフラ・施設を活用した観光拠点の整備
　①水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化
　水辺には、多くの観光資源があり、またこれらを繋ぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値がある。こうしたことから、水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化については、一体的に取り組みを進めていく必要がある。
　近年、河川法の運用の弾力化によって、河川のオープン化が図られているが、必ずしも民間事業者に十分に浸透している状況とは言い難く、観光先進国に比べ水辺の観光活用が進んでいない。水辺空間の賑わい創出に向けて、民間事業者等との連携を通じ、従来の川床テラスやオープンカフェの整備に加え、川沿いを歩ける遊歩道の整備やライトアップによる演出、夜間の時間帯に充実したナイトライフを楽しめる場の確保などを進められたい。
　また、舟運の活性化に向けて、新たな舟運ルートの開発に対する支援や運航に係る届出手続きの簡素化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備等を推進されたい。
　国をはじめ都や区など行政が設置・管理する船着場について更なる一般開放を望むとともに、設置者や管理者ごとに異なる船着場の利用条件統一、船着場における利便施設の整備を図る等により、舟運事業者の一層の利便

性向上を図られたい。
　さらに、駅やバス停留所などの公共交通機関や観光エリアから船着場までの案内や誘導が充分ではなく、船着場がわかりにくいといった指摘がある。このため、案内誘導サインの充実や船着場自体の統一ロゴマークの整備など利用者の利便性向上が求められる。
【参考】
・都内の河川・港湾における船着場は約７０箇所。設置者の内訳は、国５箇所、東京都２５箇所、区３２箇所、民間等８箇所となっている。この内、水上タクシーが通常利用できるのは２５箇所程度。

　②観光・交流拠点となる都市公園の整備推進
　東京には、多くの都市公園や水辺でレクリエーションを楽しめる海上公園が整備されている。こうした緑とオープンスペースは、これまでも観光振興や賑わいの拠点として、地域の活性化等に寄与してきたが、今後はさらに地域の特性やニーズに応じた整備・管理運営を促進する必要がある。設置管理許可期間の延伸や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置に併せ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する仕組みを構築し、地域の観光・交流拠点となる都市公園の整備を推進されたい。また、都市公園の占用許可の特例を活用した観光案内所やサイクルポートの設置促進も期待される。

（２）景観改善などまち歩きを楽しめる環境整備
　①景観の改善・保全に向けた無電柱化の推進
　電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保をはじめ、良好な景観の形成、歴史的街並みの保全、災害の防止などに大いに寄与する一方で、多額の費用を要し、関係者の調整に時間がかかることなどから、諸外国に比べ進捗が遅れている。政府は、道路管理者や電線管理者、地方公共団体等の関係者と連携し、ＰＦＩ手法の活用や低コスト手法の導入等により、都心部や観光地などを中心に無電柱化の取組を一層強化し、２０２０年までに着実に成果を出すべきである。

　②歩行者空間や広場、ベンチ等の街路空間整備の推進
　交通量の多い都心部や観光地において、旅行者が安全で快適なまち歩きを楽しむためには、車中心から歩行者中心の街路空間の整備が欠かせない。地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成による安全性・回遊性の確保や路面温度の上昇を抑制する保水性舗装・遮熱性舗装、街路樹整備等が必要である。また、イベントやマルシェ等を開催するための広場の整備や滞在時間拡大につながるベンチ・公衆トイレ等の設置を推進されたい。

（３）文化芸術や食に着目した観光資源の開発
　①魅力ある歴史的建築物の活用
　わが国には、観光にとって魅力的な資源となる古民家・町屋や武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているが、建築基準法や消防法等関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国の取り組みに比して、その活用が進んでいない。国家戦略特区において旅館業法の特例が認められたところであるが、日本文化の発信や増加する外国人旅行者のニーズへの対応等を図るため、歴史的建築物等の宿泊施設やレストラン、オフィスなどへの活用をさらに促進されたい。

　②文化財・伝統工芸の保存と活用の促進
　欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きく、文化財や伝統工芸、祭り、アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し、新たなファンづくりにつながる。２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとして活用することも有効であることから、国・都・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。
　また、日本が誇るべき優れた伝統工芸品については、その魅力を広く海外に発信していくためにも、伝統工芸品産地のブランド化による魅力向上や旅行者受入等の環境整備を進めていくことが重要である。

　③文化芸術拠点の形成
　東京は、地域の伝統文化に根差した祭りから最先端の現代文化まで、多彩な文化資源を有する。例えば、上野には、世界遺産の国立西洋美術館をはじめとした文教施設が集積している。また、六本木・渋谷・上野・池袋・新宿・東京駅周辺では、都市開発などと連動して多様な文化施設が集積しているほか、練馬・杉並はアニメ関連企業、城東地区は伝統工芸品や下町文化の集積地でもある。さらに、アニメ・ゲームなどポップカルチャーで有名な秋葉原や、「ｋａｗａｉｉ」を世界に発信するファッションの街・原宿、江戸の下町情緒を感じさせる神楽坂など個性溢れる地域が数多く存在する。こうした各地域における多様な特徴を持つ文化芸術の集積を活かし、東京全体の魅力を向上させ発信することが極めて重要である。
　これら文化芸術の集積を活用し、インバウンド需要に対応するために、文化芸術施設の夜間開館や夜間公演の充実、施設周辺の飲食サービスや観光施設との連携等が必要である。さらに、閉鎖や改修によって不足が指摘される劇場・ホールについては、将来の需給環境の調査、既存施設の予約システムや利用時間の改善によって利用しやすい環境づくりを進めると同時に、民間事業者の整備を促すために容積率緩和などの措置を講じられたい。

④日本の食文化の観光資源としての更なる活用
わが国は和食から世界各国の料理、Ｂ級グルメから一流の料理人による高級料理まで、豊富で多様な食を楽しむことができる。こうした日本の食文化を観光資源として効果的にＰＲするとともに、国産食材の活用や食の地域ブランド化も鋭意推進されたい。

（４）長期滞在の促進に向けた日本各地の連携強化
①広域観光周遊ルートの世界水準への改善
各地域の個性豊かな観光資源や観光拠点を、テーマ性とストーリー性を持たせて、複数の都道府県に跨って繋げる広域観光周遊ルートの形成は、インバウンドのみならず、国内観光の活性化にも寄与する。広域連携は、地域経済を活性化し、各地の相互交流を拡大する上で、極めて重要である。
こうしたなか、関東地方では、平成２７年度から「関東観光広域連携キャンペーン」を官民連携で展開し、平成２８年度に国土交通大臣より広域観光周遊ルートの認定を受けたところである。今後、複数のモデルコース策定や海外プロモーションの展開等が予定されているが、国の継続的な支援を期待する。また、戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとして、訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備・公開されたい。

②大都市と地方の地域間連携の促進
わが国のゲートウェイとなっている都市の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして都市の空間を戦略的に活用することは、広域連携の有効な手法である。オープンスペースや観光情報センター、民間施設等において、地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催を促進するとともに、このような全国各地への旅行者送客に貢献する取り組みに対する支援を期待する。

③東北の観光復興
日本全体では２０１６年の外国人延べ宿泊者数（速報値）が、東日本大震災前の約２．５倍に増加する中、東北６県では、１．３倍にとどまっている。定住人口の減少に歯止めがかからない中で、地域の再生を図るには交流人口の拡大が不可欠であり、継続的な旅行者の誘客支援が必要である。特に依然として続く風評被害により、福島県を訪問する修学旅行生は震災前の水準の半分程度に留まっている。復興ツーリズムや伝統産業体験ツアー等を通じた教育旅行の誘致に向けた取り組みを支援するとともに、風評被害の払拭に向けた教育関係団体や保護者を対象とした正確な情報発信を強化されたい。

④観光先進国の実現に向けた推進体制の更なる強化
観光は文化、まちづくり、スポーツ、医療、農業など幅広い関係府省庁が関与することから、更なる連携強化のうえ、スピード感を持って施策が実施されるよう工程管理を行なっていくことが重要である。観光庁は、スポーツ庁・文化庁と包括的連携協定を締結しているが、こうした関係機関との連携による相乗効果を生み出すことで、新しい地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック等の世界的イベントの開催以降も訪日外客の増加や国内観光の活性化が図られることを期待する。
また、多くの地域では、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版ＤＭＯの形成を進め、固有の資源を活かした取り組みを進めているが、旅行者の呼び込みや事業の進捗など結果に差が出ていることも事実である。政府は、地方運輸局の観光部門の機能強化を図ることで、日本版ＤＭＯの活動や持続的な観光地域づくりを安定的かつ継続的に支援していくことが求められる。

２．観光をわが国の基幹産業へ育てる取組の加速

（１）地域・中小企業における観光需要の獲得
旅行者向けにサービスの提供や商品の販売を行う事業者や、これから観光の視点を事業に取り入れていく事業者が、外国人旅行者のニーズに適切に対応し、インバウンド需要を取り込めるよう多言語対応をはじめマーケティング、商品開発などに対する支援が必要である。
また、欧米の旅行者は、クレジットカードでの決済が主流であるため、現金決済が中心である中小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している旅館や鉄道・タクシー、美術館・博物館等に対して、クレジットカード決済対応が一層進むよう普及啓発や導入支援などを通じて決済環境の整備を促進されたい。
外国人旅行者向け消費税免税制度は、一般物品と消耗品を区分した上で、それぞれの合計額・免税金額を計算することになっている。一般物品と消耗品の区分は、店舗側で判断しなければならず、現場の負担が大きいことに加え、外国人には分かりにくく、クレームに繋がるケースがある。こうしたことから、店舗側の負担を軽減し、利用者の利便性を向上させるためにも、免税品における一般物品と消耗品の区分を撤廃することを検討されたい。

（２）宿泊施設の充実と多様化
①旅館のインバウンド対応の推進

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、施設そのものが観光資源である。東京においても未だ宿泊者受入の余地が大きく、イメージアップに向けたブランド化の取組やＦＩＴに向けた情報発信の強化を進めていくことが必要である。また同時に、外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修や外国語の案内表記、無料公衆無線ＬＡＮの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応、ＩＣＴ活用による業務効率化等に取り組むことで、増大するインバウンドの受け皿になることが期待され、こうしたイノベーションに積極的に取り組む事業者への重点的支援が求められる。

また、旅館の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用も有効であることから、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断に対する助成、さらには改修工事に係る支援を拡充されたい。

②宿泊施設の更新に対する民間投資の促進

訪日外国人旅行者の急増によって、都市部においてホテルを主とした宿泊施設の需給が逼迫している。宿泊施設の供給制約が訪日の阻害要因とならないよう、宿泊施設の更新に対する民間投資を促進するため、容積率緩和制度の活用を促進するとともに、税制上の優遇措置や地域活性化ファンドの活用、公的融資制度の充実など金融上の支援措置を拡充されたい。

③健全な民泊の普及

宿泊施設の多様化は、旅行者の選択肢を増やし、新たな需要を創出するとともに、古民家や空き家等の既存ストック、別荘やコンドミニアム等の遊休施設の活用は社会課題解決にも有効である。こうしたなか、自宅等を宿泊施設として活用する民泊については、都市部のみならず、宿泊施設の不足等を背景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。そのため、地域の特性やニーズを踏まえたうえで、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させる制度設計の検討を官民一体となって進める必要がある。

（３）観光産業の生産性向上と人手不足への対応

①旅行需要の平準化を図る休暇取得の着実な推進

わが国における有給休暇の取得率は他の先進国と比べて低く、欧米におけるバカンスに該当する１ヶ月程度の長期休暇を取得する文化・慣習もない。日本人の余暇としての旅行需要は、必然的にゴールデンウィークや夏季・年末年始に偏在し、その結果として公共交通機関や高速道路、観光地等の混雑や旅行料金の高止まりが生じ、旅行需要及び旅行者の満足度の低減圧力となっている。

こうした季節的・時期的な需要格差は、観光産業の生産性向上や安定雇用の大きな阻害要因となっていることから、経済・企業活動への影響にも配慮しつつ、国をあげての休暇の取得促進や取得時期の分散等を図る必要がある。特に、家族が休暇をとりやすい環境を整備するためには、学校休業日を地域ごとに分散化し、子供の休みに合わせた年次有給休暇取得を促進することが有効である。

なお、祝日を三連休化するハッピーマンデーについては、２０００年の導入以降、国内観光の活性化に大いに寄与し、国民の間でも定着しているものと認識している。今後も祝日三連休の維持が図られることを望む。

②外国人留学生の採用・定着支援

訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。海外留学生をインターンシップで受け入れた事例では、日本人では常につきまとう言語やコミュニケーションの障壁が低く、円滑な外国人対応が可能なことから、非常に好評であったと聞く。一方で、約７割の留学生が日本国内の企業に就職を希望しながらも、就職活動の分かりにくさや在留資格の制約などから実際に就職するのは３割程度である。観光産業において、外国人留学生の採用・定着を促進するため、中小企業と外国人留学生のマッチング支援やインターンシップ支援を推進するとともに、留学生の就労ビザの要件緩和が求められる。

また、通訳や調理師などサービス業に携わる外国語に通じた専門人材が不足していることから、こうした専門技術を持つ外国人材について、就業に必要な在留資格を得るための実務経験や学歴などの条件を緩和することを検討されたい。

とりわけ、海外における和食人気の高まりを受け、日本料理を正しく普及・発信できる外国人材の育成が求められるなか、現行の出入国管理及び難民認定法では、調理業務の従事については就労の在留資格が原則として認められておらず、日本国内で日本料理を働きながら学ぶ外国人は、無報酬や社会保険の対象外、客への料理提供ができない等の課題がある。このため、日本料理の海外への普及を図ることを目的として、外国人が有償で働きながら日本料理を学ぶことができるよう在留資格の要件を緩和されたい。

【参考】

・総合特区に基づく「特定伝統料理海外普及事業」によって、京都市では外国人が日本料理を有償で働きながら学ぶことができる規制の特例措置が講じられている。

・日本料理を海外に普及させることを目的とした日本料理海外普及人材育成事業では、日本の調理師学校を卒業し、調理師免許を取得した外国人について、農林水産省が認定した場合、日本国内の和食店で２年以内の調理業務に従事するための在留資格「特定活動」が発給される。

（４）多様な国・地域からの誘客に向けた観光プロモーションの展開
①欧米豪など観光先進国からの誘客促進
訪日外国人旅行者のうち東アジアからの旅行者が全体の約７割を占める一方で、長期滞在の傾向が強い欧米豪の旅行者は全体の約１割である。日本の歴史・文化に高い関心を有しつつもまだ十分に取り込めていない欧米豪からの訪日需要を確実に取り込むべく、各国に設置されているＪＮＴＯ海外拠点の機能強化や在外公館等を活用した日本紹介事業などを展開されたい。また、こうした欧米豪などの富裕な旅行者が円滑に訪日できるよう羽田空港におけるビジネスジェットの受入環境の改善を図られたい。
プロモーションの展開にあたっては、海外からの評価が高いわが国のコンテンツの現地での活用が、訪日意欲を喚起するための有効な手段となる。地域テレビ局が制作した観光番組や地域の祭り・伝統芸能をはじめとするコンテンツの海外発信を通じて、わが国の魅力を常時展開するとともに、魅力あるコンテンツの供給を支援する施策の充実を図られたい。

②大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組促進
東京都は、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック開催と更にその先を見据え、旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向けた取り組みとして、「東京ブランド推進キャンペーン」を展開している。それと同時に、ゴールデンルートに集中する訪日外国人旅行者を東京と地方の双方を訪れるよう誘客するために、各道府県の提案に応じ、海外メディアの招聘や商談会への参加など、訪日外国人誘致プロモーションを共同実施している。政府では関係機関の連携を通じた訪日促進を図っているところであるが、こうした大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組は、地方創生に資する取り組みであり、政府としても後押しされたい。

（５）ＭＩＣＥ誘致の促進
アジア地域におけるＭＩＣＥ誘致競争が激化するなか、東京における国際会議の開催件数は、過去１０年間で約４．３倍に大幅に増加しているものの、シンガポールやソウルなど競合都市に比べると遅れをとっている。アジア各都市は、国家戦略のもと国際会議場や展示場等の大規模なＭＩＣＥ施設を整備しているほか、ＭＩＣＥの誘致・開催への支援強化や専門人材の育成、そして誘致において重要な要素となる新たな観光資源開発を進めている。
ＭＩＣＥの誘致や開催を担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、各地の自治体やコンベンションビューロー、民間事業者であり、ＭＩＣＥの一層の推進にあたっては、ＪＮＴＯの機能強化をはじめ官民連携によるオールジャパンでの支援体制を整えていく必要がある。
また、ＭＩＣＥの誘致を巡る厳しい国際競争に勝ち抜くためには、ＭＩＣＥ施設の受入環境の充実を図ることが重要である。ＭＩＣＥを受け入れるための施設機能の強化に向けて、高機能型Ｗｉ－Ｆｉや同時通訳システムの設置・導入など様々な環境整備を後押しされたい。
さらに、ＭＩ（ミーティング・インセンティブ）誘致においては、ユニークベニューの創出が大きな決定要因となる。政府は、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を高めるため国立施設等を活用したユニークベニュー開発を進めるとともに、民間事業者が歴史的建築物や文化施設をユニークベニューとして積極的に活用できるよう各種規制の柔軟な運用や実証的な取組に対する支援の拡充を図られたい。

（６）国内観光の活性化に向けた戦略的取組の推進
①参加体験型のレジャー需要の高まりを踏まえた新たな旅行ニーズの掘り起し
国内のレジャー市場では、遊園地・テーマパークやライブ・エンターテインメントなどの参加体験型の需要が高まっている。また、近年のマラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・植林体験をテーマとしたエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズム、そして各地の祭りにおいても、見る観光から体験する観光へのシフトの動きもある。
これらに加え、国立公園や日本遺産、産業観光、アート、ロケーションなど、様々なテーマによる観光の振興が各地で図られており、より付加価値の高い観光プログラムが必要とされている。各地がそれぞれに行っている取り組みについて、テーマごとに地域のネットワーク化を図り、共同プロモーションを図ることで、新たな旅行需要を掘り起すことが必要である。

②若者の旅行体験の促進
国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられている。旅行市場を活性化し、地域を訪れる旅行者を増やすには、未来を担う若年層の旅行を促進する必要がある。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど、今後も更に旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。こうしたことから、教育旅行の一層の促進や若者向けの優遇商品の造成など、若者の旅行体験を促進する取り組みを強化されたい。

③ワーキング・ホリデー制度の交流対象国の拡大
ワーキング・ホリデー制度は、二国・地域間の取決め等に基づき、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の

入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度であり、文化や一般的な生活様式の理解を通じて、相互理解を深めることを目的としている。わが国は、欧州やオセアニア、東アジアを中心に１６か国・地域との間で同制度を導入しており、年間約１万人が日本のワーキング・ホリデー査証を取得している。相互交流の拡大に有効な制度であることから、対象国の拡大を図るべきである。

３．すべての旅行者が快適に観光を満喫できる環境整備

（１）首都圏空港・東京港の機能強化

①首都圏空港の容量拡大とビジネスジェット受入体制の強化

首都圏空港の航空需要は、概ね２０２０年代には空港容量の限界に達する見込みである。２０２０年大会開催に間に合うよう騒音に係る環境配慮や地上建築物に対する安全確保を図りながら、空港容量の拡大と国際線の増枠に必要な施策を講じ、機能強化を着実に進められたい。また同時に、駐機スポットの増設などビジネスジェットの受入体制の強化や、首都圏空港の機能発揮に資する交通アクセスの改善を図ることが必要である。加えて、２０２０年大会以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、更なる旅行者の受入に向けて検討を進められたい。

②地方と海外を結ぶ国際線ネットワークの拡充等

空路による訪日外国人旅行者の約９割がゴールデンルートの出入口となる空港を含む特定の空港に集中しており、これに伴い滞在先も空港が所在する特定の都市に集中する傾向がある。全国の地方空港を通じて外国人旅行者を直接呼び込み、地域経済の活性化・地方創生を図ることが重要である。従って、地方と海外を結ぶ国際線の拡充を促進するために、地方空港における空港容量の拡大、ＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫）機能の強化、着陸料の減免などの取り組みを推進されたい。

また、到着した空港から国内の他地域への移動を容易にするためには、「ゲートウェイと地方」、「地方と地方」を結ぶ国内路線の拡充や鉄道・バス等のアクセスの充実、共通パスの普及も重要である。

③クルーズ船受入に向けたインフラ整備

クルーズ客船の入港による経済効果は大きく、訪日外国人旅行者のさらなる増加にも大きく寄与することから、旺盛なクルーズ需要に対応するため、旅客船ターミナルの整備や円滑な周遊を可能とするための環境整備等、ソフト・ハード両面における取り組みをより強化していく必要がある。

東京港では、大型クルーズ客船の寄港ニーズに対応する新たな客船ふ頭を２０２０年大会に間に合うよう整備を進めている。クルーズ客船の入港による経済効果は大きく、オリンピック・パラリンピック開催に際しては、クルーズ客船が、セキュリティの確保のしやすさや、宿泊施設の不足を補えること等により、大会関係者やスポンサー等の宿泊施設としてチャーターされた事例が多数ある。こうしたことから、国と東京都の連携のもと、着実に整備を進められたい。

④道路運送法における貸切バスの営業区域の特例措置の恒久化

訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスについては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置が講じられている。昨今の貸切バス需給状況を踏まえ、本制度を恒久化する必要がある。

**【参考】**

・観光バスは道路運送法で貸切バスに分類されており、出発地・到着地いずれかに都道府県単位の営業区域を有する事業者しか運行できず、加えて営業区域には必ず営業所と車庫がなければならないと定められている。

・貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に「①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする」「②営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる」という特例措置が平成２６年４月１７日～２７年３月３１日まで講じられた。その後、２７年９月末、２８年３月末、２８年９月末、２９年３月末、３０年３月末まで５回延長されている。

（２）通信環境の向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

①通信環境の整備

旅行者が観光情報を収集する主な手段として、ＩＣＴ化の進展に対応した機器の利用が進んでいることから、無料Ｗｉ－Ｆｉの整備やプリペイドＳＩＭの活用など訪日外国人旅行者が利用しやすい通信環境の整備の加速が求められる。地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっており、その支援策が期待される。

また、空港・駅、宿泊・商業施設、２０２０年大会会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、事業者の垣根を越えてシームレスにＷｉ－Ｆｉ接続できる認証連携の仕組みを構築されたい。

②多言語による観光案内態勢の充実

訪日外国人旅行者が快適に観光できるようこれまで以上に観光案内を行う態勢の充実を進めることが不可欠である。観光案内所などの拠点では、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割が果たせるよう、情報提供に加えて体験・交流型旅行商品の企画・販売など、ワンストップで観光に関する様々なサービスの提供を促進していくことが重要である。

東京では、観光情報を多言語で提供し、無料Ｗｉ－Ｆｉスポットの機能を兼ね備えるデジタルサイネージ（高機能型観光案内標識）の設置が進んでいるが、観光案内態勢の強化に向けて、更なる普及促進を期待する。

また、国際イベント開催時期や桜・紅葉の季節など、時期や地域によってガイドが不足する事態が発生している。通訳案内士資格については、法改正に伴い業務独占から名称独占へと規制が見直される予定である。こうしたことから、全国対応の通訳案内士の活用はもちろんのこと、地方公共団体が独自に企画する地域ガイド制度の活用、その機能を補完するボランティアガイドの育成を通じ、多様なニーズに対応するガイドサービスが提供されることが期待される。

（３）観光危機管理体制の強化と外国人患者受入体制の充実

わが国での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考えておく必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時における交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する情報提供、事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施による危機管理体制の強化を図る必要がある。

また、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成、さらには往診診療が可能な医師の情報をホテル･旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。加えて、２０２０年大会を見据えたテロ対策・感染症対策についても、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備など鋭意推進されたい。

（４）安全確保と品質向上に向けたツアーオペレーターの適正管理

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる価格重視の低品質ツアーが増え、日本での旅行に対するマイナスのイメージを外国人に与えている例も見受けられる。政府は、旅行者の安全確保と、訪日旅行の一層の品質向上の観点から、ツアーオペレーターの登録制度を導入し、悪質な事業者の実態把握を行う等により、適正な管理を徹底されたい。

**【参考】**

・海外の旅行会社が、自国から日本への旅行商品を企画・販売する場合、日本での地上手配を行うツアーオペレーターは、旅行業法の制約を受けずに、手配を行うことができる。

・アジア（特に中国）からの格安ツアーにおいて、添乗員が旅行者を特定のお土産屋等に案内し、人気化粧品等を市中よりも不当に高額な値段で、または効用の不明な薬品を購入させ、業者からのキックバックにより多額の利益を得ている問題が顕在化。しかし、こうした事業者を取り締まる制度的な規制はない。

・平成２７年の訪日外国人旅行消費額３兆４，７７１億円のうち、旅行関係消費額〔宿泊費（８，９７４億円)、交通費（３，６７８億円)〕は３６．４％の１兆２，６５２億円。このうち日本旅行業協会（ＪＡＴＡ）会員等の取扱高は１８．２％の約２，３００億円であり、ほとんどが外資系旅行会社の取り扱いとなっている。（ＪＡＴＡ調査）

・ツアーオペレーターの登録制度を創設し、管理者の選任・書面の交付等を義務付ける旅行業法改正案については、３月１０日閣議決定され、本国会にて審議予定。

（５）アクセシブル・ツーリズムの充実

障害者や高齢者等が、積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行を楽しむことができる環境づくりを意味するアクセシブル・ツーリズムを促進することは、増加する高齢者の旅行需要を喚起するとともに、２０２０年パラリンピック大会の受入体制の整備に資する。

こうしたことから、鉄道やバス、公共空間はもとより宿泊施設等においても幅広くユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化などハード面の対応を着実に進めるとともに、研修や人材育成などソフト面の取り組みも推進されたい。また、これら観光拠点におけるバリアフリー化に関する情報を旅行会社や観光案内所等と共有することで、アクセシブル・ツーリズムに適するツアーの造成や円滑な旅行を後押しされたい。

以　上

２０１７年度第１号
２０１７年　４月１３日
第６９４回常議員会決議

＜提出先＞国土交通省、内閣府、財務省、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体等

＜主な実現状況＞

○観光振興に関する予算の拡充
・２０１８年度観光庁予算は、２９４億円（前年比３９億円増）
○訪日プロモーションの抜本改革
・欧米豪市場や富裕層市場等新たな市場の開拓
・地域の魅力発信による地方への誘客
・ＩＣＴ、ビッグデータを活用したわが国の魅力発信
○通訳ガイド制度の充実・強化
・有資格者の活用促進に係る環境の整備、無資格ガイドの実態把握等の取組
○健全な民泊サービスの普及
・制度運営に係る管理システム及びコールセンターの運用など
○テーマ別観光による地方誘客事業
○ユニバーサルツーリズム促進事業
・ユニバーサルツーリズム促進のための実証モデル事業
○観光統計の整備

## ２．東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、国際情勢の不確実性の高まりが懸念されるものの、緩やかな回復基調にある。しかしながら、都内中小企業は深刻さを増す人手不足や価格転嫁の遅れに加え、生産性の向上や事業承継などの経営課題に直面し、必ずしもその回復を実感しているとは言い難い。また、今後東京においても、２０２５年をピークに人口減少に転じるとされ、中小企業は今後の先行きに自信を持てないでいる。東京がわが国の成長エンジンとしての役割を担い、牽引していくためには、企業数の９割以上を占める中小企業が活力を取り戻し、将来に対する明るい展望を持つことが重要である。そのためには、自助努力を前提としながらも、新製品・新サービス開発や生産性向上、多様な人材の活躍などに取り組む中小企業の後押しや事業環境の整備は不可欠である。
そのような中、東京都は昨年１２月に「２０２０年に向けた実行プラン」を公表した。本プランでは２０２０年のオリンピック・パラリンピック開催を見据えた今後４ヶ年の政策目標とともに都内ＧＤＰ１２０兆円など野心的な目標を設定し、あわせて明るい東京の未来像の一端を提示していることは、東京のポテンシャルを期待させるもので時宜を得たものである。一方で、その目標達成に向けては、都内中小企業の持続的な成長、さらなる発展を念頭に政策を推進していくことは欠かすことはできないと考える。

以上の観点を踏まえ、東京商工会議所は中小企業と東京の活力強化に資する以下の政策の実現を強く求める。
当商工会議所は、地域総合経済団体として、中小企業・小規模事業者支援、地域活性化支援等を通じ、地域経済・社会の健全なる発展を目指し活動していく所存である。

記

### Ⅰ．都内ＧＤＰ１２０兆円達成に向けた中小企業の成長の後押し

東京都が掲げた都内ＧＤＰ１２０兆円を達成するためには、中小企業のさらなる飛躍が求められるものの、多くの中小企業では今もなお価格競争に陥り、市場ニーズの変化・多様化にも苦慮している。また、人手不足も深刻で、目の前の販売・受注機会を逸している企業も多い。このような状況を打破するためには、限られた経営資源で付加価値を最大化し、生産性向上に努めることが欠かせない。東京都におかれては、新製品・新サービス開発や販路開拓、海外需要の獲得に向けた国際展開などとともに、人材確保や人材の高度化など、多方面から中小企業の成長の後押しを図られたい。

#### １．技術力の向上や新たなビジネスモデル構築により、生産性向上を後押しする施策の強化

**（１）生産性向上に対する支援**

設備投資やＩＣＴ化は中小企業が生産性を向上させるための両輪となるものである。しかしながら、当商工会議所の調査では、設備投資の実施状況について、規模や業種によって大きな差があり、既存設備の改修・定期更新にとどまる企業も多い。ＩＣＴ化においても、業務効率化などの「守りのＩＣＴ化」にとどまり、新製品開発や事業モデルの変革など、「攻めのＩＣＴ化」に取り組めていない中小企業は多い。ついては、経営力向上に向け、生産性向上に取り組む中小企業の設備投資やＩＣＴ化への支援を後押しされたい。同時に、ＩＣＴ化を進めるにあたっては、重要な価値を持つ企業情報や個人情報を守るため情報セキュリティ対策を講じることも忘れてはならない。情報セキュリティ対策への意識向上の他、資格取得支援や対策ソフト・設

備機器導入支援を行われたい。
人材面においては、東京都は２０１６年度より「東京都生産性革新スクール」を開設し、現場での中核人材育成、および企業ＯＢをインストラクターとして養成し、実地支援を行っている。生産性向上に取り組もうと意欲がありつつも、何から着手すべきか分からない中小企業は多いことから、本事業をさらに推進し、生産性向上を担う中核人材の育成に努めるとともに、サービス業など、特に生産性向上が課題となっている労働集約的な業種へのカリキュラムの拡大を検討されたい。
また、ＩｏＴやＡＩ、ロボットなどの技術が急速に進展し、これらを活用することで、生産性向上のみならず、既存のビジネスモデルの変容、画期的なビジネスモデルの誕生につながっていることは、今後も東京、そして日本が持続的な成長を遂げるために見過ごすことはできない。現在は大企業が中心ではあるが、今後は中小企業に裾野が広がっていくと思われる。しかしながら、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および中小企業とのマッチングに取り組むべきである。

**【具体的要望内容】**
**①経営力向上に向け、生産性向上に取り組む中小企業に対する設備投資、および業務システムやソフト導入など、ＩＣＴ化に対する支援**
**②中小企業の情報セキュリティ対策への意識向上、資格取得、ソフト・設備導入支援**
**③「東京都生産性革新スクール」を通じた生産性向上中核人材の育成促進、および対象業種拡大に向けたカリキュラム拡充**
**④ＩｏＴやロボット、医療分野などの最先端・成長分野に対する中小企業の取り組みの後押し、専門人材の育成、活用**

※東商の取組(2016 年度実績)
○ICT推進支援:普及・啓発セミナー29 回開催、参加者 1,346 名、専門家派遣 30 社、「東商ICT相談室」によるICT個別相談 24 件、東商ICTスクエア・メールマガジン・東商新聞による情報提供
○「ICT活用事例集 vol.3 -稼ぐ力を高めるICTの使い方-」の発刊
○「中小・小規模事業者の情報セキュリティ対策の強化に向けた意見」(4 月、提出先:経済産業省)
○Tcyss(東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク:中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化と支援、情報共有を目的とする、東京都・警視庁・中小企業支援団体を中心とする連携組織)への参画(4 月発足)

**（２）新製品や新サービス開発に対する支援**
中小企業が価格競争から脱するためには新製品・新サービス開発に取り組み、高付加価値化を目指す必要がある。東京都は２０１４年度より「成長産業等設備投資特別支援事業」を基金化し実施、都内中小企業の成長分野への参入や付加価値の高いものづくりを支援してきた。今般２０１７年度予算にて、その後継事業となる「革新的事業展開設備投資支援事業」が創設されたことは、さらなる成長に向けて設備投資を行う中小企業を後押しするものとして、大いに歓迎すべきものである。本事業は単年度での予算執行になることから、１８年度以降も引き続き予算措置を継続するとともに、大胆な拡充を図られたい。あわせて、新製品を市場投入するためには、事業化までのハンズオン支援、特に市場ニーズを吸い上げて試作品改良を行う必要がある。東京都中小企業振興公社の行っている「ニューマーケット開拓支援事業」では、ビジネスナビゲータによる販路開拓の他、テストマーケティングなど、マーケティング戦略策定支援を行っている。本事業は製品化に向けた実現可能性引き上げに寄与することから、さらなる推進に取り組まれたい。
新たな事業創出や製品開発においては、単独ではなく、オープンイノベーションなど企業間や産学官との連携も有効な手段である。連携による効果を発揮するためにはコーディネーターの資質が成否を分けることから、コーディネーター育成、コーディネート企業の支援が必要である。
また、東京における産学連携の起爆剤とするべく、首都大学東京や都立産業技術研究センター等が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度を整備することが必要である。
さらに、研究開発した技術やノウハウなどを知的財産として捉え、戦略的に経営に生かすことが、中小企業の収益力向上に効果的である。そのため、東京都が２００３年８月に策定した「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」を改訂し、オープン＆クローズ戦略などの知的財産の戦略的活用を促進するとともに、特許出願費用の助成など出願奨励制度の創設、知財の価値や事業性評価を活用した融資拡大への取り組みなどを強力に推進されたい。

**【具体的要望内容】**
**①企業の設備投資を後押しする「革新的事業展開設備投資支援事業」の継続、および拡充**

**②新製品・新技術開発から事業化に向けた支援事業の強化（新製品・新技術開発助成事業や試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業、市場開拓助成事業の拡充等）**
**③「ニューマーケット開拓支援事業」におけるマーケティング戦略策定支援の取り組み推進**
**④オープンイノベーションなど企業間や産学公連携の推進強化（シーズとニーズのマッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成やコーディネート企業の発掘・支援、首都大学東京や都立産業技術研究センター等が保有する特許について、中小企業への一定期間の無償開放等）**
**⑤２００３年８月に策定した「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」の改訂による、オープン＆クローズ戦略など中小企業の知的財産活用の促進、特許出願費用の助成など出願奨励制度の創設、知財の価値や事業性評価を活用した融資拡大への取り組み**

※東商の取組(2016 年度実績)
○「第4次産業革命と中小ものづくりの可能性～ものづくり推進委員会活動報告～」の発刊
○ものづくりシンポジウムの開催　参加者 324 名
○知的財産セミナー　24 回 1,164 名参加
○産学公連携相談窓口:19 件受付、当年度 4 件共同研究･委託研究へ進展(相談件数合計 69 件、21 件共同研究･委託研究へ進展)

**（３）販路開拓の後押し**

中小企業における新たな取引先の獲得は、収益力維持・向上に向けて非常に重要な活動であるが、知名度の低さといった課題や、既存取引先からの紹介などのルートに依存していることも多い。ついては、ＷＥＢ上でマッチングを行うことで広域、かつ効率的に販路開拓を行うことができる「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」をさらに活用するとともに、本サイトを契機として取引の拡大につながった事業者に対し、金融支援のみならず、その他の施策利用につなげるなど、多方面から成長を後押しされたい。

また、マーケティングや販売促進などの企業活動において、ビッグデータと呼ばれる気象や交通情報、購買情報など多種かつ膨大な情報の活用が始まっているが、中小企業では情報の入手が費用面などで困難であったり、活用方法が分からないことが多い。ついては、中小企業のビッグデータの活用促進に向けた支援を行うべきである。さらに小売業では、消費者の嗜好の変化・多様化に加え、ネットショッピングなど購買行動の変化に苦慮する中小企業が多いことから、マーケティング支援やＥＣサイト構築など、販路拡大に資する支援を拡充すべきである。

**【具体的要望内容】**
**①「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」のさらなる活用、本サイトを契機とした取引拡大に対する支援**
**②中小企業のビッグデータ活用に向けた支援**
**③販売チャネルの多様化に対応し、新たなツールを活用する事業者等への支援（ＥＣサイト構築支援、マーケティング支援等）**
**④中小企業ニューマーケット開拓支援事業強化、トライアル発注認定制度の積極的な推進**

※東商の取組(2016 年度実績)
○商談会:7 回開催、商談件数 1,627 件
○ビジネス交流会:26 回開催　延べ 1,836 名参加（本部主催分　同業種交流会等含む）
○展示会出展支援:6 回　74 社　109 小間　※他商工会議所との連携含む

**（４）国際展開支援**

今後人口減少が予想されるわが国において、海外需要を獲得することは大企業のみならず、中小企業にも求められ、その獲得方法も直接投資から、輸出や越境ＥＣ、インバウンドなど様々である。特に現地への進出や輸出時には海外展示会への出展が効果的であるが、通関などの諸手続きや費用面に加え、ノウハウを持たない中小企業にとってハードルは高い。ついては、出展費用補助の拡充や、サービス業など幅広い業種が出展できるよう対象展示会の拡大、さらに出展にあわせたコンサルティングなど、中小企業の海外展示会活用を支援されたい。

あわせて、海外の各地域によって販売に必要な規格や認証が異なることが、海外への進出や輸出へのハードルを高めている。海外での模倣を防ぐための外国出願に対する助成拡大とともに、広域首都圏輸出製品技術支援センター（ＭＴＥＰ）を活用した規格や認証の取得に対する情報の積極的な提供、および認証取得費用の補助制度創設を検討されたい。

**【具体的要望内容】**

**①現地企業とのマッチング強化、および海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（出展費用の補助やコンサルティング支援、補助対象展示会の拡大等）**

**②知的財産に関する助成事業の助成額の引き上げ、広域首都圏輸出製品技術支援センター（ＭＴＥＰ）の利活用促進**

**③ＥＵにおけるＣＥマークなど海外での販売に必要な規格・基準などの情報提供や、その規格・基準の認証取得に向けた技術支援、認証取得費用の補助制度の創設**

**④ＷＥＢサイトの多言語対応などに向けた支援強化**

※東商の取組(2016 年度実績)

○中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数 202 社、アドバイザーによる支援回数 68 社 73 件

○海外現地事情視察会:ミャンマー、ベトナム、ラオス、フィリピン等　3 回開催、延べ 47 名参加

○国際展開セミナー:86 回開催、延べ参加者数 6,205 名参加(公的機関との協力事業など含む)

○海外展開窓口相談件数:524 社 994 件

**（５）省エネルギーへの取組推進に向けた支援強化**

東京都が策定した「２０２０年に向けた実行プラン」では、世界をリードするスマートエネルギー都市を標榜しており、ＬＥＤ化の他、省エネルギー対策においても、高い目標を設定している。しかしながら、再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）に基づく賦課金の増大等により電力コストの高止まりが続く中、多くの中小企業では、自主的に取り組む意欲があっても、「取組内容や方法の理解不足」の他、人的面、費用面がネックとなり、実行に移すことが難しい。

今後、中小企業の自主的な省エネへの取り組みを推進するために、省エネが生産性向上や経営改善にもつながることを丁寧に説明するとともに、中小企業の具体的な行動を後押しするための支援策をハード・ソフト両面で強化し、その実行を後押しすべきである。

**【具体的要望内容】**

**①省エネ意識向上のための好事例の収集・公表など広報強化、省エネセミナーや個別相談会等の積極的な実施**

**②中小規模事業所向け省エネ診断・技術的助言の強化、受診事業所へのフォローアップ支援の拡大**

**③省エネ設備導入時の法人・個人事業税の減免措置や費用助成制度の拡充、固定資産税減免措置の創設**

**④東京都における地球温暖化防止活動推進の拠点である「クール・ネット東京」を活用した中小規模事業所の支援体制強化**

**２．中小企業の人手不足解消、および人材育成を通じた生産性向上に対する支援**

**（１）中小企業の人材確保支援**

中小企業の人材不足は深刻さを増し、当商工会議所が１月に行ったアンケートにおいても前年に引き続き約６割が不足と回答している。特に２０２０年に向けて需要が旺盛な建設業では約８割が人手不足と回答している。しかしながら、若者の大企業志向によって人材確保は困難を極めており、加えて、ミスマッチにより人材の定着が進んでいないことも大きな課題である。中小企業への興味を喚起するためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。具体的には、中小企業の魅力をさらに発信するとともに、現在はものづくりに限られているインターンシップ支援事業において、対象業種を拡大するとともに、あわせて工業高校・高等専門学校としている受入対象を都立高校普通科や大学生へと拡大されたい。また、工業高校において導入されている「デュアルシステム」は長期就業訓練によりミスマッチが生じづらく、採用支援にもなることから、製造業のみならずサービス業などで導入が広がるよう後押しすべきである。

合同会社説明会や就職情報サイトも中小企業にとって、多くの学生と接点を持つことができる絶好の機会である。しかしながら、その参加・掲載費用は大きな負担であることから、民間事業者との連携や助成措置を講じ、中小企業の人材確保策が少しでも広がるよう支援すべきである。

今後、東京においても人口減少に転じる中、女性や高齢者、若年層といった多様な人材の労働市場への参加が求められ、そのためには、多様な人材が持つ様々な就労ニーズに対応した働きやすく柔軟な職場環境を整備することが必要である。東京都では、本年度から「テレワーク等普及事業」や「企業主導型保育施設設置促進事業」が新たに開始されることから、環境整備を後押しする事業を着実に進められたい。また、中小企業においてはグローバル化の進展、即戦力としての観点から外国人材に対する求人ニーズも高まっている。このようなことから、中小企業が存在感を発揮するような専門的な分野での活躍が期待される高度人材や留学生などが日本での就労に興味を持ち、就職・定着できるよう支援を行う他、中小企業とのマッチングを行うべきである。

**【具体的要望内容】**

**①中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化（インターンシップ支援事業における支援対象業種、および受入対象とする学生の拡大、デュアルシステムの推進等）**

**②中小企業の合同会社説明会への参加や就職情報サイト掲載に向けた、民間事業者との連携や中小企業への支援**

**③多様な人材の活躍推進に向けて、ソフト・ハード面で環境整備を行う中小企業への支援拡充**

**④人材不足解消に向けて取組む中小企業の好事例の発信**

**⑤外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業の就職・定着およびマッチングの支援**

※東商の取組(2016 年度実績)

○中堅･中小企業の魅力を発信する｢東商学生サイト｣の開設:104 社掲載

○｢東商社長ラボ｣の開催:31 社参加、参加学生 60 名、面談数 266 件

○東商主催｢合同会社説明会｣:7 回開催、参加企業延べ 209 社、参加学生延べ 1,190 名、内定者数 76 名

○会員企業と学校法人との就職情報交換会:3 回開催、参加企業延べ 881 社、参加学校法人延べ 228 校、面談数 10,852 件

○外国人留学生対象｢合同会社説明会｣:参加企業 14 社、参加留学生 126 名、内定者数 15 名

○東商リレーションプログラム(大学1，2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業):ツアー2 回開催、参加企業延べ 52 社、参加大学延べ 20 校、参加学生延べ 588 名

○インターンシップ交流会(大学と受入希望企業との交流会):参加企業 31 社、参加大学 17 校

**（２）産業人材の育成**

今後もわが国の人口減少が進み、中小企業の人手不足が恒常化する状況を打開するためには、省力化やＩＣＴ化と同時に、専門性の高いスペシャリスト、多能工のように複数の職務を担うことができる人材など、人材の育成・高度化を進める必要がある。また、ＩｏＴやＡＩ、ビッグデータなどの情報技術や産業が進展し、ビッグデータであれば、プログラミングや統計、データベースに関する知識など、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都も本年発表した「第１０次東京都職業能力開発計画」において、上記の認識を示していることから、本計画に基づき、施策の実施や職業能力開発センターの機能拡充に努めるとともに、個々の従業員のスキルや専門性を高めるため、民間事業者の行う講習会等への参加費を助成されたい。

また、ものづくりの分野などでは、従業員の高齢化によって、培った技能・技術の喪失が懸念される。若者への技能・技術の継承のため、熟練技能者の企業派遣制度を検討されたい。

さらに、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」は、企業の業績・価値向上、従業員の幸福に大きく寄与し、従業員の活力向上や生産性向上等の組織の活性化をもたらす効果がある。したがって、経営者が従業員の健康づくりに主体的に取り組むことを宣言する「健康企業宣言」を推進し、健康経営に取り組む中小企業を支援されたい。

**【具体的要望内容】**

**①「第１０次東京都職業能力開発計画」に基づいた、人材の能力向上に資する施策の着実な実施、職業能力開発センター等の機能拡充（ＩｏＴに求められるシステム構築や情報解析など、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラムや現場訓練の充実）**

**②民間事業者が行う講習会等への参加費に対する助成**

**③若者への技能・技術の継承の強化（熟練技能者の企業派遣制度の創設等）**

**④専門高校等での高度な技能習得によるものづくり人材の育成**

**⑤「健康企業宣言」推進と中小企業の健康経営実践の支援と後押し**

**３．中小企業の生産性向上に資する税制の実現**

わが国経済が緩やかな回復基調にある中、都内の土地価格も上昇傾向にあり、本年発表された公示価格においても２３区内ほぼすべての地点で上昇している。企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充を検討すべきである。また、生産性の向上など、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、人的資源に乏しい中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、バーコード収納の拡大、東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書等の帳票様式の統一を講じ、納税事務負担を軽減すべきである。

**【具体的要望内容】**

**①商業地に係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引き下げ）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引き上げ）および恒久化**

**②事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃**

**③東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進**

**④東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一**

**⑤バーコード収納の拡大等による都税・公金納付の利便性の向上**

## Ⅱ．創業、事業承継など企業の成長ステージに応じた支援策の強化

都内中小企業数は４４万者と下げ止まっているものの、中長期的には減少傾向にある。雇用の創出や社会保険料負担などを通じ、地域経済を支える中小企業の存在は不可欠なものであり、特に東京が２０２０年、そして２０２０年以降も持続的な成長を続けるためには、新たなビジネスモデルを生み出し、そして地域経済を支える起業・創業の活性化、優れた技術やノウハウを次世代に引き継ぐ円滑な事業承継が必要である。しかしながら、企業の成長ステージによって企業の抱える課題は異なることから、段階に応じた施策を体系的に充実させ、企業がスムーズに成長できる環境を整えるべきである。

### １．東京の未来を切り開く起業・創業の促進

起業・創業は雇用を創出し地域経済を支えるだけではなく、新たなビジネスモデルを生み出すことで、東京の未来に活力を与える。しかしながら、創業初期の段階では、信用力や実績が乏しく、資金調達や販路開拓に苦労する企業も多い。本年から東京都がファンドを組成し、リスクマネーを供給することは創業初期企業の成長を飛躍させるものであり、歓迎したい。今後も、成長性や将来性に重点を置いた資金供給に向け、体制を強化するとともに、創業初期企業との取引を活性化させるため、展示会での創業企業ブースの設置や取引時のインセンティブ導入など、販路開拓やマッチングに対する支援を実施されたい。

また、近年学生の就業観や自立心などを育成するキャリア教育が重視されているが、起業家教育はその一助となるものである。アントレプレナーシップの醸成とともに、起業家教育の推進に努められたい。

**【具体的要望内容】**

**①経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給**

**②創業初期企業の販路開拓やビジネスマッチングに対する支援（展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設、創業初期企業と取引した場合のインセンティブの導入）**

**③中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対する創業５年間の法人事業税や法人都民税減免措置の創設**

**④アントレプレナーシップ醸成、キャリア教育の一助となる起業家教育の促進**

※東商の取組(2016 年度実績)

○創業窓口相談:2,447 件(個別･専門相談)　　○創業塾:計2回開催、123 名参加

○創業ゼミナール:2003 年 11 月から開講、2016 年度 4 回開催、参加者数 79 名/延べ卒業者数 1,038 名/2017 年 3 月時点開業率 33%　※開業者数は連絡を受けた数の集計

○創業テーマ別セミナー:年 2 回開催、94 名参加　　○創業パワーアップサポート事業:290 件(東商による紹介分)

### ２．地域を支える中小企業・小規模事業者対策の推進

東京都内においても、中小企業・小規模事業者は企業数９９％を占めており、言うまでもなく都内経済を支える重要な存在である。しかしながら、「ヒト・モノ・カネ」といった経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者は、時代のニーズや技術の急速な変化に苦慮している。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済の礎となり、支えていくためには、自らの経営力を底上げし、持続的な成長を遂げる必要がある。ついては、経営診断や専門家派遣により、中小企業の課題解決を行う「中小企業活力向上プロジェクト」を引き続き実施するとともに、巡回指導、融資の斡旋、講習会等による集団指導、専門家の派遣指導など、具体的な相談業務に取り組む商工会議所の小規模企業対策予算確保に努められたい。また、現在都内６ヶ所に設置されている地域持続化支援事業では、創業や事業承継のほか、地域特有の高度な経営課題に対応し、相談者の満足度も非常に高い。ＩＣＴ化をはじめとする生産性向上は、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題であり、事業者に寄り添った支援が必要であることから、専門家による支援体制の維持・強化に向け、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保を求める。

なお、施策の実施にあたっては、情報が入手しづらいといった声の他、募集期間が短い、申請書が難解で

あるといった声もあることから、希望する中小企業が申請できるよう、周知ＰＲの徹底や申請の簡素化などの工夫に努められたい。

**【具体的要望内容】**
**①「中小企業活力向上プロジェクト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用**
**②商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保**
**③地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保**
**④中小企業施策の効果的な運用や体系等の見直し（施策の周知、申請書類の簡素化等）**

※東商の取組(2016 年度実績)
○指導件数: 巡回指導(対象企業数)18,532 社 実績 48,213 件 ／ 窓口指導(対象企業数)13,897 社 実績 54,148 件
集団指導(講習会開催) 644 回 参加人数 28,551 人 ／ エキスパートバンク事業 279 社 実績 608 件
○小規模事業者経営改善資金(マル経)融資制度 推薦件数:4,116 件 推薦金額:292 億 1 千万円
○中小企業活力向上プロジェクト 支援実績 871 社
○東商における経営改善普及事業予算:約 19 億円(内、東京都補助約 16 億円)
○ビジネスサポートデスク相談件数:窓口相談 1,059 社 1,800 件 巡回 921 社 1,893 件 専門相談 669 社 937 件
専門家派遣 465 社 2,068 件

## ３．円滑な事業承継の促進

中小企業の経営者の年齢分布のピークはこの２０年間で４７歳から６６歳と約２０歳上昇し、事業承継は喫緊の課題となっている。円滑に事業承継を進めるためには、自社の現状分析や後継者の選定、資産や株式の引継ぎなど十分な時間が必要であるが、当商工会議所の調査でも約９割の企業が事業を承継する意向があるものの、日々の経営を優先し具体的な検討に至っていなかったり、後継者を探している企業も多い。ついては、早期の事業承継への「気付き」を与えるためにＰＲを強化するとともに、事業承継やM＆Ａの際の手続費用について、助成制度を創設されたい。

事業承継に取り組む際には、特別区などの自治体、支援機関、地域金融機関が連携し支援体制を構築する必要がある。現在、東商ビジネスサポートデスク東京東では東京都地域持続化支援事業として「社長６０歳『企業健康診断』」を実施し、墨田区内事業者の事業承継支援に一丸となって取り組んでいる。このような事例を参考に、まずは各関係機関が連携を促進し、事業承継問題に関して共有化できるよう、東京都としてもバックアップを行うべきである。

M＆Ａなどの第三者承継に取り組む場合では、従業員など後継者の資力、買収企業のリスク負担などの課題も大きい。ついては、事業承継ファンドを創設し、中小企業・小規模事業者の株式の一定割合の保有や、買収企業との協調による株式保有で、中小・小規模M＆Ａを促進されたい。

また、本年度より事業承継税制の認定窓口が各地域の経済産業局から都道府県に移管されていることから、申請を希望する企業に対し寄り添った手続相談をお願いしたい。

**【具体的要望内容】**
**①事業承継やM＆Ａに係わる手続費用の助成制度の創設**
**②計画的な事業承継に向けたフォローアップ推進、早期の事業承継に向けて「気付き」を与えるＰＲ強化**
**③特別区を中心として、地域金融機関、支援機関が連携し、地域全体での事業承継対策の促進**
**④次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実、および幹部候補育成の強化、事業磨き上げ支援（事業承継塾の推進等）**
**⑤地域や業界に必要な中小・小規模事業者の株式を取得する事業承継ファンド等の創設、および買収側企業と協調して一定割合を取得する仕組みの構築**
**⑥事業承継税制認定窓口の移管に伴う、申請企業に寄り添った手続相談の実施**

※東商の取組(2016 年度実績)
○東京都事業引継ぎ支援センター:相談企業数 679 社 相談延べ件数 1,190 件 2016 年度成約件数 41 件
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:283 社
○社長 60 歳「企業健康診断」(墨田支部事業)の開始:診断企業25社

Ⅲ．日本の持続的な成長を牽引する東京の国際競争力強化

都内の中小企業が持続的な成長を続けるためには、自らの経営力を高めると同時に、円滑にビジネスを進めるための事業環境の整備も必要である。２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、交通ネットワーク強化や都市づくりなどのハード面のみならず文化・芸術活動の活性化、国際交流の活発化などソフト面でも、東京では多くのレガシー形成が見込まれている。今後、本格的な人口減少に突入する東京においては、国際競争力を強化するとともに、有形無形のレガシーを確実に継承し、持続的な成長・発展が可能な都市へ進化する必要がある。

**１．国際競争力強化に向けた着実なインフラの整備**

中小企業が生産性を高めつつ、事業に集中して取り組んでいくためには、ビジネス環境の整備を通じた国際競争力強化が不可欠である。具体的には、オリンピック・パラリンピックが開催される２０２０年を契機に、国家戦略特区を活用した国際ビジネス環境整備やまちづくりの促進、陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化、都市防災力の向上などを図ることが必要である。

陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化では、首都高速中央環状線の全線開通や圏央道の整備促進により、輸送時間の短縮といった企業活動の効率化のみならず、物流施設や工場の新規立地や生産性の向上など、多岐にわたるストック効果が発現している。引き続き、外環道（関越道～東名高速間）など国際競争力の強化に資する道路や、環状二号線、首都高速道路晴海線（晴海～豊洲区間）などの２０２０年大会を支える幹線道路の整備に加え、羽田空港の発着回数拡大などのさらなる国際化、物流・観光の観点から重要な役割を果たす東京港の整備推進に取り組まれたい。

都市防災力向上では、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震への対策が急務である。緊急輸送道路沿道建築物を中心とした耐震化や木密地域の早期解消、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者対策に万全を期すとともに、わが国では高度経済成長期に大量に整備された社会資本の老朽化が進み、維持・更新の「山」が到来する時代を迎えていることから、老朽化対策やインフラ維持・更新コストの縮減、平準化、担い手の確保・育成などソフト・ハード面での対策が必要である。なお、公共事業の推進に際し、東京都が現在進めている入札契約制度改革については、中小企業に影響が及ばないよう、配慮されたい。

また、首都圏の道路ネットワークは整備されつつあるものの、昨今のインターネット通販の拡大による小口・多頻度配送の需要が高まっており、いかに運送上の生産性を向上させるべきか課題となっている。企業努力による生産性向上に加え、物流拠点の再整備・高度化や中心市街地等における荷さばきスペースの確保、駐車規制緩和区間拡大など、物流の効率化・高度化に資する施策を展開されたい。

**【具体的要望内容】**

**①国家戦略特区を活用した国際的ビジネス環境の整備、まちのにぎわい創出**

**②陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道および２０２０年に向けた幹線道路の整備、東京港の整備促進、羽田空港の更なる機能強化等）**

**③高度防災都市の実現（耐震化推進や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策の推進等）、インフラ老朽化対策**

**④円滑な物流の確保（荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間の拡大、物流拠点の再整備・機能更新等）**

※東商の取組(2016 年度実績)

○都市政策セミナー:3 回開催参加者 545 名　○防災、帰宅困難者セミナー:9 回開催、参加者 1,062 名

○先進視察会:5 回開催、参加者 152 名　○BCP策定支援講座･セミナー:4 回開催、参加者 225 名

○防災訓練の実施: ･家族との安否確認訓練 2 回実施　延べ 433 社参加者 44,151 名とその家族

･東京都･渋谷区合同帰宅困難者対策訓練総参加者 4,300 名中、東商会員が 3,400 名参加

**２．世界に冠たる観光都市実現に向けた取組の加速、活力あるまちづくりの推進**

観光は、関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済効果をもたらすばかりでなく、魅力ある都市空間の形成や伝統継承・文化創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。クルーズ船寄港数の増加や航空路線の拡充、訪日ビザ発給要件の緩和などにより、アジア諸国を中心とした訪日外国人旅行者数は、２０１６年に２４００万人を超え、訪都外国人旅行者数も２０１５年の１１８９万人を超えることが予想される。こうした中、２０２０年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは世界に東京の魅力を発信する絶好の機会となる。東京都は長期的な目標として訪都外国人旅行者数を２５００万人とする野心的な目標を掲げているが、その達成に向けては観光資源の磨き上げや観光産業の基幹産業への育成、外国人旅行者への環境整備を行う必要がある。

また、映画やドラマ、アニメ等の舞台となった場所は聖地巡礼と言われ、送客効果が高いなど、魅力あるコンテンツは、観光との相乗効果が期待できる。そのため、コンテンツ産業の振興やフィルムコミッション

を推進し、わが国のコンテンツを積極的に国内外に発信することが重要である。
　さらに、東京都内には、優れた伝統工芸品や農産品が数多く存在している。中には、「江戸切子」、「江戸甘味噌」など地域団体商標に登録しているものもある。こうした権利化・ブランド化した商品のマーケティングや販路開拓等の実績を調査分析し、その好事例の横展開を図ることが重要である。優れた都内産品が地域団体商標や地理的表示保護制度にさらに多く登録されるよう、ＰＲや利用促進を図ることも必要である。
　活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街の更なる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

**【具体的要望内容】**
**①観光資源の磨き上げと広域連携強化（公的施設活用、まち歩き環境整備、コンテンツ産業振興・フィルムコミッション推進、広域周遊ルート・地方連携強化、東北観光復興等）**
**②観光を基幹産業へ育てる取組の加速（観光需要獲得、宿泊施設多様化、生産性向上・観光人材育成、ＭＩＣＥ誘致の促進等）**
**③旅行者が快適に観光できる環境整備（空港・港機能強化、通信環境整備、多言語対応充実、危機管理体制、バリアフリー等）**
**④地域団体商標制度や地理的表示保護制度の活用促進（好事例の横展開による伝統工芸品や農産物のマーケティング、販路開拓の支援等）**
**⑤地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取組の後押し、情報発信や販路開拓などへの支援**
**⑥商店街の環境整備の支援、および任意団体の法人化推進**

※東商の取組(2016 年度実績)
○都市型観光プログラム(TOKYO　DISCOVERY):1 回開催、参加者 10 名
○観光セミナー:12 回開催、参加者 955 名　　○インバウンド事例視察会:1 回開催参加者 26 名
○東京の魅力発信サイト「東商　地域の宝ネット」開設:地域資源情報 156 件掲載
○関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト(共催:国土交通省関東運輸局)

**３．２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた情報発信の強化**
　東京オリンピック・パラリンピックを３年後に控え、この大会を「史上最高の大会」にするためには、全国的な機運の盛り上げに向けて、都民を含め国民に対する情報の発信は欠かすことができない。ついては、２０２０年大会に関連するイベント情報や施策情報、さらに大会輸送計画、ボランティア募集などの準備状況に関する情報の発信強化に努められたい。

**【具体的要望内容】**
**①２０２０年大会に関連するイベント情報、および施策情報や準備状況に関する情報の発信**

※東商の取組(2016 年度実績)
○オリンピック・パラリンピック特別委員会の設置　○2020年大会に関する説明会:2 回開催参加者 437 名
○東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020応援プログラム」認証を 16 事業で取得
○2020年大会に関する説明会:2 回開催参加者 437 名

以　上

２０１７年度第２号
２０１７年　６月　９日
第６９６回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等
＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保
●２０１７年度　３，９８２億円⇒２０１８年度３，８０５億円（前年度比▲１７７億円）
※金融支援費を除いた中小企業対策予算は７４１億円と２０１７年度から１４７億円増の大幅増加見込み

○技術力の向上や新たなビジネスモデル構築により、生産性向上を後押しする施策の強化

●生産性向上に対する支援

・生産性向上のためのベストプラクティス提供　０．８億円（新規）

・生産性向上のためのＩｏＴ、ＡＩ、ロボットの導入支援　０．８億円（新規）

・サービス産業におけるデータ利活用促進　０．５億円（新規）

●新製品や新サービス開発に対する支援

・革新的事業展開設備投資支援事業　７１億円（＋２１億円）

・未来を拓くイノベーションＴＯＫＹＯプロジェクト　２億円（＋１．５億円）

・中小企業技術活性化支援事業　６億円（＋２億円）

○中小企業の人手不足解消、および人材育成を通じた生産性向上に対する支援

●中小企業の人材確保支援

・就業確保の促進（学生インターン支援、ジョブマッチング等）　２１億円（＋７億円）

●産業人材の育成

・職業能力の開発・向上　５９億円（＋３億円）

・生産性向上のための中核人材育成　０．７億円（＋０．２億円）

○地域を支える中小企業・小規模事業者対策の推進

●円滑な事業承継の促進

・事業承継・再生支援事業　３億円（＋１億円）

・事業承継支援ファンド　２５億円（新規）

●観光立国や地域活性化に向けた取り組み

・魅力を高める観光資源の開発　４５億円（＋７億円）

・外国人旅行客誘致の新たな展開　５２億円（＋１０億円）

## ３．首都圏の社会資本整備に関する要望

東京商工会議所では、「中小企業の再生による日本経済の再生」と「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を活動の二本の柱として掲げており、その実現のために重要な基盤となるのが、物流・人流の円滑化を促すための社会資本であると認識している。

これまで国土交通省が策定した具体的な社会資本の整備計画の実行により、近年、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果や、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況にある。今後も、日本経済の再生に向けて社会資本の整備計画を着実に実行していくことが肝要である。

なお、ストック効果の発現には、社会資本を利用する民間の役割も重要であることから、当所としても引き続き、国土交通省と緊密に連携を図っていく所存である。

上記の認識に基づき、以下に「首都圏が抱える課題と社会資本の役割」および「首都圏の社会資本整備で重視すべき点」について当所の考え方を申し述べるとともに、首都圏の社会資本整備に関して「道路」「鉄道」「港湾」「空港」「都市整備・まちづくり」「防災・減災」の各視点から要望する。

### １．首都圏が抱える課題と社会資本の役割

#### （１）「東京と地方が共に栄える真の地方創生」の実現

世界の都市間競争が激化している中、全国的に人口減少、少子化、高齢化が進行しているわが国が持続的に成長していくには、これまでの様々な分野での多様な集積を活かして世界から資金や人材、情報を呼び込み東京の国際競争力を強化していくことが不可欠である。その結果生じてくる様々な効果を首都圏はもとより他の地域にも波及させていくことで、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現することが必要である。

その実現に向け、社会資本は人流・物流を活発化し、民間投資・広域観光需要を誘発することから、重要な役割を担う。

#### （２）「東京一極集中」から「対流型首都圏」への転換

首都圏、特に東京は、今後もわが国の経済成長のエンジンとしての役割を果たしていく必要があるが、切迫す

る大規模災害等により高度に集積した都市機能が支障を来すと、日本経済全体にとって大きなリスクとなる。従って、現在の「東京一極集中」の圏域構造から、面的な人流・物流の創出により様々な主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで新たな活力や付加価値を生み出すとともに、災害リスクの低減にも寄与する「対流型首都圏」へ転換していくことが求められている。

「対流型首都圏」へ転換していくには、首都圏三環状道路をはじめとした道路ネットワークの整備や鉄道網の充実、交通結節機能の向上、港湾や空港の国際競争力強化をはじめとした社会資本整備を着実に進めていく必要がある。

（３）首都圏全体の生産性向上

東京のみならず首都圏全体で生産年齢人口が減少していく中で、すでに人手不足が顕在化している。そうした中、東京および首都圏が更に発展していくには、働き手の減少を上回る生産性の向上により成長力を高めていく必要がある。

そのためには、インフラのユーザーである民間との緊密な連携によりニーズを把握し、個々のインフラの「ストック効果」を最大限に引き出すことで、人流・物流を効率化・円滑化し移動時間の短縮および輸送コストの低減を図ることや、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに沿ったまちづくりを進めることで、個々の企業や社会全体の生産性を高めていくことが求められる。

更に、渋滞対策やインフラメンテナンス、物流分野をはじめとした「生産性革命プロジェクト」を鋭意推進していく必要がある。

（４）首都圏全体の防災力強化

今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震では、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。こうした状況に対して、建築物の耐震化・出火予防策等の遂行により、被害を軽減できる見通しが示されていることから、様々な社会資本の整備等ハード対策と帰宅困難者への対応をはじめとしたソフト対策の両方を講じることで、首都圏、特に東京の防災力を強化し、被害を最小限に抑えることが重要である。

また、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることから、河川の氾濫や土砂災害への対策も喫緊の課題である。荒川右岸低地氾濫では被害額が約２２兆円に及ぶと想定されており、東京湾高潮氾濫、利根川首都圏広域氾濫でも甚大な被害が想定されていることから、ハード・ソフト両面の水害および土砂災害対策を推進していく必要がある。

２．首都圏の社会資本整備で重視すべき点

（１）「ストック効果」の重視

社会資本整備の効果には、「フロー効果」と「ストック効果」があるが、これまで景気を下支えする財政政策の手段として「フロー効果」の観点から公共投資の意義が論じられることが多かった。しかし、社会資本整備がもたらす本来的な効果は企業立地などの民間投資や広域観光需要の誘発効果、移動時間の短縮等の生産性向上効果、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに沿ったコンパクトシティの形成など生活の質の向上効果、渋滞解消による環境改善効果、防災力の向上等の安全・安心効果など、継続的に発現し、かつ多岐にわたる「ストック効果」である。

従って、東京と地方が共に栄える真の地方創生の実現に向け、「ストック効果」をより一層重視し、更には「選択と集中」を徹底することで、必要な社会資本を着実に整備していくべきである。

なお、新規整備については、国際競争力の強化や「対流型首都圏」への転換、東京および首都圏全体の生産性向上に寄与する事業（環状道路・主要道路の整備や鉄道網の充実、交通結節機能の向上、港湾・空港の機能強化等）や、防災・減災など災害リスクの低減に寄与する事業など、「ストック効果」が高く喫緊の課題を持つものを優先すべきである。

また、港湾整備と道路整備など複数事業を一体的に実施し、相乗効果を引き出していくことも重要である。

（２）ソフト面の施策の一体的な実施

「ストック効果」を最大限に引き出していくには、ハード整備だけでなく、高速道路の料金施策や羽田空港における飛行経路の見直しなど、既存施設の機能や利用効率を高めていく「賢く使う取組」をはじめ、帰宅困難者対策や水防災意識の浸透、心のバリアフリーの醸成など、ソフト面の施策と一体的に実施していくことが重要である。

（３）民間活力など多様な整備手法の導入

限られた財源の中で必要な社会資本を整備していくには、ＰＰＰ／ＰＦＩ等を通じて民間の資金やノウハウを積極的に導入していくなど、多様な整備手法をより一層取り入れていくことが求められる。

その際、諸外国における成功要因等を踏まえ、わが国での市場拡大に向けた課題を分析し明確にした上で、民間にとって魅力的な案件を多く創出していくなど、具体的な改善策を検討・実施していくことが必要である。なお、コンセッションを推進する際には原則、全国共通とされているサービス提供に地域差が生じないよう十分な

配慮が必要である。

（４）老朽化対策の着実な推進

高度経済成長期以降に大量に整備された社会資本の老朽化が進み、維持管理・更新の「山」が到来する時代を迎えている。それに伴い、２０１３年度の更新費（全国）は約３．６兆円であったが、その２０年後には約４．６～５．５兆円となり現状の約３～５割高くなると推計されている。

個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつ「ストック効果」を最大限に発揮し続けるには、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行するなど、老朽化対策を着実に推進することが必要である。

また、社会資本の集約・再編等を検討していくとともに、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術の開発・導入等により効果的・効率的なメンテナンスを推進しトータルコストの縮減と平準化を両立させることが肝要である。そうすることで、必要な社会資本を整備していくための投資余力を今後も安定的に確保しなければならない。

加えて、道路橋梁の約９割、道路トンネルの約７割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。更に、建設後５０年を経過した道路橋梁の約９割、道路トンネルの約８割が地方公共団体の管理である。しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は１割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている割合も半数程度にとどまり、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村の体制強化や、国や都道府県による様々な支援が不可欠である。

（５）社会資本整備を支える担い手の確保・育成、建設業の生産性向上

建設投資の大幅な減少に伴い、建設業を取り巻く経営環境が悪化したことで、建設業では若手入職者の減少や高齢化の進行が問題になっている。団塊世代の大量離職を控える中で、次代へ確実に技能を継承し、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な維持管理を持続的に行うには、女性を含む若年層の入職を促進するなど、社会資本整備の現場を支える担い手・技能人材を確保・育成していく必要がある。

わが国の生産年齢人口が総じて減少していく中で、社会資本の効果的な整備を図るには、人材の確保・育成とあわせて、現場の生産性向上に向けた構造改革を徹底する必要がある。国土交通省は、「ＩＣＴの全面的な活用」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」などにより、建設業の抜本的な生産性向上の実現を目指していく「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」を２０１６年度から本格的に実施しているが、こうした取組を首都圏のみならず全国的に鋭意推進していくべきである。また、国際標準化に向けた取組等を通じて、海外へ広く展開していくことも有効である。

（６）社会資本整備重点計画の着実な実行

国土交通省は２０１５年度から２０２０年度までの概ね５年間を計画期間とする中長期的な社会資本整備の具体的指針である「第４次社会資本整備重点計画」を一昨年９月に、更に首都圏版の地方計画である「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」を昨年３月にそれぞれ策定した。

特に後者は、①脆弱国土、②加速するインフラ老朽化、③激化する国際競争、④人口減少と異次元の高齢化、⑤東京圏への一極集中という基本認識に立って、４つの重点目標とそれらに付随するプロジェクトや重点施策、主要取組、数値目標（ＫＰＩ）が明示されているなど、社会資本整備を通じた首都圏全体の成長・発展に向けて非常に重要な役割を担うものである。

更に、国土交通省は、両計画で重点事項に位置付けられている「ストック効果の最大化」を実現するための具体的な手法や戦略を取り纏めた提言「ストック効果の最大化に向けて」を昨年１１月に公表した。この提言の中で、「ストック効果の最大化」に向けた具体的施策として、①「賢く投資・賢く使う」の徹底、②ストック効果の「見える化・見せる化」、③社会資本整備のマネジメントサイクルの確立の３点を掲げている。

この提言の内容も踏まえて、両計画に記載された内容を着実かつ計画的に実行していくことが肝要である。

（７）民間との緊密な連携

上述の通り、今後の社会資本整備は、個々のインフラの「ストック効果」を最大限に引き出すことが求められている。「ストック効果」を最大限に引き出していくには、国土交通省がインフラのユーザーである民間との緊密な連携により、民間のニーズをしっかりと把握することが重要である。

加えて、産業界との意見交換や、「ストック効果」の客観的・定量的な把握、「ストック効果」の「見える化」と民間への分かりやすい伝達、事例集の策定やインフラツーリズムの受入など「見せる化」に資する取組を実施することで、ユーザーが「ストック効果」をより実感できる環境を整備していくことが肝要である。

更に、社会資本の整備により民間投資・広域観光需要を誘発していくには、インフラの供用開始時期を積極的かつタイムリーに情報発信していくことが求められる。

なお、当所は昨年２月に国土交通省と立ち上げた「官民連携促進プロジェクト」に基づき、国土交通省と今後も緊密に連携し、東京および首都圏の国際競争力の強化や地域振興に資する取組、更には個々のインフラの「ストック効果」のアピールに資する取組を鋭意、推進していく所存である。

（８）東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた施策の着実な推進

２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、政府における関連施策の立案と実行にあたっての基本的な考え方を取り纏めた基本方針が一昨年１１月に策定された。その中で、国土交通省は２０２０年大会の成功に向け重要な役割を果たす社会資本の整備に加えて、アスリート・観客等の円滑な輸送、外国人受入のための対策・訪日促進、道路空間や沿道の温度上昇抑制対策などの暑さ対策、ユニバーサルデザインのまちづくりや東京商工会議所が推進している声かけ・サポート運動をはじめとした心のバリアフリーの促進等を担うことから、これら一連の大会関連施策を着実に推進していく必要がある。

加えて、自動走行など新たな社会システムの構築をレガシーとすべく、将来にわたる科学技術の発展も十分に考慮して、社会資本整備に新たな技術や発想を積極的に取り入れていくことが肝要である。

３．要望項目（首都圏の成長・発展に向け特に重要な社会資本整備・都市づくり）

（１）道路

➢ 外環道の整備促進

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。

一昨年３月に全面開通した首都高速中央環状線では、開通後３カ月の整備効果として、渋滞緩和効果の継続的な発現（中央環状線内側において、利用交通量は約５％減少、渋滞損失時間は約５割減少）、また、それに伴い定時性や安全走行性が向上し、経済活動の効率化、生産性の向上に寄与するなど、高いストック効果が発現している。更に開通後６カ月の整備効果としても、中央道方面と大井埠頭・羽田空港方面の貨物車輸送において、これまで一般道路や都心環状線を利用していた交通の約８割が中央環状線経由に転換し、輸送時間が約３割短縮するなど物流等の企業活動の効率化に寄与している他、観光・レジャー面においても高いストック効果が発現している。

しかし、首都圏三環状道路の整備率は約７９％で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分な状況ではない。首都圏の国際競争力の強化のみならず、わが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏三環状道路、中でも、整備率が約４０％にとどまっている外環道は着実に整備していくべきである。

外環道（関越道～東名高速間）が完成すれば、上記と同様に都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣＯ２排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など様々な整備効果が期待されていることから、都内経済界の総意として早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。とりわけ、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速間）をはじめ、東京および首都圏全体の国際競争力の強化に寄与し、災害時にも重要な役割を担う道路は早期に整備すべきである。

また、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。昨年２月、同区間の計画の具体化に向け、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立されたが、この協議会の場などにおいて検討を進め、早期に全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、まず東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。

➢ 圏央道の早期整備

圏央道は一昨年１０月に埼玉県区間が全線開通し、常磐道と東関東道、および、東名高速から東北道がそれぞれつながったことで、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が発現している。更に、本年２月に茨城県区間（境古河ＩＣ～つくば中央ＩＣ間）が開通し、東関東道から東名高速がつながり圏央道の利便性が一段と向上したことで、更なるストック効果が発現することが期待されている。

茨城県区間（境古河ＩＣ～つくば中央ＩＣ間）の開通により、圏央道の整備率は約９割になり概成したが、神奈川県の釜利谷ＪＣＴ～戸塚ＩＣ間および栄ＩＣ・ＪＣＴ～藤沢ＩＣ間、千葉県の大栄ＪＣＴ～松尾横芝ＩＣが事業中であり、前者は２０２０年度までに完成予定との見通しが立っているが、後者の完成時期は未定となっている。

上述の通り、圏央道は渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果、更には地震による被災時の緊急輸送、災害や事故による非常時の迂回機能確保など、多岐にわたるストック効果が期待されていることから、早期かつ着実に整備を推進していくべきである。

加えて、圏央道の東北道から木更津東ＩＣ間は暫定２車線区間であり、対面通行の安全性、事故や大規模災害時の対応などで課題があることから、費用対便益を考慮の上、４車線化を図っていくべきである。

➢ 首都圏の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消）

道路移動時間の約４割は渋滞に費やされており、渋滞による損失は年間約２８０万人分の労働力に匹敵する。

効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は早急に対策を講じるべきである。
特に、全国ワースト１位の渋滞損失が発生している東名高速大和トンネル付近や、中央自動車道の調布付近および小仏トンネル付近、首都高速板橋・熊野町ジャンクション等は、恒常的に交通渋滞が発生し定時性を損ねている。２０２０年東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ２０１９開催時には、観光客の大幅増加等から高速道路利用率の増大が予想されていることから、早期のピンポイント渋滞対策が強く望まれる。また、人口あたり渋滞損失時間に関しては、都市部以外でも多大な渋滞損失が発生していることから、地方部においても対策を講じていく必要がある。
なお、幹線道路をはじめとした社会資本整備は、民間投資との連携を図りストック効果を最大限に引き出していくために、供用時期の見通し等をきめ細やかに情報提供していくことが重要である。

➢ 高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の拡充
２０１５年７月に公表された「高速道路を中心とした『道路を賢く使う取組』の中間答申」で災害や交通事故等が発生した際に、利用者が発生箇所を迂回するため代替路を走行した場合や、高速道路の外にある休憩施設等を利用するため一定時間内に一時退出した場合であっても、利用者の負担が増えないような料金体系を構築すべき旨が打ち出されている。
こうした考えに則り、国土交通省は、高速道路ネットワークを賢く使う取組の一環として、休憩施設の不足に対応し良好な運転環境を実現するために、全国３カ所の道の駅において、高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の試行を行う旨を本年２月に公表した。これはＥＴＣ２．０搭載車を対象に、高速道路を降りて道の駅に立ち寄り後、一定の時間内に再進入した場合には、降りずに利用した料金のままとする施策である。
こうした取組は非常に有意義であることから、「賢い料金」に係る施策を拡充し、主要観光スポットをめぐる企画料金を設定し広域観光をより一層促進していくことで、「対流型首都圏」の構築や地方創生の実現に大いに役立てていくことが期待される。

➢ 国道（３５７号線、１５号線・品川駅周辺等）の整備推進
東京都区部における混雑時平均旅行速度は１６．８ｋｍ／ｈとマラソンランナーよりも遅く、国内外の主要都市と比較して依然として低い水準にあることから、都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、大災害時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。
国道３５７号線は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも大いに寄与する重要な路線である。また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の円滑な移動を提供する上でも重要な役割を担うことが期待されている。国道３５７号線は東京港トンネル（東行き）、多摩川トンネルが未整備であることから、早期整備が期待される。
また、国土交通省と東京都は品川駅周辺の基盤整備・まちづくりについて、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現に向けた基盤整備を前進させるために国道１５号・品川駅西口駅前広場の整備方針をとりまとめ、本年２月に公表した。この中で、国道１５号は、立体道路制度の活用により、道路上空の空間等を有効活用するなど合理的な土地利用を促進し、交通広場の整備とあわせて官民が連携し、都市基盤整備を進めていく旨が示されていることから、まちづくりと一体的な整備に向けて積極的に取り組んでいくべきである。
その他、国道２０号（八王子南バイパス、日野バイパス・延伸）や、首都圏の都市間連携を強化する国道（国道６号など）についても整備を促進していくべきである。

➢ 臨港道路南北線の整備推進
首都圏の生活と産業を支える東京港は、世界同時不況後も外貿コンテナ取扱量が増大しており、施設容量を大幅に上回るコンテナ取扱量が交通混雑等の外部不経済を発生する要因ともなっている。このため、抜本的な施設容量の向上策として、新たなふ頭の整備及び既存ふ頭の再編を行うとともに、合わせて道路ネットワークの充実・強化を図るなど、交通混雑の解消に向けた取組が求められている。特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。
上記を踏まえ、臨港道路南北線は、これらの課題解決に向け重要な役割を担う道路であることから、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で完成予定とされている２０１９年度までに、着実に整備を推進していくべきである。

➢ 踏切対策および連続立体交差事業の推進
都内には約１，０５０カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。「第４次社会資本整備重点計画」および「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、踏切システムの改善や踏切道の拡幅、連続立体交差事業を積極的に推進すべきである。
なお、連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域

分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから、鋭意推進していくべきである。

➢ 道路照明灯の設置促進など、高速道路の安全対策の促進

首都圏の高速道路では、道路照明灯が少ないため夜間は非常に視界が悪く、かつ、視線の高い大型車はハイビームで走り続けることも困難である。２００m先に横転車がある場合でも、発見が遅れ追突事故を発生させる危険性が高いとの声がトラックドライバーから実際に聞かれていることから、道路照明灯の設置促進など早急な対策が望まれる。

また、暫定２車線区間は死亡事故率が高いことから、ワイヤロープの設置や、４車線化および付加車線の設置を図るなどの対応が求められる。加えて、２日に１回の割合で発生する逆走への対策も講じていくべきである。

➢ スマートインターチェンジの設置促進

首都圏では、首都圏三環状道路、特に圏央道の整備促進により、沿道に大規模な物流拠点、生産拠点、商業施設等が集積しつつあることから、首都圏三環状道路が活発な経済活動や円滑な物流に果たす役割は今後、ますます大きくなるものと思われる。

一方、わが国の高速道路のインターチェンジは、平均間隔が約１０㎞と欧米諸国の約２倍もの長さがあるため利便性が低く、高速道路が有効活用されない一因になっている。加えて、一般道に渋滞を引き起こす要因にもなっていることから、インターチェンジの設置に関しては、シンプルな構造で、あらゆる車種が利用できる「入口」または「出口」を、設置間隔を短くした上で増設し、利便性の向上と渋滞緩和を目指していくべきである。

こうした考えに則り、首都圏における既存の高速道路の利便性の向上や交通の円滑化、一般道の渋滞緩和、地域活性化に向けて、費用対便益を考慮の上、スマートインターチェンジの整備を促進していくべきである。

また、国土交通省は２０１７年度の道路関係予算の中で、高速道路と民間施設を直結する専用インターチェンジを整備する制度を創設する旨を公表した。この制度に基づき、空港や港湾、物流拠点、工場団地、大規模商業施設に直結するスマートインターチェンジの設置についても、積極的に取り組んでいくべきである。その際、直結対象とする施設の選定に公共性・公平性を確保していくことに加えて、民間の費用負担のあり方も十分に考慮していくことが必要である。なお、詳細な制度設計にあたっては民間をはじめとした多様な主体の参画のもとで、議論を積極的に進めていくとともに、民間の費用負担についてはネーミングライツを導入するなど工夫をすることで、より多くの事業者が発意できる環境を整備していくべきである。

➢ 首都圏の高速道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。２０１３年１２月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づき、１号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）に引き続き、１号羽田線（高速大師橋）・３号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新を推進していくとともに、都心環状線の築地川区間や日本橋区間の都市再生に関する検討を進め、速やかに実施していく必要がある。なお、首都高速の老朽化対策の実施にあたっては、三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えた上で、取組を迅速に進められたい。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を鋭意推進していくことが求められる。

一方、関東地方整備局が管理する道路橋のうち３割強が高度経済成長期と言われる１９５５年から１９７３年にかけて建設されており、建設後５０年以上が経過した橋は２０１３年４月時点で２１％、その２０年後には６２％まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後５０年以上が経過したトンネルは２０１２年時点で４１％、その２０年後には６１％まで増加する見込みとなっている。こうした中、個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術の開発・導入等により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが不可欠である。加えて、地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要もある。

➢ 立体道路制度の拡充等を通じた道路空間の利活用

道路の立体的区域を指定して、道路と建物を一体的に整備するための制度である立体道路制度は、道路と周辺地域の一体的な整備が図られ、合理的な土地利用の促進に寄与することから、用地の確保が特に困難な東京では道路整備や都市再生事業を推進していく際に有効な制度である。

上述の通り、本年２月に公表された国道１５号・品川駅西口駅前広場の整備方針の中で、国道１５号は、立体道路制度の活用により、道路上空の空間等を有効活用するなど合理的な土地利用を促進し、交通広場の整備とあわせて官民が連携し、都市基盤整備を進めていく旨が示されているが、土地の有効利活用に向けて、こうした取組を他のプロジェクトでも積極的に取り入れていくことが望ましい。

（２）鉄道

➢都心と首都圏空港間のアクセス改善など、鉄道交通網の更なる強化

世界の都市総合力ランキングでは、東京の強みとして「公共交通の充実・正確さ」が挙げられている一方で、弱みとして「都心から国際空港までのアクセス時間」を指摘している。従って、東京および首都圏全体の国際競争力を強化するには、首都圏空港（特に羽田空港）と都心間のアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。鉄道路線の整備、バスの運行充実等に向けて、国、東京都等関係自治体、事業者が緊密に連携し着実に対応していくことで、アクセスを更に改善していくべきである。

また、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について、昨年４月に国土交通省交通政策審議会諮問第１９８号に対する答申が公表された。この答申では、国際競争力の強化に資するプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設や既存施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

この中で、特に地元自治体や事業者から要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益や技術的な課題等を検討、精査するなど整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。加えて、既存の都市鉄道網を活用した連絡線の整備などにより、都市鉄道ネットワークの充実や利便性の向上、空港アクセスの改善を図ることも、国際競争力の強化に大変に有効である。

なお、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。加えて、訪日外国人客の一層の増加や２０２０年東京オリンピック・パラリンピック等を見据えて、交通系ＩＣカードの利用エリア拡大や、公共交通機関における多言語での情報提供、無料公衆無線ＬＡＮの導入を推進していくことも重要である。

➢リニア中央新幹線の着実な整備、沿線地域の活性化

リニア中央新幹線は、三大都市圏の交流・連携の一層の緊密化により経済活動が活性化することが期待されるなど、わが国の国際競争力の強化に資する重要なプロジェクトである。また、東海地震等の災害が発生した場合でも、東海道新幹線のバイパスとして三大都市圏を結ぶ大動脈を途切れさせることがないため、わが国の経済活力の停滞を防ぐ重要な交通基盤でもあり、更には、関連技術をパッケージ化し、将来の海外展開も期待できるプロジェクトでもある。

２０１４年１０月に、国土交通省が東京（品川）・名古屋間の工事実施計画を認可したところであるが、２０２７年に予定している名古屋までの開業、および大阪までの開業に向けて、取組が着実に推進されることを望む。また、リニア中央新幹線の開業を一つの契機として、沿線地域を活性化していくことも重要である。

なお、「国土形成計画」に記載の通り、リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約１時間で結ばれるため、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、４つの主要国際空港、２つの国際コンテナ戦略港湾を共有し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待される。また、その効果を全国に拡大・波及させるためには、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化により、交通ネットワークを充実させることが必要である。

➢主要な鉄道駅など交通結節点における施設整備の促進

人口の高齢化が進行している中で、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、自動車に頼らないまちづくりを進めるために、複数の交通手段をつなぐ施設であり地域の拠点となる駅前広場等の交通結節点では、快適性・利便性の向上など一層の機能強化が求められている。こうした交通結節点では、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、駅前広場やペデストリアンデッキ、自由通路など公共交通機関の利用促進に資する施設等の整備を促進していくべきである。

➢ホームドアの整備促進、駅のバリアフリー対策の強化

「交通政策基本計画」では、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックも踏まえて、全ての人が参画できる社会を実現するとともに、高齢化社会におけるスムーズな移動を実現するために、「バリアフリーをより一層身近なものにする」を目標の一つに掲げ、車両や鉄道の駅など旅客施設等のバリアフリー化、ホームドアの設置に関する数値指標を盛り込んでいる。

高齢化社会への対応のみならず、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外から多くの人々が東京および首都圏を訪れることから、ホームドアの整備促進をはじめ上記の計画に盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、公共交通機関等のバリアフリー化を着実に進めていくべきである。更に、ホームドアの整備は車両扉位置の相違やコストの低減、整備に要する時間等の課題があることから、こうした課題に対応可能な新たなタイプのホームドアの技術開発を進めていくことも重要である。

なお、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくには、ハード面の整備に加えておもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を涵養するなど、ソフト面の対応も不可欠である。

国土交通省では、バリアフリー化の促進に対する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」を開催している。「心のバリアフリー」を推進することは、国土交通省重点政策２０１６や２０２０年大会に向けた国土交通省の取組にも明記されているが、こうした取組は、誰もが安全で円滑に移動できる環境整備に大変に有効であることから、鋭意推進されたい。

加えて、東京商工会議所では、上記の認識に基づき、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を全所的に推進している。更に、昨年１１月から本年１月にかけて、国土交通省の後援のもとで、首都圏の鉄道事業者が連携し「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施したところである。官民を挙げてこうした取組を実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは有意義であり、東京および首都圏のおもてなし力の向上や街の魅力向上にも資するものである。また、２０２０年大会を契機にこうした機運を更に高めていき、レガシーとして未来へ引き継いでいくことも重要である。

（３）港湾

➢ 国際海上コンテナターミナル整備事業の推進（東京港、横浜港）

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支え、首都圏４千万人の生活と産業を支える極めて重要な拠点であるが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭している。それに伴う基幹航路のわが国の港湾への直行便の減少などは、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されている。

国土交通省は京浜港と阪神港を国際コンテナ戦略港湾として位置づけ、「選択と集中」に基づく重点的な投資を行うこととしているが、京浜港の国際的な地位を回復するためには、必要な機能の整備とコストを含めたソフト面の改善に早急に取り組まなくてはならない。

こうした中、東京港中央防波堤外側地区および横浜港南本牧埠頭地区では国際海上コンテナターミナル整備事業が進められている。本整備事業を通じて、大水深コンテナターミナルを整備することにより、国際海上コンテナ物流において基幹的な航路である欧州航路や北米航路に就航している大型コンテナ船による効率的な輸送が可能となり、産業立地環境の向上と物流コストの低減が図られ、東京および首都圏の産業の国際競争力が強化されることが期待される。更に耐震性を強化した岸壁が整備されることで、震災時においても物流機能が維持されることが期待されている。東京港中央防波堤外側地区および横浜港南本牧埠頭地区の国際海上コンテナターミナル整備は、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で完成予定時期が公表されていることから、着実に推進していくべきである。

➢ 東京港大型クルーズ客船埠頭の整備推進等

世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進んだことで大幅に増加している。また、アジア域内においては、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことで、クルーズ市場の成長が見込まれていることから、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まることが予想されている。

一方で、東京は鉄道・航空との接続の充実、豊富な観光資源等、大きなポテンシャルを有しているとともに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることなどから、東京港への入港を希望するクルーズ船社が多くなっている。こうした状況の中、東京都は世界最大級の大型クルーズ客船にも対応できる新たな客船埠頭の整備を２０２０年大会の開催に間に合うように取り組んでいるところである。

昨年３月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において「訪日クルーズ旅客を２０２０年に５００万人」という新たな目標が設定された中で、東京港の大型クルーズ客船埠頭は高いストック効果が期待されていることから、同埠頭の整備を促進していくことが求められる。

加えて、本年１月に横浜港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾として選定されたことから、計画書に記載されているハード・ソフト両面の取組を鋭意推進していくことが望まれる。

（４）空港

➢ 羽田空港の更なる機能強化と就航都指数の増加等

羽田空港は、都心に近く２４時間利用できる空港であり、わが国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十二分に発揮させていくことが必要である。一方、世界の都市総合力ランキングで東京の弱みとして国際線直行便就航都市数など国際交通ネットワークが挙げられている中で、首都圏空港における国際線需要は２０１２年度からの１０年間で約６～８割増加する見込みであり、概ね２０２０年代前半には約７５万回の容量の限界に達する見通しとなっている。

従って、羽田空港の機能強化に向けて、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催までに実現し得る方策として提案されている滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、都心上空飛行経路の設定、駐機場やターミナルビル等の地上施設の整備等について、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮をした上で着実に実現し、拡大した昼間の空港容量を使って国際線を３．９万回拡大することで、更なる国際化を推進していくべきである。これにより、羽田空港の国際線旅客数は現在の１．６倍に増え、経済波及効果は年間で６，５００億円、雇用創出効果は４万７千人に達すると見込まれていることから、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や持続的な成長にも大きく寄与していくことが期待される。

加えて、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、港湾機能との共存に配慮した上で、鋭意、検討を進められたい。また、後述の通り、成田空港の機能強化に向けて提案されている方策についても、関係する地方公共団体等との議論を深めて着実に推進していく

べきである。これら一連の方策を通じて、「第４次社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、２０２０年度までの首都圏空港の空港処理能力の最大７．９万回の拡大や、「交通政策基本計画」で掲げられている首都圏空港の国際線就航都市数（旅客便）をアジア主要空港並みにすることを着実に実現されたい。また、更なる国際化により利用者に不便が生じないよう、出入国管理、税関および検疫体制を確保していくことも重要である。

なお、世界の航空需要が増大を続ける中で、操縦士需要も増大することが予測されていることから、操縦士の確保・育成にも注力されたい。

➢羽田空港のポテンシャルを活かした跡地利用の推進

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用にあたっては空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（三者協）が２０１０年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、第１ゾーンおよび第２ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等が取り纏められている。

第１ゾーンは大田区が中心となり、中小企業向けの研究開発施設・企業向けオフィス・交流施設や、観光情報・全国の文化等を紹介する施設を整備する計画がある。また、第２ゾーンは国土交通省が主導し、民間事業者への空港用地（行政財産）の貸付を通じて、宿泊施設の整備・運営等を図っていくこととしている。

こうした取組は、空港と一体となった魅力的なまちづくりに資することに加えて、羽田空港の優れた立地特性を活かし、都内のみならず全国の産業活性化や地域間交流に寄与するポテンシャルを有していることから、国家戦略特区を十分に活用の上、具現化に向けた取組を推進されたい。

あわせて、川崎市の殿町地区には生命科学分野の研究機関等の集積が進んでおり、上述の羽田空港跡地地区（第１ゾーン、第２ゾーン）を含む京浜臨海部との連携や、近隣のものづくり企業との医工連携の促進等、多岐にわたる相乗効果が期待されている。「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、国および地方公共団体の参加のもと、具体策の協議がなされているが、両地区の連携強化には、羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域において、都市再生特別措置法に基づく支援措置を十分に活用し、民間都市開発や連絡道路をはじめとする関連公共施設の整備を推進することや、国道３５７号線多摩川トンネルの早期整備等を促進していくことが求められる。

また、多摩川の長い水際線を活かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワーク形成にも注力していくことが求められる。

なお、上記の一連の取組を具現化する際には、適時適切な情報発信に努めるとともに、中小企業をはじめとした民間事業者の活力を最大限に活用していくべきである。

➢成田空港の更なる機能強化

成田空港は２０１３年３月末に年間発着枠を２７万回まで拡大し、２０１６年は約３，９００万人の航空旅客数があるなど、わが国の国際航空の中心的な役割を担っている。更にＬＣＣターミナルの整備等により、２０１５年３月に年間発着枠３０万回化を実現したところである。

成田空港は今後も、旺盛な首都圏の国際航空需要に対応する国際線のメイン空港の一つとして、地元合意を踏まえて、高速離脱誘導路の整備等による空港処理能力の拡大や、国際ネットワークの拡充に取り組み、更に著しく成長しているＬＣＣや、今後も拡大が見込まれるアジアから北米への乗り継ぎ需要を取り込んでいくことで、アジアのハブ空港としての地位を確立していくことが期待される。

➢横田基地の軍民共用化の推進、横田空域および管制業務の返還

首都圏空港は概ね２０２０年代前半には約７５万回の容量の限界に達する見通しがある中で、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。

また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は２００８年９月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然として民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくには、横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

（５）都市整備・まちづくり

➢民間都市再生事業の推進

グローバル化の一層の進展に伴い、アジア主要都市がインフラや市場の整備を進め、急速に成長していることから世界の都市間競争が激化している。そうした中、わが国の経済成長のエンジンである東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくには、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、世界から資金や人材、情報を呼び込むことができる魅力ある都市拠点をより一層形成していくことが必要である。

そのため国は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、全国５９地域を「都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域では、容積率等土地利用規制の緩和や、都市計画の提案、事業許可等の手続期間の短縮など、都市再生特別措置法に基づく特別な措置が用意さ

れている。
　また、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、全国１３地域を「特定都市再生緊急整備地域」に指定している。同地域においては、「都市再生緊急整備地域」における特別な措置に加えて、下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和などの措置を通じて、民間都市開発を支援している。
　両地域では、上記の特別な措置に加えて、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市再生事業に対して、税制支援や金融支援等を実施している。現在、民間都市再生事業計画としてこれまで１０７計画（うち東京都内を事業区域とする計画は５６計画、いずれも本年３月１０日時点）が認定されており、こうした民間都市再生事業は大きな経済波及効果が期待されている。これらの支援措置を通じて民間の都市再生事業を促進していくことで魅力ある都市拠点をより一層形成していくとともに、国際競争力の強化に資する施設の整備を促進するための民間都市再生事業に対する新たな金融支援措置や税制支援、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和など、措置の更なる拡充を図られたい。

➢ 国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進
　国家戦略特区には、世界から資本・人材を呼び込む国際的ビジネス環境の整備等を目的に、多岐にわたる規制改革メニューが用意されている。このうち、都市計画法等の特例措置では、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進するため、区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすワンストップ処理が可能であり、都市再生プロジェクトの迅速な推進に大いに寄与している。
　現在、東京圏の区域計画には、本特例措置に基づく複数の都市再生プロジェクトが盛り込まれているが、着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、本特例措置の追加対象となっているプロジェクトも数多くあるため、プロジェクトの具現化に向けて、新たな区域計画を速やかに認定していくことが肝要である。
　更には、一昨年８月に東京圏の国家戦略特区の都内における区域が、９区から東京都全域へ拡大された。従って、９区以外の地区における都市再生プロジェクトなど、対象となるプロジェクトを更に追加していくことで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進し、外国企業やＭＩＣＥの誘致を加速することで、新たな投資や雇用を創出していくことが求められる。
　加えて、すでに予定されている合計３２の都市再生プロジェクト全体で約１１兆円の経済波及効果が見込まれている中で、「日本再興戦略２０１６」には、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させるため、都市再生プロジェクトの合計数を２年間で１００とする構想が掲げられていることから、着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。
　なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくには、税制支援等の拡充や、日影規制の緩和、借地借家法の正当事由の拡大も検討すべきである。更に、東京都駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の附置義務が課せられているが、一定の駐車需要が見込めないエリアもあることから、附置義務の一層の緩和も検討すべきである。

➢ 水辺や緑の空間を活かした魅力ある景観の形成、舟運の活性化
　水や緑といった豊かな自然、歴史や文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観・環境は地域固有の貴重な資産であり、これらを再生・保全・活用することは都市の魅力向上につながるだけでなく、地域活性化や観光振興にも寄与する。従って、にぎわいのある水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創出に鋭意、取り組まれたい。また、水と緑による「うるおい」のあるまちなみや景観を、海外にはない「日本ならでは」の魅力として、世界へ広くアピールしていくことも重要である。
　更に、上記に関連し、魅力があり快適なまちづくりを推進していく上で、都市公園の整備や公園施設の老朽化対策の実施、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた路面温度抑制対策も推進していくべきである。
　なお、水辺の周辺には、多くの観光資源があり、これらをつなぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値があることから、舟運の活性化に向け、新たな舟運ルートの開発に対する支援、運航に係る届出手続きの簡素化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用を推進されたい。加えて、国をはじめ都や区など行政が設置・管理する船着場について更なる一般開放を望むとともに、設置者や管理者ごとに異なる船着場の利用条件統一、船着場における利便施設の整備等により、舟運事業者の一層の利便性向上を図られたい。また、駅やバス停留所などの公共交通機関や観光エリアから船着場までの案内や誘導が充分ではなく、船着場がわかりにくいといった指摘があることから、案内誘導サインの充実や船着場自体の統一ロゴマークの整備など利用者の利便性向上が求められる。

➢ エリアマネジメントの推進
　地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設・公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練やパトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バスやレンタサイクルの運営等の地域交通事業をはじめ、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境および価値を維持・増進するための取組であるエ

リアマネジメントは、質の高い都市空間の形成に大いに寄与している。エリアマネジメント団体によるソフト的な活動は東京の魅力向上や国際競争力の強化にとって重要な要素であるため、セミナー等による普及啓発や、道路占用の特例を活用する地元自治体の取組に対する支援、公開空地の活用促進に向けた規制緩和等により、エリアマネジメントを更に進化させていくべきである。

➢ 集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進）

首都圏および東京圏の人口はこれまで増加傾向であったが、今後は逓減していくことが予想されている。また、東京都の人口は２０２５年の１，３９８万人をピークに減少に転じることが予測されている。区部の２０５０年の人口増減（２０１０年との比較）では、主に都心（中央区、港区、江東区等）で人口が増加するものの、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりは、こうした人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。

国土交通省は、時代に合った構造的な地域づくりの基本コンセプトとして「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げている。このコンセプトに則り、東京を含む首都圏全域においても、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再編していくことが重要である。とりわけ、東京では、鉄道をはじめとした交通網により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、「大都市戦略」が掲げる「鉄道沿線まちづくり」を推進し、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくことが必要である。その際、高次の都市機能については沿線の地方公共団体で分担・連携していく発想が重要である。

なお、「コンパクト・プラス・ネットワーク」や「鉄道沿線まちづくり」の考えに則り地域構造の再編を推進していくには、国土交通省のモニターアンケートにおいて、６割強がコンパクト・プラス・ネットワークについて「聞いたことがない」と回答している一方で、コンパクト・プラス・ネットワークの考えを重要であると回答する割合は約８割であることから、国民・都民に対する一層の周知や理解促進が不可欠である。

➢ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

「第４次社会資本整備重点計画」では、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する」を重点目標の一つに掲げ、目標を実現するための政策パッケージとして「安心して生活・移動できる空間の確保（バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進）」を設定し、都市公園や特定路外駐車場、特定道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物等におけるバリアフリー化率を数値目標として盛り込んでいる。また、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」においても、２０２０年度までに達成すべき公共施設等のバリアフリー化率等が明記されている。

高齢化社会への対応のみならず、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外から多くの人々が東京および首都圏を訪れることから、上記の計画に盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、歩行空間、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

➢ 既存住宅ストックの活用促進

既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。

国土交通省および関係機関は、これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から「いいものをつくって、きちんと手入れをして、長く大切に使う」社会へと移行するための措置として、リフォームに係る相談や、消費者が既存住宅の状態を把握するための現況検査に係る指針の策定、瑕疵保険等に取り組んでいるが、消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備に向けて、こうした措置の一層の周知や拡充に努められたい。これらの一連の措置により、「住生活基本計画」で掲げられている既存住宅流通の市場規模（２０１３年４兆円→２０２５年８兆円）等の成果目標を達成していくことが期待される。

➢ 「物流生産性革命」の推進および関連施設の整備

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、国内貨物輸送の９割を占め物流の中核を担うトラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が発生している。

こうした中、国土交通省は「生産性革命プロジェクト」の一環として、「物流生産性革命」を推進している。この「物流生産性革命」には、「成長加速物流」として、荷主協調のトラック業務改善や中継輸送を含む共同輸配送の促進、物流を考慮した建築物の設計・運用の促進、自動隊列走行の早期実現など「トラック物流の革新」や、「コンテナ輸送の革新」、「港湾の刷新」、「海運の刷新」が盛り込まれている。また、「暮らし向上物流」とし

て、オープン型宅配ロッカーの導入促進等による宅配便再配達の削減、ドローンによる荷物輸送のための環境整備、手ぶら観光の促進等が盛り込まれているが、共同荷捌き駐車施設の整備も含め、国土交通省が目指している２０２０年までに物流事業の労働生産性を２割程度向上させることを実現するために、これらの施策および関連施設の整備を鋭意推進されたい。

更に、「トラック輸送の生産性向上に資する道路施策」に盛り込まれている「ダブル連結トラックによる省人化」、「物流モーダルコネクトの強化」、「特大トラック輸送の機動性強化」についても、鋭意実施されたい。

➢宿泊施設および貸切観光バス駐車場の整備促進

訪日外国人客の急増を受け、首都圏をはじめとした三大都市圏のみならず地方都市においても宿泊施設の稼働率が８割を超える地域が見られるなど、多くの地域において宿泊施設が不足している。観光立国の推進を図る上で宿泊施設の不足がボトルネックとなっており、今後見込まれる訪日外国人客の更なる増加を見据えると、宿泊施設の供給確保が大きな課題となっている。

こうした中、国土交通省は昨年６月に、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知を、各都道府県知事および各指定都市の長に対して発出した。この制度を活用し、新築のみならず増改築・用途変更も含めて、大規模なものから小規模なものまで多様な宿泊施設の供給を促進し、適切な場所への立地を政策的に誘導していくことが求められる。

更に、都市部において貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者から対応を求める声があがっている。主要駅や空港等に加えて、都市部においても貸切バス専用の乗降スペースや駐車場を確保することが必要である。

○防災・減災

①災害に強いまちづくり

➢木密地域等密集市街地の早期改善

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の１１％、居住人口の２０％を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

国の首都直下地震の被害想定では、都内で想定される最大の死者数約１万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約３３万３千棟のうち、地震火災を原因とするものは約８，４００人、約２２万１千棟と、それぞれ約３分の２を占めている。東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０万４千棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取組である。

こうした中、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、昨年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。あわせて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

一方、東京都においても、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、２０２０年度までに整備地域の不燃領域率を７０％に引き上げるなど、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。

従って、首都直下地震等大災害発生時の被害を最小限に抑えるために、２０２０年度までに木密地域等密集市街地の解消を図ることは極めて重要であることから、密集市街地総合防災事業等を通じて、延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、老朽建築物の建替え・除去、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。加えて、高齢者が多い木密地域において、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備を進めるなど、多様な世代や世帯の居住を促進していくことも重要である。

なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

➢緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。

東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事

が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、昨年１２月時点の耐震化率は８２．７％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると３４．１％にとどまっている。こうした状況に対して、東京都が沿道建築物の所有者を対象に昨年に実施した調査では、所有者の４６％が耐震化を予定（耐震改修を予定２６％、建替え・除却を予定２０％）していることが明らかになった一方で、４９％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。

従って、建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要がある。

➢ 老朽マンション、団地、ニュータウンの耐震化、再生の促進

都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。

また、マンションを「終の棲家」として考える割合が高まっていることに加えて、居住者の高齢化も進んでいる。２０１３年時点の調査では、都内マンションのうち世帯主の年齢が６５歳以上の割合は約３割となっており、建築年代別に見ると古いマンションほど高齢化が進んでいる。また、都内の旧耐震基準で建てられたマンションうち、建替えの検討を行ったことがある、または今後検討予定であるとの割合は約１５％に過ぎず、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などを挙げている割合が多い。

そうした状況の中、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、法改正等の措置により更なる支援策等が講じられるよう検討されたい。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を鋭意実施していくことも必要である。

なお、都市再生特別措置法の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせたまちづくりを加速していくことも重要である。

➢ 無電柱化の推進

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

「第４次社会資本整備重点計画」において、災害リスク低減の観点から、市街地等の幹線道路の無電柱化率を２０１４年度の１６％から２０２０年度に２０％とすることが数値目標として掲げられていることに加えて、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」においても、良好な景観形成や観光振興、歩行空間のバリアフリー化の観点から、重点施策に位置付けられている。また、東京都においても「東京都無電柱化推進計画」でセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を２０１９年度までに完了することに加えて、東京都無電柱化推進条例の策定や、都道・臨港道路全線における電柱新設の禁止などの目標を掲げている。

一方、東京２３区の無電柱化率は７％と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状７号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、無電柱化を推進していくことが求められる。加えて、無電柱化の推進に関する法律に基づく施策を積極的に推進していくことも重要である。

➢ 空き家対策の推進

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１３年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．５％（東京都は１１．１％）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

こうした背景のもと、一昨年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村を対象とした計画作成等に関する支援や助言、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進、専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援等を着実に実施されたい。

➢ 効率的・効果的な地籍調査の推進

木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１４年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５１％に対して、東京都は２１．９％であり、区部に限ると９．３％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。

なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。

②災害に強い都市基盤

➢ 主要な交通施設の耐震化促進（道路橋梁、鉄道施設等）

首都直下地震の被害を最小限に抑えるには、防災拠点や他県等との連絡や迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路が、発災時でも機能することが極めて肝要である。「第４次社会資本整備重点計画」では、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率を２０１３年度の７５％から２０２０年度に８１％にすることを目標としているが、出来るだけ早期に全ての橋梁の耐震化を完了すべきである。

鉄道については首都直下地震発生時に、首都圏内の利用者は最大で約１８０万人と想定されている一方で、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生すると予想されている。首都圏の鉄道施設がひとたび被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、鉄道施設の耐震性を向上させ、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。「交通政策基本計画」および「第４次社会資本整備重点計画」には、２０１７年度に主要駅や高架橋等の鉄道施設など主要鉄道路線の耐震化率を概ね１００％とすることが盛り込まれていることから、計画に則り、着実に推進されたい。なお、鉄道利用者や地域住民の安全・安心を確保するためには、地平駅の耐震化も促進していくことが望ましい。

➢ 東京港における耐震強化岸壁の整備

首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送拠点や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。なお、外貿コンテナふ頭では、耐震強化済みの岸壁が３バースと少ないため、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するには、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁についても更なる増設が不可欠である。

また、大規模災害時における東京湾内の緊急物資輸送拠点にアクセスするための開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保が必要である。関東ブロックにおいて、これらに係る具体的な施策を鋭意推進していくべきである。

➢ 羽田空港の耐震化、液状化対策の推進

羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。従って、耐震化、液状化対策を実施中のＣ滑走路等について、対策を早急に完了すべきである。

➢ 物流拠点の再整備・機能更新、災害対応力の強化

２０１３年度の「第５回東京都市圏物資流動調査」では、首都直下地震の想定最大震度が６強以上の区市町村内に立地している物流施設が東京都市圏全体の約５割を占めており、そのうち旧耐震基準で建設された施設が約３割超を占めていることが明らかになった。一昨年末に公表された東京都市圏交通計画協議会の提言「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」では、上記の調査結果を踏まえ、首都直下地震で東京都市圏の物流施設の活動が影響を受けた場合に懸念される物資流動量は小さくなく、物流を通じて都市圏内外の消費・産業活動に影響を及ぼす可能性を指摘している。

また、本提言では、大災害時にも維持可能なサプライチェーンの確保や被災地への円滑な支援物資供給に向けて取り組むべき施策として、立地需要のある郊外部等への物流施設の立地支援や、物流施設等の防災機能強化への支援、災害時のサプライチェーン・支援物資輸送を支えるネットワーク構築の必要性を提起している。

物流は、生産、流通、販売といった一連の経済活動に不可欠であるばかりか、緊急支援物資の輸送をはじめ、大災害時の迅速な復旧・復興にも極めて重要な役割を担うことは言うまでもない。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

従って、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇、施設整備のための財政支援を拡充していくことが求められる。加えて、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進に加えて、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。

なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

➢液状化対策の推進

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると思われる。

従って、「首都直下地震対策計画」に基づき、宅地や河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設や上下水道、交通インフラ等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進していく必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等の更なる周知を通じて、地域住民や企業等の液状化に対する意識の向上を図っていくことも肝要である。

➢地下街、地下駅等の浸水対策の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。また、「第４次社会資本整備重点計画」および「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」において、地下空間の浸水防止・避難確保対策の推進が重点施策に位置付けられているが、特に、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数を２０２０年度に約３５０にする数値指標が掲げられている。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

なお、荒川右岸の堤防決壊など都内では大規模水害が危惧されていることから、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。

➢河川、海岸施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な

浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。

更に、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。

国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいるが、人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、これらの対策を鋭意推進していく必要がある。

なお、東京都においても、東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策および東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進していることから、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、対策を進められたい。

➢八ッ場ダム、堤防等、ストック効果の高い根幹的治水施設の整備

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。

加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。

以　上

２０１７年度第３号
２０１７年　６月　９日
第６９６回常議員会決議

＜提出先＞　国土交通大臣、国土交通省幹部　等

＜実現状況＞

○「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づく連携事業の推進

（外環道視察（２／２２）、関東地方整備局意見交換（６／１６）、本省意見交換（９／２５）等）

【関連予算の拡充】

○水防災意識社会の再構築に向けた水害対策の推進３，９２７億円(＋１１４億円)

○インフラ老朽化に対する戦略的な維持管理・更新の推進４，４７２億円(＋１７２億円)

○効率的な物流ネットワークの強化２，２８３億円（＋１０９億円）

○都市の国際競争力の強化１４６億円（＋４億円）

○首都圏空港等の機能強化１５５億円（＋２億円）

○現場を支える技能人材の確保・育成、物流の生産性向上３５億円（＋３億円）

○ｉ－ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの推進１９億円(＋１２億円)

○都市機能の誘導・集約等によるコンパクトシティの推進２４５億円（＋７億円）

○バリアフリー・ユニバーサルデザイン化等の推進４１億円（＋１４億円）　等

## ４．首都・東京の都市整備に関する要望

１．基本認識

１９６４年の東京オリンピック・パラリンピックは、わが国が国際社会へ本格的に復帰した象徴となり、敗戦から立ち上がったわが国の復興を世界に示すとともに、経済大国としての第一歩を踏み出す契機になった。

また、新幹線や首都高速道路に代表される都市基盤やごみのない美しい街並みなど、ハード・ソフト両面にわたり多くのレガシーが生み出された。開催まで残すところ３年余に迫った２０２０年東京オリンピック・パラリンピックは大会の成功はもとより、１９６４年大会と同様に多くのレガシーが生み出されることが期待されている。

中でも、社会資本整備・都市づくりに関する分野では、大会関連施設や選手村の後使用に加えて、国際的なビジネス・生活拠点の形成、三環状道路の整備や東京港の機能強化、羽田空港の更なる国際化等の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化、ユニバーサルデザイン化や多言語表示の進展、無電柱化等による景観改善、防災まちづくりの進展などハード面から、スポーツによる健康増進や文化・芸術活動の活性化、国際交流の活発化、声かけ・サポート運動をはじめとした心のバリアフリーの進展などソフト面に至るまで、多岐にわたるレガシー形成が見込まれている。

現在、東京都は「２０２０年に向けた実行プラン」に基づき、上記の具現化に向け鋭意取り組んでいるが、これら一連の社会資本整備・都市づくりに関する政策は、東京の更なる成長・発展に向けた基盤であるとともに、２０２０年大会の成功と有形無形のレガシー形成に向け重要な役割を担うことから、取組を更に加速させていく必要がある。

加えて、本格的な人口減少、少子化、高齢化により、東京はこれまで経験したことのない大転換期を迎えようとしている中で、２０２０年大会を跳躍台として、世界の範となる持続的な成長・発展が可能な都市へと進化していかなければならない。そのためには都が長期的なかつ広域的な視点を持ち、将来を見据えた都市像とその実現化方策として「都市づくりのグランドデザイン」を示すとともに、その実現に向けて、官民が連携し着実に取り組んでいくことが重要である。

東京商工会議所はこれまでも外環道の整備促進や木密地域の早期改善、首都直下地震対策など東京都と緊密に連携して取り組んできたが、会員企業から「２０２０年大会の成功」とそれに向けた「交通インフラの利便性向上」を望む声が多く寄せられている。

更に、東京の社会資本整備・都市づくりは、２０２０年大会の開催を通じて都内のみならず全国にもたらされる経済効果（東京都試算：約３２兆円）を確実に発現させ、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現するために重要な役割を担うことから、下記により要望を申し上げる。

２．要望項目

２０２０年大会の成功と首都・東京の成長・発展に向け特に重要な社会資本整備・都市づくりに関する要望を下記に列挙する。

### （１）道路

➢ 外環道の整備促進

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。

一昨年３月に全面開通した首都高速中央環状線では、開通後３カ月の整備効果として、渋滞緩和効果の継続的な発現（中央環状線内側において、利用交通量は約５％減少、渋滞損失時間は約５割減少）、また、それに伴い定時性や安全走行性が向上し、経済活動の効率化、生産性の向上に寄与するなど、高いストック効果が発現している。更に開通後６カ月の整備効果としても、中央道方面と大井埠頭・羽田空港方面の貨物車輸送において、これまで一般道路や都心環状線を利用していた交通の約８割が中央環状線経由に転換し、輸送時間が約３割短縮するなど物流等の企業活動の効率化に寄与している他、観光・レジャー面においても高いストック効果が発現している。

しかし、首都圏三環状道路の整備率は約７９％で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分な状況ではない。首都圏の国際競争力の強化のみならず、わが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏三環状道路、中でも、整備率が約４０％にとどまっている外環道は着実に整備していくべきである。

外環道（関越道～東名高速間）が完成すれば、上記と同様に都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣＯ２排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など様々な整備効果が期待されていることから、都内経済界の総意として早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。とりわけ、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速間）をはじめ、東京および首都圏全体の国際競争力の強化に寄与し、災害時にも重要な役割を担う道路は早期に整備すべきである。

また、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京お

よび首都圏全体の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。昨年２月、同区間の計画の具体化に向け、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立されたが、この協議会の場などにおいて検討を進め、早期に全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、まず東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。

➢ 圏央道の早期整備

圏央道は一昨年１０月に埼玉県区間が全線開通し、常磐道と東関東道、および、東名高速から東北道がそれぞれつながったことで、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が発現している。更に、本年２月に茨城県区間（境古河ＩＣ～つくば中央ＩＣ間）が開通し、東関東道から東名高速がつながり圏央道の利便性が一段と向上したことで、更なるストック効果が発現することが期待されている。

茨城県区間（境古河ＩＣ～つくば中央ＩＣ間）の開通により、圏央道の整備率は約９割になり概成したが、神奈川県の釜利谷ＪＣＴ～戸塚ＩＣ間および栄ＩＣ・ＪＣＴ～藤沢ＩＣ間、千葉県の大栄ＪＣＴ～松尾横芝ＩＣが事業中であり、前者は２０２０年度までに完成予定との見通しが立っているが、後者の完成時期は未定となっている。

上述の通り、圏央道は渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果、更には地震による被災時の緊急輸送、災害や事故による非常時の迂回機能確保など、多岐にわたるストック効果が期待されていることから、早期かつ着実に整備を推進していくべきである。

➢ ２０２０年大会の成功を支える幹線道路の早期整備（環２、首都高速道路晴海線等）

首都・東京の道路整備は、わが国経済を活性化させ国際競争力を強化するとともに、災害時には首都の中枢機能を堅持するなど大きなストック効果を発揮することから、極めて重要である。

都内の主要な道路は、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック開催時の円滑な輸送を実現する上で重要な役割を担うことはもとより、２０２０年大会を契機とした更なる発展が見込まれる地域へのアクセスを強化する上でも重要である。

特に、都心と臨海部を結ぶ環状２号線や首都高速道路晴海線（晴海～豊洲区間）など、２０２０年大会の成功を支え、大会後も首都機能を最大限に発揮させる道路の整備を推進していくべきである。なお、「２０２０年に向けた実行プラン」に記載の通り、環状２号線は２０２０年大会に対応するために地上部道路を整備するとともに、２０２０年大会時の円滑な通行の確保に向け、交通制御などのソフト対策を講じていくことが望ましい。加えて、環状２号線本線のトンネルも並行して整備していくことで、２０２０年大会終了後、早期に完成させるべきである。

更に、東京の成長・発展に向け、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線の計画的な事業化に取り組み、着実に整備を推進していくことが期待される。

➢ 首都圏の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消）

道路移動時間の約４割は渋滞に費やされており、渋滞による損失は年間約２８０万人分の労働力に匹敵する。効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は早急に対策を講じるべきである。

特に、全国ワースト１位の渋滞損失が発生している東名高速大和トンネル付近や、中央自動車道の調布付近および小仏トンネル付近、首都高速板橋・熊野町ジャンクション等は、恒常的に交通渋滞が発生し定時性を損ねている。２０２０年東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ２０１９開催時には、観光客の大幅増加等から高速道路利用率の増大が予想されていることから、早期のピンポイント渋滞対策が強く望まれる。

➢ 国道（３５７号線、１５号線・品川駅周辺等）の整備推進

東京都区部における混雑時平均旅行速度は１６．８ｋｍ／ｈとマラソンランナーよりも遅く、国内外の主要都市と比較して依然として低い水準にあることから、都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、大災害時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道３５７号線は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも大いに寄与する重要な路線である。また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の円滑な移動を提供する上でも重要な役割を担うことが期待されている。国道３５７号線は東京港トンネル（東行き）、多摩川トンネルが未整備であることから、早期整備が期待される。

また、国土交通省と東京都は品川駅周辺の基盤整備・まちづくりについて、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」の実現に向けた基盤整備を前進させるために国道１５号・品川駅西口駅前広場の整備方針をとりまとめ、本年２月に公表した。この中で、国道１５号は、立体道路制度の活用により、道路上空の空間等を有効活用するなど合理的な土地利用を促進し、交通広場の整備とあわせて官民が連携し、都市基盤整備を進めていく旨が示されていることから、まちづくりと一体的な整備に向けて積極的に取り組んでいくべきである。

その他、国道２０号（八王子南バイパス、日野バイパス・延伸）や、首都圏の都市間連携を強化する国道（国

道６号など）についても整備を促進していくべきである。

➢ 臨港道路南北線の整備推進

首都圏の生活と産業を支える東京港は、世界同時不況後も外貿コンテナ取扱量が増大しており、施設容量を大幅に上回るコンテナ取扱量が交通混雑等の外部不経済を発生する要因ともなっている。このため、抜本的な施設容量の向上策として、新たなふ頭の整備及び既存ふ頭の再編を行うとともに、合わせて道路ネットワークの充実・強化を図るなど、交通混雑の解消に向けた取組が求められている。特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

上記を踏まえ、臨港道路南北線は、これらの課題解決に向け重要な役割を担う道路であることから、着実に整備を推進していくべきである。

➢ 踏切対策および連続立体交差事業の推進

都内には約１，０５０カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。「第４次社会資本整備重点計画」および「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」で重点施策に位置付けられている通り、効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、踏切システムの改善や踏切道の拡幅、連続立体交差事業を積極的に推進すべきである。

なお、連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから、鋭意推進していくべきである。

➢ 首都高速道路等の老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。２０１３年１２月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づき、１号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）に引き続き、１号羽田線（高速大師橋）・３号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新を推進していくとともに、都心環状線の築地川区間や日本橋区間の都市再生に関する検討を進め、速やかに実施していく必要がある。なお、首都高速の老朽化対策の実施にあたっては、三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えた上で、取組を迅速に進められたい。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を鋭意推進していくことが求められる。

➢ 立体道路制度の拡充等を通じた道路空間の利活用

道路の立体的区域を指定して、道路と建物を一体的に整備するための制度である立体道路制度は、道路と周辺地域の一体的な整備が図られ、合理的な土地利用の促進に寄与することから、用地の確保が特に困難な東京では道路整備や都市再生事業を推進していく際に有効な制度である。

上述の通り、本年２月に公表された国道１５号・品川駅西口駅前広場の整備方針の中で、国道１５号は、立体道路制度の活用により、道路上空の空間等を有効活用するなど合理的な土地利用を促進し、交通広場の整備とあわせて官民が連携し、都市基盤整備を進めていく旨が示されているが、土地の有効利活用に向けて、こうした取組を他のプロジェクトでも積極的に取り入れていくことが望ましい。

（２）鉄道・バス

➢都心と首都圏空港間のアクセス改善など、鉄道交通網の更なる強化

世界の都市総合力ランキングでは、東京の強みとして「公共交通の充実・正確さ」が挙げられている一方で、弱みとして「都心から国際空港までのアクセス時間」を指摘している。従って、東京および首都圏全体の国際競争力を強化するには、首都圏空港（特に羽田空港）と都心間のアクセス改善による移動利便性の向上が不可欠である。鉄道路線の整備、バスの運行充実等に向けて、国、東京都等関係自治体、事業者が緊密に連携し着実に対応していくことで、アクセスを更に改善していくべきである。

また、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について、昨年４月に国土交通省交通政策審議会諮問第１９８号に対する答申が公表された。この答申では、国際競争力の強化に資するプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設や既存施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

この中で、特に地元自治体や事業者から要望が強い路線については、事業を推進するための課題を整理し、費用対便益や技術的な課題等を検討、精査するなど整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。加えて、既存の都市鉄道網を活用した連絡線の整備などにより、都市鉄道ネットワークの充実や利便性の向上、空港アクセスの改善を図ることも、国際競争力の強化に大変に有効である。

なお、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。加えて、訪日外国人客の一層の増加や２０２０年東京オリンピック・パラリンピック等を見据えて、交通系ＩＣカードの利用エリア拡大や、公共交通機関における多言語での情報提供、無料公衆無線ＬＡＮの導入を推進していくことも重要である。

➢ 都心と臨海部を結ぶＢＲＴの整備
２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、公共交通に対する更なる需要の増加が見込まれる臨海副都心へのアクセスを強化していく必要がある。東京都は、都心と臨海部を結ぶＢＲＴの運行に向け、昨年４月に「都心と臨海副都心とを結ぶＢＲＴに関する事業計画」を策定したが、この計画に基づき地元調整、関係者との施設整備等の協議、停留施設を設置するりんかい線の駅前広場（東京テレポート駅、国際展示場駅）の改修等を着実に推進していくとともに、環状２号線の整備状況にあわせてＢＲＴの運行を速やかに開始していくことが望まれる。

➢ 主要な鉄道駅など交通結節点における施設整備の促進
人口の高齢化が進行している中で、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、自動車に頼らないまちづくりを進めるために、複数の交通手段をつなぐ施設であり地域の拠点となる駅前広場等の交通結節点では、快適性・利便性の向上など一層の機能強化が求められている。こうした交通結節点では、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、駅前広場やペデストリアンデッキ、自由通路など公共交通機関の利用促進に資する施設等の整備を促進していくべきである。

➢ ホームドアの整備促進、駅のバリアフリー対策の強化
「２０２０年に向けた実行プラン」では、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックも踏まえて、交通機関、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動し、安心して過ごすことができる魅力ある都市を実現するために、鉄道駅のバリアフリー化に関する数値目標が掲げられている。
高齢化社会への対応のみならず、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外から多くの人々が東京および首都圏を訪れることから、ホームドアの整備促進をはじめ上記プランに盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、公共交通機関等のバリアフリー化を着実に進めていくべきである。
なお、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくには、ハード面の整備に加えておもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を涵養するなど、ソフト面の対応も不可欠である。東京商工会議所では、上記の認識に基づき、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を全所的に推進している。更に、昨年１１月から本年１月にかけて、国土交通省の後援のもとで、首都圏の鉄道事業者が連携し「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施したところである。官民を挙げてこうした取組を実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは有意義であり、東京および首都圏のおもてなし力の向上や街の魅力向上にも資するものである。また、２０２０年大会を契機にこうした機運を更に高めていき、レガシーとして未来へ引き継いでいくことも重要である。

（３）港湾

➢ 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業の推進
東京港は、わが国の国際物流を支え、首都圏４千万人の生活と産業を支える極めて重要な拠点であるが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港の急速な台頭により、国際競争力を強化していくことが課題となっている。
こうした中、東京港中央防波堤外側地区では国際海上コンテナターミナル整備事業が進められている。本整備事業を通じて、大水深コンテナターミナルを整備することにより、国際海上コンテナ物流において基幹的な航路である欧州航路や北米航路に就航している大型コンテナ船による効率的な輸送が可能となり、産業立地環境の向上と物流コストの低減が図られ、東京および首都圏の産業の国際競争力が強化されることが期待される。更に耐震性を強化した岸壁が整備されることで、震災時においても物流機能が維持されることが期待されていることから、東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備は、着実に推進していくべきである。

➢ 東京港大型クルーズ客船埠頭の整備推進等
世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進んだことで大幅に増加している。また、アジア域内においては、大型クルーズ客船による低価格なカジュアルクルーズの提供が開始されたことで、クルーズ市場の成長が見込まれていることから、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まることが予想されている。
一方で、東京は鉄道・航空との接続の充実、豊富な観光資源等、大きなポテンシャルを有しているとともに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることなどから、東京港への入港を希望するクルーズ船社が多くなっている。こうした状況の中、東京都は世界最大級の大型クルーズ客船にも対応できる新たな客船埠頭の整備を２０２０年大会の開催に間に合うように取り組んでいるところである。
昨年３月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において「訪日クルーズ旅客を２０２０年に５００万人」という新たな目標が設定された中で、東京港の大型クルーズ客船埠頭は高いストック効果が期待されていることから、同埠頭の整備を促進していくことが求められる。

（４）空港

➢羽田空港の更なる機能強化と就航都市数の増加等

羽田空港は、都心に近く２４時間利用できる空港であり、わが国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十二分に発揮させていくことが必要である。一方、世界の都市総合力ランキングで東京の弱みとして国際線直行便就航都市数など国際交通ネットワークが挙げられている中で、首都圏空港における国際線需要は２０１２年度からの１０年間で約６～８割増加する見込みであり、概ね２０２０年代前半には約７５万回の容量の限界に達する見通しとなっている。

従って、羽田空港の機能強化に向けて、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催までに実現し得る方策として提案されている滑走路処理能力の再検証、特定時間帯の活用、都心上空飛行経路の設定、駐機場やターミナルビル等の地上施設の整備等について、地元住民や環境、港湾機能等に十分に配慮をした上で着実に実現し、拡大した昼間の空港容量を使って国際線を３．９万回拡大することで、更なる国際化を推進していくべきである。これにより、羽田空港の国際線旅客数は現在の１．６倍に増え、経済波及効果は年間で６，５００億円、雇用創出効果は４万７千人に達すると見込まれていることから、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や持続的な成長にも大きく寄与していくことが期待される。

加えて、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、港湾機能との共存に配慮した上で、鋭意、推進していくことが期待される。

➢羽田空港のポテンシャルを活かした跡地利用の推進

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用にあたっては空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（三者協）が２０１０年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、第１ゾーンおよび第２ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等が取り纏められている。

第１ゾーンは大田区が中心となり、中小企業向けの研究開発施設・企業向けオフィス・交流施設や、観光情報・全国の文化等を紹介する施設を整備する計画がある。また、第２ゾーンは国土交通省が主導し、民間事業者への空港用地（行政財産）の貸付を通じて、宿泊施設の整備・運営等を図っていくこととしている。

こうした取組は、空港と一体となった魅力的なまちづくりに資することに加えて、羽田空港の優れた立地特性を活かし、都内のみならず全国の産業活性化や地域間交流に寄与するポテンシャルを有していることから、国家戦略特区を十分に活用の上、具現化に向けた取組を推進していくことが望まれる。

あわせて、川崎市の殿町地区には生命科学分野の研究機関等の集積が進んでおり、上述の羽田空港跡地地区（第１ゾーン、第２ゾーン）を含む京浜臨海部との連携や、近隣のものづくり企業との医工連携の促進等、多岐にわたる相乗効果が期待されている。「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、国および地方公共団体の参加のもと、具体策の協議がなされているが、両地区の連携強化には、羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域において、都市再生特別措置法に基づく支援措置を十分に活用し、民間都市開発や連絡道路をはじめとする関連公共施設の整備を推進することや、国道３５７号線多摩川トンネルの早期整備等を促進していくことが求められる。

また、多摩川の長い水際線を活かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワーク形成にも注力していくことが求められる。

なお、上記の一連の取組を具現化する際には、適時適切な情報発信に努めるとともに、中小企業をはじめとした民間事業者の活力を最大限に活用していくべきである。

➢横田基地の軍民共用化の推進、横田空域および管制業務の返還

首都圏空港は概ね２０２０年代前半には約７５万回の容量の限界に達する見通しがある中で、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。

また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は２００８年９月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったが、依然として民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくには、横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

（５）都市整備・まちづくり

➢国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進

国家戦略特区には、世界から資本・人材を呼び込む国際的ビジネス環境の整備等を目的に、多岐にわたる規制改革メニューが用意されている。このうち、都市計画法等の特例措置では、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進するため、区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすワンストップ処理が可能であり、都市再生プロジェクトの迅速な推進に大いに寄与している。

現在、東京圏の区域計画には、本特例措置に基づく複数の都市再生プロジェクトが盛り込まれているが、着実

かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、本特例措置の追加対象となっているプロジェクトも数多くあるため、プロジェクトの具現化に向けて、新たな区域計画を速やかに認定していくことが期待される。

更には、一昨年８月に東京圏の国家戦略特区の都内における区域が、９区から東京都全域へ拡大された。従って、９区以外の地区における都市再生プロジェクトなど、対象となるプロジェクトを更に追加していくことで、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進し、外国企業やＭＩＣＥの誘致を加速することで、新たな投資や雇用を創出していくことが求められる。

加えて、すでに予定されている合計３２の都市再生プロジェクト全体で約１１兆円の経済波及効果が見込まれている中で、「日本再興戦略２０１６」には、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させるため、都市再生プロジェクトの合計数を２年間で１００とする構想が掲げられていることから、国と緊密に連携し、着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。

なお、国家戦略特区を通じて国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくには、税制支援等の拡充や、日影規制の緩和、借地借家法の正当事由の拡大も検討を進めていくべきである。更に、東京都駐車場条例や地域ルールで、大規模建築物に対する駐車場の附置義務が課せられているが、一定の駐車需要が見込めないエリアもあることから、附置義務の一層の緩和も検討すべきである。

➢ 水辺や緑の空間を活かした魅力ある景観の形成、舟運の活性化

水や緑といった豊かな自然、歴史や文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観・環境は地域固有の貴重な資産であり、これらを再生・保全・活用することは都市の魅力向上につながるだけでなく、地域活性化や観光振興にも寄与する。従って、にぎわいのある水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創出に鋭意、取り組まれたい。また、水と緑による「うるおい」のあるまちなみや景観を、海外にはない「日本ならでは」の魅力として、世界へ広くアピールしていくことも重要である。

更に、上記に関連し、魅力があり快適なまちづくりを推進していく上で、都市公園の整備や公園施設の老朽化対策の実施、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた路面温度抑制対策も推進していくべきである。

なお、水辺の周辺には、多くの観光資源があり、これらをつなぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値があることから、舟運の活性化に向け、新たな舟運ルートの開発に対する支援、運航に係る届出手続きの簡素化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用を推進されたい。加えて、国をはじめ都や区など行政が設置・管理する船着場について更なる一般開放を望むとともに、設置者や管理者ごとに異なる船着場の利用条件統一、船着場における利便施設の整備等により、舟運事業者の一層の利便性向上を図られたい。また、駅やバス停留所などの公共交通機関や観光エリアから船着場までの案内や誘導が充分ではなく、船着場がわかりにくいといった指摘があることから、案内誘導サインの充実や船着場自体の統一ロゴマークの整備など利用者の利便性向上が求められる。

➢ エリアマネジメントの推進

地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設・公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練やパトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バスやレンタサイクルの運営等の地域交通事業をはじめ、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境および価値を維持・増進するための取組であるエリアマネジメントは、質の高い都市空間の形成に大いに寄与している。エリアマネジメント団体によるソフト的な活動は東京の魅力向上や国際競争力の強化にとって重要な要素であるため、セミナー等による普及啓発や、道路占用の特例を活用する地元自治体の取組に対する支援、公開空地の活用促進に向けた規制緩和等により、エリアマネジメントを更に進化させていくべきである。

➢ 集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進）

首都圏および東京圏の人口はこれまで増加傾向であったが、今後は逓減していくことが予想されている。また、東京都の人口は２０２５年の１，３９８万人をピークに減少に転じることが予測されている。区部の２０５０年の人口増減（２０１０年との比較）では、主に都心（中央区、港区、江東区等）で人口が増加するものの、その他の区や多摩地域においては、度合いの差こそあるものの、総じて人口が減少すると予測されている。東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりは、こうした人口動態の大きな変化を踏まえて、都市サービスや都市の持続性を確保していくために、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していく必要がある。

２０１６年９月の東京都都市計画審議会答申「２０４０年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」の中で、目指すべき都市構造のイメージとして、「集約型地域構造」への再編を掲げているが、東京を含む首都圏全域においても、行政、医療・福祉、商業等、生活に必要な都市機能や居住機能を駅周辺等の交通拠点から一定の地域に集約する地域構造（コンパクトシティ）へ再構築していくことが重要である。とりわけ、東京では、鉄道をはじめとした交通網により各地域のネットワークを維持・強化していくことで、国土交通省が策定した「大都市戦略」が掲げる「鉄道沿線まちづくり」を推進し、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していくことが必要である。その際、高次の都市機能については沿線の地方公共団体で分担・連携していく発想が重要で

ある。
　なお、コンパクトシティへの再構築を推進していくには、国土交通省のモニターアンケートにおいて、６割強が「コンパクト・プラス・ネットワーク」について「聞いたことがない」と回答している一方で、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えを重要であると回答する割合は約８割であることから、国民・都民に対する一層の周知や理解促進が不可欠である。

➢バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
　「２０２０年に向けた実行プラン」では、「誰もが優しさを感じられるまち」を政策の柱の一つに位置付け、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックも踏まえて、交通機関、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動し、安心して過ごすことができる魅力ある都市を実現するために、道路や公共空間のバリアフリー化に関する数値目標が掲げられている。
　高齢化社会への対応のみならず、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外から多くの人々が東京および首都圏を訪れることから、上記プランに盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、道路や公共空間、更には２０２０年大会の競技会場等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

➢ 無料Ｗｉ－Ｆｉの利用環境の向上
　旅行者が観光情報を収集する主な手段として、ＩＣＴ化の進展に対応した機器の利用が進んでいる一方で、外国人旅行者が困ったことの上位に無料公衆無線ＬＡＮ環境の不足が挙げられている。従って、「２０２０年に向けた実行プラン」に記載の通り、外国人旅行者が多く訪れる地域や２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの競技会場周辺における無料Ｗｉ－Ｆｉの整備など、外国人旅行者が利用しやすい通信環境の整備に向けた取組を加速していくことが求められる。
　また、地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっていることから、その支援策が期待される。
　加えて、空港・駅、宿泊・商業施設、２０２０年大会の競技会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、事業者の垣根を越えてシームレスにＷｉ－Ｆｉ接続できる認証連携の仕組みを国・関係機関との連携のもと構築されたい。

➢既存住宅ストックの活用促進
　既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。
　東京都は既存住宅流通や住宅リフォーム市場の活性化のため、ガイドブックによる普及促進や消費者向け相談窓口の開設を進めてきたが、建物状況調査、既存住宅販売瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等の認知度を高めるための普及啓発や、住宅リフォームに関する相談体制を充実させていくことが求められる。

○防災・減災
①災害に強いまちづくり
➢ 木密地域等密集市街地の早期改善
　木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の１１％、居住人口の２０％を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などにより甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。
　東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する極めて重要な取組である。
　東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。また、昨年３月に改定された「防災都市づくり推進計画」において、２０２０年度までの達成目標として、整備地域の不燃領域率７０％、全ての重点整備地域における不燃領域率７０％以上、更には、２０２５年度までの達成目標として、全ての整備地域における不燃領域率７０％以上が掲げられている。
　一方で、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、一昨年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急

対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。あわせて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

そうした中、不燃化特区制度が開始された２０１３年度から２０１４年度までの２年間の不燃領域率の上昇率を基にした２０２０年度の不燃領域率の推計値は約６７％である。従って、２０２０年度までの到達目標を確実に達成するには、建替え等による建築物の不燃化・耐震化や、特定整備路線の整備をはじめとした延焼遮断帯の形成等の木密地域改善に向けた取組を更に加速させるとともに、実効性を高めていくことが不可欠である。また、その裏付けとなる予算措置や、東京都および各区の執行体制、両者の連携の更なる強化が必要である。

なお、特区における取組の効果を検証した上で、整備地域をはじめとした特区外の木密地域においても支援を強化していくべきである。

➢ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。

東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、昨年１２月時点の耐震化率は８２．７％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると３４．１％にとどまっている。こうした状況に対して、東京都が沿道建築物の所有者を対象に昨年に実施した調査では、所有者の４６％が耐震化を予定（耐震改修を予定２６％、建替え・除却を予定２０％）していることが明らかになった一方で、４９％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。

従って、建物所有者への個別訪問等あらゆる機会を捉えて条例の趣旨や支援措置の周知に一層努めるとともに、アドバイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等を通じて、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要がある。

加えて、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際にも重要な役割を担うことから、道路幅員２分の１未満の高さの建築物や、一般緊急輸送道路等の沿道建築物についても耐震化を促進していく必要がある。

➢ 老朽マンション、団地、ニュータウンの耐震化、再生の促進

都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。

また、マンションを「終の棲家」として考える割合が高まっていることに加えて、居住者の高齢化も進んでいる。２０１３年時点の国の調査では、都内マンションのうち世帯主の年齢が６５歳以上の割合は約３割となっており、建築年代別に見ると古いマンションほど高齢化が進んでいる。また、２０１１年時点の都の調査では、都内の旧耐震基準で建てられたマンションのうち、建替えの検討を行ったことがある、または今後検討予定であるとの割合は約１５％に過ぎず、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などを挙げている割合が多い。

そうした状況の中、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、国による法改正等の措置により更なる支援策等が望まれる。そのような中、昨年３月に策定された「良質なマンションストックの形成促進計画」等に基づき、マンション啓発隊による助言活動やマンション耐震セミナーをは

じめとしたマンション管理組合等に対する普及啓発活動、耐震診断や補強設計、耐震改修等の助成を通じて耐震化、更新対策を加速していく必要がある。加えて、まちづくりと連携して建替え等の再生を促進する「東京都マンション再生まちづくり制度」により、支援の充実を図っていくことが期待される。
なお、都市再生特別措置法の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化に合わせたまちづくりを加速していくことも重要である。

➢ 無電柱化の推進
無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。
東京都においても「東京都無電柱化推進計画」でセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を２０１９年度までに完了することに加えて、東京都無電柱化推進条例の策定や、都道・臨港道路全線における電柱新設の禁止などの目標を掲げている。
一方、東京２３区の無電柱化率は７％と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状７号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、無電柱化を推進していくことが求められる。

➢ 空き家対策の推進
空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１３年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．５％（東京都は１１．１％）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。
こうした背景のもと、一昨年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

➢ 効率的・効果的な地籍調査の推進
木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１４年3月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５１％に対して、東京都は２１．９％であり、区部に限ると９．３％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。
なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国と連携してより一層取り組んでいくことが必要である。

②災害に強い都市基盤
➢ 主要な交通施設の耐震化促進（道路橋梁、鉄道施設等）
特定緊急輸送道路等の幹線道路は、発災時に救出・救助活動や緊急物資の輸送、防災拠点や他県等との連絡等に極めて重要な役割を担うため、東京都は条例等により沿道建築物の耐震化に鋭意取り組んでいるが、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。従って、橋梁に耐震化や老朽化対策を施すことで、発災しても緊急交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では、あわせて液状化対策も講じるべきである。
鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。ひとたび首都圏の鉄道施設が被災すれば影響は計り知れず、都市機能の麻痺を招きかねないため、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。

➢ 東京港における耐震強化岸壁の整備
首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送拠点や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。また、外貿コンテナふ頭では、耐震強化済みの

岸壁が３バースと少ないため、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するには、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁についても更なる増設が不可欠である。

➢羽田空港の耐震化、液状化対策の推進

羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。従って、耐震化、液状化対策を実施中のＣ滑走路等について、対策が早急に完了するよう、国に対する働きかけを強化すべきである。

➢物流拠点の再整備・機能更新、災害対応力の強化

２０１３年度の「第５回東京都市圏物資流動調査」では、首都直下地震の想定最大震度が６強以上の区市町村内に立地している物流施設が東京都市圏全体の約５割を占めており、そのうち旧耐震基準で建設された施設が約３割超を占めていることが明らかになった。一昨年末に公表された東京都市圏交通計画協議会の提言「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」では、上記の調査結果を踏まえ、首都直下地震で東京都市圏の物流施設の活動が影響を受けた場合に懸念される物資流動量は小さくなく、物流を通じて都市圏内外の消費・産業活動に影響を及ぼす可能性を指摘している。

また、本提言では、大災害時にも維持可能なサプライチェーンの確保や被災地への円滑な支援物資供給に向けて取り組むべき施策として、立地需要のある郊外部等への物流施設の立地支援や、物流施設等の防災機能強化への支援、災害時のサプライチェーン・支援物資輸送を支えるネットワーク構築の必要性を提起している。

物流は、生産、流通、販売といった一連の経済活動に不可欠であるばかりか、緊急支援物資の輸送をはじめ、大災害時の迅速な復旧・復興にも極めて重要な役割を担うことは言うまでもない。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

従って、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇、施設整備のための財政支援の拡充を国へ働きかけていくことが求められる。加えて、大災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進に加えて、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。

➢液状化対策の推進

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると思われる。

従って、ライフライン施設の液状化対策を推進していくとともに、住宅については、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等の情報提供、アドバイザー制度など、液状化対策に関する施策の情報発信を強化していくことが重要である。

➢地下街、地下駅等の浸水対策の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能を担う上で不可欠な施設であり公共性も有することから、ガイドラインの周知、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ対策、止水板の設置をはじめとした浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援など地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、安全対策に係る計画策定の支援等に一層取り組まれたい。

➢河川、海岸施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の

沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
　特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。
　更に、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。
　東京都は、東部低地帯において、水門、排水機場、堤防等の河川施設の耐震・耐水対策および東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進しているが、国と緊密に連携し着実に整備していくべきである。
特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤については、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックまでに整備を確実に完了することが求められる。

➢八ッ場ダム、堤防等、ストック効果の高い根幹的治水施設の整備
　首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。
　利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。
　加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。
　東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を国と緊密に連携し着実に推進していく必要がある。

以　上

２０１７年度第４号
２０１７年　６月　９日
第６９６回常議員会決議

＜提出先＞ 東京都、東京都幹部等

＜実現状況＞

○東京都鉄道新線建設等準備基金（仮称）の創設（新規）

○心のバリアフリーサポート企業連携事業（新規）

【関連予算の拡充】

○バリアフリー化の推進１９０億円（＋３１億円）

○特区の推進１０億円（＋１億円）

○公共交通のさらなる充実と次世代交通システム等の導･３４億円（＋１７億円）

○東京港の物流機能の強化４１０億円（＋２３億円）

○無電柱化の推進２８８億円（＋２１億円）

○豪雨対策（中小河川、下水道、砂防施設等の整備）８３０億円（＋７１億円）

○津波・高潮対策６６７億円（＋５７億円）　等

## ５．『働き方改革実行計画』に対する日本・東京商工会議所の考え方について

１．はじめに

目下、①中小企業の最大の経営課題は人手不足である。労働力の減少という構造的な課題を抱える中、人手不足はかつてないほど深刻化しており、事業活動の維持が困難な企業も出始めている。わが国が、②今後の経済規模の縮小を防ぐためには、「多様な人材の活躍推進」と「生産性向上」の両方に同時に取り組むほかはない。働き方改革は、これまでの労働慣行や社会を前向きな方向で大きく変化させ、この隘路を切り開くための有力なきっかけとなり得る。

このような認識のもと、日本商工会議所は、２０１６年９月から１０回に亘り働き方改革実現会議に参画し、中小企業の実情や現場の声を踏まえた意見・要望活動を積極的に行った。

③今般、取りまとめられた「働き方改革実行計画（以下、実行計画）」は、日本商工会議所がこれまで主張してきた内容が多数盛り込まれており基本的に賛同する。取りまとめに向けた関係各位のご尽力に敬意を表する。

今後は実行計画に基づき、法案や制度設計の詳細について議論されることとなるが、改めて以下のとおり、働き方改革の主要論点や実行計画に対する日本商工会議所の考え方について意見表明する。

２．働き方改革の意義

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

働き方改革は、長年続いたわが国の労働慣行に切り込んでいく規制改革の中でも、難易度の高いものであるが、成長戦略の一丁目一番地である。労働市場改革に成功したドイツの経験を踏まえると、官民ともに、先ずは「働き方改革に向けた取り組みは、粘り強く、長期間かかっても成し遂げるもの」という覚悟を持つことが大切である。議論のポイントは、変えるべきものは変える「大胆さ」と、残すべきものは残すという「現実性」とをどうバランスさせるかである。

この会議を通じて、多様な働き手がその意欲・能力に応じて活躍できる体制が整備されるとともに、わが国の雇用の大宗を占める中小企業の活力が強化されて、生産性向上につながることが重要である。

（２）　実行計画への反映

実行計画では、働き方改革を「日本経済再生に向けた最大のチャレンジ」と位置付け、「働き方は暮らし方そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革である」、「働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段である。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る成長と分配の好循環が構築される。個人の所得拡大、企業の生産性と収益力の向上、国の経済成長が同時に達成される。すなわち、働き方改革は、社会問題であるとともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である」との認識が示されている。また、「人々が人生を豊かに生きていく。中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。そうなれば、日本の出生率は改善していく。働く人々の視点に立った働き方改革を、着実に進めていく」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、この認識に賛同する。なお、実行計画では「働く人々の視点に立った働き方改革を、着実に進めていく」とあるが、現在、雇用の７割を担っているのは中小企業である。改革が中小企業の活力強化、生産性向上に資するものでなくては結局、働く人々にその成果が行き渡らない。したがって、①法案や制度設計を検討するにあたっては、現場の実態を踏まえた丁寧な議論のもとで各界と合意形成がなされるようなバランスの取れた議論を進めることが必要と考える。なお、議論を進めるにあたっては、これまで以上に②（新）多様な意見を反映させる必要があることから、労働政策審議会等の場において、年齢や雇用形態、所属業界など様々な属性の方々からヒアリングする機会を設けるなど、柔軟な意見収集体制を整備することが重要である。

加えて、③一連の働き方改革実行による企業実務への影響の大きさを鑑み、法律の施行にあたっては、国による周知・啓発や企業の体制整備のための十分な準備期間を確保するよう要望する。また、法律の施行後においても、

中小企業の相談に丁寧に対応する体制を継続するよう要望する。

働き方改革を成功させるためには、④企業の生産性向上は欠かせないが、実行計画全体を通じてその視点は不足している。今後は、規制強化だけでなく、規制緩和や現場の自主的な取り組みを促すことで生産性を向上させ、日本の成長率を引き上げていくという前向きな議論がなされるよう期待する。

3．実行計画の継続的な取り組みとフォローアップ

（1）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

この「働き方改革」は、規制改革の中でも難易度の高いものであり、非常に時間のかかる、官民挙げた取り組みとなる。国民全体が明るい未来を描き続けるためにも、働き方改革の重要性を、政府、民間ともに、粘り強く、訴え続けるべきである。

改革を成功に導くために、政府は、この実行計画が絵に描いた餅に終わらないよう、今後とも強力にフォローアップすべきである。

（2）　実行計画への反映

実行計画では、働き方改革の実現に向けて、「改革のモメンタムを絶やすことなく、長期的かつ継続的に実行していくことが必要である」、「労使など各主体が、経済社会の担い手として新たな行動に踏み出すことが不可欠である。特に、国民一人ひとりの経済活動・社会生活に強い影響力がある企業には、積極的な取組が期待される」、また、「決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図る」との認識が示されている。

（3）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、この認識に賛同する。ただし、①計画を行動に移すためには、詳細設計が何より重要である。今後、②労働政策審議会等の場で議論が進むと思われるが、取引条件も含め、大企業の働き方改革が中小企業にしわ寄せされること等がないよう、中小企業の実態を十分踏まえ検討すべきである。

4．同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

（1）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

非正規労働者の待遇改善を議論することはわが国の生産性向上にとって非常に重要なことであり、ガイドライン案で不合理な待遇差や不合理でない待遇差について考え方を示していく方向性に異論はない。しかしながら、企業の視点からすると、このガイドライン案の課題としては、いわゆるグレーゾーンの範囲が非常に広いことにある。

企業にはそれぞれ異なった就業規則があり、ガイドライン案に例示のない手当なども含めて、各社の業務実態に合わせて運用している。今後は、労働者の職業経験、能力、あるいは業績への貢献、責任の範囲といったガイドライン案の例示を踏まえて各社が検討していくことになるが、同一労働同一賃金が明確に定義されていないために、どの程度の範囲や基準なら許容されるのか、判定は極めて困難であると想定される。

また、ガイドライン案の冒頭に、「整理されていない事例については、各社の労使で議論していくことが望まれる」とあるが、ガイドライン案についての理解が共有されていない段階では、現場での労使間トラブルなど、混乱も懸念される。

より生産的な議論をするために、政府は（ⅰ）ガイドライン案の趣旨を丁寧に説明するとともに、労働者、企業双方から意見を聞く対応窓口を早急に設置すべきである。また、今後は、企業の予見可能性を高め、現場の実態に即した仕組みとするためにも、（ⅱ）労働政策審議会などの場で企業の声を丁寧に聞くとともにコンメンタールを整備するなど、できるだけグレーゾーンを狭めるよう取り組むべきである。加えて、（ⅲ）ガイドライン案については、「関係者の意見や国会審議を踏まえて最終的に確定する」とありプロセスは適切だが、企業側の体制が整うまでに時間を要するので、十分な準備期間をとるべきである。

（２）　実行計画への反映

（基本的考え方）

実行計画では、「同一労働同一賃金の導入は、仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲をもって働けるよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである」、「賃金等の処遇は労使によって決定されることが基本であるが、我が国においては正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には欧州と比較して大きな処遇差がある。同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州の実態も参考としながら、我が国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要である」、また、「我が国の場合、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方が様々な要素が組み合わされている場合も多いため、同一労働同一賃金の実現に向けて、まずは、各企業において、職務や能力等の明確化とその職務や能力等と賃金等の待遇との関係を含めた処遇体系全体を労使の話し合いによって、それぞれ確認し、非正規雇用労働者を含む労使で共有することが肝要である」との認識が示されている。

（同一労働同一賃金のガイドライン）

実行計画では、「何が不合理な待遇差なのか、具体的に定めることが重要である。政府が示した同一労働同一賃金のガイドライン案は、正規か非正規かという雇用形態に関わらない均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定したものである。その対象は、基本給、昇給、ボーナス、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生もカバーしている。原則となる考え方を示すとともに、中小企業の方にもわかりやすいよう、典型的な事例として整理できるものについては、問題とならない例、問題となる例として、事例も多く取り入れている。ガイドライン案に記載していない待遇を含め、不合理な待遇差の是正を求める労働者が裁判で争えるよう、その根拠となる法律を整備する」、また、「今後、本ガイドライン案を基に、法改正の立案作業を進める。ガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定し、改正法の施行日に施行することとする」との方向性が示されている。

（法改正の方向性）

実行計画では、「職務内容、職務の成果・能力・経験等に対する正規雇用労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者を通じた公正な評価・待遇決定の推進や、そうした公正な待遇の決定が、労働者の能力の有効な発揮等を通じ、経済及び社会の発展に寄与するものである等の大きな理念を明らかにした上で、ガイドライン案の実効性を担保するため、裁判（司法判断）で救済を受けることができるよう、その根拠を整備する法改正を行う。具体的には、パートタイム労働法、労働契約法、及び労働者派遣法の改正を図る」との方向性が示されている。

（労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備）

実行計画では、現行のパートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の規制が及んでいない部分を具体的に挙げて改正を行う、との方向性が示されている。

（労働者に対する待遇に関する説明の義務化）

実行計画では、「不合理な待遇差の是正を求める労働者が、最終的には、実際に裁判で争えるような実効性ある法制度となっているか否かが重要である。企業側しか持っていない情報のために、労働者が訴訟を起こせないといったことがないようにしなければならない。この点は、訴訟に至らずとも、労使の話合いの際に労働者が不利になることのないようにするためにも重要である」との認識が示されている。また、「現行制度では、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者のいずれに対しても、比較対象となる正規雇用労働者との待遇差に関する説明義務が事業者に課されていない。また、有期契約労働者については、待遇に関する説明義務自体も事業者に課されていない」との課題を挙げ、「今般の法改正においては、事業者は、有期雇用労働者についても、雇入れ時に、労働者に適用される待遇の内容等の本人に対する説明義務を課する。また、雇入れ後に、事業者は、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者の求めに応じ、比較対象となる労働者との待遇差の理由等についての説明義務を課する」との方向性が示されている。

（行政による裁判外紛争解決手続の整備）

実行計画では、「不合理な待遇差の是正を求める労働者にとって、最終的に裁判で争えることを保障する法制度

を整備するが、実際に裁判に訴えるとすると経済的負担を伴う」との課題が挙げられ、「このため、裁判外紛争解決手段（行政ＡＤＲ）を整備し、均等・均衡待遇を求める当事者が身近に、無料で利用できるようにする」との方向性が示されている。

（派遣労働者に関する法整備）

実行計画では、「派遣元事業者は、派遣先労働者の賃金水準等の情報が無ければ、派遣労働者の派遣先労働者との均等・均衡待遇の確保義務を履行できない」との課題が挙げられ、「このため、派遣先事業者に対し、派遣先労働者の賃金等の待遇に関する情報を派遣元事業者に提供する義務などの規定を整備する」との方向性が示されている。

また、「派遣労働者については、同一労働同一賃金の適用により、派遣先が変わるごとに賃金水準が変わることで不安定となり、派遣元事業者による段階的・体系的な教育訓練等のキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともありうる」との課題が挙げられ、「派遣労働者として十分に保護が図られている場合」に、「要件を満たす労使協定を締結した場合については、派遣先労働者との均等・均衡待遇を求めないこととする」との方向性が示されている。

（法施行までの準備期間の確保）

実行計画では、「中小企業を含め、本制度改正は企業活動に与える影響が大きいものとなるため、施行に当たっては、周知を徹底するとともに、十分な法施行までの準備期間を確保する」との方向性が示されている。

（説明会の開催や相談窓口の整備などの支援）

実行計画では、「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。また、不本意非正規労働者の正社員化や賃金引上げを支援するとともに、賃金だけでなく諸手当を含めた待遇制度の正規・非正規共通化などに取り組む企業への支援の仕組みを創設する」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

ガイドライン案公表以降、会員企業からは同一労働の定義が不明確なことにより、実務へどう反映したらよいのかわからないという意見が多数挙がっている。したがって、①ガイドラインにおいて、「何が不合理な待遇差なのか具体的に定める」ことは当然ながら、その前段階として「同一労働同一賃金」の定義を明確にすべきと考える。

また、今後、②労働政策審議会において、ガイドラインのグレーゾーンをできるだけ狭め、企業の実務担当者にわかりやすいものとなるよう、内容の明確化を図るべきである。

加えて、③（新）労働者の待遇に関する説明義務を事業者に課すことについては、その方向性に異論はないものの、事業者だけに過度な負担を強いるものとならないよう配慮すべきである。

同一労働同一賃金制度の導入に向けては、企業において対応すべき事項が多く、また、それらは複雑で前例を参考とすることが難しい。制度導入段階では④現場で様々な混乱や労使紛争が起こることも懸念される。そのような事態を避けるためにも、企業における取り組みの優先順位を明らかにするほか、紛争の未然防止・早期解決のための手段・仕組みを整備するとともに、特に、⑤法施行にあたっては、企業活動へ与える影響の大きさを鑑み、十分な準備期間を確保するよう強く要望する。

５．賃金引き上げと労働生産性向上

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

約６割の中小企業が３年連続で賃上げを実施している。しかしながら、賃上げをした企業のうち８割がその理由として「人材を引きとめるための防衛的な賃上げ」を挙げており、業績が改善したからとの回答は３割を下回る状況である。中小企業にとっては、実力以上の引き上げが続いている。

例年の賃金引き上げ交渉について、日本商工会議所のスタンスは、収益を上げ、賃上げができる環境にある企業は積極的に行うべきと明確である。ただし、賃上げには付加価値や労働生産性の安定的な向上が必要となる。この点について、大企業を上回るような生産性の高い中小企業を増やしていくことが賃上げに向けた環境整備の近道だと考えている。そのためには、生産性の高い企業の取り組みや考え方をよく研究し、好事例の共有化を図るとともに、賃上げに伴う社会保険料等の増加に対する助成が必要である。

（２）　実行計画への反映

実行計画では、「過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく」、「このため、最低賃金については、年率３％程度を目途として、名目ＧＤＰ成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が１，０００円になることを目指す」との方向性が示されている。また、「最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」、「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む」、「さらに、生産性向上に取り組む企業等への支援を充実させるため、雇用保険法を改正して雇用安定事業と能力開発事業の理念に生産性向上に資することを追加するとともに、雇用関係助成金に生産性要件を設定し、金融機関との連携強化を図るなどの改革を行う」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

最低賃金は、経営状況の良し悪しに関わらず、すべての労働者にあまねく適用されるものであり、仮に下回る場合には罰則の対象になるため、通常の賃上げとは異なる。近年の最低賃金は、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる「時々の事情」という必ずしも明確でない根拠によって、大幅な引き上げが行われ続けてきたことから、地方を中心に、中小企業は対応に戸惑っている。賃上げ余力のない企業において大幅な引き上げが継続されると、地域経済や雇用に大きな影響をもたらすことが懸念される。政府は、①(新) 最低賃金引き上げの影響について責任をもって検証を行うとともに、目標ありきではなく、景気動向や経営実態に基づき、状況に応じて目標達成時期を後ろ倒しするなど、柔軟に対応すべきである。

現在、中小企業全体の生産性向上は確認できず、政府の支援施策の成果もみられていないのが現状である。このような中、政府が②中小企業の生産性向上や取引条件改善支援など賃上げしやすい環境整備に取り組むことについては適切である。中小企業が賃金原資を確保するために、社会保険料の負担軽減なども視野に入れた実効性ある対策を検討すべきである。

加えて、現状、小規模企業が多いサービス業において低生産性が課題となっていることを鑑みると、生産性向上に取り組む中小企業の裾野をできるだけ広げていくことが、わが国全体の生産性向上に資すると思われる。したがって、③(新) 各種助成金に適用される生産性要件については、業種特性や中小企業の実態を踏まえた柔軟性のあるものとなるよう検討すべきである。

６．罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

日本商工会議所は、人手不足が深刻化する中において、多様な人材の活躍推進、生産性の向上、従業員の健康確保のためにも、不要な長時間労働は是正すべきという立場であり、したがって、何らかの時間外労働の上限規制を導入することについては、基本的に異論はない。

現在、７割以上の中小企業が長時間労働の是正に取り組んでいるが、一方で、約４分の１の企業が、「仕事に（繁忙期などの）偏りがある」、あるいは「業種・業界特性などの外部要因」といった理由で取り組めていない。また、３６協定の特別条項の見直しについては、５割以上の中小企業が賛成しているものの、見直しの方向性については、「一律に規制するのではなく、柔軟な制度設計とすべき」との意見が大宗である。

企業には自社では解決できない問題、あるいは突発的危機対応も多数生じるため、（ｉ）いわゆる１日単位での勤務間インターバル規制を含めて、一律かつ厳格な規制は設けるべきではない。例えば、業種業態、職種の特性に応じた上限時間を設定する。加えて、業務の繁忙期も考慮して、月単位だけではなく、３カ月、半年、１年ベースで時間外労働の上限を管理するなど、柔軟で弾力的な制度にすべきである。

また、長時間労働の是正には、「経営者・労働者の意識改革」、「経営トップのコミットメント」などが効果的である。長時間労働是正に向けて、経営者・労働者双方が意識改革し、様々な取り組みが実を結ぶまでには時間がかかる。（ⅱ）政府の意向が示された後は、労使の自主性を尊重し、十分な準備期間を設けるべきである。

（ⅲ）最後に、労働時間制度の規制強化を進めるのであれば、同時に、時間ではなく成果で評価する「高度プロフェッショナル制度」や企画業務型裁量労働制の見直し等を盛り込んだ労働基準法改正案を早期に成立させるべきである。

（２）　実行計画への反映

（基本的考え方）

実行計画では、「我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、この２０年間フルタイム労働者の労働時間はほぼ横ばいである。仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ることを大前提に、それに加え、マンアワー当たりの生産性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく」、また、「長時間労働の是正については、いわゆる３６協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を具体的に定める法改正が不可欠である。他方、労働基準法は、最低限守らなければならないルールを決めるものであり、企業に対し、それ以上の長時間労働を抑制する努力が求められることは言うまでもない。長時間労働は、構造的な問題であり、企業文化や取引慣行を見直すことも必要である」との認識が示されている。

（法改正の方向性）

実行計画では、「今回の法改正は、まさに、現行の限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることのできない上限を設定するものである。すなわち、現行の告示を厳しくして、かつ、法律により強制力を持たせたものであり、厳しいものとなっている」との認識が示されている。

（時間外労働の上限規制）

実行計画では、「週４０時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月４５時間、かつ、年３６０時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年７２０時間（＝月平均６０時間）とする。かつ、年７２０時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける」、また、「この上限について、①２か月、３か月、４か月、５か月、６か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、８０時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで１００時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月４５時間、かつ、年３６０時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年６回を上限とする」との方向性が示されている。

また、「労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする」との方向性が示されている。

（パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策）

実行計画では、「労働者が健康に働くための職場環境の整備に必要なことは、労働時間管理の厳格化だけではない」との認識が示され、「上司や同僚との良好な人間関係づくりを併せて推進する」、また、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。併せて、過労死等防止対策推進法に基づく大綱においてメンタルヘルス対策等の新たな目標を掲げることを検討するなど、政府目標を見直す」との方向性が示されている。

（勤務間インターバル制度）

実行計画では、勤務間インターバル制度について、「努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、政府は労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の

周知を通じて、取り組みを推進する」との方向性が示されている。

（法施行までの準備期間）

実行計画では、「中小企業を含め、急激な変化による弊害を避けるため、十分な法施行までの準備時間を確保する」との方向性が示されている。

（見直し）

実行計画では、「法律の施行後５年を経過した後適当な時期において、改正後の労働基準法等の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」との方向性が示されている。

（現行の適用除外等の取扱い）

実行計画では、「現行制度で適用除外となっているものの取扱いについては、働く人の視点に立って働き方改革を進める方向性を共有したうえで、実態を踏まえて対応の在り方を検討する必要がある」との認識が示され、自動車の運転業務、建設事業、医師、ならびに、新技術・新商品等の研究開発の業務を挙げて、必要な検討を行っていくとの方向性が示されている。具体的には以下のとおりである。

(a)　自動車の運転業務

現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。その特殊性を踏まえ、拘束時間の上限を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で自動車運送事業者への監督を行っているが、限度基準告示の適用対象となっている他業種と比べて長時間労働が認められている。

これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の５年後に、年９６０時間（＝月平均８０時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。５年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

(b)　建設事業

現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の５年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で１００時間未満、２か月ないし６か月の平均で８０時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。５年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取り組みを強力に推進する。

(c)　医師

現行制度では時間外労働規制の対象となっているが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である。具体的には、改正法の施行期日の５年後を目途に規制を適用することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、２年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。

(d)　新技術・新商品等の研究開発の業務

現行制度では適用除外とされている。これについては、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務の特殊性が存在する。このため、医師による面接指導、代替休暇の付与など実効性のある健康確保措置を課すことを前提に、現行制度で対象となっている範囲を超えた職種に拡大することのないよう、その対象を明確化した上で適用除外とする。

（事前に予測できない災害その他事項の取扱い）

実行計画では、現行の労働基準法第３３条の措置は継続し、「措置の内容については、サーバーへの攻撃によ

るシステムダウンへの対応や大規模なリコールへの対応なども含まれていることを解釈上、明確化する」との方向性が示されている。

（取引条件改善など業種ごとの取り組みの推進）

実行計画では、「取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである」との課題が挙げられ、「商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する」として、具体的に、自動車運送事業や建設業、ＩＴ産業について、関係者間で協議する場を設置するなどの取り組みの方向性が示されている。

（企業本社への監督指導等の強化）

実行計画では、「企業トップの責任と自覚を問うため、違法な長時間労働等が複数事業場で認められた企業などには、従来の事業場単位だけではなく、企業本社への立ち入り調査や、企業幹部に対するパワハラ対策を含めた指導を行い、全社的な改善を求める。また、企業名公表制度について、複数事業場で月８０時間超の時間外労働違反がある場合などに拡大して強化する」との方向性が示されている。

（意欲と能力ある労働者の自己実現の支援）

実行計画では、「創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し、自己実現をすることを支援する労働法制が必要である」との認識が示され、また、「現在国会に提出中の労働基準法改正法案に盛り込まれている改正事項は、長時間労働を是正し、働く方の健康を確保しつつ、その意欲や能力を発揮できる新しい労働制度の選択を可能とするものである」との認識が示され、「この法改正について、国会での早期成立を図る」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、これまで要望していた「１カ月単位のみではなく複数月単位での労働時間管理」や「適用除外業種」について盛り込まれていることから、この認識と方向性について基本的に賛同する。今後は、①中小企業やそこで働く人々の生の声をできるだけ拾い上げ、制度設計に反映させるとともに、施行時期については、中小企業の体制が整うまで十分な猶予期間を設けるべきである。特に、②国は、本件に関する省令・通達等をできるだけ早期に公表・周知し、影響を最小限に抑えるよう努めるべきである。

加えて、③(新) ３６協定に係る手続きについては、今回の議論を機に、例えば紙ベースでの提出を電子化するなど、行政手続きの簡素化・効率化を同時に進めることを強く要望する。また、④(新) 施行５年後の見直しについては、大枠のルールの中で、労使自治のもと、現場実態に応じた柔軟な働き方を設計・導入できるようにするなど、規制をできるだけ緩和する方向で議論されることが重要である。

なお、労働時間に関する規制強化と柔軟な働き方の推進は長時間労働を是正するためのまさに両輪である。労働基準法改正案については早期成立、もしくは、今国会での成立が難しい場合には、現在、労働政策審議会労働条件分科会で議論されている時間外労働規制との同時成立を重ねて要望する。

７．柔軟な働き方がしやすい環境整備

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

テレワークあるいは副業とも中小企業では導入が進んでいない。副業を例にとると、導入促進のためには、トータルの労働時間をどう管理するのか、社会保険料負担や労災はどちらの会社が負担するのかなど、整理すべきことが多々ある。

まずはこうした課題を解決しつつ、好事例の共有化を図り、中小企業の人手不足解消につながる形で推進することが必要である。なお、柔軟な働き方を推進するのであれば、時間ではなく成果で評価する労働時間法制の改革はセットで進めるべきであり、労働基準法改正案は早期成立すべきである。

（２）　実行計画への反映

（テレワークの推進）

実行計画では、「テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる」との認識が示され、その推進のためガイドラインの刷新と導入企業・働き手への支援を行うとされている。

（副業・兼業の推進）

実行計画では、「副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第２の人生の準備として有効である」との認識が示され、「労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向」で、「ガイドラインやモデル就業規則を改訂する」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、テレワークを推進していくことについては、基本的に賛同する。なお、テレワーク推進のための①ガイドラインでは、導入に適した仕事内容や労働時間管理の方法、長時間労働の防止策、情報管理のあり方、勤務間インターバルとの関係などについて具体例を記載し、企業実務の参考となる内容とすべきである。

副業・兼業については、イノベーションの創発や起業の手段となること、また、従業員の発想を豊かにし、人脈を広げるといった意義があることについて理解する。ただし、②人手不足の深刻化や長時間労働是正にどのように対応していくか、企業はどの程度まで従業員の副業・兼業に関する情報を把握すべきか、営業機密・企業の内部情報をどのように保護するか、また、社会保険・雇用保険の取扱いをどの事業所で行うかなど、企業実務の参考となり、公平性が保たれるガイドラインを策定することが必要である。

８．子育て・介護等と仕事の両立

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

現在、政府の待機児童解消加速化プランが成果を上げるなど、女性活躍に向けた環境整備が着実に進んでいる。しかし、待機児童問題は、女性の労働参加が進むと新たな待機児童が発生し、例えば、あらたに小学生の放課後の預け先が不足するという課題が続く。

子供を持つ女性が安心して働けるよう、保育所の定員数拡大と並行して、小学生になる子供たちのための放課後児童クラブの増設を初め、病児保育の充実、保育所の時間延長など、親の働き方に合わせた柔軟な仕組みの導入が必要である。

（２）　実行計画への反映

実行計画では、「受け皿の拡大にあわせて、保育士資格の新規取得者の確保を図るほか、処遇改善や就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な人材確保対策を講じる必要がある」、また、「保育園等において、病児保育、延長保育や一時預かり、障害児支援などの多様な保育を提供できるよう、今後さらに、これらの受け皿の拡大やニーズに応じた柔軟な利用を進めていく。保育サービス以外にも、育児や家事の負担を軽減し、仕事と両立しやすい社会を実現するための方策も検討する」、「子供を産んでも仕事を続けられるための支援を強化していく観点から、子育てを理由に仕事を辞めずに済むよう、保育園が見つからない場合などは、育休給付の支給期間を最大２歳まで延長する。あわせて、「小１の壁」打破に向けて、放課後児童クラブの受け皿整備とともに、処遇改善等を進める」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、この方向性に賛同する。具体的な検討にあたっては、①働く方々の生の声や様々な保育ニーズをよく拾い上げて、制度設計に反映すべきである。なお、②育休給付を最大２年に延長することについては、復職を困難化させるという副作用もあることから、先ずは、保育園等の整備を通じた待機児童問題解消に注力するなど優先順位をつけた政策対応が必要である。

なお、今後の少子高齢化を考えれば、③子育て支援の重要性は言うまでもないが、その費用については、安定財源の確保のためにも税による恒久財源から支出するべきであり、現行の事業主拠出金による保育の受け皿や放課

後児童クラブの整備はあくまでも時限的かつ限定的な対応と捉えるべきである。２０１６年度と２０１７年度は拠出料率が引き上げられることとなったが、２０１８年度以降については、改めて負担のあり方を検討すべきである。次世代を担う人材の育成は日本社会全体の課題であり、勤労世代や企業だけでなく、社会全体で負担する税財源によりその費用を負担することを基本とした道筋をつけるべきである。

９．雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

中小企業では即戦力となるミドル人材に対するニーズも高く、商工会議所でも様々な採用支援を行っているが、採用にはどうしてもコストと時間がかかる。ハローワークを活用しようにも、ミドル人材に特化した窓口がなく、ものづくりや建設などの分野でうまくマッチングしない実情もあるため、ハローワーク、産業雇用安定センター等の公的機関におけるミドル人材の採用支援、マッチング機能を強化すべきである。

また、人材育成・訓練のあり方については、中小企業では現場で一から育てるという、いわゆるＯＪＴには限界があり、労働者本人によるキャリア形成が中心となっている。現在、様々な公的職業訓練はあるが、第４次産業革命に対応できるような高度なＩＴスキルや、各産業が求める専門分野に特化した訓練制度を充実すべきである。

（２）　実行計画への反映

（転職者の受け入れ企業支援や転職者採用の拡大のための指針策定）

実行計画では、「転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立できれば、労働者にとっては自分に合った働き方を選択してキャリアを自ら設計できるようになり、企業にとっては急速に変化するビジネス環境の中で必要な人材を速やかに確保できるようになる。雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながる」との認識が示されている。また、転職者の「受け入れ企業に対する支援や就職支援体制の強化など、総合的に環境整備を図る。成長企業が転職者を受け入れて行う能力開発や賃金アップに対する助成を拡大する。また、年功ではなく能力で評価をする人事システムを導入する企業への助成を創設する。さらに、産業雇用安定センターについて、中小企業団体等と連携し、マッチング機能を強化する。年齢にかかわりない多様な選考・採用機会の拡大に向けて、転職者の受け入れ促進のための指針を策定し、経済界に要請する。また、転職・再就職向けのインターンシップのガイドブックを作成し、企業と大学の実践的な連携プログラムを支援する」との方向性が示されている。

（転職・再就職の拡大に向けた職業訓練・職場情報の見える化）

実行計画では、「ＡＩ等の成長分野も含めた様々な仕事の内容、求められる知識・能力・技術、平均年収といった職業情報のあり方について、関係省庁や民間が連携して調査・検討を行い、資格情報等も含めて総合的に提供するサイト（日本版Ｏ－ＮＥＴ）を創設する」、また、「これまでそれぞれ縦割りとなっていた女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業の職場情報と、若者雇用促進法に基づく若者が働きやすい企業の職場情報を、ワンストップで閲覧できるサイトを創設する。また、技能検定を雇用吸収力の高い産業分野における職種に拡大するとともに、若者の受検料を減免する」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、この認識と方向性に賛同する。今後は、①大企業から人手不足に悩む中小企業への円滑な労働移動が重要であり、産業雇用安定センター等公的機関のマッチング機能を強化するとともに、中小企業向けの周知・ＰＲを重点的に行うべきである。また、今後、②Ｕ・Ｉ・Ｊターンに関し、大都市のミドル人材と地方の中小企業のマッチングが一層重要になることから、施策をさらに充実すべきである。

一方、わが国の労働市場をみると、新卒者の就職状況は極めて良好であるが、依然として若年者の入社３年以内の離職率は高く、また、社会経済の変化や雇用形態の多様化等に伴い、解雇等の個別労働関係紛争は増加傾向にある。転職・再就職者向けの多様な採用機会の拡大と合わせて、こういった課題の解決にも併せて取り組むべきである。

インターンシップは、若年者と企業のミスマッチを防ぐために有効な手段であるが、中小企業で十分活用されているとは言い難い状況にある。したがって、③インターンシップで取得した学生情報については、広報・採用選

考活動の開始後、学生自らが希望する場合等において、企業が採用活動に使用できるようにすべきである。

また、④(新) 現在検討されている「解雇無効時における金銭救済制度」については、労働者側からの申し立てを前提としており、労働者の選択肢が広がれば労働者保護に資する。商工会議所としても、解雇に関するルールが明確化され、労使双方が納得する早期解決が実現することについては従来から賛同しており、検討会での議論が終了した後は、速やかに労働政策審議会で議論するべきである。その際、労使双方のさまざまな属性の方々の多様なニーズや意見を丁寧にヒアリングするとともに、中小企業でも十分理解でき、円滑に運用できるような簡素な制度とすることが重要である。加えて、政府は、制度創設後、労使双方からの相談に丁寧に対応できるような体制を整備すべきである。

10．高齢者の就業促進

（1）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

人手不足の中、就労を希望する全ての高齢者が活躍できる社会を構築することが必要である。ただし、高齢者本人の体力、スキルは一様ではなく、高齢者の就業促進が若年層の活躍を阻害しないような配慮も必要である。したがって、定年を一律に引き上げるなどの対応には反対する。

働くことを希望する高齢者と人手不足に悩む企業とのマッチング強化が求められる。ハローワーク、産業雇用安定センター、シルバー人材センター、さらには地方への人材移動を支援する日本人材機構などのさらなる機能充実、周知、ＰＲを一層進めることが重要である。加えて、高齢者の生産性を高めるためにも、公的職業訓練を拡充しＩＣＴの学び直しなどができるよう制度を拡充すべきである。

（2）　実行計画への反映

実行計画では、「労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を提供していく必要がある」との認識が示されており、また、「６５歳以降の継続雇用延長や６５歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、２０２０年度までを集中取組期間と位置づけ、助成措置を強化するとともに、新たに策定した継続雇用延長や定年延長の手法を紹介するマニュアルや好事例集を通じて、企業への働きかけ、相談・援助を行っていく。集中取組期間の終了時点で、継続雇用年齢等の引き上げに係る制度の在り方を再検討する」との方向性が示されている。

加えて、「ハローワークと経済団体等の地域の関係者が連携し、Ｕ・Ｉ・Ｊターンして地方で働くための全国マッチングネットワークを創設する。また、高齢者になってからではなく、それ以前からスキル・ノウハウの蓄積・棚卸しや、転職・再就職、副業・兼業などを推進していく。さらに、高齢者による起業時の雇用助成措置を強化するとともに、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業機会を創る取組の中で、起業の促進を図る。また、健康づくりやフレイル対策を進めつつ、シルバー人材センターやボランティアなど、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供する」との方向性が示されている。

（3）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、この認識と方向性に基本的に賛同する。具体的な検討にあたっては、就労を希望する高齢者の生の声や受け入れる企業の様々なニーズをよく拾い上げて、制度設計に反映すべきである。また、①高齢者の活躍推進に関する好事例の共有については、様々な業種・規模の企業の参考となるよう、記載や周知の方法を工夫すべきである。

特に、働きながら老齢厚生年金を受け取る高齢者の年金額を調整（減額）する②(新)「在職老齢年金」、雇用保険から支給される「高年齢雇用継続給付」については、財政の維持といった総合的な視点を持ちつつ、高齢者本人の就労意欲を維持・向上させるような制度となるよう見直しを検討すべきである。なお、継続雇用年齢等の引き上げについては、③定年を一律に引き上げるのではなく、継続雇用者数に応じて法人税等の税額控除を適用する等、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブを強化する方向で検討すべきである。さらには、④(新) 年齢による差別を無くし、経験豊富で実務に精通している高齢者にその知見を活かして積極的に活躍してもらう観点から、国が率先して、例えば、政府の審議会委員の就任（推薦）要件から年齢を除くといった対応も検討すべきである。

11．外国人材の受け入れ

（１）　働き方改革実現会議における日本商工会議所の主張

人手不足がさらに深刻化し、中長期的に経済成長がより難しくなる中で、外国人材の活躍推進に期待が集まることが予想される。移民とは違う形での受け入れについて、今から網羅的に課題を整理し、議論すべきである。

（２）　実行計画への反映

実行計画では、高度人材について、「グローバル競争においては、高度ＩＴ人材のように、高度な技術、知識等を持った外国人材のより積極的な受け入れを図り、イノベーションの創出等を通じて我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である」、また、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人材の受入れについては、ニーズの把握や経済的効果の検証だけでなく、日本人の雇用への影響、産業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コスト、治安など幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ検討すべき問題である」との認識が示されている。したがって、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受け入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」との方向性が示されている。

（３）　実行計画に対する日本商工会議所の評価と要望

日本商工会議所は、この認識と方向性に基本的に賛同する。実行計画では、真に必要な分野に、外国人材の受け入れについて検討を進めるとしているが、当所では、①高度専門職、外国人留学生、技能実習生、特定活動（国家戦略特区内での外国人材）の在留資格ごとに課題を整理し、総合的な議論を進めるべきと考える。

なお、②(新) 現在、日本商工会議所 女性等活躍推進専門委員会、ならびに、東京商工会議所 多様な人材活躍委員会において、外国人材の受け入れについて検討を行っており、２０１７年度中を目途に、提言書を公表する予定である。

以　上

２０１７年　６月　９日
第６９６回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、厚生労働省等

＜実現状況＞

○同一労働同一賃金

・当初案より中小企業における施行時期の１年延期
・業種別ガイドラインを２０１８年度策定予定
・中小企業に対する支援策の拡充（働き方改革推進支援センターの設置等）

○時間外労働の上限規制

・当初案より中小企業における施行時期の１年延期
・中小企業に対する支援策の拡充（働き方改革推進支援センターの設置等）
・監督署において中小企業支援を行う新部署の創設
・運輸運送業において省庁横断的な検討会の設置

## ６．国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、不確実性を増す国際情勢が懸念されるものの、緩やかな回復基調にある。しかしながら、約２０年間にわたるデフレ体質がわが国の本格的な「成長する経済」への軌道変更を阻んでいる。デフレマインドは消費者のみならず、中小企業・小規模事業者にも定着し、事業者は先行きに対して自信を持てずに設備投資や新分野進出など、チャレンジに対する積極性を失っている。このことがわが国の潜在成長率が低位に留まる一因となっている。

このような現状を打破し、わが国が持続的な成長を遂げるためには、日本の企業数の９９．７％を占める中小企業・小規模事業者が将来に対する希望を持ちつつ、「人手不足の解消」や「生産性向上」、「円滑な事業承継」など、喫緊の諸課題を解決して、活力を取り戻すことが重要である。これらの課題の克服は困難ではあるが、第四

次産業革命の進展に伴い、ＩｏＴやＡＩ、ロボットなど新たな産業や技術が次々と誕生している状況を好機と捉え、新たな技術を積極的に活用するとともに、「多様な人材の活躍」や「ＩＣＴの利活用」により、人手不足を克服し、生産性向上を強力に推し進めるべきである。また、経営者年齢のピークがこの２０年間で４７歳から６６歳と約２０歳上昇していることから、今後、数年で代表者が大幅に交代する「大事業承継時代」の到来は必至である。来るべき時に備え、円滑な事業承継に向けた環境整備を行うべきである。

上記の課題解決に向けた取り組みは自助努力が前提ではあるものの、経営資源の限られた中小企業・小規模事業者には限界があることから、経営力の底上げに向けて、政策面での後押しや環境整備を行うべきである。日本の企業数の太宗を占める中小企業・小規模事業者の経営力向上は、ひいては日本経済の浮揚のきっかけにもつながるものである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

## Ⅰ．新たなイノベーションの創出による生産性向上と多様な人材の活躍推進による人手不足解消

### １．Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の実現に向けたイノベーションの創出

#### （１）新製品やビジネスモデル開発、生産性向上に向けた支援

わが国において、新製品・ビジネスモデル開発や生産性向上を図るためには、産業全体による取り組みと個社の取り組み双方を推進する必要がある。蒸気機関の発明から始まり、自動車やコンピュータ、そしてインターネットなどの画期的な発明は、その時代の常識や価値観に大きなインパクトを与え、利便性や生産性を飛躍的に向上させてきた。そして現在、第４次産業革命を迎えるにあたり、流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈに代表されるプラットフォームの変革はバリューチェーンやサプライチェーン全体の生産性の飛躍的な向上につながる。先般発表された「未来投資戦略２０１７」においても、第４次産業革命のその先を見据え、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」を目指していくことが記載されていることから、そのための取り組みを強力に推進すべきである。一方で、その大きな変革の波に取り残される中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細やかな支援も必要である。

また、個社の取り組みにおいては、製造業とサービス業の垣根が低くなるなど、新たな流れが生まれつつあることから、時代に対応した新製品開発やビジネスモデルの創出に向けた支援を強化するとともに、ＩｏＴ、ロボット、ＡＩなどの新技術を積極的に活用したり、それらを用いた新たな事業分野に参入できるよう後押しされたい。

同時にこれらのイノベーションや成長の後押しに向けては、阻害する規制の撤廃や緩和が重要である。時代に適合しない規制は積極的に撤廃・緩和を検討されたい。あわせて、これらの取り組みを今後も継続させるため、産業競争力強化法は延長すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、内閣府、その他関係府省庁＞
○バリューチェーンやサプライチェーン全体に大きな影響や生産性向上をもたらすプラットフォーム変革の促進（流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈ等）、変革に伴う中小企業への支援
○新製品開発や新たなビジネスモデル創出に必要な施策の強化（ものづくり補助金の継続、サポイン事業の強化など）
○イノベーションや成長を阻害する規制の撤廃・緩和、産業競争力強化法の延長
○ＩｏＴ、ロボット、ＡＩなど新技術の積極的な活用、およびそれらを用いた新たな事業分野や成長産業に対する参入支援（専門家による導入支援、好事例の周知強化など）

#### （２）企業間・産学官連携の推進、中小企業の知的財産の創造・活用・保護に対する支援

昨今、製造業とサービス業の垣根が低くなりつつあり、中小企業が新製品やビジネスモデルを創出することは単独の経営資源では困難になりつつある。企業間や大学、研究機関との連携は、弱みや足りない部分を補完するとともに、強みが掛け合わさることで大きな相乗効果を生み出し、非常に有効である。しかしながら、これらを有機的に結び付けるには、コーディネーターがその成否を分けることから、マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成強化が必要である。また、さらなる産学官連携促進のため、国公立の大学・研究機関が持つ特許を中小企業が事業化評価する間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する取り組みの拡大や、適切な権利配分に向けた契約書のひな形の提供、および多様なケースに対応するための契約時の留意点紹介など、契約締結時の支援も行うべきである。

さらに、中小企業が今後も持続的な成長を遂げるためには、研究開発した技術やノウハウなどを知的財産として認識し、オープン＆クローズ戦略などを経営に生かすことが重要である。ついては、中小企業の知的財産の活用を後押しするため、特許料金減免制度を抜本的に見直すことや、特許の申請書類を簡素化し手続き負担を軽減する環境整備を行うとともに、知財戦略を立案・推進できる人材育成への支援に注力されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、特許庁＞
○オープンイノベーションなど、企業間や産学官連携などに対する支援の推進
○知的財産活用に向けた人材育成強化（マッチングから製品化まで支援を行うコーディネーター育成、総合的な知財戦略を立案・推進できる人材の育成）
○国公立の大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価する間、無償開放し、事業化後に有償のライセンス契約に移行する取組みの拡大（山口大学、徳島大学の特許開放モデルの展開）
○契約書のひな形の提供や契約時の留意点を紹介する等、企業間や産学連携の契約提携時の支援
○知財権の申請書類の簡素化（出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請、申請の簡易化や要件の宣誓方式への変更）
○特許料金減免制度における支援対象となる中小企業の拡大、実用新案・意匠・商標への制度導入
○知財の事業性評価を活用した融資の推進（「知財ビジネス評価書作成支援」の拡充等）

**（3）独創的なアイデアにより新たな産業やビジネスモデルを生み出す起業・創業の促進**

起業・創業は地域課題の解決や雇用の創出など地域経済の活性化のみならず、革新的な技術やサービスが投入されることで、新たな産業やビジネスモデルを生み出し、ひいては日本に大きな活力を与えるものである。創業希望者にとって、煩雑な創業手続きは大きな障壁となっていたが、「東京開業ワンストップセンター」において、法人設立８種類の手続きが窓口で受付可能となったことは、創業希望者の利便性に資するものと大いに歓迎したい。今後も「規制改革推進会議」における行政手続きの簡素化・効率化に合わせて、積極的な取り組みを求める。

また、創業企業が着実に中小企業へと成長するためには、創業前後から創業初期、そしてその後のシームレスな支援が必要である。事業性や成長性を重視した資金供給や創業後５年間の法人税免税・社会保険料の減免など、金融面や税制面での支援のみならず、その後の成長の重要な鍵となる販路拡大に向け、既存企業との接点の強化や、創業初期の企業と取引する既存企業に対するインセンティブ付与や債権保全制度の創設を通じ、創業初期企業の販路拡大を後押しされたい。

そして、創業に対する機運を高めていくためには、チャレンジすることを称え、失敗が糧として評価される文化の醸成が重要である。ついては、学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成などにも取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省、他関係府省庁＞
○創業時の開業手続きのさらなる簡素化、利便性向上
○創業企業の着実な成長に向けた切れ目のない支援（創業補助金の継続拡充、創業後５年間の法人税免税・社会保険料減免）
○創業初期企業の販路開拓やビジネスマッチングに対する支援（既存企業との商談や交流機会など、接点の強化、創業初期の企業との取引開始に対するインセンティブの付与、創業企業に対する債権を保全する制度の開設等）
○学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成（起業家教育の本格的な導入など）

２．多様な人材の活躍促進や人手不足解消に向けた取り組みと人材育成の後押し

**（1）中小企業の人手不足解消に向けた施策の強化**

労働力の減少という構造的問題を抱える中、中小企業の人手不足は深刻さを増しており、事業継続が危ぶまれる企業も出始めている。わが国が今後も経済規模の縮小を防ぎつつ、成長し続けるためには、「生産性向上」とともに、「多様な人材の活躍推進」に取り組む必要がある。今般取りまとめられた「働き方改革実行計画」は、そのきっかけとなるものとして、その考え方に基本的に賛同する。

「若年層」、「女性」、「高齢者」のそれぞれが労働市場に参画することが、企業ひいてはわが国の活力強化につながることから、そのための環境整備に努められたい。「若年層」については、中小企業の魅力を発信する上では、インターンシップの活用が有効であるが、経営資源の限られた中小企業にとっては負担感が大きく、取り組み方が分からない事業者も多いことから、負担軽減やノウハウ提供が必要である。あわせて、さらなる活用のため、インターンシップで得た学生情報については、広報・採用選考活動開始後学生自ら希望する場合は、企業が採用活動に使用できるようにすべきである。また、大企業から中小企業への労働移動が進むよう、産業雇用安定センター等の活用に向け、マッチング機能強化および周知ＰＲを徹底されたい。「女性」については、保育所や放課後児童クラブの増設など、子育て支援は言うまでもないが、その費用は、安定財源の確保のためにも税による恒久財源で手当てすべきである。

あわせて、「働き方改革実行計画」では、「同一労働同一賃金」など中小企業が対応に苦慮するものもあることから、ガイドラインにおいて定義を明確化するとともに、時間外労働の上限規制など、その他のテーマにおいても、周知期間や施行までの猶予期間を設け、中小企業が対応できるよう、十分な配慮をすべきである。

【要望内容】＜厚生労働省、財務省、内閣府＞

○人材採用に対する支援（インターンシップ推進に向けた負担軽減やノウハウの提供、および学生情報活用の検討、中小企業の魅力発信、大企業から中小企業への労働移動の促進等）
○「同一労働・同一賃金」や「時間外労働」など、「働き方改革実行計画」における中小企業への配慮（十分な周知期間や施行までの猶予期間の確保、定義や内容の明確化等）
○多様な人材の活躍推進に向けた環境の整備
○少子化対策・子育て費用は企業だけではなく、社会全体の負担である恒久財源（税）で手当てするべき
○最低賃金の検討にあたっては、最低賃金法第９条２項に「地域における労働力の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払い能力」と定められた“３要素”を考慮のうえ議論すべき

**（２）生産性向上に資する人材育成の推進**

「人材育成」や「職業訓練」は、中小企業の設備導入とともに「生産性向上」や、新たな技術開発等に資するものである。また、多くの需要が見込まれ、付加価値の高い産業への労働移動を促進するためにも「学び直し」の機会は欠かすことができない。大企業が組織内でのキャリアアップに向けた制度を十分に整備しているのに対し、中小企業・小規模事業者では経営資源も乏しく、十分な体制整備を行うことは難しい。ついては、キャリア形成に資するジョブ・カード制度をさらに活用するとともに、ＩｏＴやＡＩ、ビッグデータなどの情報技術や産業が進展し、プログラミングや統計など企業の求める能力やスキルも変化しつつあることから、産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発に努められたい。特に、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上でのノウハウが乏しいなどの課題も多い。現在、これらの業種に行われている人材育成メニューをさらに拡充するとともに、人材育成の現場でのＩＣＴの活用や、様々なシチュエーションを作り出すことが出来るＶＲ（バーチャルリアリティ）などの最新技術を活用されたい。

また、企業が生産性向上・価値向上を図るためには、従業員が健康かつ、元気に働くことが必要であり、健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」の重要性は年々高まっている。中小企業の健康経営の普及・実践に向けた支援の強化、および健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化に努められたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞
○人材育成におけるジョブ・カード制度の活用、産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発の充実
○ものづくり技能の承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進や、「大人の武者修行」制度の拡充、日本版デュアルシステムの推進、職業高校や高等専門学校等の拡充、ＩＣＴやＶＲ（バーチャルリアリティ）の活用等）
○中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化、健康寿命の延伸に向けた取組強化（インセンティブ導入や支援人材育成、日本健康会議へのさらなる支援等）

３．生産性向上のみならずこれからの持続的な成長に不可欠な中小企業のＩＣＴ化

ＩＣＴの利活用は、規模によって、その程度の違いこそあれど、生産性向上を図り、持続的な成長を図る中小企業・小規模事業者にとっては、避けては通れない道である。しかしながら、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者からは、費用面や専門人材の不足に加え、「導入の効果が分からない」といった声も聞かれる。今年度より開始した、サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金）は専門家等が伴走支援を行いつつ、ＩＣＴを導入することで、着実な成果が見込まれることから、本事業の継続・拡充とともに、社内外のバリューチェーンや業務フローの可視化に向けたコンサルティング支援や、ＩＣＴ導入の効果が体感することができるショールーム設置支援を行われたい。また、業務効率化など「守りのＩＣＴ投資」だけにとどまらず、新製品・新サービス開発や、顧客行動・市場分析などの「攻めのＩＣＴ投資」が、今後中小企業にも求められることから、活用に向けた事例を積極的に発信すべきである。

ＩＣＴの利活用と同時に重要なのは、セキュリティ対策である。近年、世界規模でのサイバー攻撃が発生し、大企業のみならず、中小企業も自社の持つ技術や情報、ノウハウの流出の危機に晒されている。ついては、情報セキュリティに精通した専門人材の育成や、中小企業の情報セキュリティ対策や導入に向けた支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省＞
○中小企業のＩＣＴ利活用をさらに後押しするため、サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の継続・拡充
○ＩＣＴ導入を促進するための業務やバリューチェーンの可視化、その実現に向けたコンサルティング支援
○先進的な取り組み事例の積極的な発信、ＩＴコーディネーター等、専門家育成の強化
○中小企業がＩＣＴ導入イメージを具体化できるよう、専門家派遣や事例紹介の他、ショールームの設置の支援
○新製品・新サービス開発に資する「攻めのＩＣＴ投資」推進に向けた積極的な事例発信
○情報セキュリティに関する専門人材の育成、中小企業における情報セキュリティ対策や導入に向けた支援

４．中小企業の生産性向上に向けた行政手続の簡素化および一層の規制・制度改革の推進

中小企業の労働生産性は、大企業の約２分の１に止まっていることに加え、特に労働集約型産業では人手不足が深刻な状況にある。このため、生産性の向上と働き方改革に同時に取り組んでいくことが不可欠であるが、生産性向上の障害や長時間労働の原因として、規制や行政手続の煩雑さを挙げる声も多い。

そのような中、本年３月、「規制改革推進会議」において、行政手続簡素化の３原則（①電子化の徹底　(デジタルファースト)、②同じ情報は一度だけの原則　(ワンスオンリー)、③書式・様式の統一)、と簡素化を行う９つの重点分野（①営業の許可・認可、②社会保険、③国税、④地方税、⑤補助金、⑥調査・統計、⑦従業員の労務管理、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行)、およびこれらについて２０２０年までに２０％のコスト削減を行うという目標を設定したことは、官民双方の働き方改革と生産性向上に資するものとして大いに歓迎したい。今後は、各省庁で作成した基本計画を確実に実行していくことが望まれる。加えて、別途検討するとされた従業員の納税に係る事務や行政への入札・契約に関する事務をはじめ、その他の重点分野以外の分野についても、重点分野と同様に手続コストの削減を確実に実行すべきである。

また、生産性向上をはじめ、新技術開発、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進などに繋がる規制・制度改革についても、確実に実行すべきである。

【要望内容】＜内閣府、総務省および関係府省庁＞
○社会保険や税制等における、提出書類の簡素化、統一化、提出先のワンストップ化
○行政手続におけるＩＣＴの積極的な活用
○補助金・助成金申請や報告に係る書類の簡素化、実績報告書の保存期間の短縮、審査期間の短縮

## Ⅱ．「大事業承継時代」の到来を控え、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備

中小企業の経営者の高齢化が進展しており、当商工会議所の調査でも６０歳を超える経営者の５割以上、７０歳を超える経営者の８割以上が５年以内に事業承継を行うと回答するなど、団塊世代の引退が本格化する今後数年の間に、事業承継のタイミングを迎える「大事業承継時代」の到来は必至である。直近５年間でも全国で４０万社が減少している中、取引先の廃業によって、サプライチェーンが途絶し、製造業をはじめ、産業集積地としての特性が失われるなどの懸念が生じており、事業承継の問題は個社の問題だけでなく、地域経済全体の課題となっている。

しかしながら、事業を継続する意向があっても具体的な検討に至っていない経営者や、高齢にもかかわらず後継者が決まっていない経営者が一定割合存在するなど、後継者不在による廃業の増加が懸念されるところである。地域が活力を維持するためには、中小企業が保有する「価値ある事業」を後世に残すことが必要であり、円滑な事業承継に向けた環境整備を進めるべきである。

円滑な事業承継を進めていくためには､経営者自身による事業承継に対する課題認識が重要となることから、地域金融機関や支援機関を通じた「気づきの促進」を進めていく必要がある。昨年、１０年ぶりに事業承継ガイドラインが改訂されたところではあるが、内容のみならず名称も知らない経営者が多いことから普及を強化するなど、国による事業承継の機運醸成に努めるべきである。また、事業承継の課題は税務や法務、金融など、多岐に渡っていることから、事業承継の全体の課題を総合的に検討し、各々の専門家へ繋ぐことのできる人材の育成に努めるべきである。

一方で、事業承継に取り組む企業においても、税制上の問題をはじめとする多くの課題が残されている。現行の取引相場のない株式の評価方法は、企業価値を高めるほど、評価額が高くなるため、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。平成２９年度の税制改正においては、事業承継税制の緩和などが図られたものの、利用促進に向けて抜本的な見直しが必要である。あわせて、事業を引き継いだ後継者が、マネジメントや経営面において憂いなくバトンタッチできるよう、経営力の向上に向けた施策や研修などを充実されたい。

また、事業承継の手法において､「従業員承継」や「第三者承継」など親族外承継の割合が高まってきている。従業員承継を希望する企業に対しては、経営者保証ガイドラインの一層の周知や株式買取りに必要な資金調達等の支援を図るべきである。第三者承継においては、事業引継ぎ支援センターの果たすべき役割が大きいことから、大幅な予算拡充などを通じた事業引継ぎ支援体制の強化が必要である。

【要望内容】＜経済産業省、財務省＞
○事業承継ガイドラインの周知や経営者の気づきを促進する取り組みの強化
○事業承継の全体の課題を総合的に検討できる人材の育成
○事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の「２／３要件」の１００%への拡充、相続税の納税猶予割合の１００%への引き上げ、納税猶予後５年経過時点での納税免除、提出書類の宥恕規定の創設）
○取引相場のない株式の評価額の見直し
○従業員承継など親族外承継時の課題となる障壁の早期解消（経営者保証、株式の買い取り等）
○事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターの予算拡充、事業引継ぎに係る費用の補助等）
○親族内承継における後継者教育の充実

## Ⅲ．日本経済の基幹となる中小企業・小規模事業者の経営力底上げ

### １．中小企業・小規模事業者の経営力強化に向けた支援

#### （１）中小企業・小規模事業者の経営力底上げに向けた施策展開

わが国が今後も持続的な成長を遂げるためには、日本の企業数の９９．７％を占め、雇用を通じて、財政や地域経済に大きく貢献している中小企業・小規模事業者の経営力の底上げを図る必要がある。昨年７月に施行された「中小企業等経営強化法」は、中小企業自らが「経営力向上計画」を策定することで、自社の強み・弱みを把握するとともに、固定資産税の軽減措置などの支援メニューが措置されており、自社の立ち位置を踏まえたさらなる成長を後押しすることが可能となっている。本計画は、４月末時点において１９，２８４件が認定されており、中小企業の関心も非常に高いことから、今後も認定企業に対し、補助金申請時の加点や優先採択などの支援策を拡充し、本計画の作成を後押しすべきである。また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づく支援や、さらなる支援を検討されたい。あわせて、経営計画書を作成するなど、同様の支援スキームを持ち、小規模事業者の経営力向上に資する「小規模事業者持続化補助金」も継続・拡充を行うべきである。

中小企業施策の運用にあたっては、書類の簡素化など中小企業・小規模事業者の利便性に配慮した改善がなされているところではあるが、さらなる利便性向上に努めるとともに、事業者に施策の情報が広く行き届くよう、「ミラサポ」などのＷＥＢサイトやメール配信などでＰＲを行うなど随時工夫を凝らすことで、さらにニーズや実態に即した運営を目指されたい。

あわせて、全国５１５の商工会議所では、中小企業・小規模事業者の幅広い経営課題の解決を通じ、地域の活力強化の一翼を担っている。ついては、商工会議所が円滑に事業を進められるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を行われたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、法務省、他関係府省庁＞
○中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、中堅企業への支援拡充等
○商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
○中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した施策の運用（施策ＰＲの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、申請や報告に係る書類の簡素化、助成金等に係る審査期間の短縮）
○平成３２年を目途に施行される改正民法（債権関係）について、法務対応力が相対的に弱い中小企業・小規模事業者の対応力底上げのための、改正内容に関する徹底した普及啓発の推進

#### （２）中小企業の販路開拓支援強化

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品を作るのみならず、それを求める顧客に販売する販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業の販路開拓は知り合いの紹介など、ルートが限られていることから、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。また、年々存在感を増すインターネット通販をはじめとするＥＣ市場は経済産業省の調査によると１５兆円と５年間で倍増している。新たな販売手法は既存の事業者にとっては大きな脅威であるものの、うまく取り入れることでさらなる成長も期待できることから、ＥＣサイトの導入や活用、および販売促進への支援を行うべきである。

また、市場や消費者のニーズにマッチした商品を提供するためには、マーケティングを精緻に行う必要がある。中小企業が天候や販売実績などから消費行動を把握できるよう、マーケティングの後押しを進められたい。近年、大企業ではビッグデータを活用したマーケティングを行い、市場ニーズを把握しているが、人材やノウハウの乏しい中小企業にとって、ビッグデータの有効活用は単独では困難であることから、ＲＥＳＡＳ（地域経済分析システム）の活用に向けた環境整備を行うなど、ビッグデータの活用支援を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、内閣府＞
○小規模事業者持続化補助金の継続、および予算の拡充
○販売チャネルの多様化に対応し、新たなツールを活用する事業者等へ支援　（ＥＣサイトの導入や活用支援等）
○天候や販売実績など様々なデータを活用した中小企業・小規模事業者のマーケティングの後押し
○ビッグデータの中小企業による活用の支援（ＲＥＳＡＳ（地域経済分析システム）の活用に向けた環境整備など）

#### （３）中小企業の金融支援強化

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、中小企業の資金繰りは改善傾向にある。しかしながら、飛躍が期待される中小企業に十分な資金が行き届くためには、担保や保証に頼らず、企業の事業性や将来性に基づいた融資を行うべきであり、そのためには金融機関の「目利き力向上」が求められる。金融庁も同様の趣旨により、昨年９月に「金融仲介機能のベンチマーク」を策定していることから、企業と金融機関が

情報を共有し、情報の非対称性を解消することが期待される「ローカルベンチマーク」の活用とともに、法人と個人の明確な分離により早期事業再生や円滑な事業承継に資する「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底を推進されたい。

また、ＩｏＴなどが進展する中で、ＩＴ企業の育成は重要であるものの、情報通信業は多重下請構造にあり、規模が小さくなるほど、収益力・財務力が脆弱である。今後、重点的な支援を行うべく、低金利かつ経営改善に資するマル経融資制度での規模要件の緩和（５人→２０人）を行うとともに、利用件数増加による金利上昇を防ぐため、予算枠の拡充を図られたい。

現在、４７都道府県に設置されている「再生支援協議会」は、２０１５年度に１，７００件超の相談が寄せられるなど、経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっている。本協議会は２０１８年３月末で法的期限を迎える産業競争力強化法が設置根拠法となっていることから、同法を確実に延長するとともに、支援体制を強化すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、法務省、他関係府省庁＞
○企業の事業性に基づいた中小企業融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用等）
○「経営者保証に関するガイドライン」の経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
○ＩＴ企業育成のため、マル経融資における情報通信業の規模要件の緩和（５人→２０人）
○マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充、取扱期間（２０１８年３月３１日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（２０１８年３月３１日まで）の延長・恒久化
○「再生支援協議会」など、産業競争力強化法に基づく中小企業・小規模事業者支援体制の延長・強化（経営改善計画作成支援の拡充等）
○民法改正を受け、債権譲渡を活用した中小企業の資金調達の円滑化に向けた仕組みを構築すべく、関係省庁の連携による債権譲渡等に関する指針・ガイドライン等の整備

２．適正な対価負担の実現や取引条件の適正化に向けた環境の整備

近年、原材料価格をはじめとする事業コストの上昇の他に、取引先からの取引条件がより一層厳しいものになっており、下請中小企業は、発注企業より厳しい値下げ要求やコストのしわ寄せ、不合理な行為など、厳しい取引条件を強いられるケースが見受けられる。係る状況の中、昨年９月に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」などを受け、１２月に下請振興基準、下請運用基準の改正、手形の通達の見直しがされたことは評価するが、これをもって中小企業の厳しい状況が直ちに改善する訳ではない。「下請代金法」や「独占禁止法」の運用強化や徹底、および現在１７業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図り、下請取引、および中小企業取引の適正化を進めるべきである。あわせて、取引先が技術やノウハウなどの知的財産を不当に吸い上げることのないよう、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充されたい。

また、現在人手不足が深刻化する中、「多様な人材の活躍」と「生産性向上」の両方を達成する上で「働き方改革」は重要な取り組みであるが、大企業の「働き方改革」の影響による、業務賦課や不公正な取引条件などの下請企業へのしわ寄せを防止すべく、監視の強化を図られたい。

あわせて、２０１９年１０月に予定されている消費税１０％引き上げ時における円滑な価格転嫁を実現するとともに、新たに導入される軽減税率に円滑に対応できるよう、「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」の拡充や周知徹底を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府等＞
○下請代金法・独占禁止法の運用強化・徹底
○「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の一層の充実、普及啓発、実効性の確保
○取引先による不当な技術やノウハウの吸い上げに対する、独占禁止法のガイドラインの拡充などの断固たる措置
○大企業の「働き方改革」の影響による、業務賦課や不公正な取引条件などの下請企業のしわ寄せの防止、監視強化
○消費税引き上げ時の円滑な価格転嫁や軽減税率対応を実現するための「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」の拡充

３．国際展開の後押し

大企業のみならず、中小企業においても、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が強まっており、その方法も直接投資に限らず、輸出入やインバウンド対応など様々である。また、近年では工業製品のみならず農林水産品の輸出が拡大し、地域活性化に資するものとして期待されている。

経済連携協定の締結は、関税や通商規則、サービス貿易に係る障壁などが取り除かれ、ヒト・モノ・カネの動きが円滑になることで、経済の活性化に寄与し、大企業のみならず中小企業にも恩恵をもたらすものである。ついては、７月６日に大枠合意に至った日ＥＵ・ＥＰＡの国内の批准手続きの速やかな実施やＴＰＰの早期発効に向けた動きを加速させるとともに、ＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓ＦＴＡなどの広域的

な経済連携、および交渉中の二国間ＥＰＡを早期に締結すべきである。あわせて、中小企業が国際展開に臨むにあたっては、情報や人材が大企業に比べて圧倒的に不足していることから、昨年発足した「新輸出大国コンソーシアム」を活用したさらなる支援体制の充実を図るとともに、中小企業のグローバル人材の確保・育成のため、関連施策の拡充、および利便性向上を図られたい。

わが国は優れた技術やサービス、製品、コンテンツなどを有しているものの、個社によるＰＲ・販路開拓だけでは効果的とはいえない。ついては、政府自らが戦略的かつ継続的な情報発信を行い、日本の魅力やジャパンブランド向上に努めるとともに、模倣品や海賊版の徹底的な対策により、権利侵害を防がれたい。また、海外での販売にあたっては、海外展示会など販路開拓の支援が重要である一方、各国・地域によって必要な規格や認証が異なることが、海外への進出や輸出の大きな障壁となっている。国際標準や認証等を活用した中小企業の好事例の展開や、各国の標準規格（ＣＥマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用の補助を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省＞
○ＴＰＰやＲＣＥＰなど、中小企業の国際展開の環境整備に向けた経済連携協定の推進
○中小企業における「グローバル人材」の育成、および関連施策の利便性向上
○日本の製品やサービス、コンテンツ輸出に向けた日本の魅力やジャパンブランドの発信強化
○政府の定める重点国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置、ならびにコンテンツの輸出促進のための「ジャパン・ハウス」での重点的ＰＲ、「Ｊ－ＬＯＰ４」事業の推進
○模倣品・海賊版対策における中小企業に対する支援（国内外での取締り強化、侵害時の政府機関の積極的関与）
○中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展示会出展支援の強化、戦略的かつ継続的な情報発信による日本の中小企業・日本製品の認知度向上支援等）
○国際標準・規格・認証に関する情報や好事例の提供強化、および取得に向けた活動や費用に関する助成制度の創設

４．中小企業の成長戦略を後押しする税制の実現

わが国の持続的な成長に向けては、地域経済の主役たる中小企業・小規模事業者の活力強化が欠かすことができないことから、その活力を削ぐ税制を見直し、事業者が積極的に事業展開を行えるよう環境整備を行う必要がある。具体的には、前向きな設備投資を阻害している償却資産に係る固定資産税の廃止を検討されたい。また、外形標準課税の中小法人への適用拡大は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環を阻害するものであるため、断固反対する。あわせて、欠損金繰越控除の利用制限、留保金課税の中小企業への適用拡大についても、大法人に比べ、資金調達の手段が限られ、経営基盤の不安定な中小法人に大きな負担を課すことから反対である。

来年度は三年に一度実施される固定資産税の評価替えの基準年であるが、商業地等の地価は都市部では上昇傾向にあり、据置措置が廃止されれば、固定資産税負担が増加し、中小企業の経営に大きな影響を与えることから、同措置、および条例減額制度を確実に延長すべきである。

既述のとおり、経営資源が限られている中小企業にとって、規制・行政手続きは大きな負担となり、生産性を低下させていることから、納税事務負担の軽減に努められたい。

【要望内容】＜財務省、総務省＞
○企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税、事業所税の廃止
○中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対（外形標準課税の適用拡大や欠損金繰越控除の縮減に対する反対等）
○商業地等に係る固定資産税の据置措置の継続、条例減額制度の延長
○中小企業の生産性向上に資する納税事務負担の軽減（申告・納税手続きの電子化の推進、ワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納税期限等を統一等）

５．中小企業が安心してビジネスを行うために必要な環境整備や制度改革の実現

（１）社会保障制度改革の徹底を通じた社会保険料負担の軽減

中小企業・小規模事業者が将来に対して不安を持ち、積極的な設備投資などに踏み切れない要因のひとつとして、わが国が直面している「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題が挙げられる。また、制度を支える社会保険料は増加の一途を辿っており、事業主負担は限界に近づきつつある。社会保障制度における重点化・効率化を徹底するとともに、余力ある高齢者の負担割合をより高めていくなど世代間における公平な負担の分配や、受益者負担の適正な引き上げなど、改革の推進により、現役世代や事業主の社会保険料負担軽減を図るべきである。

また、２０１９年１０月に延期されている消費税１０％への確実な引き上げを実施するとともに、少子化対

策・子育て支援は必要不可欠であるものの、その費用は安定財源の確保のためにも税による恒久財源から支出すべきである。

【要望内容】＜厚生労働省、財務省、内閣府＞
○社会保障制度における重点化・効率化の徹底とともに、世代間における公平な負担の分配や受益者負担の適正な引き上げなど改革の推進により、現役世代や事業主の社会保険料負担を軽減すべき
○２０１９年１０月の消費税率１０％への確実な引き上げ
○少子化対策・子育て費用は企業だけではなく、社会全体の負担（税）による恒久財源で手当てするべき

（２）環境と経済を両立するエネルギー政策

産業用電気料金は東日本大震災以降、高止まりが続いており、電力多消費産業をはじめとする製造業はもちろん、幅広い産業に悪影響が及んでいる。加えて、２０１２年より開始した再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）に基づく賦課金負担により、事業主は過重な負担を強いられてきた。政府は本年４月に改正ＦＩＴ法を本格施行し、未稼働案件の発生を防ぐ新認定制度の創設や大規模事業用太陽光を対象とする入札制度の導入等を通じて、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を目指している。これらの取り組みの結果を十分に検証し、より効果的な制度への見直しを図るとともに、将来的にはＦＩＴに頼らない再生可能エネルギーの自立に向けて努められたい。

また、電力料金の抑制には、省エネに対する事業主の自主的な行動も必要であるが、本年３月の経済産業省と日本商工会議所による調査によると、地球温暖化問題に関心があり、対策に取り組む意欲があっても、費用捻出が難しく、専門人材の不足や具体的な取組内容への理解の不足等により、地球温暖化対策に取り組めていない中小企業も多い。ついては、中小企業の経営改善や業務効率化を通じた省エネ対策の取組促進に向け、ハード・ソフト両面で支援されたい。

あわせて、スマートエネルギー化の推進において、「水素エネルギー」はエネルギー源の多様化や災害時の非常用電源としても期待される。推進にあたっては、安全性の担保を前提としつつ、低コスト化や導入の容易さの向上を図るための規制緩和や技術開発等の推進を支援されたい。

【要望内容】＜経済産業省、環境省、内閣府＞
○安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開
○再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）見直しの一環として導入された大規模事業用太陽光を対象とする入札制度実施後の検証とその結果に基づくより効果的な制度への見直し
○再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発の支援、再生可能エネルギーがＦＩＴに依存せず電源として自立するために講じるべき施策の検討
○中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援
○水素エネルギーの積極的な活用に向けた保安・設置規制に関する課題の検討、低コスト化や導入の容易さ向上のための技術等の研究開発の推進

（３）東京・首都圏の国際競争力の強化

東京はわが国の経済成長を牽引するエンジンであり、「東京のさらなる発展」と「地方創生」はわが国の成長に必要な車の両輪である。その実現に向けては人流・物流を活発化し、民間投資や広域観光需要を誘発する社会資本整備は欠かすことができない。特に、様々な主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで、新たな活力や付加価値を生み出し、災害リスク低減にもつながる「対流型首都圏」への転換のためには、陸・海・空の交通ネットワーク強化と都市防災力の向上が重要である。外環道（関越～東名間）をはじめとした道路ネットワークの形成や、首都圏空港や京浜港の機能強化、および首都直下地震に備えた耐震化や帰宅困難者対策、インフラ老朽化対策などの防災・減災対策の推進による都市防災力の強化に向け、着実、かつ迅速に取り組まれたい。

【要望内容】＜国土交通省、内閣府＞
○国家戦略特区を活用した国際的ビジネス環境の整備、まちのにぎわい創出
○陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道の整備促進や都心と首都圏空港間のアクセス改善、京浜港の整備促進、首都圏空港の更なる機能強化等）
○都市防災力の強化（耐震化推進や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策の推進等）、インフラ老朽化対策

６．観光立国や地域活性化に向けた取り組みの加速

観光は関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済波及効果をもたらすばかりではなく、魅力ある都市の形成や伝統継承・文化創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。訪日ビザ発給要件の緩和や消費税免税制度の拡充等を背景に、訪日外国人旅行者数は２０１６年に２４００万人を超え、今後も増加が続

くことが予想されている。こうした中、３年後に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界に日本の魅力を発信できる絶好の機会である。我が国が真の観光立国となるためにも、本大会を好機として捉えながら、様々な観光振興策に取り組んでいく必要がある。

具体的には国内外の旅行者を惹きつける観光資源の磨き上げや、多言語対応などのインバウンドの受入環境整備、観光プロモーションの展開やＭＩＣＥの誘致に取り組まれたい。とりわけ、リピーターとなりうる訪日外国人旅行者は日本の生活・文化体験（コト消費）を求めていることから、ニーズに対応した観光資源の磨き上げは急務である。

また、「地域ブランド」や、「聖地巡礼」と言われる映画等の舞台となった場所は、送客効果が高いことから、地域の活性化に大きく寄与する。地域ブランドを高める「地域団体商標制度」や「地理的表示保護制度」の利用促進とともに、映画・アニメなどのコンテンツについて、輸出拡大や、観光・スポーツ・ヘルスケアなど他産業との連携による関連商品・サービスの収益力強化を後押しされたい。

【要望内容】＜国土交通省、観光庁、農林水産省、経済産業省、特許庁、他関係府省庁＞
○観光資源の磨き上げ、広域連携の強化（観光資源の開発や、まち歩きを楽しめる環境整備）
○観光産業を基幹産業へ育てる取り組みの強化（インバウンド需要獲得に向けた多言語対応や通信環境整備などの利便性向上、観光プロモーション促進やＭＩＣＥ誘致の促進）
○地域資源の権利化・ブランド化の促進（地理的表示保護制度や地域団体商標の権利者に対する販売支援、伝統工芸品や地域の工業製品など非農林水産品への地理的表示保護制度の対象拡大）
○映画やアニメなどコンテンツの輸出拡大、フィルムコミッション推進、観光・スポーツ・ヘルスケアなど他産業との連携を促す取組みの強化（交流会の開催等）

以　上

２０１７年度第５号
２０１７年　７月１４日
第６９７回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

●中小企業対策費：２０１７年度補正予算２，０４０億円
２０１７年度当初予算 １，８１０億円⇒２０１８年度予算１，７７１億円

○Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の実現に向けたイノベーションの創出

●新製品やビジネスモデル開発、生産性向上に向けた支援
・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業　１，０００億円（＋２３７億円）
・地域中核企業・中小企業等連携支援事業　１６２億円（＋７億円）
・次世代人工知能・ロボット中核技術開発　５７億円（＋１２億円）
・償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設（３年間）

●企業間・産学官連携の推進、中小企業の知的財産の創造・活用・保護に対する支援
・中堅・中小企業等への橋渡し研究開発促進事業　３億円（復活事業）
・知財に着目した融資の円滑化（知財ビジネス評価書作成支援）　１．５億円（＋０．２億円）
・共創の場の構築によるオープンイノベーションの推進と地域イノベーションの推進
１０４億円（＋５１億円）※文科省予算

●独創的なアイデアにより新たな産業やビジネスモデルを生み出す起業・創業の促進
・地域操業活性化支援事業　６．３億円
・研究開発型スタートアップ支援事業　１７億円（＋２億円）
・グローバル・ベンチャー・エコシステム加速化事業費　３６．３億円
・キャリア教育・職業教育の充実　２１億円（±０億円）

○多様な人材の活躍促進や人手不足解消に向けた取り組みと人材育成の後押し

●中小企業の人手不足解消に向けた施策の強化
・中小企業・小規模事業者人材対策事業　１８．５億円（＋１．８億円）
＜厚労省予算＞
・雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援　１８１億円（＋２２億円）
・長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備
（労働時間縮減への助成金、テレワークなどの環境整備）　１８２．５億円（＋８３億円）
・同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援　１９億円（＋１２億円）

・多様な女性活躍の推進　→２８９億円　（＋１２９億円）

●生産性向上に資する人材育成の推進

＜厚労省予算＞

・生産性向上に資する人材育成の強化（在職者訓練、ＩＴ人材育成）８５５億円（＋５３２億円）

・職業能力の見える化の推進（技能検定・ジョブカードの活用）４６億円（＋９億円）

＜文科省予算＞

・専修学校による地域産業中核的人材養成事業　１７．４億円（＋０．６億円）

○生産性向上のみならずこれからの持続的な成長に不可欠な中小企業のＩＣＴ化

・サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業　５００億円（＋４００億円）

・産業系サイバーセキュリティ推進事業　１９．１億円（＋７．４億円）

・スマートものづくり応援隊　１８．５億円（+１.８億円）　※

※中小企業・小規模事業者人材対策事業の内数

○「大事業承継時代」の到来を控え、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備

・事業承継・世代交代集中支援事業　５０億円

・事業承継税制の抜本的な見直し（承継時納税ゼロ、雇用維持要件撤廃、複数承継の対象化　等）

・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業　６８．８億円（＋７．７億円）

○中小企業・小規模事業者の経営力強化に向けた支援

●中小企業・小規模事業者の経営力底上げに向けた施策展開

・小規模事業者支援パッケージ事業（持続化補助金等）　１２０億円（±０億円）

・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業　３０億円

●中小企業の金融支援強化

・小規模事業者持続化補助金（マル経融資）　４２．５億円（±０億円）

○国際展開の後押し

・インバウンド型クールジャパン推進事業　５８．５億円

・業種連携型クールジャパン発信・展開支援事業　３．０億円

・中小企業の海外での知財活動の促進　８億円（＋０．２億円）

○中小企業の成長戦略を後押しする税制の実現

・償却資産に係る固定資産の減免（ゼロ～２分の１）

・商業地等に係る固定資産税の据置措置、条例減額制度の３年間延長

○中小企業が安心してビジネスを行うために必要な環境整備や制度改革の実現

＜国交省予算＞

●東京・首都圏の国際競争力の強化

・首都圏空港等の機能強化　１５５億円（＋１億円）

○観光立国や地域活性化に向けた取り組みの加速

＜国交省予算＞

・訪日プロモーションの抜本改革と観光産業の基幹産業化　１０８億円（＋１４億円）

・「楽しい国　日本」の実現に向けた観光資源の開拓・魅力向上　２７億円（＋５億円）

・世界最高水準の快適な旅行環境の実現　９８億円（＋１２億円）

## ７．中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

**基本的な考え方**

１．中小企業の「価値ある事業」の円滑な承継は喫緊の課題

わが国の中小企業は、雇用の約７割を支え、所得税の４割、社会保険料の事業主拠出分の５割を負担するなど、雇用を通じて地域経済や日本の財政に大きく貢献している。多様な人材の雇用の受け皿となる一方で、地域内外の取引の中心となって地域経済の中核的な役割を果たすほか、新たな産業を創出する苗床の役割を果たし、規模の経済が働かないニッチな市場を担うなど、産業の担い手として、わが国の経済に大きな役割を果たしている。

中小企業が支える雇用

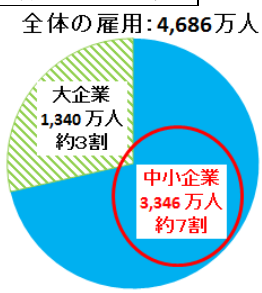


出典：総務省「平成２６年度経済センサス」

給与支払いから発生する所得税

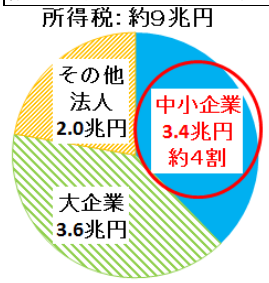


出典：国税庁「民間給与実態調査」（平成２７年）

社会保険料からの負担

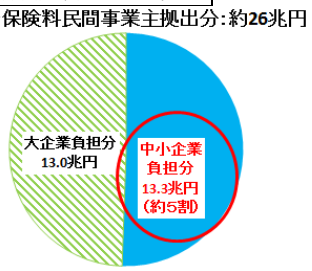


出典：厚労省資料等より推計

現在、経営者のピーク年齢が直近２０年間で４７歳から６６歳に約２０歳移動するなど、中小企業経営者の高齢化が進展している。６０歳を超える経営者の５割以上、７０歳を超える経営者の８割以上が５年以内に事業承継を行うと回答するなど、団塊世代の引退が本格化する今後数年の間に、事業承継のタイミングを迎える中小・小規模企業が増加する「大事業承継時代」の到来は必至である。

経営者の高齢化

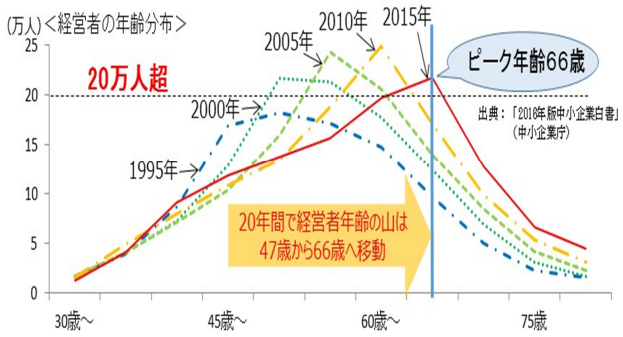


出典：中小企業庁「２０１６年度版中小企業白書」

承継する時期の目安

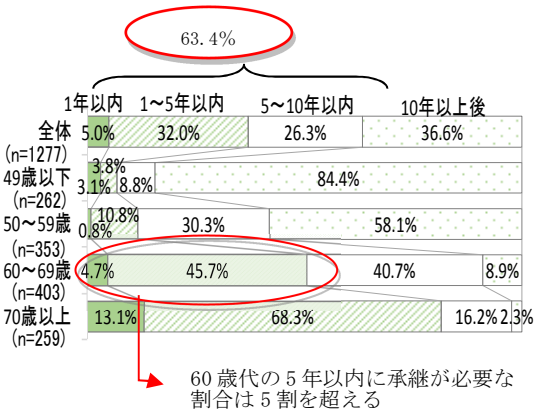


出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート（２０１７年)」

経営者の高齢化が進む中で、直近５年間で、全国で４０万事業者、東京都で４万事業者が減少するなど、廃業が増加している。廃業する企業の中にも黒字企業や、生産性の高い企業※参考１、地域の雇用を支える企業が多く含まれるなど、中小企業の「価値ある事業」が失われている。

全国の事業者数の減少

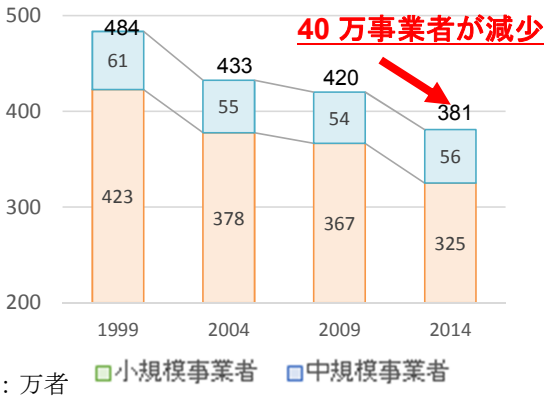


単位：万者

東京の事業者数の減少

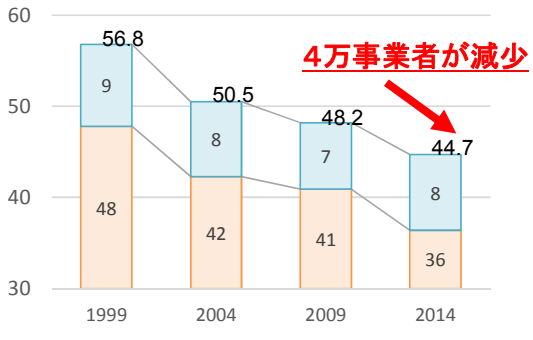


出典：「中小企業白書」（中小企業庁）

【参考１】
・廃業企業の中に含まれる黒字企業の割合　**経常黒字５０．５％**
出典：㈱東京商工リサーチ「２０１６年「休廃業・解散企業」動向調査」再編・加工
（２０１７年度版中小企業白書）
・生産性の高い企業の廃業が中小企業全体の生産性を押し下げている割合が大きい
出典：(独)経済産業研究所「平成２８年度中小企業の新陳代謝に関する分析に係る委託事業（中小企業庁委託)」（２０１６年）

取引先の廃業により、サプライチェーンが途絶し、製造業をはじめ、産業集積地としての特性が失われるなど、事業承継の問題は個社の問題だけでなく、地域経済全体の課題となっている。
中小企業は地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を果たしており、将来の日本経済の発展に向けて、中小企業が事業を継続し、「価値ある事業」を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

２．東京商工会議所の中小企業の円滑な事業承継に向けた取り組み

東京商工会議所では、従前より中小・小規模企業の円滑な事業承継に対する環境整備や経営支援に力を注いできた。税制の分野では昭和３９年より５０年以上、事業用資産に係る相続税等の控除制度について要望実現活動を継続し、平成２１年には事業承継税制の創設を実現させた。その後も、円滑な事業承継の実現に向けて、事業承継税制の拡充や非上場株式の評価方法の見直しに向けた活動を展開し、多くの改正を実現させている。
中小・小規模企業に対する経営支援の分野では、平成１０年度より事業承継に関するM&Aの相談を受け付け、民間M&A仲介機関と連携することで、累計１，２００件を超える相談に対応し、２５件の成約を実現してきた。その後、平成２３年１０月からは国の施策である「東京都事業承継引継ぎ支援センター」を設置し、専門家による親族外承継の相談対応を行っている。開設から毎年、相談実績、成約件数ともに増加しており、平成２８年度末までに累計４，２８９件の相談に対応し、１１６件の成約を実現している。

東京都事業引継ぎ支援センターの新規相談社数と成約件数

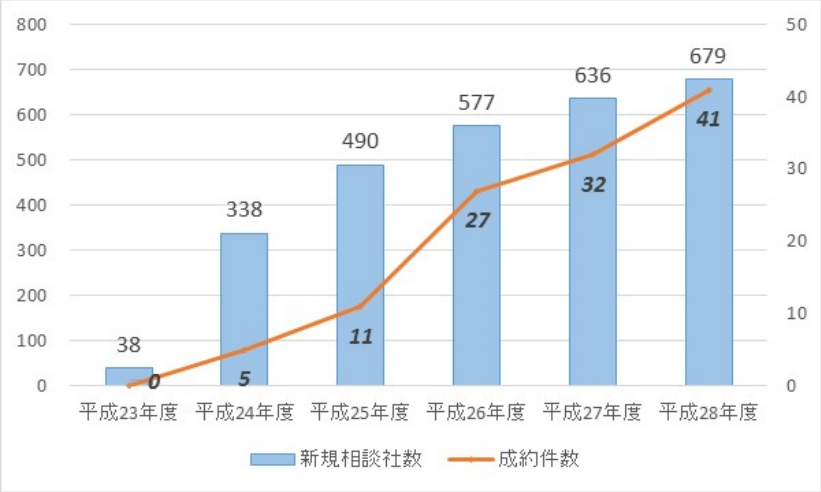


東京都の施策である「地域持続化支援事業（拠点事業）※参考２」において、平成２８年度は２８３社に対して事業承継支援を実施している。さらに、平成２８年１０月からは、墨田支部、「ビジネスサポートデスク東京東」を中心に、墨田区、地域金融機関と連携した事業承継診断事業「社長６０歳企業健康診断事業」を開始し、２５件の精緻な事業承継診断を実施している。

【参考２】東京都の施策である「地域持続化支援事業（拠点事業)」における支援内容
概要：中小企業診断士・税理士・公認会計士を中心とするコーディネーターが常駐し、事業承継に向けた準備・経営基盤の強化等の高度・専門的な経営相談に対応
拠点（４か所）：ビジネスサポートデスク東京西（新宿区)、ビジネスサポートデスク東京南（港区)、ビジネスサポートデスク東京北（北区)、ビジネスサポートデスク東京東（墨田区）
事業承継支援の実績（平成２８年度）：**２８３社**
「社長６０歳企業健康診断事業」：**２５社**に対して精緻な事業承継診断を実施

本年度からは、ビジネスサポートデスクにおける事業承継診断事業の拡充や、「東京都事業引継ぎ支援センター」において親族外承継に関するニーズの高まりにも対応し、地域の中小・小規模企業の事業承継支援に力を注ぐ所存である。

政府、東京都におかれては、中小・小規模企業が「大事業承継時代」を迎える中、喫緊の課題である中小・小規模企業の円滑な事業承継をより一層促進していくため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

## １．円滑な事業承継の実現に向けた総合的な支援の推進

（１）早期の事業承継の準備に向けた経営者の気づきを促進する取り組みの実現

東京商工会議所の調査※参考３によると、事業を継続する意向のある企業の約３割、とりわけ、経営者の年齢が６０歳以上の企業において、約２割の経営者が「後継者の検討状況について、日々の経営を優先し、具体的な検討に至っていない」と回答しており、本業の経営に忙しい経営者にとって、事業承継の対策は後回しになっている実態がうかがえる。また、経営者の年齢が７０歳以上の企業のうち、約１割が「後継者候補を探している」と回答しており、後継者不在による廃業の可能性が高い層も一定割合存在している。

【参考３】事業承継への取り組み状況（事業を継続する割合の企業）
・日々の経営を優先し、具体的な検討には至っておらず、事業承継の準備に未着手な企業の割合
　全体：２８．８％　、（うち、経営者年齢が６０歳以上　２３．２％、７０歳以上　１７．９％）
・７０歳以上の企業において「後継者候補を探している」企業の割合　１０．７％
出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０１７年）

後継者教育に必要な期間を５年～１０年と回答する企業が約半数にのぼり、第三者承継を選択するにしても、譲渡先企業の探索には１年近い期間が必要となることもあり、事業承継の着手が遅れることによって、円滑な事業承継が難しくなるケースも見受けられる。そのため、事業承継の準備には数年の期間が必要であることを、中小企業の経営者に向けて周知し、早期の事業承継の準備に向けた気づきを促進していく必要がある。

具体的には、地域金融機関や支援機関による事業者への事業承継診断の実施や株式評価額の算定など、経営者が事業承継の課題について気づきを得るための取り組みが必要である。一方で、事業承継の問題は、経営への悪影響を懸念して従業員や取引先に秘匿にすることが多く、経営者から積極的に金融機関や支援機関に対して相談を行うケースは少ない。経営者から事業承継の課題に関する相談を引き出すためには、金融機関や支援機関から相談のきっかけとなる情報提供を行う「気づきの促進」が必要となる。あわせて、経営者が積極的に事業承継の相談を行うための意識改革も必要である。そのため、国が率先して、事業承継の機運醸成を図るための徹底的な広報が必要である。

後継者教育に必要な期間

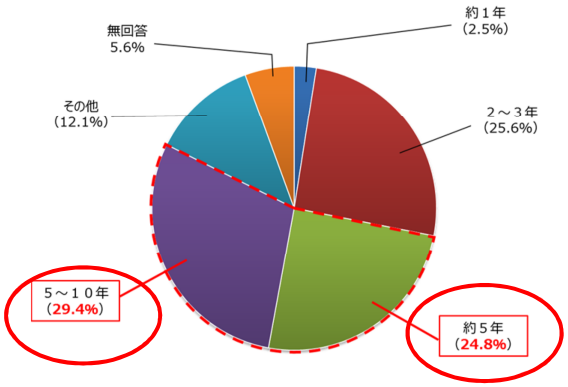


出典：中小企業庁『事業承継ガイドライン』（２０１７年）、みずほ総合研究所『中小企業の資金調達に関する調査』（２０１５年）

昨年、１０年ぶりに改定された事業承継ガイドラインの認知度は名称だけでも約５割にとどまっており、内容まで認識している経営者は１割にも満たない。国は地方自治体や支援機関、地域金融機関等を通じて、経営者に対して事業承継ガイドラインの普及を強化していく必要がある。

事業承継ガイドラインの認知度

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０１７年）

＜具体的な項目＞

- 事業承継に関する経営者の意識改革に向けて、国による事業承継の機運醸成を図るための徹底的な広報の実施
- 地方自治体や、地域金融機関、支援機関を通じた事業承継ガイドラインの普及
- 支援機関や地域金融機関による事業承継診断の実施等、経営者が事業承継の課題を認識し得る取り組みの強化

（２）事業承継の課題を総合的に検討し、各々の専門家につなぐことができる人材の育成

事業承継の形態としては、後継者の状況によって、親族内承継、従業員承継、第三者承継の３形態がある。とりわけ、後継者不在を要因とした廃業を減少させるためには、経営力の向上など事業の磨き上げを支援する「事業承継の前段階支援」が重要となる。一方、業績不振の結果、廃業や事業再生を選択する企業には、事業再生・廃業支援など別の支援メニューが必要である。また、近年では、従業員や第三者など親族外承継を検討している企業の割合も増加※参考４している。

事業承継支援の範囲

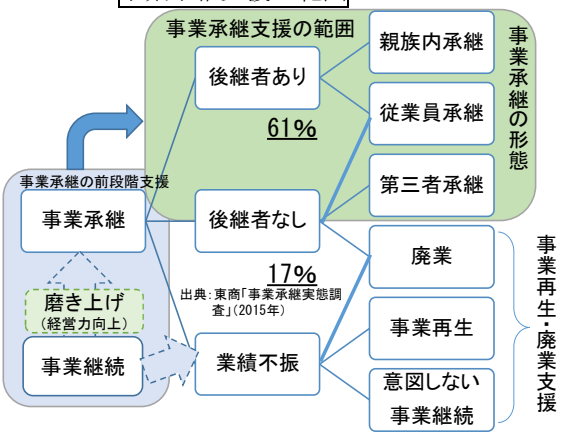


【参考４】経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者の関係
・就任３５年以上４０年未満の経営者：親族内承継　９２．７％、親族外承継　７．３％
・就任２０年以上２５年未満の経営者：親族内承継　７３．０％、親族外承継　２７．０％
・就任１０年以上１５年未満の経営者：親族内承継　５７．０％、親族外承継　４３．０％
・就任０年以上５年未満の経営者　：親族内承継　３４．３％、親族外承継　６５．７％
出典：みずほ総合研究所「中小企業の資金調達に関する調査（中小企業庁委託）」（２０１５年）

事業承継の課題は、企業規模や業種、事業の内容、後継者の状況によって、内容は多岐にわたっている。一方で、事業承継を支援している専門家は、税務や、金融支援、法律など、個別の分野や事業承継の具体的な課題に対して、プロフェッショナルなサービスを提供しているものの、事業承継の具体的なステップに入るまでの前段階における支援人材は少ない。そのため、国や都道府県は、事業承継の課題を総合的に検討し、各々の専門家に繋ぐことが出来る人材の育成を強化すべきである。とりわけ、地域において中小企業と接する機会の多い地域金融機関に対して、事業承継に関する研修機会の強化を図るとともに、事業承継支援を実践的に経験するために中小企業基盤整備機構等において事業承継トレーニー制度の導入等を検討すべきである。さらに、事業承継の具体的なステップに入るまでの前段階の相談には、報酬が発生しないケースも多く、地域金融機関や、支援機関において育成した人材を専門家として派遣するための予算の確保も必要となる。

事業承継の課題の全体像

出典：中小企業基盤整備機構「平成２８年度版事業承継ハンドブック」を事務局再編・加工

＜具体的な項目＞

- 事業承継の全体の課題を総合的に検討できる人材の育成、および育成した人材を専門家として派遣するための予算の確保
- 地域金融機関向けの事業承継に関する研修機会の強化、事業承継を実践的に経験するためのＯＪＴ制度の導入

（３）地方自治体を中心に地域一丸となった事業承継への取り組みが必要

東京２３区では、特に、製造業が多い地域において、外注先や取引先の廃業により自社に大きな影響が出ているとの声が寄せられている。円滑な事業承継が進まず、このまま廃業が増加すると、サプライチェーンが途絶し、産業集積地としての特色が失われ、地域の賑わいが喪失するなど、地域経済の崩壊を招くことになる。

東京２３区の事業数の増減マップ

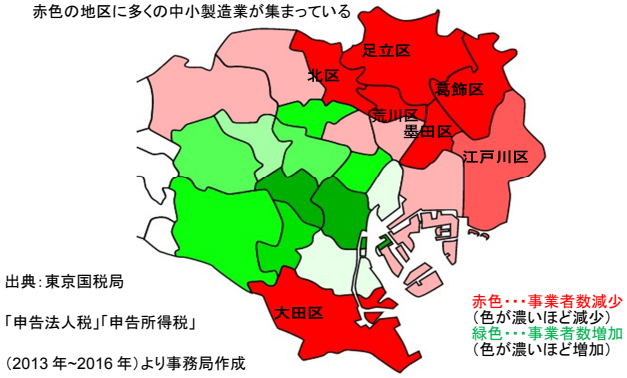


そのような中、東京商工会議所墨田支部・ビジネスサポートデスク東京東では、墨田区、地域金融機関と事業者数の減少による産業喪失の危機感を共有し、区内事業者を対象とした「社長６０歳企業健康診断事業」を試験的に実施している。地域金融機関の紹介で、東京商工会議所の職員と専門家による事業承継診断書の作成を行い、実際の利用者からは気づきを得たと、高い評価を得ている。本事業のポイントは地方自治体を中心に、地域金融機関と支援機関の連携にあり、事業承継の問題が顕在化していない事業者に対して、アプローチする点にある。潜在的な事業承継の問題を顕在化するための好事例と言える。

＜具体的な項目＞

- 地方自治体を中心に地域金融機関、支援機関が連携した地域全体での円滑な事業承継に向けた取り組みの促進。国や都道府県は人材面や資金面などで支援すべき
- 事業承継の問題が顕在化していない事業者に対して、地域金融機関からの働きかけを強化すべき

## ２．親族内承継の促進に向けた具体的な対策

（１）中小企業の特性に着目した事業承継の実現

中小企業は継続事業体（ゴーイングコンサーン）が前提であり、事業の継続に必要な経営基盤を円滑に次世代に承継することが必要不可欠となる。中小企業の約９割は一般的には資本・経営・労働が一体化している同族会社であり、その特徴として、地域に密着し、長期的・継続的な視点に立った経営が挙げられる。一方で、ワンマン体制によるガバナンスの欠如や指示待ち組織になりやすい特徴もあり、とりわけ、こういった同族会社の特徴が事業承継の失敗につながることも多い。そのため、同族会社の特徴を踏まえたうえでの事業承継対策が必要であり、円滑な親族内承継を実現するためには、「事業の承継」、「経営権（株式）の承継」、「資産の承継」、全てを円滑に進めていく必要がある。

東京商工会議所の調査においても、息子・娘への事業承継の準備・対策を行ううえでの課題として、事業の承継の観点から、「後継者の教育」と「事業の磨き上げ」が挙げられており、続いて、経営権（株式）の承継、資産の承継の観点から「後継者への株式・事業用資産の譲渡（相続）・税制」が大きな課題として挙げられている。

中小企業の特性に着目し、円滑な事業承継を推進するため、「後継者対策の推進」と「取引相場のない株式の評価額の見直し」の実現が求められる。

息子・娘へ事業承継の準備・対策を行う上での課題（上位3項目）

| | |
|---|---|
| １．後継者の教育 | 63.6% |
| ２．事業の磨き上げ(魅力向上) | 39.8% |
| ３．後継者への株式・事業用資産の譲渡(相続)・税制 | 32.1% |

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０１７年）

（２）円滑な「事業の承継」の実現に向けた、後継者対策の推進

①後継者の確保に向けた早期の取り組みの後押し

東京商工会議所の調査において、後継者候補がいないと回答した企業が約２割にのぼるなど、事業承継の大きな課題の一つとして、後継者の確保があげられる。中小企業の経営者は、息子や娘など親族を後継者候補として第一に検討する企業が最も多い。その一方で、コミュニケーション不足から、親子間で意思疎通が図れず、経営者の意図が伝わらないことから、事業承継の間際になって、後継者候補の子息から事業の引継ぎを断られる事例も見受けられる。親子間の会話を促進し、遅くとも経営者が６０歳を過ぎた段階から早期に承継の意思を後継者候補に伝達することが望ましい。また、後継者候補の親族が事業を引継ぎたいと思えるように、常に事業を磨き上げ、事業の魅力向上に取り組む必要がある。

事業承継は会社ごとにさまざまな事例が存在することから、国や都道府県は後継者確保や育成方法など、経営者・後継者候補双方の立場から、成功事例を収集し、事業承継に取り組む中小企業へ周知していく必要がある。

中小企業庁の調査によると、事業を引き継いだ若い経営者の方は生産性が高く、前向きに経営に取り組む傾向

にあることから、国や地方自治体は早期の事業承継に向けた啓発活動を実施していく必要がある。
＜具体的な項目＞
- 経営者と後継者の対話促進に向けて、事業の見える化や磨き上げの支援の強化
- 経営者・後継者双方の視点から、後継者確保・育成における成功事例を収集し、中小企業経営者や地域金融機関、支援機関へ周知の実施

②後継者教育の充実
事業承継後に後継者が直面する課題には、経営理念の継承をはじめ、経営計画の策定、社内体制の再整備、従業員との関係構築、金融機関との折衝など多岐にわたる。先代経営者の急逝等で、後継者教育を受けられず、事業承継後に非常に苦労した事例も多く、円滑な事業承継のためには、後継者教育も大きなポイントとなる。現在、中小企業の後継者教育としては、企業内で様々な部署を経験させる、一定期間は外部の企業で修行し自社に戻る、支援機関等の後継者教育用カリキュラムを受講するなど、様々な方法が存在している。
後継者教育の充実に向け、支援機関等が実施する後継者教育の予算を拡充し、期間・日程など多様な中小企業のニーズに応じられるカリキュラムの整備に取り組むべきである。また、後継者教育においては、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた経営者の知恵を知ることが非常に有効であり、後継者教育のカリキュラムの中に経営知識だけでなく、先輩経営者から知見を得る機会を盛り込むべきである。
他方、後継者の悩みとして、経営者の右腕となる人材の確保・育成を挙げる意見も多いことから、後継者教育のみならず、後継者の右腕人材育成のための新たな取り組みを進めていくべきである。

＜具体的な項目＞
- 後継者塾など、後継者教育に関する予算の拡充
- 多様な中小企業のニーズに応じられる後継者教育のカリキュラムの整備（期間・日程・内容等）、先輩経営者の意見を得る機会の創設
- 後継者候補の右腕人材となる経営幹部や従業員の教育費用に対する補助制度の創設

（３）株式の円滑な移転に向けた、事業承継税制、取引相場のない株式評価の見直し
①事業承継税制の抜本的見直し
真に、中小企業の円滑な事業承継を実現するためには、自社株式の承継に係る相続税・贈与税の負担を極小化する必要がある。事業承継税制は平成２９年度税制改正でリスクの低減を重点とした見直しが行われる等、これまでの制度改正によって、適用件数は直近では増えているものの、中小企業者数と比較すれば、その数は極めて少ない。国際的に見ても、わが国の事業承継税制は厳しい要件を課しており、抜本的な要件緩和が必要である。
また、団塊世代経営者の大量引退による「大事業承継時代」を乗り切るため、生前贈与に対するインセンティブの抜本的強化を図り、早期かつ計画的な事業承継を強力に促すことが重要である。後継者に自社株を生前贈与する際、思い切った贈与税率の軽減あるいは株式評価減を講じるべきである。
一方で、事業承継税制は、平成２５年度、平成２９年度に見直しが行われているが、制度改正の内容を理解していない経営者や支援者も多い。事業承継税制の普及・活用促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。
また、本年度より事業承継税制の認定窓口が各地域の経済産業局から都道府県に移管されたが、移管後も引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った手続相談を行う必要がある。

＜具体的な項目＞
- 事業承継税制の抜本的な見直し
  - ⅰ．発行済議決権株式の総数等の「２／３ 要件」の撤廃
  - ⅱ．相続税の納税猶予割合の １００％への引き上げ
  - ⅲ．納税猶予開始後５年経過時点での納税免除
  - ⅳ．代表者要件・筆頭株主要件（被相続人・後継者）の見直し
- 早期かつ計画的な事業承継を促す強力なインセンティブ措置
- 事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化
- 提出書類に係る宥恕規定の創設
- 事業承継税制認定窓口の移管に伴う、申請企業に寄り添った手続相談の実施

②取引相場のない株式の評価額の見直し、株式集中化のための支援
中小企業は株式市場からの資金調達が困難であることから、資金調達の手段は自己資金のほか、親族や金融機関からの借入金に限られる。実態として、中小企業の借入金の際の信用力は、企業の財務基盤と経営者個人の資産で成り立っており、内部留保の蓄積による資本の充実は、大企業以上に経営基盤の強化に欠かせないものである。
一方で、事業継続体（ゴーイングコンサーン）として存在する中小企業は事業を継続していく中で、経営者の世代交代に直面することになるが、中小企業が収益を上げ、資本を充実させるほど、株式評価額が上昇し、相続

税負担が増加することになる。経営者が交代する際、換金性のない取引相場のない株式に多額の相続税・贈与税負担が課せられることは適切でなく、中小企業の財務基盤を毀損させ、事業継続・成長の大きな足かせになっている。

また、経営者の代を重ねた業歴の長い企業ほど株式が分散している実態があるが、取引相場のない株式の評価額が高く、株式の集約には多額の費用が必要である。そのため、株式の集中化が困難な実態があり、株式集中化のための支援措置が必要である。

取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

＜具体的な項目＞

- 事業の継続を前提とした取引相場のない株式の評価額の見直し
- 株式の集中化を促進する税制措置の創設（親族の範囲の見直し等）

## ３．親族外承継（従業員承継・第三者承継）の促進に向けた具体的な対策

（１）従業員承継の実現に向けた支援体制の充実

従業員承継は、従業員が株式を承継する方式と、資本と経営を分離する方式で大きく課題が異なる。従業員が株式を承継する場合においては、株式承継のための資金確保や借入保証の問題が大きな課題となる。従業員承継を希望する企業の借入保証については、経営者保証ガイドラインによって円滑な事業承継の実現が期待されており、金融機関からより一層の周知を図るとともに、相談体制の強化が必要である。

また、従業員が株式を買い取るための個人資産を保有しないケースも多いことから、後継者の株式買い取り資金に対して、低利融資制度や信用保証制度の創設も検討すべきである。

なお、東京商工会議所の調査結果のとおり、従業員を後継者候補と想定している経営者が多いものの、実際に株式の取得や借入保証が可能かどうかの実現性まで検討していないケースも数多く含まれていると想定される。従業員承継が困難な場合は、第三者承継か廃業を選択する必要もある。従業員承継を検討する経営者に対して事業承継診断における従業員承継の可能性調査など、支援体制の一層の充実が求められる。

想定している後継者候補

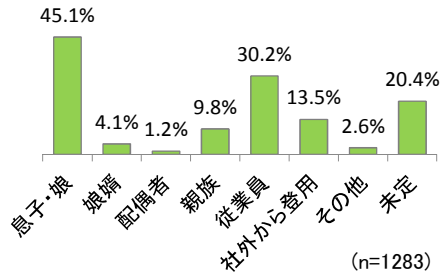


出典：東京商工会議所「経営課題のアンケート」（２０１７年）

＜具体的な項目＞

- 従業員承継を希望する経営者に対する、金融機関による経営者保証ガイドラインのより一層の周知の徹底。相談体制の強化
- 後継者の株式買い取り資金調達に対する低利融資、信用保証制度の創設
- 経営者に対する従業員承継における課題認識の促進

（２）第三者承継（M&A）の促進に向けた対策の充実

①　第三者承継（M&A）に向けた情報提供の強化

後継者候補が存在しない中小企業にとって、廃業を回避し、事業を継続する切り札が第三者承継（M&A）である。一方で、M&A自体が縁遠い存在で、自社がM&Aの対象になるのかどうか分からない、M&Aという手段自体が初めから選択肢にない、そもそもM&A自体に良くない印象を持っている中小・小規模経営者も多い。第三者承継（M&A）の促進に向けて、M&Aによるハッピーリタイアや、雇用や事業の維持などM&Aに関するイメージアップのための取り組みの促進、成功事例などの情報提供を強化すべきである。

中小企業のM&Aを成功させるためには、身近な親族の承認や、株式の整理、事業の強みとなる経営資源の明確化、法人と個人の資産の整理など、M&Aプロセスに入る前段階での事業の磨き上げや準備が欠かせない。一方で、M&Aの準備には一定期間が必要であることから、M&Aの成功要因などを分かりやすく事業者に周知する必要がある。

＜具体的な項目＞

- 第三者承継（M&A）のイメージアップのための取り組み強化
- M&Aの準備や事業の磨き上げの重要性など、情報提供の徹底

②小規模M＆Ａの促進に向けた支援体制の充実

中小企業のM＆Ａは、多額の成約報酬を支払える一定規模以上の市場は成立しているが、最低報酬額が支払えないなど、民間のM＆Ａ仲介機関が取り扱わない小規模企業の第三者承継（M＆Ａ）の市場はいまだに未整備の状況となっている。

小規模M＆Ａの促進に向けては、４７都道府県に整備された事業引継ぎ支援センターが果たす役割は非常に大きい。さらなる相談機能強化や成約事例の増大に向けて、事業引継ぎ支援センターの予算を大幅に拡充すべきである。とりわけ、東京都事業引継ぎ支援センターは全国の約１割の相談に対応し、専門的な知見が高い専門家が揃っており、全国の事業承継引継ぎ支援センターを牽引する存在として、さらなる予算の拡充が必要である。

M＆Ａで算定される財務的な企業価値が低くとも、従業員や培ってきた優れた技術を次世代に残したいと希望する小規模企業を支援することが重要である。そのため、事業引継ぎ支援センターを通じて第三者承継を実施する場合には、M＆Ａプロセスにおいて発生する専門家に依頼する費用や、M＆Ａの相手探し・交渉のサポートに必要な報酬に対して一定額を補助することも検討すべきである。

一方で、報酬額の少ない小規模M＆Ａに取り組む専門家の数は少ないのが実情であり、地域金融機関の担当者をはじめ、中小企業診断士などを対象として、小規模M＆Ａの専門家の育成を強化する必要がある。

M＆Ａの一般的なフロー図

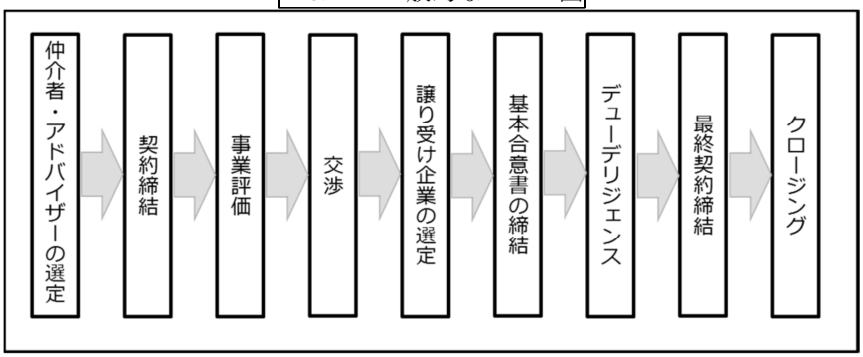


出典：中小企業庁「事業承継ガイドライン」（２０１７年）

＜具体的な項目＞

- 事業引継ぎ支援センターの大幅な予算の拡充
- 小規模M＆Ａに必要な費用の補助制度の創設
- 小規模M＆Ａに取り組む専門家の育成強化

（３）地域における親族外承継の促進に向けた対策

サプライチェーンの途絶や地域の産業集積の喪失を招く、中小企業の廃業を食い止めるためには、都道府県や地方自治体による取り組みも求められる。第三者承継（M＆Ａ）を促進するため、都道府県や地方自治体が地域金融機関と連携し、事業承継ファンド等を創設し、地域に必要な中小・小規模企業の事業承継の株式を一定割合取得するなどの支援を実施すべきである。

また、民間の第三者承継（M＆Ａ）を促進するためには、買収側企業のリスク低減も不可欠である。そのため、事業承継ファンドが買収側企業と協調して、M＆Ａ成約時に一定割合の株式を保有するスキームを構築し、第三者承継（M＆Ａ）を促進することも検討すべきである。

＜具体的な項目＞

- 東京都が中心となって地域金融機関と連携し、中小・小規模企業の株式を取得する事業承継ファンド等の創設
- 買収側企業と協調して、第三者承継（M＆Ａ）時に事業承継ファンドが一定割合の株式を取得する仕組みの構築

以　上

２０１７年度第６号
２０１７年　７月１４日
第６９７回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○円滑な事業承継の実現に向けた総合的な支援の推進

●２０１８年度予算における反映状況

・事業承継・世代交代集中支援事業（プッシュ型事業承継支援高度化事業、事業承継補助金）
５０億円（国）

・事業承継・再生支援事業　３億円（＋１億円）（都）

○親族内承継の促進に向けた具体的な対策

●株式の円滑な移転に向けた、事業承継税制、取引相場のない株式評価の見直し

＜事業承継税制の抜本的な見直し＞　※税制の利用にあたっては、一定の要件あり

・対象株式数等の上限撤廃…
対象株式数２／３上限の撤廃、相続時の納税猶予割合８０％→１００％引き上げにより、納税時の負担がゼロになった。

・雇用維持要件撤廃の実質撤廃…
承継後５年間の雇用者数が平均８０％を下回る場合でも、猶予税額の納付は不要となった。

・減免制度の創設…
株式売却または廃業によって納税猶予が取消になった場合、これまでは事業承継時の株式評価額での納税が必要だったが、本制度の創設によって、納税猶予の取消事由が発生した時点での株式評価額を基に納税額を再計算し、承継時との差額を免除できるようになった。

・複数承継の対象化等…
先代１人から後継者１人への株式承継に限定されていたが、配偶者や従業員からの贈与・相続や、後継者が複数（３人まで）の承継も対象となった。

○親族外承継の促進に向けた具体的な対策

●第三者承継（M&A）の促進に向けた対策の充実

・事業承継支援ファンド　２５億円（新規）（都）

・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業　６８．８億円（＋７．７億円）（国）

## ８．東京の観光振興策に関する意見

Ⅰ．基本的な考え方

観光は、東京の成長、地域活性化の切り札として、需要の拡大や雇用機会の創出など、幅広い関連産業に大きな経済波及効果をもたらすばかりでなく、魅力ある都市空間の形成や伝統の継承、文化の創造など、地域社会の価値向上にも重要な役割を果たしている。

円安基調や訪日ビザ発給要件の緩和等を背景に、アジア諸国を中心に、訪日外国人が近年急増しており、２０１５年には訪日外国人旅行者数が４５年ぶりに出国日本人数を上回っている。また、その旅行消費額も高い伸びを示している。アジアの経済成長は今後も続くことが予想されており、観光はアジアの成長する力を東京の成長と地域活性化に活かす最重要分野である。

こうしたなかで開催される２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界に東京の魅力を発信する絶好の機会となる。３年後に向けて、東京の魅力向上に資する観光資源の磨き上げや開発、そしてハード・ソフト両面のインフラ整備を加速する必要がある。

一方、世界の観光需要が増加する中で、旅行者誘致を巡る都市間競争が一層激化している。　東京は、国際的なハブ機能の向上をはじめ文化・交流分野の機能強化、外国人旅行者の受入環境整備を着実に進めることで、「世界最高の観光都市」として、更に発展していかなければならない。それと同時に、東京は日本観光のゲートウェイ、また旅行者を日本各地へ送り出す役割を果たすべきである。東京と地方都市とは、それぞれの持つ魅力を高め、その違いを際立たせ相互に補完・協力し合うことにより、全国に経済効果を波及させることが重

要である。
政府は２０１６年３月、観光先進国の実現に向けて、２０２０年の訪日外国人旅行者数４，０００万人、同年の訪日外国人旅行消費額８兆円などの高い目標を設定し、観光振興への取り組みの方針を「明日の日本を支える観光ビジョン」として策定した。
こうした状況のなか、東京都は都の観光振興を戦略的に進めるため、２０１７年１月、新たに「ＰＲＩＭＥ観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン２０１７」（以下、観光実行プラン）を策定した。この観光実行プランにおいて、観光振興の基本的理念や今後の取組の方向性、将来に向けた目標、実施する具体的な観光施策等を明示するとともに、２０２０年の訪都外国人旅行者数２，５００万人、同年の訪都外国人リピーター数１，５００万人、訪都外国人旅行消費額２．７兆円という高い目標を掲げている。

東京商工会議所は、インバウンドの拡大や地域の観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に貢献していく所存である。以下は、観光振興に係る内容を中心に「まちづくり」や「観光インフラ」等に係る内容も含めて、「世界最高の観光都市・東京」の着実な実行に向けて、重要な事項を幅広い観点から意見をとりまとめたものである。

［目標設定のあり方］
観光実行プランにおいて、政府が２０１６年３月に公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」等を踏まえ、２０２０年までに年間２，５００万人、２０２４年までに年間３，０００万人の訪都外国人旅行者数といった高い目標が設定されている。また、大きな経済波及効果をもたらすことから、旅行者数に加え、「訪都外国人消費額」、「外国人リピーター数」や「訪都国内旅行者消費額」等が新たに目標設定されている。
本年５月に公表された、２０１６年の訪都外国人旅行者数は、対前年比で約１０％増となる１，３１０万人となり、この１０年間で約２．７倍となるなど、引き続き増加しているものの、訪都外国人消費額は対前年比で約２．４％減となる１兆９００億円とわずかに減少しており、今後は量だけでなく質の向上が求められるところである。
今回、観光実行プランに掲げられた目標数値・施策については、進捗を毎年確認し、機動的な見直しを図ることにより、観光を巡る急速な環境変化に迅速かつ的確に対応していくことが重要である。

| ２０２０年目標 | 東京都 | 政府 |
|---|---|---|
| 外国人旅行者数 | ２，５００万人 | ４，０００万人 |
| 外国人リピーター数 | １，５００万人 | ２，４００万人 |
| 外国人消費額 | ２．７兆円 | ８兆円 |
| 日本人国内旅行者数 | ６億円 | ― |
| 日本人国内旅行者消費額 | ６兆円 | ２１兆円 |
| 地方部での外国人延べ宿泊者数 | ― | ７，０００万人泊 |

Ⅱ．具体的な意見事項：今後の重点的な観光施策の展開

１．消費拡大に向けた観光経営
観光産業は、交通・旅行・飲食・宿泊はもとより、小売・流通・食品・製造・レジャー産業など、幅広く多岐にわたっており、経済への大きな波及効果が期待できる。２０１６年の訪都旅行者の消費額は１兆９００億円であり、２０１５年の観光消費による経済波及効果は、都内製造業の生産額の２倍程度に相当する約１２兆９千億円に達する。
その一方で、わが国の観光産業は、優れた企業が多数存在するものの他業種との比較において、生産性の低さが指摘されており、労働力人口が減少するなかで、深刻な人手不足が生じている。また、東京においても多くの地域や中小企業は、外国人旅行者のニーズに十分に対応することができず、需要を取り込む余地は非常に大きい。
今後、観光消費額を拡大し、観光を東京の成長を牽引する基幹産業に飛躍させていくためには、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用やイノベーションなどを通じて、観光産業全体の生産性向上を図りつつ、インバウンド需要への対応や業種を超えた協働関係の構築によって、地域の経済効果を高めるとともに、観光産業を担う人材の育成と確保を図る必要がある。
さらに、インバウンドが急増の一方で、長期低迷が続いている日本人国内旅行の活性化に向けて、新たな旅行ニーズの掘り起こし等、戦略的な取組が求められる。

（１）地域・中小企業のインバウンド対応力向上
東南アジアの経済成長やビザ発給要件の緩和等を背景に、２０１５年には訪日外国人旅行者数が４５年ぶりに出国日本人数を上回った。このように外国人旅行者が増加しているなか、昨年の免税制度の拡充により都心部の大型店やチェーン店等で売上の伸びが目立つ一方、多くの地域や中小企業ではインバウンド需要を取り込めていない。その理由としては、旅行者が訪れる地域や店舗が一部に集中しているほか、特に中小企業におい

てはインバウンド需要を取り込むための知識・ノウハウ、人材等が不足しており、十分に対応できていない。外国人旅行者のニーズ等に合ったサービス・商品を提供する事業者や取組意欲はあるものの方法が分からない事業者に対して、多言語対応はもとより、マーケティングや営業・広告方法等に関する支援が必要である。
　また、わが国の飲食・宿泊業は、他業種と比較し、労働生産性の低さが指摘されている。業務効率化による生産性向上を達成するため、予約・顧客管理・プライシングのマネジメントを可能にするクラウドサービス等のＩＣＴ利活用、オペレーションの効率改善の支援策を一体的に推進されたい。

　さらに、欧米ではクレジットカードでの決済が主流であるものの、日本の中小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している鉄道・タクシーといった交通機関や旅館等の宿泊施設、美術館・博物館等の観光スポットでは、未だ現金決済が主な手段となっている。外国人旅行者にとって決済環境の利便性を向上することは、さらなるインバウンド需要の消費喚起に繋がるとともに、店舗や施設側の経営管理効率化にも資するため、引き続き着実な取組を推進されたい。
　なお、海外発行のクレジットカードやキャッシュカード対応ＡＴＭの設置については、都市部では、メガバンクが２０１５年度より順次設置している等、現金の引き出しに関する環境は大幅に整備されつつある一方、都市部以外の主要駅や観光地では、対応が不足している。地域活性化を図るためにも、海外発行のカード対応ＡＴＭの設置を促進すると同時に、ＡＴＭの場所や利用方法について適切な情報発信や認知度向上が求められる。
【参考】
・浅草・仲見世商店街における現金支払における一人あたりの平均購入金額は２，８２５円、
クレジットカード支払いにおける一人あたりの平均購入金額は　４，５５７円とクレジット
カード支払いによる購買金額は、現金支払いと比べ　１．６倍となっていた。
　出所：日本クレジットカード協会「観光立国実現に向けた業界としての取り組み（平成２８年２月）」
・２０１７年４月時点の免税店舗数は４０，５３２店。このうち、東京は１０，３７５件で全国１位。

（２）観光産業を担う人材の育成と確保
　①外国人留学生の採用定着の促進
　観光産業を支える人材からマネジメント人材まで、多様なニーズに応える人材の育成を推進し、観光産業全体の質の向上や人材の確保を図ることが求められる。観光を推進している大学や専門学校と産業界の間で、カリキュラムや育成方針を議論する場を設定し、実践的な対応力のある人材の育成を加速されたい。
　訪日外国人旅行者対応を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。海外留学生をインターンシップで受け入れた事例では、日本人では常につきまとう言語やコミュニケーションの障壁が低く、円滑な外国人対応が可能なことから、非常に好評であったと聞く。一方で、約７割の留学生が日本国内の企業に就職を希望しながらも、就職活動の分かりにくさや在留資格の制約などから実際に就職するのは３割程度である。観光産業において、外国人留学生の採用・定着を促進するため、中小企業と外国人留学生のマッチング支援やインターンシップ支援を推進するとともに、国に対して留学生の就労ビザの要件緩和を働きかけられたい。

　②外国人が働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和
　海外において和食の人気が高まるなか、日本料理を正しく普及・発信できる外国人材の育成が求められる。しかしながら、出入国管理及び難民認定法では、調理業務の従事については就労の在留資格が原則として認められておらず、日本国内で日本料理を働きながら学ぶ外国人は、無報酬や社会保険の対象外、客への料理提供ができない等の課題がある。このため、日本料理の海外への普及を図ることを目的として、外国人が有償で働きながら日本料理を学ぶことができるよう在留資格の要件を緩和されたい。
【参考】
・総合特区に基づく「特定伝統料理海外普及事業」によって、京都市では外国人が日本料理を有償で働きながら学ぶことができる規制の特例措置が講じられている。
・日本料理を海外に普及させることを目的とした日本料理海外普及人材育成事業では、日本の調理師学校を卒業し、調理師免許を取得した外国人について、農林水産省が認定した場合、日本国内の和食店で２年以内の調理業務に従事するための在留資格「特定活動」が発給される。
・訪日外国人旅行者が急増するなか、外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル等における接遇を向上することが求められている。
・一方で、ホテル分野の専門学校で学ぶ留学生が卒業後に国内のホテルに就職する場合の「在留資格変更許可」の対象業務については、フロント、通訳、コンシェルジュなどに限定されており、飲料部門やロビーサービス、客室部門には原則就職することができない。

（３）宿泊施設の充実と多様化
　訪日外国人旅行者の急増によって、都市部におけるホテルを主とした宿泊施設の需給が逼迫している。宿泊施設の供給制約が訪都の阻害要因とならないよう、宿泊施設の新設・更新に対する民間投資を促進するため、

税制上の優遇措置や地域活性化ファンドの活用、公的融資制度の充実など金融上の支援措置を拡充されたい。

旅館は、観光振興の重要な担い手であるとともに、情緒や歴史ある施設そのものが観光資源である。東京においても未だ宿泊者受入の余地があり、イメージアップに向けたブランド化の取組やＦＩＴに向けた情報発信の強化を進めていくことが必要である。また同時に、外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修、外国語の案内表記、無料公衆無線ＬＡＮの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応、ＩＣＴ活用による業務効率化等に取り組むことで、増大するインバウンドの受け皿になることが期待され、こうしたイノベーションに積極的に取り組む事業者への重点的支援が求められる。

また、旅館の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用も有効であることから、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断・改修に対する支援を継続・拡充されたい。

宿泊施設の多様化は、旅行者の選択肢を増やし、新たな需要を創出するとともに、古民家や空き家等の既存ストック、別荘やコンドミニアム等の遊休施設の活用は社会課題解決にも有効である。こうしたなか、自宅等を宿泊施設として活用する民泊については、都市部のみならず、宿泊施設の不足等を背景に滞在型観光が進まない地域や、農林漁村体験、田舎生活体験が可能な地域にも有効な取り組みであり、地域経済の潜在成長力を高めるものである。本年６月に成立した「住宅宿泊事業法」（民泊新法）に基づき、今後、地域特性やニーズを踏まえたうえで、衛生・安全の確保と観光の促進とを両立させる「健全な民泊サービスの普及」を官民一体となって進める必要がある。

【参考】住宅宿泊事業法（民泊新法）の概要（２０１７年６月成立）

（１）住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

① 住宅宿泊事業※１を営もうとする場合、都道府県知事※２への届出が必要

② 年間提供日数の上限は１８０日

③ 地域の実情を反映する仕組み（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）を導入

④ 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（宿泊者の衛生の確保の措置等）を義務付け

⑤ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理委託を義務付け

（２）住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設

① 住宅宿泊管理業※３を営もうとする場合、国土交通大臣の登録が必要

② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置と（１）④の措置の代行を義務付け

（３）住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設

① 住宅宿泊仲介業※４を営もうとする場合、観光庁長官の登録が必要

② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け

（※１）住宅に人を１８０日を超えない範囲で宿泊させる事業　（※２）住宅宿泊事業の事務処理を希望する保健所設置市又は特別区においてはその長　（※３）家主不在型の住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託する事業　（※４）宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする事業

【参考】民間による宿泊施設不足における取組事例（湘南エリア）

・経年劣化による空き家の内外装の修繕費用を企業が負担し、同社が毎月、相場よりやや高めの家賃をオーナーに支払う一方、運営費として宿泊料金の一部を同社が受け取る仕組みをとっている。

（４）統計の整備と観光ビッグデータの利活用促進

政府は、２０１５年４月から、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化するシステムである地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ：リーサス）を提供している。本システムを用いて客観的に地域分析を行うとともに、そこから収集できる情報に基づき、政策・施策の検討・立案等を行うことで地方創生を図ることが求められている。

観光産業における計画や戦略立案には、マーケティングが重要であり、その基礎情報となる地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境など、正確なデータ整備が不可欠である。とりわけ、観光産業の生産性向上や経営改善に向けて、ビッグデータを活用して外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報を収集・分析が可能となるよう、適時適切にデータ提供がなされることが求められる。国と連携のもと、こうした観光統計が地域に対して一元的に提供されるとともに、企業等が経営に積極的に利活用できるよう、普及啓発に取り組まれたい。

【参考】

・経済産業省は、全国の経済産業局とともに、自治体や支援機関等における「地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）」の利活用事例を調査・取りまとめの上、本年６月２日に公表している。

（５）国内観光の活性化に向けた戦略的取組の推進

①若者の旅行体験の促進

インバウンドが急増の一方で、日本人による海外旅行者数は横ばい、日本人国内旅行者数は長期低迷が続いている。また、国内の旅行消費額は、国内旅行の低迷によって、１０年間で約５兆円のマイナスとなる等減少傾向にある。

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられている。旅行市場を活性化し、地域を訪れる旅行者を増やすには、未来を担う若年層の旅行を促進する必要がある。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど、今後も更に旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。こうしたことから、教育旅行の一層の促進や若者向けの優遇商品の造成など、若者の旅行体験を促進する取り組みを強化されたい。

②新たな旅行ニーズの掘り起こし

国内のレジャー市場では、遊園地・テーマパークやライブ・エンターテインメントなどの参加体験型の需要が高まっている。また、近年のマラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・植林体験をテーマとしたエコツーリズム、農林漁業体験民宿によるグリーンツーリズム、そして各地の祭りにおいても、見る観光から体験する観光へのシフトの動きもある。

これらに加え、国立公園や日本遺産、産業観光、アート、ロケーションなど、様々なテーマによる観光の振興が各地で図られており、より付加価値の高い観光プログラムが必要とされている。各地がそれぞれに行っている取り組みについて、テーマごとに地域のネットワーク化を図り、共同プロモーションを図ることで、新たな旅行需要を掘り起すことが必要である。

【参考】

・体験型観光プログラムの一例として、沖縄では沖縄料理プログラムが提供されている。

約３時間で、那覇市の牧志公設市場周辺を３０～４０分間巡り、沖縄食材について特徴や由来も学ぶ。その後は市壺屋にある飲食店で沖縄そばやゴーヤーチャンプルー、ラフテーなどを調理。英語の他、中国語での対応も可能。今後は近隣農家を訪問し、季節の野菜を調理するプログラムも検討中。

（６）観光施策の推進に向けた予算拡充と実施体制強化

２０１６年の訪都旅行者による観光消費額は約５．７兆円となり、対前年比４．６％減と足元ではわずかに弱い動きを示しているものの、２０１５年推計での生産波及効果は約１２．９兆円、税収効果で約４，５３５億円という規模になる。これら都内経済への貢献度を踏まえた上で、観光を地域経済の好循環を生み出す成長産業と捉え、東京都における観光振興予算の継続的な拡充を求める。

東京都は、持続的な観光都市経営を推進するため、産業労働局観光部を中心に、観光に関わる施策を総合的に調整・実施する体制を構築している。今後の多岐にわたる観光施策の推進に向けて、庁内の部局間連携はもとより、国及び他自治体間との連携を強化するとともに、幅広い民間事業者の参画の下、観光事業を迅速に展開することを望む。

２．観光都市・東京の更なる魅力向上

東京は、洗練された都心部や最先端の技術に加え、水辺空間や歴史的な建造物、豊かな自然、そして伝統文化からアニメやファッション等のサブカルチャーまで多様で豊富な観光資源を有している。

また、旅行者が東京を訪れた際に、「東京独自の価値」を体験できる経験として、日本食、人との出会い、日本庭園、花見・紅葉、高層ビル、商店街めぐりなど東京に住む人の様々な日常生活を挙げることができる。こうした人・モノ・コト・街の魅力を旅行者が短期間で体験するには、まち歩きがもっとも適しており、治安の良さや二次交通網の充実度などから、東京ほどまち歩きに向いている都市は海外にもあまり例がない。

一方で、旅行者誘致を巡る都市間競争が激しさを増す中、東京が「世界最高の観光都市」の高みを目指すためには、更なる魅力向上が不可欠である。旅行・観光競争力ランキングでは、日本は４位に浮上した一方、世界の都市総合力ランキングでは同じアジア地域のシンガポール、ソウル（韓国）や香港（中国）も上位を占めており、予断を許さない状況である。

今後、リピーター数を拡大し、旅行者誘致を巡る都市間競争に打ち勝つため、これまで以上に観光の視点に立ったまちづくりを推進するとともに、観光先進都市の取組に学び、旅行者の興味や関心に合わせて観光資源の開発・磨き上げによる賑わい創出、公的インフラ・施設を活用した観光拠点の整備を進めていくことが必要である。あわせて、こうした担い手となる都内観光関連団体の連携など、地域の観光関連団体の活動への支援強化も重要である。

（１）観光の視点に立ったまちづくりの推進

①景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進

電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保をはじめ、良好な景観の形成、歴史的街並みの保全、災害の防止などに大いに寄与する一方で、多額の費用を要し、関係者の調整に時間がかかることなどから、諸外国に比べ進捗が遅れている。昨年４月より電線等の埋設物に関する設置基準が緩和され、より低コストで整備を進められるようになったことに加え、本年６月には全国初となる無電柱化条例が成立した。今後、都心部や観光地など旅行者の入込が多い地域を中心に取り組みを一層強化し、２０２０年までに着実に成果を出すべきである。

また、まちなかの景観改善を図るために、街並みと調和した屋外広告・看板設置のあり方の検討や、店舗におけるファサードの整備などを進めることを期待する。

②まち歩き観光を促進する街路空間等の整備

交通量の多い都心部や観光地において、旅行者が安全で快適なまち歩きを楽しむためには、車中心から歩行者中心の街路空間の整備が欠かせない。地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成による安全性・回遊性の確保や保水性舗装・遮熱性舗装、街路樹整備による路面温度の上昇抑制に加え、滞在時間拡大のためベンチ・公衆トイレ等の設置を推進されたい。

また、飲食店営業については、食品衛生法に基づき、都道府県等が公衆衛生の見地から条例で必要な基準を定めることとされており、営業を営もうとする場合は、同法の規定により、都道府県の許可が必要とされている。テラス席のカフェ・レストラン営業、マルシェ等の移動販売や屋台などは、都市の賑わい創出に有効であることから、こうした取り組みを推進するためにも、所管保健所における営業許可要件の明確化とともに、事業者にわかりやすい形での公表を行うべきである。

加えて、国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等に係る道路空間の利用には、道路交通法に基づき所轄警察署長による道路使用許可が必要であるが、許可の柔軟化や手続き等の簡素化を図るべきである。

③自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車を、生活に密着した交通手段としてだけでなく、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割として位置付け、都道・国道・区道などをつなぐ自転車走行空間の整備や駐輪場の確保など、安全で快適な利用環境を充実させる必要がある。また、自転車シェアリング事業の更なる利便性の向上を図るため、国道等の国の施設や都市公園に専用駐輪施設の設置が可能となるよう国に対して働きかけを行われたい。

【参考】

・都内では「自転車シェアリング広域実験」を実施しており、現在では東京都内６区（千代田・中央・港・新宿・文京・江東）に設置された全てのサイクルポート２１５ヶ所で貸出・返却が可能（相互利用の対象外となるが、大田区でもサービス開始)。一部コンビニにもサイクルポートが設置されている。

（２）観光資源の磨き上げによる賑わい創出

①旅行者にとって魅力ある歴史的建築物の活用促進

観光にとって魅力的な資源となる古民家・町屋や武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているが、関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国の取り組みに比して、その活用が進まない。国家戦略特区の対象分野として、歴史的建築物の活用が取り上げられ、全国での建築基準法、消防法の規制緩和や特区内での旅館業法の特例が認められたところであるが、日本文化の発信や、増加する外国人旅行者のニーズへの対応等を図るため、歴史的建築物等を宿泊施設やレストラン、オフィスなどへの活用をさらに促進されたい。

【参考】

・東京には約５０，０００軒の古民家（１９５０年以前に建てられた木造の住宅等）が現存する。古民家や日本的なまちなみは外国人からの人気・関心が高い。日本政策投資銀行の調べ（２０１５年）によると、訪日外国人観光客の古民家への宿泊ニーズを満たすためには、推計７，３９０棟の古民家が必要であり、地域へもたらす経済効果は、約３８０億円である。

②商店街の空き店舗等を活用した交流人口の拡大

地域に点在する商店街の空き店舗や廃校などの「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大に寄与できる。しかしながら、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。地域に眠るこうした空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制に関する課題検討とともに、その支援策を推進されたい。

【参考】

・豊島区では、空き建築物のリノベーションを核としたまちづくりを展開。行政が空き家活用の条例化や認証制度に基づいた融資制度などの環境整備を行なうことで、民間事業者が空き家を店舗や子育て世帯向けの住居に再生することを促す。

③文化芸術の集積を活かす環境整備の促進

東京は、地域の伝統文化に根差した祭りから最先端の現代文化まで、多彩な文化資源を有する。六本木・渋谷・上野・池袋・新宿・浅草・東京駅周辺などには、多様な文化施設が集積しているほか、練馬・杉並はアニメ関連企業、城東地区は伝統工芸品や下町文化の集積地でもある。また、アニメ・ゲームなどポップカルチャーで有名な秋葉原や、ファッションを中心とした若者文化を世界に発信する街・原宿など個性溢れる地域が数多く存在する。こうした各地域における多様な特徴を持つ文化芸術の集積を活かし、東京全体の魅力を向上させ発信することが極めて重要である。

これら文化芸術の集積を活用し、インバウンド需要に対応するために、文化芸術施設の開館時間延長や夜間公演の充実、施設周辺の飲食サービスや観光施設との連携等が必要である。さらに、閉鎖や改修によって不足が指摘される劇場・ホールについては、将来の需給環境の調査、既存施設の予約システムや利用時間の改善によって利用しやすい環境づくりを進めると同時に、民間事業者の整備を促すために容積率緩和などの措置が求められる。

【参考】

・地元有志による自主運営組織である台東モノづくりのマチづくり協会では、古くから製造や卸の集積地としての歴史を持つ、御徒町～蔵前～浅草橋にかけた地域イベント「モノマチ」を主催し、「モノづくりで町おこし」を図っている。

（３）公的インフラ・施設を活用した観光拠点の整備

①水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化

河川、運河、川辺を活かした観光を推進するため、予め許可された水域で継続して旅客船事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、同水域内であれば、柔軟な航行プランを企画・航行できるよう、運航に係る届出手続きの簡素化を図られたい。また、都や区をはじめ国、民間事業者など様々な主体が設置・管理する船着場については、一般開放の一層の促進が求められる。

水辺の周辺には、歴史的な観光資源があり、これらを繋ぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値がある。新たな舟運ルートの開発に対する支援、運航に係る届出手続きの簡素化を行うとともに、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用が求められる。さらに、駅やバス停留所などの公共交通機関や観光エリアから船着場までの案内や誘導が充分ではなく、船着場がわかりにくいといった指摘がある。このため、案内誘導サインの充実や船着場自体の統一ロゴマークの整備など利用者の利便性向上が求められる。

また、近年、河川法の運用の弾力化が図られているが、観光先進国に比べ水辺の観光施設等の整備が遅れ、水辺の活用が進んでいない。水辺空間の賑わい創出に向けて、従来のテラスやオープンカフェの整備に加え、ライトアップによる演出、夜間の時間帯に充実したナイトライフを楽しめる場の確保などを進められたい。

②都市公園・海上公園を活用した都市の魅力向上

東京には、多くの都市公園や水辺でレクリエーションを楽しめる海上公園が整備されている。こうした緑とオープンスペースは、これまでも観光振興や賑わいの拠点として、地域の活性化等に寄与してきたが、今後はさらに地域の特性やニーズに応じた整備・管理運営を促進する必要がある。民間事業者等による公園の魅力向上に寄与する飲食店等施設の設置促進や公園内の既存施設等の収益向上を図り、公園管理の質の向上に収益を充当する仕組みを促進されたい。

【参考】

・富岩運河環水公園（富山県富山市）では、飲食店を設置・管理する民間事業者を県が公募し、スターバックスコーヒーが全国で初めて都市公園に出店。

・久屋大通公園（愛知県名古屋市）では、本年４月の都市公園法改正にともない、民間事業者が都市公園の収益施設と公共部分とを一体で整備できる「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ制度」を活用。本制度の創設にともない、建ぺい率が緩和されたことから、公園の北側に収益施設（カフェ・レストラン）や民間企業のＰＲ施設を新設するほか、公園内での広告設置も行う。

（４）スポーツ・文化芸術・食文化に着目した観光資源の活用

各地域の魅力ある文化芸術や郷土芸能、祭り、スポーツイベント、食文化、大規模な公共インフラは、地域の貴重な観光資源であり、有効に活用することで、交流人口の拡大につなげることができる。特に、ラグビーワールドカップ２０１９、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、２０２１年関西ワールドマスターズゲームは、日本・東京にとって、スポーツイベントを通じた観光振興への取り組み強化の契機となることが期待される。

また、欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きく、祭り・郷土芸能や文化芸術・アニメ等を観光資源として活用することは、東京への誘客を促し、新たなファンづくりにつながる。さらに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとして活用することも有効であり、国・都・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。

加えて、東京は和食から世界各国の料理、Ｂ級グルメから一流の料理人による高級料理まで、豊富で多様な食を楽しむことができる。こうした東京の食文化を観光資源として効果的にＰＲするとともに、東京産食材の活用やブランド化も鋭意推進されたい。

【参考】

・これまで文化財行政は、一定の規制の下、保存・継承を図ることを中心に展開されてきたが、文化庁では地域の歴史・文化・伝統に関する「日本遺産」認定制度を２０１５年度設けるとともに、重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区などの公開を促進する支援事業を行っている。

・２０１６年３月、スポーツ庁、文化庁および観光庁は、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の世界的イベントの開催以降も、訪日観光客の増加や国内観光の活性化を目指すため，包括的連携協定

を締結した。今後、スポーツ・文化・観光が融合することにより、新たな地域ブランドや日本ブランドの創出や地域活性化につながる取組を推進していく。
・２０１２年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会では、大会の４年前から演劇や音楽、ダンス、美術、文学、映画、ファッション等の多角的な文化や英国の魅力を紹介する文化プログラムが企画され、参加者数は延べ４，３４０万人、総事業費は２２０億円にのぼり、ロンドンだけではなく英国全土１，０００カ所以上で実施された。わが国においても、日本各地の文化資源を積極的に活用し、日本の文化芸術によって、世界の人々を魅了し、様々な人が参画できるイベントやプロジェクトが実施されることが期待される。
・足立区では、小松菜の収穫量が都内第２位を誇る。東京商工会議所の呼びかけにより、区内商工業者や農家などが集まり、試行錯誤を重ねて完成させた「あだち菜うどん」がある。現在、約１８カ所の飲食店で、工夫を凝らしたメニューを提供している。本年２月には、東京都から「地域特産品認証食品」の認証を受けている。

（５）地域の観光関連団体の連携・活動強化
①観光地域経営を推進するための継続的な支援
観光を地域活性化につなげていくためには、地域の観光関連団体が、各種データを収集・分析し、明確なコンセプトを持った観光戦略を策定した上で、自ら魅力ある観光資源の開発や、受入環境整備を進めることが期待される。
とりわけ、各区の観光協会をはじめとする地域の観光関連団体が、他地域等との連携による魅力の多様化や広域化を図り、効果的かつ継続的な情報発信を行い、一定の収入を確保し観光振興を事業として確立することが必要である。こうした持続的な観光地域経営を推進するために、東京都は事業遂行に必要な財源を確保し、東京観光財団が中心となり、地域の観光関連団体の連携・活動強化を継続的に支援されたい。
なお、政府は、日本版ＤＭＯの登録制度を創設し、財政支援や関係省庁連携チームによる支援体制を構築した。地域の観光関連団体がＤＭＯへの登録を希望する場合は、国との連携のもと、適宜支援を講じられたい。

②地域限定旅行業への参入促進によるコンシェルジュ機能拡大
これまで、地域限定旅行業者においては、旅行業法上、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任し、常勤専従させることが求められていたため、その人材の確保や育成などの負担から普及が遅れていたが、本年５月に成立した改正旅行業法により、地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の選任については、旅行業者等の他業種との兼任が認められた。今後、ホテル・旅館や観光協会・観光案内所などが旅行商品を企画・販売する等、地域限定旅行業への参入を促進することにより、地域におけるコンシェルジュ機能の拡大を図る必要がある。
【参考】旅行業法の登録制度の概要（業務の範囲と登録要件の概要）

３．魅力の発信および効果的な誘致活動の展開
インバウンドの更なる成長に向けては、旅行地としての東京を強く印象づける東京ブランドを確立し、国内外に浸透させていくことが重要である。また、為替の変動やテロ・災害等による治安情勢の悪化、近年アジアの一部地域に見られる政策的な観光制限などにより、観光を取り巻く市場環境が変化した場合に備え、訪日旅行リピーターの拡大や、訪日旅行市場の７割を占める東アジア以外の国・地域からの誘客が必要である。特定の地域に依存した誘客は、経済・社会情勢により大きな変動が生じる可能性を有しており、安定的な訪都外国人旅行者を確保するためには、東アジアだけに頼らない欧米など多様な国からの誘客を戦略的に進めていく必要がある。特に、観光先進国である欧米からの誘客は、長期滞在型旅行商品の開発や文化資源の活用促進、街並みや自然景観の保全など、日本の観光産業のイノベーションに資するものとして期待される。
また、地域に大きな経済効果をもたらす国際会議等のＭＩＣＥについては、アジア地域において誘致競争が激化していることから、ハード・ソフト両面での継続的な支援の充実が必要である。
さらに、首都であり、２０２０年大会の開催都市である東京には、日本観光のハブとして、またゲートウェイとして旅行者を各地に送り出す送客装置の役割を担っている。このため、旅行者が東京と各地の双方を訪れるよう誘致を進めるとともに、日本各地との広域連携を強化して、観光振興の効果を全国に波及させていくことが重要である。

（１）多様な国・地域からの誘客に向けた観光プロモーションの展開
①欧米豪など観光先進国からの誘客促進
訪日外国人旅行者のうち東アジアからの旅行者が全体の約７割を占める一方で、長期滞在の傾向が強い欧米豪の旅行者は全体の約１割である。日本の歴史・文化に高い関心を有しつつもまだ十分に取り込めていない欧米豪からの訪日需要を確実に取り込むべく、各国に設置されているＪＮＴＯ海外拠点の機能強化や在外公館等を活用した日本紹介事業などを展開していく必要がある。また、こうした欧米豪などの富裕な旅行者が円滑に訪日できるよう羽田空港におけるビジネスジェットの受入環境の改善を図られたい。
プロモーションの展開にあたっては、海外からの評価が高いわが国のコンテンツの現地での活用が、訪日意欲を喚起するための有効な手段となる。地域テレビ局が制作した観光番組や地域の祭り・伝統芸能をはじめとするコンテンツの海外発信を通じて、わが国の魅力を常時展開するとともに、魅力あるコンテンツの供給を支

援する施策の充実を図られたい。
【参考】
・東京都は、観光プロモーションの対象地域であるアジアおよび欧米豪地域１２都市に「東京観光レップ」を設置し、現地の情報収集と旅行エージェントやメディア等に対する東京観光の日常的なＰＲ・セールス活動を行っている。
※設置都市…欧州５都市（ロンドン・ミュンヘン・ミラノ・マドリード・パリ）、北米４都市（ロサンゼルス・サンフランシスコ・ニューヨーク・トロント）、豪州１都市（シドニー）、アジア２都市（北京・ソウル）・日本のテレビ番組の海外展開促進を目的に、日本の放送局や大手商社等が中心となり２０１３年に設立された（一社）放送コンテンツ海外展開促進機構（ＢＥＡＪ）は、ＡＳＥＡＮ主要６か国を重点的に、地上波等の効果的なメディアで放送枠を確保し、魅力ある日本の放送コンテンツを継続的に放送している。フィリピン、インドネシア、マレーシア等において、現地有名タレントが日本国内を旅する鉄道紀行番組や、日本文化を体験する情報番組の共同制作等を行っている。

②大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組促進
東京都は、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック開催と更にその先を見据え、旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向けた取り組みとして、本年４月に新たなアイコン「Ｔｏｋｙｏ Ｔｏｋｙｏ」およびキャッチフレーズ「Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　Ｏｌｄ　ｍｅｅｔｓ　Ｎｅｗ」を発表した。それと同時に、ゴールデンルートに集中する訪日外国人旅行者を東京と地方の双方を訪れるよう誘客するために、各道府県の提案に応じ、海外メディアの招聘や商談会への参加など、訪日外国人誘致プロモーションを共同実施している。政府では関係機関の連携を通じた訪日促進を図っているところであるが、こうした大都市と地方が連携した外国人旅行者誘致の取組は、地方創生に資する取り組みであり、東京都としても後押しされたい。
【参考】新たなアイコンとキャッチフレーズ
・東京都では、本年４月２８日、海外向けの新たな観光ＰＲ策として東京の伝統と革新を想起させる筆文字とゴシック体の文字で構成された「Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ」とキャッチフレーズ「Ｔｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　Ｏｌｄ　ｍｅｅｔｓ　Ｎｅｗ」を新たに発表した。アイコンの中の赤色の「落款」は、観光名所である渋谷駅前のスクランブル交差点を表現し、海外に向けた東京のイメージを明確に印象づけている。今後、ＰＲ映像やオンライン広告等の媒体で広く発信していく。

（２）ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたＭＩＣＥの促進
アジア地域におけるＭＩＣＥ誘致競争が激化するなか、東京における国際会議の開催件数は、過去１０年間で約４．３倍に大幅に増加しているものの、シンガポールやソウルなど競合都市に比べると遅れをとっている。アジア各都市は、国家戦略のもと国際会議場や展示場等の大規模なＭＩＣＥ施設を整備しているほか、ＭＩＣＥの誘致・開催への支援強化や専門人材の育成、そして誘致において重要な要素となる新たな観光資源開発を進めている。
ＭＩＣＥの誘致や開催を担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、各地の自治体やコンベンションビューロー、民間事業者であり、ＭＩＣＥの一層の推進にあたっては、ＪＮＴＯの機能強化をはじめ官民連携によるオールジャパンでの支援体制を整えていく必要がある。
また、ＭＩＣＥの誘致を巡る厳しい国際競争に勝ち抜くためには、ＭＩＣＥ施設の受入環境の充実を図ることが重要である。ＭＩＣＥを受け入れるための施設機能の強化に向けて、高機能型Ｗｉ－Ｆｉや同時通訳システムの設置・導入など様々な環境整備を後押しされたい。
さらに、ＭＩ（ミーティング・インセンティブ）誘致においては、ユニークベニューの充実が大きな決定要因となる。政府は、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を高めるため国立施設等を活用したユニークベニュー開発を進めているところである。
民間事業者が歴史的建築物や文化施設をユニークベニューとして積極的に活用できるよう、東京都としても各種規制の柔軟な運用や実証的な取組に対する支援の拡充を図られたい。
【参考】
・東京観光財団では、ビジネスイベンツの誘致・開催をより効果的に展開するため、今年度、官民連携組織（ＭＩＣＥ連携推進協議会）を新たに設置。様々な関係主体間における情報共有や課題整理、都民・事業者等への普及啓発を図る。
・福岡県福岡市では、川端商店街、櫛田神社、博多町家ふるさと館をユニークベニューに、アフターコンベンションを実施。地元博多料理の提供や着物の着付け体験など、日本の文化体験や理解促進に向けて、地域が一体となって参加者をもてなした。
・迎賓館赤坂離宮では、ＭＩＣＥ誘致の拡大に向けてユニークベニュー活用の促進事業を開始し、昨年１１月には観光庁・ＪＮＴＯ主催による交流イベントを開催した。また、東京国立博物館の表慶館で「ユニークベニュー活用推進セミナー」を開催した。
・東京都は、２０１７年３月、国内外の企業等に対して、東京の魅力を体験できるユニークベニューをＰＲするため、庭園、美術館、都庁舎など２２の施設を紹介したパンフレットを日本語版と英語版で作成した。

（３）長期滞在の促進に向けた日本各地の連携強化

①広域観光周遊ルートの世界水準への改善

各地域の個性豊かな観光資源や観光拠点を、テーマ性とストーリー性を持たせて、複数の都道府県に跨って繋げる広域観光周遊ルートの形成は、インバウンドのみならず、国内観光の活性化にも寄与する。広域連携は、地域経済を活性化し、各地の相互交流を拡大する上で、極めて重要である。

こうしたなか、関東地方では、関東観光広域連携事業推進協議会が主体となり、２０１６年度には関東広域観光周遊ルート「東京圏大回廊」が国土交通大臣認定を受けた。本年４月には、３つのモデルコースが策定され、今後、海外プロモーションの展開等が予定されている。

２０２０年大会およびその先を見据え、東京都は、協議会および地方自治体・民間企業等と連携し、関東広域観光周遊ルート等における旅行商品の造成を支援する等により当該ルートの認知・普及を進められたい。

②大都市と地方の地域間連携の促進

わが国のゲートウェイとなっている都市の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして都市の空間を戦略的に活用することは、広域連携の有効な手法である。オープンスペースや観光情報センター、民間施設等において、地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催を促進するとともに、このような全国各地への旅行者送客に貢献する取り組みに対する支援を期待する。

【参考】

・東京都では、「日本各地との共存共栄」を目指し、「ＡＬＬ　ＪＡＰＡＮ&ＴＯＫＹＯプロジェクト」として、各地と連携して双方の強みを活かし、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策に取り組んでおり、本年も継続して支援を行っていく。

※東京と各地を結ぶ観光ルートの設定

東北地域（２０１５年度）：福島県・青森県・岩手県・宮城県など

中国・四国地域（２０１６年度）：岡山県・島根県・広島県・高知県など

③東北・九州の観光復興

日本全体では２０１６年の外国人延べ宿泊者数（速報値）が、東日本大震災前の約２．５倍に増加する中、東北６県では、１．３倍にとどまっている。定住人口の減少に歯止めがかからない中で、地域の再生を図るには交流人口の拡大が不可欠であり、継続的な旅行者の誘客支援が必要である。特に依然として続く風評被害により、福島県を訪問する修学旅行生は震災前の水準の半分程度に留まっている。復興ツーリズムや伝統産業体験ツアー等を通じた教育旅行の誘致に向けた取り組みを支援するとともに、風評被害の払拭に向けた教育関係団体や保護者を対象とした正確な情報発信を強化されたい。

また、２０１６年４月１４日に発生した熊本地震により九州の観光は大きな打撃を受けた。直接被災した熊本・阿蘇地区と大分の一部に加え、隣接６県でも宿泊キャンセルなどの影響が出ている。昨年７月から「九州ふっこう割」が実施され、観光・宿泊客は震災前に回復しつつあるものの、熊本城や主要ルートの復旧など、熊本県・大分県の観光再生に向けた課題は依然多い。東京都では両県の復旧・復興に向けての取組を支援するため、訪都外国人個人旅行者が両県を訪れるよう、東京と熊本、大分の強みを生かした東京を基点とする観光ルートを設定し、訪日旅行の新たな魅力を海外に向けて広く発信している。今後も東京と熊本、大分双方への旅行者誘致を促進する事業の実施に引き続き取り組まれたい。

４．すべての旅行者に快適な受入環境の整備

２０１６年の訪日外国人旅行者は、ビザ要件の戦略的緩和、為替円安やアジア諸国の経済成長に伴う中間所得層人口の増加などを背景に、想定を上回る勢いで増加し、２，４０４万人に達した。世界全体の国際観光客数の堅調な伸びや、わが国と諸外国の旅行者の受入人数を比較しても、訪日旅行の更なる需要拡大が期待できる。

一方で、現下の訪日外国人旅行者の急増によって、首都圏空港の空港容量や貸切バス、大都市圏における宿泊施設の需給が逼迫しているほか、都市部においては、貸切バスの路上混雑、が顕著になっている。これら供給能力の不足が外国人旅行者の旅行の制約要因とならないように、また国内の居住者・旅行者の不便・不満の解消のためにも官民連携のもと受入環境整備を大きく前進させるべきである。

また、情報通信技術が進歩することにより、旅行中の情報収集のあり方も大きく変化している。旅行者が観光情報を収集する主な手段は、従来のガイドブックなどの紙媒体から、リアルタイムで情報を容易に入手できるインターネットへと移行している。こうした情報収集方法の変化に対応するためには、ＩＣＴを活用した情報発信を強化するとともに、旅行者が情報端末を利用しやすい通信環境の整備が求められる。

さらに、観光振興にあたっては、東京の安全・安心が確保されていることが前提となる。そのため、自然災害発生時等における観光危機管理体制を確立するとともに、障害者や高齢者など全ての人が快適に観光を楽しめるようバリアフリー化に向けた取組の推進、アクセシブル・ツーリズムの充実を図る必要がある。

こうしたソフトインフラの改善は、２０２０年大会をショーケースとして世界に日本の技術やサービス・おもてなしをＰＲする絶好の機会となり得ることから、東京都のリーダーシップのもと、官民一体となって取り

組みを推進していくことが重要である。

（１）旅行者の急増に対応する供給能力の拡大
①首都圏空港・東京港の機能強化
観光を巡る環境において、国際間競争が激化しているなか、世界経済フォーラムがまとめた２０１７年の「旅行・観光競争力ランキング」では、日本は過去最高の４位に浮上した。中でも、インフラ領域における評価項目が大幅に改善されているものの、訪日外国人の増加を受け、首都圏空港の航空需要は、２０２０年代前半には計画処理能力を超過する見込みである。２０２０年大会開催の円滑な開催のため、騒音影響等の環境配慮や地上建築物に対する安全確保を図りながら、空港容量の拡大と国際線の増枠に必要な施策を講じ、機能強化を着実に進められたい。また同時に、更なるビジネスジェットの受入体制の強化や、首都圏空港の機能発揮に資する都心への交通アクセスの改善を図ることが必要である。加えて、２０２０年大会以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、更なる旅行者の受入に向けて検討を進められたい。
多くの訪日観光客の受入れ可能なクルーズ客船の入港における経済効果は大きく、港へ停泊している間は船に宿泊するため、宿泊施設の不足を補うことが期待されている。このため、東京港では、世界最大級の超大型クルーズ客船も接岸可能な新客船ふ頭を２０２０年大会までに間に合うよう整備を進めている。国と連携のもと、環境整備等を加速されたい。
【参考】
・政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、２０２０年の訪日クルーズ旅客数を５００万人と目標設定している。２０１６年の訪日クルーズ旅客数（確報）は前年比７８．５％増の１９９．２万人、クルーズ船の寄港回数は前年比３８．８％増の２，０１７回となり、いずれも過去最高を記録した。

②貸切バスの需給逼迫への対応と路上混雑の解消
訪日外国人旅行者向け貸切バスは、今後も旺盛な需要が見込まれることから、営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする措置並びに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の所管区域に関わらず臨時営業区域とする措置がとられている。いずれも期間を区切った臨時措置であるが、臨時営業区域の更なる緩和や恒久化等、貸切バスの営業区域制度の緩和が必要である。
また、都市部においては、貸切バスによる路上混雑が生じており、周辺の事業者等より対応を求める声があがっている。主要駅や空港等に加えて、まちなかにおいても貸切バス専用の乗降スペース、駐車場の確保が必要である。
【参考】
・台東区は浅草で観光バスの路上駐車対策として、区営駐車場と乗降場の利用に事前予約制度を導入するとともに、乗降場を増設して利用を分散させる取り組みを開始。また、同区では、本年４月、観光バス等の指定場所以外での乗降や迷惑な駐車を指導の対象とする全国初の規制条例を制定した。
・国土交通省関東運輸局は、本年２月、路上混雑の緩和に向け、秋葉原と靖国神社を結ぶシャトルバス運行の実証実験を開始した。貸切観光バスが靖国神社の駐車場に停車し、外国人観光客はそこから予約不要の無料シャトル便で秋葉原に移動できる。

（２）外国人旅行者の利便性向上
①通信環境の整備
旅行者が観光情報を収集・旅行体験を発信する主な手段として、スマートフォンやタブレット端末等の利用が進んでいることから、無料Ｗｉ－Ｆｉ等の整備やプリペイドＳＩＭの活用など訪日外国人旅行者が利用しやすい通信環境の整備をさらに拡充されたい。地域の観光・防災拠点における無料Ｗｉ－Ｆｉについては、設置後の維持・管理費が観光協会や商店街等のエリアオーナーの課題になっており、その支援策が期待される。
また、空港・駅、宿泊・商業施設、２０２０年大会会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいては、事業者の垣根を越えシームレスに接続できる認証連携の仕組みを構築されたい。
【参考】訪日外国人旅行者が旅行中に困ったこと
・旅行中に困ったこととしては「施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない」が最も多い。また、「無料公衆無線ＬＡＮ環境」や「多言語表示の少なさ・わかりにくさ（観光案内板・地図等）」も多い。

②多言語対応による観光案内態勢の充実
訪日外国人旅行者が快適に観光できるようこれまで以上に観光案内を行う態勢の充実を進めることが不可欠である。観光案内所などの拠点では、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割が果たせるよう、情報提供に加えて体験・交流型旅行商品の企画・販売など、ワンストップで観光に関する様々なサービスの提供を促進していくことが重要である。
東京では、観光情報を多言語で提供し、無料Ｗｉ－Ｆｉスポットの機能を兼ね備えるデジタルサイネージ（高機能型観光案内標識）の設置が進んでいるが、観光案内態勢の強化に向けて、更なる普及促進を期待する。
また、国際イベント開催時期や桜・紅葉の季節など、時期や地域によってガイドが不足する事態が発生している。通訳案内士資格については、本年５月の法改正に伴い業務独占から名称独占へと規制が見直されたこと

から、全国対応の通訳案内士の活用はもちろんのこと、地方公共団体が独自に企画する地域ガイド制度の活用、その機能を補完するボランティアガイドの育成を通じ、多様なニーズに対応するガイドサービスが提供されることが期待される。

③公共交通機関等の共通パスの活用

公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券の購入や文化・観光施設等での入場料の支払いは、外国人旅行者にとって煩雑であることから、旅行者の利便性向上、移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、交通系ＩＣカードを活用し、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を進められたい。

また、交通系ＩＣカードと旅行者のパスポート情報などの属性情報を紐付け、免税手続きの簡素化やホテルチェックイン時の効率化など、様々な活用策のインフラ整備を推進されたい。

【参考】

・わが国の公共交通におけるＩＣカードは、Ｓｕｉｃａ等の１０種類が全国で相互利用が可能であり、カード１枚で電車、バス、タクシー、買い物ができるなど利便性が高い。

・スイスでは、スイス国鉄をはじめコンソーシアムに加盟する鉄道会社の路線、湖上汽船、主要都市９０ヵ所以上の市バス・市電等の市内交通で利用でき、かつ約５００ヵ所の博物館や美術館の入場ができるパスとして「スイストラベルパス」が発行されている。

④多様な文化・習慣への対応

ビザ要件の緩和やＬＣＣの就航等を背景に、東南アジア諸国、特にマレーシアやインドネシアなどからのムスリム旅行者数が過去最多を記録しており、これら諸国の人口成長や経済成長によって、今後更なる増加が見込まれる。また、ベジタリアン・ビーガンなどの旅行者も増えつつある。こうした食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等に対して、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を期待したい。

【参考】

・２０１７年6月５日、東京駅丸の内北口の案内施設「ＪＲ　ＥＡＳＴ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｓｅｒｖｉｃｅ　Ｃｅｎｔｅｒ」内に、ＪＲ東日本管内で国内初となる礼拝施設が設けられた。

（３）旅行者・生活者双方の安心・安全の確保

①観光危機管理体制の強化と外国人患者受入体制の充実

わが国での事業活動は、地震等の自然災害を前提に展開を考えておく必要がある。特に、観光分野においては、来訪者の安心・安全を確保するため、ハード面における災害対策の推進はもちろん、災害時における交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する情報提供、事業者との連携、観光・宿泊施設等の人材育成など、適切な対策の実施による危機管理体制の強化を図る必要がある。

また、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成、さらには往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。加えて、２０２０年大会を見据えたテロ対策・感染症対策についても、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備など鋭意推進されたい。

【参考】

・東京都は２０１３年３月、地震等の大規模な災害が発生した場合に、都内を訪れている外国人旅行者に対し、宿泊施設を始めとした観光関連事業者が円滑に案内・誘導、情報提供等ができるよう、宿泊施設での対応を中心とした「災害時初動対応マニュアル」を作成している。本マニュアルは２０１７年度内に改訂が予定されている。

・沖縄県は、台風や地震などの災害発生時に、県内関係者が連携して観光客の支援や観光産業の回復を図ることを目的に、「県観光危機管理基本計画」を取りまとめ、２０１５年度に、この基本計画に基づき、実行計画を策定した。

②安全確保と品質向上に向けたツアーオペレーターの適正管理

インバウンドの旅行手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）については、旅行業登録が義務付けられていないことから、近年、外資系のツアーオペレーターによる価格偏重の低品質ツアーが増え、日本での旅行に対するマイナスイメージを外国人に与えている例も見受けられる。

この流れを受け、政府はツアーオペレーターを規制対象とし、新たに登録制を導入し、違反行為に対しては罰則規定を設けることを決定した。また、無登録のオペレーターと取引した旅行業者も行政処分の対象とすることとしている。さらに、不適切な業者に対しては、観光庁が業務改善命令を出し、改善がない場合は登録取消しまで可能になる等、必要最低限の規制が設けられる方向である。

ツアーオペレーターの登録制度創設に関して、管理者の選任・書面の交付等を義務付ける改正旅行業法が本年５月に成立した。今後、旅行者の安全と取引の公正確保の観点から、悪質な事業者の実態把握を行う等により、適正な管理を徹底されたい。

【参考】

・海外では日本のツアーオペレーターにあたる業務は旅行業務とみなされ、法規制の対象となっている。
・訪日旅行の一部において、添乗員がキックバックを前提として旅行者を土産物屋へ案内し、市場価格より高額な商品購入の勧誘等の問題が顕在化している。
・２０１５年の訪日外国人旅行消費額３兆４，７７１億円のうち、旅行関係消費額〔宿泊費（８，９７４億円)、交通費（３，６７８億円)〕は３６．４％の１兆２，６５２億円。このうち日本旅行業協会（ＪＡＴＡ）会員等の取扱高は１８．２％の約２，３００億円であり、ほとんどが外資系旅行会社の取り扱いとなっている。（ＪＡＴＡ調査）

③アクセシブル・ツーリズムの充実

障害者や高齢者等が、積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行を楽しむことができる環境づくりを意味するアクセシブル・ツーリズムを促進することは、増加する高齢者の旅行需要を喚起するとともに、２０２０年パラリンピック大会の受入体制に向けた意識向上・環境整備に資する。

こうしたことから、２０２０年大会の開催を見据え、空港・駅から大会会場までのルートをはじめとして、駅周辺の地下通路、大会会場周辺や大規模商業施設など旅行者が多く訪れるエリアはもとより宿泊施設等においても幅広くユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化などハード面の対応を着実に進められたい。同時に、研修や人材確保・育成などソフト面の取り組みも推進されたい。

また、これら観光拠点におけるバリアフリー化に関する情報を旅行会社や観光案内所等と共有の上、アクセシブル・ツーリズムに適するツアーを造成し、利用促進に向けた情報発信を強化することが求められる。

④安全・安心のまちづくりの推進

観光振興を持続的に進めていくうえで、東京を訪れる旅行者、東京の生活者の双方が、治安の良さや安心を実感できるまちづくりを推進することが必要である。地域においては、自治体をはじめ商店街や自治会・町内会等と連携し、プライバシー保護に配慮した適切な運用を前提に、駅前・商店街等への防犯カメラ設置や、地域住民が担い手となっている防犯パトロールなど自主防犯活動の展開が有効である。とりわけ、防犯カメラの設置・維持管理にあたっては、多額の費用を要することから、更なる支援を期待する。

⑤訪日外国人観光客に対するマナー啓発

訪都外国人旅行者が多く訪れる地域は都心部が中心となっているが、一部地域では外国人旅行者の急増にともない、店舗やトイレ、公共スペース等でのマナーや騒音、貸切バスの路上混雑など、地域の住民・事業者が困惑するケースが顕在化している。その多くが自国の生活習慣の違いなどから生じる訪日外国人観光客のマナー問題であり、日本の習慣や文化を正しく理解してもらうため、啓発活動に官民を挙げて早期に取り組むべきである。

【参考】
・京都市では、外国人旅行者の増加に伴い、自国の生活習慣に基づきトイレを使用される現状があり、使用後のトイレットペーパーをごみ箱に捨てるなどの状況がみられていた。
そこで、訪日外国人観光客向けにトイレの使用方法を周知すべく、イラストを中心とした啓発ステッカーを作成し、観光関連事業者にも活用されるよう、ＨＰ上でもＰＤＦファイルを提供している。

以　上

２０１７年度第７号
２０１７年　７月１４日
第６９７回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

＜主な実現状況＞　※括弧内は前年度予算

○観光予算全体　３７５億円（３２０億円）

○外国人旅行者等の誘致　１８７億円（１４９億円）

・欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション、「東京圏大回廊」を活用した観光振興３ルートなど

・ＭＩＣＥ誘致の推進　１５億円（１５億円）

○外国人旅行者等の受入環境の充実　６１億円（７５億円）

・観光案内機能の充実　３１億円（３８億円）

・観光経営・インバウンド対応力強化事業（事業者への支援１６０施設）　６億円（６億円）

・観光バス駐車場整備補助【新規】　７百万円

○多彩な観光資源の開発・発信　１２６億円（９６億円）

・東京ライトアップ発信プロジェクト　３億円（２億円）

## ９．国土交通省の防災・減災対策に関する要望

１．基本的な考え（現状と課題）

（１）首都直下地震対策の継続的な推進

今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想される首都直下地震では、人的･物的･経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う首都・東京がひとたび大災害に見舞われば、国内のみならず国際的にも重大な影響が及ぶことから、巨大災害に対する都市防災力の向上と、被害を最小限に抑えるための施策の推進が極めて重要である。

内閣府中央防災会議は、耐震化・出火予防策（感震ブレーカー等の設置による電気関係の出火の防止）の促進、初期消火成功率の向上、政府・企業におけるＢＣＰ（業務継続計画）の遂行により、死者は１０分の１、経済的被害も半減できるとの見通しを示している。また、２０１５年３月には「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟を概ね半減させることが設定され、これらの減災目標を達成するための施策に関する具体的な数値目標も明示されている。

また、昨年は、震度７が連続して発生した熊本地震、北海道や東北地方を中心に襲った一連の台風など、例年になく激甚な災害が全国各地で起こった。このような災害の教訓や今後想定される大規模な災害を念頭に国土交通省では災害リスクに関する知識と心構えを社会全体で共有し、地震、洪水、土砂災害等の様々な災害に備える「防災意識社会」へ転換し、整備効果の高いハード対策と住民目標のソフト対策を総動員する取り組みを行っている。首都直下地震対策および水害対策についても重点政策に位置付けて、ハード面の整備や訓練などの現場における具体的な対策を推進している。また、大規模災害等に被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧をはかるためにＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）を組織し、東京２３区内で震度６弱以上が観測された場合、自動的に約１千名のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥおよび約５２０台の災害対策用機械等が即時出動する体制も構築されている。さらに、関東地方整備局は管内全区市町村と協定を締結し、災害時に地方公共団体等にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被害状況の情報収集、支援ニーズの把握等を行う体制を構築している。

これら各種の防災･減災対策、災害応急対策活動への備えは極めて重要であり、東京商工会議所としてはその着実な実施を要望するところであるが、当所が本年４月に会員企業を対象に実施した防災対策アンケート（以下、「東商会員アンケート」）によると、首都直下地震の被害想定内容への認知度は、およそ半数程度にとどまるという結果であった。企業に対する啓発活動は当所としても引き続き実施していく所存であるが、国土交通省や東京都をはじめとする行政機関による継続的な情報提供や啓発活動が必要であり、官民を挙げて首都直下地震対策を継続的に推進していく必要がある。

（２）水害対策の重要性

一方、首都圏における災害リスクは地震に限らず、２０１５年９月の関東・東北豪雨の際に鬼怒川堤防が決壊し甚大な被害が発生したように、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることから、河川の氾濫や土砂災害への対策も喫緊の課題である。

地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。死者数は約２千人、ライフラインやインフラが浸水被害を受け、被害額は約２２兆円に及ぶとの想定もあることから、首都圏の経済社会に壊滅的な被害をもたらす可能性がある。また、東京湾高潮氾濫や利根川首都圏広域氾濫でも甚大な被害が想定されていることから、水害対策も急務である。

堤防整備をはじめとした治水対策の着実な推進により、首都圏における水害リスクは低下しつつあるものの、本年４月の東商会員アンケートでは、荒川右岸低地氾濫の被害想定内容についての認知度は約３割程度にとどまり、水害への事前対策も４社に１社は実施していないのが現状であり、河川氾濫や高潮浸水など大規模水害に対する認識や備えは必ずしも十分とは言えない状況である。従って、首都圏の住民や企業等に対して、大規模水害のリスクを周知することで正しい認識を形成し、事前の対策を促していくことが肝要である。

（３）２０２０年オリンピック・パラリンピックの開催を支える防災対策

２０２０年オリンピック・パラリンピックの開催まであと３年に迫った。国土交通省は東京オリンピック・パラリンピック開催を一つの目標として、「首都直下地震対策計画（２０１４年４月策定）」に位置付けられている各対策を全力で推進するとしている。大会の安全・安心を支えるためには、首都圏地域の防災対策に万全を期すことが重要であり、２０２０年に向けて首都直下地震対策が加速化されることが望まれる。

また、国土交通省は首都直下地震対策のみならず、セキュリティの万全・安心確保、アスリート・観客等の円滑な輸送、外国人受入のための対策等、大会の成功に向けて重要な課題を担っている。政府が２０２０年の訪日外国人観光客４，０００万人という目標を掲げているなかで、大会期間中の万一の発災に備え、とりわけ、外国人を含む旅行者の安全確保のための対策や、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人に対する避難誘導体制の早期確立、事前の避難訓練の実施は急務である。

また、これらのオリンピック・パラリンピック大会に向けた、外国人の避難誘導や緊急時の交通システム対策等の各種の対策が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

（４）東京および首都圏の安全・安心の確保に向けた連携等

国土交通省は地方公共団体とともに、東京および首都圏の防災・減災対策、災害応急対策活動の第一線を担うなど大きな役割を担っている。国土交通省、警察・消防・自衛隊等の関係機関、東京都をはじめとした地方公共団体、民間が連携をより緊密にして、地震と水害等の複合災害への対応も視野に入れ、東京および首都圏の安全・安心を確保していかなければならない。

一方、人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、本年４月の東商会員アンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の３日分以上の備蓄」を行っている企業は約半数で、外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は２割に届いていないのが実態である。こうした点を踏まえても、民間において防災・減災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要であり、国土交通省におかれても、ソフト面の施策を一体的に実施することにより「公助」に加えた「自助・共助」の意識醸成を図り、地域社会全体での防災・減災に関する取り組みを底上げしていくことが重要である。

東京商工会議所は昨年２月に国土交通省と立ち上げた「官民連携促進プロジェクト」に基づき、国土交通省と緊密に連携し都市防災力の向上に資する取り組みを展開していく所存である。

２．要望項目

上記の基本的な考え方に基づき、東京および首都圏の防災力の向上に重要な政策や民間における取り組みの推進に関して、下記の通り要望する。

（１）首都直下地震対策の推進・都市基盤の構築

①都市防災力の向上に資するまちづくりの推進

➢　緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化

首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。

東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準で建築され、高さが概ね道路幅員の２分
の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、昨年１２月時点の耐震化率は８２．７％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると３４．１％にとどまっている。こうした状況に対して、東京都が沿道建築物の所有者を対象に昨年に実施した調査では、所有者の４６％が耐震化を予定（耐震改修を予定２６％、建替え・除却を予定２０％）していることが明らかになった一方で、４９％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。

従って、建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要がある。

➢　老朽マンション、団地、ニュータウンの耐震化、更新対策都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年
以前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。

また、マンションを「終の棲家」として考え
る割合が高まっていることに加えて、居住者の高齢化も進んでいる。２０１３年時点の調査では、都内マンションのうち世帯主の年齢が６５歳以上の割合は約３割となっており、建築年代別に見ると古いマンションほど高齢化が進んでいる。また、都内の旧耐震基準で建てられたマンションうち、建替えの検討を行ったことがある、または今後検討予定であるとの割合は約１５％に過ぎず、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などを挙げている割合が多い。

そうした状況の中、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが

相当数存在している。
　従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、法改正等の措置により更なる支援策等が講じられるよう検討されたい。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を鋭意実施していくことも必要である。
　なお、都市再生特別措置法の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせたまちづくりを加速していくことも重要である。

➢　多数の者が利用する建築物等の耐震化
　改正耐震改修促進法（２０１３年施行）により、不特定多数の者が利用する建築物（病院、ホテル・旅館、店舗等）および避難弱者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）のうち大規模なものである要緊急安全確認大規模建築物を対象に、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられている。また、同法において耐震診断の義務付け対象となる上記建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）の適用期限が２０１８年度末まで3年間延長されている。
　一方、多数の者が利用する建築物の耐震化率は２０１３年時点で約８５％にとどまっている。「第４次社会資本整備重点計画」において２０２０年までに９５％とすることが目標の一つとされている中で、首都直下地震等大災害発生時における人的・物的被害を軽減するために、耐震対策緊急促進事業の周知を促進することで、耐震化率を高めていく必要がある。
　また、「住生活基本計画」で耐震基準（１９８１年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率を、２０１３年時点の１８％から２０２５年に概ね解消することが成果指標の一つとされていることから、住宅の耐震化も鋭意推進していく必要がある。

➢　電線類地中化・無電柱化
　無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。
　「第４次社会資本整備重点計画」において、災害リスク低減の観点から、市街地等の幹線道路の無電柱化率を２０１４年度の１６％から２０２０年度に２０％とすることが数値目標として掲げられていることに加えて、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」においても、良好な景観形成や観光振興、歩行空間のバリアフリー化の観点から、重点施策に位置付けられている。
　一方、東京２３区の無電柱化率は７％と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状７号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等
から順次、無電柱化を推進していくことが求めら
れる。
　また、有事の際にけが人を搬送するうえで、道路での平面移動が困難な場合、ヘリコプターによる垂直移動が有効であるが、電線が張り巡らされているとヘリコプターの自由な発着陸を阻害してしまう。それらの観点からも電線類の地中化は重要であり、都心部におけるヘリポートの確保も求められる。

➢　空き家対策
空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１３年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．５％（東京都は１１．１％）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。
　こうした背景のもと、２０１５年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村を対象とした計画作成等に関する支援や助言、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進、専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援等を着実に実施されたい。

➢　災害時の円滑な避難にも資するバリアフリー化の推進
　「第４次社会資本整備重点計画」では、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する」を重点目標の一つに掲げ、目標を実現するための政策パッケージとして「安心して生活・移動できる空間の確保（バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進）」を設定し、都市公園や特定路外駐車場、特定道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物等におけるバリアフリー化率を数値目標として盛り込んでいる。また、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」においても、２０２０年度までに達成すべき公共施設等のバリアフリー化

率等が明記されている。
　上記の計画に盛り込まれた数値目標を達成するための施策を鋭意推進し、歩行空間、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

➢　準天頂衛星等先端ＩＣＴ技術を活用した地籍調査の推進
　木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１７年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５２％に対して、東京都は２３％であり、区部に限ると１１％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。
　なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。

➢　災害時でもエネルギーの安定供給が確保される市街地の形成
　東日本大震災を一つの契機として、災害時におけるエネルギーの安定供給が国際的企業のオフィス立地の必須条件として求められている。そうした中、都市再生や国際的な経済活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）等において、エネルギーの面的利用により平常時の環境性能と、災害時のエネルギーの自立性、帰宅困難者退避施設の確保等の防災機能を併せて向上させることで、エリア全体の業務継続機能を確保していくために、国土交通省は補助事業等を通じて、業務継続地区（ＢＣＤ：Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｄｉｓｔｒｉｃｔ）の整備を支援している。
　業務継続地区の整備は、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから、鋭意推進していくべきである。

➢　主要駅周辺等の安全確保、防災力向上に資するまちづくり・都市整備の推進（エリア防災の促進）
大規模な地震が発生した場合に、都市再生や国際的な経済活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）や大都市の主要駅周辺の地域において、滞在者などの安全を確保するために、２０１２年に都市再生特別措置法が改正され、都市再生安全確保計画制度が創設された。本制度は、都市再生緊急整備地域の官民協議会が都市開発事業等を通じて、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するための計画を策定することができる他、内閣府が計画の策定を予算面から支援し、また国土交通省が計画に基づく建築確認や耐震改修計画の認定等の手続きを一本化、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の容積率不算入の特例、備蓄倉庫等を都市公園に設置する際の占用許可手続きの迅速化、備蓄倉庫等の固定資産税等の課税の特例等の措置を講じている。
現在、首都直下地震等大災害発生時に行き場のない帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設が大幅に不足（必要量約９２万人、２０１６年1月時点での確保約２５．５万人）している中、官民を挙げた確保が急務になっている。
また、東京都が２０１３年に施行した帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して従業員の３日分の備蓄の確保を努力義務としていることに加えて、条例の趣旨に則り共助の観点から、外部の帰宅困難者のために１０％程度の量を余分に備蓄するよう呼びかけているが、民間においてこうした取り組みをさらに推進していくことが求められている。
　首都直下地震発災時には約８００万人と大量の帰宅困難者が発生することが予想されている中で、都市再生安全確保計画制度に基づき、官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策を促進していくことは、上述の業務継続地区の整備と同様に、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから、鋭意推進していくべきである。

➢　高層マンションにおける防災対策、エレベーター閉じ込め対策
　近年、都内では高層マンションの建設が相次いでいるが、首都直下地震等大災害が発生した場合には、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が発生することが考えられる。また、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど孤立する恐れがあることから、いわゆる「高層難民」が大量に発生する可能性がある。特に、高齢者や障害者等の要配慮者にとっては、深刻な影響が懸念される。エレベーターの復旧には、停電の解消やエレベーター保守管理会社による安全点検が必要であり、大災害時には点検要員の確保も困難になることから、再稼働するまでには相応の時間を要すると思われる。
　従って、マンション内の共助体制の構築や自家発電設備の整備、燃料の確保、階段移動を考慮した備蓄をはじめとした高層マンションにおける防災対策の推進について、地方公共団体と連携しながら啓発や支援に取り組まれたい。

②木密地域等密集市街地の早期解消

➢　電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進

国の首都直下地震の被害想定では、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟のうち、火災を原因とするものは約１万６千人、約４３万棟（揺れによる建物被害等との重複除去前の数値）となっている。

一方、感震ブレーカー等の設置による「電気関係の出火の防止」により、死者数は約９千人に、焼失棟数も約２３万９千棟に減少でき、さらに「初期消火成功率の向上が図られた場合」には、死者数は約８００人、焼失棟数も約２万１千棟と大幅に減少できる見通しが示されている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れに伴う火災（津波に伴う火災を除く）のうち、出火原因が確認された件数の６割以上が電気に起因していることからも、首都直下地震の人的・物的被害を最小限に抑えるには、電気火災を含めた防災対策を推進していくことが極めて重要である。上述の通り、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にしていくことが目標とされている中で、感震ブレーカーの効果を周知していくことや費用負担の軽減等の措置を通じて、設置を促進していく必要がある。

➢　密集市街地総合防災事業を通じた木密地域の早期解消

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の１１％、居住人口の２０％を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

国の首都直下地震の被害想定では、都内で想定される最大の死者数約１万３千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約３３万３千棟のうち、地震火災を原因とするものは約８，４００人、約２２万１千棟と、それぞれ約３分の２を占めている。東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取り組みである。

こうした中、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、２０１５年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。併せて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。

一方、東京都においても、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、２０２０年度までに整備地域の不燃領域率を７０％に引き上げるなど、燃え広がらない・燃えないまちを実現することを目標に、様々な対策を講じている。

従って、首都直下地震等大災害発生時の被害を最小限に抑えるために、２０２０年度までに木密地域等密集市街地の解消を図ることは極めて重要であることから、密集市街地総合防災事業等を通じて、延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、老朽建築物の建替え・除去、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園の整備推進など、一連の取り組みを強力に講じられたい。加えて、高齢者が多い木密地域において、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備を進めることで、多様な世代や世帯の居住を促進していくことも重要である。

なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

➢　防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）」に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されており、個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた、再開発事業にはない防災街区整備事業独自の仕組みとなっている。しかし、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

➢　救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備

木密地域等密集市街地では、延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場は短期集中的に整備していく必要があるため、地方公共団体と連携しながら取り組みを加速していくべきである。なお、用地取得の国費率を引き上げていくことが望ましい。

③インフラ老朽化対策

➢　首都圏の高速道路の老朽化対策

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。２０１３年１２月に首都高速道路株式会社が示した大規模更新等に関する計画に基づき、１号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）に引き続き、１号羽田線（高速大師橋）・３号渋谷線（池尻～三軒茶屋）の大規模更新を推進していくとともに、都心環状線の築地川区間や日本橋区間の都市再生に関する検討を進め、速やかに実施していく必要がある。なお、首都高速の老朽化対策の実施にあたっては、三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えた上で、取組を迅速に進められたい。また、東日本および中日本高速道路株式会社が管理する路線の構造物についても、対策を鋭意推進していくことが求められる。

➢　インフラの維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立

高度経済成長期以降に大量に整備された社会資本の老朽化が進み、維持管理・更新の「山」が到来する時代を迎えている。それに伴い、２０１３年度の更新費（全国）は、約３．６兆円であったが、その２０年後には、約４．６～５．５兆円となり現状の約３～５割高くなると推計されている。

また、後述の通り、現場の担い手・技能人材の確保・育成が課題となっている中で、社会資本の効果的・効率的なメンテナンスや維持管理の必要性が従来にも増して高まっているが、トンネルや橋梁等のメンテナンス・維持管理には、「目視」による点検が求められている場合もある。

個々の社会資本が安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー等の新技術の開発等により、トータルコストの縮減と平準化を両立させることが不可欠である。加えて、社会資本の効果的・効率的なメンテナンスや維持管理に向けて、新技術の開発・導入を推進するための規制緩和を実現していくことも重要である。

➢　地方公共団体のインフラ維持管理・更新に対する支援

下水道の全て、長さ２メートル以上の橋梁の９割、道路舗装の９割、道路トンネルの７割など、地方公共団体が管理するインフラの割合は非常に高い。しかし、維持管理を取り纏める部署・組織が確立されている地方公共団体は１割強であり、インフラの状況を取り纏めた台帳を更新できている地方公共団体の割合も半数程度にとどまっている。さらに、老朽化の把握状況も簡易な方法に拠っているのが現状である。

地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要がある。

④大規模地震に強い都市基盤の構築

➢　東京港における耐震強化岸壁の整備

首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送拠点や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。なお、外貿コンテナふ頭では、耐震強化済みの岸壁が３バースと少ないため、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するには、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁についても更なる増設が不可欠である。

また、大規模災害時における東京湾内の緊急物資輸送拠点にアクセスするための開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保が必要である。関東ブロックにおいて、これらに係る具体的な施策を鋭意推進していくべきである。

➢　主要な交通施設の耐震化（道路橋梁、鉄道施設等）

首都直下地震の被害を最小限に抑えるには、防災拠点や他県等との連絡や迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路が、発災時でも機能することが極めて肝要である。「第４次社会資本整備重点計画」では、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率を２０１３年度の７５％から２０２０年度に８１％にすることを目標としているが、出来るだけ早期に全ての橋梁の耐震化を完了すべきである。

鉄道については首都直下地震発生時に、首都圏内の利用者は最大で約１８０万人と想定されている一方で、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生すると予想されている。首都圏の鉄道施設がひとたび被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、鉄道施設の耐震性を向上させ、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。「交通政策基本計画」および「第４次社会資本整備重点計画」には、２０１７年度に主要駅や高架橋等の鉄道施設など主要鉄道路線の耐震化率を概ね１００％とすることが盛り込まれていることから、計画に則り、着実に推進されたい。なお、鉄道利用者や地域住民の安全・安心を確保するためには、地平駅の耐震化も促進していくことが望ましい。

➢　羽田空港の耐震化、液状化対策

羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。従って、耐震化、液状化対策を実施中のＣ滑走路等につ

いて、対策を早急に完了すべきである。

➢　物流拠点の耐震化・再整備の促進

２０１３年度の「第５回東京都市圏物資流動調査」では、首都直下地震の想定最大震度が６強以上の区市町村内に立地している物流施設が東京都市圏全体の約５割を占めており、そのうち旧耐震基準で建設された施設が約３割超を占めていることが明らかになった。　２０１５年末に公表された東京都市圏交通計画協議会の提言「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」では、上記の調査結果を踏まえ、首都直下地震で東京都市圏の物流施設の活動が影響を受けた場合に懸念される物資流動量は小さくなく、物流を通じて都市圏内外の消費・産業活動に影響を及ぼす可能性を指摘している。

また、本提言では、大災害時にも維持可能なサプライチェーンの確保や被災地への円滑な支援物資供給に向けて取り組むべき施策として、立地需要のある郊外部等への物流施設の立地支援や、物流施設等の防災機能強化への支援、災害時のサプライチェーン・支援物資輸送を支えるネットワーク構築の必要性を提起している。

物流は、生産、流通、販売といった一連の経済活動に不可欠であるばかりか、緊急支援物資の輸送をはじめ、大災害時の迅速な復旧・復興にも極めて重要な役割を担うことは言うまでもない。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

従って、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇、施設整備のための財政支援を拡充していくことが求められる。加えて、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進に加えて、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。

なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していく必要もある。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域指定や地区計画など都市計画手法による土地の利用変更、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

➢　下水道施設等の耐震化

都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。首都直下地震の被害想定では、地震直後に管路やポンプ場、処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難になり、東京圏では数%から約１割、東京２３区では約１割の需要家で下水道の利用が困難となり、利用支障の解消には１か月程度を要することが予想されている。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、首都直下地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

➢　外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。

２０１５年３月に全面開通した首都高速中央環状線では、開通後３カ月の整備効果として、渋滞緩和効果の継続的な発現（中央環状線内側において、利用交通量は約５％減少、渋滞損失時間は約５割減少）、また、それに伴い定時性や安全走行性が向上し、経済活動の効率化、生産性の向上に寄与するなど、高いストック効果が発現している。更に開通後６カ月の整備効果としても、中央道方面と大井埠頭・羽田空港方面の貨物車輸送において、これまで一般道路や都心環状線を利用していた交通の約８割が中央環状線経由に転換し、輸送時間が約３割短縮するなど物流等の企業活動の効率化に寄与している他、観光・レジャー面においても高いストック効果が発現している。

しかし、首都圏三環状道路の整備率は約７９％で、諸外国の主要都市と比較すると未だ十分な状況ではない。首都圏の国際競争力の強化のみならず、わが国全体の活性化につなげていくためにも、首都圏三環状道路、中でも、整備率が約４０％にとどまっている外環道は着実に整備していくべきである。

外環道（関越道～東名高速間）が完成すれば、上記と同様に都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣＯ２排出量削減効果、生活道路等における交通事故の減少など様々な整備効果が期待されていることから、都内経済界の総意として早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。とりわけ、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速間）をはじめ、東京および首都圏全体の国際競争力の強化に寄与し、災害時にも重要な役割を担う道路は早期に整備すべきである。

また、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となってい

るが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏全体の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。昨年２月、同区間の計画の具体化に向け、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立されたが、この協議会の場などにおいて検討を進め、早期に全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、まず東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。

➢　液状化対策

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると思われる。

従って、「首都直下地震対策計画」に基づき、宅地や河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設や上下水道、交通インフラ等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進していく必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等のさらなる周知を通じて、地域住民や企業等の液状化に対する意識の向上を図っていくことも肝要である。

➢　首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大

２０１３年１２月に首都直下地震対策特別措置法が施行され、２０１４年３月には同法に基づく緊急対策区域に東京都の全区市町村が、また首都中枢機能維持基盤整備等地区に千代田区、中央区、港区、新宿区がそれぞれ指定された。このうち、首都中枢機能維持基盤整備等地区については、同地区内の地方公共団体が計画を作成することで、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業（まちづくりと併せた緊急輸送のための道路の拡幅・公園の整備等）に係る開発許可等の特例や、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法の適用、道路占用の許可基準の特例（緊急輸送確保のための看板・標識の設置等）が受けられることになっている。

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備や、滞在者の安全確保を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区として、首都中枢機関の集積状況や、昼夜間人口等を考慮の上、上記４区が指定されたが、首都中枢機能の維持を図るには４区のみならず都市機能が高度に集積している地域を有する区域をより広範に指定することが望ましい。

⑤被害最小化に向けた事前対策の推進

➢　民間企業と連携した復旧・復興体制の強化（災害協定締結会社等の増強）

首都直下地震等大災害発生時には、緊急輸送道路の啓開や河川堤防および港湾施設等の早期復旧を図っていく必要があるが、その実施には建設会社をはじめとした民間企業の協力が不可欠である。そうした考えのもと、関東地方整備局は災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」を認定し公表しているが、より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくことが求められる。加えて、「災害時における河川災害応急復旧業務（災害協定）」等の協定締結を推進しているが、こうした協定を通じて事前に協力会社を定め緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

（２）水害対策の推進・都市基盤の構築

①大規模水害による社会経済の壊滅的な被害の回避

➢　地下街、地下駅の浸水対策

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。また、「第４次社会資本整備重点計画」および「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」において、地下空間の浸水防止・避難確保対策の推進が重点施策に位置付けられているが、特に、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数を２０２０年度に１００％にする数値指標が掲げられている。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、

壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など地下街の安全対策を拡充するとともに、安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。
なお、荒川右岸の堤防決壊など都内では大規模水害が危惧されていることから、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における浸水の防止対策を推進していくとともに、万一浸水が生じた場合に、迅速な機能回復がとれる対策を実施していく必要がある。

➢　河川、海岸、港湾施設の耐水化・機能強化対策（水門、排水機場等）
墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、さらに地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。
また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなることが予測されているなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。
加えて、大型台風により東京湾に高潮氾濫
が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。
国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、これまで進めてきた堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策を加速するとともに、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するという考え方を踏まえ、人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、万一大規模水害が生じた場合でも、既存施設の活用・機能向上・強化等により迅速な排水を行い、人口・資産が集中する地域での浸水期間を短縮させ、社会経済が受ける壊滅的な被害を最小化する対策を鋭意推進していく必要がある。
なお、東京都においても、東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策および東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進していることから、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、対策を進められたい。

➢　八ッ場ダム、堤防等、ストック効果の高い根幹的治水施設の整備
首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。
利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が
進められているところである。
加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しないだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。
東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。

②被害最小化に向けた事前対策の推進
➢　「水防災意識社会」の早期再構築に向けた緊急行動計画の着実かつ迅速な遂行（水防法等の一部改正関連）
国土交通省は、２０１５年９月の関東・東北豪雨災害、２０１６年８月の台風１０号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取り組みを推進している。そうした中、本年１月に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」による「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申を受け、国土交通大臣の指示のもと、国土交通省は、概ね５年で緊急的に実施すべき事項について、３２項目からなる「緊急行動計画」をとりまとめた。この中では「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現をめざし、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設を始めとした各種取り組みをすすめている。このとりまとめられた「緊急行動計画」を着実に実行するだけでなく、その進捗を広く社会に知らせることも重要であり、「水防災意識社会」再構築の早期実現に向けた取り組みを推進していくことが必要である。

➢　地方公共団体、企業における大規模水害対策も考慮したＢＣＰの策定促進

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことに加えて、地方公共団体が自ら被災した場合でも業務の継続性を確保していくことが求められる。一方、２０１６年４月の消防庁の調査によると、地方公共団体におけるＢＣＰの策定率は、都道府県で１００％になったものの、区市町村では４１．９％（２０１６年度内に５９．３％の団体で策定が完了する予定）にとどまっている。

また、東京商工会議所が本年４月に実施した東商会員アンケート調査結果では、会員企業におけるＢＣＰの策定率は２７．４％であり、企業規模が小さくなるにつれて策定率が低下する傾向にある。

首都直下地震の被害想定では、電気関係の出火の予防、初期消火成功率の向上、建築物の耐震化促進、ＢＣＰの遂行等により、死者は約１０分の１に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、人的・物的被害はもちろんのこと、サプライチェーンを確保し経済的被害も最小限に抑えるために、地方公共団体や企業では、大規模水害対策も考慮したＢＣＰの策定促進を含め、ＢＣＰ策定率を向上させることは極めて重要である。

従って、区市町村、特に小規模な市町村における策定率向上のために、内閣府が２０１５年５月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」および昨年２月に改定した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」等の周知や、ガイドに基づく研修会をより一層実施していくことが求められる。

一方、企業における策定率の向上には、内閣府および中小企業庁等の策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所をはじめとした経済団体等が特に中小・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。

なお、関東地方整備局では水害リスクの高まりに対して、主に企業向けに「事業所の水害対策／事業継続計画（ＢＣＰ）作成のすすめ」を、主に家庭向けに「災害対策ガイドブック」を策定している。これらのガイドには、大規模水害に対する防災・減災対策が簡潔に取り纏められていることから、ガイドをより一層周知していくことが肝要である。

➢　港湾ＢＣＰの策定促進

国土交通省の「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」（２０１５年１月）では、港湾において、我が国の経済活動を支える電力・燃料供給拠点や国際物流機能などが集積する中で、その多数が臨海部にあるため高潮による浸水被害を受けやすいこと等が指摘されている。そうした状況を踏まえ、水害を意識した臨海部におけるＢＣＰの策定促進のため、港湾に立地する企業のＢＣＰ策定支援や臨海部における防災・減災対策について官民の連携強化を図っていくことが重要である。

➢　タイムライン（事前防災行動計画）を活用した防災行動の周知

大規模水害の発災前から国土交通省や地方公共団体、交通事業者等の各主体が迅速で的確な行動を取るために、いつ、だれが、どのように、何をするのかを時系列に沿って予め整理しておくとともに、それぞれの主体がどのような対応を取るのかを把握しておくことが必要との考えのもと、国土交通省はタイムライン（事前防災行動計画）の策定を水害に関する重点対策の一つに位置付けている。タイムラインの普及を促進していくため、２０１６年８月には「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」を策定している。２０１６年７月２５日までに全国１０９水系の５７０市町村と連携し、洪水を対象とするタイムラインを策定、各地域で実践し有効性を確認しており、今後、２０２０年度までに７３０市町村で策定することを目標としている。昨年８月に「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」を公表されているところであり、地域住民や企業に対してタイムラインを活用した防災行動の理解を促進していくことや、タイムラインを活用した防災訓練を実施していくことが重要である。

（３）２０２０年オリンピック・パラリンピックの開催を支える防災対策

➢　大会を支える首都直下地震対策の推進、台風等に備えた臨海部の防災機能強化

２０２０年オリンピック・パラリンピックの開催まであと３年に迫った。国土交通省は東京オリンピック・パラリンピック開催を一つの目標として、「首都直下地震対策計画（２０１４年４月策定）」に位置付けられている各対策を全力で推進するとしている。大会の安全・安心を支えるためには、首都圏地域の防災対策に万全を期すことが重要であり、２０２０年に向けて首都直下地震対策が加速化されることが望まれる。

また、東京オリンピック・パラリンピックの競技の多くは、東京の臨海部において実施が予定されている。台風時の高潮対策等として、臨海部を訪れる観戦客や旅行客等の安全を確保するための水門等の運用体制の構築支援が必要であり、臨海部の防災機能の強化を推進することが重要である。

➢　訪日外国人客の災害対応（円滑な避難誘導、事前の訓練実施等）

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中、多くの外国人が来訪し、なかには地震を経験したことがない外国人の訪日も想定される。また、政府は２０２０年の訪日外国人を４，０００万人に増やす目標を掲げており、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、極めて不安な状況に陥ることのないよう、対策を推進していく必要がある。国土交通省において、オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入れ環境の整備について検討が進められているが、サインやピクト

グラムによる対応行動の可視化や道路案内標識のローマ字から英語への表記改善、さらには外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」の機能向上や一層の周知に取り組んでいくことが肝要である。
　また、英語圏のみならず、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人に対しての避難誘導体制を確立するとともに、その方法等については、民間に対しても周知を行い、大会期間中に首都直下地震等の大災害が発災したことを想定して事前の訓練を実施することも、安全かつ安心して参加・観戦できる大会の実現のために必要である。

➢　大会輸送の円滑化に向けた取組・対応等の成果を首都直下地震の交通システム対策への反映
　現在、政府、東京都、大会組織委員会が中心となって、オリンピック・パラリンピック大会に係る交通輸送円滑化のための検討がなされている。オリンピック大会期間中においては延べ約８００万人、パラリンピック大会においては延べ２４０万人の大会関係者及び観客が見込まれており、過去に例がない大規模な大会である。大会に備えた交通システムの効率的運用や代替ルートの検討、様々なシミュレーション等は、大規模災害発生時の円滑な交通システムの復旧や物資輸送ルートの確保等に活かされるものである。
　これらのオリンピック・パラリンピック大会に向けた、輸送円滑化の取組・対応等の成果が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

➢　ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進
　上述の訪日外国人客に加えて、高齢者や障害者等多くの方々が大会に訪れる。高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」に基づき、競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化や、主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化を推進させることが重要である。
　ハード面の対応のみならず、災害時には街なかなどで訪日外国人客をはじめ、困っている人に気付いたら積極的に「声かけ」をしていくことも肝要である。東京商工会議所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しているところである。官民を挙げてこうした取り組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

（４）東京及び首都圏の安心・安全の確保に向けた連携等
①被災者の救出・救助活動への支援、事前訓練の実施
➢　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化、ＩＣＴ機材・災害対策車両等資機材の充実
　国土交通省には、大規模災害等に際して被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧のための技術的支援等を迅速に実施するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）が設置されており、東京２３区内で震度６弱以上が観測された場合、自動的に約１千名のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥおよび約５２０台の災害対策用機械等が即時出動する体制も構築されている。関東・東北豪雨の際は、発災当日に北陸・中部・近畿の各地方整備局からＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが関東地方整備局に参集し、２４時間体制で排水作業を行った他、全国から集結したＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが道路啓開、緊急支援物資の輸送等の緊急災害対策活動を実施した。また、昨年４月に発生した熊本地震の際も、リエゾンの派遣、ドローン等のＩＣＴ技術も活用しながら、河川、道路や斜面崩落等の被災状況調査、土砂災害危険個所の点検、道路啓開等を行った。
　上述の通り、災害時にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが果たすべき役割は非常に大きいことから、隊員の研修・訓練の充実や広域実働訓練の実施、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの充実・強化を図っていくことが必要であり、加えてＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと関東ブロックの都県とが連携して訓練を実施していくことも重要である。なお、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

➢　災害時の迅速な道路啓開
　首都直下地震等大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。これを解消するために道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動等に関する権限を付与するために、２０１４年１１月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、放置車両対策の強化を図るための措置が盛り込まれた。
　この法改正の趣旨に鑑み、郊外側から都心部へ向けて効率的かつ迅速な道路啓開を実施するにあたり、道路啓開の考え方や手順、具体的な啓開方法に加え、事前に備えておくべき事項等を纏めた「首都直下地震道路啓開計画（初版）」が２０１５年２月に策定され、昨年６月に改訂版が公表された。本計画では、東京２３区内で震度６弱以上の地震が発生した場合に各方面からのアクセスが可能となるよう、放射方向の八方向のうちそれぞれ１ルートを最優先で啓開する八方向作戦を実施することとしている。
　本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、

実効性を十分に確保していくことが求められる。

➢　四路啓開体制の構築（道路、水路、航路、空路）

首都直下地震等大災害発生時には、人員・物資の緊急輸送ルートの確保のために、上述の八方向作戦による道路啓開に加えて、水路、航路、空路を含めた四路の連続性を確保し、緊急輸送ルートを設定することも有効である。

「首都圏広域地方計画」には、四路啓開体制の構築に向け、緊急用船着場等の整備や、水門および堤防等の河川管理施設の耐震対策、緊急河川敷道路の整備をはじめとした具体的対策が盛り込まれているが、こうした対策を着実に推進することや、総合的な啓開に関する計画を予め策定し訓練等を通じて実効性を確保していくことが求められる。

なお、緊急河川敷道路、緊急用船着場等の整備に併せて、河川敷等を活用した緊急ヘリポートの設置も検討していくことが望ましい。

➢　緊急時河川活用計画の策定を通じた救助・救急ルートの多様化

首都直下地震等大災害発生時に、荒川下流管内に整備されている緊急用河川敷道路や緊急用船着場等の防災施設および高水敷を地方公共団体や警察、消防、自衛隊等が有効かつ円滑に利活用し、迅速な災害対策活動に資することを目的に、２０１３年に「荒川下流防災施設活用計画」が策定された。こうした緊急時河川活用計画は、上述の八方向作戦を補完するとともに、四路啓開の実効性を確保していく上でも重要である。国土交通省は、江戸川、多摩川、鶴見川における計画策定を首都直下地震に係る昨年度の重点対策に位置付けているが、救助・救急ルートの多様化に資することから、早期に計画を策定するとともに、訓練等を通じて実効性を確保していくべきである。

➢　関係機関（警察、消防、自衛隊等）と連携した救出・救助活動の支援

昨年３月に中央防災会議幹事会において、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が決定された。本計画では、指定行政機関や地方公共団体をはじめとした「防災関係機関」は、東京２３区において震度６強以上の震度が観測された場合に被害全容の把握を待つことなく、救助・消火や医療、物資調達・緊急輸送、燃料供給、緊急輸送ルートや防災拠点の設定等の災害応急対策活動を直ちに開始することが定められている。

本計画において、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥは、救助・救急、消火活動にあたる警察、消防および自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な活動を支援することが明記されていることから、訓練等を通じて平時から連携体制を確認しておくことで実効性を確保していく必要がある。また、本計画には、緊急輸送ルートの点検、啓開をはじめ、国土交通省が担う応急対策活動が多岐にわたり記載されていることから、国土交通省の「首都直下地震対策計画」との連動を図りつつ、平時から発災に備えて準備に万全を期すことが求められる。

➢　迅速な被災状況の把握（地方公共団体へのリエゾン派遣、タクシー無線等の活用）

国土交通省は、災害発生またはその恐れがある場合に、地方公共団体にリエゾンを派遣し、災害情報の収集・提供、助言、支援ニーズの把握、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥや災害対策用機械等の派遣調整等を行っている。特に、関東地方整備局は管内全区市町村と協定を締結し、災害時にリエゾンを派遣し、被災状況を早期に把握・収集する体制を構築しており、関東・東北豪雨の際も３県２３市町にリエゾンを派遣し、支援ニーズの収集にあたるなど、被害の拡大防止に向け迅速な調査を担った。リエゾンのこうした活動は被災地の早期復旧に不可欠であることから、リエゾンの迅速な派遣に係る体制を今後も堅持されたい。

また、首都直下地震等大災害発生時には、被害の拡大や社会の混乱等を防ぐため、発災直後の迅速な情報収集が極めて重要になる。一方、電力や通信等のライフライン被害が想定され、迅速な情報収集が困難になる恐れも考えられることから、バス・タクシーによる被災映像等やタクシー無線を活用した情報収集など、民間事業者の協力を得ながら様々な手段で情報収集できる体制を構築していく必要がある。

さらに、国土交通省は、昼夜を問わず悪天候下においても浸水域を把握できる合成開口レーダ（ＳＡＲ）等を搭載した人工衛星や航空機を活用して、浸水域を広域に把握し、災害対応関係者と共有するとともに、リエゾンやＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣等による地方公共団体の支援に活用している。また、本年５月にＪＡＸＡ（宇宙航空研究開発機構）との間で災害に関する情報提供協力に係る協定を締結し、災害時の緊急観測のための連絡体制の整備とともに土砂災害及び水害を対象とした一層効果的な活用方法の検討を行うこととしている。この取り組みは、大規模水害等の大災害発生時における災害対応力の強化につながることから、鋭意推進されたい。

➢　災害時交通規制のさらなる周知

首都直下地震等大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状７号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。交通規制が実施されると、高速道路を通行中の自動車は付近の出口から降りることになり、環状７号線内側の道路を通行中の自動車は速やかに道路外の場所、または、環状７号線の外側の場所に移動することになるが、こうした規

制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。
なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

②被災者・避難者の生活支援等

➢　一時滞在施設確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設

首都直下地震の際の帰宅困難者は最悪の場合、都内で約４９０万人、１都４県で約８００万人と東日本大震災時の約３５２万人を大幅に上回ることが想定されている。また、東京都は首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設を約９２万人分と想定しているが、現状は約２５万５千人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題となっている。
一方、民間事業者にとっては、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことが求められるが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合に賠償請求されるのではないかといった懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。
こうした中、２０１５年２月の首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためにも、法改正等を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を早期に創設すべきである。
また、東京商工会議所が昨年４月に実施した調査では、一時滞在施設の増加に向けて「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を創設することが有効であると考える事業者が９３．６％、自社所有物件に入居している事業所においても９１．６％と大宗を占めている。従って、民間事業者が善意に基づき協力することを促進するためにも、同制度の早期創設が必要である。

➢　多様な輸送手段を活用した緊急支援物資の輸送体制の構築

国土交通省は首都直下地震等大災害発生時に災害支援物資を確実・迅速に輸送するために、陸・海・空の輸送手段を最大限に活用できるよう、物流事業者等とともに輸送モード間の調整方法や手順、協力体制等を明確化した「即応型物資輸送計画」を策定することとしている。首都直下地震の被害想定では、断水・停電の影響を受けて発災２週間後に最大で約７２０万人、１か月後でも約４００万人の避難者が発生することが予想されており、避難者への大量の緊急支援物資の輸送が重要な問題となることから、広域での輸送演習により実効性を確保していくことが求められる。
また、上述の通り、老朽化した物流施設の建替えおよび集約化等に係る支援の拡充や、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。

➢　避難所等の生活環境の確保（生活用水、衛生環境）

首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けることが想定されていることから、広域にわたり生活用水の供給が停止する恐れや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化する恐れがある。「首都直下地震対策計画」では、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう利水施設管理者間が連携して対応すること、また、下水道管理者が国土交通省等関係機関による広域支援体制を構築することや簡易な下水処理およびマンホールトイレを設置することが明記されているが、発災時には多数の避難者が発生することから、これらの対策を具体的に推進していく必要がある。
なお、被災時に生活用水を滞りなく利用するために、避難所等において容器を備蓄しておくことも肝要である。

➢　被災建築物等応急危険度判定士の育成および派遣体制の構築

首都直下地震の被害想定で、建築物は揺れにより約１７万５千棟、液状化により約２万２千棟が全壊するなど、甚大な被害が発生することが予想されている。一方、全壊に至らないまでも使用が困難な状態になる建築物も多く発生すると思われることから、発災後に建築物の倒壊や外壁・天井等が落下する危険度を迅速に判定することにより、二次被害を防止することが重要である。また、上述の通り、大量の避難者が発生することが予測されていることから、迅速な危険度判定により、自宅に戻れる避難者を増やしていくことも必要である。
従って、「首都直下地震対策計画」に記載されている通り、建築物の応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の育成を進めるとともに、資格を有する地方公共団体職員等の派遣計画を予め策定しておくことが望ましい。

③防災・減災対策の理解促進

➢　防災・減災に資する施設のストック効果のアピール

上述の通り、八ッ場ダムや首都圏外郭放水路は防災・減災に高いストック効果を有しているが、２００２年に部分開通、２００６年に全体が完成した同放水路は、部分開通以後１００回（昨年３月時点）の洪水調節実績があることから、地盤が低く水が溜まりやすい地形で幾度となく被害を受けてきた中川・綾瀬川流域の浸水被害の軽減に大きな力を発揮している。また、浸水被害軽減効果もさることながら、春日部市では水害リスクの低下から、

大規模マンションの着工件数が放水路の整備前と比べ約２．８倍になり、加えて２８件の企業が進出し雇用創出効果も見られるなど、高いストック効果を発現している。
このように、防災・減災に資する施設は、ストック効果を定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、社会資本整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、同様の意味において、インフラツーリズムを振興していくことも肝要である。

➢　国土交通省の重要計画に対する多様な主体の理解と参画

国土交通省は２０１５年、中期的な交通政策の具体的指針である「交通政策基本計画」、長期的な国土づくりの指針である「国土形成計画（全国計画）」、中期的な社会資本整備の具体的指針である「第４次社会資本整備重点計画」をそれぞれ策定し、閣議決定された。また、関東地方整備局においても、首都圏における長期的な国土づくりや社会資本整備、交通政策の指針である「首都圏広域地方計画」、関東ブロックの社会資本整備の具体的指針である「関東ブロックの社会資本整備重点計画」を策定し、昨年３月に大臣決定されたところである。

一方、厳しい財政状況を考慮すると、まちづくりや社会資本整備をはじめとした国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠であり、その際、地域社会に関係するあらゆる主体が積極的に議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが重要な要素となる。従って、国土交通省が策定したこれらの計画の実効性を確保していくには、積極的に周知をすることで、圏域内の地方公共団体はもとより、地域で活躍する中小企業や各種団体、教育機関、ＮＰＯ、住民一人ひとりに至るまで、多くの主体がその理念や、防災・減災対策を含む内容を理解・共有し、国土づくりや社会資本整備、交通政策への積極的な参画を促していく必要がある。

➢　防災・減災対策の世界に向けた情報発信の強化

首都直下地震では、人的･物的･経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されていることから、ひとたび発災すれば国内のみならず国際的にも重大な影響が及ぶことが懸念される。現在、訪日外国人旅行者の増加に向けた活動や、国家戦略特区等を通じた外国企業の誘致に係る取り組みが官民で展開されているが、それらの大前提となるのが防災への万全な備えである。

国土交通省をはじめとした各省庁および地方公共団体、民間など各主体において、防災・減災に向けた多様な対策が実施されていることから、国際会議等の場を通じて、官民における対策をより一層周知していくことが求められる。また、発災後の情報発信に係る具体的な方策についても検討を進めていく必要がある。

➢　企業や地域住民の大規模災害に対する認識の形成と事前対策の普及・啓発

東京商工会議所が今年４月に実施した東商会員アンケート調査結果で、首都直下地震と荒川右岸低地氾濫の被害想定の認知度を尋ねたところ、首都直下地震では「被害想定があることのみ知っている」が４４．７％、荒川右岸低地氾濫でも５０．７％で最も多く、被害想定の詳細が認知されていない実態が明らかになった。首都直下地震と荒川右岸低地氾濫ともに首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性があることから、被害想定および事前に講じるべき防災・減災対策を周知することで大規模災害に対する認識を形成するとともに、事前対策を普及・啓発していくことが必要である。なお、事前対策の普及・啓発には、「首都直下地震対策計画」に基づく国土交通省の取り組みが大いに参考となることから、国土交通省は情報発信力をさらに強化し、周知を促進していくことが望まれる。

➢　防災教育の推進

国土交通省は、２０１６年度の重点対策の一つとして、防災教育を通じた防災意識の浸透に取り組んできた。地方整備局等が各行政機関との連携により教育委員会や学校での指導計画の作成等の支援を行う活動は、今年度もその支援対象校を拡大し「命を守るための防災教育」を推進している。

東日本大震災時に三陸地方をはじめとした太平洋沿岸部では、巨大津波により甚大な被害が発生したが、岩手県釜石市では、「①想定を信じるな、②どんな時でも最善を尽くす、③率先避難者になる」の避難三原則のもと、積み重ねられてきた防災教育や避難訓練により、児童・生徒の多くが無事であったことから「釜石の奇跡」と言われている。

このように水害や首都直下地震はいつ起きるか特定できないことからも、防災教育や防災訓練をより一層強化、推進していくことは重要である。

➢　「自助・共助」の意識向上と防災・減災のリーダーとなる人材の育成

国土交通省は地方公共団体とともに、東京および首都圏の防災・減災対策、災害応急対策活動の第一線を担うなど大きな役割を担っている。国土交通省、警察・消防・自衛隊等の関係機関、東京都をはじめとした地方公共団体、民間が連携をより緊密にして、地震と水害等の複合災害への対応も視野に入れ、東京および首都圏の安全・安心を確保していかなければならない。

一方、人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、本年４月の東商会員アンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の３日分以上の備蓄」を行っている企業は約半数で、外部の帰宅困難者向け

の備蓄がある企業は２割に届いていないのが実態である。こうした点を踏まえても、民間において防災・減災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要であり、国土交通省におかれても、ソフト面の施策を一体的に実施することにより「公助」に加えた「自助・共助」の意識醸成を図り、地域社会全体での防災・減災に関する取り組みを底上げしていくことが重要である。

また、本年４月の東商会員アンケートによると、災害時のリーダーとなる防災関連の資格を保有する従業員がいる企業は１１．６％であったものの、「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は６４．０％にのぼり、企業の潜在ニーズの高さが伺えた。東京商工会議所としては、防災士をはじめとする防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。

➢　女性の視点を取り入れた地域防災活動と女性防災リーダーの育成

一方、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。企業・地域における防災・減災のリーダーを育成し、増やしていくとともに、男女双方が協力して、地域防災活動が展開できるよう、防災活動を担う女性リーダーの育成も重要である。

以　上

２０１７年度第８号
２０１７年　７月１４日
第６９７回常議員会決議

＜提出先＞　国土交通省

＜実現状況＞

○「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づく連携事業の推進（関東地方整備局との意見交換会（７／２６）、国土交通省本省との意見交換会（９／２５））等

○国土交通省水管理・国土保全局との連携強化（次年度の水害等災害に関する普及・啓発にかかる連携事業実施を予定）

## １０．健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望

〈東京都に対する要望〉

**Ⅰ．健康スポーツ都市・東京を目指して～健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望～**

生産年齢人口の減少、労働力人口の平均年齢の上昇、国民医療費の増大などの構造的課題を背景に、国は「健康寿命の延伸」を大きな政策テーマとして掲げている。その課題の解決策のひとつとして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である「健康経営」の注目度が高まっている。企業が生産性向上・価値向上のため、従業員・健康保険組合等と連携し、職場環境を整え、時間管理と健康管理を労使双方でしっかりと行うことが求められている。

健康経営は、企業が健康宣言をすることでスタートする。昨年６月、当会議所は東京都、保険者など関係団体とともに「健康企業宣言東京推進協議会」を設置し、健康企業宣言と健康経営の推進に尽力している。現在、「健康企業宣言」を行った企業は都内で１，０００社を超え、その数は急速に伸びているほか、東京商工会議所が実施した「健康経営に関する実態調査」においても、約２７％の企業が健康経営について「知っている」と回答するなど、健康経営の取り組みの裾野は確実に広がっている。

一方で、宣言はしたものの健康経営の具体的な進め方が分からないという企業も多い。健康診断受診率１００％を目指すとともに、運動・栄養・休養を中心とした健康づくりやヘルスリテラシーの向上、長時間労働対策、ワークエンゲイジメントを高める人材マネジメントなどを実行することとなるが、中小企業には実践支援が必要な内容も多い。当会議所では、健康経営の普及・推進及び実践支援を担う人材である健康経営アドバイザーの育成を進めており、健康経営の裾野拡大に努めていく所存である。

また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を３年後に控え、健康スポーツの機運を高める絶好の機会でもある。東京都はスポーツ実施率７０％を目標として掲げているものの、働き盛り世代では５０％に満たない状況にあり、その理由は「仕事・家事が忙しい」が一番となっている。普段の仕事、生活の中に自然と運動を取り入れていくことが重要となる。

以上のことから、当会議所は健康スポーツ都市・東京の実現を目指し、健康企業宣言・健康経営の推進、運動習慣の定着化によるスポーツ実施率の向上に関して下記事項を要望する。

**１．健康企業宣言の普及・推進**

**(1) 健康企業宣言東京推進協議会への支援**

昨年設立された同協議会について、事業計画の立案等への助言、各団体の意見調整など、円滑な運営に向けたご指導ご支援をいただきたい。また、本協議会の活動がさらに活性化するよう、趣旨に賛同する関連団

体等の参加拡充についてご協力をお願いしたい。

**(2) 健康企業宣言の普及**

現在都内で１，０００社以上となった宣言企業を更に広げるため、本運動の趣旨に賛同し普及・啓発に協力する民間企業等との連携について、例えば東京都ワイドコラボ協定の活用などをご検討いただきたい。また宣言企業等によるネットワークの構築とその利活用についてご支援をいただきたい。

**(3) 健康企業宣言実施企業に対するインセンティブ拡充**

前年度の当会議所の要望により、健康企業宣言を実施した企業に対する保証料率が通常より１５％低率となる東京信用保証協会の「健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度」を創設いただいた。同制度の次年度以降の継続をお願いしたい。

また、健康企業宣言の取り組みを進め、「健康優良企業」として「銀の認定」、「金の認定」を取得した企業のプレゼンス向上に繋がる施策についてご検討いただきたい。

さらには、公共調達においても、健康経営への取り組みを調達条件に設定する、あるいは入札時に健康経営の取り組み状況に応じて加点する施策についてご検討いただきたい。

## ２．健康経営に取り組む中小企業の支援

**(1) 東京都職域健康促進サポート事業の拡充**

当会議所が進める健康経営アドバイザー制度を活用する同事業も、前年度要望により実現いただいた。今年度、同事業を通じ東京都の健康づくり施策等を普及する中で、積極的に健康経営の実践を希望する企業が増加することが想定されることから、同事業の支援企業数の拡充などをご検討いただきたい。

また、働き盛り世代を中心とした運動習慣の定着化、ヘルスリテラシーの向上、病気の治療と仕事の両立支援、特定健診・特定保健指導受診率向上および、メンタルヘルス対策が喫緊の課題となっているため、その広報活動について同事業の活用を検討いただきたい。

**(2) 感染症対応力向上プロジェクトの継続**

平成２７年度からスタートした同事業は現在１５１事業所が活用している。東京都職域健康促進サポート事業との連携により一層普及が進むことも想定されることから次年度も継続いただきたい。

**(3) 雇用環境の整備促進**

東京都の「働き方改革推進事業」、「いきいき職場推進事業」や「職場のメンタルヘルス対策推進事業」などは、健康経営の推進と親和性が高いことから、事業の充実を図り、中小企業の実践支援を推進していただきたい。

**(4) 健康経営に関する法令順守への支援**

昨今、企業の健康管理に関し、安全配慮義務違反などにより、企業価値の毀損、損害賠償請求等に繋がるケースが増加している。中小企業においても、法令順守・リスクマネジメントがますます重要になっていることから、健康管理を含めた適正な労務管理や、就業規則等の整備などに対する支援をお願いしたい。

**(5) 健康スポーツに関する東京都と２３区の連携強化**

職域における健康経営と地域の連携の観点から、健康スポーツや、メンタルヘルスなどこころの健康対策などについて、東京都と２３区の連携を強化し、加えて民間のノウハウを活用するなど、関連施策の普及・実施をお願いしたい。

## ３．働き盛り世代への運動習慣の定着化

**(1) スポーツ実施率（成人の週１回の運動の実施率）向上の取り組み促進**

東京都が目指している「スポーツ実施率７０％以上」の目標達成には、働き盛り世代の実施率向上が鍵を握っている。その対策としては、地域のスポーツ施設や運動場の開放などにより、気軽に運動・スポーツができる環境を整備するとともに、普段の生活の中で自然と行っている運動等がスポーツ実施率の対象となっていることを広く周知することが必要である。例えば、通勤時のウォーキングや職場での体操・ストレッチ、なるべく階段を利用すること、あるいは「健康経営オフィス」のような職場環境のなかで、負担感がなく運動することである。これらは健康増進のみならず、疲労を回復し、集中力を高め、労働生産性の向上にも寄与することから、その普及と環境整備を促進していただきたい。

**(2) 東京都スポーツ推進企業認定制度の充実**

平成２７年度にスタートした東京都スポーツ推進企業認定制度は、スポーツ活動の促進などに対する社内外への積極的な取り組みを行っている企業を表彰するものである。本制度は中小企業も認定の対象であり、認定企業は東京都のホームページに掲載されるなど、優れた健康づくりやスポーツの推進活動を対外的に発

信し、広くＰＲすることができる有用なものである。同制度の認知度を上げるため広報活動などを充実いただきたい。

〈国に対する要望〉

**Ⅱ．健康寿命延伸の実現を目指して～健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望～**

今年６月に閣議決定された日本の成長戦略である「未来投資戦略２０１７」において、「健康寿命の延伸」が戦略分野の冒頭に位置づけられている。２０２５年には団塊の世代が全て７５歳以上となるなか、ビッグデータ・ＡＩなどの活用により、高度な健康管理が可能となってくる。その中で、大企業を中心に労働生産性・価値向上の観点から、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である「健康経営」の普及が進んでいる。企業は従業員・健康保険組合等と連携し、職場環境を整え、時間管理と健康管理をこれまで以上に行うことが求められている。

この健康経営を推進する組織の代表が「日本健康会議」であり、健康経営

５００社・健康宣言１万社以上の実現など、健康増進に関する８つの目標を掲げて活動している。去る２月には、国と連携し健康経営優良法人認定制度も創設した。同会議の活動に合わせて、東京では昨年６月、当会議所と東京都、保険者など関係１３団体で「健康企業宣言東京推進協議会」を設立。「健康企業宣言」を行った企業は急速に伸びており、すでに都内で１，０００社を超えたほか、東商が実施した「健康経営に関する実態調査」においても、約２７％の企業が健康経営について「知っている」と回答するなど、健康経営の取り組みは確実に広がっている。一方で、健康経営を実践する上での課題では、「ノウハウ不足」「取り組み方法が不明」とする企業が上位を占めるなど、まだまだ支援が必要な状況にある。

また、働き方改革の流れは、健康経営の推進に追い風となっている。長時間労働対策、ワークエンゲイジメントの向上、病気の治療と仕事の両立支援など共通する項目が多く、連携して普及・啓発していくことが期待されている。

さらに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を３年後に控え、国もスポーツ立国を目指してスポーツを通じた健康増進、成長産業化や地域活性化等を推進している今、健康経営の裾野拡大には絶好の機会である。

以上のことから、当会議所は健康寿命の延伸の実現に向けて、健康経営の普及・実践支援、職域における運動習慣の定着化などについて推進するとともに、下記事項について要望する。

**１．中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化**

**(1) 普及・啓発、実践支援の強化**

東商が２０１７年７月に実施した「健康経営に関する実態調査」では、健康経営について「知っている」と回答した企業は約２７％であった。昨年の経済産業省の調査では約１４％であったことから、健康経営の取り組みの裾野は確実に広がっている。一方で、健康経営を実践する上での課題としては、「取り組み方法がわからない（３８．１％）」「ノウハウがない（２２．７％）」とする企業が上位を占め、「効果やメリットがわからない（６．８％）」を大きく上回ることから、中小企業への健康経営の普及・啓発をこれまで以上に推進するとともに、健康経営の実践方法などノウハウの提供の支援を推進されたい。

**(2) インセンティブの創出**

地方銀行等を中心に健康経営を実践している企業への事業資金・従業員への個人ローンの金利優遇、信用保証料率の減免などの制度が創設される動きが広がっていることから、民間サービス等によるインセンティブの創出が進むよう環境整備をお願いしたい。また、中小企業は慢性的な人手不足が大きな経営課題となっていることから、採用活動におけるインセンティブは非常に有効である。さらには、公共調達においても、健康経営への取り組みを調達条件に設定する、あるいは入札時に健康経営の取り組み状況に応じて加点する施策について検討されたい。

**(3) 健康管理サービス等の普及**

現在、民間による様々な企業・個人向けの健康管理サービスが創出されていることから、サービスの向上、利用促進が進むよう制度の整備や利用時の支援を検討されたい。また、宿泊型新保健指導、ヘルスツーリズムの推進も図られたい。

**２．健康寿命の延伸に向けた取り組み強化**

**(1) 日本健康会議への更なる支援**

同会議が設立されて２年が経過したが、設定された宣言について２０２０年までの目標達成に向けた活動をこれまで以上に推進する必要がある。その中で健康経営・健康宣言に関連して創設された「健康経営優良法人認定制度」は大企業から中小企業まで非常に関心が高い。同制度は、日本健康会議が認定する仕組みとなっていることから、その価値の向上と広報活動の強化を図られたい。

また、保険者のデータヘルスの強化、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）の推進を図るため、「従業

員の健康状態」や「企業の健康への投資状況」等をスコアリングし、保険者が経営者に通知する仕組みの構築を図られたい。

**(2) 健康経営アドバイザーの活用**

経済産業省と東京商工会議所が進める健康経営アドバイザー制度では、主に健康経営の普及を担う初級アドバイザーが現在約７，３００人登録されている。更に、健康経営の実践支援の専門人材として中小企業診断士、社会保険労務士、保健師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士などを対象とした上級アドバイザーの創設の準備が進められている。

ついては、この健康経営アドバイザーを次の取り組みにおいても活用することを検討されたい。

①特定健診・特定保健指導受診の推進
②「こころの耳」「働き方・休み方改善ポータルサイト」などの普及
③安全衛生優良企業公表制度の普及
④病気の治療と仕事の両立支援コーディネータとの連携
⑤労務管理の強化、人材マネジメントの支援

**(3) セルフメディケーションの推進**

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」ことである。効果としては、健康管理の習慣や医療・薬の知識が身につくとともに、国民医療費の適正化が期待される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康サポート薬局の更なる普及・拡大等を通じてセルフメディケーションに対する啓発を進めるとともに、今年度創設されたセルフメディケーション税制を含めた医療費控除制度の普及・活用を推進されたい。

**(4) 労災保険の「メリット制」の拡充**

現在の労災保険料は、業種によって災害リスクが異なることから、事業の種類ごとに保険料率が定められており、さらに、労働災害の多寡に応じて事業所ごとに、保険料率を増減できる「メリット制」が導入されている。健康増進や疾病予防は労災防止に繋がるものであることから、健康経営に取り組む企業への新たなメリットとして制度を拡充されたい。

**(5) 地域産業保健センターの施策普及および活用等について**

中小企業は慢性的な人手不足に悩まされており、多様な働き手に活躍してもらうため、健康リスクの低減やイキイキと働く職場を実現し、積極的に健康づくりに取り組む必要がある。しかしながら、特に、従業員５０名未満の規模の小さな会社は、ヒト・モノ・カネなどの経営資源が不足しているため、その余裕がない。そこで、そのような企業の健康づくりやメンタルヘルス対策などを促進するためには、地域産業保健センターによる支援が有効であることから、同センターの活用が進むよう広報活動等を強化されたい。

**３．スポーツ立国を目指して**

**(1) スポーツを通じた健康増進**

国の成人のスポーツ実施率（週１回）の目標は６５％程度であるが、現状は４２．５％にとどまっている。スポーツ実施率の向上の鍵を握るのは働き盛り世代であるが、「仕事や家事が忙しい」という理由で低調にとどまっている。

その対策としては、普段の生活の中で自然と行っている運動等をスポーツとして、認識し実行してもらう必要がある。例えば、通勤時のウォーキングや職場での体操・ストレッチ、なるべく階段を利用すること、あるいは「健康経営オフィス」のような、負担感がなく自然と運動できるような職場環境は健康増進のみならず、疲労を回復し、集中力を高め、労働生産性の向上にも寄与することから、その普及に向けた環境整備を促進されたい。

**(2) スポーツの成長産業化、地域活性化**

２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツを通じた地域・経済活性化の契機として期待されている。スポーツ市場の拡大のためには、スタジアム・アリーナ投資、スポーツ観戦、スポーツ用品、周辺産業等に対する需要の拡大が必要となる。そのためには、スポーツをする・観るなどの振興策、スポーツの魅力・楽しさを伝えるこれまでにない普及策が重要となる。スポーツツーリズム、健康・ヘルスケアとスポーツの融合、プレミアムフライデーでスポーツを推進することによる行動変容など様々な施策を検討されたい。

以　上

２０１７年度第９号

２０１７年　７月１４日
第６９７回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省ほか関係省庁大臣・幹部、
東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞

１．国に対する要望事項

○中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化

・健康経営の実践的な支援を担う「健康経営アドバイザー（上級）」の創設が、経済産業省主導で進められている。

○インセンティブの創出

・地域金融機関を中心に、融資や信用保証でのインセンティブ付与が広がっている。

○健康寿命の延伸に向けた取り組み強化

・経済産業省が、東京・大阪・愛媛・福岡の４カ所で健康経営優良法人認定制度の説明会を実施。

・日本健康会議と厚生労働省が連携し、従業員の健康状態や企業の取り組みをスコアリングする、保険者と企業の「コラボヘルス」の検討が進められている。

○セルフメディケーションの推進

・薬局が地域住民の健康の維持・増進などに取り組む「健康サポート薬局」の届出件数が２０１７年９月末現在で５００件を超えた（厚生労働省発表）。全都道府県で健康サポート薬局が誕生している。

○スポーツ立国を目指して

・スポーツ庁が、「歩くことをもっと楽しく」をテーマに、ビジネスパーソンのスポーツ参画人口拡大を図る官民連携プロジェクト『ＦＵＮ＋ＷＡＬＫ　ＰＲＯＪＥＣＴ』をスタートさせた。

２．東京都に対する要望事項

○健康企業宣言東京推進協議会への支援

・２０１７年９月１日に第２回協議会を開催。「金の認定」にかかる検討を行う専門部会の設置が承認された。

○健康企業宣言の普及

・東京都「職域健康促進サポート事業」を通じ、都内１万社に対して健康企業宣言を普及・啓発を実施している。

○東京都スポーツ推進企業認定制度の充実

・スポーツ庁が創設した「スポーツエールカンパニー認定制度」と連携し、継続的な広報活動が実施されている。

○東京都スポーツ推進総合計画への反映

・スポーツ実施率の向上に向けた職域での取組推進や、健康経営の推進等による職場での運動習慣定着化が盛り込まれた。

## １１．平成３０年度税制改正に関する意見

**基本的な考え方**

**（わが国の財政・地域経済に大きく貢献する中小企業）**

中小企業の雇用から発生する所得税は約３．４兆円に達し、給与から発生する所得税収の約４割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分が約１３．３兆円（大企業負担分：約１３兆円）にも上るなど、中小企業は雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。

中小企業の約９割は、経営者自らが資本を調達し、事業を行う同族経営であり、資本と経営が一体であるからこそ、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えるなど、地域社会への高い貢献が可能となる。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、高度な技術力を保有し、国際的なサプライチェーンの一端を担う企業、創業１００年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

**（中小企業の活力を最大限引き出す税制の整備が必要）**

しかしながら、その中小企業は、この５年間で約４０万者減少している。経営の将来見通しが不透明な中で、経営者の高齢化、後継者難等から、廃業を余儀なくされる企業も少なくない。加えて、事業承継を巡る税制の複雑さが、事業承継を難しくしている。廃業企業の中には、存続企業よりも高い利益率を残す企業が存在している。間もなく、団塊世代の経営者が大量引退期を迎える中で、廃業によって、こうした「価値ある事業」が失われれば、有形・無形の技術やノウハウの途絶、産業集積の衰退などを招き、新たな成長の芽

を摘みかねない。
　他方、わが国経済は、今後、第４次産業革命の到来によって、産業・就業構造および経済システムが大きく変化する可能性がある。ＩＣＴ・ＩｏＴの普及によって、ビジネスモデルは、従来の垂直統合型ではなく、よりオープンな水平分散型・協働型へと変化する可能性があり、そうした新たなビジネスモデルにおいては、多様性・柔軟性・機動性などの特性を有する中小企業こそ主役になり得る。
　国は、こうした中小企業の特性を踏まえ、その活力を最大限引き出す観点から、起業・成長・事業承継といった企業のライフサイクルの各局面で、経営の足かせとなっている規制・制度の見直しを図るべきである。とりわけ、中小企業経営者の自由闊達な事業意欲を削ぐ事業承継を巡る税制は、中小企業の絶え間ない成長を促す観点から抜本的に見直し、国の成長戦略として位置づけることが必要である。

（将来への安心を支える税制と社会保障制度の一体的な改革の断行）
　「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって、国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因となっている。将来不安の払しょくに向け、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために、消費税率１０％への引き上げは必要である。平成３１年１０月の消費税率引き上げを確実に実行するため、経済環境の整備を進めるとともに、社会保障給付の重点化・効率化や、高齢者の応能負担割合を高めるなど社会保障制度改革の断行が必要である。

## Ⅰ．中小企業の価値ある事業を次世代に承継し、新たな挑戦を後押しする税制の実現

　団塊世代の経営者が大量引退期を迎える今後５～１０年間は、まさに「大事業承継時代」の到来であると同時に、世代交代によって、新たなビジネスを生み出す意欲ある経営者の活躍を促すまたとないチャンスでもある。この機会を逃すことなく、中小企業の価値ある事業を次世代へ引き継ぎ、時代のニーズに合った新たな事業への挑戦を後押しすべきである。
　一方、相続税の基礎控除の引き下げ等によって、相続税の課税対象が大幅に増加（平成２６年：４．４％⇒平成２７年:８．０％）する中、換金性のない非上場株式に課される過大な相続税負担のために、自社の株価対策に膨大な時間とエネルギーを費やさざるをえない中小企業経営者は少なくない。経営者が交代する際、非上場株式が売却されることなく後継者に継承され、企業の経営実態がそれまでと何ら変わらないにも関わらず、多額の相続税・贈与税負担が課されることは適切ではない。
　現行の事業承継税制は、これまでの改正によって制度改善が図られ、適用件数は直近では増えているものの、年間５００件程度に止まっており、間もなく、世代交代期を迎える中小企業者数が３０万者超存在すると言われる状況を踏まえれば、その数は極めて少ない。国際的に見ても、わが国の事業承継税制は厳しい要件を課しており、中小企業の多様な事業承継の実態を踏まえて、本業に注力できる、諸外国並みの事業承継税制へと抜本的に見直すべきである。
　また、企業を継続・成長させていくために、次代を担う後継者の育成は大変重要な課題である。しかし、多忙な経営者にとっては、眼前の差し迫った課題を優先し、後継者対策は、対応を先送りしがちである。早期に後継者を育成し、計画的に経営資源を承継している企業において、円滑な事業承継が実現しているケースが多く見られていることから、生前贈与に対するインセンティブの強化により、早期かつ計画的な事業承継を促すことが重要である。
　中長期的には、中小企業が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現すべきである。

### １．諸外国並みの事業承継税制の確立
～自由闊達な経営を制限する現行制度の抜本的見直し～

（１）成長に必要な経営人材の登用を制限する代表者要件・筆頭株主要件等の見直し
　現行の事業承継税制は、先代の配偶者が多数の株式を持っている場合、被相続人と後継者の関係に当たらないため、税制措置の対象にならない。また、後継者を１人に選定しなければ制度を利用することができないなど、適用対象が極めて限定されている。
　人材が限られる中小企業においては、兄弟等で経営を行っている場合が少なくない。また、優秀な従業員や社外の人材を経営陣として招へいする企業も増加している。実際、東京商工会議所の調査では、後継者以外の兄弟・姉妹が自社に勤務している割合は３割強であり、約５割の企業において、後継者以外にも株式を承継させるとの調査結果となっている。
　中小企業の事業承継の実態は多様であり、企業における経営人材の選定を税制で制限すべきではない。先代経営者および後継者における代表者要件、筆頭株主要件は撤廃し、経営に関与する取締役等が事業承継税制の適用対象となることを検討すべきである。

（２）事業環境の変化への対応を制限する事業継続要件の見直し
　現行の制度において納税免除を受けられるケースは、納税猶予を受けた後継者が死亡した場合や、納税猶予の適用を受けた非上場株式を、さらに次の後継者へ生前贈与し、納税猶予の適用を受けた場合等、極めて限定的である。
　諸外国の事業承継税制では、納税免除を受けるための事業継続期間を設けている場合でも、５年間あるい

は７年間に限定しており、そもそも事業継続を求めていない国も存在する。複雑な要件を課しながら、長期間にわたって納税猶予する制度は、事業環境の変化に迅速に対応しようとする中小企業の自由闊達な経営を制限しかねない。

このため、納税猶予開始後５年経過時点で納税を免除するとともに、事業承継期間において、雇用維持要件を満たせなかった場合や猶予対象株式を一部譲渡した場合には、その割合に応じた納税猶予額分を納付する等の措置を講じるべきである。

（３）事業承継税制の効果を薄め、複雑化させている株式総数制限の撤廃

納税猶予の対象となる自社株式は、発行済議決権株式の総数の３分の２までとする上限があるが、納税猶予割合（８０％）とあわせると、結果として猶予効果は半分（約５３％）にとどまり、効果が薄く、納税猶予額の計算上も複雑になることが事業承継税制の利用が進まない原因のひとつとなっている。

納税猶予の対象となる発行済議決権株式総数に係る上限は撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

（４）深刻な人手不足を踏まえた雇用要件のあり方の見直し

わが国の労働人口が減少する中、国は、深刻な人手不足に直面する中小企業の生産性向上を促す観点から、ＩＴ化や設備投資等を支援する施策を講じているところである。中小企業が、こうした国の生産性向上施策を活用し、経営の効率化を進めようとする場合、事業承継税制の雇用要件が制約になりかねない。

事業承継税制が創設された当時とは、中小企業の雇用環境が大きく変化していることを踏まえ、雇用要件のあり方の見直しが必要である。

２．早期かつ計画的な事業承継を促進する措置の創設

（１）自社株の生前贈与時における贈与税率の軽減または株式評価減制度の創設

早期に後継者を育成し、計画的に経営資源を承継している企業において、円滑な事業承継が実現しているケースが多く見られる。

団塊世代経営者の大量引退による「大事業承継時代」を乗り切るため、生前贈与に対するインセンティブの抜本的強化を図り、早期かつ計画的な事業承継を強力に促すことが重要である。後継者に自社株を生前贈与する際、思い切った贈与税率の軽減または株式評価減を講じるべきである。

（２）相続税の納税猶予割合の１００％への引き上げ

現行の事業承継税制では、贈与税から相続税の納税猶予に切り替える場合、猶予割合（贈与税：１００％、相続税：８０％）の差分は、相続税として納税しなければならない。円滑な事業承継の実現には、生前贈与による早期かつ計画的な取り組みが重要であるが、結果的に相続税が発生する現行の仕組みでは、生前贈与に取り組むインセンティブが働かないことから、相続税の猶予割合も１００％に引き上げるべきである。

３．事業承継税制の活用に向けた改善

（１）事前確認制度の利用促進に向けた措置

中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じている。相続開始前に事業承継に向けた取り組みを促進させるため、事前確認制度利用者に対し、インセンティブを与える措置を講じるべきである。

（２）事業承継税制の利用促進に向けた事務手続き・提出書類の改善

東京商工会議所の調査では、事業承継税制を利用しての使いづらい点として、「提出書類が煩雑でわかりにくい」との意見が多く寄せられている。納税猶予制度を受けるためには、納税猶予適用の認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、数多くの煩雑な書類を提出する必要があり、また、提出期限も書類によって異なっていることから、大きな負担となっている。

事業承継税制の利用促進に向け、以下の事務手続きや提出書類の改善を図るべきである。

① 書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定を創設すること。

※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

② 資産管理型会社は、従業員数が一時でも５名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること。

③ 贈与認定継続中に相続が発生し、切替確認を行う場合に、別途臨時報告を提出する必要があるが、切替確認の要件と臨時報告に対する確認要件は大部分が重複していることから、切替確認の申請を行った場合には、臨時報告の提出は不要とすること。

④ 任意に認定の取り消し申請を提出する場合には、当該申請行為自体から取消事由に該当した事実が明らかであるため、別途随時報告の提出は不要とすること。

⑤ 経営承継円滑化法における、贈与の日から贈与認定申請基準日までの従業員数８割維持の要件を撤廃す

ること。同様に相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すること。

（３）支援措置に係る認定等の都道府県への移譲にあたっての情報共有の徹底
第５次地方分権一括化法により、平成２９年度から事業承継の支援措置に係る認定等が都道府県に移譲されたが、都道府県によって認定に格差が生じることのないよう、情報共有等の徹底が必要である。

（４）信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化
事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

（５）事業承継税制の更なる周知・ＰＲ
事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

４．取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進
（１）事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し
継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。
非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はないと考えられている。
このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。
その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

（２）現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点
純資産価額方式における株式の評価について、以下の措置を認めるべきである。
① 都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき。
② 純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき。
③ 評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長１０年以内に制限すべき。
④ 評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３カ月間（あるいは５カ月間）の株価変動を斟酌すべき。

（３）分散株式の集中化のための税制措置
商法上、株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。
分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。
また、同族株主判定の際に基準となる「６親等内の血族（はとこ）、３親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。
会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を縮小すべきである。

５．中小企業のM&Aを後押しする税制の創設

近年、中小企業のM&Aが活発化しつつあるが、依然として、M&Aは、中小企業にとって縁遠い存在で、自社がM&Aの対象として評価されるかどうか分からず、経営者において、会社の売却という手段自体が初めから選択肢にない場合が多い。

一方、買い手側にとっても、買収に伴うリスクの見極めが難しく、M&Aに踏み切れないことも少なくない。

このため、売り手、買い手それぞれにM&Aへのインセンティブとして、株式譲渡益に係る特別控除の特例の創設等、中小企業の価値ある事業の継続を後押しすべきである。

６．担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は６割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

７．相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用化）

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。

そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

８．個人事業主の事業承継に対する支援措置（事業用建物に係る相続税の軽減）

個人事業主の事業用資産で最も大きい比重を占めている土地については、平成２５年度税制改正において小規模宅地等の特例の抜本的な見直しが行われており、個人事業主の円滑な事業承継に大きく寄与しているところである。

一方で、地方の個人事業主の中には、資産における建物の割合が高い事業者も存在しており、事業承継時の阻害要因となっているケースもある。そのため、小規模企業の約６割を占める個人事業主の事業承継の円滑化のため、個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置について検討すべきである。

なお、個人事業主は納税事務に割ける人員が限られており、利用要件が複雑化した場合、制度自体の利用が困難となる。そのため、個人事業主の事業用建物に係る相続税の軽減措置を検討する際には、現在の小規模宅地等の特例における事業継続要件を維持することが不可欠である。

９．中小企業の挑戦を後押しする税制措置

（１）中小企業のＩＴ・ＩｏＴ活用促進に向けた税制措置の創設

先進的な中小企業において、ＩＴを活用したビジネスプロセスの見直し、企業連携による共同受注プロジェクトの立ち上げなど、データの連携・高度利活用を行い、新たな付加価値の創出を図る取り組みが出始めている。また、安価で簡単に導入ができるクラウドサービスの発達により、比較的小規模な企業でも容易にＩＴを導入できる環境が整いつつある。

わが国が第４次産業革命を迎え、データの価値を最大限活用するビジネスモデルへと変革が求められる中で、わが国産業の基盤である中小企業のＩＴ・ＩｏＴの活用促進を後押しする税制措置を講じる必要がある。

（２）創業後５年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後５年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後５年間の法人税免税、社会保険料の減免措置や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるべきである。

（３）創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、１，０００万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

（４）研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

（５）研究開発税制の拡充・運用面の大幅な改善

第４次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への後押しが極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として、恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下の措置を講じるべきである。

① オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。
② 安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべき。
③ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とすることや、従業員の研究開発活動割合が ８０％以上である場合に、その従業員に係る賃金の全てを人件費の対象とするなど、大胆に運用面を改善すべき。
④ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

（６）法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の延長・拡充

現在、中小・中堅企業が新たな事業分野に進出する際、Ｍ＆Ａを活用するケースが増加しており、平成２９年度税制改正において、地方投資を促す観点から要件が緩和されたベンチャー投資促進税制は、地方創生に資することから延長すべきである。

一方で、現行のベンチャー投資促進税制は、ファンドを通じた間接的な投資に限定されているが、中小・中堅企業が、ベンチャー企業に直接投資をすることで、ベンチャー企業の持つ新たな技術・ノウハウが中小・中堅企業に波及し、従来の事業の活性化・新事業展開に寄与することが期待されることから、中小・中堅企業がベンチャー企業に直接投資した場合にも税制優遇措置を講じるべきである。

（７）エンジェル税制の適用要件の拡充

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、エンジェル税制の利用促進が不可欠である。ベンチャー企業への投資拡大に向け、適用企業の要件緩和を図るとともに、投資額の所得控除の上限額の引き上げ、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算期間を延長すべきである。

（８）産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援事業計画」における特定創業支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長すべきである。

（９）中小企業の成長意欲を喚起する利益連動給与の中小企業への適用拡大

役員給与については、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の３類型の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から３か月以内に限られ、３か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引き下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引き下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引き下げは柔軟に認めるべきである。

(10) 中小企業の欠損金の繰戻還付制度の本則化

損益分岐点比率が９割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結する中小企業にとって、資金繰りは恒常的な経営課題である。

中小企業の資金繰りの改善を税制面で支援する観点から、中小企業の欠損金の繰戻還付制度は、恒久的な制度として、本則化すべきある。

(11) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」

等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである

10．深刻な人手不足の克服に向けた取り組みを後押しする税制措置

（１）所得拡大促進税制の適用要件の緩和・拡充

人手不足が深刻化する中、多くの中小企業において、人材の確保・定着のために防衛的な賃上げをせざるを得ない状況にある。労働分配率が約８割にものぼる中小企業は、賃上げ余力に乏しく、賃金上昇や社会保険料の増加により、企業の収益が圧迫され、生産性向上に資する設備投資を妨げる一因になっている。

こうした状況を踏まえ、平成２９年度税制改正において所得拡大促進税制が拡充されたところだが、一方で、複雑な適用要件を満たせず、申告を断念する中小企業も少なくない。例えば、定年退職による人員減を補充できないケースや、国が提唱する働き方改革を踏まえて、人員を増員し、一人当たりの残業時間を削減した結果、平均給与等支給額が下がるケース等は、賃上げを行っていても、本税制が利用できない場合がある。実質的に賃上げに取り組む中小企業が税制を活用できるように、中小企業の実態を踏まえ、適用要件の緩和を図ったうえで、延長すべきである。

また、人材不足の中、経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要であることから、社員の研修受講や資格取得に係る費用など教育訓練費等も税額控除の対象とすべきである。

（２）中小企業の生産性向上に資する、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業４９万社が活用するなど、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。一方で、経営環境の変化の速さから、随時更新が必要なパソコンやソフトウェア、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限（３００万円）を超えるケースも多い。また、平成３１年１０月に予定されている消費税率の引き上げ、軽減税率の導入に備え、多くの事業者でレジや受発注システム等の入れ替えが検討されている。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産の限度額（３０万円未満）の引き上げ、および取得合計額の上限（３００万円）を６００万円まで引き上げたうえで、本則化すべきである。

（３）雇用促進税制の延長・拡充

採用環境の厳しさから、中小企業は採用活動が長期間にわたり、採用活動に伴う費用が増大している。中小企業の人材採用を支援する観点から、雇用促進税制の適用期限を延長するとともに、採用活動に伴う費用を上乗せし、税額控除額（１人あたり４０万円）を拡充すべきである。その際、利用促進を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後２か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

（４）中小企業の設備投資を促進する税制の拡充

平成２９年度税制改正において、中小企業の設備投資を促進する税制措置の対象設備の拡大が実現したが、中小企業の約８割を占めるサービス産業においては、資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例が多く見られることから、中小企業経営強化税制等の対象設備に中古設備を加えるべきである。また、災害時に被災地支援等で活用される特殊車両についても、平時から地域の災害対応力を高める観点から、対象設備に加えるべきである。

なお、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に、国から設備投資計画の認定を受ける必要があるが、中小企業の場合、決算の結果を踏まえて設備投資を判断するケースが多いことから、事業年度内の計画申請等が間に合わない可能性があるため、計画の審査期間の短縮等、制度の簡素化を図るべきである。

## Ⅱ．民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置

１．固定資産税の負担軽減

（１）商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の見直しには反対

商業地等に係る固定資産税の負担調整措置を見直して、据置措置を廃止した場合、負担水準が６０％～７０％にある土地を保有する企業は、負担水準の上限７０％まで引きあがり、地価の高い地域を中心に固定資産税の負担が急激に重くなる可能性がある。

また、地価の上昇が著しい東京都心部においては、条例減額制度により、負担水準の上限が６５％に引き下げられ、税額が前年度の１．１倍を超えない措置が講じられている。仮に、条例減額制度が廃止され、負担水準の上限が７０％に引きあがることになれば、さらに負担が重くなる。

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税されている。中小企業に占める赤字法人比率は、依然として6割を超えているものの、近年の景気回復を受け減少傾向にある中で、増税分を商品・サービスに転嫁できなければ、中小企業の収益改善の流れに水を差す恐れがある。

市町村の財政を見ると、歳出では、民生費（社会保障関係費）の割合が最も多く約３６％を占めており、その割合は近年増加している。また、法人が事業活動で受益する土木費や商工費は約１５％で、その割合は横ばいで推移している。一方で、歳入では、法人が約３６%を負担しており、法人が直接受益している行政サービスと法人の税負担の関係は必ずしもリンクしている訳ではない。

地域経済の基盤である企業の収益状況や、企業が受益する行政サービスと税負担のバランスを踏まえれば、企業にこれ以上の固定資産税負担を課すべきではなく、現行の商業地等に係る負担調整措置を継続するとともに、地価上昇の著しい地域の状況を踏まえ、条例減額制度の拡充を図るべきである。

また、地方自治体による賦課課税である土地や家屋の固定資産税について、納税者からは、税額の計算方法が複雑で、十分な説明が行われていないとの指摘がある。土地・家屋に係る固定資産税額の算定根拠の見える化を図り、納税者の納得性を高めるべきである。

（２）新築住宅における固定資産税を２分の１に減免する措置の恒久化

住宅取得に係る負担軽減に寄与し、全国的な住宅需要を安定的に支えていることから、新築住宅における固定資産税を２分の１に減免する措置を、恒久化すべきである。

２．地方創生の取り組みに資する税制措置

（１）地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の拡充・延長

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も費用計上可能となっている。取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。そのため、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

また、企業の交際費支出の増加によって、地域の消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。民間消費の更なる喚起の観点から、接待飲食費に係る５０％損金算入措置を延長するとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（１人あたり５千円以下）について、上限を１万円程度まで引き上げるべきである。

（２）企業の地方拠点強化税制の見直し

本社機能の地方移転や拡充した場合に税制優遇措置を講じる「地方拠点強化税制」において、首都圏、中部圏、近畿圏の中核都市は支援対象外とされている。

しかし、こうした中核都市においても、企業の本社機能や事業所の流出、廃業などにより、本社・事業所の転出超過や企業数が減少している地域もある。地域経済の再生、発展を図るためには、東京を中心とした首都圏のみならず、地方経済を牽引する中核都市の活力増進が不可欠であり、こうした変化を踏まえて、中核都市を移転優遇地域に指定するなど、実態に即して、対象地域を抜本的に見直すべきである。

（３）民間投資を喚起する国家戦略特区等の税制措置の延長

国家戦略特区は、平成２６年５月に東京圏、関西圏など６区域が指定されて以降、現在１０区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化などの取り組みが進められている。また、国際総合戦略特区税制は、特区指定地域の都道府県や政令指定都市による事業者認定となっているなど、地域の実情に応じて適用が図れることなどから、多くの事業が活用し、地域の潜在力強化に大きく寄与している。

「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」に向けて、民間投資を喚起する税制措置は引き続き措置すべきである。

（４）空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

① 空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（１０年間程度）に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

② 土地・建物の権利調整・移転の円滑化に資する税制優遇措置の創設

被相続人が亡くなり、長期間が経過しているにも関わらず、相続登記がなされないことにより、土地・建物の所有者が特定できず、権利調整・移転などに困難をきたし、土地等の利活用促進が阻害されている。

中心市街地活性化基本計画区域もしくは立地適正化計画の誘導区域において、都市機能の集積等に資すると認められる土地等の相続が生じた際、一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減を図るべきである。

③ 事業推進主体であるまちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業

実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

④ 空き地等の利活用に向けた土地の再編および権利移転に関する事業等を促進するための税制措置

空き地等がランダムに発生し、都市構造を低密度化させる「都市のスポンジ化」が深刻化している。空き地等の有効活用については、これまでも様々な対応が図られているが、個別敷地単位での取り組みには限界があり、エリア単位での価値向上・需要創造による取り組みが必要である。

このため、低未利用土地の利活用に向けて民間主体が土地の再編や公共施設整備の事業を行う場合に、土地取引および公共施設の保有に係る関連税制について軽減措置を講じるべきである。

（5）民間施設直結スマートインターチェンジの整備

地域の総意に基づき、民間事業者の発意と負担によって、人流・物流を促進するようなスマートインターチェンジを整備するに際しては、地方創生に資することから、関連税制について軽減措置を講じるべきである。

（6）大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、防災・減災の観点から、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。災害対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、事業用の建物・設備に対する耐震措置や防災設備・災害対策用の特殊車両等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じるべきである。

（7）外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

現行の外国人旅行者向け消費税免税制度は、一般物品と消耗品を区分したうえで、それぞれの区分で免税販売の下限金額要件（５千円以上）を満たす必要がある。

一般物品と消耗品の区分は、店舗側で判断しなければならず、現場の負担が大きいことに加え、外国人旅行者からは、区分の判別が難しいといった声が寄せられている。店舗側の負担を軽減し、外国人旅行者の利便性を向上させる観点から、免税販売の下限金額の判定に際し、一般物品と消耗品の合算を認めるべきである。

（8）観光立国実現のための財源の慎重な検討

観光施策を実行するための財源については、インバウンド等観光需要への影響を踏まえ、慎重な検討が必要である。

（9）商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

東日本大震災の被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用されている。大規模な災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

３．不動産流通を促進する税制措置

（1）不動産流通課税の見直し

平成１６年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

（2）不動産取得税の減免制度の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則４％）を３％とする特例措置ならびに、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を固定資産税評価額の２分の１とする特例措置は延長すべきである。

（3）住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の土地取得から新築までの期間要件の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置について、延長すべきで

ある。

（４）居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長
マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

（５）工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長
工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税については、不動産の建設・流通過程の多段階にわたり課税され、最終的には工場建設の施主となる中小企業、戸建て住宅等を購入する個人などのエンドユーザーに転嫁される。このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要があることから、現行の印紙税に係る特例措置を延長すべきである。

４．自動車関係諸税の簡素化・負担軽減
欧米諸国と比べ複雑・過重な負担を課している自動車関係諸税については、平成２９年度税制改正大綱において、「保有課税の総合的な見直し」が明記されており、簡素化・負担軽減の観点から抜本的に見直すべきである。
とりわけ、国際的にも過重な自動車税の「税率引下げ」や、課税根拠を喪失している自動車重量税の「当分の間税率」は早急に廃止すべきである。

５．地方の「自主・自立」に向けた地方税改革
（１）地域の自主・自立に向けた地方行財政の構築を後押しする地方税改革
将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。
地方分権改革のためには、まず、徹底した行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。
地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

（２）外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対
外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約８割にのぼり、損益分岐点比率が９割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人１６９万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。
特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。
なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっていることから、他の一般の企業と同様の課税方式へと見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

（３）地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保
地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。
地方財源の確保については、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、個人住民税や地方消費税等の地方税全体であり方を検討すべきである。

（４）地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し
平成２８年度税制改正において、地方法人税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化する地方法人

税が創設され、地方交付税の原資化されたところであるが、地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。平成２８年度から導入された「トップランナー方式」の対象業務の拡大等、行財政改革の割合に応じた地方交付税の配分を行う制度を加速すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

（５）法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

## Ⅲ．中小・中堅企業の生産性向上・活力強化を促す税制

### １．納税環境の整備・納税協力負担の軽減

（１）行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。他方、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

日本商工会議所が実施したアンケート調査では、負担を感じている手続きの行政分野として、「税務」と回答した企業が６５％と、最も多くの割合を占めた。具体的には、法人の所得に関する税務申告の手続き等は、記載内容がほぼ同じであっても、国、都道府県、市区町村それぞれに申告しなければならないことや、従業員から特別徴収する個人住民税に係る書類の様式・通知時期が、それぞれの市区町村でバラバラであること等が指摘されている。

また、平成３１年１０月から消費税率引き上げにあわせて軽減税率が導入されれば、中小企業の税務事務に係る負担はさらに重くなる。

平成２９年３月２９日に決定した「行政手続部会とりまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（規制改革推進会議行政手続部会）で示された、行政手続簡素化の３原則（デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。その際、予見可能性を高める観点から、中小企業におけるＩＴ化の実態を踏まえ、今後の納税手続きの簡素化に向けた取り組みの全体像とそのスケジュールを示すべきである。

①　ｅ-Ｔａｘ（国税）とｅＬＴＡＸ（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進、申告受付時間の拡大

中小企業でも活用できる安価な会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にＰＤＦ化した申請書類をホームページに掲載するだけにとどまっているケースがある。また、ｅ-Ｔａｘおよびｅ ＬＴＡＸについて、確定申告時期などの繁忙期は２４時間利用可能となる等、その利便性は向上しているが、通常期は、平日のみ稼働し、土日祭日はシステムが利用できないなど、電子申告のメリットが十分に発揮できていない状況である。

このため、ｅ-ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進するとともに、電子申告の一層の普及を後押しするため、土日祭日でも申告受付を可能にすべきである。また、年末においても、金融機関の営業日にあわせて、申告受付日を拡大すべきである。

②　ｅ-Ｔａｘ及びｅＬＴＡＸと民間ソフトウェアとの連携強化

近年、中小企業において、安価で簡単に導入できるクラウド型会計システムの導入が進んでいる。中小企業の電子申告を推進するためには、こうした民間の会計ソフトウェア等からｅ-Ｔａｘ及びｅＬＴＡＸのシームレスな申告等が可能となることが重要であることから、ｅ-Ｔａｘ及びｅＬＴＡＸと民間ソフトウェアとの連携を強化すべきである。

③　マイナンバーの活用等による従業員の給与に係る納税事務負担の軽減

東京商工会議所のアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、１１月～１２月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の２倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業の間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

平成２９年１月から、ｅＬＴＡＸにおいて、年末調整および個人住民税に係る給与報告書の提出の一元的提出が可能となったが、従業員の扶養控除や保険料控除等の申告段階から電子化を推進すべきである。その際、現行の事務をそのまま電子化するのではなく、マイナンバーの活用等により、申告手続きの抜本

的な簡素化を図るべきである。
　また、個人住民税の特別徴収税額通知の電子交付については、対応する地方自治体が少数にとどまっていることから、国は全ての地方自治体で電子交付が可能となるよう、地方自治体に対して電子交付の対応を働きかけるべきである。

④　全ての地方自治体におけるｅＬＴＡＸでの電子納税環境の早期整備

　ｅ-Ｔａｘにおいては、申告から納税まで一貫して手続きの電子化が実現している一方で 、ｅＬＴＡＸにおいては、電子納税サービスを提供している地方自治体は一部に限られている。
　国は、全ての地方自治体において、ｅＬＴＡＸでの電子納税が可能となるよう、地方自治体に対して、電子納税環境の早期整備を働きかけるべきである。その際、電子納税が可能となる税目は、法人事業税、法人住民税、従業員の個人住民税はもとより、法人が電子申告を行える全ての税目を対象とすべきである。

⑤　地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

　人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。
　国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

⑥　中小企業に多大な事務負担を課す消費税の軽減税率・インボイス制度は導入すべきでない

　商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。こうした、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は、ゼロベースで見直すべきであると考える。
　適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、５００万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。既にインボイス制度を採用しているＥＵにおいて、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的できる仕組みが定着していることを踏まえ、わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

⑦　納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

　寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やｅ-Ｔａｘの利便性向上等において検討すべきである。

⑧　電子証明書・ＩＣカードリーダライタを必要としない簡易な認証方式の採用

　現在、電子申告を行うためには、公的個人認証による電子署名の添付が必要なため、マイナンバーカード等の取得とともに、ＩＣカードリーダライタを購入する必要がある。税理士等に税務申告を依頼しない、小規模な事業者においては、煩雑な電子証明書の取得等の手続きが電子申告を行わない理由の一つとなっていることから、電子証明書・ＩＣカードリーダライタを必要としない簡易な認証方式を採用し、電子申告の普及を図るべきである。

⑨　国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと。
- 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること。
- 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
- 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること。
- 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
- 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること。

⑩　地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- 特別徴収税額決定通知書への個人番号記載は、中小企業に、漏えい防止等必要な安全管理措置を講じるための事務負担・コストを生じさせるため、廃止すること。
- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
- 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
- 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること。

（２）不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき徴税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の１０日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中にあっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の１０％が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対策を講じるべきである。

① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月１０日）を、「翌月２０日」とする
② 不納付加算税（源泉所得税の１０％）を軽減する

（３）租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

（４）復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成２５年１月より２．１％の復興特別所得税が２５年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって１円単位の源泉徴収額が発生し、現場では混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減が必要である。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強いるとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

２．事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

３．中小・中堅企業の活力強化を促す税制

（１）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

（２）企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（３）印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

（４）省エネ・再エネ投資を後押しする税制措置の継続

エネルギーミックス（２０３０年度のエネルギー需給構造の見通し）の実現に向け、省エネルギーの取り組みを加速させるとともに、固定価格買取制度（ＦＩＴ）に頼らない、自立化につながる形での再生可能エネルギーの導入が必要である。このため、引き続き、中小・中堅企業を含めた産業部門の省エネ・再エネ投

資を後押しする税制上のインセンティブを措置すべきである。

（５）セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」ことである。効果としては、健康管理の習慣や医療・薬の知識が身につくとともに、国民医療費の適正化が期待される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康サポート薬局の更なる普及・拡大等を通じてセルフメディケーションに対する啓発を進めるとともに、平成２９年度税制改正で創設されたセルフメディケーション税制を含めた医療費控除制度の普及・活用を推進すべきである。

（６）中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成２９年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去３年平均）が１５億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

４．中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

（１）外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対【再掲】

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約８割にのぼり、損益分岐点比率が９割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人１６９万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっていることから、他の一般の企業と同様の課税方式へと見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

（２）中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が９割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約９１万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

（３）中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金１億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

（４）減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

ＩＦＲＳ（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。アベノミクスの投資拡大への取り組みにも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

５．「収益認識に関する会計基準」の策定によって、中小企業の税務に影響を及ぼすべきではない

平成２６年５月に、国際会計基準審議会が、企業の業績を比較しやすくすることを目的に、ＩＦＲＳ第１５号「顧客との契約から生じる収益」という基準書を公表したことを受け、わが国においても、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）がＩＦＲＳを踏まえた「収益認識に関する会計基準」の開発に着手している。

費用、収益を会計上で認識する時期や金額を定めている会計基準が現行のものと異なる場合には、費用および収益の帰属事業年度などに変更が生じ、法人税法上の所得金額の計算などの面から税務にも影響が出る可能性がある。

一方、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はＩＦＲＳの影響を受けないものとされている。

仮に、「収益認識に関する会計基準」が策定されたことに伴って、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。したがって、「収益認識に関する会計基準」の策定に伴って、税制上の取り扱いも改正される場合には、中小企業に影響が及ぶことがないようにすべきである。

６．中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

（１）評価困難な無形資産の移転に対する所得相応性基準の導入は慎重に検討すべき

平成２９年度与党税制改正大綱の「【補論】今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」において、移転価格税制について、知的財産等の無形資産を関連者間で移転する場合に、移転された無形資産から発生する実際の所得に基づいて、事後的に無形資産を評価する仕組みである「所得相応性基準」の導入も含め必要な見直しを検討するとされている。

「所得相応性基準」は、納税者の予見可能性を損ないかねないことから、導入にあたっては、中小企業の事務負担への配慮も含め、慎重に検討すべきである。

（２）中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成２１年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として５％分が相殺され９５％が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

（３）租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なＰＥ課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

（４）外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の３年から米国並みの１０年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

（５）海外投資リスクを軽減する税制措置

中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度の創設や、資源開発事業にのみ認められている海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも１年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

７．事業再生を支援する税制措置の拡充

中小企業再生支援協議会が取り組む中小企業の事業再生を後押しする観点から、以下の税制措置を拡充すべきである。

（１）協議会関与の下での事業再生における過年度減価償却不足額の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって作成された実態貸借対照表の過

年度減価償却不足額を限度として、再生計画に従って損金経理をしたときは、損金算入を認めるべきである。

（２）経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、平成２５年４月１日から平成３１年３月３１日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、平成２８年３月３１日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族)」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

（３）協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りに係る債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後５年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

（４）青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

（５）保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

（６）固定資産税の軽減措置

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

（７）経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、再生計画合意後１年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難であり、所得税法第９条第１項第１０号の適用を受けることが可能とし、これを明確化して、予見可能性を高めるべきである。

（８）登録免許税および不動産取得税の減免措置

「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従って、第二会社方式による再生計画が策定される場合には、第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税およびに第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税および不動産取得税の減免措置を講ずるべきである。

８．環境関連税制の強化には反対

（１）炭素税など新たに規制的なカーボンプライシングの仕組みを導入すべきでない

わが国は、既にエネルギー本体価格や、揮発油税、石油石炭税（本則税率分)、地球温暖化対策税などのエネルギー諸税等、国際的に高額なカーボンプライスが導入されており、追加的に炭素税を導入することは、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く可能性がある。また、国際的なイコールフッティングが確保されていなければ世界全体でのＣＯ２排出削減につながらない懸念がある他、年間生産高に占めるエネルギー費用の割合が大きい産業（業種間で最大１７．３倍のエネルギーコスト比率の差）に過重な負担を負わせる特性があることから、公平性に問題がある。こうした観点から、炭素税など規制的なカーボンプライシングの仕組みは導入すべきでない。

（２）平成２９年度税制改正大綱に沿った森林吸収源対策税制の検討を

森林吸収源対策のための新税創設においては、平成２９年度与党税制改正大綱で示されたフレームワーク

（「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする」）に沿って検討を進めるべきである。

９．中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

（１）中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金１億円以下→３億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金１億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金３億円以下まで拡大すべきである。

（２）中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業（資本金３億円超１０億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の中小企業向けの深掘り部分（控除率１２％～１７％）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

## Ⅳ．消費税率引き上げに伴う課題

１．社会保障・税一体改革の断行、平成３１年１０月の消費税率１０％引き上げの確実な実施

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、社会保障給付費の急増に伴い、社会保険料の事業主負担をはじめ、社会保険料および公費（税財源・国債発行等）による負担は増加の一途をたどっている。

こうした中で、商工会議所は、予てから、持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、消費税率の１０％への引き上げが必要であると主張してきた。

社会保障給付の一層の重点化・効率化の徹底はもとより、平成３１年１０月の税率引き上げが確実に実施できるよう、社会保障財源としての消費税率引き上げに対する国民の理解を深めるとともに、成長戦略の着実な実行等により、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

２．軽減税率・インボイス制度は導入すべきではない。軽減税率の導入はゼロベースで見直すとともに、インボイス制度は廃止を含め、慎重に検討すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。こうした、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は、ゼロベースで見直すべきであると考える。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、５００万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後３年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。既にインボイス制度を採用しているＥＵにおいて、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着していることを踏まえ、わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

まずは、消費税率１０％へ引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

３．円滑な価格転嫁の実現

（１）転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。

政府は引き続き、転嫁対策特別措置法に基づき、国民に対する徹底した広報や、転嫁拒否の取り締まりの推進等、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

（２）外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果では、約５割の事業者が外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であるとの声が寄せられている。

また、小売業や卸売業の事業者からは、「再び総額表示が義務化されることになれば、価格表示を外税表示から総額表示に変えることで、消費者に対して、価格を一気に引き上げたかのような印象を与えることになる。そうした事態を避け、売上を維持するためには、税込み価格を引き下げざるを得ない。消費税の価格転嫁が困難になる。」との懸念の声が、商工会議所に寄せられている。

消費税率引き上げ後においても、消費者の消費税への認識を深め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

（３）消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

平成２６年４月の消費税率引き上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、商工会議所の調査では、売上高１千万円以下の事業者は転嫁できた割合が５割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
②消費税率引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設

（４）消費税の仕入税額控除制度における９５％ルールの復活

平成２４年度より、売上高５億円超の事業者において、いわゆる９５％ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における９５％ルールを復活すべきである。

４．二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

①印紙税
②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
③嗜好品に課せられる税（酒税等）
④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

## Ⅴ．女性・高齢者の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。そのため、女性や高齢者の働きたい意思が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、教育、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

１．働きたい女性の意思を尊重した税制・社会保険の見直し

（１）所得控除制度の見直しに関する考え方　～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収３００～４００万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

（２）社会保険制度の見直しに関する考え方

～被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要～

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、平成２８年１０月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により１３０万円より低い１０６万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念される。今後、適用対象となる年収要件を更に引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

２．公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税１０％の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設など、少子化対策に重点的に配分すべきである。

税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

３．企業の子育て支援に資する税制措置

不足する保育の受け皿の整備を促進するため、事業所内保育事業ならびに企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について、所有・借地にかかわらず、すべて非課税とする等の措置により企業による保育所整備を側面から後押しすべきである。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業認定（くるみん認定）を取得した企業に対する税制優遇策として、企業が雇用環境整備のために設置した建物・設備等に対する割増償却制度があるものの、条件が分かりにくく実質的なメリットを企業が実感しにくい。くるみん認定取得企業によるそれらの設備投資およびこれからくるみん認定を取得しようと考える企業のインセンティブとなるよう、よりシンプルで企業がメリットを実感できる制度に改めるべきである。

## Ⅵ．東京都に対する要望

１．地方創生を牽引する首都東京の活力強化に向けた税制

（１）外形標準課税の適用拡大には断固反対

東京が「世界一ビジネスがしやすい都市」を確立するためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環や東京の活性化を阻害するものである。そのため、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

（２）企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動の拡大を阻害する事業所税は、速やかに廃止すべきであるが、東京都の税収に大きな影響を与えるため、まずは、特に負担感が強い中堅・中小企業について廃止すべきである。

（３）産業の活性化に資する税制措置の拡充

わが国の景気回復傾向の強まりにより、地価公示価格が上昇しており、企業の固定資産税負担が増加することが見込まれている。中小企業の経営基盤強化を通じて、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

①商業地等に係る固定資産税・都市計画の負担水準条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引き下げ等）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置拡充（減免割合の引き上げ）および恒久化
②事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止
③東京都における創業を後押しするため、創業後５年間の法人事業税や法人都民税の減免
④東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
⑤東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一
⑥バーコード収納の拡大等による都税・公金納付利便性向上

（４）法人事業税・法人都民税の超過課税の廃止

東京都が策定した『「国際金融都市・東京」構想骨子』において、国内外金融系企業に対して都税である法人二税の軽減等を検討する旨が盛り込まれた。

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、２９．９７％（平成２９年度）にまで引き下げられたが、東京都においては、３０．８６％と、３０％台に止まっている。

わが国のビジネス環境に対する評価は、世界銀行が発表するビジネスしやすさランキング（「ビジネス環境の現状２０１７」）において３４位と低迷している。東京都が掲げる「世界一ビジネスがしやすい都市」の実現に向け、全ての業種において法人事業税・法人都民税の超過課税を廃止し、東京の産業活性化を図るべきである。

（５）大規模建築物の固定資産評価方式の見直しは慎重に検討すべき

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを控え、大規模建築物の建設が進む中で、東京都において、大規模事業用建築物の固定資産評価方法の見直しに関する報告書が取りまとめられ、新たな評価方法として、取得価額（工事原価）等を活用する方法が示された。

取得価額等を活用する方法は、妥当性・公平性の確保、第三者に工事原価が把握される懸念等といった課題があることから、慎重に検討すべきである。

２．高度な防災都市を実現するための税制

今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想される首都直下地震の影響や被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。当面は、２０２０年をターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面では以下に掲げる措置を講じるべきである。

① 中小・小規模事業者におけるＢＣＰ策定率向上を図るためのインセンティブとして、ＢＣＰの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について耐震目的で改修工事や建替えを行う場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき

② 防災や帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税の減免措置を創設すべき

以　上

２０１７年度第１０号
２０１７年　９月　８日
第６９８回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、
東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞

【事業承継税制の抜本的な拡充（１０年間の特例措置）】

・猶予対象株式の制限（発行済議決権株式総数の３分の２）撤廃、納税猶予割合１００％への引き上げ
・雇用維持要件の実質撤廃
・経営環境変化に応じた減免制度の創設（株式売却や廃業の際には株価を再計算し承継時との差額を免除）
・複数承継（配偶者や従業員からの贈与・相続や後継者が複数（３人まで）での承継）の対象化

【中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制措置】

○所得拡大促進税制の拡充・延長

一定の賃上げを行う等の要件を満たした中小企業について、賃上げ金額の１５％の税額控除が可能。さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を２５％に上乗せ（３年間）

○償却資産に係る固定資産税の減免の創設（３年間）

・市町村の認定を受けた中小企業の新規設備投資について、取得後３年間の固定資産税をゼロ～１/２に軽減（市町村の条例により税率を決定）
・市町村が固定資産税の特例率をゼロにした場合、その地域の中小企業は、ものづくり補助金等の優先採択や補助率の引上げ（１/２→２/３）による重点支援を受けられる

○中小企業のＭ＆Ａを促進する税制措置の創設（２年間）

後継者難等から近年増加しているM&Aを支援するため、事業買収の際に発生する税負担（登録免許税・不動産取得税）の軽減措置を創設
○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長（２年間）
○交際費８００万円までの全額損金算入等の特例の延長（２年間）

【地方創生・地域活性化に資する税制措置】
○商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長（３年間）
地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置（負担調整措置）、および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度（条例減額制度）が延長
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充・電子化
・「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額の要件（５，０００円以上）等を満たす場合には、外国人旅行者向けの消費税の免税販売を認める（２０１８年７月１日～）
・免税手続きの効率化を図るため、「購入記録票の旅券への貼付、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録」による提出が免税販売の要件に（２０２０年４月１日～（経過措置あり））
○国際観光旅客税（仮称）の創設
今後増加する観光需要に対する観光施策を実行するため、２０１９年１月７日出国分より航空機または船舶により出国する旅客から、出国１回につき１，０００円徴収

【働き方の多様化等をふまえた所得税改革（２０２０年～）】
○給与所得控除・公的年金等控除を１０万円引き下げ、基礎控除を１０万円引上げ
○青色申告特別控除額を１０万円引下げ　※電子申告等を行う場合、控除額は１０万円上乗せ
○年収８５０万超の場合、給与所得控除を引下げ（子育て世帯等に配慮）
○公的年金等控除の引下げ（年金以外の収入１，０００万円超で控除額１０万円引下げ等）
○所得２，４００万円を超えた場合、基礎控除の逓減・消失

【その他】
○森林環境税（仮称）の創設
森林吸収源対策のための地方財源として、２０２４年度より個人住民税に年額１，０００円上乗せする措置を創設
○一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し
同族関係者が理事の過半を占める一般社団法人（一般財団法人）について、当該法人の同族理事死亡時に、相続税が課されるように見直し
○情報連携投資等の促進に係る税制の創設
企業が内外におけるデータを連携・高度利用することにより生産性の向上を図った場合、ソフトウェア等への設備投資額について、３０％の特別償却、または、３～５％の税額控除ができる制度を創設
○租税特別措置の適用要件の見直し
大企業について、平均給与等支給額や設備投資において一定の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制等の税額控除の規定を適用しないこととする措置を創設※ただし、所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

## １２．今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見について

わが国における在留外国人は、東日本大震災後の２０１２年から５年間にわたり毎年増加を続け、昨年末には約２４０万人となった※１。
在留外国人の内、日本で就労をしている者も、４年連続で過去最高を更新し、２０１６年１０月末現在で、初めて１００万人を超えた※２。
年々外国人労働者数が増加している背景として、人口減少による人手不足（労働力不足）が大きな要因であると

推測される。

わが国は人口減少社会に突入しており、２０５３年には人口が１億人を下回ることが予想され、２０５６年には生産年齢人口が５千万人を割ると試算されている※３。また、日本商工会議所が実施した調査（人手不足等への対応に関する調査）でも、「人手不足」と回答した割合が３年連続で上昇し、直近の調査では６割に達するなど人口減少による人手不足問題は既にかつてないほどの危機に直面している※４。特に地方では人手不足の影響がより深刻であり、対応が急務である。
こうした中、政府では、生産性向上を図るとともに、人手不足解消のため若者、女性、高齢者といった国内の多様な人材の活躍推進を図っているところであるが、未だ十分に充足できていないことから、企業の外国人材へのニーズが高まっていると考えられる。

わが国で外国人材が就労を行うには、２８種類ある在留資格の内、「就労が認められる在留資格（１８種類）」の付与が前提となるが、在留資格別に外国人労働者数をみると、「身分に基づく在留資格」（日本人の配偶者等）を除くと、次に多いものは「資格外活動」（外国人留学生のアルバイト等）で、続いて「技能実習」となっており、例外として就労が認められている在留資格で就労を行う外国人材が年々増加している。

本来、人手不足を理由に企業の外国人材へのニーズが増えているのであれば、「就労が認められる在留資格」で就労する外国人材が増加するのが自然である。しかし実態は、原則、就労が認められない在留資格で就労している者が増加していることから、企業が求めるニーズと在留資格が乖離していると考えられる。
わが国の出入国管理制度においては、受け入れる外国人材を原則として「専門的・技術的分野の外国人」としている。しかしながら、制度発足時とは全く異なる深刻な労働人口の減少やグローバル化の進展といったわが国を取り巻く内外の環境変化に対応し、現行制度について抜本的な検証・見直しを行う必要があると考える。
このような観点から、① より「開かれた日本」の実現に向けた、新たな受け入れ制度の構築に関する検討を政府で行うこと、② 上記検討とは別に先ずは、就労が認められる現在の在留資格について、より積極的に外国人材を受け入れるため早急に検証・見直しを行うことが必要であると考え、下記のとおり意見する。

記

Ⅰ．外国人材の受け入れに係る新たな制度の構築について
わが国の出入国管理制度は、１９５２年の法整備以降、これまで数次の改正が行われた。特に１９９０年の改正法は、在留資格を別表形式に定め、これまで記号式で記載されていた在留資格が具体名（「日本人の配偶者」等）になる等、外国人材の受け入れに関して大幅な改正が実施された。ただし、受け入れる外国人材は「専門的・技術的分野の外国人」を原則とし、「専門的・技術的分野と評価されない外国人（いわゆる非技術的分野）」については、「わが国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する」とし、改正に向けた抜本的な議論は行われていない。
一方、深刻化するわが国の人手不足問題へは、若者、女性、高齢者等国内の多様な人材のさらなる活躍により対応を講じている。

しかし、グローバル化の進展や国内の人口減少等、わが国を取り巻く環境は日々変化しており、国内の多様な人材の活躍と同時に、外国人材受け入れに関する期待も高まっている。
現行の出入国管理については、在留資格制度のもと厳格な運用がされ、外国人を限定的に受け入れてきているが、今後は、より「開かれた日本」を実現するために、これまでの原則に縛られず、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より「開かれた受け入れ体制」を構築することが必要である。

特に、わが国に人材を多く送り出しているアジア諸国においても、今後、少子高齢化により労働力人口が減少していくことが予想される※５。グローバル化のさらなる進展が予想される中において、貴重な外国人材を積極的に受け入れるというわが国の姿勢を内外に示すとともに、将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるよう、官民を挙げて受け入れ環境を整備していくことが急務である。なお、外国人材の受け入れを推進するにあたっては、企業側としても、ダイバーシティ経営や長時間労働の是正等働き方の改革を行うことが重要である。

こうした観点から、諸外国の受け入れ制度を参考に、移民政策とは異なる、非技術的分野の受け入れをはじめとした新たな受け入れ制度のあり方についても、課題等を整理する「検討の場」を政府において早急に設けるべきである。

加えて、諸外国の文化、習慣、伝統などに対する国民理解の促進は何より肝要であり、政府としても企業や国民に対する情報発信・意識啓発に一層取り組まれたい。

≪新たな受け入れ制度のあり方に関する視点≫

| 論　点 | 視　点 |
|---|---|
| 非技術的分野の受け入れ | 諸外国(例:韓国※6)の事例等を参考に、移民とは別の形で単純労働に資する外国人材を受け入れるべきか。その際、受け入れ数・期間、移動の自由等をいかに設定すべきか。 |
| 日系人の受け入れ拡充 | 日系4世まで特別の配慮を設けるべきか。 |
| 外国人材の生活環境整備 | 住居、教育、医療等生活環境の整備を進めるべきではないか。その際、整備に係る費用等は誰が負担すべきか。また、住民の理解をいかに得るべきか。 |
| 不法滞在・不法就労への対応 | 不法滞在・不法就労への対応をどのように図るべきか。 |
| 外国人材の受け入れに係る政府間取り決め | 外国人材の受け入れに際し、政府間取り決め(MOU※7、GtoG※8)を徹底すべきか。その際、相手国に何を求めるべきか(日本語、文化・習慣の習得等) |

**要望事項**

- **受け入れる外国人材は「専門的・技術的分野の外国人」に限定するという、これまでの原則に縛られない、企業の実情や今後のわが国経済を見据えた、より「開かれた受け入れ体制」を構築すること**
- **少子高齢化が進む諸外国の貴重な外国人材を積極的に受け入れるという姿勢を内外に示すとともに、就労先としてわが国が選ばれるよう、官民を挙げて受け入れ環境を整備すること**
- **諸外国の例を参考に、移民政策とは異なる非技術的分野の受け入れ制度のあり方について、課題等を整理する「検討の場」を政府において早急に設置すること**
- **外国人材の受け入れを円滑に推進するために、企業や国民に対して、諸外国の文化、習慣、伝統などの情報発信・意識啓発※９を強化すること**

Ⅱ．外国人材の受け入れに係る既存の在留資格・制度の課題と要望について

わが国では、「出入国管理及び難民認定法」において、日本で活動を行う全ての外国人材に在留資格を付与し、活動の範囲をそれぞれ規定している。その内、外国人材の就労については、「第９次雇用対策基本計画（平成 11 年８月閣議決定）」において、「専門的、技術的分野の労働者は積極的に受け入れることとする」という基本方針が定められ、現在の外国人材の入国等の管理に関する施策の基本方針である「第５次出入国管理基本計画（平成２７年９月策定）」においてもその方針は堅持されている。

しかし、就労が可能な１８の在留資格をみると、いまだ限定的な付与となっており、上記基本方針が必ずしも生かされていない内容となっているため、次のとおり改善を要望する。

１．在留資格：高度専門職（高度外国人材）

政府の方針として、高度外国人材の受け入れは、“非技術的分野”の外国人材とは異なり、わが国において積極的に受け入れを進めるとし、「未来投資戦略２０１７」において、２０２２年末までに２０，０００人の高度人材認定を目指すことが掲げられている。また、この対応策として、最短１年で永住権を申請できる「日本版高度外国人材グリーンカード」※１０の創設やポイント制の見直し（加算措置の追加）等が講じられている。

**図表１：高度外国人材ポイント制の認定件数推移**

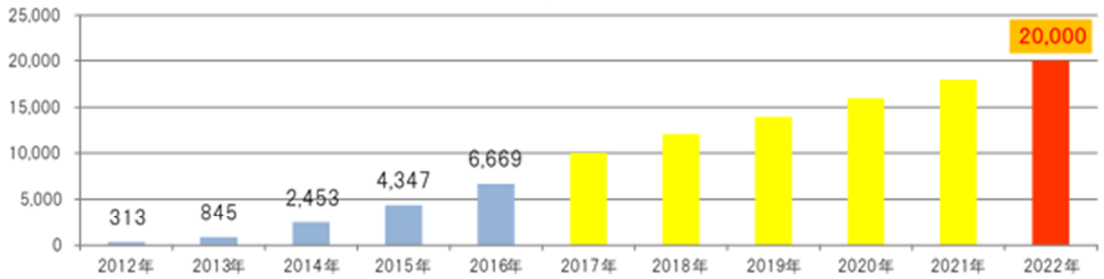


高度外国人材の増加は、当該外国人材が有する専門的知識等を生かすことにより、わが国経済の成長・発展に貢献すると期待される。一方、わが国で就労する外国人材を事業所従業員規模別にみると３０人未満の事業所が最も多いが※１１、高度外国人材に限ってみれば、中小企業に従事している数は極めて限られている。

ついては、高度外国人材をより一層受け入れるにあたり、大企業のみならず、中小企業にも多くの高度外国人材が就業するために、制度の周知やマッチングの支援など様々な方策を講ずることを求める。

課題事項

- 高度外国人材の認定に係る目標を達成するためには、新規入国者を含め、より一層認定数を拡充する必要がある※１２
- 高度外国人材に関して、制度の内容等が企業に浸透していない（特に中小企業）

要望事項

- 高度外国人材認定の一層の拡大に向け、企業および外国人材へ制度周知を拡充すること
- 高度外国人材の中小企業への就業を一層促進させるため、マッチング等の支援（合同会社説明会等）を強化すること

≪中小企業で活躍する外国人材の事例≫
株式会社井口機工製作所（東京商工会議所会員企業）では、海外展開を目的に外国人材の採用を強化している。同社で初めての外国人材として勤務している李 海英（リ・カイエイ）氏は、日本の大学を卒業後、技術・人文知識・国際業務の在留資格で就労を開始。日本語、中国語、英語、韓国語を駆使し営業活動で活躍しており、２０１４年には永住権を取得した。

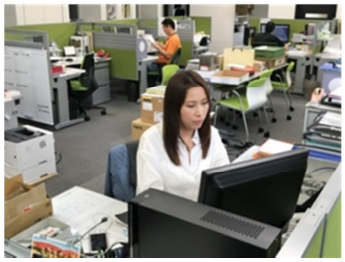

２．在留資格：留学（外国人留学生）
来日する外国人留学生は年々増加しており、２０１４年末には２０万人を超えた（２１４，５２５人）。留学生の卒業後の進路をみると、日本で就職を希望する留学生が約６割※１３である一方、実際に日本で就職した者は卒業生全体の３割程度（約１２，０００人）※１４に留まっている。

図表２：外国人留学生推移

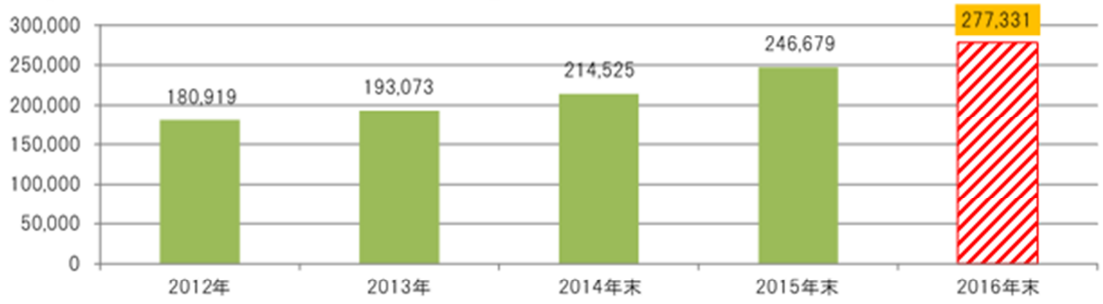


図表３：外国人留学生の卒業後の進路状況

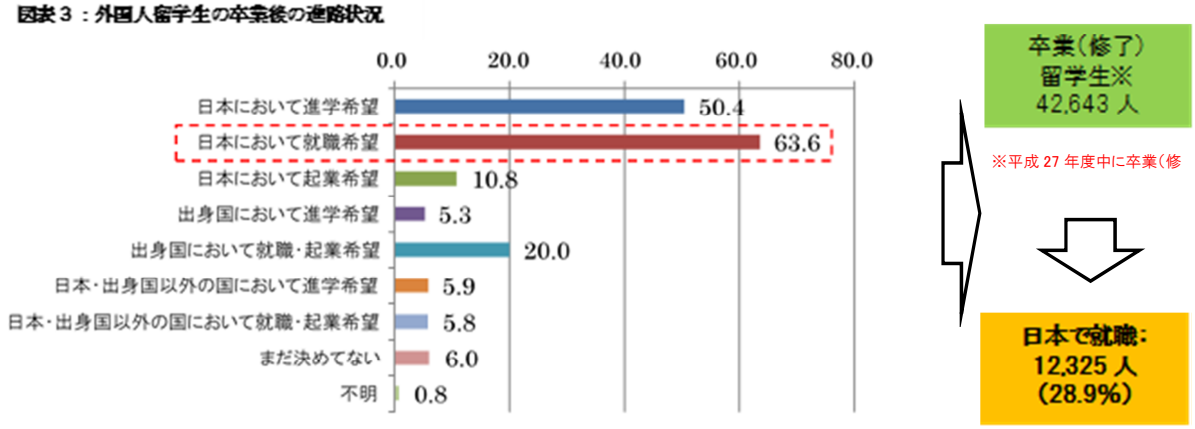


出所：(独)日本学生支援機構「平成 27 年度私費外国人留学生生活実態調査」、「平成 27 年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」を事務局にて加工

その理由として、日本固有の新卒一括採用制度や年功序列に応じた評価制度・昇給制度等、留学生と企業とのミスマッチなどが考えられる。また、外国人留学生が日本の企業に就職を希望する際、選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまう他、企業が外国人留学生を雇用する際、在留資格の切り替え手続き（「留学」から他の在留資格）が煩雑となっていることなどが要因と考えられる。引き続き外国人留学生の受け入れを促進し、かつ、日本での就職者数も増加させるには、以下の取り組みが必要である。

**図表４：外国人留学生の段階に応じた必要な取り組み内容**

| 段階 | 取り組み内容 | 実施者 |
|---|---|---|
| 留学前段階 | 入国前の学生等に対し、日本での生活や就職、キャリアプラン等に関する情報の積極的な提供。 | 政府、大学 |
| 留学生受け入れ段階 | 大学等における受け入れに係る環境整備の推進（例：相談窓口や住環境に関する相談体制の強化）。<br>日本語教育機関で教鞭をとる教員の要件（日本語教育機関の告示基準）の緩和。※15 | 政府、大学 |
| 就学時 | 商工会議所等が仲介して企業と大学等が連携を深め、日本での就職に関する情報を共有するなど対策の強化。<br>大学等における留学生のキャリア相談の強化。<br>カリキュラムの中で中小企業の魅力についても発信する機会の提供。<br>外国人留学生を対象としたインターンシップの拡充。<br>＊実践型インターンシップを通じた企業と留学生のマッチングの向上 | 商工会議所等、大学 |
| 留学生卒業時 | 日本で就職する際の、「留学」から他の在留資格への変更手続きの簡素化。<br>＊手続きの煩雑さが阻害要因になっているとの声もあり。 | 政府、商工会議所等、大学 |
| | 留学生の専門性と就労先分野のマッチングの柔軟化。<br>＊例えば建築系の学科を卒業した留学生は、建設業等専門性と関連した業種に就労することを条件に在留資格が付与されることになるが、異業種に就労した際においても、当該専門性を活用できることが明らかな場合には、在留資格を付与するなど柔軟化が求められる。<br>また、実践型インターンシップを行った留学生については、インターンシップで得た就業経験も就労先として選択できることが望まれる。<br>中小企業合同会社説明会の拡充・強化。 | |

課題事項

- 日本で就労を希望する留学生は６割であるが、実際に就職している者は卒業生全体の３割程度である
- 外国人留学生受け入れ前から卒業時までのフォローアップが十分でない
- 外国人留学生が日本の企業に就職を希望する際、選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまう（汎用性がない）
- 企業が外国人留学生を雇用する際、在留資格の切り替え手続き（「留学」から他の在留資格）が煩雑となっている

要望事項

- 外国人留学生の日本での就職を増加をさせるため、留学ステージ（段階）に応じたよりきめ細かな対応（上記図表４参照）を早急に実施すること
- わが国の大学等を卒業した外国人留学生が、引き続き日本で就労を希望する場合において、卒業生に特化した在留資格を付与（創設）すること

≪外国人留学生と企業のマッチング事例≫

東京商工会議所では、卒業後、日本で就職を希望する外国人留学生と会員企業とのマッチング促進を目的に、外国人留学生を対象とする合同会社説明会を毎年実施している。

参加した外国人留学生に自社の概要を説明

３．在留資格：技能実習（外国人技能実習生）

外国人技能実習制度における技能実習生も年々増加傾向にあり、約２３万人が来日しており、商工会議所会員企業からの受け入れ促進に係る期待の声も多い。また、人手不足に苦慮している一部の業種においては、技能実習生が不足する労働力を補っている側面もある。しかし、本制度はあくまでも技能の国際移転が目的であることから、本来の制度趣旨と実態が乖離している部分も散見される。なお、本制度において在留できる期間は３年間（新制度においては優良と判断された場合５年間）であり、一定期間後は、必ず本国へ帰国することが求められている。

**図表５：外国人技能実習生の推移**

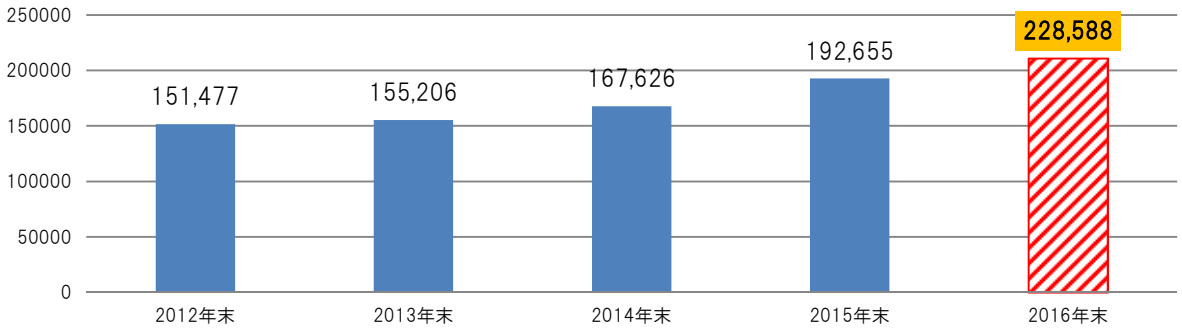


出所：法務省「在留外国人数について」（2016 年末現在）」

本制度は２０１６年１１月に新法が成立し、２０１７年１１月より新たな制度が施行された。新制度では、新たに外国人技能実習機構を組織し、監理団体の許可制、実習実施計画の認定等、これまで以上に制度が厳格化されるものであるが、新制度施行後一定期間を経た段階においてその成果・効果を検証すべきである。また、一般監理事業（優良な監理団体）の下で、優良な成績を残した技能実習生については、期間満了後（５年後）一旦帰国し、再度日本で就職を希望する場合には、他の在留資格へ切り替えを行う際、手続きの簡素化を行う等、インセンティブを付与することも検討すべきである※１６。

加えて、本制度における２号移行（実習２年目以降）の対象職種については、適宜検証を行い、技能の習得に繋がることが明らかな場合等、必要性が認められる時には速やかに職種を拡大すべきである※１７。あわせて、監理団体については、根拠法（外国人技能実習法）ならびに主務省令において実施可能な法人が定められているが、商工会議所をはじめとした経済団体が監理団体を実施する場合、受け入れ業種が多岐に渡りそれぞれ専門性が求められ、加えて人的、財政的な負担が大きく、実施を取りやめる事例が散見される※１８。商工会議所が監理団体を担う主な理由は、地方公共団体や会員企業からの依頼に基づくケースが多いが、監理団体事業は商工会議所にとって負担が大きく、特に新制度においては、さらに厳格な制度が運用されることから、一層対応が難しくなることが予想される。

ついては、法で定められた法人※１９と受け入れる職種を専門とする団体とが協同で監理団体事業を実施できるようにするなど※２０、監理団体の運営方法について、見直しをされたい。さらに今後も継続的かつ安定的な活動を遂行するためにも、公的機関等が監理団体を実施するなど、監理団体のあり方について中期的課題として検討をされたい。

加えて、現在、一時的な需要の増大に対応するため、建設・造船に認められている、技能実習終了後、特定活動として引き続き就労可能となる特例制度については、他の職種についても適用の拡大を検討されたい。

課題事項

- ２号移行（実習２年目以降）対象職種が７６職種１３６作業に限られている
- 新制度において監理団体に求められる要件が厳格化し、負担増加が懸念される

要望事項

- 本年１１月に施行された新制度についての効果検証を行うこと
- 一般監理事業（優良な監理団体）の下、優良な成績を残した技能実習生が再入国する際のインセンティブの構築を検討すること（他の在留資格へ切り替えを行う際、手続きの簡素化を行う等）
- ２号移行（実習２年目以降）対象職種の適宜見直しおよび必要が認められた際の拡充を行うこと
- 商工会議所をはじめとした経済団体が監理団体を実施する際の運営方法の見直しおよび、公的機関等が監理団体を実施するなど、今後のあり方に関して検討すること
- 建設・造船に認められている、技能実習終了後、特定活動として引き続き就労可能となる特例制度につ

いて、他の職種についても拡大を検討すること

≪技能実習生の活躍事例≫

大野商工会議所（福井県）にて技能実習生として来日した李 海波（リ・カイハ）氏は、期間満了後、中国に戻り業務に従事。その後、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を得て再来日し、現在は、同所において技能実習制度を担当する通訳として活躍している。

入国後研修で通訳をする李氏（写真右奥から二人目）

消火訓練で通訳をする李氏（写真左から二人目）

４．在留資格：技術・人文知識・国際業務（技術者）

わが国の入国管理制度では、在留が認められる技術分野を明確に規定し、それ以外は全て “非技術的分野”として受け入れを認めていない。当該資格である「技術・人文知識・国際業務」における「技術」とは、自然科学、人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に主として従事する活動として、数理科学、化学、人類学、語学、文学、哲学、教育学、体育学、基礎法学、財政学・金融論等を指すものである。また、要件として、大学卒以上（または、これと同等以上の教育を受けた者）もしくは、１０年以上の実務経験を有すること等としている※２１。

**図表６：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（技術・人文知識・国際業務部分を抜**

| | |
|---|---|
| 技術 | ①当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。<br>②当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。<br>③十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。 |
| 人文知識 | ①当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。<br>②当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。<br>③十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。 |
| 国際分野 | ①翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。<br>②従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。 |

しかし、産業界、特に建設業や製造業等では、現行の「技術」の定義には当てはまらない、一定の知識・経験を有する“技術者”への需要は高い。したがって、現在の「技術」の定義を見直し、新たな視点で「技術」のあり方を検討することが必要と考えられる。その際、“技術者”の多くは、大学卒の学歴を有しておらず、現行の要件に合致しないため、在留資格が認定されないといった声も多く聞かれることから、要件の緩和も必要である。

課題事項

建設、製造業では、現行の「技術」の定義に当てはまらない“技術者”への需要が高い
大学卒以上もしくは、１０年以上の実務経験を有することとする要件が障壁となっている

要望事項

「技術」の定義を早急に見直し、生産や施工等の現場作業に従事するいわゆる“技術者”も含めること
“技術者”を認める場合においては、「大学卒業以上」および「１０年以上の実務経験」の要件を緩和すること

５．在留資格：技能（特殊専門職）

在留資格における「技能」とは、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する者を指し、フランス料理や中華料理等の調理師や外国産製品の製造・修理を行う技術者等、計９項目に限定されている。例えば、食材

の説明や産地の知識を必要とする飲食店のホールスタッフ等は、専門知識を有しながらも「技能」とは認められない。

図表７：「技能」で定める項目

| | 項　目 | 省令で定める内容 | |
|---|---|---|---|
| 技能 | ①調理師 | 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者（フランス料理や中華料理等の調理師） | 実務経験１０年以上必要 |
| | ②建築技術者 | 外国に特有の建築又は土木に係る技能を有する者 | |
| | ③外国製品の製造･修理 | 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能を有する者 | |
| | ④宝石･貴金属･毛皮加工 | 宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能を有する者 | |
| | ⑤動物の調教 | 動物の調教に係る技能を有する者 | |
| | ⑥石油地熱等掘削調査 | 石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能を有する者 | |
| | ⑦航空機操縦士 | 航空機の操縦に係る技能を有する者（パイロット等） | 250 時間以上の飛行経歴が必要 |
| | ⑧スポーツ指導者 | スポーツの指導に係る技能を有する者若しくはこれに準じる者（オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者等） | 実務経験3年以上必要 |
| | ⑨ワイン鑑定等 | ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能を有する者（ソムリエ等） | 実務経験5年以上必要 |

また、外国人留学生が専門学校等で学び、わが国の国家資格を取得した場合においても、「技能」とは認められない。例えば、外国人材が美容師養成施設において必要な知識・技能を取得し、厚生労働大臣の免許試験に合格して免許を受けても、現行法の規定では該当する在留資格がなく、就労ができないといった状況にある。日本で学び、資格取得に担保される高度・専門的な技術・知識を鑑みれば、国家資格を取得した外国人材がわが国で就労できるよう、一定の要件のもと資格取得者に「技能」の在留資格を与えることを検討されたい。もしくは、高度専門職のポイントに加算されるなどのインセンティブ付与も必要ではないかと考える。
また、現行９項目に限定されている「技能」の解釈を広げ、一定の専門的技術・知識を有する者についても「技能」の在留資格を付与するなど範囲を拡充すべきである。

課題事項

- 「技能」で定める項目が９項目に限定されている
- わが国の国家資格を取得しても「技能」とは認められず、その後の就職に結びつかない

要望事項

- 「技能」の解釈を広げるとともに、現行９項目に限定されている範囲について、追加を前提とした見直しを行うこと
- 日本の国家資格を取得した外国人材がわが国で就労できるよう、一定の要件のもと、資格取得者に「技能」の在留資格を与えることを早急に検討すること

６．在留資格：特定活動（国家戦略特別区域内で従事する外国人材）
政府は、産業の国際競争力強化および国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国家戦略特別区域において規制改革等の施策を推進しており、その一環として外国人材の雇用に係る規制の特例を実施している。
２０１７年６月に成立した「改正国家戦略特別区域法」では※２２、農業で外国人材が就労できるよう見直しが行われたが、本取り組みは、規制緩和を国家戦略特区内で実証実験するものであることから、成果が明らかになった場合には、全国的に当該規制を緩和することが望まれる。また、特区におけるこうした取り組みを農業のみならず、林業、漁業等人手不足に直面する他分野でも実施していくことが望ましい。

要望事項

成果が認められた事業は、速やかに全国的に規制を緩和すること
・農業のみならず、林業、漁業など人手不足に直面している他の産業についても、特区事業として実施すること

以　上

２０１７年１１月　８日
第７００回常議員会決議

＜提出先＞法務省、厚生労働省、内閣府、文部科学省

＜実現状況＞

○国に新たな検討の場の設置（専門的・技術的分野における外国人材の受け入れに関するタスクフォース幹事会）

## １３．「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見

商工会議所の考え（基本認識）

Ⅰ．エネルギー・環境を取り巻く現状認識と政策の方向性

１．現行エネルギーミックスの電源構成実現に向けた着実な取り組みを

日本商工会議所は２０１５年４月に提言「中長期的なエネルギーミックス策定に向けた考え方」を公表した。その中で、電力コスト上昇に一刻も早く歯止めをかけるために、再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）の早期かつ抜本的見直しや安全が確認された原子力発電所の順次かつ速やかな運転再開を前提としたエネルギーミックスの策定を求めるとともに、２０３０年時点の電源構成に占める原子力の割合を「２５％程度」とすること等を通じてベースロード電源を「６割程度」とすることを要望した。

その後、政府が同年７月にまとめた「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）の電源構成は、２０３０年時点で原子力は「２２％～２０％」、ベースロード電源（地熱、水力、原子力、石炭）は「５６％程度」となっており、当所の提言との間に大きな差異はないと認識している。

一方、エネルギー自給率（１次エネルギー全体）は東日本大震災前（２０１０年度）の２０パーセントから震災後の２０１３年度には６パーセントへと急落した。資源に乏しいわが国においてエネルギーの自給率を可能な限り高めることは、国民生活や経済活動を維持するうえで必須である。

したがって、エネルギー自給率の上昇にも寄与する原子力や再生可能エネルギーを含めた多様な電源構成を確保するため、状況に応じた柔軟性のある検討および取り組みにより、現行のエネルギーミックスを実現することが重要である。

２．電力コストを東日本大震災前の水準に戻すことを念頭に置いた基本計画見直しを

電力多消費産業を中心に企業経営に影響を及ぼす電力コストについて、政府はエネルギーミックスで「現状よりも引き下げることを目指す」とし、具体的には再生可能エネルギーを拡大する中でも、原子力発電所の再稼働、火力の高効率化等により電力コストを２０１３年度に比べて５～２％程度低減されるとの見通しを示した。当所はかねてより電力コストを東日本大震災前の水準に早急に戻し、そのうえで更なる電力コストの抑制を図るべきと主張しており、政府のエネルギーミックスにおける見通しと当所要望の間には大きな差異が見られる。

また、２０１６年度の電力コストは、２０１０年度と比較し産業用で１４％上昇しているため、エネルギーミックスにおける見通しを達成するには取り組みを大幅に加速していく必要がある。

このため、これまでの取り組みを検証し、改善すべき点があればその対応策を講じるなど、電力コスト削減に向けた取り組みの強化を盛り込むべきである。

３．エネルギー・環境問題に取り組む主体の多様化への対応

東日本大震災後の電力供給不安やそれにともなう節電への意識の高まり、電力・ガスの小売全面自由化等を受け、中小・小規模事業者や家庭もエネルギー・環境問題に対して正面から取り組んでいくべき主体となった。

このため、電力をはじめとしたエネルギーは「何もしなくてもあるのが当たり前」といった考えではなく、中小・小規模事業者や家庭が自ら情報を入手し、最適な行動を選択するための知識を得ていく必要がある。これに併せて、政府は、商工会議所が持つ情報発信ツールの活用も念頭に、エネルギー消費者の取り組みを促進するためのきめ細かな情報発信をしていくことが肝要である。

また、わが国は２０１６年５月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。今後は、石油ショック以降、省エネに努めてきた産業部門や業務・家庭部門を含めた各主体による自主的な取り組みの促進が必要である。仮に規制的な手法により省エネ等の取り組みを進めた場合、経済の縮小や快適な生活への悪影響が発生し、せっかくの取り組みが長続きしないことが考えられるため、温室効果ガス排出削減目標（２０３０年度に２０１３年度比で２６．０％減）の達成が同計画の意に反して遠のいてしまう恐れがある。

したがって、政府は分かりやすくきめ細かな情報発信に努めるなど、各主体が前向き、かつ継続的に省エネなど地球温暖化対策に資する行動を取れる体制の構築に注力すべきである。

４．「経済成長・環境・安定供給の同時達成」を基本路線に据えた政府一体の取り組み

地球温暖化対策に関する２０２０年以降の新たな国際的枠組み「パリ協定」の批准国は２０５０年を見据えた長期低炭素発展戦略を２０２０年までに提出するよう要請されている。これを受け、わが国では経済産業省が「長期地球温暖化対策プラットフォーム」、環境省が「長期低炭素ビジョン小委員会」を開催、今春にとりまとめを公表した。今後、その成果を基にわが国の長期低炭素発展戦略策定に向けた議論が行われると思われる。

その際、エネルギー政策とも整合的な「経済成長・環境・安定供給の同時達成」を戦略の基本的方向性に位置付けたうえで、最終的には政府全体として戦略の実行に取り組めるよう、策定の過程においても関係省庁は連携を図るべきである。

５．地域特性を活かした二次エネルギーの多様化を促進する取り組み

地球温暖化対策のためにも自然エネルギーの導入が期待されているが、その導入にあたっては、廃棄物や端材・間伐材などバイオマスの導入が可能な地域、水力・小水力発電に適した地形、島嶼における波力の活用など、気候、地形、地域の産業や居住状況、電力需要などの地域特性に応じて導入する必要がある。したがって、様々な条件に対応できるようエネルギー源の選択肢を増やすことや、発電方法（集中型／分散型）を選択できる環境を整える必要があり、このような地域特性を活かした二次エネルギーの多様化を図るための仕組み、支援体制を構築することが重要である。

さらに、例えば東京のような電力大消費地は、原子力発電や火力発電など大規模集中型電源によるベースロード電源と、消費地における需要抑制等の調整の役目も担う分散型電源を組み合わせることで、省エネや効率的なエネルギーの活用に寄与することが可能となる。

また、普及が進んでいる太陽光や風力は、天候等により大きく発電量が変動するため調整用ミドル電源が必要だが、現在都市部や再開発地域で設置が加速している分散型電源を活用することは供給安定性の確保を可能とすると同時に、コージェネレーション設備では排熱の利用も促進できる。加えて、余剰電力を使って水素を製造することも可能であり、さらにはその水素を燃料電池で分散型発電に活用できるため、同様に二次エネルギーの多様化を通じ、周辺技術であるＡＩやＩｏＴシステム技術の進展とも相まって、エネルギーの更なる効率化と同時に、新規ビジネスの創造など地域経済の活性化や地域創生が期待できる。

このため、熱や水素などのアプリケーションを増やして積極的活用を図り、二次エネルギーの多様化を目指す取り組みの促進を盛り込むことが重要である。

具体的意見

Ⅱ．「エネルギー基本計画」の見直しに対する意見

＜意見の前提＞

エネルギー政策の基本的視点（Ｓ＋３Ｅ）の堅持

労働力人口が減少している中でも、わが国は「成長する経済」の実現を目指す必要がある。また、地球温暖化対策に関して、高い技術力を持つわが国は国内対策への活用に加え、他国における取り組みへの貢献が求められている。さらには、エネルギーシステム改革により電力小売市場で競争が活性化するなどの自由化の流れもある。このように、他の先進国も体験したことのない困難で複雑な状況の下でも、将来も国内で事業を営むために不可欠な今後のエネルギー政策に対する予見可能性を確保しつつ、安全性を確保したうえで安価で安定的な質の高いエネルギー供給の確保と地球温暖化対策を同時に達成する必要がある。

したがって、現行の基本計画やエネルギーミックスに掲げられたエネルギー政策の原点である、「安全性（Ｓａｆｅｔｙ）」「エネルギーの安定供給（Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ）」「経済効率性の向上（Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｅｆｆｉｃｉｅｎｃｙ）」「環境への適合（Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ）」のいわゆる「Ｓ＋３Ｅ」の考え方は堅持すべきである。

＜具体的意見＞

１．エネルギーコスト負担軽減のための取り組みの推進

当所は２０１４年１１月から１２月にかけて実施した「電力コスト上昇の負担限界に関する全国調査」の回答企業（３３５社）を対象に、２０１７年1月から２月にかけて追跡調査を実施した（回答数１２７社。回答率３７．９%）。回答企業から得られたデータを基に、調査対象企業１社あたりの平均で、東日本大震災直後の１年間（２０１１年4月～２０１２年3月）と追跡調査でデータを収集した期間（２０１５年9月～２０１６年8月）の電力コストを比較した。その結果、電力使用量は３．６%減少しているものの、燃料価格が震災前と比較して下落しているにもかかわらず、電力コスト（円／ｋＷｈ）については１１．８%上昇したことが分かった　。また、電力コスト上昇の負担限界についても、「１円未満」と回答した割合は前回と比較してわずかながら上昇している。

加えて、２０１７年8月に「商工会議所ＬＯＢＯ（早期景気観測）調査」で、「震災後の電力料金の上昇による足元の経営への悪影響の有無」を調査した　。その結果、「悪影響がある、懸念がある」との回答が６２．７%を占め、これらの回答者から、現在の状況が継続した場合は節電などのコスト削減や省エネ設備の導入に加え、人件費の削減もせざるを得ないとの声も聴かれた。

このように、電力コストの上昇は、震災からおよそ６年が経過した現在も地域の中小・小規模事業者の経営に

悪影響を及ぼしており、将来に対する懸念も払しょくされるには至っておらず、今後も電力料金が上昇したままの場合、地域経済への悪影響が危惧される。このため、以下の取り組みを通じ、前計画の見通しを上回る電力コスト削減を目指すべきである。

（１）安全性確保を前提とした原子力発電所の早期運転再開へ向けた取り組みの強化

原子力発電は、環境負荷の低減やエネルギー自給率の向上に加え、資源に乏しいわが国がエネルギー安定供給のためにエネルギー源を多様化し、特定の電源に依存しないバランスの取れた電源構成を維持するために必要不可欠な電源である。また、原子力発電は石油石炭税などの環境税の上乗せがなく、変動の大きい原油価格に依存しない。

したがって、新規制基準に基づく原子力規制委員会による審査を終了した原子力発電所の早期運転再開に向け、立地地域の理解獲得など、政府と電力会社が一体となった取り組みを強化すべきである。

（２）再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）における買取価格の大幅な引き下げ、および改正効果の検証と必要な見直しの実行

再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）は２０１２年の導入以降、国民が負担する賦課金が急増の一途をたどっている。本制度は毎年、当該年度の賦課金が積み重なる仕組みであることから、今後も賦課金が増加することは確実であり、仮に原子力発電所の運転再開や燃料価格の下落等により電力料金が下がったとしても、その効果を減殺する恐れがある。このため、国民負担を抑制するための短期的な取り組みとして、過去の実績ではなく今後の価格低減ポテンシャルを反映した想定コストの活用、国民が負担している賦課金でビジネスリスクを縮小している内部収益率の引き下げ等を通じ、買取価格の大幅引き下げを図るべきである。

一方、２０１７年４月から、「再エネの最大限の導入と国民負担抑制の両立」をコンセプトとする改正再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）が本格施行された。既存の未稼働案件の排除や新たな未稼働案件発生防止等のための新認定制度の創設、再エネ導入のための大規模太陽光を対象とした入札制度の導入等により、ＦＩＴ制度の適正化や国民負担の抑制につながるかどうかが、今回の見直しの成否を握る。

このため、平成３０年度調達価格等を議論する調達価格等算定委員会など関係の審議会に、改正ＦＩＴ制度導入による効果に関するデータ等を提出し、その内容について厳格な検証を行うべきである。

なお、その際、入札制度については、国民負担抑制効果があったのか、導入量コントロールに寄与したのか、募集容量や上限価格は適正であったのか、エリア内の需給バランスは適正に維持されたのか等の観点から幅広く検証を行い、必要な場合は見直しを行うべきである。

（３）カーボンプライシングの導入反対

わが国では、輸入に頼っているために高額なエネルギー本体価格に加え、すでに揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税などのエネルギー諸税等を含めて、国際的に高額な水準にあるカーボンプライスと同様のものが既に導入されている。

そのような状況にあるにもかかわらず、わが国で追加的に炭素税を導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、省エネ機器への設備更新や省エネ等の技術開発への投資を抑制する。その結果、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く可能性があり、加えて国際的なイコールフッティングが確保されていなければ世界全体でのＣＯ２排出削減につながらない懸念がある。

こうした観点から、炭素税など新たに規制的なカーボンプライシングの仕組みは導入すべきでない。

２．エネルギーミックス実現を目指すための取り組みの強化

（１）重要なベースロード電源である原子力の維持に向けた取り組みの促進

①長期的な視点に基づく原子力発電の位置付けの整理とそれに基づく新増設・リプレースの必要性に係る検討

これからも生活や産業に不可欠なエネルギーを安価で安定的な形で確保するためには、海外からの資源輸入が一時的に途絶えてもエネルギー供給に支障が出ない盤石な安定供給体制の構築や、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの実効性の向上が必要であり、そのためには原子力発電が大いに寄与することを改めて確認することが重要である。

そのうえで、現在建設中の原子力発電所の運転開始に向けた取り組みを進めるのはもちろんのこと、長期的な視点に基づき、新増設やリプレースの必要性の議論を政府が主導して行うべきである。なお、その際には、原子力を維持するための制度を構築したイギリスやアメリカなど他国の動向も参考にすることが考えられる。

②被災企業事業再開のための原子力損害賠償制度の構築

今後、万が一、原子力関連施設で事故が発生し企業等が直接・間接にかかわらず被害を受けた場合、事故発生に起因する営業損害等に対する原子力損害賠償について、各企業等が事業再開に向け明確な見通しを立てることができるよう、被災した企業等が「予見可能性」を持てる制度とすることが重要である。

そして、原子力損害賠償制度は、被災した企業等が被災前と同等の事業活動を行える見通しが立つまでの間、個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額を確保するとともに、きめ細かな対応を通じて、公正かつ着実に損害賠償を継続していく仕組みを構築すべきである。

③原子力に関する諸課題解決に向けた国の責任の明確化

原子力発電の国策としての位置づけを明確化することはもとより、立地地域の防災計画に万全を期すこと、高レベル放射性廃棄物の最終処分問題の解決を図ることなど、原子力を取り巻く諸課題は国が前面に立って解決す

べきである。
④原子力の安全性向上のための技術開発と導入への取り組み強化
　原子力の活用は安全性の確保が大前提であることから、今後も、新規の発電技術も含め、原子力の安全性向上のための技術開発やその導入に向け、官民連携による取り組みを強化することが必要である。

（２）ＦＩＴ制度の根本的な見直しを含めたあり方の検討、コスト削減につながる技術開発支援等による再生可能エネルギーの普及支援
①国民負担抑制のためのＦＩＴ制度の根本的な見直しを含めたあり方の検討
　環境負荷の低減やエネルギー自給率向上のためには、再生可能エネルギーの活用が重要であり、その導入促進に向けた施策は「Ｓ＋３Ｅ」の考え方に基づき展開されるべきである。 しかし、ＦＩＴ制度に基づき電力利用者が負担している２０１７年度の賦課金はおよそ２兆１千億円にのぼる見込みであり、同制度が毎年、当該年度の賦課金が積み重なっていく仕組みであることに鑑みれば、２０１８年度以降も確実に賦課金が増加していくことが見込まれる。中小・小規模事業者が現在も電力コスト高止まりに苦慮している現状に鑑みると、賦課金の増加をこのまま座視することはできない。
　ＦＩＴ制度は、導入される再生可能エネルギーの種類、量、設置地域、時期等について、エネルギーミックスとは関係なく、事業者の判断によって決定できる仕組みであり、買取価格下落前の駆け込み認定申請が発生するなど、国民生活や産業を支える重要なインフラであるエネルギー施策であるにもかかわらず、制御の難しい状態に陥っている。
　このため、ドイツやスペイン等の事例を教訓として、太陽光に著しく偏った導入状況の是正、連系線を含めた送電網の整備・拡充、調整電源の確保等の費用を含めた総合的な国民負担の抑制、技術開発やコスト低減の促進等を前提に、再生可能エネルギーの計画的な導入推進を図る枠組みを再構築するなど、 国民負担抑制のための根本的な見直しを含めたあり方の検討を至急開始すべきである。
②固定価格買取による導入費用支援からコスト削減につながる技術開発支援等へのシフト
　ＦＩＴ制度に基づく買取を通じた再エネの導入促進は、太陽光を中心に短期的には導入を加速させたものの、国民負担の急増という弊害をもたらし、かつその状況が長期化している。
　国民負担抑制と太陽光に偏らない電源バランスを確保したうえで、発電事業者がＦＩＴ制度に依存しない自立を前提とした再エネ導入を促進するため、固定価格買取から発電設備設置費用やメンテナンス費用等のコスト削減のためのエンジニアリングを含めた技術開発支援へと、再生可能エネルギー導入促進策の基本的な考え方を変更しそれに基づく支援策を展開すべきである。
③既存の分散型ミドル電源との組み合わせ促進、蓄電技術開発支援による再生可能エネルギー導入の促進
　太陽光や風力が持つ不安定性を克服し、系統の安定性を維持する目的で蓄電池の活用や電気自動車等を活用したＶＰＰ（Ｖｉｒｔｕａｌ　Ｐｏｗｅｒ　Ｐｌａｎｔ）等の検討も進みつつある。
　今後、技術面やコスト面の課題を解決したうえで、太陽光や風力発電など変動電源と蓄電池やコージェネレーションなど既存の分散型電源との組み合わせを促進することにより、再生可能エネルギーを使用する域内でのエネルギー利用の最適化、いわゆる「地産地消」 を目指す視点も重要である。また、分散型電源の選択肢を増やすため、日本の優れた技術力を生かした新しい蓄電技術や、熱や電力の融通などスマート化を含めた技術開発を強力に進められたい。
④水力、地熱、地中熱の更なる活用に向けた取り組みの促進
　水力については、ＦＩＴ制度導入前からわが国の電力供給を支える電源であり、天候や時間帯に左右される太陽光に比べて安定的な出力が見込める。一方で、現在、新たな水力発電所を建設できる地点が少なくなっているが、今後水力による発電量を増加させるため、気象予測技術を活用したダム容量の有効活用などの運用見直し、高効率な発電設備への更新、小水力普及促進のための地元調整円滑化等に対する政府の支援措置を講じることを検討されたい。
　地熱については、リゾート地における導入可能性もあり、産業活性化のためにも自然公園内の開発に対する規制緩和を進めるとともに、補助金を含めた政府の支援措置を拡充することが重要である。
　地中熱は安定的な出力が可能であるとともに、電力使用量の削減による省エネや二酸化炭素排出削減にも寄与する。また、都市部を含め多くの地域で活用可能なエネルギー源であることから、政府が地方自治体等に対し学校や図書館など公共施設や住宅を建設する際の地中熱利用を推奨するなど、今後もその活用を促進することが重要である。

（３）エネルギーシステム改革の普及促進の強化
　２０１７年８月の「商工会議所ＬＯＢＯ（早期景気観測）調査」 において、電力購入契約先変更の有無を調べたところ、「変更した」「変更を検討中」が２３．０％であり、このうち７６．５％が変更の理由として「より安価な電力料金や自社に適した料金体系を提示された」と回答した。このことから、エネルギーシステム改革の目的の一つである「料金の最大限抑制」は一定程度浸透していると考えられる。
　一方で、「検討したが、変更していない」「検討していない」が７７％あり、その理由として、５５．９％が「しばらく様子を見るべきと判断」、２８．１％が「電力の安定供給に不安がある」という理由を挙げた。電力の安定供給については、小売事業者に供給能力確保義務が課せられており、経済産業省が事業ライセンス付与に必要

な条件等を審査していることに加え、万が一の場合は一般送配電事業者が一時的に供給を維持するなど、供給不安にならないよう多層の備えを有した制度が措置されている。電力の供給不安を感じる声が上がるということは、システム改革がエネルギー使用者にも配慮していることが浸透していない可能性がある。

このため、エネルギー消費者が小売事業者を安心して選択できるよう、料金の抑制などシステム改革の意義等に加え、経済産業省が参入希望事業者を適切に審査していることや、一般送配電事業者による一時的な供給の維持など、制度の概要や効果等を、商工会議所ネットワークの活用等を通じて 分かりやすく周知することも重要である。

（４）エネルギー・環境問題に関する人材育成の強化

日本原子力産業協会が主催する原子力産業セミナーの参加企業数は年々増加している一方で、参加学生数は東京電力福島第一原子力発電所事故が発生した２０１１年度以降横ばい となっていることから、エネルギーミックスの柱の一つである原子力を支える人材の確保が困難な状況が続いている。このままでは、原子力技術の衰退も招き、最優先すべき安全確保にも支障が生じることも懸念される。

若手就業者が不足する状況においても、原子力をはじめ現行のエネルギーミックス実現や、これまでに培った技術の継承のためにも、これからの日本を支える若手人材の確保、および技術の維持が必須である。

このため、以下のような取り組みを展開することが重要である。

①高等学校、大学など高等教育機関における、原子力をはじめ今後のエネルギー・環境分野を支える若手人材への魅力発信、育成強化

②エネルギー・環境分野のカリキュラム、現場で生徒を指導する教職員への普及啓発等による学校教育の充実・強化

③電力・メーカー等の原子力産業界が一丸となった、原子力の安全性向上に向けた不断の取り組み推進

（５）イノベーション促進による将来を見据えた取り組みへの支援強化

①次世代を切り開く低炭素技術イノベーションの積極的推進

温室効果ガス排出削減に関し、今後、わが国は国内各主体の自主的な取り組みを促進するための普及啓発に加え、様々な分野における低炭素技術の更なる向上を目指すことが重要である。これにより、各主体の取り組みの効果を高め、海外における排出削減に貢献するとともに、その結果として関連産業の成長を通じた経済発展への寄与も期待できる。

このため、次世代の原子力技術、革新的な蓄電池や蓄電技術、熱や電力の融通技術、低炭素かつ新しい製造プロセスなど、経済成長と環境を両立しうる様々なイノベーションを促進するため、予算・制度の両面による支援を行うべきである。

②中小・小規模事業者のイノベーションによる地域経済の成長を実現するための支援強化

「成長する経済」を実現するためには、わが国の優れた技術力を更に高めるイノベーションが必要であり、さらにはその流れを地域の中小・小規模事業者へと波及させることが重要である。

地域経済を支える中小・小規模事業者がイノベーションの担い手になることが地域経済の成長につながることから、意欲ある中小・小規模事業者に対する支援を強化すべきである。

一方で、イノベーションを実現するためには、そのための研究開発や設備投資の原資をねん出するため、当所が強く要望している電力コストの削減が必要であることは論を待たない。

③中小・小規模事業者による新しいビジネス機会の創出を目指した、エネルギー分野における「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」実現のための取り組みの促進

科学技術イノベーションの推進を謳った「第５次科学技術基本計画」（平成２８年１月閣議決定）に盛り込まれている「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」には、共通的なプラットフォームの一角をなす分野として「エネルギーバリューチェーン」が明記されており、プラットフォームの構築には基盤技術としてＡＩ・ＩｏＴ関連技術が必須である。エネルギー分野では、無駄のないエネルギー利用につながる需給管理や融通にセンサーやＩｏＴシステム、データ分析や自動制御にＡＩの活用が期待されている。

商工会議所の主な会員である中小・小規模事業者は、エネルギーの供給を受ける側であり、かつ自社が持つ技術力でエネルギーとＡＩ・ＩｏＴ技術を組み合わせた新しいビジネスに活路を見出す可能性を有する存在である。しかし、現時点では、中小・小規模事業者のこの分野への関心は低く、また、技術や意欲を持つ事業者には活用の障害となっている初期コスト、不透明な費用対効果、さらには人材不足への対応が急務となっている。政府におかれては、技術や意欲を持つ地域の中小・小規模事業者が「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の担い手として活躍するために、例えばアグリゲーションやネガワット取引等の新しいビジネスにつながる情報提供を含む環境整備をエネルギー基本計画に明記されたい。

なお、商工会議所としては、ＡＩやＩｏＴ活用の重要性を啓発するための取り組みを皮切りに、エネルギーを含む各ビジネス分野とＡＩ・ＩｏＴ関連技術との強固な関連性を現場に浸透させるための取り組みを検討していく所存である。

④水素を活用した地域振興の取り組みに対する支援の強化

「Ｔｏｋｙｏスイソ推進チーム」を核に積極的な取り組みを展開している東京都、さらには山口県の周南市や岡山県等では、水素の活用に向けた検討が積極的に行われている。中でも岡山県は水島港に水素コンビナートを建設し、そこで製造した水素を都市部のみならず中山間地域にも供給するとともに、県内の産業振興にもつなげ

る構想を打ち出している。
　水素は電力、熱に加えて二次エネルギーとしての活用が見込まれ、再生可能エネルギー由来の電力の有効活用、化石燃料の使用量減少による温室効果ガス排出削減に貢献するとともに、地域振興への寄与も期待できる。
　このため、地域振興等を目的に水素利用を進めている地方自治体等への支援を強化すべきである。

（６）省エネルギーの取り組みに対する支援の強化
①中小・小規模事業者に対する省エネ経営の取り組みを促進する枠組みの強化
　中小・小規模事業者における地球温暖化対策の取り組みを促進するため、商工会議所など地域の支援機関による伴走型支援を通じて中小・小規模事業者が省エネ経営を実践できるようにすることが重要である。
　そのため、全国各地への省エネ支援窓口の設置を促進するとともに、その窓口で行われる講習等を支援する枠組みの強化を新しいエネルギー基本計画に盛り込むべきである。
②中小・小規模事業者に対するハード・ソフト両面での支援拡充
　「地球温暖化対策計画」（２０１６年5月１３日閣議決定）に盛り込まれた「中小企業の排出削減対策の推進」のため、中小・小規模事業者に対するハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援拡充を新しいエネルギー基本計画でも明記されたい。
③業務・家庭部門における省エネ深掘りへ向けた取り組みの支援強化
　エネルギーミックスに掲げた省エネルギー実現のためには、産業部門に加えて、家庭部門や業務部門における取り組みがカギを握る。家庭部門においては、省エネの必要性や効果等の普及啓発、および具体的な取り組み事例の紹介を通じて、主体的な行動を促進すべきである。一方、業務部門については、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）実証事業等により、成果を出した事例が増加していることから、今後も事例の積み上げを図りつつ、セミナーの開催など横展開を目指した取り組みを強化することが重要である。

３.「経済成長・環境・安定供給の同時達成」のための政府一体となった取り組みの促進
（１）２０５０年も見据えた「経済成長・環境・安定供給の同時達成」を念頭に置いた施策の検討・実行
　２０５０年を見据えてもエネルギー政策の基本となる「Ｓ＋３Ｅ」の視点の堅持が重要である。エネルギーと環境は表裏一体の関係にあり、エネルギー政策の基本である「Ｓ＋３Ｅ」には「環境への適合（Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ）」が盛り込まれているとともに、産業や家庭など経済・社会を構成する様々な主体が密接に関わっている。わが国の二酸化炭素排出量の大部分はエネルギー起源であり、二酸化炭素排出量削減のためには、エネルギー分野での取り組みが欠かせない。
　このエネルギーと環境の２テーマに関する議論を行う際に考慮すべきことは、わが国のみならず世界各国の持続的な成長・発展に向けた「経済成長・環境・安定供給の同時達成」である。それを実現するための施策を議論・実行する際には、経済と環境のどちらでより大きな便益を発生させるかといった偏った考え方ではなく、両者の間でバランスを取っていくことが必要である。加えて、エネルギーの安定供給の実現も踏まえ、長期的にも多様なエネルギーの選択肢を確保することが重要である。

（２）経済産業省と環境省との緊密な連携による基本計画の検討
　現在、経済産業省・総合資源エネルギー調査会におけるエネルギー基本計画見直しに向けた議論と、環境省・中央環境審議会における新しい環境基本計画および循環型社会形成推進基本計画の策定へ向けた議論が並行して行われている。
　上記（１）に記載したとおり、エネルギーと環境は表裏一体の関係にあり、それぞれで施策を実行する際には、もう片方のテーマにも十分配慮した、バランスの取れた形での取り組みが重要である。
　そのためには、現在議論が行われている３つの基本計画について、その目指す方向性に差異がないか、双方のテーマに十分に配慮しているか等の観点から、両省の緊密な連携を強く期待する。

以　上

２０１７年１１月　８日
第７００回常議員会決議

＜提出先＞経済産業省・環境省

## １４．東京都の防災・減災対策に関する要望

Ⅰ．基本的な考え（現状と課題）
　今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震では、揺れや火災による甚大な被害がもたらされ、経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき危機的な状況に陥ることが想定されている。
　東京都は、地域防災計画を２０１２年に修正した際、首都直下地震における想定最大死者数約９，７００人を

１０年以内に約３，３００人とし、全壊・焼失棟数を約３０．４万棟から約１０．８万棟とする減災目標を掲げているが、行き場のない帰宅困難者向け一時滞在施設の確保不足（確保約３３万人分／必要量約９２万人分）を始め、急がれる対策が多々ある。防災･減災対策の着実かつ迅速な実施により都市防災力の向上を図り、被害を最小限に抑えることが急務である。

本年４月に東商が実施した会員企業向けのアンケートによると、首都直下地震の被害想定の認知度は、およそ５割と半数程度にとどまる結果であった。加えて、東京都が２０１３年４月に施行した「帰宅困難者対策条例」の認知度は、６４．４％と過去の調査から大きな変動は見られず、企業規模が小さくなるにつれてその認知度が低下する傾向も同様である。なお、この傾向は、企業における備蓄割合やＢＣＰの策定率についても同様であることから、条例のさらなる周知や被害想定に基づく防災・減災対策の普及啓発、ＢＣＰの策定支援が必要である。

また、災害時のリーダーとなる人材育成にも努め、地域全体での「自助・共助」の意識醸成を図ることも大切である。東商の会員企業アンケートでは、防災関連の有資格者のいる企業は１１．６％と低水準であった反面、今後資格取得を奨励したいと回答する企業は６４％にも上っている。中小企業には、災害対策の専門部署がない、人材がいないという状況であるが、東商では引き続きＢＣＰ策定支援講座実施や帰宅困難者対策訓練参加の周知等、企業の災害時のリーダーとなる人材を育てることを企業に呼びかけ、「自助・共助」の意識醸成を図っていく所存である。

一方、災害リスクは地震に限らず、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、死者数は約２千人、想定被害額は約２２兆円に及ぶ想定もあるなど、首都圏の経済社会に壊滅的な被害をもたらす可能性があることから、水害対策も急務である。

加えて、東京都は、東京２０２０大会成功に向けたソフト・ハード両面での大きな役割を担っており、大会期間中の万一の発災に備えて外国人を含む旅行者の安全確保のための対策や避難誘導体制の早期確立、また事前の避難訓練の実施等が必要である。「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン～」や「東京の防災プラン」等に則り、官民が総力を挙げて防災・減災対策に取り組み、「世界一安全・安心な都市」の実現が求められる。

上記の認識のもと、東京の地域総合経済団体の立場から、充実・強化が必要な政策、対策を下記の通り要望する。

## Ⅱ．要望項目

### １．重点要望項目

東京の都市防災力の向上に特に重要と思われる項目を下記に列挙する。

#### （１）東京における災害リスクの認知度向上と理解促進

本年４月に実施した東商会員企業アンケートでは、帰宅困難者対策条例の認知度は、６４．４％で過去３回の調査から大きな変動は見られず、条例の努力義務である「全従業員の３日分の備蓄」を行っている企業は約半数であり、過去の調査結果から大きな改善が見られない状況にある。国難とも言うべき甚大な被害が想定される首都直下地震が、今後３０年間で７０％という高い確率で発生が予想されている中、官民ともに危機感を持って防災・減災対策を進めなければならない。

都民や企業の自主的な防災対策の実行を促すためには、まずは、自宅や勤務先等における災害のリスクを十分理解することが必要である。東商会員企業アンケートにおいて、首都直下地震と荒川右岸低地氾濫の被害想定の認知度を尋ねたところ、首都直下地震では「被害想定があることのみ知っている」が４４．７％、荒川右岸低地氾濫でも５０．７％であり、被害想定の詳細に対する認知度は未だ低い状況にある。

東京都におかれては、企業や家庭、地域での事前の対策を促進させるべく、各地域における地震・水害等への危険度や被害想定区域、避難場所、避難経路等の周知をさらに徹底し、地域ごとの危険度を具体的に確認できる情報を積極的に広報していくべきである。

また、都内には多くの企業や学校があり、東京都への昼間流入人口は約３００万人いることから、都外在住の昼間就業者や通学者に対する普及啓発も重要である。

東京商工会議所としては、会員企業への災害リスクの認知度向上と理解促進に努める所存であるが、東京都におかれては、様々な団体や関係機関等とのネットワークを駆使して災害リスクへの認知度を向上させ、各自の防災対策の行動に繋げていくことが、都市防災力の向上のために極めて重要である。

#### （２）東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知

帰宅困難者対策条例は都内事業者に対して、従業者の一斉帰宅の抑制とそのための３日分の備蓄等を努力義務としているが、東商の調査では「努力義務の内容を含めて知っている」割合は６４．４％であり、従業員１０～２９人の事業者に限ると４３．８％と企業規模が小さくなるにつれて認知度も下がる傾向にある。一方、強化・拡充を望む防災対策に関しては、「インフラの耐震化」の６５．９％に次いで「帰宅困難者対策」が５８．７％であり、従業員１０～２９人の事業者においても５５．３％であることから、企業規模を問わず帰宅困難者対策に対する関心は高い。

本条例に関して、東商では説明会を施行前から実施し累計で約５千名が参加したことに加えて、２０１４年５

月に東京都と「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」を締結した後も１２回開催し約２千名が参加した他、機関紙等も通じて周知に努めてきた。その結果、「努力義務の内容を含めて知っている」割合は、協定を締結した２０１４年比で２．４%の増加、特に従業員１０～２９人の事業者では５．２%増加するなど、認知度が高まっている。一方で、東京都が２０１７年３月に公表した「東京の防災プラン　進捗レポート２０１７」によると、都民の条例認知度は４６．２%であり、半数に届いていない。

本条例をより一層周知することは、都内事業者における備蓄やＢＣＰの策定等の取り組みの進展に寄与すると思われることから、東京都におかれては、説明会の開催や広報誌、ハンドブック等の配布、中吊り広告、ＰＲイベント、ホームページやＳＮＳ等あらゆる手段、機会を通じて、都内事業者及び広く都民に対する周知に、より積極的に努められたい。

**（３）都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設**

首都直下地震の際の帰宅困難者は最悪の場合、都内で約５１７万人（内閣府中央防災会議の被害想定では都内で約４９０万人、１都４県で約８００万人）と東日本大震災時の約３５２万人を大幅に上回ることが想定されている。また、首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設は約９２万人分と想定されているが、現状は約３３万人分の確保にとどまり大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題である。一方、民間事業者にとっては、日頃から、家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策や天井材の落下防止措置をはじめ建物の安全性を確認するなど、安全配慮を尽くすことが求められるが、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が怪我等をした場合に賠償請求されるのではないかといった懸念があることから、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。

こうした中、２０１５年２月の首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府（防災担当）が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためにも、法改正等を視野に入れ、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」が早期に創設されるよう、国に対して継続的に働きかけるべきである。

東商の調査では、一時滞在施設の増加に向けて「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を創設することが有効であると考える事業者が９３．６%、自社所有物件に入居している事業所においても９１．６%と大宗を占めている。従って、民間事業者が善意に基づき協力することを促進するためにも、同制度の早期創設が必要である。

なお、一時滞在施設では発災時に、備蓄品の運搬・配布や館内セキュリティのための巡回等の作業を、受け入れた帰宅困難者を含むボランティア等に協力要請することが想定されるので、こうした要素を加味した制度とすることが望ましい。

**（４）災害時の安否確認に有効な手段の周知と、実際に体験してみることの奨励**

東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、区部の固定電話の不通率は１０%、携帯電話については停電率・不通回線率の少なくとも一方が５０%以上となる地域が相当数予想されている。また、内閣府中央防災会議の被害想定では、地震直後には固定電話・携帯電話とも輻輳のため９割の通話規制が実施され、携帯電話のメールの大幅な遅配も予想されている。

こうした被害想定に対して、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言サービス、ＳＮＳ、Ｊ－ａｎｐｉ等、災害時の安否確認に有効な手段の周知を通じて、帰宅困難者対策条例で都民の責務とされている家族等との連絡手段の確保や、事業者の責務である従業者や家族等との連絡手段の確保を推進していくことは不可欠である。

しかし、東商の調査では、従業員に対する安否確認手段は「メール」が５６．０%、「通話」が５３．１%である一方で、「災害用伝言サービス」は３３．３%にとどまっている。加えて、従業員に対する家族との安否確認手段の周知でも、「災害用伝言サービス等、通話以外の手段」は３９．０%にとどまっている。

一方、「東京の防災プラン　進捗レポート２０１７」によると、都民の災害用伝言板、災害用伝言ダイヤルの認知度は８５．１%である反面、利用（体験）したことがある割合は２０．２%にとどまり、「サービスがあることは知っているが、利用したことはない」が６４．９%、「サービスがあること自体知らない」が１４．９%となっている。

災害時の安否確認に有効な手段の周知を官民挙げてさらに行っていく必要があることから、東京都におかれては周知の強化に努められたい。

加えて、手段の周知のみならず、実際に体験してみることを奨励することが重要である。東日本大震災時の教訓を踏まえ、災害時の安否確認に有効な手段の周知・体験を通じて、災害時でも多くの都民が家族の安否を確認できるようにすることは、一斉帰宅の抑制、すなわち想定されている帰宅困難者数の減少にも寄与すると思われる。

こうした認識のもと、東商では２０１７年度の防災週間に合わせて、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言サービスなど災害時の安否確認に有効な手段を実際に体験する「家族との安否確認訓練」を実施し、会員企業２７５社から約３万５千名が参加した。また、本訓練の参加企業に対する事後アンケートでは、訓練前の段階で従業員に対して災害時の安否確認に有効な手段を確保するよう周知していなかった企業の中には訓練への参加を通じて、

今後、自社の従業員に周知すると回答したことから、本訓練は災害時の安否確認に有効な手段の周知に高い効果があると思われる。
なお、東商では今後も同様の訓練を実施し、災害時の安否確認に有効な手段の周知に努めていく予定である。また、東京都においても全職員を対象に訓練を定期的に実施することが望ましい。

**（５）中小・小規模事業者のＢＣＰ策定率を向上させる支援策の拡充**

首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）で、経済的被害は約９５．３兆円（資産等の被害約４７．４兆円、生産・サービスの低下による影響（全国）約４７．９兆円）と想定されている。一方、耐震化・出火予防策の促進、初期消火成功率の向上、政府や企業におけるＢＣＰの遂行等により、死者は約１０分の１に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、人的・物的被害はもちろんのこと、サプライチェーンを確保し経済的被害も最小限に抑えるために、ＢＣＰ策定率を向上させることは極めて重要である。
その上で鍵となるのが中小・小規模事業者における取り組みの推進であるが、東商の調査では、企業規模が小さくなるにつれて策定率は低下する。また、２０１７年の調査では、ＢＣＰを策定していない理由として、「策定に必要なノウハウ・スキルがないから」が５７．１%、「策定する人的余裕がないから」が５６．８%となっている。このことから、策定率の向上に向けて、中小・小規模事業者等を対象とした策定支援講座の実施を通じて、ＢＣＰ策定のポイント・ノウハウを提供していくことが有効であると思われる。従って、東京都においてＢＣＰ策定支援講座を一層拡充するとともに、内閣官房での「レジリエンス認証」制度のように、東京都独自の認定制度を創設の上、認証を取得した企業に対して、マーク等を付与することや、公共調達の優先発注、公的融資の金利優遇、税の優遇等、策定率の向上を図るためのインセンティブが創設または強化されることを望む。

**（６）不燃化特区の推進と延焼遮断帯（特定整備路線等）の形成を柱とした木造住宅密集地域の不燃化対策の加速**

木造住宅密集地域は、山手線外周部から環状第７号線沿いに広く分布し、区部面積の約２０%を占めている。
木造住宅密集地域を中心に、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから地域危険度が高く、地震火災などにより甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。
東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する極めて重要な取組である。
東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化１０年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、燃えない・燃え広がらないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。また、２０１６年３月に改定された「防災都市づくり推進計画」において、２０２０年度までの達成目標として、整備地域の不燃領域率７０%、全ての重点整備地域における不燃領域率７０%以上、更には、２０２５年度までの達成目標として、全ての整備地域における不燃領域率７０%以上が掲げられている。
一方で、国土交通省は、「住生活基本計画」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、２０２０年度までに概ね解消することを目標としている。また、２０１５年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。あわせて、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１%未満から２０２４年度に２５%にすることをはじめとした、減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたところである。
そうした中、不燃化特区制度が開始された２０１３年度から２０１４年度までの１年間の不燃領域率の上昇率を基にした２０２０年度の整備地域における不燃領域率の推計値は約６７%である。従って、２０２０年度までの到達目標を確実に達成するには、建替え等による建築物の不燃化・耐震化や、特定整備路線の整備をはじめとした延焼遮断帯の形成等の木密地域改善に向けた取組を更に加速させるとともに、実効性を高めていくことが不可欠である。また、その裏付けとなる予算措置や、東京都および各区の執行体制、両者の連携の更なる強化が必要である。
なお、特区における取組の効果を検証した上で、整備地域をはじめとした特区外の木密地域においても支援を強化していくべきである。

**（７）電気火災を含めた防火対策の意識啓発（感震ブレーカーの設置促進等）**

東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、想定死者数約９，７００人のうち地震火災によるものが約４，１００人と４割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約３０．４万棟のうち、地震火災によるものが約２０万棟と約３分の２を占めていることから、木密地域において防火対策を講じることは首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する極めて重要な取り組みである。
一方、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れによる火災（津波による火災を除く）のうち出火原因が確

認されたものについて、いずれも６割以上が電気に起因している。こうした電気出火は、大災害時に通電したままの電気ヒーター等に可燃物が接触することにより起きると考えられることから、感震ブレーカー等を設置し大災害時に電気を遮断することで相当程度の出火を抑制できると推測される。

上述の通り、内閣府中央防災会議は、耐震化・出火予防策（感震ブレーカー等の設置による電気関係の出火の防止）の促進、初期消火成功率の向上、政府･企業におけるＢＣＰの遂行により、死者は約１０分の１、経済的被害も半減できる見通しを示している。さらには、２０１５年３月に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物の全壊・焼失棟数約６１万棟の概ね半減がそれぞれ設定され、これらの減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたが、そのうち電気に起因する出火の防止に関しては、２０２４年度に木密地域等密集市街地における感震ブレーカー等の普及率２５％が掲げられた。しかし、木密地域内の現時点における普及率は僅かと推測されていることから、感震ブレーカーの設置促進を短期集中的に取り組んでいく必要がある。

従って、感震ブレーカーの効果を周知していくことなど、電気火災を含めた防火対策の意識啓発により一層取り組んでいく必要がある。

**（８）特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進**

首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。

東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路としている。耐震改修促進法および耐震化推進条例により、特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち旧耐震基準
で建築され、高さが概ね道路幅員の２分の１以上の建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けている他、耐震改修を努力義務としている。耐震診断および耐震改修ともに財政的な支援を講じることで、沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、２０１７年６月末時点の耐震化率は８３．６％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると３７．３％にとどまっている。こうした状況に対して、東京都が沿道建築物の所有者を対象に２０１６年に実施した調査では、所有者の３９％が耐震化を予定（耐震改修を予定２１％、建替え・除却を予定１８％）していることが明らかになった一方で、５３％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。

従って、建物所有者への個別訪問等あらゆる機会を捉えて条例の趣旨や支援措置の周知に一層努めるとともに、アドバイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等を通じて、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要がある。

加えて、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際にも重要な役割を担うことから、道路幅員２分の１未満の高さの建築物や、一般緊急輸送道路等の沿道建築物についても耐震化を促進していく必要がある。

**（９）「自助・共助」の意識向上と防災・減災のリーダーとなる人材の育成並びに女性の視点を取り入れた地域防災活動と女性防災リーダーの育成**

東京都は、首都東京の防災・減災対策、災害応急対策活動の第一線を担うなど大きな役割を担っている。国土交通省、警察・消防・自衛隊等の関係機関、隣接する地方公共団体、さらには民間企業との連携をより緊密にして、地震と水害等の複合災害への対応も視野に入れ、東京の安全・安心を確保していかなければならない。

一方、人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、本年４月の東商会員アンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の３日分以上の備蓄」を行っている企業は約半数で、外部の帰宅困難者向けの備蓄がある企業は２割に届いていないのが実態である。こうした点を踏まえても、民間において防災・減災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要であり、東京都におかれても、ソフト面の施策を一体的に実施することにより「公助」に加えた「自助・共助」の意識醸成を図り、地域社会全体での防災・減災に関する取り組みを底上げしていくことが重要である。

また、本年４月の東商会員アンケートによると、災害時のリーダーとなる防災関連の資格を保有する従業員がいる企業は１１．６％であったものの、「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は６４．０％にのぼり、企業の潜在ニーズの高さが伺えた。東京商工会議所としては、防災士をはじめとする防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。

加えて、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。企業・地域における防災・減災のリーダーを育成し、増やしていくとともに、男女双方が協力して、地域防災活動が展開できるよう、防災活動を担う女性リーダーの育成も重要である。

**（１０）東京２０２０大会の開催を支える防災対策の推進**

２０２０年東京オリンピック・パラリンピックには、国内のみならず世界各国から選手や観客が多く訪れることから、安全かつ安心して参加・観戦できる大会とするために、同大会で使用する施設の耐震化や周辺地域も含めた安全対策、外国人を含めた避難誘導の取り組みに国と緊密に連携し万全を期さなければならない。万が一、大会期間中に首都直下地震等の大災害が発災した際の想定に基づく防災訓練を徹底することが必要である。

また、２０２０年オリンピック・パラリンピック開催にふさわしい都市機能整備の観点のみならず、災害時に誰もが迅速かつ円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、減災の観点からも非常に重要である。公共交通機関や公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化などの安全対策をより積極的に推進すべきである。

## ２．個別要望項目

### （１）帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

#### ①帰宅困難者対策の推進

**➢　備蓄品の確保・更新に対する支援、防災設備導入に対する補助制度の拡充**

東京都は民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金により、一定の要件のもとで備蓄品購入費用の６分の５を補助するなど、都内事業者における備蓄の促進に注力している。一方、２０１７年の東商の調査で「備蓄なし」と回答した事業者が備蓄をしない理由として「備蓄の購入費用を確保することが難しいため」や「備蓄の保管作業や更新等の負担費用が多額なため」を挙げる企業があることから、補助率の上乗せや、同補助金により購入した備蓄品の更新に対する支援に取り組まれたい。

**➢　行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充**

一時滞在施設は大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進することが喫緊の課題となっている。加えて、発災時には安全面を含む実効性のある施設運営を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者が予め施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。従って、民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー派遣事業は民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。

また、発災時には怪我等をした帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・看護師の派遣についても検討されたい。

**➢　他の事業者の備蓄品保管に提供した場所の固定資産税・都市計画税の減免**

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために従業者の３日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、東商の調査では３日分以上の備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で５０．１％、食料で４６．２％、災害用トイレで３４．５％にとどまっており、従業員１０～２９人の事業者においては、その割合はさらに低下する。

加えて、東京都が共助の観点から推奨している外部の帰宅困難者のために従業員数の１０％程度の量を余分に備蓄している事業者の割合は１９．０％であり、従業員１０～２９人の事業者においては１０．１％にとどまっている。

一方、東商の調査では、「備蓄なし」と回答した事業者の中には「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」という理由があることから、都内事業者における備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効だと思われる。

従って、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

#### ②地域防災力の向上

**➢　地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援等**

都内各地には、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会があり、防災訓練や救命講習会等の活動を実施している。また、ターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となり、駅前滞留者対策のための協議会が組織され、対策訓練等の活動を推進している。こうした防災組織は自助・共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠な要素となっている。従って、こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組まれたい。加えて、駅前滞留者対策を円滑に実施するには、行政と駅前滞留者対策協議会との情報連絡ツールを確保することが重要であるため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。

なお、駅前滞留者対策協議会では、訓練の実施等を通じてノウハウが蓄積され、独自の一時滞在施設運営マニュアルの策定に至るなど、積極的な活動を推進しているケースも見られる。各協議会が連携し、こうしたマニュアルを共有することは、都内全域の防災力向上に寄与することから、策定支援に加えて好事例の周知や共有化に努められたい。

➢　**地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団の機能強化、自主防災組織等への支援の強化、「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化）**

東京都は地域防災計画を２０１２年に修正した際に、首都直下地震における想定最大死者数約９，７００人を、建築物の耐震化（約３，９００人減）や不燃化・延焼遮断帯の整備（約２，０００人減）、防災市民組織・消防団の初期消火力の強化（約５００人減）等により、１０年以内に約６，４００人減らし約３，３００人とする目標や、全壊・焼失棟数を約３０．４万棟から約１９．６万棟を減らし約１０．８万棟とする目標を掲げている。災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。

従って、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等、活動支援を促進していくべきである。

また、地域防災活動の活性化のため、自主防災組織等への活動支援の強化や災害ボランティア活動の中核を担う「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化に努められたい。

なお、東商は「声かけ・サポート運動」の一環として、東京都と連携し「外国人おもてなし語学講座」を実施しており、東商独自のカリキュラムとして「東京防災」に掲載されている非常時に使える英会話を盛り込んでいる。東京都は２０１９年度までに外国人語学ボランティアを３万５千人育成することを目標としていることから、東京都や他の地方公共団体が主催する同講座においても、こうしたカリキュラムを盛り込んでいくことが望ましい。

➢　**高層マンションにおける防災対策、エレベーター閉じ込め対策**

近年、都内では高層マンションの建設が相次いでいるが、首都直下地震等の大災害が発生した場合には、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が発生することが考えられる。また、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど孤立する恐れがあることから、いわゆる「高層難民」が大量に発生する可能性がある。特に、高齢者や障害者等の要配慮者にとっては、深刻な影響が懸念される。エレベーターの復旧には、停電の解消やエレベーター保守管理会社による安全点検が必要であり、大災害時には点検要員の確保も困難になることから、再稼働するまでには相応の時間を要すると思われる。

従って、マンション内の共助体制の構築や自家発電設備の整備、燃料の確保、階段移動を考慮した備蓄など、高層マンションにおける防災対策の推進について、区と連携しながら啓発や支援に取り組まれたい。

➢　**外国人に対する災害情報の多言語提供**

２０１６年の訪日外国人旅行者数は過去最高の２，４０４万人となり、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを追い風に、今後とも増加していくことが期待されている。従って、平時および発災時の多言語による防災情報の発信はより重要性が増していることから、無料Ｗｉ－Ｆｉ接続環境の向上とともに、大会会場周辺やターミナル駅前等に多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置を促進するなど、多言語による災害情報の発信を強化されたい。また、「東京防災」や「東京都防災ガイドブック」の外国語版の周知をはじめ発信する情報の多言語化をさらに推進していくことも重要である。

**（２）災害に強いまちづくりの推進**

**①木造住宅密集地域の早期解消**

➢　**防災都市づくり推進計画に基づく取り組みの推進**

東京都は首都直下地震等の大災害時に特に甚大な被害が想定されている木密地域の防災性、安全性を確保するために、２０１６年3月に「防災都市づくり推進計画」を改定した。この「防災都市づくり推進計画」は、２０１６年度から２０２５年度までの１０年間を計画期間としており、木密地域の改善に向けた目標や具体的な施策が盛り込まれていることから、東京の都市防災力の強化に向けて非常に重要な計画である。

東京都が計画で掲げている目標を確実に達成するには、延焼遮断帯の形成やその主要な要素である特定整備路線の整備、老朽木造建築物の除去等の施策を推進することが必要である。その際、移転や住替えを余儀なくされる住民がいる場合、その移転先をしっかりと確保するなど、きめ細かい支援策を講じていくことが不可欠である。

また、地域危険度が極めて高い木密地域を改善し、地域の安全・安心を確保していくことは、当該地域およびその周辺の住民や企業等にとって、大きな関心事である。従って、東京都が各整備地域で展開している施策（整備プログラム）を、住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。そうすることで、東京都の取り組みに対する地域の様々な主体の協力や参画を促進していくべきである。

➢　**特定整備路線、防災生活道路の整備促進**

延焼遮断帯として重要な役割を担う特定整備路線について、東京都は２０２０年度までに２８区間・約２５ｋｍの全線整備を目標としている。現在、全２８区間において事業に着手し、用地取得を進めているところであるが、地権者に対するきめ細かい支援策を講じつつ、着実に整備を推進していくことが望まれる。

また、各整備地域において整備プログラムに位置付けた防災生活道路の整備は、地域危険度が高く防災上の課

題を有する市街地から整備に着手するなど、優先順位を付けて整備を促進していくべきである。なお、早期に整備するには、都市計画道路事業として取り組んでいくことも必要である。

➢　**特定整備路線、防災生活道路の沿道建築物の不燃化・耐震化促進**

東京都は２０１６年３月に改定した「耐震改修促進計画」において、２０２０年度末までに住宅の耐震化率を９５％とする目標を掲げているが、２０１４年度末時点の耐震化率は８３．８％であり、木造戸建て住宅に限ると７７．５％にとどまっていることから、これまで以上に耐震化を促進していく必要がある。

特に整備地域は、老朽化した木造建築物が多いことから物的被害の軽減のみならず、倒壊による道路閉塞を防ぎ人的被害の軽減や円滑な救命・救助活動を図っていく上でも、耐震化を促進していくことが喫緊の課題となっている。整備地域の中でも特に重点的・集中的に改善を図るべき地域では、東京都と区が連携して老朽家屋の除去や戸建ての建替え（準耐火以上）等を行う上で、現在、東京都は整備地域内の住宅を対象にアドバイザーの派遣や耐震診断費用の助成、耐震改修等費用の助成を実施しているが、これらの施策を鋭意展開することで、住宅の不燃化・耐震化や耐震改修を促進していく必要がある。

➢　**消防水利の確保**

木密地域には幅員が狭く消防車など緊急車両が入れない道路や路地が数多く存在している。一方で、地域防災計画では木密地域内における消防水利の不足を課題に掲げていることから、延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の補強による再生や深井戸の整備など消防水利の確保を的確に進めていく必要がある。

➢　**木密地域内での救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備**

木密地域では延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救命・救助活動の拠点となる公園・広場は短期集中的に整備していく必要があるため、国や区と連携しながら取り組みを加速していくべきである。なお、国に対して用地取得の国費率引き上げを要望していくことも必要である。

➢　**地域における初期消火力と共助体制の強化**

東京都は「地域防災計画」で、向こう１０年間で達成すべき首都直下地震の防災・減災目標を掲げているが、目標を達成するには、ハード面の対策に加えて、地域における初期消火力を強化していくことが極めて重要である。従って、上述の通り、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化など、活動支援を促進していくべきである。

また、高齢者が多い木密地域では共助体制の強化が特に重要であることから、防災訓練への参加を促すこと、さらには消火器の使用方法等を習得してもらうことも肝要である。なお、被害の最小化に向けて、各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策を促進していくことも有効である。

➢　**効率的・効果的な地籍調査の推進**

木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１７年３月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の５２％に対して、東京都は２３％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。

なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国と連携してより一層取り組んでいくことが必要である。

➢　**防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和**

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）」に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されており、個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、国に対して緩和を働きかけられたい。

**②建築物の耐震化・更新の推進**

➢　**老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、再生の促進**

都内マンションの総戸数は都内世帯の約４分の１に相当し、東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積していることから、マンションは都民の主要な居住形態となっている。しかし、都内マンションの約２割にあたる約３６万戸が１９８１年以前の旧耐震基準で建築されたものであり、更に、そのうち１９７１年以

前の旧々耐震基準で建築されたものは約７万戸と推計されており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。

また、マンションを「終の棲家」として考える割合が高まっていることに加えて、居住者の高齢化も進んでいる。２０１３年時点の国の調査では、都内マンションのうち世帯主の年齢が６５歳以上の割合は約３割となっており、建築年代別に見ると古いマンションほど高齢化が進んでいる。また、２０１１年時点の都の調査では、都内の旧耐震基準で建てられたマンションのうち、建替えの検討を行ったことがある、または今後検討予定であるとの割合は約１５％に過ぎず、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などを挙げている割合が多い。

そうした状況の中、築年数の経過したマンションが今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は喫緊の課題である。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災性にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

２０１４年のマンション建替法の改正・施行により、耐震性が不足するマンションについては、敷地売却制度（区分所有者等の５分の４以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度が措置されたが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

従って、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、国による法改正等の措置により更なる支援策等が望まれる。そのような中、昨年３月に策定された「良質なマンションストックの形成促進計画」等に基づき、マンション啓発隊による助言活動やマンション耐震セミナーをはじめとしたマンション管理組合等に対する普及啓発活動、耐震診断や補強設計、耐震改修等の助成を通じて耐震化、更新対策を加速していく必要がある。加えて、まちづくりと連携して建替え等の再生を促進する「東京都マンション再生まちづくり制度」により、支援の充実を図っていくことが期待される。

なお、都市再生特別措置法の改正に基づく措置を通じて団地の建替えを促進していくことや、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生にあわせて、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化に合わせたまちづくりを加速していくことも重要である。

**➢　耐震改修促進計画に基づく取り組みの推進**

東京都は『必ず来る大地震に対しても「倒れない」世界一安全・安心な都市・東京の実現』を基本理念として、２０１６年３月に「耐震改修促進計画」を改定した。この「耐震改修促進計画」は、２０１６年度から２０２５年度までの１０年間を計画期間としており、耐震化率の向上に向けた目標や具体的な施策が盛り込まれていることから、東京の都市防災力の向上に向けて非常に重要な計画である。

上述の通り、特定緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、建築物の耐震化を早急かつ強力に推進していく必要があることから、耐震化に対する基本的な考え方や促進に向けた施策など、本計画の趣旨を住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。そうすることで、東京都の取り組みに対する地域の様々な主体の協力や参画を促進していくべきである。

**➢　住宅の耐震化促進**

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命と財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐことができ円滑な消火活動や避難が可能となり、市街地の防災性向上にもつながる取り組みである。また、震災による住宅の損傷が軽微であれば、修復により継続して居住することが可能であり、早期の生活再建にも効果的である。

「耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率を２０１４年度末時点の８３．８％から２０２０年度末までに９５％とすることを目標に掲げている。また、耐震化に向けた取り組みとして、個別訪問などによる耐震診断の促進や、省エネリフォーム工事・バリアフリー工事に合わせた耐震化の普及啓発、固定資産税・都市計画税の２０１７年度末までの全額免除等を講じていくことにしているが、これらの施策を鋭意推進することで、住宅の耐震化を促進してくべきである。

**➢　特定建築物（商業施設、ホテル等）の耐震化促進**

多数の者が利用する一定規模以上の建築物が倒壊した場合、多くの利用者が被害を受けるだけでなく、倒壊による道路の閉塞により消火活動や避難に支障を来す可能性がある。耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物や自力での避難が困難な高齢者や乳幼児などが利用する旧耐震基準の建築物のうち大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と位置付けて耐震診断の実施を義務付けている。また、「要緊急安全確認大規模建築物」を除く、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震基準の建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と位置付けている。

「耐震改修促進計画」では、これらの特定建築物の耐震化率を２０１４年度末時点の８５．６％から２０２０年度末までに９５％とすることを目標に掲げているが、特定建築物の耐震化を促進するには、建物所有者が耐震

化の重要性等を認識することが必要であることから、建物所有者に対する耐震診断や耐震改修の働きかけを一層強化していくべきである。

➢　**防災上重要な公共建築物、災害拠点病院等の耐震化促進**

消防署や警察署、学校、病院等の公共建築物は災害時の活動拠点や避難施設等として重要な役割を担っていることから、速やかに全ての建築物の耐震化を完了させなければならない。

また、災害拠点病院は震災時の医療活動の拠点となり、東京都は２０２５年度末までに耐震化率を１００％とする目標を掲げているが、２０１５年９月時点の耐震化率は９１．４％にとどまっている。加えて、社会福祉施設等および保育所、私立学校は２０２０年度末までに耐震化率を１００％とする目標を掲げているが、耐震化の完了が急がれる状況にある。これらの施設の耐震化を促進するには、資金面の支援の他、耐震診断や耐震化に関する助言を通じて、きめ細かく対応していく必要がある。

なお、大量の帰宅困難者の発生が想定される地区においては特に、災害拠点病院､救急救命センターを有する病院等での怪我人の受け入れが重要となることから、災害時でも医療機能が確保されるよう、平時から訓練に努めることが肝要である。

➢　**超高層建築物等における長周期地震動対策の推進**

東日本大震災時に、都内の超高層建築物では大きな揺れが長い間観測されたことから、都内の超高層建築物において長周期地震動対策を早急に講じていく必要性が指摘されていた。

こうした中、国土交通省は２０１６年６月に、超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について、東京都を含む関東地域をはじめとした対象地域内において、超高層建築物等を大臣認定により新築する場合の大臣認定の運用強化、既存の超高層建築物等に対する自主的な検証や必要に応じた補強等の措置を促していくことが公表されたところである。超高層建築物等における長周期地震動対策を講じることは、家具や什器類の転倒、内外装材や設備の損傷等による危害の抑制に寄与し、居住者の安全・安心の確保につながることから、既存の超高層建築物等の所有者等に対して、補強方法や家具等の転倒防止対策等に関する技術的指導や普及啓発を図っていくことが求められる。

➢　**窓ガラスや外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の推進**

首都直下地震等の大災害時には、建築物から割れたガラスや外壁タイル、屋外広告物等が落下することやブロック塀が倒壊することが想定され、避難の支障になるばかりか避難者に落下、倒壊すれば死傷者が発生することが懸念される。また、建築物の天井材についても同様である。東京都は「耐震改修促進計画」に基づいて建築物の耐震化を推進しているが、建物所有者等に対する普及啓発をはじめ、落下物等の防止対策を推進していくことも重要である。

**③空き家対策の推進**

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１３年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．５％（東京都は１１．１％）になるなど、高齢化の進展や人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

こうした背景のもと、２０１５年５月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに加えて、「住生活基本計画」においても、急増する空き家の活用・除去の推進が目標に掲げられている。同法に基づき各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

**④都市再開発の促進を通じた防災力の向上**

都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在している。都市再生緊急整備地域等都市機能が高度に集積している地域において、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ防災機能を備えたビルへと更新していくとともに大街区化を促進していくことは、地域全体の防災力の向上を図る上で有効である。従って、地域の理解のもと、街区の特性に応じた容積率等土地利用規制の緩和、税制支援や、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力の向上に資するエリア防災の促進等を通じて、再開発プロジェクトを誘導・促進し、老朽ビルの更新も図っていくことが望ましい。

**⑤先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進**

東京都は２０１４年度、都内の中小企業等が取り組む都市防災力を高める新規性の高い技術開発について、その実用化を支援するとともに、普及を後押しするなど、優れた防災技術（免震制震装置、感震ブレーカー、災害時情報システム、救助器具等）の創出を促進するために、先進的防災技術実用化支援事業（実用化経費助成）を創設した。本事業は中小企業等による防災技術開発の支援に資するとともに、中小企業等の成長・発展にも寄与

する制度である。また、東京都中小企業振興公社において防災関連の展示商談会を実施しているが、防災市場は今後も拡大が見込まれることから、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすためにも、これらの事業を拡充されたい。

**（３）災害に強い都市基盤の構築**

**①大規模地震に強い都市基盤の構築**

**➢　交通インフラ（道路橋梁、鉄道施設、東京港、羽田空港）の強靭化**

特定緊急輸送道路等の幹線道路は、発災時に救出・救助活動や緊急物資の輸送、防災拠点や他県等との連絡等に極めて重要な役割を担うため、東京都は条例等により沿道建築物の耐震化に鋭意取り組んでいるが、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。従って、橋梁に耐震化や老朽化対策を施すことで、発災しても緊急交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では、あわせて液状化対策も講じるべきである。

鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。ひとたび首都圏の鉄道施設が被災すれば影響は計り知れず、都市機能の麻痺を招きかねないため、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。

首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送拠点や被災者の避難に重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備を進めていく必要がある。また、外貿コンテナふ頭では、耐震強化済みの岸壁が３バースと少ないため、震災時でも首都圏経済活動の停滞を回避するには、幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁についても更なる増設が不可欠である。

羽田空港は、東京港と同様に緊急支援物資の輸送拠点としても極めて重要な役割を担うが、国土交通省が２０１４年に策定した「首都直下地震対策計画」では、液状化により滑走路２本が使用できなくなる可能性があると予想されていることから、対策が急がれる状況にある。従って、耐震化、液状化対策を実施中のＣ滑走路等について、対策が早急に完了するよう、国に対する働きかけを強化すべきである。

**➢　上下水道、ガス・通信等の埋設管、共同溝**

東商の調査では、事業運営上、強化・拡充を望む防災対策としてインフラの耐震化（電気・ガス・水道、通信、鉄道、橋梁、港湾、空港等）を挙げる割合が６５．９％に達している。言うまでもなく、上下水道や電力・ガス・通信等のライフラインは都民生活、経済活動の継続のみならず首都中枢機能の維持にも不可欠な基盤であることから、埋設管の耐震化や、緊急交通路・緊急輸送道路等における共同溝の設置等について、国とも連携して推進していくべきである。

**➢　電線類地中化・無電柱化の推進**

電線類地中化・無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

東京都においても「東京都無電柱化推進計画」でセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を２０１９年度までに完了することに加えて、２０１７年９月からの東京都無電柱化推進条例の施行、また都道全線における電柱新設の禁止を指定した。

一方、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して低い状況にあるが、無電柱化の推進には多額の費用を要することがネックとなっている。従って、緊急輸送道路や、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状７号線の内側、都市機能が集積している地域、観光客が多く訪れる地域等から順次、無電柱化を推進していくことが求められる。

**➢　外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備**

首都圏三環状道路、中でも外環道（関越道～東名高速間）が完成すれば、都心に流入している通過交通が迂回できるようになるため、渋滞解消による高い経済効果に加え、首都圏におけるＣＯ２排出量削減効果、交通事故の減少など様々な整備効果が期待されていることから、都内経済界としても早期かつ着実な整備を強く望んでいるところである。

とりわけ、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、外環道（関越道～東名高速間）をはじめとした災害時に重要な役割を担う道路は早期に整備すべきである。

また、外環道の東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、未だルートが確定していない予定路線となっているが、同区間が開通すれば関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立され、東京および首都圏の国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線である。２０１６年２月、同区間の計画の具体化に向け、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会が設立されたが、この協議会の場などにおいて検討を進めて、環状道路機能を最大限発揮させるため、早期に東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画を具体化し、事業化していく必要がある。なお、事業化した際には、早期効果発言のため、まず東名高速から第三京浜までの区間（約４ｋｍ）について早期に整備していくべきである。

加えて、国道３５７号線（東京港トンネル東行き、多摩川トンネル、その他未整備区間）をはじめとした都内の交通円滑化や首都圏の都市間連携の強化に寄与する道路、都市計画道路、臨港道路等のさらなる整備も推進すべきである。さらに、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞についても早急に対策を講じるべきである。

➢　**災害時に道路が確実に機能するための措置の実施（道路啓開等）**

首都直下地震等の大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。これを解消するために、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動等に関する権限を付与するため、２０１４年１１月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、放置車両対策の強化を図るための措置が盛り込まれた。

この法改正の趣旨に鑑み、郊外側から都心部へ向けて効率的かつ迅速な道路啓開を実施するにあたり、国土交通省は道路啓開の考え方や手順、具体的な啓開方法に加え、事前に備えておくべき事項等を纏めた「首都直下地震道路啓開計画（初版）」を２０１５年２月に策定し、２０１６年６月に改訂版が公表された。本計画では、東京２３区内で震度６弱以上の地震が発生した場合に各方面からのアクセスが可能となるよう、放射方向の八方向のうちそれぞれ１ルートを最優先で啓開する八方向作戦を実施することとしている。

本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を国と緊密に連携し実施することで、実効性を十分に確保していくことが求められる。

また、首都直下地震等の大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状７号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。交通規制が実施されると、高速道路を通行中の自動車は付近の出口から降りることになり、環状７号線内側の道路を通行中の自動車は速やかに道路外の場所、または、環状７号線の外側の場所に移動することになるが、こうした規制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。

なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、都民一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

➢　**連続立体交差事業の推進**

連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから、鋭意推進していくべきである。

➢　**物流施設の耐震化、再整備の促進**

２０１３年度の「第５回東京都市圏物資流動調査」では、首都直下地震の想定最大震度が６強以上の区市町村内に立地している物流施設が東京都市圏全体の約５割を占めており、そのうち旧耐震基準で建設された施設が約３割超を占めていることが明らかになった。２０１５年末に公表された東京都市圏交通計画協議会の提言「東京都市圏の望ましい物流の実現に向けて」では、上記の調査結果を踏まえ、首都直下地震で東京都市圏の物流施設の活動が影響を受けた場合に懸念される物資流動量は小さくなく、物流を通じて都市圏内外の消費・産業活動に影響を及ぼす可能性を指摘している。

また、本提言では、大災害時にも維持可能なサプライチェーンの確保や被災地への円滑な支援物資供給に向けて取り組むべき施策として、立地需要のある郊外部等への物流施設の立地支援や、物流施設等の防災機能強化への支援、災害時のサプライチェーン・支援物資輸送を支えるネットワーク構築の必要性を提起している。

物流は、生産、流通、販売といった一連の経済活動に不可欠であるばかりか、緊急支援物資の輸送をはじめ、大災害時の迅速な復旧・復興にも極めて重要な役割を担うことは言うまでもない。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流施設の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

従って、老朽化した物流施設の建替えや集約化等の再整備、機能更新に対する税制優遇、施設整備のための財政支援の拡充を国へ働きかけていくことが求められる。加えて、大災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や防災設備の設置促進に加えて、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。

➢　**液状化対策に関する情報発信の充実**

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から

遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震の際の都心での地震動が全域で発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると思われる。

従って、ライフライン施設の液状化対策を推進していくとともに、住宅については、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等の情報提供、アドバイザー制度など、液状化対策に関する情報発信を充実していくことが重要である。

**②大規模水害に強い都市基盤の構築**

**➢　地下街、地下駅等の浸水対策（止水板の設置等）の推進**

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能を担う上で不可欠な施設であり公共性も有することから、ガイドラインの周知、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ対策、止水板の設置をはじめとした浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援など地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、安全対策に係る計画策定の支援等に一層取り組まれたい。

**➢　河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進**

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。その際、浸水面積は約１１０㎢、浸水区域内人口は約１２０万人に及び約５０㎢を超える範囲で２週間以上浸水が継続し、死者数は約２千人に及ぶ想定もある。また、ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。加えて、東証一部上場企業大手１００社のうち４２社の企業の本社や、銀行・証券・商品先物取引業３２社のうち１９社が浸水する可能性がある他、氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害は１７路線、９７駅、約１４７ｋｍとなる予測もあるなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。

更に、大型台風により東京湾に高潮氾濫が発生すると、千葉県、東京都、神奈川県の湾岸エリアを中心に約２８０㎢が浸水し、死者数は約７，６００人に及ぶ想定もある。

東京都は、東部低地帯において、水門、排水機場、堤防等の河川・海岸保全施設の耐震・耐水対策および東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策を、目標年次を設定した上で鋭意推進しているが、国と緊密に連携し着実に整備していくべきである。

特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤については、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックまでに整備を確実に完了することが求められる。

**➢　八ッ場ダム、高規格堤防等、ストック効果の高い根幹的治水施設の整備**

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、八ッ場ダムは利根川上流の全流域面積の約４分の１を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。更に、利根川首都圏広域氾濫では約３４兆円の被害が想定されていることから、八ッ場ダムはストック効果が非常に高い施設であり、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」では、八ッ場ダム建設事業は主要取組に位置付けられ、２０１９年度の完成を目指して建設が進められているところである。

加えて、直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、八ッ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を国と緊密に連携し着実に推進していく必要がある。

**（４）国や他の地方公共団体との連携強化等**

**①国との連携強化、国に対して働きかけるべき事項**

- **災害時における安定的な燃料供給手段の確立**

東日本大震災時には、宮城、茨城、千葉等の６製油所が稼働を停止し、平常時の約３割に相当する処理能力が失われた。こうした教訓を踏まえ、国は石油備蓄法を２０１２年１１月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する供給連携計画を義務付けるなど体制強化を図っているが、首都直下地震等の大災害発生時に燃料供給が確保されないと都内のみならず首都圏は大きく混乱し、都民生活や産業活動に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念される。

また、公的機関や民間の重要施設では非常用発電設備が確保されているが、スペース等の問題から重油等燃料の備蓄量が３日分に満たないなど限られているケースもある。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、広域での停電発生の可能性を指摘しているが、停電が発災直後から長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性も考えられる。その場合、ビル等の大規模建築物内の一時滞在施設では、照明や館内放送設備、エレベーター、スプリンクラー等が使用できず安全性が確保できないことから、やむを得ず、受け入れた帰宅困難者に対して施設からの退出を求めざるを得ないことも想定される。

従って、大規模災害の発生に備え、国において国家備蓄燃料の都内への供給ルートを具体的に設定するとともに、輸送手段を明確にするなど、燃料供給体制のさらなる強化に向けた対策を充実させることや、重要施設（災害拠点病院等の医療機関、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設等）、一時滞在施設や避難所となる施設へ安定的に燃料が供給される体制整備が実現されるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。なお、発災時でも生活用水を滞りなく利用できるようにすることや、冬の発災への備えとして、避難所等に水の容器、燃料用タンクやガスボンベ等を備蓄しておくことも肝要である。

- **首都直下地震等､大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進**

東京都と国は、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向け、一体となって首都直下地震対策を推進するため、合同の図上訓練等を実施し、首都直下地震対策を効率的・効果的に推進していくための取組みがなされているが、特に、東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた具体的な課題に関する協議を推進していくべきである。加えて、発災時の東京都と国の役割分担を明確にし、シミュレーション等を通じて一刻も早い復旧が可能となる体制を構築していくべきである。

- **首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大**

２０１３年１２月に首都直下地震対策特別措置法が施行され、２０１４年３月には同法に基づく緊急対策区域に東京都の全区市町村が、また首都中枢機能維持基盤整備等地区に千代田区、中央区、港区、新宿区がそれぞれ指定された。このうち、首都中枢機能維持基盤整備等地区については、同地区内の地方公共団体が計画を作成することで、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業（まちづくりと併せた緊急輸送のための道路の拡幅・公園の整備等）に係る開発許可等の特例や、備蓄倉庫や非常用発電設備室等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法の適用、道路占用の許可基準の特例（緊急輸送確保のための看板・標識の設置等）が受けられることになっている。

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備や、滞在者の安全確保を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区として、首都中枢機関の集積状況や、昼夜間人口等を考慮の上、上記４区が指定されたが、首都中枢機能の維持を図るには４区のみならず都市機能が高度に集積している地域を有する区域をより広範に指定することが望ましい。

- **事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立**

九都県市首脳会議は２０１６年７月に国に対して、地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。その中で、事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる事項として、上述した「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設に加えて、受け入れた帰宅困難者のための３日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。

前述の通り、首都直下地震時に行き場のない帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設の必要量は約９２万人分と想定されているが、現状は約３３万人分の確保にとどまり大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題であることから、上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

②他の地方公共団体との連携強化

➢　九都県市が連携した復興事前対策の充実と強化

首都直下地震等の大災害後の復旧・復興対策は内容が多岐にわたり、手続きや手順が複雑なものもあることから、予め関係者の合意形成を図りながら生活再建や市街地復興の基本方針、手順や手法等を取り纏めるなど、迅速かつ円滑な都市機能の復旧・復興を図るための事前準備を推進していくことが肝要である。

東京都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえて、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために２００３年に「東京都震災復興マニュアル」を策定し、２０１６年３月には東日本大震災後の法整備等や各種災害対応の経験等を踏まえて修正版を公表したことから、都民に対する周知に努められたい。また、首都直下地震は広域的な被害が想定されていることから、九都県市などが連携して事前準備を推進していくことが重要である。

また、東京都では、東日本大震災時に約３５２万人の帰宅困難者が発生した教訓から、帰宅困難者対策条例を制定し、２０１３年４月に施行している。また、首都圏全体では約５１５万人の帰宅困難者が発生し、都内のみならず首都圏全体での実効性をさらに高めていく必要性があることから、東京都区部と隣接もしくは至近にある地方公共団体において、帰宅困難者対策に特化した条例が制定されるよう働きかけられたい。

併せて、東京都は九都県市の枠組みを通じて、国に対する地震防災対策等の充実強化に関する提案活動や、合同防災訓練、ホームページ等を通じた情報発信に努めているが、首都直下地震は地震発生の場所が事前に特定できないことに加えて、都内のみならず首都圏全域に影響を及ぼすことから、首都圏内の地方公共団体が連携して取り組むこれらの活動について、より積極的に展開されたい。

➢　都内区市町村のＢＣＰ策定・更新に対する支援の強化

首都直下地震等の大災害の人的・物的被害や経済的被害を最小限に抑えるには、政府や企業におけるＢＣＰの遂行が非常に重要な要素となる。加えて、大災害時に地方公共団体は応急・復旧・復興対策の最前線に立ち、現場対応等に非常に重要な役割を担うことから、いかなる災害であっても機能不全に陥ってはならない。

しかし、東京都はＢＣＰを策定済であるが、消防庁の調査によると都内区市町村でＢＣＰを策定している割合は、２０１６年４月時点で約７割（６２区市町村中４６団体）にとどまっている。従って、東京都におかれては、東京の都市防災力の向上に向けて、未策定の地方公共団体に対する策定支援や、策定済の地方公共団体に対する継続的な見直しに係る支援、さらにはノウハウの提供や情報共有など、都内区市町村のＢＣＰ策定・更新に対する支援を強化していくことが求められる。

➢　他の地域の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

東京都はこれまでに「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会）」や「２１大都市災害時相互応援に関する協定」を締結し、九都県市においても２０１４年に「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」を締結したところである。こうした協定は発災時の応援要員派遣や救援物資提供に有効なことから、他の地域の地方公共団体やブロックとの協定締結も推進していくべきである。また、平時から協定締結先の地方公共団体等との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことも有効である。

以　上

２０１７年度第１２号
２０１７年１２月１４日
第７０１回常議員会決議

＜提出先＞　東京都知事・幹部、東京都議会議長、都議会各政党役員　等

＜実現状況＞

○セーフシティ東京防災プラン（２０１８年１月骨子発表・３月末策定）に、自助・共助の推進、女性視点の防災対策の推進等、多くの意見が反映。

○「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の一環として、東京都との都市防災に関する意見交換会を実施（２／１４）、帰宅困難者対策訓練（２／５）等を実施し、東京都との連携を強化。

○本要望及びアンケート調査により、「民間一時滞在施設備品購入費用補助金」の更新時利用等の適用の拡充が図られた。

## １５．知的財産政策に関する意見

人口減少下のわが国において「成長する経済」を実現するためには、生産性の向上が欠かせない。その切り札となるのは、イノベーションの創出やブランドの確立により、新たな需要を掘り起こす知的財産（知財）である。そのため、我々民間企業は、わが国経済の成長の原動力として、人材や設備に果敢に投資し、知財の創造、活用を積極的に進める必要がある。

こうした観点から、政府が、中小企業向け特許料金の一律半減制度を導入するための特許法改正法案を今国会に提出したことは画期的である。本制度は従来より商工会議所が要望してきたところであり、本法案の早期成立を望む。

世界に目を向ければ、特許出願件数が減少する日本に対し、米国の出願件数は増え続け、うち中小企業からの出願件数は約２６％と、日本の約２倍に上る。中国では、政府が２０１５年、「知財強国の建設」並びに２０２５年に中国の製造業が世界のリーダーとなる「中国製造２０２５」を目標に掲げ、特許出願や知財金融を奨励している。これに応えるように、中国における特許出願件数は今や日本の約４倍に達する。さらに米中両国では、知財を守るための企業活動も活発に行われている。こうした世界の動きを看過すれば、わが国企業は国際競争力の観点から不利となり、経済成長を停滞させかねない。

政府は現在、２０２５年～２０３０年頃を見据えた知的財産戦略ビジョンを検討しているが、こうした世界の潮流を踏まえ、知財を経済成長の重要な柱と位置付けるべきである。加えて、本ビジョンに向けた第一年目として、知的財産推進計画２０１８においては、「知財の創造、活用による中小企業の生産性向上」を政策目標の中心に据えることが必要である。

また、企業における知財の創造、活用を促進するためには、発明や研究開発を奨励する取組みとともに、知財が人材・設備投資の成果として尊重され、ビジネスにおいて安定的に利活用できることが極めて重要である。特に、中小企業からは、知財権の機能として、他社からの侵害の差止めはもとより、侵害に対する損害賠償額の引上げ、悪質な侵害の防止を求める声が強い。

さらに、わが国経済の最重要課題である地方創生を加速させるためには、地域経済の担い手である中小企業に対し、ＩｏＴ等で蓄積されるビッグデータやＡＩ創作物といった新たな情報財、コンテンツを含めた知財の活用への意識を高めることが肝要である。各々の地域や中小企業の多様な実態を踏まえて、きめ細かく、粘り強く支援していくことが不可欠である。

これらの基本的な考え方のもと、政府におかれては、知財戦略ビジョン、知財推進計画２０１８に、以下の政策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、地域や中小企業の知財の創造・活用に向けて自ら行動するとともに、政府、関係先に最大限の協力を行う所存である。

記

Ⅰ.中小企業の知財の創造、活用を促す知財紛争処理システムの構築を

経営資源に乏しい中小企業にとっては、思い切った投資により生み出した知財権が侵害されれば、企業の死活問題に即つながりかねない。中小企業の知財の創造、活用を促すためには、知財権によってビジネスをしっかりと守ることができるということが極めて重要である。訴訟の際に特許等が無効とされないよう特許庁が確実な審査を行うことはもとより、納得感の高い損害賠償額や証拠収集手続き、中小企業が権利侵害に泣き寝入りすることなく訴訟提起できる環境等が不可欠である。以上のことから、次の施策の実現を求める。

１．低すぎる損害賠償額の早期是正、悪質な侵害の防止

知財を侵害された中小企業からは、訴訟に要する費用が損害賠償額を上回る可能性が高いため、訴訟提起を見送らざるを得ないという声が上がっている。こうした状況では、中小企業は知財権の効果に懐疑的になり、特許権等を出願する意欲は高まらない。低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。

一方、損害賠償額の引上げは、その内容によってはわが国の訴訟環境を大きく変え、パテントトロール等が積極的に訴訟を提起する事態を招くとの指摘があり、この点に十分に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を早期に是正するために、特許法第１０２条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を講じるべきである。特に、同法第１０２条第３項の特許実施料相当額については、平成１０年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定できるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析がある。そのため、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るものとなるよう法定すべきであり、あわせて増額につながる考慮要素を明確にする必要がある。

また、中小企業からは、現行法では、悪質な侵害行為（例えば、故意侵害や、侵害判明後のライセンス交渉の引き延ばしといった不誠実な対応等）を防ぐことができていないとの指摘がある。諸外国の事例を参考に、悪質な侵害を防止するための制度について検討し、早急に対応すべきである。

さらに、弁護士費用については、相当因果関係が認められる範囲で認容され、一般的には損害賠償額の１割程

度を認める運用が多いと言われているが、特許権侵害訴訟における弁護士費用は債権回収を目的とした訴訟の３．５倍程度※かかるとされる。そのため、裁判所は、弁護士費用について、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法第７０９条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

※平成２９年２月特許庁「特許権侵害訴訟における訴訟代理人費用等に関する調査研究報告書」

２．特許権の安定性を高める確実な審査のための体制強化

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、３７％の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。懸念の払しょくのために、裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁の審査体制や能力を一層強化し、確実な審査を行うことが重要である。

３．訴訟提起前からの証拠収集手続きの強化

中小企業からは、侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいとの声が寄せられている。政府が今国会における特許法改正に盛り込む、「公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で、提訴後の証拠収集手続に関与できるようにする制度」並びに「書類提出命令・検証物提示命令の要件である書類・検証物の提出の必要性を判断するためにインカメラ手続を利用することができるようにする制度」を早期に導入する必要がある。

また、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が６割以上を占めている。中小企業による見込み違いの提訴を防ぐためには、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが重要である。一方、政府は、現行制度でも、公正・中立な第三者の技術専門家が執行官に同行することで、訴え提起前の証拠収集手続に関与できる制度（民事訴訟法１３２条の４第１項第３号、第４号）があり、また、秘密保持契約を締結することで技術専門家の秘密保持も担保できるとしている。政府は、訴訟提起前の証拠収集を求める中小企業が、こうした制度を容易に活用できるようにする必要がある。

４．中小企業が侵害に対抗するための支援を

（１）訴訟で得られる損害賠償額より、訴訟にかかる費用が上回ると、権利者は侵害訴訟の提起を躊躇し、権利侵害に泣き寝入りせざるを得なくなる。他方、現行の海外知財訴訟費用保険制度は、海外において現地企業から知財侵害を訴えられた際の弁護士費用等の補償に限られる。そのため、権利者、実施者、あるいは国の内外を問わず、知財訴訟の際にかかる弁護士費用が一定程度補償されるよう知財訴訟費用保険制度を拡充するとともに、中小企業に対する保険料の補助を行うこと。

（２）知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口に特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、侵害・訴訟への対応も含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化すること。

５．模倣品、海賊版をはじめ知財侵害には断固たる措置を

（１）取引先による技術やノウハウなどの知財の不当な吸い上げについて、公正取引委員会の「下請法に関する調査」等で実態調査するとともに、不当な行為を行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。

（２）政府は「模倣品・海賊版を許さない」との強い決意を国内外に表明するとともに、模倣品の被害を受ける中小企業に対し、外国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉等における在外公館やジェトロの積極的な関与などの支援を強化すること。

（３）仲裁制度の利用実績を調査分析するとともに、中小企業が仲裁制度を活用しやすくなるよう支援を講じること。

（４）一部の出願人による商標の大量出願については、正当な事業目的のもと商標の活用を望む企業が当該商標の登録を阻害されるといった事態が生じないようにしなければならない。そのため、商標登録出願の分割について、もとの出願の手数料納付を要件とする規定を設けることや、出願時に手数料の支払のない商標登録出願を認めないことについて検討するなどの措置を講じること。また、仮に手数料が納付された場合でも、大量出願を繰り返す出願人については、商標法第３条第１項柱書や商標法第４条に基づき、厳正に対処すること。

Ⅱ．中小企業の知財権取得を後押しする施策を

知財権取得・維持に係る高いコストや煩雑な申請手続きは、中小企業の権利取得意欲を削ぐ大きな要因となっている。そのため、政府が目指している中小企業向けの特許料金の一律半減制度の導入は極めて重要であり、本制度の手続きをできる限り簡素化するとともに、積極的な周知啓発を通じて中小企業の活用を広めていくことが必要である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

１．特許料金の一律半減制度を盛り込んだ特許法改正法案の早期成立を

（１）中小企業による特許取得を促進するため、中小企業を一律に対象とした特許料金の半減制度を含む特許法改正を早期に実現させること。また、中小企業の制度活用を促すために、全国津々浦々において本制度はもとより特許取得の経営上のメリットを分り易く周知啓発する説明会を継続的に開催すること。

（２）２０１８年知的財産活動調査（特許庁）によると、国内特許出願件数の２０１５年から２０１７年の年平均増減率は０．２％減と見込まれるところ、うち情報通信業は業種別で最も高い１８．１％増と推計されている。ベンチャー企業を含め情報通信業の知財の取得・活用を一層促進するため、経営に知財を活用することの効能（例えば、新規取引先の開拓、取引価格の適正化、模倣品の阻止、他社との差別化・ＰＲ、社内人材の育成等）について好事例を紹介するなど普及啓発に一層取り組むこと。また、事業承継・第二創業を機に、ＩＴ化やナレッジマネジメントの推進に取り組む企業が見られることから、知財活用や生産性向上について、それぞれの実態に合ったきめ細かい支援を講じること。

（３）産業競争力強化法に基づく中小・小規模企業、ベンチャー企業の特許料等の減免措置の期間（平成３０年３月末まで）を延長すること。

（４）特許料の一律半減制度と同様の制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること。

（５）中国における国の補助制度や優れた知財を有する企業への税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること。

２．「もっと分かり易い、もっと簡単な」申請手続きを

（１）審査請求、早期審査、減免制度の申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善すること。

（２）減免制度等の申請が簡易化されるよう様式を工夫（例：該当事項にチェックを入れる方式など）するとともに、申請要件等については宣誓※に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。

※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。但し、虚偽申告（宣誓）の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。

（３）外国出願支援事業に係る補助金について、公募期間の延長、採択企業数の拡大を行うこと。また、本事業並びに各自治体等における国内外の出願支援補助金について、受付は通年で行い、予算確定後、直ちに利用できるよう改善すること。

（４）複数国への出願に係る優先権書類の電子的交換制度について、意匠・商標への適用や参加国の拡大に向けて取り組むこと。

Ⅲ．地域・中小企業の知財の徹底活用による地方創生の加速化を

わが国にとって、疲弊した地方を再生する地方創生の加速は最重要課題である。地方創生を加速させるためには、地域経済の担い手である中小企業に対し、知財活用意識の醸成、地域の多様な主体との連携を促進することが効果的である。あわせて、中小企業が、新たな地域資源の発掘による新商品・サービスの開発、既存の地域資源のブランド化、コンテンツの活用などに向けて、積極的に投資するよう環境を整備することが必要である。そのために、以下の施策を講じられたい。

１．地域の連携による戦略的な知財活用を

（１）国・都道府県は、「地域知財活性化行動計画に基づく都道府県の特色を踏まえた平成３１年度までの目標」の達成に向けた取組みについて、ＰＤＣＡを導入し、確実に目標を達成すること。

（２）地域経済産業局は、各地に設置している知財総合支援窓口を中心に、都道府県等との連携を強化し、知財に係る人材育成（発明、研究開発の奨励・助成、経営者への知財活用の普及啓発等）、弁理士等の専門家活用、外国出願などにおける国や自治体等の最新の支援策をワンポータルに一括して分り易く紹介し、中小企業等が常に活用できるようにすること。

（３）各地域において産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度を整備すること。（山口大学や徳島大学、東京大学ＴＬＯの特許開放モデルの展開）。

（４）企業・大学等によるオープンイノベーションや事業連携を後押しし、知財や技術の活用を促進すること。その際、大企業等が中小企業の保有する技術やノウハウの保護に十分配慮するよう指導するとともに、中小・ベンチャー企業とのマッチングに積極的に取り組む大企業等について顕彰等の後押しをすること。

（５）知財戦略構築等支援事業の実施にあたっては、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も支援を受けられるように対象を拡大すること。

（６）パテント・ボックス税制（知財権に起因する収益に対する税負担の軽減）について、各国の状況も踏まえながら整備に向けた検討を行うこと。

（７）わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、

オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図ること。

２．地域資源のブランド化・権利化による需要取り込みの後押しを
（１）制度創設から１０年を超えた地域団体商標について、その経済効果を分析し、一層効果を上げるための追加的な措置を検討し、実施すること。また、地理的表示保護制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横展開を強力に行うこと。
（２）都道府県・市町村が独自で、あるいは地方創生推進交付金等を活用して行う、販売支援に係る助成事業（マーケティング、販路開拓、見本市への出展の補助等）について、都道府県等は地域団体商標や地理的表示を取得した権利者を優先的に採択すること。また、模倣品等の侵害対策に強力に取り組むこと。
（３）ドイツ（ナイフ）やチェコ（クリスタル）、インド（陶器）など海外では伝統工芸品や地域の工業製品などが地理的表示保護制度の対象となっており、わが国においても非農林水産品まで対象を拡大すること。

３．中小企業の積極的な投資を後押しする知財金融の促進を
（１）中国においては、知財を担保にした融資額を２０１５年の７５０億元（約１兆３千億円）から２０２０年に１，８００億元（約３兆円）に増加させることを目標としている。これを踏まえ、中国における知財金融を研究し、わが国における一層の知財金融の拡大を図ること。
（２）金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」の拡充など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を強力に進めること。また、特許、商標など知財の活用を切り口とした政府系金融機関による融資制度（低金利、無担保貸付等）を創設すること。さらに、融資金額、金利水準、返済期間等の観点からの知財金融の実態の分析や、知財に対する目利き力の強化に向けた金融機関に対する人材育成や専門家との連携の支援などに取り組むこと。
（３）知財金融の促進のため、知財の経済的価値の数値化・指標化に向けた研究分析について、知財侵害訴訟における損害賠償額の評価等を含めて取り組み、広く提供すること。

４．中小企業の知財戦略を総合的に支える人材の育成を
（１）中小企業にとっては権利化のみならず、ビジネスモデルの構築が重要である。経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること。
（２）地域経済産業局は、各地に設置している知財総合支援窓口を中心に、都道府県等との連携を強化し、知財に係る人材育成（発明、研究開発の奨励・助成、経営者への知財活用の普及啓発等）、弁理士等の専門家活用、外国出願などにおける国や自治体等の最新の支援策をワンポータルに一括して分り易く紹介し、中小企業等が常に活用できるようにすること。（再掲）
（３）キャラクターの活用に際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域が存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。
（４）知的財産管理技能検定の一層の周知を図り、資格取得に向けたカリキュラムを提供するなど、１社に１人、知財管理人材を配置できるよう支援を行うこと。
（５）国・地方自治体が連携して知財教育を推進するため構築された知財創造教育推進コンソーシアムの活性化により、少年少女発明クラブの活動を含め小中学校からの知財教育（発明やアイデアの楽しさや、模倣品・海賊版といった権利侵害に対する教育等）を全国において早期に展開すること。また、小中学校からの知財教育について指導者の確保・育成を支援すること。

５．世界をリードする知財システムの構築を
（１）スーパー早期審査における外国出願等の要件緩和の対象については、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も含めること。
（２）中小企業が、標準必須特許に係るホールドアップ問題等に直面すると、ビジネスへの影響が非常に大きく、事業の存続自体が危ぶまれる可能性がある。標準必須特許のライセンス交渉に関する最新情報や政府の取り組みを分り易く周知し、標準必須特許の利活用を円滑化するとともに、紛争の防止や迅速な解決ができるよう、ガイドラインを含めて環境を整備すること。
（３）政府が目指す、データの利活用促進に係る不正競争防止法の改正および同法改正に係るガイドラインについて幅広く周知を行うこと。また、改正後も国内外の情勢や運用状況等を調査・分析し、制度の在り方について適宜見直しを行うこと。

６．国際競争力強化に向けた標準化・認証の活用促進を
（１）主要産業に止まらず、ニッチ産業においても、わが国中小企業の優れた技術やノウハウを生かし海外需要を取り込むことができるよう、各国間における規格・基準など規制の統一や調和を強力に推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準など規制の相互承認を推進すること。

（２）中小企業に対して、新市場創造型標準化制度や標準化活用支援パートナーシップ制度など、国際標準化に関する政府の取り組みや最新情報を分り易く紹介するとともに、国際標準や認証等を活用した中小企業の好事例の展開を強化すること。また、地方の中小企業へ標準化を普及させるために、東京など主要都市で行われている説明会をインターネットで配信すること。
（３）中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担は大きく、海外展開を躊躇する要因の一つとなっていることから、一部の自治体では、その地域の中小企業を対象に助成制度を設けている。政府は、全国の中小企業が国際認証（例えば、ＥＵにおけるＣＥマークなど）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設すること。
（４）工業標準化法改正に伴う日本工業規格（ＪＩＳ）のサービス分野等への対象拡大にあたっては、企業やサービスの利用者等のユーザーの意見を踏まえ、新制度が広く活用されるよう分り易くＰＲすること。また、サービス分野の標準は、担当省庁が複数にまたがる恐れがあるため、標準化を検討する企業がワンストップで相談できる窓口を創設すること。

Ⅳ.国内外の需要拡大・獲得に向けコンテンツの戦略的な展開を

世界のコンテンツ市場規模（日本を除く）は、２０１４年から２０２０年までに年率３．９％の成長が見込まれている中、わが国のコンテンツ市場規模は横ばい傾向となっている。わが国コンテンツ産業が更なる成長を遂げるためには、国内外の需要拡大・獲得に向けて積極的かつ戦略的に展開することが必須である。また、インターネットによるコンテンツ展開が加速する中、模倣品・海賊版等の著作権侵害コンテンツの取り締まりは重要性を増しており、政府間協議等を含め徹底的な対策を粘り強く実施していくことが必要である。以上のことから、次の施策が必要と考える。

１．官民連携による海外市場・新市場の開拓を

（１）新興国等では海外のコンテンツに対し規制等を設けているところがあり、わが国コンテンツ産業による事業活動を困難にしている。政府は、各国における規制等の動向について、迅速に情報収集・提供するとともに、各国政府に対し、当該規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること。
（２）政府は、国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、Ｊ－ＬＯＰ事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（ＢＥＡＪ）事業、映画の振興施策に関する検討会議報告書（２０１７年３月）を踏まえた事業等について連携強化を図ること。
（３）Ｊ－ＬＯＰ事業に係る補助金については、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間を大幅に拡大すること。
（４）コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行うため、政府は分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、及び著作権をはじめとする知財権ごとの海外との収支等の統計を整備すること。

２．海賊版・模倣品の取締強化・撲滅を

（１）海賊版・模倣品対策については、拡散防止条約（ＡＣＴＡ）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
（２）侵害サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトや侵害コンテンツに誘導することで広告収入を得る行為などの仕組み、収益構造といった全容を解明し、取締り強化に向け法制面・技術面など多様な対策を早急に行うこと。

３．コンテンツの創造・利活用を促進する制度整備を

（１）文化審議会著作権分科会報告書（２０１７年４月）に盛り込まれた柔軟性のある権利制限規定について、著作権法改正の早期実現とともに、その内容を広く、丁寧に周知し、著作権者の権利が適切に保護されるようにすること。また、著作物の利用円滑化のため、著作権者不明等の場合の裁定制度の改善や、権利情報を集約したデータベース等によるライセンシングの環境整備等に向けて取り組むこと。
（２）放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等について周知啓発を強化し、コンテンツ制作現場に適切な利益が還元されるよう取引環境を整備すること。

以　上

２０１７年度第１３号
２０１８年　３月１２日
第７０４回常議員会決議

＜提出先＞知的財産戦略本部、経済産業省、特許庁等関係省庁、東京都、各政党　等

## １６．アンブッシュマーケティング（便乗商法・便乗広告）の制限に関する意見

○アンブッシュマーケティングの制限については、商標法、不正競争防止法等の既存の関連法によって対応すれば十分であり、２０２０年大会を「日本全体の祭典」とするための今後の機運盛り上げに水を差しかねない新たな法制化には反対である。

○政府、東京都、大会組織委員会をはじめとする関係機関におかれては、スポンサーの利益を守ることと、国民や選手のためのオリンピック・パラリンピックとなることとのバランスを適切に図りながら、今後の準備・対策を進めていただくことを望む。

１．オリンピック・パラリンピック招致支援活動に注いできた商工会議所の思い

東京商工会議所は、２００６年からオリンピック・パラリンピック東京招致の支援活動に取り組んできた。オリンピック・パラリンピックの開催は、「活力ある社会の構築」「都市再生による地域経済の活性化」「次代を担う青少年の育成」に繋がるものと確信し、招致実現に向けた様々な活動を展開してきた。東日本大震災が発災してからは、復旧・復興・再生を果たしていく過程において、日本国民が心を奮い立たせ、夢を持てるような「共通の目標」が必要との認識のもと、被災地をはじめとする全国の商工会議所の総意を得て、招致支援活動に一層、力を注ぎ取り組んできた。

とりわけ、当時、最大の課題であった国内支持率の向上に向け、招致ＰＲイベントの開催や２５万枚に及ぶ全国へのポスター掲出など、組織を挙げて活動を展開した。こうした我々商工会議所の活動は、２０１３年にＩＯＣに提出された「立候補ファイル」において、『東京商工会議所をはじめとした全国の商工会議所から、招致に向けた力強い支援がある』と明記されたところであり、招致実現に貢献したものと認識している。

商工会議所としては、招致時においても、そして現在においても、２０２０年大会が多くの地域・企業・学校等が関わることができる大会となり、大会を契機として社会全体が活性化することを期待しており、政府が基本方針に掲げる「国民総参加による『夢と希望を分かち合う大会』」の実現を強く望んでいる。

２．「アンブッシュマーケティング（便乗商法・便乗広告）の制限」を巡る動向等について

２０２０年大会の招致が決定して以降、各地の商工会議所や会員企業から、大会を契機とした地域振興・経済活性化に向けた活動や機運盛り上げについて、主体的に取り組みたいとの声が多く寄せられたものの、大会エンブレムや五輪マークの使用、「オリンピック、パラリンピック」の名称およびそれらを連想させる表現が使用できないことから、具体的な活動を行うことが困難な状況となった。

商工会議所・商工会等の非営利団体であれば実施が可能な「応援マーク」の使用においても、スポンサーに配慮した制約があり、地元のイベントや祭りを応援プログラムに申請しようとしても、審査において、協賛企業名が入らないようにという指摘や収益事業（物販）がないようにといった指摘が多く、結果的に応援マークの使用申請をあきらめたという声が多く寄せられている。

これらのケースは、各地商工会議所が関係する地域のイベント・祭り等で大会機運の盛り上げを図ろうとしたものであるが、当該イベント・祭りは、従来から地域活性化、産業振興、文化・伝統の継承等を目的に地元企業の協力を得ながら実施しているものであり、言うまでもないが、オリンピック・パラリンピックの開催に便乗して利益を得ることを目的に新たに企画されたものではない。

また、先月、開催された平昌オリンピックにおいても、選手の所属大学・企業が壮行会やパブリックビューイングを自由に開催できないことが問題となった。

オリンピック・パラリンピックの円滑な運営は、スポンサー企業の多大な貢献によって支えられており、スポンサーの利益を守るのは当然のことであり重要である。しかしながら、オリンピック・パラリンピックはスポンサーのためだけにあるのではなく、選手や国民のためにもあるものと理解している。これまで選手を育成・支援してきた学校・企業・地域の方々が選手を激励・応援、また、健闘を讃えようとする壮行会やパブリックビューイングの実施について、スポンサーの利益を損なうとして制限をかけることは、国民の立場からすると違和感を覚える。

日本は世界有数の知的財産保護国であり、立候補ファイルに記載されているとおり、商標法、不正競争防止法等の知的財産関連法によって保護されている。悪意あるアンブッシュマーケティングに対しては、現行法で厳正に対処するべきであるが、純粋に大会を盛り上げようとする地域の活動や応援にまで制限をかけることは行き過ぎであると言わざるを得ない。ましてや、アンブッシュマーケティングを制限するために新たに法制化することについては、２０２０年大会を「日本全体の祭典」とするための今後の機運盛り上げに水を差しかねず、反対である。

３．２０２０年大会に向けて

２０１３年９月にブエノスアイレスで開催されたＩＯＣ総会における、招致の最終プレゼンテーションの際、日本は世界に対して、「『おもてなし』の心でお迎えし、来訪者すべてに生涯忘れ得ぬ思い出とする」ことを約束した。この「おもてなし」を実践するのは、外国人観戦客が訪れる飲食・小売・サービス業をはじめとする各地の企業であり、さらには街なかで外国人観戦客と触れ合う国民である。また、２０２０年大会の会場は物流・通勤が集中する臨海部や都心部に多く、大会輸送の円滑化と国民・経済活動の安定の両立が課題となっており、これらの課題解決に向けて全国の荷主を含む国民的な協力が必要である。大会の成功は、スポンサー企業の貢献と、多くの国民、企業、地域の理解・協力が一体となって実現できるものと考える。

先般、大会組織委員会においては、地域からの声に応じて、自治体による商店街の街路灯でのフラッグ掲出について、一定の制約がある中でも、実施できるケースを明示された。政府、東京都、大会組織委員会をはじめとする関係機関におかれては、スポンサーの利益を守ることと、国民や選手のためのオリンピック・パラリンピックとなることとのバランスを適切に図りながら、今後の準備・対策を進めていただくことを望む。

商工会議所としては、２０２０年大会が多くの人々の記憶に残る素晴らしい大会となり、わが国の更なる飛躍に繋がるよう、招致の時と同様に組織一丸となって政府、東京都、大会組織委員会の活動に参画・協力して大会の成功に貢献していくとともに、大会後の会員企業や地域のレガシー形成を見据えた活動を展開しながら大会機運醸成に努めていく所存である。

以　上

２０１７年度第１４号
２０１８年　４月１２日
第７０５回常議員会追認予定

＜提出先＞政府、東京都、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会　等

## １７．女性の活躍推進に向けた意見

１．現状認識

わが国は少子高齢化により人口減少社会に突入しており、総人口は２０５３年に１億人、生産年齢人口は２０５６年に５千万人をそれぞれ下回ると予想されている。また、日本商工会議所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、「人手不足」と回答した割合が３年連続で上昇し、直近の調査では６割に達するなど、人口減少による人手不足問題はかつてないほどの危機に直面し、今後さらに深刻さが増していくと予想されている。特に地方では人手不足が顕著であり、対応が急務である。

そうした中、女性をはじめとした多様な人材の活躍が期待されている。女性の就業率（２５歳～４４歳）は、１９８７年から２０１７年までの３０年間に５７．８％から７４．４％と１６．６ポイント上昇し、とりわけ近年の上昇率は顕著である。これに伴い、M字カーブの底は大幅に上昇し窪みが浅くなるとともに、全体的に上方へ大きくシフトしている。このように女性の労働参画は着実に進みつつあるが、女性の非労働力人口２，８０３万人（２０１７年）のうち就業希望者（在学中を除く）は２３１万人いることから、さらなる労働参画が期待される。

一方、仕事と育児との両立の難しさ等から、妊娠・出産を機に退職する女性は少なくない。政府は女性活躍推進法を２０１６年４月に全面施行し、大企業等に一般事業主行動計画の策定・届出・周知・公表および女性の活躍に関する情報公表を義務付けたが、日本商工会議所が実施した調査（※―１）では８割の企業が女性の活躍を推進している一方で、そのうち６割の企業が様々な課題を抱えていることから、促進すべき取組は多い。

特に、保育の受け皿整備について、政府は２０１７年６月に「子育て安心プラン」を公表したが、女性の就業率と保育利用率は年々上昇し想定を上回る保育ニーズが顕在化したことで、保育の受け皿量が拡大しているにも関わらず待機児童数は増加傾向にあることから、女性の活躍推進に向け、待機児童対策は喫緊の課題である。

女性の活躍推進に向けた環境を整備し、多くの企業が自社の実情に応じて社内体制を構築していくことは、女性が持てる能力を最大限に発揮することにつながり、ひいては女性ならではの発想や視点に基づくイノベーションの創出や企業価値・業績の向上を通じて、わが国経済・社会の成長・発展に寄与することから、国に対する要望事項をはじめ商工会議所の意見を下記により申し上げる。

２．国に対する重点要望事項

（１）待機児童解消に向けた取組の推進

①「子育て安心プラン」に基づく受け皿の整備、保育人材の確保

政府は「待機児童解消加速化プラン」において、２０１３年度から２０１７年度末までの５年間で新たに５０万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することを公表した。同プランに基づき、補助等を通じて地方

自治体の保育所開設を促し、処遇改善等により保育士の確保を図るとともに、２０１６年度から企業主導型保育事業も導入したことで、２０１３年度から２０１７年度までの５年間で新たに約５９．３万人分の保育の受け皿を確保する見込みである。

しかし、保育の受け皿量は拡大しているにも関わらず、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチ、また保護者の潜在ニーズの顕在化など想定を上回る保育ニーズにより待機児童は解消されず、２０１４年から２０１７年にかけて３年連続で待機児童数は増加し、２０１７年４月時点での全国の待機児童数は約２万６千人に達している。

こうした状況を踏まえ、政府は２０１７年６月に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童解消に必要な受け皿約２２万人分の予算を２０１８年度から２０１９年度末までの２年間で確保し、遅くとも２０２０年度末までの３年間で全国の待機児童を解消することや、M字カーブを解消するために２０１８年度から２０２２年度末までの５年間で女性就業率８０％に対応できる約３２万人分の受け皿を整備していくことを公表した。その後、２０１７年１２月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て安心プラン」を前倒しし、２０２０年度末までに３２万人分の受け皿を整備していくことが表明された。

日本商工会議所・女性等活躍推進専門委員会、東京商工会議所・多様な人材活躍委員会のもとに設置した「働く女性のための検討会」では、本意見の策定にあたり企業の第一線で働く女性がメンバーとなり、女性活躍推進に関する討議を行ってきた。この討議では、出産後も就業を継続していくには「保育所・学童保育の受け皿整備が最も重要」であるとの意見が多く、商工会議所としても待機児童の解消は喫緊の課題と考えている。

従って、この「子育て安心プラン」に基づく施策により待機児童を早期に解消するとともに、女性就業率８０％に対応できる３２万人分の受け皿を目標とする２０２０年度末までに着実に整備すべきである。

また、地方自治体が保育所を整備する際の課題として「保育士の確保」を最も多く挙げている調査結果もあることから、処遇改善等を通じて、保育の受け皿拡大を支える人材確保にも鋭意取り組んでいく必要がある。

加えて、幼稚園は定員に余裕があることから、「子育て安心プラン」に基づき、幼稚園から認定こども園への移行促進や一時預かり事業（幼稚園型）を活用した２歳児の受け入れ推進など、幼稚園における２歳児の受け入れや預かり保育の推進に取り組んでいくことや、後述の通り保護者のニーズに基づき病児・病後児保育事業を拡充していくことも重要である。

②整備すべき受け皿量の精査

上記の通り、政府は「子育て安心プラン」、「新しい経済政策パッケージ」に基づき２０２０年度末までに３２万人分の受け皿を整備していくことにしているが、追加で整備が必要な保育の受け皿は３２万人分を大きく上回る８９万人分であるとの民間試算がある。必要な受け皿整備量は待機児童解消の根幹に関わる極めて重要な要素であることから、精査すべきである。

また、２０１７年度末までは地方自治体によって待機児童数に含めるかどうかの判断が分かれていた「保護者が育児休業中で復職の意思がある者」や、入園申込み自体を断念している保護者が少なくないため、いわゆる「隠れ待機児童」が多く存在しているとの指摘もある。従って、２０１８年度から全面適用される待機児童の新定義（※―２）等に基づき保育ニーズの実態をより詳細に把握するとともに、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチの解消に努めるべきである。

③企業主導型保育事業の周知、マッチングの実施

企業側の関心も高く保育の受け皿拡大に寄与している企業主導型保育事業は、設置主体の６割が中小企業であり、共同設置・共同利用が４割を占めている。しかし、制度の認知が進んでいないとの指摘があることから、中小企業がより利用しやすくなるよう、助成内容等の制度概要や企業主導型保育所の設置に係る好事例の周知はもとより、設置を検討している中小企業同士、さらには中小企業と保育所の運営を担う保育事業者とのマッチングに取り組まれたい。

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、日本・東京商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源も合わせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

また、多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引き上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引き上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が０．２５％から０．４５％に、２０１８年度の料率は０．２９％に引き上げられる見込みだが、事業主拠出金の６割弱は中小企業が負担していることから、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引き上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

なお、企業主導型保育所の設置場所と待機児童が多く存在する地域にギャップが生じていることに加え、特に

都市部については一般の保育所と同様に、高い地代が運営の障害となっていることも想定されることから、企業主導型保育事業の運用にあたっては地方自治体と十分に連携していくことが求められる。

④都市部における取組の加速
都市部では、マンション建設や大規模開発等に伴う就学前人口の増加や共働き世帯の増加、保育所等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れなど、都市部特有の事情により受け皿量が不足していることから、全国の待機児童数の７割超は都市部が占めている。都市部など待機児童数が高止まりしている地域では、こうした都市部特有の事情を踏まえ、国有地や都市公園、鉄道関連施設の活用、大規模マンション等への設置、保育コンシェルジュの設置促進による相談・情報提供に係る体制の強化など、待機児童解消に向けた多様な取組を加速していくことが求められる。

⑤「待機児童緊急対策地域」制度の積極的な運用
保育の実施主体である市区町村単独での取組に加え、都道府県による広域的な待機児童対策を促すために、待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国が「待機児童緊急対策地域」に指定し、指定された地域内の待機児童解消への支援策を強化していくことが盛り込まれた「規制改革推進に関する第２次答申」が２０１７年１１月に策定され、根拠法となる改正子ども・子育て支援法が審議されているところである。
この措置により、都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者等が参加する「待機児童対策協議会」が設置され、保育に関わる情報の共有化や、区境をまたぐ広域的な保育所の利用、市区町村間で異なる申込みに係るシステムや様式、利用調整に係る点数付けの基準、保育料等に関する調整、国が定める人員配置基準や面積基準を上回る地方自治体独自の上乗せ基準の見直し、多様な主体による保育所の参入、待機児童数の算出の適正化、保育の受け皿拡大を支える人材確保が促進されることから、待機児童数が高止まりしている地域を抱える都道府県へ積極的に働きかけ「待機児童緊急対策地域」に指定していくことで、所要の施策を強力に推進していくことが期待される。

（２）放課後児童クラブの拡充
①「放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿の整備
小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学生に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブは、保育施設と同様に女性活躍推進のための重要な基盤である。しかし、待機児童数は２０１１年以降増加傾向にあり、２０１７年５月時点での全国の待機児童数は約１万７千人に達していることから、「小１の壁」と言われている。この「小１の壁」を打破し、女性が持てる能力を最大限に発揮できる環境を整備していくには、政府が２０１４年７月に公表した「放課後子ども総合プラン」に基づき、２０１８年度末までに放課後児童クラブの約３０万人分の新たな受け皿を着実に整備していくべきである。

②整備すべき受け皿量の精査、新たな「放課後子ども総合プラン」の策定
女性の就業率と保育利用率は年々増加傾向にあり、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿がさらに整備されることから、今後、放課後児童クラブに対する需要もそれらと連動してさらに増えていくものと思われる。従って、必要な受け皿整備量を精査するとともに、新たな「放課後子ども総合プラン」を「子育て安心プラン」と連動した形で早急に策定し、新プランに基づいて放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大を着実に進めていく必要がある。

③開所時間の延長
放課後児童クラブの終了時間は、１８時半を超えて開所しているクラブが５５％を占め増加傾向にあるものの、１８時半までに終了する放課後児童クラブが未だに多く、就業継続の妨げや労働時間の制約要因になっているとの声があることから、開所時間の延長に取り組んでいく必要がある。また、民間事業者が、柔軟な開所日の設定や行き帰りの送迎、食事の提供、習い事などを実施しているケースもあるが、保護者の多様なニーズに対応すべく、こうした取組を後押ししていくことが望ましい。

（３）女性活躍推進法の周知とインセンティブの拡充
①一般事業主行動計画について
政府は女性活躍推進法（１０年間の時限立法）により、常時雇用する労働者数が３０１人以上の大企業等を対象に、２０１６年４月から女性活躍推進のための一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局への届出・公表等を義務付けている。厚生労働省によると、常時雇用する労働者数が３０１人以上の大企業等における一般事業主行動計画の届出数は２０１７年１２月末日現在で１６，０７１社、届出率は９９．７％であり、策定・届出・公表が義務付けられた企業のほぼ全てが既に対応している。
これに対して、常時雇用する労働者数が３００人以下の中小企業等は一般事業主行動計画の策定・届出・公表等が努力義務となっているが、届出数は上記期日時点で３，８６６社にとどまっていることから、女性のさらなる活躍推進には企業数の大宗を占める中小企業が自発的に一般事業主行動計画の策定・届出・公表に取り組むな

ど対応を進めていくことが期待される。
　そのためには、計画を策定することの効果や、女性の活躍に向けた取組を積極的に行っている企業の好事例を中小企業へ広く周知していくことに加え、厚生労働省が運営している「女性活躍推進企業データベース」での計画および女性の活躍に関する情報の公表や、「えるぼし」認定、公共調達における加点評価、日本政策金融公庫による低利融資、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）など、策定することのインセンティブを拡充していくことが求められる。さらに、一般事業主行動計画の策定・届出・公表等に係る手間をなるべく少なくしていくことや、本件に関して複数あるリーフレット・パンフレットを整理統合することで企業側へ分かりやすく簡潔に情報提供していくことも重要である。
　また、女性活躍推進法施行後３年の見直し（※―３）にあたっては、中小企業における女性活躍推進の効果をしっかりと検証した上で、インセンティブの拡充等さらなる方策を講じていくべきである。
　なお、一般事業主行動計画の策定から具体的な取組の実施に至る過程は、１）自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、２）状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、３）行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、４）女性の活躍に向けた取組の実施、効果の測定となっているが、計画を策定した企業において、この過程をＰＤＣＡサイクルとして確立し、女性活躍推進の実効性を高めていくことが望まれる。また、計画の策定・届出・公表等は中小企業にとって努力義務であるが、これを女性活躍推進に向けたきっかけや動機付けとして前向きに捉え、多くの中小企業が実践していくことが期待される。

②「えるぼし」認定について（女性活躍推進法に基づく認定）
　一般事業主行動計画の策定・届出をした企業のうち、１）採用、２）継続就業、３）労働時間等の働き方、４）管理職比率、５）多様なキャリアコースの各評価項目において女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の「えるぼし」認定（※―４）を受けることができる。また、５つの評価項目を満たす項目数に応じて、一つ星から三つ星まで３段階の「えるぼし」認定が取得できる仕組みとなっている。
　「えるぼし」認定を取得することのメリットとして、「えるぼし」マークを自社商品や広告に付すことを通じて女性活躍推進企業であることをＰＲできることや、ＰＲにより人材確保や企業イメージの向上等につながること、さらには公共調達において一般事業主行動計画の策定・届出等をした中小企業を上回る加点評価をされること等が挙げられる。
　しかし、「えるぼし」認定の取得企業数は、２０１７年１２月末日現在で、常時雇用する労働者数が３０１人以上の企業では３９９社、同３００人以下の企業では１００社で、合計４９９社にとどまっている。また、一般事業主行動計画の策定・届出企業における「えるぼし」認定の取得率は、３０１人以上の企業で２．５％、３００人以下の企業でも２．６％にとどまっていることから、一般事業主行動計画の策定・届出等が「えるぼし」認定の取得につながっていない状況である。
　「えるぼし」認定は女性の活躍推進に向けた機運醸成に寄与する制度であることから、認定企業数を大幅に増加させていくことが求められる。そのためには、認定制度のさらなる周知に加え、一般事業主行動計画の策定・届出等と「えるぼし」認定の取得申請を一体でできるようにすることや、同計画の策定・届出等をした企業に対する「えるぼし」認定の取得促進に向けた取組の強化、公共調達における加点評価等のインセンティブを拡充していくことが求められる。

３．国の施策に対する要望事項

（１）認可保育所の入所承諾時期の前倒し

　認可保育所の入所承諾は概ね２月半ばから２月末にかけて行われることが多く、４月１日からの職場復帰を考える女性にとって勤務先へ復職の意思表示をする期限に間に合わないケースがあることから、「入所承諾時期を前倒ししてほしい」との生の声が多く聞かれる。一方、企業側にとっても、入所承諾時期が前倒しされることで、職場復帰を考える女性を考慮した上で４月１日付けの人事配置を検討できることから、同様の生の声が人事担当者からも多く聞かれている。
　認可保育所の入所承諾時期の前倒しは、職場復帰を考える女性、企業側の双方にメリットがあることから、国は地方自治体に対して認可保育所の入所承諾時期を前倒しするよう働きかけられたい。

（２）保育所の空き状況等を検索できるポータルサイトの構築

　職場復帰を考える女性等が「保活（※―５）」を行う際に、保育所の空き状況をはじめとした情報を自ら収集する必要がある。こうした中、仕事と子育てを両立している女性から、「都市部は待機児童数が多いので保育所へ確実に入所できるよう、保育定員に余裕がある地方自治体や保育所を調べて、わざわざ引っ越しをした」、「入所選考に係る点数付けの基準が地方自治体ごとに異なるので、情報収集に苦労した」、「認可保育所に入所できない場合の保険として認可外保育所の入所申込みをしたが、認可外保育所の募集時期や空き状況等は個別に問い合わせる必要があるため、かなり手間がかかった」、「待機児童数が高止まりしている中で、『保活』はまさに『情報戦』だ」など、保育所の入所に係る情報収集の負担を訴える生の声が多く聞かれる。
　こうした負担を軽減するには、認可・認可外保育所等の空き状況や開所時間等の情報を「見える化」するとともに、こうした情報を地域別に検索できるポータルサイトを構築することが求められる。

（３）病児保育事業の拡充、利便性向上

仕事と子育てを両立している女性は子どもが病気になった際、やむを得ず仕事を休んだり遅刻・早退をせざるを得ないケースがある。しかし、病児保育・病後児保育について「実施している施設数が少なく定員も少ないので、預けたい時に預けられない。実際にはやむを得ず親を頼っている」、「預けるには事前に手続きする必要があるが、前日夜の時点で実際に預けられるか分からないことがある」、「手続きには医師の診断書も必要で面倒」といった生の声が多く聞かれる。

仕事と子育てを両立している女性にとって病児保育・病後児保育は切実な問題であることから、地方自治体への支援を拡充し、施設数や定員を増やしていくとともに、手続きを出来るだけ簡素化するなど利便性を向上していくことが望ましい。また、民間が実施しているサービスを後押ししていくことも有効である。

（４）認可保育所の入所に係る書式の統一

認可保育所の入所に係る書式、特に就労証明書は書式が地方自治体ごとに異なり、証明書に記載する内容も地方自治体ごとに異なっている。こうした現状に対し、企業の人事担当者から、「保育所の入所申込み時期である秋になると、社員から就労証明書の発行を依頼され膨大な作業になるが、書式が地方自治体ごとに異なるので、個別に対応している。書式を統一してくれれば、作業の生産性が大幅に向上する」、「証明書に記載する内容や基準が地方自治体ごとに異なるので、その都度、地方自治体に問い合わせをする必要がある。手間が大変」との生の声が多く聞かれる。

認可保育所の入所に係る書式や記載する内容を統一することで、企業の人事担当者が担う作業の生産性が大幅に向上することから、国は書式や記載する内容の統一化に向け、地方自治体等関係者と調整されたい。また、「待機児童対策協議会」で統一化に向けた協議をしていくよう、本協議会を設置した都道府県に対して働きかけられたい。

（５）保育現場の業務負担の軽減に向けたＩＣＴ化の推進

保育の現場ではパソコンやタブレット型端末等のＩＣＴ機器が十分に導入されていないことから、ＩＣＴ化を推進することで業務の効率化、業務負担の軽減が図られると思われる。また、仕事と子育てを両立している女性から、「保育人材が不足している中で、保育現場の業務負担を軽減することで、人材確保を進めていくべき」、「保育士からの連絡事項は全て手書きでメモしているが、ＩＣＴ化されるとだいぶ負担が減る」との生の声も多く聞かれる。「子育て安心プラン」には、保育士の業務負担軽減のための支援として、ＩＣＴ化に係る調査研究や、業務のＩＣＴ化を行うために必要な購入費用等の補助が盛り込まれているが、これらの施策等により業務のＩＣＴ化を推進していくべきである。

（６）保護者によるボランティア活動の参加促進

小学校等で行われている保護者によるボランティア活動は、子どもの教育環境の改善・充実に大いに寄与しているが、平日昼間に実施されるケースがあることから、仕事と子育てを両立している女性から、やむを得ず仕事を休んだり遅刻・早退して参加しているとの生の声が聞かれる。女性の就業率が大幅に上昇し、女性のさらなる労働参画と活躍推進が期待されている中で、保護者がボランティア活動に参加しやすくなるよう、在宅でできる活動や休日の活動を増やしていくなどの方策が求められる。

（７）マザーズハローワーク事業の拡充

子育てをしながら就職を希望している女性等に対して、担当者制による職業相談や地方自治体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っているマザーズハローワーク・マザーズコーナー（※―６）は、女性のさらなる労働参画に有効な施設である。従って、拠点数の拡充および仕事と家庭の両立ができる求人の確保、母子家庭の母等のひとり親への就職支援の強化、マザーズハローワークにおける職業訓練関係業務のワンストップ化など一連の取組をより一層推進していくことで、機能を拡充していくべきである。

（８）リカレント教育など女性の学び直しに関する支援の拡充

育児等で一旦離職し、その後、復職や再就職を目指す女性が多様なスキルを習得できる機会を増やしていくために、ＩＣＴなど今後の成長が見込まれる分野の講座や土日・夜間講座、ｅラーニング講座を設定するなど、リカレント教育に資する講座の多様化や利便性の向上を図っていくことが望まれる。あわせて、費用面での支援を図る観点から、教育訓練給付金制度の指定講座について、商工会議所等が実施するビジネススキル習得に資する講座を拡充されたい。

（９）女性活躍等好事例の周知、横展開

厚生労働省は企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースを構築し、ホームページで女性活躍推進企業の事例を公表している他、両立支援に取り組む企業の好事例も公表している。また、内閣府は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する先進事例を、中小企業庁は「中小企業・小規模

事業者人手不足対応ガイドライン」の中で女性が活躍している企業の好事例を取り纏めそれぞれ公表している。こうした事例を公表していくことは他の企業の参考になり、機運醸成にも寄与することから、中小企業や地方の企業における好事例を今後も発掘し広く周知していくとともに、セミナー等を通じて横展開を図っていくことが望まれる。また、各府省庁が連携し、これら女性活躍等の好事例をワンストップで閲覧できるサイトを構築することが求められる。

加えて、好事例を参考に自社の経営を見つめ直し具体的な行動に移していくには、専門家による客観的なアドバイスが有効なことから、女性活躍推進アドバイザーが企業を訪問し行動計画の策定等を全面的にサポートする「中小企業のための女性活躍推進事業」の利用を促進していくことが期待される。

(10)「くるみん」認定（次世代育成支援対策推進法に基づく認定）の周知とインセンティブの拡充

政府は次世代育成支援対策推進法（法律の有効期限２０２５年度末）により、常時雇用する労働者数が１０１人以上の企業を対象に、従業員の仕事と子育ての両立に関する一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局への届出・公表を義務付けている。厚生労働省によると、常時雇用する労働者数が１０１人以上の企業における一般事業主行動計画の届出数は２０１７年１２月末日現在で４６，６９１社、届出率は９８．３％であり、策定・届出・公表が義務付けられた企業のほぼ全てが既に対応している。

これに対して、常時雇用する労働者数が１００人以下の企業等は一般事業主行動計画の策定・届出・公表が努力義務となっているが、届出数は上記期日時点で２９，１２４社にとどまっていることから、女性活躍推進と同様に、仕事と子育ての両立推進には企業数の大宗を占める中小企業が自発的に一般事業主行動計画の策定・届出・公表に取り組むなど対応を進めていくことが期待される。

また、一般事業主行動計画に定めた目標を達成したなど一定の基準を満たした企業は、申請することにより「くるみん」認定を受けることができる。しかし、「くるみん」認定の取得企業数は、上記期日時点で、２，８４８社にとどまっており、一般事業主行動計画の策定・届出企業における「くるみん」認定の取得率も３．８％にとどまっていることから、一般事業主行動計画の策定・届出が「くるみん」認定の取得につながっていない状況である。

「くるみん」認定は仕事と子育ての両立推進に向けた機運醸成に寄与する制度であることから、認定企業数を大幅に増加させていくことが求められる。そのためには、認定制度のさらなる周知に加え、一般事業主行動計画の策定・届出と「くるみん」認定の取得申請を一体でできるようにするなど申請の手間を減らすことや、同計画の策定・届出をした企業に対する「くるみん」認定の取得促進に向けた取組の強化、公共調達における加点評価等のインセンティブを拡充していくことが求められる。

(11)「介護離職ゼロ」に向けた取組の推進

介護・看護離職者は年間約９万人でそのうち約８割が女性であることから、負担の多くは女性に偏っている。こうした中、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」で「介護離職ゼロ」を目標の一つに掲げ、介護の受け皿拡大や、介護人材の処遇改善、さらには介護ロボットの活用促進やＩＣＴ等を活用した生産性向上による労働負担の軽減等により、介護人材の確保に総合的に取り組んでいくこととしている。

「介護離職ゼロ」の実現に向けこれらの取組を推進していくとともに、男性の介護参加の促進や、改正育児・介護休業法（※―７）の周知をより一層推進していく必要がある。

(12) 女性の活躍推進・子育て世代の支援に向けた制度の見直し

①女性の働きたい意思を尊重した税制・社会保険制度の見直しについて

１）所得控除制度の見直しに関する考え方～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収３００～４００万円）には税負担の軽減効果が小さい。このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。

夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

２）社会保険制度の見直しに関する考え方～被保険者間の公平性、保険財政的な視点も踏まえて総合的な検討が必要～

社会保険上の扶養認定を外れ、保険料負担が生じる「１３０万円の壁」は、労働者の就業調整の大きな要因となっている。さらに、２０１６年１０月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により１３０万円より低い１０６万円の壁が新たに生じ、さらなる就労調整を余儀なくされる労働者が増加することも懸念さ

れる。今後、適用対象となる年収要件をさらに引き下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。
　従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

②公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充について
　消費税１０％の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合をなだらかに高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設など、少子化対策に重点的に配分すべきである。
　税制においては、現役世代に比べて手厚い控除が適用されている、公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

４．民間が主体となり国と連携して取り組んでいくべき事項
（１）長時間労働の是正
　女性の就業率が高まり、共働き世帯も増加している中で、女性の活躍推進には長時間労働が当然とされている労働慣行を変革し、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、家庭生活を送ることができる社会を実現していくことが不可欠である。また、人手不足が深刻化する中で、女性等多様な人材の活躍推進、生産性の向上、従業員の健康確保のためにも、不要な長時間労働は是正すべきであり、「長時間労働は仕事と家庭の両立に際し障害になっている」、「労働時間ではなく成果や能力を重視した人事評価が導入されれば、仕事と家庭との両立がしやすくなる」といった生の声も多く聞かれる。
　「働き方改革関連法案」には時間外労働の上限規制が盛り込まれているが、長時間労働の是正には労使双方の意識改革はもとより、「経営トップのコミットメント」が効果的であることから、国や地方自治体は機運醸成に資する取組や各種支援を強化していくとともに、経営トップのリーダーシップのもと、多くの企業が主体的に不要な長時間労働を是正していくことが期待される。

（２）ワーク・ライフ・バランスの推進
　第一子出産を機に約５割の女性（出産前有職者）が離職するなど、出産・育児を理由に離職する女性は多く、介護・看護離職者についても約８割が女性である。女性の活躍推進には子育てや介護・看護と仕事の両立ができる環境整備が不可欠であることから、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進など働き方改革の導入により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進していく必要がある。
　ワーク・ライフ・バランスに資する取組を推進していくことは、男女を問わず働く人が意欲と能力を十分に発揮し、企業活力や競争力の向上につながることに加え、有能な人材の確保・育成・定着にも寄与することから、多くの企業が自社の実情に応じて働き方の改善や休み方の改善に資する社内制度を構築し、実践していくことが期待される。また、国や地方自治体は機運醸成に資する取組や各種支援を強化していくべきである。

（３）テレワークの推進
　テレワークは時間や空間の制約にとらわれず働くことができるため、子育てや介護・看護と仕事の両立に資する有効な手段の一つである。しかし、平成２８年通信利用動向調査によると、適した職種がない等の理由から導入しているまたは具体的な導入予定がある企業は１６．６％にとどまり、特に中小企業では１０．９％と少ないのが現状である。
　一方、同調査ではテレワーク実施企業の約９割が効果を実感していることに加え、仕事と子育てを両立している女性から「テレワークが導入されれば、自宅やサテライトオフィスでも仕事ができるので効率的だ」との生の声が多く聞かれる。また、特に地方では人手不足が顕著であり対応が急務である状況の中で、テレワークは人手不足解消の切り札になり得る可能性があることから、本年２月に策定された「情報通信技術を利用した事業場外勤務(テレワーク)の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の周知や、テレワーク相談センターにおける導入支援、セミナーの開催など、特に中小企業におけるテレワークの普及促進を図るべきである。
　なお、東京商工会議所が２０１７年に実施した「東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関するアンケート」では、テレワークを既に導入した企業は５．０％、２０２０年までに導入する予定が１．５％、導入を検討してみたいが９．９％であり、合計で１６．４％の企業が２０２０年までのテレワーク導入に前向きな姿勢を示している。一方、「テレワーク導入に伴う費用補助等のインセンティブや技術的支援」、「成功事例の積極的な開示」を求める声や、「テレワークを導入するには、準備期間として最低でも１年は必要」といった声もあることから、上記の普及促進策を通じて、企業が取り組みやすい環境を整備していくことが重要である。

（４）建設業や運輸業における女性活躍の取組の推進
　日本商工会議所が２０１７年に実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、６０．６％の企業が「人手不足」と回答しているが、建設業は６７．７％、運輸業は７４．１％と他の産業に比べて人手不足感が強い状

況となっている。また、平成２９年労働力調査によると、就業者に占める女性の割合は全産業で４３．８％であるが、建設業は１５．３％、運輸業・郵便業は１９．７％と他の産業に比べて低いことから、建設業、運輸業ともに女性活躍の取組を推進していくことが課題となっている。

建設業、運輸業ともに女性の入職や定着に向け、女性も働きやすい現場環境の実現や業界の魅力発信に官民を挙げて鋭意取り組んでいるが、女性の職域拡大の観点からも、より積極的に実施していくべきである。

（５）女性の活躍推進に向けた職場風土の醸成

企業が女性の活躍を推進していくには、女性の採用や職域の拡大、就業継続、キャリアアップや管理職への登用など様々な課題が挙げられている。これらの課題は各社各様であるが、課題の根底にあるのは男女それぞれが持つ「意識の壁」である。この「意識の壁」に関しては、日本・東京商工会議所が設置した「働く女性のための検討会」でも多くの意見が出されている。

平成２８年度雇用均等基本調査によると、短時間勤務制度（６０．８％）や所定外労働の制限（５５．９％）、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（３３．６％）、育児の場合に利用できるフレックスタイム制度（１２．９％）など、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度導入は進みつつある。加えて、女性活躍のためのキャリアアップの仕組みを整え、管理職登用に向けた施策を実施している企業も少なくない。

しかし、特に大企業では、制度や仕組みは整備されたものの、その運用・マネジメントにおいて「意識の壁」が存在するとの声がある。男性管理職は、育児中の女性への配慮から、負担の大きい職種や業務を避けて女性を配置することが散見されるが、女性管理職登用のための中長期的なキャリア形成には、マイナスに働く過剰な配慮となっている可能性がある。

一方、女性の側には、管理職へ登用され昇格していくことに自信を持てない、あるいは育児のために時間の制約がある自分に部下が付いて来てくれるのかという不安等から、管理職へ昇格することを希望しないという意識も存在する。女性がこうした意識を払しょくするには、キャリアデザインの参考となるロールモデルの存在が有益とされる向きもあるが、自分の周りにはスーパーウーマン的なロールモデルしか存在せず、自分にはとても参考にならないという生の声もあることから、階層別に多様なロールモデルが存在することが有効である。

いずれにしても、各企業がこの「意識の壁」を打破し女性の活躍推進に向けた職場風土を醸成していくには、経営トップによる情報発信や管理職に対する意識啓発が重要であり、経済界を挙げてこうした機運を高めていく必要がある。また、活躍を期待する女性に社外の女性との交流や相互啓発の機会を積極的に付与することも有効である。

（６）女性の登用促進

政府は女性の登用促進について、「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも３０％程度となるよう期待する」という目標を掲げ、特に上場企業役員に占める女性の割合については「早期に５％、２０２０年に１０％」を目指す目標を掲げている。しかし、日本商工会議所の調査では女性の活躍推進に向けた課題として、「女性の職域が限定されている」が３８．６％、「女性が管理職登用を望んでいない」が２３．０％挙げられている。

女性の活躍推進には、業種・業態の特性や企業独自の事情があることに加え、働く女性の価値観も多様であることから、政府は登用率等の数値目標にとらわれずに、民間と連携した機運醸成や好事例の発信、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業への支援など、多岐にわたる対策を積極的かつ粘り強く講じていくことが望まれる。

（７）配偶者手当の支給

配偶者手当を支給する際の配偶者の収入制限の額については、約４割の企業が１０３万円、約２割の企業が１３０万円に設定しており、世帯単位での手取り額の逆転に拍車をかけている。こうした現状に対し、なだらかな支給に変えていく必要がある他、配偶者手当を廃止、子育て手当に支給を重点化する等の検討も必要である。政府はそうした企業の取組を後押しするインセンティブを設ける等の検討を行っていくべきである。

（８）男性の家事・育児への参画促進

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する男女の割合は減少傾向にあるが、平成２８年度男女共同参画社会に関する世論調査では４割超の男性がそうした考えに賛成している。

平成２８年社会生活基本調査 生活時間に関する結果によると、共働き世帯における家事・育児など家事関連に参画する時間（一週間）は、妻が約５時間であるのに対し夫は１時間にも満たず、諸外国と比べても少ないのが現状である。また、平成２８年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は３．１６％であり、２０２０年までに１３％とする政府目標を大きく下回っている。夫の休日の家事・育児時間と第２子以降の出生状況には正の関係性があるとの調査結果もあることから、男性の家事・育児への参画を促進することは、少子化対策としても重要である。

従って、男性の家事・育児の参画を促進するために、国民的な機運の醸成を図っていくとともに、官民を挙げて男性の家事・育児参画への意識啓発や育児休業を取得しやすい雰囲気作りに取り組んでいくことが重要である。

（９）ハラスメントの防止

セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により事業主に義務付けられている。しかし、平成２８年度雇用均等基本調査によると、防止に向けた取組を行っている企業の割合は、セクシャルハラスメントでは約６割、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントでは約５割にとどまっている。

規模を問わず全ての企業がハラスメント対策を講じていくことは当然であるが、上記の現状を踏まえ、国は法の趣旨のみならず有効な取組内容等をより一層周知すべきである。その際、商工会議所は国と連携していく所存である。

５．商工会議所の取組例（参考）

（１）日本・東京商工会議所の主な取組例

①「若者･女性の活躍推進」ポータルサイト（日本）

日本商工会議所は中小企業における若者・女性の活躍を支援するために、「若者・女性の活躍推進～中小企業のための情報ポータルサイト～」を２０１４年に開設した。本ポータルサイトでは、国や関係機関の施策をタイムリーかつ幅広く紹介している。

②若者・女性の活躍に係る好事例の紹介（日本）

「若者・女性の活躍推進～中小企業のための情報ポータルサイト～」では、「光る！リーダーシップ！」と題して先進的・継続的に若者・女性活躍推進に向けて取り組んでいる中小企業の好事例を紹介している。

③女性活躍推進法の周知（日本）

女性のさらなる活躍推進には企業数の大宗を占める中小企業が自発的に対応を進めていく必要があることから、日本商工会議所は女性活躍推進法および一般事業主行動計画策定の呼びかけをホームページ、機関誌、各種会議等を通じて行っている。

④女性活躍推進法・行動計画策定支援ツールの無料提供（日本）

日本商工会議所は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、中小企業が必要最小限の作業で策定できるようにするために、本ツールを２０１６年からホームページ上で無料提供している。女性活躍推進法に基づく行動計画の策定およびその実施は、女性等多様な人材の活躍に注力している旨を表明することを通じて人材確保に寄与するとともに、社内の実態を客観的に把握することで職場環境の改善や生産性の向上に向けた検討を進める機会となることから、本ツールを用いて多くの中小企業が計画を策定することが期待される。

⑤中小企業のための女性活躍推進ハンドブック（日本・東京）

日本・東京商工会議所は、中小企業の現場で女性の活躍を推進するための具体的な取組を分かりやすく解説した小冊子「中小企業のための女性活躍推進ハンドブック」を２０１６年に発行した。本ハンドブックは、働く女性が入社から退職までの間に抱える様々な課題に対応しながら、さらに活躍の場を広げるために、中小企業経営者に理解していただきたいことを纏めたもの。中小企業経営者とそこで働く女性だけでなく、就職活動中の学生や再就職を目指す方にも参考となる内容になっている。

ハンドブックの前半部では、入社から退職までの各キャリア・ステージと、それに伴う結婚や妊娠、出産、育児、介護といったライフ・イベントごとに女性従業員と企業が抱える課題を明らかにした上で、それらを解決するための取組のポイントを、図表を交えて示している。後半部では、働く女性に関して知っておくべき雇用のルールについて、労働基準法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等の法律の解説や、社内体制の整備に使える助成制度を掲載している。

⑥「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業」制度を通じた働き方改革の宣言（東京）

東京商工会議所は、都内企業等の働き方改革の機運を高めていくために、東京都が２０１６年度に創設した「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業」制度を通じて、新ビル移転も見据え、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に向けた取組を事務局が実施していく旨を宣言した。なお、東京商工会議所が２０１７年度の第一号宣言企業であることから、小池東京都知事、三村会頭の参加のもと２０１７年５月に、東京都が承認した宣言書の手交式を実施した。

⑦東京における働き方改革推進等に関する東京都との連携協定（東京）

東京商工会議所は、働き方改革の推進、テレワークの普及、家庭と仕事の両立支援、女性の活躍推進、都内企業に対する人材確保の支援など、東京都が実施する雇用就業施策に相互協力していくことを目的に、２０１７年１１月に連携協定を締結した。

本協定に基づき、セミナーや説明会等を通じて東京都の雇用就業施策を会員企業へ周知していく他、東京都に対する要望の策定や、会員企業の生の声を施策に反映していくことを目的とした意見交換会等を実施していく。

⑧働き方改革フォーラムの開催（日本・東京）
　日本・東京商工会議所は内閣府と共催で、「働き方改革フォーラム～生産性向上と多様な人材の活躍推進にむけて～」を本年２月に開催した。本フォーラムでは、１）働く意欲のある全ての人が仕事を通して活躍できる職場環境の実現、２）働く人がその能力を最大限発揮する職場環境の実現の２つのテーマのもとで、講演と企業事例の紹介を行った。当日は働き方改革に関心のある企業経営者や人事担当者など全国から約３００人が参加するなど盛況であり、好評を博した。

（２）各地商工会議所、女性会の主な取組例
①女性起業家大賞等女性会活動（全国商工会議所女性会連合会、各地商工会議所女性会）
　全国商工会議所女性会連合会（以下、「全商女性連」。全国４１６商工会議所女性会、約２２，０００人で構成される連合組織）では、地域の女性経営者への支援事業の一環として、２００２年に「女性起業家大賞」を設立。女性ならではの視点で革新的・創造的な創業や経営を行う女性起業家に対し、顕彰を通じて支援している。これまでに、全国より５６０件の応募がある。
　このほか、全商女性連では、政策提言活動や、女性活躍推進、少子化対策、地方創生等に積極的に取り組む女性会に対する支援、本格的震災復興と福島の再生の継続的な支援など、多岐にわたる活動を積極的に展開している。また、各地商工会議所女性会でも地域に根差した幅広い活動に取り組んでいる。

②女性創業塾（各地商工会議所）
　一部の商工会議所では、創業を目指す女性をサポートするために、創業に必要な知識・ノウハウを体系的に学ぶことができる創業塾を実施している。この他、創業関連の相談や、創業者同士の交流会等に取り組んでいる商工会議所もある。

③札幌なでしこ表彰（札幌）
　札幌商工会議所は、「札幌なでしこ表彰」を２０１５年、２０１６年の２回にわたり実施した。女性が活躍できる機会を積極的に提供している企業や女性の活躍により業績を伸ばしている企業、ならびに、活躍する従業員を表彰しＰＲすることで、女性が活躍できる場の拡大を図っている。また、仕事と子育ての両立や管理職など他の職員のロールモデルとして活躍する好事例を横展開している。

④女性の活躍先進企業表彰（秋田）
　秋田商工会議所は２０１７年に、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる会員の中小企業８社を、「秋田商工会議所　女性の活躍推進先進企業」として、創立１１０周年記念式典において表彰した。また、受賞企業の事例を盛り込んだパンフレットを作成し、取組を広く紹介した。

⑤女性活躍推進事業「名商Ｃａｒｅｅｒ　Ｗｏｍｅｎ’ｓ　Ｐｌａｔｆｏｒｍ（ＣＷＰ）」（名古屋）
　名古屋商工会議所は様々な分野で活躍している、または活躍したい女性のネットワーク形成を目的に、女性活躍推進に係る事業を実施しており、そうした事業を「名商Ｃａｒｅｅｒ　Ｗｏｍｅｎ’ｓ　Ｐｌａｔｆｏｒｍ（ＣＷＰ）」と総称している。ＣＷＰでは、啓発事業として男性経営者・管理職等を対象に女性活躍推進のメリットを啓発し行政施策等の紹介もするセミナーや、交流促進事業として活躍している、または活躍したい女性に交流の場を提供する異業種交流セミナー・勉強会、「エコ女ワーキンググループ」の活動支援等を実施している。

⑥女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」（京都）
　京都商工会議所等は、京都における女性の活躍の加速化に向け、経済団体等と行政（京都府、京都市、京都労働局）が連携した女性の活躍推進を図る体制として「輝く女性応援京都会議」を２０１５年に設置した。また、同会議において、京都商工会議所、京都府、京都市、京都労働局が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を２０１６年に開設した。「京都ウィメンズベース」では、女性リーダーの育成や中小企業の一般事業主行動計画の策定など、企業の経営戦略としての女性活躍推進を総合的に支援している。

⑦大阪サクヤヒメ表彰（大阪）
　大阪商工会議所は、大阪の地域活性化の原動力である企業文化や文化的活動において、
中心的役割を担う女性役員や管理職等をたたえるため、「大阪サクヤヒメ表彰」を２０１６年に創設した。また、受賞者を対象とした勉強会や交流会を開催し、他社他業種の女性リーダーとのネットワーク構築の機会を提供している。一連の事業を通じて、未だ数が少ないといわれる女性リーダーや管理職のロールモデル輩出を目指している。
　さらに、「制度も社風もよくわかる！女活のススメ～女性活躍推進に取り組む大阪の企業事例集」の作成や、女性の活躍によって経営革新に成果を上げた企業の成功事例を紹介するフォーラムの開催など、女性活躍の推進に資する事業を鋭意、展開している。

⑧企業主導型保育事業に関するセミナー・共同利用マッチング（大阪）
　大阪商工会議所は、企業主導型保育施設の普及・促進を目的に、内閣府や大阪府と連携し、全国に先駆けて制度や事例を紹介するセミナーや共同利用マッチング会を６回実施しており、多くの企業が参加している。また、保育施設の見学会や情報交換会も７回実施し、共同利用契約が２件成立するなど、実効性の高い情報提供に積極的に取り組んでいる。

⑨「広島県働き方改革実践企業」認定制度（広島県連）
　広島県商工会議所連合会は、広島県や働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま等の関係機関と連携し、県内企業の働き方改革に対する取組を推進するために、企業内に改革を進めるしくみを設け一定の成果が認められる企業を認定・評価する「広島県働き方改革実践企業」認定制度を２０１７年に創設した。この認定制度により、先進モデル事例を見える化し、情報発信や普及啓発活動に活用することで、中小・小規模企業を含めた県内企業の機運醸成や取組促進を図っている。

⑩福岡の女性活躍行動宣言（福岡県連）
　福岡県商工会議所連合会は２０１６年に、福岡県や福岡労働局、福岡県経営者協会等とともに「福岡県女性の活躍応援協議会」を設立した。また、２０１７年には、１）女性の活躍に向けた機運醸成や組織トップの意識改革、２）男性も女性もともに仕事と生活を両立できる環境づくり、３）女性がその個性と能力を十分発揮できる環境づくりなど、同協議会が一体となって取組を進める上で目指すべき方向性を纏めた「福岡の女性活躍行動宣言」を採択した。

⑪働く女性の応援リフォーム商品券の販売（延岡）
　延岡商工会議所は、女性が働きやすい職場環境の整備に向け、１名以上の女性従業員を雇用する中小企業等を対象に、託児室やトイレ、更衣室等の福利厚生施設の整備に利用可能な「働く女性の応援リフォーム商品券」の販売に取り組んだ。

⑫イクボス宣言（湯沢、魚津、犬山、草津、生駒、北九州、福島県連、群馬県連、広島県連、鳥取県連、大分県連）
　６商工会議所、５県連は、ＮＰＯ法人ファザーリングジャパンが行うイクボス宣言に賛同している。イクボスとは「部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」のことで、対外的に宣言することにより自ら範を示すとともに、宣言の輪が広がっていくことで機運醸成にも寄与している。

※―１：日本商工会議所「働き方改革関連施策に関する調査」（調査期間：２０１７年１１月１６日～２０１８年１月１５日）。なお、概要版に記載の「日商調査」とは本調査を指す。
※―２：地方自治体によって待機児童に含めるかどうかの判断が分かれていた「保護者が育児休業中の者」の取り扱いについて、保育所に入所できた時に復職する意思を確認できる場合には待機児童数に含めるもの。なお、新定義の全面適用は２０１８年度から。
※―３：女性活躍推進法に「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
※―４：「えるぼし」認定の取得には、①男女別の採用における競争倍率が同程度であること、②平均勤続年数が男女間で同程度であること、または１０事業年度前およびその前後の事業年度に採用された新規学卒採用者の継続雇用割合が男女間で同程度であること、③法定時間外労働および法定休日労働時間の合計時間数の平均が月ごとに全て４５時間未満であること、④管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること、または直近３事業年度における課長級より一つ下位の職階の労働者に占める課長級に昇進した労働者の割合が男女間で同程度であること、⑤女性の非正社員から正社員への転換実績があるなど多様なキャリアコースが整備されていること、の５つの評価項目がある。また、５つの評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が変わる制度になっている。
※―５：子どもを保育所に入所させるために保護者が行う活動。
※―６：全国のハローワーク５４４カ所のうち、マザーズハローワークは２１カ所、マザーズコーナーは１７８カ所に設置。
※―７：対象家族１人につき、通算９３日まで、３回を上限として、介護休業を分割取得することができる／介護休暇の半日単位の取得を可能とする／介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から３年の間で２回以上の利用を可能とする／所定外労働の制限を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する等。２０１７年１月施行。

以　上

２０１７年度第１５号

２０１８年　４月１２日
第７０５回常議員会追認予定

＜提出先＞内閣府（男女共同参画局、子ども・子育て本部等）、厚生労働省　等

② パブリックコメント

| 日　程 | タイトル | 担当部署 |
|---|---|---|
| ６月１９日 | 東京都「都市づくりのグランドデザイン（素案)」に対する意見 | 地域振興部 |
| ６月２７日 | 課徴金制度の見直しに係る意見 | 産業政策第一部 |
| ８月１０日 | 専門職大学設置基準案への意見 | 人材・能力開発部 |
| １０月３１日 | 第３期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過についてへの意見 | 人材・能力開発部 |
| １１月１０日 | 東京都「２０２０年に向けた実行プラン」の今後の取組に対する意見 | 地域振興部 |

## ○東京都「都市づくりのグランドデザイン（素案)」に対する意見

東京商工会議所では、これまでも東京都の都市づくりに関する計画策定に際し、意見を申し述べてきたが、今回公表された「都市づくりのグランドデザイン（素案)」は、将来の社会経済情勢の変化に対応し、持続可能な成長を図るために、２０４０年代を目標時期として定めた極めて重要な計画であると認識している。

東京都では２０２５年をピークに人口減少に転じ、２０４０年代には高齢化率が約３割に達するなど、これまで世界のどの都市も経験したことのない少子高齢・人口減少社会を迎えることが予測されている。また、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震では、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。

一方、２０２０年に東京で2度目となるオリンピック・パラリンピック大会が開催されるが、大会を契機として各種のレガシーを形成し、世界の範となる持続的な成長・発展が可能な都市へと進化することで、東京と地方が共に栄える真の地方創生を実現していくことが重要である。

これらの問題意識を踏まえ、今回の「都市づくりのグランドデザイン（素案)」は、幅広い分野での技術革新、インフラ整備の進展などを踏まえた明るい未来への展望として、２０４０年代という概ね四半世紀先の未来の社会状況や都民の活動イメージを描き、より良い都市の実現に向けた都市計画であり、この計画は経済界にとっても、将来に向けた羅針盤としての性格を有する重要なビジョンである。

今後は、２０２０年大会の成功と有形無形のレガシー形成に向け、「２０２０年に向けた実行プラン」などの目下の計画を着実に進めつつ、２０４０年代の将来像を具現化するために、これらの計画との連続性を踏まえ、取組の更なる具体化と積極的な推進が重要である。

当所では、東京都から示された素案の趣旨および内容に賛同する次第であるが、第４章「目指すべき新しい都市像」、第５章「都市づくりの戦略と具体的な取組」を中心に、さらに盛り込むべき要素や強調すべき点などを含めて、下記の通り意見を申し上げる。

１．行政機関相互や民間との連携の重要性

①行政機関相互の計画の共有、連携の重要性について

東京都による「２０２０年に向けた実行プラン」、「東京都長期ビジョン」、また、「都市計画区域マスタープラン」をはじめとする都市計画や、国や他の地方公共団体により都市づくりに関する複数の計画が策定されている。「都市づくりのグランドデザイン（素案)」に記載のとおり、行政機関相互でしっかりと連携を図ることで、それぞれの計画が着実に遂行され、最大限の効果が生み出されることはもとより、相乗効果が発揮されるように取り組まれたい。

②計画に関する民間との連携の重要性

都市づくりにおける個々の政策に推進においては、「選択と集中」の観点に基づき、最大の効果を上げていく視点が不可欠である。また、目標時期が将来にわたるものであることから、今後の社会状況も変化することが予測されるため、地域社会に関係するあらゆる主体が積極的に議論を積み重ね、合意形成を図っていくことが成否

の鍵を握る重要な要素となる。「都市づくりのグランドデザイン（素案）」に記載とおり、計画の具体化、推進にあたっては民間のニーズの把握を徹底されたい。

③複数の計画に関する民間へのわかりやすい周知
「都市づくりのグランドデザイン（素案）」は、経済界のみならず、民間にとって、事業計画の策定時などにおける将来の羅針盤となる重要な計画である。今回の計画内容はもとより、東京都や他の地方公共団体により策定された複数の計画との関連性について、引き続き、わかりやすい形で示していただくとともに、民間への周知機会を拡充するなど、今後も官民連携の取組を推進されたい。

２．拠点域ごとの政策展開における、地域特性を踏まえた柔軟な対応について
広域的な一定の圏域ごとの将来イメージとして地域区分が示されたが、中枢広域拠点域は都心から概ね環状７号線までの区域とされている。但し、隣り合う地域区分の境界域については、「相互の地域特性が緩やかに変化・融合しながら連続性を持っている。都市機能の集積状況や社会経済情勢等の変化に対応しながら変容しうるものである」としている。
中央広域拠点域外側の東京２３区エリア等についても、それぞれの地域の特性を活かしながら更なる発展が期待されることから、都市開発のあり方などにおいて、施策の推進に遅れが生じることのないよう、地域のポテンシャルをしっかりととらえ柔軟に対応されたい。

３．計画展開時の実現性の確保
①目標数値の設定
社会資本整備においては具体的な計画に基づき、目に見える形で推進されることが重要である。「都市づくりのグランドデザイン（素案）」では到達イメージは記載されているものの、具体的な目標数値（ＫＰＩ）が定められていないことから、「２０２０年に向けた実行プラン」の目標のように、２０４０年代という将来にわたる目標数値の設定についても、計画の見える化、わかりやすさの観点から極力検討していただきたい。

②民間の積極的な参画を促すインセンティブの具体化
東京都が目指す２０４０年代の都市像を実現するには、経済社会の変化に応じて、民間の積極的な参画を促進していくことが重要である。「都市づくりのグランドデザイン（素案）」では、規制緩和や補助制度等の仕組みを活用し、政策誘導型の都市づくりを推進するとしているが、長期的な都市計画の実現に向けては、民間の積極的な参画を促進するという視点がきわめて重要である。そのため、既存の仕組みの活用のみならず、将来に向けた民間へのインセンティブの拡充についても、政策方針毎に方向性を示されたい。

③財政基盤の確保
東京都の歳入は法人二税（法人都民税、法人事業税）の割合が高く、過去には急激な景気の悪化による法人二税の減収等により、１年で約１兆円の大幅な減収につながったこともあるなど、景気動向による影響を受けやすい不安定な財政構造になっている。
一方、高齢化の急速な進行に伴う社会保障関係費の増大や、高度経済成長期等に集中的に整備された社会資本の維持管理・更新への対応、人口減少に伴う税収減など、東京都の財政は将来への課題を抱えている。
従って、都市像を実現していくための政策展開を支える財源を安定的に確保していくには、企業の成長・発展を促進することで東京の経済活力を向上させていくとともに、不断の行財政改革により、中長期にわたり財政基盤を堅持していく必要がある。

４．中小企業の成長・発展の重要性について
東京の経済活力の向上には、都内企業数の９９％を占め、雇用創出など地域経済を支える基盤として重要な役割を担っている中小企業の成長・発展を促進していくことが重要であるため、創業支援施設や産業交流拠点の整備、産業集積の維持・発展、都市農業の振興を都市づくりの面から後押ししていくことが求められる。
中でも、東京には高い技術力を有するものづくり産業が集積し、世界から高く評価されていることから、ものづくり企業の操業環境を確保し、住工が調和した活気ある地域を形成していくことや、高度なものづくりの振興に向けた研究開発拠点およびものづくり産業を担う人材育成拠点の整備、産学公連携の推進に向けたクラスター形成を促進していく視点も重要である。また、商店街は地域経済で重要な役割を担っていることに加え、地域の活力や賑わいの創出および生活・防犯・防災等の社会的機能など、魅力ある街の形成や地域コミュニティの担い手としての機能も有している。従って、商店街の活性化を通じて、こうした機能を堅持していくことも肝要である。
東京が今後もわが国の経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくために、東京の経済活力の向上、特に中小企業の成長・発展を考慮した都市像を描くことが重要である。ものづくり産業やベンチャー企業のみならず、サービス業をはじめとした既存の中小企業や、多摩イノベーション交流ゾーン以外の中小企業も考慮した政策方針を推進されたい。

５．その他

今回のパブリックコメント募集においては、２０４０年代に向けた東京の都市づくりの目標を「活力とゆとりのある高度成熟都市」としたうえで、価値の創造、未来に向かう都市をイメージできるサブタイトルを募集している。都市づくり計画は一見すると固いイメージがあるととらえられる場合もあるが、これを都民にとってより身近なものとするためにも有益であると考えられる。

東京の目指すべき将来像を踏まえると、日本国内のみならず、世界から見ても「首都・東京」として選ばれることが重要であるから、例えば、今年４月に東京都が公表した東京の魅力を効果的に海外へ発信するためのアイコンとキャッチフレーズである「Ｔｏｋｙｏ」の文言を用い、内外へのメッセージとして発信することが考えられる。

以　上

２０１７年　６月１９日
提出

＜提出先＞　　東京都

＜実現状況＞２０１７年９月に公表された「都市づくりのグランドデザイン」において、目標数値の設定や、各自治体間の調整を図ることなど、意見項目が多く反映された。

**○課徴金制度の見直しに係る意見**

公正で自由な競争が促進され、市場メカニズムが正しく機能することは経済成長の大前提であり、カルテル、私的独占、不公正な取引方法は厳しく排除されなければならない。規制緩和が進む中、競争政策はさらに重要性を増しており、独占禁止法の的確な執行を望む一方、企業経営の影響を予見できる調査プロセスの透明性も高めるべきと考える。

また、制度の改正にあたっては、企業自身によるコンプライアンスの遵守や企業統治の一層の推進など、違反の未然防止を促す観点も重要である。これらの基本的な考え方のもと、商工会議所では平成２８年６月２０日に、「独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見」を、また、同年８月２９日に、「課徴金制度の在り方に関する論点整理に対する意見」を取りまとめ、貴委員会に提出した。今般、独占禁止法研究会で報告書が取りまとめられ、課徴金制度の見直し等について具体的な制度改正等の検討作業が進められるにあたり、本報告書に係る意見募集が行われているところ、改めて同意見を提出する。

本意見では、裁量性による課徴金制度の導入については、基本的に理解するものの、「現行制度で裁量型の課徴金制度を導入していないことから、貴委員会が違反行為の十分な抑止、および取り締まりができておらず、裁量性による課徴金制度の導入が不可欠である。」との立法事実の立証や、詳細な制度設計について、今後更なる議論を尽くしていく必要があるとしている。

また、談合やカルテル、優越的地位の濫用などの行為により、結果として中小企業が被害企業となる可能性が多分にある。例えば、調査協力へのインセンティブ導入の検討や、国際カルテルなどの違反行為に対する課徴金の算定における関係国との調整などにあたっては、被害企業から見ても納得感の得られる制度となるよう配慮する必要がある。

貴委員会におかれては、以上のような観点を踏まえ、別添の意見を十分に斟酌した上で、制度改正の検討作業を慎重に進められたい。

＜別添意見＞

○独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見（平成２８年６月２０日）

公正で自由な競争が促進され、市場メカニズムが正しく機能することは経済成長の大前提であり、カルテル、私的独占、不公正な取引方法は厳しく排除されなければならない。規制緩和が進む中、競争政策はさらに重要性を増しており、独占禁止法の的確な執行を望む一方、企業経営の影響を予見できる調査プロセスの透明性も高めるべきと考える。

このような中、談合やカルテル、優越的地位の濫用などの行為は、中小企業をはじめとする取引先に不当な損害を与えることになるため、厳格に処分されなければならないことは当然である。

また、制度の改正にあたっては、企業によるコンプライアンスの遵守や企業統治の一層の推進など、違反の未然防止を促す観点も重要である。企業自身も、社内体制の整備、専門家との相談、わが国や諸外国の競争政策に関する従業員教育などの努力が求められるが、これらの取り組みには人材の確保・育成などにコスト負担が発生することから、二の足を踏む企業も少なくない。このため、企業の自主的な取り組みを後押しする支援策の更なる充実が望まれる。

課徴金制度の在り方については、すでに平成１６年６月２５日付の日本商工会議所「『独占禁止法改正（案）の

概要』に対する意見」において、「刑事罰併科制度を維持するのであれば、違反事業者の個々の不当利得を算定し、その範囲内で、違反行為の悪質性、重大性、有責性等、個別具体的な事情を考慮して裁量によって課徴金を決定すべきである。」と表明した経緯があるが、現在も基本的な認識は概ね変わっていない。

最近の国際的な潮流等を踏まえつつも、わが国の競争政策が、個別案件の調査も含め公正取引委員会の行政権限により実施されている一方で、米国の反トラスト法、ＥＵの競争法などでは、司法による捜査・調査が行われる点などにおいて根本的な違いがあり、単純な比較が難しいことは踏まえる必要がある。その上で、課徴金制度の在り方の検討にあたり、以下の点について意見を申し述べる。

１．裁量型課徴金制度の導入について（総論）

裁量型課徴金制度の主な導入目的が、現在の画一的・硬直的な課徴金制度により、市場競争のルールを遵守せず賦課を免れている企業に対する適用強化と考えられることから、裁量型課徴金制度の導入については、基本的には理解することができるが、「現行制度で裁量型の課徴金制度を導入していないことから、公正取引委員会が違反行為の十分な抑止、および取り締まりができておらず、本制度の導入が不可欠である。」との立法事実の立証や、詳細な制度設計については、更に十分な議論を尽くしていく必要がある。

特に、仮に新制度が、賦課基準の明示や説明がないままに、行政の裁量で課徴金が決定される仕組みとなる場合、企業側から見た課徴金制度は、賦課されるか否か、およびその金額等がすべてブラックボックスとなるため、企業経営における予見可能性や企業間での公平性が著しく毀損される恐れがある。

そこで、新制度の導入にあたっては、課徴金額を決定する基準（基本的な算定率の範囲、算定率を増減させる要素とその増減率の範囲、減免要素とその減免率の範囲等）を明確にし、定性的ではない分かりやすい指針や業務取扱要領等を公表すべきである。

２．中小企業に関する算定率について

企業の収益力を表す売上高営業利益率は、企業規模が小さくなるほど低い傾向を示すことなどから、中小企業に対する課徴金算定率を軽減している現行制度の趣旨は、今日においても引き続き非常に重要であると考えられる。したがって、裁量型課徴金制度が導入された場合であっても、中小企業に対して課徴金を軽減する制度は維持すべきである。具体的には、大企業に対する中小企業の算定率の軽減割合を維持した上で調査協力の程度等により加減算を行う方法、あるいは計算された課徴金の金額全体に対して中小企業に対する上限を設定する方法などが考えられる。

ただし、中小企業に対する課徴金の軽減を行う制度趣旨から乖離している場合（例えば、資本金や従業員数が形式的に中小企業に該当する大企業の連結子会社等）については、上記の限りではない。

３．調査協力へのインセンティブ、非協力・妨害へのディスインセンティブについて

違反行為を抑止し、効率的に取り締まる目的での制度の適正化・運用強化に対しては特に反対しない。ただし、どのような場合に『非協力』とみなされ課徴金が増額されるのかについて、予見可能性を確保するためにも、該当要件等を指針や業務取扱要領等を公表すべきである。

一方で、価格カルテルや優越的地位の濫用などの行為により、被害企業となる可能性もあることから、調査協力へのインセンティブの導入にあたっては、被害企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮されたい。

４．国際的な課徴金制度との整合化

日本企業の海外ビジネス展開はますます進んでおり、国際展開を行う場合に海外の競争法規定の適用を受ける機会も多い。従って国際的な制度との整合化は理解できるものの、複数国にまたがった事案では、国際カルテルといった行為に対して複数国の競争当局から課徴金を課される可能性もあり、関係国間での課徴金の算定に関する調整が必要と考える。

一方で、国際カルテルといった違反行為により、被害企業となる可能性もあることから、関係国間での課徴金の算定に関する調整にあたっては、被害企業から見ても納得感を得られる制度となるよう配慮されたい。

５．審査の手続保障（適正化、透明化、明確化）、事業者の防御権

２０１５年１２月に「独占禁止法審査手続に関する指針」が策定・公表されたことについて、審査手続がこれまでよりも適正化されるものであると評価している。

課徴金制度は、当局による違反行為の察知、立入検査、供述聴取、違反事実の認定、課徴金賦課金額の決定、支払いという一連の手続きにより執行されるものである。企業に対する審査手続、および企業への手続保障も、課徴金制度の一部を構成するため、同時に議論すべきである。

今回検討されている裁量型課徴金制度が導入される場合、強化される行政権限と企業の適正な防御権との均衡を考慮する必要がある。裁量型課徴金制度や、調査協力へのインセンティブ・非協力へのディスインセンティブ導入を検討するのであれば、それらの制度と深く関係する論点について、カルテル等の独占禁止法における違反行為によって侵害される中小企業等の利益保護のために、審査の強化がなされる一方、審査を受ける側の権利も保障されるよう、検討すべきである。

以　上

２０１７年　６月２７日
提出

＜提出先＞　　公正取引委員会
＜実現状況＞
○本意見の提出後、公正取引委員会において独占禁止法改正案の策定作業が進められたが、与党より企業の防御権などについて意見があり、２０１８年１月１０日、２０１８年通常国会への改正法案提出の見送りが公正取引委員会から発表された。経済法規委員会としては、今後の調整等の動きについて情報収集を行い、改正作業が再開される場合は本意見趣旨の実現に向け働きかけを行う予定。

**○専門職大学設置基準案への意見**

５月に成立した改正学校教育法に基づく「専門職大学」の設置について、商工会議所は、供給が不足している高度ＩＴ人材、地方創生の切り札として期待される農林水産業や観光分野、サービス業全般において事業革新や生産性革命に寄与できる人材が育成されることを期待し、支持してきたところである。
今般、文部科学省から、専門職大学設置基準案が示されたので、下記の通り意見を申し上げる。

記

１．第四１「教育課程の編成方針」、第五８「卒業の要件」及び第六６「実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」について
専門職大学が既存の大学と大きく異なる点は、地域企業の全面支援なくしては成り立たないことである。教育課程を編成する際は、企業の意向を十分に踏まえていただくとともに、中小企業が未曾有の人材不足に直面していることに鑑み、例えば、「臨地実務実習」や「連携実務演習」の実施に関して、中小企業が、新卒採用活動における広報活動開始以前に上記実習等を受け入れた場合、学生が自ら希望する際には、学生情報を、広報活動・採用選考活動解禁後に活用することを認める等、中小企業へのインセンティブが付与されるような仕組みづくりを検討されたい。一方、実習中の学生が事故等に遭遇した際、受け入れに協力している側の企業に責任が及ぶことのないよう、配慮されたい。
また、専任教員のうち「実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」の確保も課題になると考えるが、企業のＯＢ等を含む幅広い人材の活用に結び付くことを期待する。
このほか、専門職大学が、地方創生に資する人材育成機関としての機能を果たすため、特定の地域に偏在することなく、全国にバランスよく設置されるよう、配慮されたい。さらに、卒業生に付与される学位が国際的に通用するものとされたい。

２．第五５「入学前の既修得単位の認定」及び第一３「入学者選抜」について
専門職大学で学ぶことによって、必要なタイミングで専門性を身につけ、現場で第４次産業革命を牽引する職業のプロとなる道が開かれることが望まれる。こうした観点から、社会人学生を対象に、既修得単位の認定を行うことを評価するとともに、入学者選抜においては社会人を積極的に受け入れていただくことに期待する。
他方で、現状の大学において社会人学生の受入れが低調である実態も踏まえ、履修形態の弾力化を一層進める必要があると考える。例えばｅラーニングやモジュール型授業の導入など、社会人も学びやすい履修形態を確立していただきたい。

以上

２０１７年8月１０日
提出

＜提出先＞　　文部科学省
＜実現状況＞　２０１７年９月に通達された「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」にて、学生が事故に遭遇した際の対応方法や、実務家教員の要件について、上記意見が反映された項目が明記された。

## ○第３期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過についてへの意見

わが国は少子高齢化による労働力人口の減少という構造的な問題を抱えており、今後、日本経済が持続的に成長するためには、多様な人材の活躍推進と労働生産性の向上が不可欠である。特に、日本の未来を担う若者には、広い視野を持ちながらグローバル化と急速な経済社会環境の変化に柔軟に対応でき、様々な分野でイノベーションを牽引できる人材として活躍していくことが望まれる。
第３期教育振興基本計画の審議経過では、「社会人基礎力の養成」や「若年者のミスマッチの解消に資するキャリア教育・職業教育の推進」、「グローバル化に対応しつつ技術革新や企業経営へのイノベーションを牽引し得る能力を持つ人材の育成」、「生涯を通じ必要なタイミングで専門性を身につけられる社会人の学びの継続・学び直し推進」等について言及されており、当所はその内容に賛同するものである。ついては、目標達成に向けて実効性を伴った施策が講じられることに期待しつつ、第３期基本計画においてさらに盛り込むべき要素、強調すべき点などについて下記の通り意見を申し上げたい。

記

■分類番号１１　社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

（採用に結び付くインターン学生情報の活用）
「職場体験・インターンシップの実施率の維持・向上」については、特に全事業所の９割を占める中小企業の積極的な協力なくしてその拡大は困難である。しかし、中小企業は大手企業に比して経営資源が乏しく、インターンシップ実施時における人繰りや経費が大きな負担となる中で協力しているのが実情である。従って、中小企業が新卒採用活動における広報活動開始以前にインターンシップ等を受け入れた場合、学生が自ら希望する際には、学生情報を、広報活動・採用選考活動の解禁後に活用できるようにする等、協力に対する一定のインセンティブを設けていくべきである。

（公民教育の充実）
社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成においては、経済社会の基本的な仕組みへの理解と、社会の構成員として自己の果たす役割や責任に対する意識の醸成が不可欠であり、これらは従来の公民教育だけでは必ずしも十分とは言えない。共同社会を維持していくための租税の役割と意義とを深く理解する租税教育、社会の支え合いと自己責任の意識を醸成する社会保障教育について、初等・中等・高等教育のそれぞれの段階に合わせて実施すべきである。また、家庭・地域と連携した防災教育の推進にも力を入れていくべきである。

■分類番号１３　グローバルに活躍する人材の育成

（世界から評価される学修体系の再構築）
経済社会が益々グローバル化していく中、わが国の学修体系も世界から評価されるものでなくてはならない。日本の大学の国際ランキングは総じて低く、まずは学修体系を国際的にも通用するものに近づけていくことが必要である。特に、従来型の一般教養とリベアルアーツ教育とを明確に区別し、社会人基礎力にも結びつく柔軟な発想力や思考力、論理性、多面的な見方といった素養を育む真のリベラルアーツ教育への転換、日本独特の文系・理系の伝統的区分を見直し、横断的な教育課程を編成するなど、国際的にも通用性が高く、機動的な学修体系への再構築が必要である。これは諸外国の優秀な学生を呼び込むためにも不可欠だと考える。

（外国人留学生による国内での就職促進）
外国人留学生の日本での就職を促進するためには、入国前の学生に対する日本でのキャリアパスに関する情報提供、受入れ大学や日本語教育機関等における相談窓口の体制強化、インターンシップを受入れる企業への理解促進、卒業時の在留資格の切り替え手続きの簡素化や早期化等、きめ細やかな支援策の充実が必要である。

■分類番号１４　イノベーションを牽引する人材の育成

（幼少段階からのものづくり教育の充実強化）
わが国が「Ｓｏｃｉｅｔｙ　５．０」の実現を目指していくためには、様々な技術を組み合わせて新たな製品やサービス、価値を生み出していく能力が必要であり、文系・理系もしくは専門分野の枠を超えた「ＩＴ・データ活用能力の育成」の観点はもとより重要である。
一方、幼い頃からの「ものづくり教育」は、自らの体験を通じて自発的な工夫や改善、探究心といった、イノベーションに不可欠な素養を養う上で極めて有効な手段である。ものづくり分野の強い競争力によって支えられてきたわが国経済の強みを維持していく上でも幼少段階からの「ものづくり教育」のさらなる充実と強化を望む。

■分類番号１８　職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

（社会人の学び直しを支援する学修形態の多様化）
生涯を通じて各々が人生の選択肢を増やすためにも、社会人の学び直しの継続・推進は必要性が高く、各種高等教育機関における専門的職業分野に関する教育機会が提供されることが重要である。
一方で、現状の大学において社会人学生の受入れが低調である実態も踏まえ、学修形態の弾力化を一層進めることが必要である。「働きながら教育機関において学べる学習環境の整備」として、放送大学やｅ-ラーニングの活用について触れているが、他にもモジュール型授業を導入するなど、時間的制約の多い社会人でも学びやすいよう、様々な学修形態の確立を望む。併せて、より実務に即した教育機会が提供されるよう、企業ＯＢなども視野にいれた幅広い実務家教員の活用も検討すべきである。
また、中小企業が当該実務に即した教育研修を行うために社員を教育機関に派遣するに際しては、教育訓練費等を税額控除の対象とするなど、所要のバックアップ体制を構築されたい。
成果検証の際は、大学・専門学校等の教育機関のみならず、商工会議所をはじめとする各地域が実施する研修講座等の積極的活用についても評価の対象となることを望む。

■分類番号２６　持続的な高等教育システムの構築

（地方創生と多様性を意識した地方大学の機能強化）
「地方に必要な人材を育成するためのプラットフォームづくり」について、地方創生を担う地（知）の拠点としての機能を強化する観点から、都市と地方の大学が連携したカリキュラムや単位の互換、二地域間で学べる国内留学（ダブルキャンパス）の仕組みづくりを検討すべきである。また、すでに取り組んでいる大学の機能分化をさらにすすめ、各大学の多様性と強みを更に強化していくことが必要である。
また、急増するインバウンドへの対応はもとより、わが国が観光立国として十分な受入れ環境の整備を行い、観光分野での生産性向上を図る上でも、大学等の高等教育機関における観光関連学部・学科の拡充・整備を急ぐべきである。

以　上

２０１７年１０月３１日
提出

＜提出先＞　　文部科学省
＜実現状況＞　２０１８年３月に答申された中央教育審議会「第３期教育振興基本計画について」では、租税の学習を各教育段階で推進すること、留学生の確保のため渡日から帰国後まで一貫した支援を推進すること、実務家教員の活用について検討すること、大学間での単位互換制度の効果的な運用に向けた施策を講じることなどが盛り込まれ、上記意見が反映されたものとなった。

**○東京都「２０２０年に向けた実行プラン」の今後の取組に対する意見**

東京商工会議所では、昨年１２月に公表された東京都の『都民ファーストで作る「新しい東京」２０２０年に向けた実行プラン』（以下、「実行プラン」）の策定に際し、意見を申し述べてきたが、今回の「事業実施状況レビュー結果」の公表は、「実行プラン」がＰＤＣＡサイクルに基づき着実に推進され、首都東京が持続的な成長を果たすためにも必要なものであると認識している。
中長期的な視点に立つと、東京都では２０２５年をピークに人口減少に転じ、２０４０年代には高齢化率が約３割に達するなど、これまで世界のどの都市も経験したことのない少子高齢・人口減少社会を迎えることが予測されている。また、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されている首都直下地震では、人的・物的・経済面など経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている。
一方、２０２０年に東京で2度目となるオリンピック・パラリンピック大会が開催されるが、大会を契機として各種のレガシーを形成し、世界の範となる持続的な成長・発展が可能な都市へと進化することで、東京と地方が共に栄える真の地方創生を実現していくことが重要である。
これらの問題意識を踏まえ、２０２０年大会の成功と有形無形のレガシー形成に向け、今回公表された事業の進捗や成果の「見える化」は、目下の計画を着実に進めるためにも、また、官民連携の取組を深化させるためにも重要であると認識している。
東京の地域総合経済団体の立場から、「実行プラン」において今後も着実に推進すべき政策や、より拡充を図るべき政策などに関して当所の意見を下記の通り申し述べる。
なお、当所では今後とも、東京都と緊密に連携しながら、首都・東京の更なる成長・発展に向けた活動を鋭意、展開していく所存である。

１．実行プランの今後の取組について

⑴　セーフシティに対する意見

①　東京の都市防災力の向上、インフラ老朽化対策

冒頭に述べたとおり、東京では首都直下地震をはじめ、種々の災害リスクを抱えている。中でも、地震発生時に甚大な被害が想定されている木密地域については、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、燃え広がらない・燃えないまちの構築が重要である。また、都内には、旧耐震基準で建てられた老朽ビルが多く存在していることから、都市機能が高度に集積している地域等において、国家戦略特区に基づく規制・制度改革等も十分に活用し、民間による優良な再開発プロジェクトを誘導することで、老朽ビルを耐震性に優れ、非常用電源設備や免震・制震装置等、防災機能を備えたビルへと更新していくことが求められる。加えて、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化も促進していく必要がある。

更に、老朽マンション・団地・ニュータウンの再生や空き家対策、電線類地中化・無電柱化、街のバリアフリー化、河川・港湾施設の地震・津波・高潮対策、橋梁等の老朽化対策、連続立体交差事業等のハード対策も重要である。あわせて、帰宅困難者対策条例の更なる周知や備蓄の促進、自助・共助体制の構築による地域防災力の強化、ＢＣＰの策定支援等のソフト対策も求められる。

加えて、防災力向上の観点のみならず、都市インフラの観点においても、急速に老朽化が進む道路・橋梁等のインフラ老朽化の対策が重要な課題である。

日本のみならず世界の方々が、東京は「セーフシティ」であると実感できることが、東京の国際競争力の向上においても重要である。現在、進められている一連のハード・ソフト対策が停滞することのないよう、これまで以上に取組を加速化されたい。

②　「まちの元気創出」について

商店街は、地域経済において重要な役割を担うのみならず、活力や賑わいの創出、生活・防犯・防災等の社会的機能等、魅力あるまちの形成や地域コミュニティの担い手としての機能も有している。このため、商店街の活性化は、まちの元気の創出に向けて極めて重要である。

加えて、東京には下町の風情が残る街並みや歴史的建造物、庭園、水辺空間を活かした個性や魅力にあふれるまちが数多くある。また、道路占用の特例を活用したオープンカフェなど新たな賑わいの創出の工夫が行われることにより、各所で美しい都市空間が形成されている。まちの個性や魅力は、人々の暮らしに豊かさと潤いをもたらすとともに、都市の魅力と活力の源泉にもなっている。従って、東京ならではのまちの魅力が今後も堅持され、次世代へしっかりと継承されること、また、まちの個性や魅力をブランド化し世界へ広く発信することが重要である。そのためにも、エリアマネジメントを更に進化させる規制緩和等の推進も必要である。

⑵　ダイバーシティに対する意見

①　誰もがいきいきと生活し、経済活動との両立が可能な社会の構築

東京都では、長期的な人口減少問題への取組とともに、待機児童の解消や生活と仕事の両立に向けた働き方の見直し、「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言」制度の推進や「時差Ｂｉｚ」をはじめとした働き方改革、女性や高齢者の活躍促進等、多岐にわたる政策を進めているところである。これらの取組を引き続き日本の先頭に立って、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる社会を実現していくことが求められる。

とりわけ、人口減少下において、経済活動が維持・発展するためには、産学連携の深化が急務であり、外国語教育や理数教育による人材育成に加えて、ＩＣＴ人材や技術者・技能工等の産業人材の育成を早期に進めることが重要である。

②　誰もがスポーツに親しめる社会など、２０２０年大会を契機とした「新しい東京」の実現と大会に向けた取組の推進

「実行プラン」では、分野横断的な政策の展開として、２０２０年大会の成功に向けた取組　　が記述されている。２０２０年大会を契機としたレガシー形成の観点において、また、大会開催時の企業等の活動にとって、極めて重要な取組であることからも、横断的な視点における総括的なレビューが期待されるところである。

また、健康経営の普及やスポーツ実施率の向上に資する取組と合わせて、大会に多くの地域資源・文化資源を取り入れていくことや、「中小企業世界発信プロジェクト２０２０」等を通じて中小企業のビジネスチャンスの拡大を進め、都内はもとより全国的に機運を盛り上げていくとともに、経済効果を全国に波及させ、地域を活性化することが肝要である。加えて、東京は世界で初めて二回目のパラリンピックを開催する都市であることから、パラリンピックを契機としてハード・ソフト両面のバリアフリーに資する取組を推進し、「インクルーシブな社会」を形成していくことが求められる。

⑶　スマートシティに対する意見

①　国際金融・経済都市、交通・物流ネットワークの形成の推進

わが国の経済成長のエンジンである東京が世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜いていくには、２０２０年

大会を契機に首都圏三環状道路、とりわけ外環道をはじめとした交通・物流ネットワークの整備や、都心と臨海部を結ぶネットワークの早期完成、東京港および羽田空港の機能強化、横田空軍基地の軍民共用化の推進等による都市基盤の整備を通じ、人流・物流が活性化することによって生み出される、新たな付加価値の創造が必要である。これらのインフラ整備については、進捗に課題が存在するものもあることから、国等との連携も踏まえ、鋭意整備を進められたい。

また、国家戦略特区の活用等を通じて、国際的ビジネス環境や外国人向け生活環境の整備をより一層促進し、世界に開かれた都市を形成することで、外国企業やＭＩＣＥの誘致を加速し、新たな投資や雇用を創出していくことが求められる。国際金融都市・東京のあり方の検討をする際、国際都市の形成に必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地を促進し、拠点形成を図っていくためにも、税制支援等の拡充や、日影規制の緩和、借地借家法の正当事由の拡大、駐車場の附置義務の一層の緩和等、制度面からの検討も進められたい。

②　中小企業向けの政策の拡充

東京の経済活力の向上には、都内企業数の９９％を占め、雇用創出など地域経済を支える基盤として重要な役割を担っている中小企業の成長・発展を促進していくことが重要である。しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、厳しさを増しており、深刻化する人手不足の克服とともに、生産性向上などサプライサイド政策の遂行を迅速かつ強力に進め、中堅・中小企業の活力強化に資する施策の充実が不可欠である。加えて、創業支援施設や産業交流拠点の整備、産業集積の維持・発展、都市農業の振興を後押しする政策を拡充するとともに、ものづくり産業やベンチャー企業のみならず、サービス業をはじめとした既存の中小企業の活躍に向けて、経営力の底上げに資する政策を拡充されたい。

③　多様な機能を集積したまちづくり

国際金融・経済都市を目指す一方、人口減少により郊外部を中心に開発圧力が低下していくことから、市街地の拡散を防ぎ効率的で生産性の高い都市づくりを進めていく必要がある。都内においても、空き家問題が顕在化しつつあるなか、主要な駅の周辺や身近な生活中心地へ医療・福祉・子育て支援・教育・商業など様々な都市機能を計画的に集約し、徒歩圏内に居住機能を配置していく集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化）を推進していくべきである。「実行プラン」においても高次の都市機能を地域間で分担・連携していく「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに沿って都市づくりを進めることが重要である。なお、空き家問題等の取組状況についても、進捗状況の公表が望まれる。

④　「スマートエネルギー都市」について

環境性、強靭性と未来に向けた革新性を併せ持つ「スマートエネルギー都市」の実現に向け、プランを着実に実行していくことが必要である。そのためには、引き続き、中小・小規模事業者も取り組みやすいＬＥＤ照明への更新や、自社のＣＯ２排出量の把握を踏まえた省エネ対策を推進し、環境負荷の低減を確実に実現することが重要である。また、都内で進展する再開発や建物の建替えにあたっては、ベースロード電源からの系統電力とコージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせることでエネルギーの面的利用を実現し、自立化と多重化を推進することによって、低炭素化と強靭化を同時に推進することが可能と考える。

さらに、環境性の観点からの再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、太陽光のほかにも、安定した出力を得られるバイオマス、地中熱や排熱、および水素など地域特性に応じたエネルギーの多様化が必要であり、この点を踏まえた支援の継続が重要である。また、特に太陽光などの変動電源の導入を促進するにあたっては、系統の安定性を維持するためにも、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進と、そのための技術開発支援を継続すべきである。

水素社会の実現に向けた取組については、２０２０年に向けた燃料電池バス等の導入開始、燃料電池の普及、ＣＯ２フリー水素の活用に向けた協定の締結、共同研究が開始されるなど着実に取組が進んでいるものと考えるが、次世代のためにも、今後はそのスピードを加速して取り組むべきである。

⑤　技術革新等による世界をリードする首都・東京の構築

世界をリードする首都・東京の構築に向けて、世界に比べて日本は遅れているとも言われているＩｏＴやＡＩ等による技術革新を加速化させる必要がある。２０２０年を目途とする自動運転技術を活用した「都市づくりへの展開の開始」については、日本各地域でシンボリックな取組として実証実験等が進められているなか、首都・東京においてこそ、日本をリードする技術革新の取組が推進されるべきであり、今後の進捗が大いに期待されるところである。国や企業、大学等と連携し、取組を加速されたい。

その際には、外国企業の誘致や、外国企業と国内企業とのマッチングに加え、技術革新を底上げする観点から、中小企業のＩＣＴ化など生産性向上の取組を支援するとともに、ＡＩ、ロボット、バイオ等の新たな産業分野の育成、完全自動走行技術や準天頂衛星技術等次世代を担う技術の確立に向けた支援を拡充されたい。

⑥　世界最高の観光都市・東京の実現に向けた取組の加速

観光は、東京の成長、地域活性化の切り札として、幅広い関連産業に経済波及効果をもたらすとともに、地

域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。従って、区部はもとより多摩、島しょも含めた総合的な観光客の受入環境の整備や、地域固有の資源を活かした観光振興策を一層推進すべきである。加えて、広域的な観光周遊ルートの開発・普及等により、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現すべきである。目標数値・施策については、進捗を都度確認し機動的な見直しを図ることにより、観光を巡る急速な環境変化に迅速かつ的確に対応していくことが重要である。

２．「実行プラン」のＰＤＣＡサイクルについて

「実行プラン」のＰＤＣＡサイクルの運用においては、政策の実行により、経済社会がどのように発展し、地域が活性化するのか、更には都民一人一人の暮らしがどのように豊かになるのかといった将来の都市像を具体的に描いていくことが重要であり、より分かりやすく示していくことで、都内企業はもとより、都民一人一人に対して将来の明るい希望を届けていくことが求められる。そのためにも、ＰＤＣＡサイクルの運用において以下の視点が重要である。

⑴　課題の積極的な「見える化」

「実行プラン」には政策の工程表、目標及び年次が具体的に記載されており、また、今回のレビューにおいても具体的に取組状況等が記載されており、都民や企業にわかりやすい形で示しているものと認識している。

一方、グローバル化の進展により経済社会情勢が日々変化し、都民のニーズも多様化していることに伴い、東京都が抱える政策課題は多様化、複雑化している。また、首都直下地震や大規模水害等の災害対策やインフラ整備をはじめ、広域的に対応すべき政策課題も増えている。今回のレビュー結果では、主な取組以外の政策については課題が明確に記載されていない箇所もある。

実行プランは企業が事業計画等を策定する際の羅針盤であることからも、政策実行に伴う課題は、その有無はもとより、課題は変化するものであることを前提に、その課題について具体的に周知することが重要であり、引き続き積極的な開示が望まれる。

⑵　役割（行政・民間）の「見える化」

首都東京を取り巻く課題の解決にあたっては、東京都の役割が極めて大きいことは当然のことであるが、例えば、セーフシティに向けた防災力向上に向けては、都民や企業の災害リスクの認知度向上と理解促進が不可欠であり、首都圏三環状道路の整備等のインフラ整備においては民間の理解に加え、国等の他の行政との連携が極めて重要である。

従って、今後のＰＤＣＡサイクルを運用するに当たり、誰が何をやるべきか（官の役割、民の役割、国・他自治体との連携）という観点から記載することにより、「実行プラン」の実効性が高まるものと考える。

⑶　地域毎の将来像の「見える化」

東京の将来像について、東京の２０４０年代のビジョンを描いた「都市のグランドデザイン」においては、地域別の将来像のイメージが具体的に記載されている。「実行プラン」と「都市づくりのグランドデザイン」は連動しているものであり、それぞれの街の個性や魅力のブランド化に向けて、エリアごとの政策状況の「見える化」が重要である。「実行プラン」と区市町村で策定する計画等の連携を深めるとともに、わかりやすい形で示すことが望ましい。

⑷　財政基盤の堅持

東京都の財政は地方交付税を受けていないが、景気変動に大きく影響を受ける法人二税（法人住民税、法人事業税）の占める割合は都税歳入の約１/３であり、財政基盤の企業活動の活性化が重要である。一方、急速な高齢化による社会保障関係経費の増加、道路・橋梁等の老朽化対策等のインフラ維持・更新経費の増加、人口減少に伴う税収減等の理由から、政策の着実な実行には将来を見据えた堅実な財政運営が不可欠となる。従って、「実行プラン」に盛り込まれた政策を通じて「３つのシティ」を高い次元で実現し「新しい東京」を創り上げていくには、財政基盤を堅持していくことが重要である。

また、政策の柱毎に開示されている予算額の変動や実績等についても、取組状況の見える化の観点から積極的な開示が望ましい。

３．最後に

東京の２０４０年代のビジョンを描いた「都市づくりのグランドデザイン」では、『活力とゆとりのある高度成熟都市～東京の未来を創ろう～』が都市づくりの目標として掲げられている。世界における東京が持続的に成長していくためにも、着実に実行プランの実現を図っていくことが重要である。

以　上

２０１７年１１月１０日

| |
|---|
| 提出 |

＜提出先＞　　東京都

＜実現状況＞　-

### (4) 調査研究

#### ①　定期調査

1)　東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

| 実　施　時　期 | 回　答　企　業 | 担　当　部　署 |
|---|---|---|
| ５月２０日　～　６月　１日（第１回） | 東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　８９７社 | 中小企業部 |
| ８月１９日　～　９月　１日（第２回） | 東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　９０４社 | 中小企業部 |
| １１月　６日　～１１月１５日（第３回） | 東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　８４６社 | 中小企業部 |
| ２月２２日　～　３月　１日（第４回） | 東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業　７９６社 | 中小企業部 |

#### ②　不定期調査

| 調　査　名 | 実　施　時　期 | 調　査　対　象 | 担当部署 |
|---|---|---|---|
| 中堅・中小企業の新入社員の意識調査結果について | ２０１７年　３月３１日<br>～　４月１４日 | 「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した新入社員１，０４２名 | 人材・能力開発部 |
| 東京商工会議所会員企業の防災対策に関するアンケート | ４月１１日～　４月２８日 | 東京商工会議所の会員１０，０００社 | 地域振興部 |
| 事業承継の実態に関するアンケート調査 | ７月１４日～　８月１０日 | 無作為抽出した都内１０，０００社 | 産業政策第一部・中小企業部 |
| ものづくり企業の現状・課題に関する調査 | ８月２８日～　９月１５日 | 無作為抽出した都内製造業者１０，０００社 | 中小企業部 |
| 東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関するアンケート | １０月１０日～１０月２５日 | 東京２０２０大会の競技会場等を有する１２区に所在する東京商工会議所の会員１０，０００社 | 地域振興部 |
| 中小企業の経営課題に関するアンケート | １１月１７日～１２月　８日 | 東京商工会議所会員中小企業８，８４３社 | 中小企業部 |
| エネルギー・環境に関する意識・実態調査 | １月１９日～　２月　９日 | 東京商工会議所会員企業１０，３８０社 | 産業政策第二部 |

## ⑸ 広　　報

### ① 広報紙

1) 東商新聞

創　刊　　１９５５年7月（２０１８年3月末紙齢２１０６号）

判　型　　タブロイド判（１２頁）：１９９３年6月5日号より
Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ（ビズ　エクストラ）（4頁）：２０１３年4月２０日号より（毎月２０日号）
横組み左開き：２０１４年１０月２０日号より
デジタルブック版：２０１４年１０月２０日号より

発　行　　月2回（１０日号・１２頁／２０日号・１６頁）発行、発行回数２４回（２０１７年4月１０日号～２０１８年3月２０日号まで）

発行数　　通常号７８，０００部

内　容　　１～3面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報
4面：企業・経済解説記事等
5面：経済データ
6面：特集記事等（東商発Ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｐｉｃｓ等）
7面：ビジネスコラム
8面：（１０日号）Ｌｉｆｅ（トレンド・健康等に関するコラム）、（２０日号）東商事業案内
9面：特集記事等
１０・１１面：（１０日号）東商事業案内、（２０日号）会員の新商品・サービス情報・新刊紹介
１２面：東商事業ＰＲ、特集記事等
Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ（ビズ　エクストラ）：（２０日号）各界著名人インタビュー、文化・科学に関する連載コラムなど

### ② 冊子小包による会員向け定期一括配送サービス（広告チラシ同封サービス）

東商新聞をはじめ、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを、冊子小包により毎月2回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めている。また、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、毎月１０日号には会員の事業広告を同封するサービスを行っている。

配送頻度　月2回・毎月１０日・２０日

内　　容　東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など、総計は１０日号は１４点、２０号が8点。Ａ4サイズ以下

総同封数　２７２点（会員・団体６１点、東商事業等１６８点、東商新聞２４点）

### ③ ウェブサイト

開　　設　１９９６年7月２６日

ＵＲＬ　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／

内　　容　東商の組織概要や会員サービス事業などの経営支援事業、提言・要望や調査などの政策提言活動、地域振興活動、支部活動のほか助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。

アクセス数　４，０４２，１５１ＰＶ（２０１７年度）※所内アクセスを除く

### ④ イベントカレンダー

開　　設　２００４年9月

ＵＲＬ　ｈｔｔｐ：／／ｅｖｅｎｔ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／

内　　容　東商が開催するイベントをインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。「閲覧専用サイト」では、本部の部会・委員会、支部会議など各種会議情報を一元的に管理している。２０１７年度の掲載イベント数は6，５２０件。

### ⑤　メールマガジン【経営力ｕｐマガジン】の発行

創　　刊　２００７年7月２６日
発　　行　毎週水曜日（２０１４年８月より週１回発行）
内　　容　会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。各種イベント、政策活動、地域振興活動を紹介している。２０１８年３月末日現在の登録者は６９，６９６件。

### ⑥　ＳＮＳ（フェイスブック）を活用したＰＲ

東商の活動やイベントを広く一般に周知するため、毎営業日にフェイスブックページを更新。２０１８年３月末日の登録件数５，５４８件。

### ⑦　パブリシティ活動

1)　記者会見

a．定例会頭記者会見

４月１２日（１８名）　為替相場/景気情勢/東芝の不正会計問題/採用選考/日米経済対話/財政健全化（消費増税）/豊洲問題/浅田真央選手の引退表明
４月２０日（１８名）　仏大統領選/ＴＰＰ１１/地政学的リスク/英国議会下院の解散/韓国大統領選挙/個人消費/賃上げ/東芝の半導体事業について/民法改正/天皇陛下の退位に関する有識者会議最終報告/政治家の発言などについて
５月１１日（１５名）　民法改正/景気動向/憲法改正/こども保険･高等教育無償化/東京電力の再建計画/東芝の半導体事業について/オリンピック･パラリンピックの仮設施設費用負担/豊洲市場移転問題
５月２３日（１５名）　経済団体･経済界の在り方/安倍政権の評価/プライマリーバランス/休み方改革/商工中金の不正融資問題/相談役・顧問の役割等/英国でのテロ、組織犯罪処罰法改正案/ＴＰＰ１１、米ＵＳＴＲ代表
６月　２日（１７名）　米国のパリ協定離脱/米国ファースト/日経平均株価/財政健全化/中国の粗鋼生産拡大/ふるさと納税/東芝メモリー関連/都議会議員選挙
６月１５日（１８名）　三村会頭と九州ブロック商工会議所との懇談会/熊本地震/国際情勢の地域経済に及ぼす影響/景気情勢/ＦＲＢ利上げ/人手不足/組織犯罪処罰法改正案の成立/九州新幹線
７月　６日（１８名）　日ＥＵ・ＥＰＡ大枠合意/関西電力の電気料金値下げ/人口減少・外国人材の受け入れ/九州北部豪雨/自然災害に対する企業のリスクヘッジ/都議会議員選挙結果
７月１９日（１５名）　日商夏季政策懇談会/ＩＴ、ＩｏＴによる生産性向上/事業承継税制/M&A/中小企業の廃業/最低賃金/外国人活用/プレミアムフライデー/訪日外国人/高度プロフェッショナル制度
９月　５日（１６名）　北朝鮮問題/エネルギー基本計画/こども保険/東商の移動常議員会（福島）/韓国大統領の徴用工賠償発言/東芝メモリー関連
９月２０日（１９名）　衆議院解散/プライマリーバランス/プレミアムフライデー/一帯一路構想/東芝メモリー関連/米トランプ大統領の国連総会演説
１０月　５日（１９名）　衆議院議員選挙/柏崎刈羽原発/エネルギー政策/企業の内部留保/日産自動車の不正検査問題
１０月１９日（１８名）　神戸製鋼の検査データ改ざん問題/商工中金の不正問題/中国共産党大会および合同訪中団/株価上昇/連合春闘方針/西室泰三氏ご逝去
１１月　２日（１７名）　子ども・子育て拠出金/人手不足/春闘/日米首脳会談/税制改正/企業不祥事/商工中金の不正融資/政府系金融機関の民営化
１１月１６日（１７名）　外国人材受け入れ/合同訪中団/事業承継税制/エネルギー基本計画/ＳＤＧｓ/賃上げ/商工中金民営化

１２月　５日（１６名）　連合の春闘方針/法人税減税/事業主拠出金/日中関係/北朝鮮問題
１２月２１日（１６名）　景気見通し/米国の税制改革/事業主拠出金/伊方原発運転差し止め仮処分決定/リニア中央新幹線工事不正入札疑惑/品質管理不正防止/豊洲市場の開場/今年の漢字
１月１５日（１６名）　春闘/経団連次期会長人事/原油価格上昇/トランプ政権発足１年/商工中金の在り方/晴れ着レンタル業者「はれのひ」問題
２月　１日（１６名）　訪インド・スリランカ経済ミッション/働き方改革関連法案/為替動向/仮想通貨の流出問題/米トランプ政権１年
２月１５日（１７名）　為替動向と春闘への影響/金融政策/為替水準/「人材と競争政策に関する検討会」報告書/オリンピック・パラリンピック/プレミアムフライデー/下町ボブスレー
３月　１日（１８名）　働き方改革関連法案/新卒採用/ＮＡＦＴＡ再交渉/中国の新体制/新幹線台車亀裂問題/オリンピック・パラリンピックに係るアンブッシュ・マーケティング規制法について
３月１４日（１８名）　春闘/財務省の決裁文書書き換え問題/消費税率引き上げ/アンブッシュマーケティングの制限に関する意見/政治・経済情勢
３月２９日（１９名）　中朝首脳会談/米国の通商政策/森友問題/働き方改革/採用指針見直し/憲法改正/企業の経営責任

b．その他記者会見
１月　５日（４９名）経済三団体長共同記者会見
１月２３日　　インドにおける記者会見（訪インド・スリランカ経済ミッション）
１月２５日　　スリランカにおける記者会見（訪インド・スリランカ経済ミッション）

2)　会頭コメントの発表
４月１８日　日米経済対話について
５月１０日　韓国大統領選挙結果について
６月　９日　天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立について
６月　９日　「未来投資戦略２０１７」、「骨太の方針」の閣議決定について
７月　２日　東京都議会議員選挙結果について
７月　６日　日ＥＵ・ＥＰＡの大枠合意について
８月　３日　第３次安倍第３次改造内閣の発足について
９月２５日　安倍総理の衆議院解散の意向表明について
１０月１０日　衆議院議員選挙の公示について
１０月２２日　衆議院議員選挙結果について
１１月　１日　第４次安倍内閣の発足について
１１月１１日　１１カ国によるＴＰＰ協定の大筋合意について
１２月　８日　新しい経済政策パッケージの閣議決定について
１２月１４日　平成３０年度与党税制改正大綱について
１２月２２日　平成３０年度政府予算案等の閣議決定について
３月　９日　１１カ国によるＴＰＰ協定の署名について
３月　９日　米国による鉄鋼及びアルミニウムの関税引上げ措置について
３月１６日　日本銀行総裁人事の国会同意について

3)　会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）
８月２３日　日刊工業新聞（「変貌するＡＳＥＡＮ」）
９月２５日　ＮｅｗｓＰｉｃｋｓ（「経営者という仕事」）

９月２７日　ＢＳジャパン・日経プラス１０（「深刻な人手不足とどう向き合うか？働き方改革は？」）
１１月１４日　雑誌「財界」新春ワイド座談会
１２月１９日　産経新聞（「平成３０年度新春直球緩球」）
１２月２５日　日刊工業新聞（「日本経済２０１８　好況下の期待と不安」）
２月１４日　内外情勢調査会講演会（「不安の中の繁栄」）
２月１９日　日刊工業新聞（「私はこう見る」）
２月２１日　中小企業ＮＥＷＳ（「中小企業に贈る言葉」）
３月　５日　在日フランス商工会議所１００周年記念講演
３月　９日　ＩＣＣアジア・大洋州ＣＥＯフォーラム基調講演

4)　会頭共同インタビュー（囲み取材等）
４月１０日　東京港視察後
４月１９日　山本農水大臣との懇談後
５月１０日　福島第一原発視察後
５月１７日　一億総活躍フォローアップ会合後
７月　７日　東商夏期セミナー後
９月　８日　福島県内商工会議所との懇談会後
９月２０日　日商と連合との懇談会後
１０月２３日　経済４団体ＴＰＰ１１早期実現要望後
１１月　８日　東京都知事と東京商工会議所会頭・副会頭との懇談後
１１月２１日　三団体訪中団要人会見後
２月２２日　東京外かく環状道路視察後
１月２５日　スリランカ要人表敬（訪インド・スリランカ経済ミッション）後
３月　８日　吉野復興相への要望書手交後
３月　９日　ＩＣＣフォーラム講演後

5)　報道機関との懇談
５月１５日（２６名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会
１２月１３日（２５名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会

6)　記者発表

| 発表日 | 形態 | 種別 | 内容・標題 |
|---|---|---|---|
| ４月１３日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東京とわが国における観光振興に関する意見について |
| ４月１７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「東京都事業引継ぎ支援センター」平成２８年度相談実績について |
| ４月１７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現 |
| ４月１７日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「会員企業と学校法人との就職情報交換会」（４／２４）開催について |
| ４月１９日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 区内１７店舗が集結「カレーなる戦いｉｎ杉並」開催（５／３・４）（杉並支部） |
| ４月２４日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「２０２０年に向けたビジネスチャンス発掘交流会」（初開催）について |
| ４月２５日 | 資料配布 | 事業/周知 | 連続イベント「先端研究機関からの招待状」の開催について（北支部） |
| ４月２６日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「くまもと食の魅力発信！ビジネスマッチング@ＫＵＭＡＭＯＴＯ２０１７」商品ガイドブックの発行について |

| 発表日 | 形態 | 種別 | 内容・標題 |
|---|---|---|---|
| ４月２７日 | 資料配布 | 事業/周知 | ２０１８年３月卒業予定者等対象　２０１７年度　第１回・第２回・第３回「東商　合同会社説明会」の開催について |
| ４月２７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 写真集『あだち工場男子』発刊への協力について（足立支部） |
| ４月２８日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年５月の主な行事予定について |
| ５月１１日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | ２０１８年３月卒業予定者等対象　平成２９年度　第１回・第２回・第３回「東商　合同会社説明会」の開催について |
| ５月１７日 | 資料配布 | 事業/周知 | ｅｃｏ検定チーム戦「ｅｃｏ－ＭＡＳＴＥＲ　ＧＲＡＮＤ　ＰＲＩＸ　２０１７」（初開催）参加チームの募集を開始 |
| ５月１７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現 |
| ５月１８日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「下請取引関係の制度改正がすぐ分かる講座」の開催について |
| ５月２９日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「高校と会員企業による就職情報面接会」（６／６）の開催について |
| ５月２９日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「『働き方改革実行計画』に対する日本・東京商工会議所の考え方」について |
| ５月３０日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「くまもと食の魅力発信！ビジネスマッチング＠ＫＵＭＡＭＯＴＯ２０１７」の実施について |
| ５月３１日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年６月の主な行事予定について |
| ６月　６日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「新入社員意識調査」の結果について |
| ６月　６日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 先端研究機関からの招待状（第１回）「ロボットは人の脳を超えるのか？！」の開催について（北支部） |
| ６月　７日 | 資料配布 | 政策/周知 | 会員企業の防災対策に関するアンケート　調査結果 |
| ６月　９日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東京都の中小企業対策に関する重点要望について |
| ６月　９日 | 資料配布 | 政策/周知 | 首都圏の社会資本整備に関する要望について【国土交通省向け】 |
| ６月　９日 | 資料配布 | 政策/周知 | 首都・東京の都市整備に関する要望について【東京都向け】 |
| ６月１９日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 社長６０歳「企業健康診断」事業を拡充、江東区で事業開始（江東支部） |
| ６月２１日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１７年４～６月期集計結果　－付帯調査：「設備投資の動向」－ |
| ６月２１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現 |
| ６月２２日 | 資料配布 | 事業/周知 | ２０１８年３月卒業予定者等対象　２０１７年度　第４回・第５回「東商　合同会社説明会」の開催について |
| ６月２２日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「２０２０年に向けたビジネスチャンス発掘交流会」（初開催）について |
| ６月２６日 | 資料配布 | 政策/取材案内 | ２０１７年度　東京商工会議所「夏期セミナー」の開催について |
| ６月３０日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年７月の主な行事予定について |
| ７月　５日 | 資料配布 | 事業/周知 | 新規事業「ビジネスマネジャーＢａｓｉｃ　Ｔｅｓｔ®」のサービス開始について |
| ７月　５日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | ２０１８年３月卒業予定者等対象　２０１７年度　第４回・第５回「東商　合同会社説明会」の開催について |
| ７月　６日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「かつしかミライテラス　～葛飾区認定製品販売会～」の開催について（葛飾支部） |
| ７月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「健康経営に関する実態調査」調査結果について |

| 発表日 | 形態 | 種別 | 内容・標題 |
|---|---|---|---|
| ７月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 健康経営宣言と健康経営の推進に関する要望について |
| ７月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東京の観光振興策に関する意見について |
| ７月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について |
| ７月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 国の中小企業対策に関する重点要望について |
| ７月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 国土交通省の防災・減災対策に関する要望について |
| ７月２７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 健康経営アドバイザー研修（初級）のｅラーニングでの提供を開始 |
| ７月２７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「健康経営ハンドブック２０１７」の発行について |
| ７月３１日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年８月の主な行事予定について |
| ８月　４日 | 資料配布 | 政策/取材案内 | 東京商工会議所移動議員総会・常議員会における「福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会」開催について |
| ８月１５日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「第３回　葛飾町工場物語・いいものセレクション　ｉｎ　ＫＩＴＴＥ」の開催について（葛飾支部） |
| ８月２１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「あらかわもんじゃ・北区おでんコン！」の開催について（荒川支部・北支部） |
| ８月２４日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「東商就職ジョブフェア」の開催（９月６・７日）について |
| ８月３１日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年９月の主な行事予定について |
| ９月　１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「職場の健康づくり」の普及・啓発、取組支援事業を開始 |
| ９月　６日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「訪日観光客への効果的なアプローチ」の開催について（目黒支部） |
| ９月　７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「インターンシップ・職場体験ハンドブック」の発行について |
| ９月　７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「ｅｃｏ検定アワード２０１７」の授賞者決定および表彰式開催について |
| ９月　７日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | ｅｃｏ検定チーム戦「ｅｃｏ－ＭＡＳＴＥＲ　ＧＲＡＮＤ　ＰＲＩＸ　２０１７」結果順位発表および表彰式開催について |
| ９月　８日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「平成３０年度税制改正に関する意見」について |
| ９月１３日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 企業における人材確保に向けた産業雇用安定センターとの連携協力に関する協定締結式について |
| ９月１５日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「中野×杉並アニメフェス２０１７」の開催について（初開催）（中野支部・杉並支部） |
| ９月２０日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業」を開始（板橋支部） |
| ９月２０日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 企業における人材確保に向けた産業雇用安定センターとの連携協力に関する協定締結について |
| ９月２２日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「練馬野菜の実りを楽しむ交流会」の開催について（練馬支部） |
| ９月２５日 | 資料配布 | 政策/周知 | 再生支援をした中小企業の７割が順調な経営に回復　～再生支援企業の１０年後の追跡調査結果～ |
| ９月２５日 | 資料配布 | 事業/周知 | １１／２９パネルディスカッション「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０とエネルギーが連携した新たなビジネスとは」の開催について |
| ９月２６日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 第１５回「勇気ある経営大賞」受賞企業決定について |
| ９月２７日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１７年７～９月期集計結果　－付帯調査：「賃金の動向」－ |

| 発表日 | 形態 | 種別 | 内容・標題 |
|---|---|---|---|
| ９月２８日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 第５５回日豪経済合同委員会会議の開催について |
| ９月２９日 | 資料配布 | 事業/周知 | 老舗企業の魅力を、外国人留学生等が制作した動画で紹介する事業を開始（中央支部） |
| ９月２９日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年１０月の主な行事予定について |
| １０月　２日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「被災地復興支援　天王洲マルシェ」（１０／１１）の開催について |
| １０月　２日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「シブヤ散歩フェス２０１７～シブヤの魅力、散歩で発見！～」の開催について（渋谷支部） |
| １０月　３日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 後継予定者などを対象に「事業承継ゼミナール」を実施（大田支部） |
| １０月１０日 | 資料配布 | 事業/周知 | 第４回広域関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテストの開催について |
| １０月１１日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「つながる！つなげよう！東商千代田ビジネスフェア」の開催について（１０／２６） |
| １０月１２日 | 資料配布 | 事業/周知 | 第１１回　葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品の決定　および１０／２１「認定証授与式」の実施について（葛飾支部） |
| １０月１３日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「あらかわもんじゃ・北区おでんコン！」の開催について（荒川支部・北支部） |
| １０月１７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 中小企業向け解説冊子『民法改正　取引はどうなる？』を発行 |
| １０月２５日 | 資料配布 | 事業/周知 | 台東のオリジナル料理を楽しめる食イベント「ビストロ台東」の開催について（台東支部） |
| １０月３１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 渋谷の非公認ゆるキャラ人気Ｎｏ．１を決めるイベント開催（渋谷支部） |
| １０月３１日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年１１月の主な行事予定について |
| １１月　１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「東商学生サイト」のリニューアルオープンについて |
| １１月　６日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「荒川モノづくり技あり市」の開催について（荒川支部） |
| １１月　９日 | 資料配布 | 事業/周知 | 渋谷区のアパレルブランドを紹介する特設サイト「ＳＨＩＢＵＹＡ×ＣＬＯＴＨＩＮＧ」の開設について（渋谷支部） |
| １１月１４日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 健康経営ＮＥＸＴシンポジウムの開催について |
| １１月１４日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | パネルディスカッション「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０とエネルギーが連携した新たなビジネスとは」の開催について |
| １１月１４日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 第４４回日本ニュージーランド経済人会議の開催について |
| １１月１５日 | 記者レク | 政策/周知 | 「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」について |
| １１月１５日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 社長６０歳「企業健康診断」事業　墨田区での第二弾実施について（墨田支部） |
| １１月１６日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「『エネルギー基本計画』の見直しに対する意見」について |
| １１月１７日 | 資料配布 | 政策/取材案内 | 「訪インド・スリランカ経済ミッション」派遣について |
| １１月２０日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する決議」について |
| １１月２０日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「東京都事業引継ぎ支援センター」平成２９年度上半期の相談実績について |
| １１月２０日 | 資料配布 | 事業/周知 | 東京都事業引継ぎ支援センターの支援を通じ事業承継が実現 |
| １１月２１日 | 資料配布 | 政策/取材案内 | 「東京における働き方改革推進等」に関する東京都との連携協定の締結について |

| 発表日 | 形態 | 種別 | 内容・標題 |
|---|---|---|---|
| １１月２２日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「しながわ歴史・文化交流会」の開催について（品川支部） |
| １１月２８日 | 資料配布 | 政策/取材案内 | 東京都商工会議所連合会　東京都知事と都内商工会議所との懇談会の開催について |
| １１月３０日 | 資料配布 | その他 | 平成２９年１２月の主な行事予定について |
| １２月　６日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「地震時初動対応マニュアル」の発行について（新宿支部） |
| １２月１１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 文京区「医療機器産業振興事業」の実施について（文京支部） |
| １２月１２日 | 記者レク | 政策/周知 | 東京２０２０大会における交通輸送円滑化に関する会員企業アンケート　調査結果 |
| １２月１２日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「中小企業のための『インターンシップ・職場体験』活用法セミナー」の開催について |
| １２月１３日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１７年１０～１２月期集計結果　－付帯調査：「外国人旅行者の増加に伴う直接的・間接的影響について」－ |
| １２月１４日 | 記者レク | 政策/周知 | 「東商オリパラ・アクションプログラム」の策定について |
| １２月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東京都の防災・減災対策に関する要望について |
| １２月１５日 | 資料配布 | 事業/周知 | 東京都・台東区合同　帰宅困難者対策訓練について |
| １２月１８日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「未来を変える切り札は顧客満足～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～」の発行について |
| １２月１９日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「江戸川　業種・仕事ガイドブック」の発行について（江戸川支部） |
| １２月２８日 | 資料配布 | その他 | 平成３０年１月の主な行事予定について |
| １月　５日 | 資料配布 | 政策/取材案内 | 東京商工会議所「２０１８年　新年賀詞交歓会」取材のご案内 |
| １月１１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 特許などを経営に活用する中小企業３１社の事例集「企業力＝知財力　デキる知財の使い方」の発行について |
| １月１１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 第１６回「勇気ある経営大賞」応募企業の募集開始について |
| １月１６日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「社長バトンタッチノート　～想いを未来へつなぐ事業承継～」発刊について（墨田支部） |
| １月１７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 中小企業の海外展開事例集「ヒラケ、セカイ２」の発行について |
| １月２５日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「事業承継の実態に関するアンケート調査」報告書の発行について |
| １月２６日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「帰宅困難者対策訓練」の実施について |
| １月３０日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 第６回「東商リレーションプログラム」（大学１・２年生対象の職場体験）の実施について |
| １月３１日 | 資料配布 | その他 | 平成３０年２月の主な行事予定について |
| ２月　１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 第１１回　葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品　ストーリーマンガの発行ならびに展示会への出展について（葛飾支部） |
| ２月　２日 | 資料配布 | 事業/周知 | 新事業「としまビジネスプランアワード」の開始について（豊島支部） |
| ２月　５日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | ＩｏＴに関する勉強会「ＩｏＴＬＴ」について |
| ２月　５日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「東商ジョブサイト」のオープンについて |
| ２月　６日 | 資料配布 | 事業/周知 | 品川区サイバーセキュリティに関する協定の締結及び品川区内の中小企業を対象とした実機訓練の開催について（品川支部） |

| 発表日 | 形態 | 種別 | 内容・標題 |
|---|---|---|---|
| ２月　７日 | 資料配布 | 事業/周知 | 食の都・東京の“東京らしい”商品を集めた「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブースを出展（スーパーマーケット・トレードショー） |
| ２月　７日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「中小企業のための『インターンシップ・職場体験』活用法セミナー」の開催について |
| ２月　８日 | 資料配布 | 事業/周知 | 英語で葛飾のものづくり企業を紹介する冊子「Ｋａｔｓｕｓｈｉｋａ　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ　Ｂｕｙｅｒｓ　Ｇｕｉｄｅ　２０１８」の発行について（葛飾支部） |
| ２月１３日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「東京外かく環状道路」視察会について |
| ２月１４日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「働き方フォーラム」（２／２１）の開催について |
| ２月１９日 | 資料配布 | 事業/周知 | 港区のおすすめスポットを紹介する冊子「Ｒｅ：ｍｉｎａｔｏ」を発行（港支部） |
| ２月２１日 | 資料配布 | 事業/周知 | 冊子「Ｎｅｘｔ　Ｎｉｐｐｏｎへ！健康長寿ビジネスへのヒント」の発行について（板橋支部） |
| ２月２６日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | ムスリム観光客対応セミナーの開催について |
| ２月２７日 | 資料配布 | 政策/周知 | 中小ものづくり企業によるデジタルツールの活用に関する調査・事例集の発行 |
| ２月２７日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 東商ウェルネスフェスタ（会員交流スポーツイベント）における「パラスポーツ体験会」の実施について |
| ２月２８日 | 資料配布 | その他 | 平成３０年３月の主な行事予定について |
| ３月　１日 | 資料配布 | 事業/周知・取材案内 | 「東商就職ジョブフェア（合同会社説明会）」の開催について |
| ３月　２日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 「ものづくり現場のＩｏＴ開発導入ワークショップ」の開催について |
| ３月　７日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 創立１４０周年記念事業　キックオフの開催について |
| ３月　７日 | 資料配布 | 事業/取材案内 | 第４回ＩＣＣアジア・大洋州ＣＥＯフォーラム 及びＩＣＣ国際仲裁セミナーの開催について |
| ３月　８日 | 資料配布 | 事業/周知 | 東京商工会議所 創立１４０周年記念事業の実施について |
| ３月　８日 | 資料配布 | 事業/周知 | ＜創立１４０周年記念事業＞「名探偵コナン まんがでわかる東京商工会議所」の発行について |
| ３月１３日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「東商バイヤーズセレクションＧＰ」の実施結果について |
| ３月１４日 | 資料配布 | 政策/周知 | アンブッシュマーケティング（便乗商法・便乗広告）の制限に関する意見 |
| ３月１４日 | 資料配布 | 事業/周知 | 「あらかわ名所浮世絵銘店めぐり」の発行について（荒川支部） |
| ３月１５日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「知的財産政策に関する意見」について |
| ３月２０日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「中小企業の経営課題に関するアンケート結果」について（東京２３区内調査） |
| ３月２６日 | 資料配布 | 政策/周知 | 東商けいきょう（東京２３区内の中小企業の景況感に関する調査）２０１８年１～３月期集計結果－付帯調査：「採用の動向と人手不足対策について」 |
| ３月２９日 | 資料配布 | 政策/周知 | 「女性の活躍推進に向けた意見」について |
| ３月３０日 | 資料配布 | その他/周知 | 日商・東商の事務局人事について（４月１日付） |
| ３月３０日 | 資料配布 | その他 | 平成３０年４月の主な行事予定について |

### ⑧ 放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（ＴＯＫＹＯ ＭＸ）

放　送　　２０１７年4月～２０１８年3月
偶数月第３日曜日　１８時１５分～１８時３０分（全６回）
翌月第３日曜日　１８時１５分～１８時３０分（再放送６回）

内　容　　高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

ＣＭ放映　日商制作の商工会議所ＣＭ２種類および東商作成のビジネスマネジャー試験ＣＭ２種類を放送。

### ⑨ 刊行物一覧

| タイトル | 発行月 | 価格 | 部署名 |
|---|---|---|---|
| 健康経営ハンドブック２０１７ | ７月 | 無料 | サービス・交流部 |
| インターンシップ・職場体験ハンドブック | ９月 | 無料 | 人材・能力開発部 |
| 民法改正　取引はどうなる？ | １０月 | ３００円 | 産業政策第一部 |
| 地震だ！地震時初動対応マニュアル | １１月 | 無料 | 新宿支部 |
| 企業力＝知財力　デキる知財の使い方～売上を伸ばす一歩先の知財戦略～ | １２月 | 無料 | 産業政策第一部 |
| 未来を変える切り札は顧客満足～中小サービス産業のための生産性向上のすすめ～ | １２月 | 無料 | 地域振興部 |
| 中小企業のための消費税軽減税率対策 | １２月 | 無料 | 中小企業部 |
| 江戸川 業種・仕事ガイドブック | １２月 | 無料 | 江戸川支部 |
| ヒラケ、セカイ２～ＴＨＥ　ＳＴＯＲＩＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＧＬＯＢＡＬ　ＣＨＡＬＬＥＮＧＥ～ | １月 | 無料 | 国際部 |
| 事業承継の実態に関するアンケート調査　報告書 | １月 | 無料 | 産業政策第一部・中小企業部 |
| 社長バトンタッチノート～想いを未来へつなぐ事業承継～ | １月 | 無料 | 墨田支部 |
| 葛飾町工場物語 | １月 | 無料 | 葛飾支部 |
| スマートものづくり実践事例集 | ２月 | 無料 | 中小企業部 |
| ものづくり企業の現状・課題に関する調査　調査報告書 | ２月 | 無料 | 中小企業部 |
| Ｒｅ：ｍｉｎａｔｏ | ２月 | 無料 | 港支部 |
| Ｎｅｘｔ　Ｎｉｐｐｏｎへ！健康長寿ビジネスへのヒント | ２月 | 無料 | 板橋支部 |
| Ｋａｔｓｕｓｈｉｋａ　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ　Ｂｕｙｅｒｓ　Ｇｕｉｄｅ　２０１８ | ２月 | 無料 | 葛飾支部 |
| 「永続経営の秘訣を学ぶ」 | ３月 | 無料 | 中央支部 |
| 名所浮世絵　銘店めぐり | ３月 | 無料 | 荒川支部 |

## (6) 証　　明

### ① 国内関係証明

（単位：件）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 営業証明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 所在地証明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 同一法人証明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 商標周知証明 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 商標使用証明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 会員証明（和文） | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 8 |
| 計 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 | 15 |

### ② 特定（恵）原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定（恵）原産地証明書を、日・シンガポールＥＰＡについては当所において、その他のＥＰＡについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

（単位：件）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日シンガポール | 5 | 8 | 8 | 6 | 9 | 7 | 6 | 5 | 7 | 3 | 3 | 6 | 73 |
| 日メキシコ | 633 | 630 | 630 | 535 | 567 | 601 | 580 | 597 | 548 | 575 | 550 | 558 | 7,004 |
| 日マレーシア | 711 | 693 | 612 | 672 | 693 | 684 | 772 | 797 | 727 | 682 | 749 | 914 | 8,706 |
| 日チリ | 192 | 186 | 204 | 208 | 281 | 183 | 266 | 211 | 227 | 197 | 224 | 259 | 2,638 |
| 日タイ | 3,945 | 4,135 | 4,339 | 4,322 | 4,367 | 4,058 | 4,299 | 4,652 | 4,113 | 4,223 | 4,518 | 4,992 | 51,963 |
| 日インドネシア | 2,369 | 2,572 | 1,897 | 2,601 | 2,595 | 2,560 | 2,639 | 2,869 | 2,606 | 2,547 | 2,672 | 3,154 | 31,081 |
| 日ブルネイ | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 日アセアン | 677 | 691 | 710 | 858 | 769 | 766 | 689 | 708 | 693 | 718 | 630 | 836 | 8,745 |
| 日フィリピン | 393 | 416 | 401 | 444 | 399 | 444 | 425 | 457 | 333 | 464 | 386 | 445 | 5,007 |
| 日スイス | 231 | 219 | 196 | 217 | 201 | 196 | 266 | 223 | 210 | 230 | 205 | 270 | 2,664 |
| 日ベトナム | 897 | 953 | 1,060 | 1,034 | 1,097 | 1,069 | 1,076 | 1,122 | 1,167 | 996 | 949 | 1,154 | 12,574 |
| 日インド | 2,398 | 2,320 | 2,488 | 2,472 | 2,750 | 2,629 | 2,620 | 2,773 | 2,569 | 2,424 | 2,603 | 3,045 | 31,091 |
| 日ペルー | 53 | 62 | 78 | 61 | 53 | 52 | 75 | 51 | 44 | 53 | 69 | 64 | 715 |
| 日オーストラリア | 208 | 238 | 279 | 207 | 258 | 255 | 268 | 269 | 243 | 254 | 261 | 287 | 3,027 |
| 日モンゴル | 21 | 29 | 32 | 25 | 25 | 26 | 26 | 19 | 31 | 28 | 24 | 39 | 325 |
| 計 | 12,735 | 13,152 | 12,935 | 13,662 | 14,065 | 13,531 | 14,007 | 14,753 | 13,518 | 13,394 | 13,843 | 16,024 | 165,619 |

※日・アセアンＥＰＡにおいて、新たにインドネシアが３月１日から対象となった。

### ③ 貿易関係証明（非特恵原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。

（単位：件）

| | 日本産原産地証明 | 外国産原産地証明 | インボイス証明 | サイン証明 | その他の証明 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | 19,793 | 1,374 | 2,160 | 4,130 | 31 | 27,488 |
| 5月 | 19,440 | 1,359 | 2,150 | 3,740 | 29 | 26,718 |
| 6月 | 20,822 | 1,415 | 2,234 | 4,434 | 42 | 28,947 |
| 7月 | 19,690 | 1,353 | 2,056 | 4,361 | 27 | 27,487 |
| 8月 | 20,194 | 1,288 | 2,336 | 4,311 | 37 | 28,166 |
| 9月 | 19,700 | 1,318 | 2,187 | 4,666 | 22 | 27,893 |
| 10月 | 20,751 | 1,418 | 2,247 | 4,809 | 28 | 29,253 |
| 11月 | 20,607 | 1,374 | 2,315 | 4,861 | 29 | 29,186 |
| 12月 | 21,686 | 1,407 | 2,408 | 4,525 | 24 | 30,050 |
| 1月 | 18,594 | 1,177 | 2,075 | 3,702 | 18 | 25,566 |
| 2月 | 18,806 | 1,277 | 2,411 | 4,139 | 37 | 26,670 |
| 3月 | 22,834 | 1,453 | 2,809 | 5,081 | 38 | 32,215 |
| 計 | 242,917 | 16,213 | 27,388 | 52,759 | 362 | 339,639 |

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）
※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、２１，６５０件の利用実績であった。

## ④　非特恵原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

| 国名＼商品名 | | 機械機器 | | | | 金属及び金属製品 | 化学製品 | 紡績及び繊維製品 | 食料品 | 雑貨 | その他 | 国別合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般機械 | 電気機器 | 輸送用機器 | 精密機器 | | | | | | | |
| アジア | バングラデシュ | 480 | 55 | 1,139 | 234 | 892 | 310 | 240 | 49 | 8 | 438 | 3,845 |
| | ブルネイ | 1 | 8 | 27 | 0 | 10 | 5 | 4 | 8 | 0 | 10 | 73 |
| | 中　国 | 8,711 | 1,406 | 10,906 | 1,861 | 25,524 | 25,200 | 618 | 1,490 | 399 | 7,551 | 83,666 |
| | 香　港 | 644 | 230 | 211 | 260 | 3,968 | 5,712 | 95 | 989 | 56 | 1,459 | 13,624 |
| | インド | 2,254 | 388 | 1,762 | 550 | 2,314 | 5,535 | 106 | 153 | 103 | 1,780 | 14,945 |
| | インドネシア | 410 | 82 | 120 | 414 | 1,027 | 882 | 14 | 418 | 7 | 265 | 3,639 |
| | 韓　国 | 330 | 272 | 127 | 160 | 2,186 | 2,229 | 8 | 860 | 25 | 674 | 6,871 |
| | マレーシア | 664 | 177 | 484 | 17 | 1,179 | 1,088 | 45 | 346 | 26 | 739 | 4,765 |
| | モンゴル | 42 | 12 | 30 | 29 | 7 | 68 | 13 | 51 | 2 | 42 | 296 |
| | ミャンマー | 57 | 23 | 63 | 44 | 121 | 82 | 9 | 11 | 9 | 142 | 561 |
| | パキスタン | 72 | 5 | 250 | 40 | 374 | 154 | 0 | 8 | 0 | 211 | 1,114 |
| | フィリピン | 348 | 53 | 87 | 28 | 210 | 135 | 7 | 157 | 1 | 134 | 1,160 |
| | シンガポール | 248 | 125 | 302 | 37 | 1,080 | 512 | 11 | 771 | 21 | 233 | 3,340 |
| | スリランカ | 105 | 14 | 50 | 15 | 9 | 108 | 2 | 32 | 6 | 29 | 370 |
| | 台　湾 | 790 | 103 | 129 | 119 | 2,422 | 3,087 | 115 | 8,518 | 29 | 841 | 16,153 |
| | タ　イ | 879 | 226 | 51 | 84 | 667 | 1,408 | 16 | 1,996 | 5 | 591 | 5,923 |
| | ベトナム | 2,035 | 453 | 771 | 1,451 | 3,548 | 2,792 | 1,016 | 968 | 48 | 1,513 | 14,595 |
| | アジアその他 | 150 | 18 | 97 | 65 | 84 | 66 | 49 | 68 | 8 | 75 | 680 |
| | 小　　計 | 18,220 | 3,650 | 16,606 | 5,408 | 45,622 | 49,373 | 2,368 | 16,893 | 753 | 16,727 | 175,620 |
| 中近東 | アフガニスタン | 0 | 1 | 2 | 0 | 9 | 5 | 0 | 0 | 2 | 9 | 28 |
| | バーレーン | 87 | 35 | 177 | 26 | 49 | 47 | 16 | 17 | 2 | 140 | 596 |
| | イラン | 357 | 39 | 482 | 266 | 293 | 363 | 49 | 54 | 24 | 85 | 2,012 |
| | イラク | 34 | 5 | 16 | 89 | 19 | 30 | 0 | 0 | 4 | 19 | 216 |
| | イスラエル | 81 | 10 | 24 | 37 | 3 | 88 | 2 | 46 | 5 | 41 | 337 |
| | ヨルダン | 86 | 12 | 81 | 114 | 10 | 133 | 22 | 7 | 7 | 83 | 555 |
| | クウェイト | 327 | 152 | 340 | 215 | 232 | 95 | 67 | 13 | 36 | 272 | 1,749 |
| | レバノン | 114 | 2 | 96 | 59 | 11 | 40 | 3 | 35 | 12 | 81 | 453 |
| | オマーン | 223 | 52 | 260 | 46 | 182 | 62 | 2 | 0 | 15 | 232 | 1,074 |
| | カタール | 288 | 183 | 231 | 88 | 152 | 67 | 18 | 86 | 5 | 299 | 1,417 |
| | サウジアラビア | 2,991 | 267 | 413 | 481 | 847 | 748 | 39 | 103 | 69 | 1,358 | 7,316 |
| | シリア | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 | 8 | 22 |
| | トルコ | 339 | 74 | 749 | 137 | 629 | 779 | 254 | 4 | 23 | 537 | 3,525 |
| | アラブ首長国連邦 | 897 | 520 | 1,099 | 408 | 715 | 955 | 61 | 337 | 95 | 1,430 | 6,517 |
| | イエメン | 4 | 5 | 16 | 14 | 23 | 10 | 0 | 0 | 0 | 3 | 75 |
| | 中近東その他 | 34 | 13 | 87 | 20 | 39 | 23 | 32 | 1 | 0 | 23 | 272 |
| | 小　　計 | 5,863 | 1,372 | 4,074 | 2,003 | 3,214 | 3,451 | 565 | 703 | 299 | 4,620 | 26,164 |

| 国名 | 商品名 | 機械機器 | | | | 金属及び金属製品 | 化学製品 | 紡績及び繊維製品 | 食料品 | 雑貨 | その他 | 国別合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般機械 | 電気機器 | 輸送用機器 | 精密機器 | | | | | | | |
| アフリカ | アルジェリア | 45 | 8 | 37 | 81 | 27 | 6 | 6 | 1 | 0 | 39 | 250 |
| | アンゴラ | 1 | 3 | 12 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 38 | 57 |
| | エジプト | 296 | 55 | 248 | 173 | 256 | 298 | 8 | 108 | 11 | 303 | 1,756 |
| | ケニア | 10 | 1 | 130 | 3 | 65 | 47 | 5 | 4 | 0 | 42 | 307 |
| | リベリア | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 8 |
| | リビア | 10 | 1 | 5 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 28 |
| | モロッコ | 20 | 1 | 55 | 36 | 3 | 13 | 0 | 1 | 3 | 11 | 143 |
| | ナイジェリア | 10 | 1 | 9 | 27 | 43 | 42 | 1 | 194 | 0 | 28 | 355 |
| | 南アフリカ | 90 | 4 | 62 | 33 | 146 | 137 | 1 | 41 | 4 | 149 | 667 |
| | スーダン | 3 | 0 | 33 | 47 | 8 | 10 | 15 | 1 | 0 | 33 | 150 |
| | チュニジア | 8 | 1 | 34 | 86 | 6 | 10 | 0 | 0 | 3 | 0 | 148 |
| | アフリカその他 | 89 | 11 | 459 | 49 | 192 | 58 | 71 | 255 | 10 | 419 | 1,613 |
| | 小　　計 | 582 | 86 | 1,084 | 543 | 747 | 624 | 107 | 606 | 31 | 1,072 | 5,482 |
| 欧州 | オーストリア | 19 | 3 | 247 | 13 | 103 | 27 | 0 | 10 | 3 | 15 | 440 |
| | ベルギー | 48 | 128 | 136 | 196 | 188 | 633 | 10 | 46 | 6 | 166 | 1,557 |
| | キプロス | 3 | 4 | 28 | 2 | 3 | 18 | 1 | 4 | 0 | 10 | 73 |
| | チェコ | 165 | 13 | 97 | 1 | 6 | 19 | 0 | 0 | 2 | 4 | 307 |
| | デンマーク | 5 | 17 | 1 | 1 | 5 | 20 | 7 | 1 | 0 | 24 | 81 |
| | フィンランド | 31 | 42 | 24 | 0 | 21 | 34 | 0 | 1 | 0 | 2 | 155 |
| | フランス | 108 | 3 | 51 | 62 | 93 | 1,183 | 62 | 80 | 10 | 150 | 1,802 |
| | ドイツ | 644 | 109 | 218 | 887 | 445 | 2,196 | 49 | 239 | 86 | 448 | 5,321 |
| | ギリシャ | 14 | 5 | 25 | 2 | 23 | 11 | 0 | 0 | 3 | 30 | 113 |
| | オランダ | 198 | 33 | 79 | 37 | 333 | 1,160 | 9 | 94 | 1 | 140 | 2,084 |
| | ハンガリー | 16 | 0 | 48 | 2 | 4 | 21 | 0 | 7 | 0 | 11 | 109 |
| | アイルランド | 1 | 0 | 58 | 2 | 0 | 37 | 0 | 0 | 0 | 6 | 104 |
| | イタリア | 108 | 101 | 600 | 23 | 329 | 805 | 100 | 123 | 43 | 328 | 2,560 |
| | ノルウェー | 2 | 32 | 5 | 0 | 202 | 7 | 0 | 0 | 4 | 0 | 252 |
| | ポーランド | 7 | 32 | 108 | 6 | 20 | 140 | 98 | 22 | 14 | 40 | 487 |
| | ポルトガル | 7 | 11 | 87 | 0 | 9 | 7 | 7 | 5 | 2 | 130 | 265 |
| | ロシア | 219 | 99 | 270 | 70 | 483 | 353 | 199 | 355 | 29 | 1,018 | 3,095 |
| | スペイン | 167 | 89 | 495 | 36 | 226 | 442 | 37 | 57 | 17 | 103 | 1,669 |
| | スウェーデン | 1 | 0 | 0 | 3 | 88 | 16 | 1 | 4 | 21 | 11 | 145 |
| | スイス | 4 | 1 | 0 | 40 | 42 | 102 | 24 | 36 | 0 | 73 | 322 |
| | 英　国 | 11 | 10 | 92 | 22 | 125 | 314 | 47 | 21 | 15 | 75 | 732 |
| | 欧州その他 | 146 | 103 | 472 | 114 | 300 | 264 | 56 | 63 | 61 | 330 | 1,909 |
| | 小　　計 | 1,924 | 835 | 3,141 | 1,519 | 3,048 | 7,809 | 707 | 1,168 | 317 | 3,114 | 23,582 |

| 国名＼商品名 | | 機械機器 | | | | 金属及び金属製品 | 化学製品 | 紡績及び繊維製品 | 食料品 | 雑貨 | その他 | 国別合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般機械 | 電気機器 | 輸送用機器 | 精密機器 | | | | | | | |
| 北・中南米 | アルゼンチン | 80 | 2 | 92 | 6 | 2 | 201 | 1 | 16 | 6 | 156 | 562 |
| | バハマ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ボリビア | 0 | 0 | 7 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| | ブラジル | 103 | 3 | 1 | 9 | 246 | 345 | 21 | 78 | 56 | 1,194 | 2,056 |
| | カナダ | 8 | 0 | 199 | 14 | 68 | 124 | 1 | 56 | 12 | 42 | 524 |
| | チ　リ | 33 | 9 | 18 | 16 | 1 | 20 | 0 | 5 | 6 | 8 | 116 |
| | コロンビア | 11 | 2 | 137 | 4 | 165 | 33 | 0 | 5 | 0 | 42 | 399 |
| | コスタリカ | 1 | 0 | 51 | 17 | 47 | 35 | 1 | 15 | 0 | 36 | 203 |
| | エクアドル | 3 | 0 | 120 | 0 | 14 | 31 | 0 | 10 | 6 | 2 | 186 |
| | メキシコ | 127 | 186 | 172 | 13 | 1,266 | 605 | 10 | 47 | 23 | 176 | 2,625 |
| | パナマ | 35 | 3 | 47 | 0 | 0 | 52 | 0 | 24 | 12 | 55 | 228 |
| | パラグアイ | 0 | 0 | 75 | 19 | 0 | 6 | 0 | 5 | 4 | 4 | 113 |
| | ペルー | 7 | 0 | 4 | 19 | 138 | 3 | 0 | 1 | 3 | 30 | 205 |
| | 米　国 | 181 | 282 | 77 | 95 | 680 | 688 | 47 | 251 | 88 | 290 | 2,679 |
| | ベネズエラ | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 1 | 22 |
| | 北・中南米その他 | 144 | 13 | 208 | 52 | 72 | 75 | 1 | 66 | 2 | 44 | 677 |
| | 小　　計 | 741 | 500 | 1,208 | 268 | 2,701 | 2,219 | 82 | 591 | 218 | 2,080 | 10,608 |
| 太平洋 | オーストラリア | 55 | 19 | 12 | 15 | 241 | 146 | 12 | 45 | 5 | 94 | 644 |
| | ニュージーランド | 21 | 6 | 1 | 0 | 37 | 65 | 0 | 53 | 0 | 45 | 228 |
| | マーシャル諸島 | 0 | 1 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 |
| | 大洋州その他 | 10 | 1 | 52 | 14 | 50 | 8 | 1 | 21 | 0 | 27 | 184 |
| | 小　　計 | 86 | 27 | 70 | 29 | 329 | 219 | 13 | 119 | 5 | 168 | 1,065 |
| 国名不明 | | | | | | | | | | | 396 | 396 |
| 合　　計 | | 27,416 | 6,470 | 26,183 | 9,770 | 55,661 | 63,695 | 3,842 | 20,080 | 1,623 | 28,177 | 242,917 |

**⑤　講習会・セミナー**

２月２８日（７７名）　　ＥＰＡ実務担当者向けセミナー

**⑥　貿易関係証明申請サポート**

非特恵原産地証明書作成要領説明会（３０５名）

個別相談（２５２名）

## (7) 企業信用調査

### ① 種類別利用件数

**地域別**

| 種別 | 件数 | 比率 |
|---|---|---|
| 国内調査 | 284 | 93.4% |
| 海外調査 | 20 | 6.6% |
| 合計 | 304 | 100% |

**調査種類別**

| 種別 | 件数 | 比率 |
|---|---|---|
| 新規・最新調査 | 76 | 25% |
| 既存調査 | 228 | 75% |
| 合計 | 304 | 100% |

### ② 利用件数の推移

| 年度 | 利用件数 | 内訳 | |
|---|---|---|---|
| | | 国内調査 | 海外調査 |
| 2007 | 427 | 405 | 22 |
| 2008 | 395 | 381 | 14 |
| 2009 | 427 | 405 | 22 |
| 2010 | 343 | 324 | 19 |
| 2011 | 254 | 218 | 36 |
| 2012 | 274 | 245 | 29 |
| 2013 | 290 | 271 | 19 |
| 2014 | 262 | 252 | 10 |
| 2015 | 282 | 272 | 10 |
| 2016 | 242 | 222 | 20 |
| 2017 | 304 | 284 | 20 |

## (8) 使節団派遣

### ① 訪インド・スリランカ経済ミッション

1) 訪インド・スリランカ経済ミッション連絡担当者事前打ち合わせ

１２月１５日（４１名）

a. ミッションの準備状況について

b. ミッション当日までのスケジュールとお願い事項について

2) 訪インド・スリランカ経済ミッション結団式

１月１６日（７７名）

a. 開会挨拶

日本・東京商工会議所　会頭　　三　村　明　夫

b. 来賓ブリーフィング

「インド・スリランカの政治情勢と日本との関係について」

外務省 アジア大洋州局　南部アジア部　部長　　滝　崎　成　樹　氏

「インド・スリランカの経済情勢と日本との経済関係」

経済産業省　通商政策局　通商交渉官　　吉　田　泰　彦　氏

c. 訪インド・スリランカ経済ミッションについて

団長、副団長、顧問、事務総長

日程等

団費

その他
d. 閉会

3)　訪インド・スリランカ経済ミッション
１月２１日～２７日
メンバー　三村明夫会頭（団長）、釜和明日商特別顧問・東商副会頭（副団長）、伊東孝紳日商特別顧問・東商副会頭（同）、飯島彰己日商・東商特別顧問（同）、石田徹日商・東商専務理事（事務総長）他、総勢９６名
（ニューデリー：８４名、コロンボ：７６名）
訪問先　インド（デリー）、スリランカ（コロンボ）
内容
（インド）
a. スレッシュ・プラブー商工大臣主催昼食懇談会
b. ラージ・クマール・シン電力、新・再生可能エネルギー大臣表敬
c. ハルシムラト・コール・バダル食品加工業大臣表敬
d. プラディープ・クマール・シンハ内閣次官表敬
e. 第４２回日印経済合同委員会会議
１月２３日（２５０名）
開会式
挨拶
印日経済委員会　会長　オンカール・カンワール　氏
日印経済委員会　会長　飯　島　彰　己
ＦＩＣＣＩ　上級副会長　サンディップ・ソマーニ　氏
日本・東京商工会議所　会頭　三　村　明　夫
駐インド日本国大使　平　松　賢　司　氏
議長・共同議長の選出
ＦＩＣＣＩレポート「インドと日本ービジョン２０２５の実現に向けたロードマップ」の紹介
謝辞
印日経済委員会　共同会長　ロヒット・レラン　氏

全体会議１「メイク・イン・インディア：製造業とインフラ開発の新たな中心拠点」
ＩＬＦＳクラスター開発イニシアティブ社　社長　ＲＣＭ・レディ　氏
三井物産㈱専務執行役員アジア・大洋州本部長/
アジア・大洋州三井物産　社長兼シンガポール支店長
森　本　卓　氏
本田技研工業㈱　取締役相談役　伊　東　孝　紳　氏
デリー・ムンバイ産業大動脈開発公社（ＤＭＩＣＤＣ）総裁
アルケーシュ・クマール・シャルマ　氏
全体会議２「インドと日本ービジョン２０２５の実現に向けて」
インド高速鉄道公社　本部長　プラシャント・ミシュラ　氏
インディア・エンジェル・ネットワーク　会長　ソーラヴ・スリヴァスタバ　氏
東日本旅客鉄道㈱　副社長　深　澤　祐　二　氏
鴻池運輸㈱　取締役常務執行役員海外事業本部副本部長
鴻　池　忠　嗣　氏
特別講演
住宅・都市大臣　ハルディープ・シン・プーリー　氏

閉会式
共同声明の採択
挨拶

日印経済委員会　会長　　飯　島　彰　己
印日経済委員会　会長　　オンカール・カンワール　氏

日印交流レセプション

f. 各州政府関係者からのブリーフィング

ウッタル・プラデシュ州産業開発部首席次官補　　シンハ・アロク　氏
オディシャ州産業局首席産業次官　　サンジーブ・チョプラ　氏
グジャラート州産業開発公社副総裁　　D・タラ　氏
アッサム州財務部上級次官　　ラヴィ・コ―タ　氏
カルナタカ州インベスト・カルナタカ・フォーラムＣＥＯ　　ディ―パク・スード　氏
ラジャスタン州投資促進庁長官　　ティナ・ソニー　氏

g. 平松賢司在インド日本国大使主催夕食会・ブリーフィング
h. 現地事情ブリーフィング

インド日本商工会　会長　　成　清　正　浩　氏
ＪＩＣＡインド事務所　所長　　坂　本　威　午　氏
ＪＥＴＲＯニューデリー事務所　所長　　仲　條　一　哉　氏

(スリランカ)

a. マイトリパーラ・シリセーナ大統領表敬
b. ラニル・ウィクラマシンハ首相表敬
c. 日本・スリランカ経済フォーラム

１月２５日（１５０名）

開会式
国歌斉唱
挨拶

スリランカ投資庁（ＢＯＩ）　長官　　ドゥミンドラ・ラトナヤカ　氏
セイロン商業会議所　会頭　　ラジェンドラ・テアガラジャー　氏
日本・東京商工会議所　会頭　　三　村　明　夫
スリランカ・日本経済委員会　委員長　　ダヤ・ウェッテシンハ
駐日スリランカ特命全権大使　　ダンミカ・ディサーナーヤカ　氏
国家政策・経済省副大臣　　ハルシャ・デ・シルバ　氏

基調講演

開発戦略・国際貿易大臣　　マリク・サマラウィクラマ　氏

全体会議「スリランカにおける投資機会」

ＢＯＩ　エグゼクティブダイレクター　　チャンピカ・マラルゴダ　氏
戸田建設㈱　社長　　今　井　雅　則　氏

パネルディスカッション「スリランカビジネスに関する洞察」

モデレーター：

セイロン商業会議所　会頭　　ラジェンドラ・テアガラジャー　氏

パネリスト：

ＢＯＩ　事務総長　　ドゥミンダ・アリヤシンハ　氏
ＢＯＩ　取締役　　マンガラ・ヤーパ　氏
スリランカ中央銀行　総裁　　インドラジット・クーマラスワミー　氏
双日㈱　副会長執行役員　　段　谷　繁　樹　氏
コロンボドックヤード社　会長　　竹　原　　亨　氏

閉会式
挨拶
ＢＯＩ　事務総長　　ドゥミンダ・アリヤシンハ　氏

d. スリランカ投資庁・セイロン商業会議所共催レセプション
挨拶
スリランカ・日本経済委員会　委員長　　ダヤ・ウェッテシンハ
駐スリランカ日本国特命全権大使　　菅　沼　健　一　氏
日本・東京商工会議所　会頭　　三　村　明　夫
特別プロジェクト大臣　　サラット・アムヌガマ　氏
交流・懇談

e. 日本大使館、スリランカ日本商工会からのブリーフィング
駐スリランカ日本国特命全権大使　　菅　沼　健　一　氏
スリランカ日本商工会　会頭　　菅　　栄　二　氏

f. 菅沼健一駐スリランカ日本国大使主催昼食会

**②　カザフスタン・キルギス現地事情視察団**

８月２２日（火）～３０日（水）（１２名）
訪問地：アスタナ（カザフスタン共和国）、ビシュケク、カラコル、チョルポンアタ（キルギス共和国）
団長：大阪商工会議所　国際ビジネス委員会　副委員長　　伊　藤　紀　忠　氏
内容：

1)　カザフスタン

a. 表敬訪問
(a) 川端一郎駐カザフスタン日本国大使（８月２３日）

b. ビジネスマッチング
(a) カザフインベストでのビジネスマッチング「蜂蜜」「自動車部品」「建設」（８月２３日）
(b) ＢＩグループ社（建設）（８月２４日）
(c) 環境アライアンス（８月２４日）

c. 視察
(a) アスタナ万博　カザフスタン館、日本館、キルギスブース（８月２３日）
キルギスブースにて万博政府代表を務めるキルギス商工会議所マラット会頭と懇談

2)　キルギス

a. 表敬訪問
(a) 山村嘉宏駐キルギス日本国大使（８月２８日）
(b) 経済省投資輸出促進庁（８月２８日）
(c) ＪＩＣＡキルギス共和国事務所（８月２８日）

b. ビジネスマッチング
(a) キルギス商工会議所（８月２８日）

c. 視察
(a) ショルブラク村ニードルフェルト生産現場（８月２５日）
(b) アクサイ村ＯＶＯＰウエットフェルティング生産現場（８月２５日）
(c) カラコル　一村一品事務所・工場訪問（８月２６日）
(d) 養蜂組合・養蜂作業現場見学（８月２６日）
(e) アラバエフ・キルギス国立大学付属日本学院（８月２８日）
(f) ビシュケクＯＶＯＰセンター訪問（８月２９日）

### ③　平昌オリンピック大会視察会

２０２０年東京大会開催地の地元経済団体として、大会運営の状況及びそれに係る地元経済界の動向等を視察し、「東商オリパラ・アクションプログラム」に基づく今後の東商の取り組みに活かすことを目的として、視察会を実施した。

1)　平昌オリンピック視察団事前説明会

１１月１７日（１６名）

a.　開会挨拶
b.　出席者紹介
c.　説明
(a) 視察会の目的、参加者について
(b) 視察会の行程、留意事項等について
(c) ホテル情報、韓国基本情報・各種案内・注意事項等について
(d) その他
d. 質疑応答
e. 閉会

2)　平昌オリンピック大会視察会

２月　８日～１１日（１５名）

訪問地：韓国（平昌（ピョンチャン）、江陵（カンヌン））

内容：a. 訪問
(a) ＴＯＫＹＯ　２０２０　ＪＡＰＡＮ　ＨＯＵＳＥ
b. 視察
(a) 開会式、各種競技、会場警備、交通対策・輸送体制、ボランティア活動状況等

### ④　平昌パラリンピック大会視察会

東京は世界で初めての同一都市で２回目のパラリンピック開催地となることから、世界の関心と注目が集まることが予想され、東商としても「パラリンピックの成功なくして２０２０年大会の成功はない」との認識のもと、今後の取り組みの参考とするため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの状況、交通・輸送体制、警備体制、治安対策、ボランティアの活動状況等を視察する目的で視察会を実施した。

1)　平昌パラリンピック視察団 事前説明会

１月３０日（８名）

a. 出席者紹介
b. 説明
(a) 視察会の目的
(b) 視察会の行程、視察先の情報、ホテル・食事情報
(c) 各種案内・注意事項等について
(d) その他
c. 質疑応答

2)　平昌パラリンピック大会視察会

３月８日～１１日（８名）

訪問地：韓国（ソウル、平昌（ピョンチャン）、江陵（カンヌン））

内容：a. 訪問
(a) ＴＯＫＹＯ　２０２０　ＪＡＰＡＮ　ＨＯＵＳＥ
(b) 韓国観光公社

b. 視察

(a)開会式、各種競技、会場警備、交通対策・輸送体制、ボランティア活動状況等

## (9) 見本市・展示会

### ① 展示会・トレードショウ出展支援

1) スーパーマーケット・トレードショー２０１８

スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。

主　　催　(一社)新日本スーパーマーケット協会　後援：東京商工会議所　他
会　　期　２０１８年2月１４日～１６日（３日間）、午前１０時～午後５時（最終日午後４時）
会　　場　幕張メッセ
出　　展　生鮮、加工食品、飲料・酒類等の食料品、飲食関連製品の製造事業者･団体
　　２，１９７社・団体、３，４５７小間
入場者数　８８，１２１人

◆東京商工会議所「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース概要◆

会　　場　９－１１ホール内
小間仕様　３㎡（間口２ｍ×奥行き１．５ｍ×高さ２．７ｍ）／１小間
出展対象　東京食品をテーマとして「東京ならではの食材」「東京らしい食品を有する食品製造事業者・団体
出展社数　１７社

○出展者説明会・小間位置抽選会　　１０月３１日　午後２時～４時
○出展者サポートセミナー第１回　　１１月２２日　午後２時～５時
　　第２回　　１１月２９日　午後２時～５時
　　第３回　　１２月１３日　午後２時～５時

2) ２０１７“よい仕事おこし”フェア

“つながり”や“絆”を結ぶ機会の提供から、国民経済の活力を取り戻すための新たな“よい仕事おこし”を実現し、日本を明るく元気にすることを目的として開催する展示会。
東商ブースを１小間設け、各種事業のＰＲ等を実施。

主　　催　「２０１７“よい仕事おこし”フェア」事務局　後援：復興庁、東京都、東京商工会議所他
会　　期　２０１７年8月２２日～8月２３日（２日間）　午前１０時～午後６時（最終日午後４時）
会　　場　東京国際フォーラム
出　　展　４３０ブース
入場者数　４１，０００人

3) 江戸・ＴＯＫＹＯ　技とテクノの融合展２０１７

新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大や、経営革新に取り組み、自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業を広く紹介する展示会。
東商ブースを２小間設け、創業支援事業、２０１７年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。

主　　催　東京信用保証協会　後援：東京商工会議所他
会　　期　２０１７年9月２８日　午前１０時～午後５時
会　　場　東京国際フォーラム
出　　展　中小企業２６８社、支援機関１３機関・団体
入場者数　１０，７１９人

4)　産業交流展２０１７

原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

東商ブースを３小間設け、２０１７年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。

主　　催　産業交流展２０１７実行委員会（東京都、東京商工会議所他）

会　　期　２０１７年１１月１５日～１１月１７日（３日間）

午前１０時～午後６時（最終日午後５時）

会　　場　東京ビッグサイト　西１・３・４ホール

出　　展　８８４社・団体

入場者数　５９，８３７人

## (10) 講演会・講座

通学・合宿講座は、１４０テーマ、３０７回開催し、総受講者数は８，８１０名であった。

「顧客データ活用による売上アップ講座」や「育休取得社員が活躍する組織づくり講座」をはじめ、生産性向上や多様な人材活躍推進など中小企業の課題解決に資する講座を中心に新規に企画、実施した。また、Ｗｅｂ担当者向けに「Ｗｅｂ活用実践講座」を新たに実施したほか、法改正を見込み「民法改正に対応した契約実務講座」を実施した。

２０１６年度に続き、既存顧客の満足度と研修の利用実態を調べるため、研修利用企業を対象に「研修の実施状況に関するアンケート」を行った。

通信講座・ｅラーニング講座は、東京商工会議所主催の通信講座も併せて８７講座開講し、総受講者数は１，６０１名であった。

### ①　通学・合宿講座

| セミナー名<br>担当講師 | 開催日（開始）<br>参加者数 |
|---|---|
| ａ．新入社員 | |
| 【Ａ１－１】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ３月３０日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　古谷　治子　氏 | ８２名 |
| 【Ａ１－２】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ４月　４日 |
| ㈱マネジメントサポート　講師　潮田　真奈美　氏 | ９４名 |
| 【Ａ１－２０】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ４月　４日 |
| ㈱マネジメントサポート　講師　北村　真澄　氏 | ８８名 |
| 【Ａ１－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ４月　５日 |
| ㈱マネジメントサポート　講師　北村　真澄　氏 | ９０名 |
| 【Ａ１－４】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ４月　６日 |
| ㈱マネジメントサポート　講師　北村　真澄　氏 | ９０名 |
| 【Ａ１－５】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ４月　７日 |
| ㈱マネジメントサポート　講師　北村　真澄　氏 | ４３名 |
| 【Ａ１－６】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕 | ４月１４日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　古谷　治子　氏 | ３５名 |
| 【Ａ２－１】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕 | ４月　４日 |
| ㈱ノビテク　講師　坂本　行廣　氏 | ９０名 |
| 【Ａ２－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕 | ４月　４日 |
| ㈱ノビテク　講師　小澤　千春　氏 | ９０名 |
| 【Ａ２－２】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕 | ４月　５日 |
| ㈱ノビテク　講師　樋田　かおり　氏 | ８９名 |
| 【Ａ２－３】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕 | ４月　６日 |
| ㈱ノビテク　講師　坂本　行廣　氏 | ８９名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ａ２－４】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕 | ４月１０日 |
| ㈱ノビテク　講師　　坂　本　行　廣　氏 | ４１名 |
| 【Ａ３－１】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕 | ４月　４日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４１名 |
| 【Ａ３－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕 | ４月　４日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　西　川　智　子　氏 | ４１名 |
| 【Ａ３－２】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕 | ４月　６日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４２名 |
| 【Ａ３－２０】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕 | ４月　６日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　西　川　智　子　氏 | ４０名 |
| 【Ａ３－３】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕 | ５月１７日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４２名 |
| ｂ．合宿 | |
| 【Ｂ１－１】戦略的管理者育成コース | ５月１５日 |
| ㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏 | １２名 |
| 【Ｂ１－２】戦略的管理者育成コース | ７月　５日 |
| ㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏 | １２名 |
| 【Ｂ１－３】戦略的管理者育成コース | １１月１３日 |
| ㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏 | １５名 |
| 【Ｂ１－４】戦略的管理者育成コース | ２月　５日 |
| ㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏 | ４名 |
| 【Ｂ２－１】新任管理者育成コース〔合宿編〕 | ６月２０日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | １４名 |
| 【Ｂ２－２】新任管理者育成コース〔合宿編〕 | ９月１２日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | １６名 |
| 【Ｂ２－３】新任管理者育成コース〔合宿編〕 | １１月　６日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２１名 |
| 【Ｂ２－４】新任管理者育成コース〔合宿編〕 | １月２３日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | １５名 |
| 【Ｂ３－１】新任管理者育成コース〔通学編〕 | ５月２４日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | １７名 |
| 【Ｂ３－２】新任管理者育成コース〔通学編〕 | ７月１１日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２２名 |
| 【Ｂ３－３】新任管理者育成コース〔通学編〕 | １０月１８日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２０名 |
| 【Ｂ３－４】新任管理者育成コース〔通学編〕 | １２月１２日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２１名 |
| 【Ｂ３－５】新任管理者育成コース〔通学編〕 | ３月１３日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２０名 |
| ｃ．階層別 | |
| 【Ｃ１－１】管理職準備基礎講座 | ８月　３日 |
| ㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏 | ３２名 |
| 【Ｃ１－２】管理職準備基礎講座 | １０月２４日 |
| ㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏 | ３５名 |
| 【Ｃ１－３】管理職準備基礎講座 | １２月　６日 |
| ㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏 | ３２名 |
| 【Ｃ１－４】管理職準備基礎講座 | ２月　５日 |
| ㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏 | ３１名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｃ２－１】女性リーダー行動革新講座 | ７月　５日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏 | ４０名 |
| 【Ｃ２－２】女性リーダー行動革新講座 | １０月　６日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏 | １５名 |
| 【Ｃ２－３】女性リーダー行動革新講座 | １１月１４日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏 | ２０名 |
| 【Ｃ２－４】女性リーダー行動革新講座 | ２月　８日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏 | ２５名 |
| 【Ｃ３－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕 | ６月１２日 |
| ㈱ユニゾン　社長　　堤　　幸　政　氏 | ３８名 |
| 【Ｃ３－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕 | ８月２４日 |
| ㈱ユニゾン　社長　　堤　　幸　政　氏 | ２８名 |
| 【Ｃ３－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕 | ９月２１日 |
| ㈱ユニゾン　社長　　堤　　幸　政　氏 | ４０名 |
| 【Ｃ３－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕 | １１月　６日 |
| ㈱ユニゾン　社長　　堤　　幸　政　氏 | ４０名 |
| 【Ｃ３－５】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕 | ２月２２日 |
| ㈱ユニゾン　社長　　堤　　幸　政　氏 | ３８名 |
| 【Ｃ４－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕 | ６月１５日 |
| ㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏 | ２８名 |
| 【Ｃ４－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕 | １０月１６日 |
| ㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏 | ３４名 |
| 【Ｃ４－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕 | １２月１１日 |
| ㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏 | ３４名 |
| 【Ｃ４－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕 | ２月１５日 |
| ㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏 | １７名 |
| 【Ｃ５－１】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕 | ６月１４日 |
| ㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏 | ４０名 |
| 【Ｃ５－２】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕 | ８月　９日 |
| ㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏 | ３６名 |
| 【Ｃ５－３】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕 | １０月１２日 |
| ㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏 | ３８名 |
| 【Ｃ５－４】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕 | １１月１０日 |
| ㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏 | ２８名 |
| 【Ｃ５－５】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕 | ２月　７日 |
| ㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏 | ４６名 |
| 【Ｃ６－１】新入社員フォローアップ講座〔２０１７年度入社編〕 | ８月　８日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ３８名 |
| 【Ｃ６－２】新入社員フォローアップ講座〔２０１７年度入社編〕 | ９月２７日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ３９名 |
| 【Ｃ６－３】新入社員フォローアップ講座〔２０１７年度入社編〕 | １１月２２日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４２名 |
| 【Ｃ６－４】新入社員フォローアップ講座〔２０１７年度入社編〕 | １月２６日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４７名 |
| 【Ｃ７－１】新入社員のための電話応対徹底訓練講座 | ４月２４日 |
| ㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏 | ５１名 |
| 【Ｃ８－１】新入社員のための社会人基礎講座〔２０１７年度入社社員向け〕 | １０月　３日 |
| ㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏 | ５２名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｃ９－１】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 | ４月１９日 |
| ㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏 | ４９名 |
| 【Ｃ９－２】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 | ４月２０日 |
| ㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏 | ４９名 |
| 【Ｃ９－３】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 | ５月１１日 |
| ㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏 | ５０名 |
| 【Ｃ９－４】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 | ５月２４日 |
| ㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏 | ４９名 |
| 【Ｃ１０－１】新入社員のためのビジネスモラル講座 | ４月１７日 |
| ㈱マナベル　代表取締役　　吉　川　孝　之　氏 | ５２名 |
| 【Ｃ１０－２】新入社員のためのビジネスモラル講座 | ４月１８日 |
| ㈱マナベル　代表取締役　　吉　川　孝　之　氏 | ５１名 |
| 【Ｃ１１－１】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座 | ４月１４日 |
| ㈱インプレッション・ラーニング　講師　鈴　木　瑞　穂　氏 | ４３名 |
| 【Ｃ１３－１】管理職・職場リーダーのための時間術講座 | １１月１３日 |
| ㈱ビズアーク　社長　　水　口　和　彦　氏 | １９名 |
| ｄ．経営・マネジメント | |
| 【Ｄ１－１】経営幹部のための財務３表一体理解講座 | ７月１９日 |
| インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏 | ２９名 |
| 【Ｄ１－２】経営幹部のための財務３表一体理解講座 | １１月　８日 |
| インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏 | ２５名 |
| 【Ｄ１－３】経営幹部のための財務３表一体理解講座 | ２月１６日 |
| インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏 | １３名 |
| 【Ｄ２－１】経営幹部のためのデータ分析・活用講座 | ６月１６日 |
| システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏 | １１名 |
| 【Ｄ２－２】経営幹部のためのデータ分析・活用講座 | ９月２５日 |
| システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏 | １１名 |
| 【Ｄ３－1】戦略をやり切る組織づくり講座 | ９月２７日 |
| ㈱シー・シー・アイ　組織開発コンサルタント　代表取締役　　平　尾　貴　治　氏 | １７名 |
| 【Ｄ５－１】キャッシュフロー経営の本質！管理会計入門講座 | １０月　５日 |
| （一社）　価値創造機構　理事長　　村　井　直　志　氏 | ２６名 |
| 【Ｄ６－１】エグゼクティブのためのスピーチトレーニング講座 | ８月２２日 |
| ㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜　由　美　氏 | １５名 |
| 【Ｄ８－１】売上拡大を実現する“予算マネジメント”講座 | ８月２４日 |
| ㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏 | ２６名 |
| 【Ｄ１０－１】今こそ好機！後継者育成・事業承継講座 | ８月　４日 |
| ビジネス・コアコンサルティング　代表　　坂　本　篤　彦　氏 | １２名 |
| ｅ．指導・育成 | |
| 【Ｅ１－１】部下の育成・指導法講座 | ６月　６日 |
| ㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏 | ４７名 |
| 【Ｅ１－２】部下の育成・指導法講座 | ８月　７日 |
| ㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏 | ４７名 |
| 【Ｅ１－３】部下の育成・指導法講座 | ９月２６日 |
| ㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏 | ３６名 |
| 【Ｅ１－４】部下の育成・指導法講座 | １１月１０日 |
| ㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏 | ３８名 |
| 【Ｅ１－５】部下の育成・指導法講座 | ２月２０日 |
| ㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏 | ４１名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｅ２－１】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座 | ６月　８日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４５名 |
| 【Ｅ２－２】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座 | １０月２３日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ４３名 |
| 【Ｅ２－３】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座 | ３月　９日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏 | ３１名 |
| 【Ｅ３－１】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 | ７月１９日 |
| ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏 | ３３名 |
| 【Ｅ３－２】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 | １２月　７日 |
| ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏 | ２５名 |
| 【Ｅ３－３】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 | ３月　７日 |
| ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏 | ２３名 |
| 【Ｅ６－１】部下との面談スキルアップ講座 | ４月２５日 |
| ㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏 | ８名 |
| 【Ｅ６－２】部下との面談スキルアップ講座 | １１月２１日 |
| ㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏 | １４名 |
| 【Ｅ７－１】後輩・部下が自然に育つ「聴き方」「ほめ方」「叱り方」講座 | ２月１３日 |
| ㈱アフェクト　代表取締役　　大　倉　啓　克　氏 | ２２名 |
| 【Ｅ９－１】“折れない”部下の育て方講座 | １月１９日 |
| ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏 | ２０名 |
| 【Ｅ１０－１】男性管理職のための意識改革と指導法講座 | ２月１６日 |
| ㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏 | １４名 |
| ｆ．法務 | |
| 【Ｆ１－１】ビジネス法務入門講座 | ５月１７日 |
| ㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏 | ２３名 |
| 【Ｆ１－２】ビジネス法務入門講座 | ９月１５日 |
| ㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏 | ２３名 |
| 【Ｆ１－３】ビジネス法務入門講座 | １月２６日 |
| ㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏 | ２５名 |
| 【Ｆ２－１】契約実務の法律基礎講座 | ５月３０日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ４０名 |
| 【Ｆ２－２】契約実務の法律基礎講座 | ９月２８日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ４６名 |
| 【Ｆ２－３】契約実務の法律基礎講座 | ２月２０日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ４１名 |
| 【Ｆ３－１】契約法務の実践講座 | ７月２１日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ２９名 |
| 【Ｆ３－２】契約法務の実践講座 | １１月１７日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ２４名 |
| 【Ｆ３－３】契約法務の実践講座 | ３月　８日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ２３名 |
| 【Ｆ４－１】労働法実務講座〔入門編〕 | ６月２２日 |
| 石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏 | ３２名 |
| 【Ｆ７－１】債権管理・回収に必要な法務知識講座 | ９月２２日 |
| ㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主席研究員・弁護士　　田　中　寿一郎　氏 | ２２名 |
| 【Ｆ８－１】役員に必要な会社経営の法務知識講座 | ７月　７日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ２０名 |
| 【Ｆ９－１】中小企業のための改正個人情報保護法への実務対応講座 | ５月１９日 |
| 牛島総合法律事務所 弁護士　　影　島　広　泰　氏 | ５１名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｆ１０－１】民法改正に対応した契約実務講座 | １０月２６日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ４７名 |
| 【Ｆ１０－２】民法改正に対応した契約実務講座 | １２月　５日 |
| 海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏 | ４４名 |
| ｇ．人事・総務 | |
| 【Ｇ１－１】社会保険実務講座〔入門編〕 | ５月２３日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏 | ３９名 |
| 【Ｇ１－２】社会保険実務講座〔入門編〕 | ７月２０日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏 | ３４名 |
| 【Ｇ１－３】社会保険実務講座〔入門編〕 | １０月１３日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏 | ４０名 |
| 【Ｇ１－４】社会保険実務講座〔入門編〕 | １月２５日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏 | ４０名 |
| 【Ｇ２－１】社会保険実務講座〔実践編〕 | ６月１４日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏 | ３５名 |
| 【Ｇ２－２】社会保険実務講座〔実践編〕 | １１月１４日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏 | ３０名 |
| 【Ｇ２－３】社会保険実務講座〔実践編〕 | ２月１４日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏 | ２８名 |
| 【Ｇ３－１】総務スタッフ入門講座 | ５月１０日 |
| ㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏 | ３９名 |
| 【Ｇ３－２】総務スタッフ入門講座 | １０月１８日 |
| ㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏 | ４０名 |
| 【Ｇ３－３】総務スタッフ入門講座 | ２月２２日 |
| ㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏 | ４０名 |
| 【Ｇ４－１】給与計算の実務講座 | ６月　６日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏 | ４０名 |
| 【Ｇ４－２】給与計算の実務講座 | １０月　５日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏 | ３２名 |
| 【Ｇ４－３】給与計算の実務講座 | ２月　７日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏 | ３６名 |
| 【Ｇ５－１】高齢者賃金の決め方と年金・社会保険手続き対策講座 | ８月　９日 |
| 兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏 | １１名 |
| 【Ｇ６－１】育成体系・教育体系のつくり方講座 | １０月　６日 |
| ㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏 | １９名 |
| 【Ｇ７－１】海外赴任者の労務管理・給与・社会保険・税務講座 | ６月　７日 |
| 社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏 | １２名 |
| 【Ｇ８－１】年末調整の実務講座 | １０月２７日 |
| 社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏 | ４８名 |
| 【Ｇ８－２】年末調整の実務講座 | １１月　７日 |
| 社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏 | ４０名 |
| 【Ｇ９－１】長時間労働削減への実務対応講座 | ３月１３日 |
| ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　　麻　生　武　信　氏 | １４名 |
| 【Ｇ１０－１】人事採用担当者のための会社説明会での話し方・伝え方講座 | ２月　７日 |
| ㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏 | ２１名 |
| 【Ｇ１１－１】会社を守る就業規則策定講座 | ７月　７日 |
| ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　　麻　生　武　信　氏 | ２９名 |
| 【Ｇ１２－１】問題社員の指導・対処法講座 | １０月１１日 |
| ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　　麻　生　武　信　氏 | １９名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｇ１３－１】“新卒”ロ説ける採用面接官トレーニング講座 | ５月１６日 |
| ㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏 | １５名 |
| 【Ｇ１３－２】“新卒”ロ説ける採用面接官トレーニング講座 | ７月１３日 |
| ㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏 | １９名 |
| 【Ｇ１３－３】“新卒”ロ説ける採用面接官トレーニング講座 | ３月１９日 |
| ㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏 | １８名 |
| 【Ｇ１７－１】新卒採用戦略の立て方と広報・ＰＲ講座 | １０月２５日 |
| ㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏 | １７名 |
| 【Ｇ１８－１】中小企業のためのインターンシップ導入講座 | １１月　８日 |
| ㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏 | １２名 |
| 【Ｇ２０－１】育休取得社員が活躍する組織づくり講座 | １１月２１日 |
| 育休後コンサルタント　　山　口　理　栄　氏 | １９名 |
| ｈ．財務・経理 | |
| 【Ｈ１－１】財務分析講座〔入門編〕 | ６月１５日 |
| 城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏 | ３６名 |
| 【Ｈ１－２】財務分析講座〔入門編〕 | １０月２４日 |
| 城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏 | ２９名 |
| 【Ｈ１－３】財務分析講座〔入門編〕 | １月１９日 |
| 城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏 | ２７名 |
| 【Ｈ２－１】財務分析講座〔実践編〕 | １１月１５日 |
| 城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏 | ２３名 |
| 【Ｈ４－１】資金繰り実務講座〔入門編〕 | ７月１２日 |
| ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏 | １９名 |
| 【Ｈ４－２】資金繰り実務講座〔入門編〕 | ２月２０日 |
| ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏 | ２０名 |
| 【Ｈ５－１】新任経理担当者の基礎実務講座 | ６月１６日 |
| 税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏 | ３７名 |
| 【Ｈ５－２】新任経理担当者の基礎実務講座 | ９月１２日 |
| 税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏 | ３６名 |
| 【Ｈ５－３】新任経理担当者の基礎実務講座 | １月１７日 |
| 税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏 | ３４名 |
| 【Ｈ６－１】経理担当者レベルアップ講座 | ７月１４日 |
| 税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏 | ３０名 |
| 【Ｈ６－２】経理担当者レベルアップ講座 | １０月１９日 |
| 税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏 | ２３名 |
| 【Ｈ６－３】経理担当者レベルアップ講座 | ２月１６日 |
| 税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏 | ２５名 |
| 【Ｈ７－１】社長を支える経理部長の役割と実務講座 | ５月２４日 |
| ㈱組織デザイン研究所　ファウンダー　　小笠原　士　郎　氏 | ２６名 |
| 【Ｈ７－２】社長を支える経理部長の役割と実務講座 | ９月１４日 |
| ㈱組織デザイン研究所　ファウンダー　　小笠原　士　郎　氏 | ２６名 |
| 【Ｈ８－１】決算書の基礎講座 | １０月１７日 |
| 湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏 | １９名 |
| 【Ｈ９－１】在庫最適化のための効率的実地棚卸方法講座 | ８月２３日 |
| ㈱流通エンジニアリング　社長　　横　山　英　機　氏 | ２６名 |
| 【Ｈ１０－１】法人税申告書の基礎講座 | １２月　６日 |
| 渡邉一成税理士事務所　所長　　渡　邉　一　成　氏 | ２９名 |
| 【Ｈ１１－１】初歩から学ぶ原価計算の基礎講座 | ７月１１日 |
| ㈱ＭＥマネジメントサービス　公認会計士　　橋　本　賢　一　氏 | ２６名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｈ１１－２】初歩から学ぶ原価計算の基礎講座 | ２月１５日 |
| ㈱ＭＥマネジメントサービス　公認会計士　　橋　本　賢　一　氏 | ２７名 |
| 【Ｈ１２－１】税務調査の実際と対策講座 | ７月２０日 |
| 喜屋武博一税理士事務所　税理士　　喜屋武　博　一　氏 | ２９名 |
| ｉ．営業・販売 | |
| 【Ｉ１－１】営業“基礎力”養成講座 | ４月１２日 |
| ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏 | ２８名 |
| 【Ｉ１－２】営業“基礎力”養成講座 | ７月１０日 |
| ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏 | ２３名 |
| 【Ｉ１－３】営業“基礎力”養成講座 | １０月１９日 |
| ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏 | ２８名 |
| 【Ｉ１－４】営業“基礎力”養成講座 | ２月１３日 |
| ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏 | ２４名 |
| 【Ｉ２－１】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座 | ５月２５日 |
| ㈱営業会議　社長　　野　口　明　美　氏 | ２５名 |
| 【Ｉ２－２】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座 | ９月１４日 |
| ㈱営業会議　社長　　野　口　明　美　氏 | ２５名 |
| 【Ｉ２－３】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座 | １月１９日 |
| ㈱営業会議　社長　　野　口　明　美　氏 | １３名 |
| 【Ｉ３－１】営業チームリーダー養成講座 | ６月　７日 |
| ㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏 | ２９名 |
| 【Ｉ３－２】営業チームリーダー養成講座 | １１月　８日 |
| ㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏 | ２７名 |
| 【Ｉ３－３】営業チームリーダー養成講座 | ２月　６日 |
| ㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏 | １２名 |
| 【Ｉ４－１】“売れる”営業チームづくり講座 | ６月２０日 |
| ㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏 | １３名 |
| 【Ｉ４－２】“売れる”営業チームづくり講座 | １１月２１日 |
| ㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏 | ２９名 |
| 【Ｉ６－１】客単価を上げるヒアリング力向上講座 | ７月　５日 |
| マーキュリッチ㈱　取締役　　野　村　尚　義　氏 | １０名 |
| 【Ｉ７－１】女性営業力養成講座 | ５月１６日 |
| クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏 | １５名 |
| 【Ｉ７－２】女性営業力養成講座 | １０月１２日 |
| クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏 | ２２名 |
| 【Ｉ１３－１】営業交渉力トレーニング講座 | ６月１３日 |
| (特)日本交渉協会　講師　　黒　川　晃　氏 | ３２名 |
| 【Ｉ１３－２】営業交渉力トレーニング講座 | １０月１８日 |
| (特)日本交渉協会　講師　　黒　川　晃　氏 | ２０名 |
| 【Ｉ１３－３】営業交渉力トレーニング講座 | ２月２２日 |
| (特)日本交渉協会　講師　　黒　川　晃　氏 | １６名 |
| 【Ｉ１４－１】受注力・紹介力を高める！営業スキル講座 | １０月２６日 |
| ㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏 | １１名 |
| 【Ｉ１５－１】顧客データ活用による売上アップ講座 | ２月　１日 |
| 中小企業診断士　　岡　安　裕　一　氏 | １３名 |
| 【Ｉ１７－１】】営業“提案力”養成講座〔基礎編〕 | ３月　８日 |
| ㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日　小　田　正　人　氏 | １３名 |
| ｊ．ビジネススキル | |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｊ１－１】ビジネスマナートレーニング講座 | ４月２１日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４１名 |
| 【Ｊ１－２】ビジネスマナートレーニング講座 | ６月２２日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４４名 |
| 【Ｊ１－３】ビジネスマナートレーニング講座 | ９月１２日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４２名 |
| 【Ｊ１－４】ビジネスマナートレーニング講座 | １１月１７日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４１名 |
| 【Ｊ１－５】ビジネスマナートレーニング講座 | ２月２１日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ３１名 |
| 【Ｊ２－１】信頼を得る電話応対トレーニング講座 | ５月２３日 |
| ㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏 | ２２名 |
| 【Ｊ２－２】信頼を得る電話応対トレーニング講座 | １０月１１日 |
| ㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏 | ２６名 |
| 【Ｊ３－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕 | ５月　９日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４２名 |
| 【Ｊ３－２】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕 | １０月１８日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４８名 |
| 【Ｊ３－３】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕 | ３月　８日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ２０名 |
| 【Ｊ４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 | ６月　８日 |
| ㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏 | ２０名 |
| 【Ｊ４－２】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 | ９月１３日 |
| ㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏 | ３４名 |
| 【Ｊ４－３】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 | １月２４日 |
| ㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏 | ３３名 |
| 【Ｊ５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 | ７月１４日 |
| マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏 | ２０名 |
| 【Ｊ５－２】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 | １１月１５日 |
| マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏 | １６名 |
| 【Ｊ５－３】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 | ２月２３日 |
| マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏 | １２名 |
| 【Ｊ７－１】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座 | ８月１０日 |
| ㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏 | ３８名 |
| 【Ｊ７－２】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座 | ２月２１日 |
| ㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏 | ３３名 |
| 【Ｊ９－１】「分かりやすい文章」の書き方講座 | ３月　６日 |
| 藤沢晃治オフィス　代表　　藤　沢　晃　治　氏 | ２４名 |
| 【Ｊ１０－１】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 | １０月１３日 |
| ㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏 | ４０名 |
| 【Ｊ１０－２】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 | ２月２１日 |
| ㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏 | ３２名 |
| 【Ｊ１１－１】クレーム対応力アップ講座 | ６月１５日 |
| ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏 | １９名 |
| 【Ｊ１１－２】クレーム対応力アップ講座 | ８月　８日 |
| ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏 | ２６名 |
| 【Ｊ１１－３】クレーム対応力アップ講座 | １２月　６日 |
| ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏 | ３３名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｊ１２－１】若手・中堅社員向け段取り力向上講座 | １０月２６日 |
| マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏 | ２９名 |
| 【Ｊ１５－１】アサーティブ・コミュニケーション講座 | ６月２１日 |
| ㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏 | ２９名 |
| 【Ｊ１６－１】リーダーのための職場活性化講座 | ６月１３日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏 | ２２名 |
| 【Ｊ１６－２】リーダーのための職場活性化講座 | １１月１７日 |
| シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏 | ３１名 |
| 【Ｊ１７－１】ロジカルシンキングの活かし方講座 | ６月２０日 |
| ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏 | ３０名 |
| 【Ｊ１７－２】ロジカルシンキングの活かし方講座 | ９月１３日 |
| ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏 | ３６名 |
| 【Ｊ１７－３】ロジカルシンキングの活かし方講座 | ３月　７日 |
| ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏 | ２６名 |
| 【Ｊ１８－１】人を動かす“数字”を使った伝え方講座 | ８月２３日 |
| ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏 | ３８名 |
| 【Ｊ１９－１】ハードクレーム・悪質クレーム対応力アップ講座 | １１月１５日 |
| ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏 | １６名 |
| 【Ｊ２０－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕 | １１月２０日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４２名 |
| 【Ｊ２１－１】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 | １０月　４日 |
| ㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏 | ５２名 |
| 【Ｊ２２－１】ムダを徹底削減する事務改善講座 | ９月　７日 |
| ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏 | ４８名 |
| 【Ｊ２２－２】ムダを徹底削減する事務改善講座 | ３月１３日 |
| ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏 | ３７名 |
| 【Ｊ２３－１】チームの生産性を高めるファシリテーション講座 | １０月２４日 |
| ㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏 | ３０名 |
| 【Ｊ２４－１】リーダーのためのハラスメント対策講座 | １１月１４日 |
| ㈱ハーモニーワークス　代表取締役　　小　倉　　環　氏 | １７名 |
| 【Ｊ２５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔資料作成編〕 | ８月　３日 |
| ㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏 | ３３名 |
| 【Ｊ２６－１】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕 | ３月１４日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　　真理子　氏 | ２８名 |
| 【Ｊ２７－１】業務マニュアルの作成と管理・活用の基本講座 | １月２６日 |
| ㈱ビジネスプラスサポート　人財育成プロデューサー　　森　田　圭　美　氏 | ３６名 |
| 【Ｊ２８－１】秘書実務能力アップ講座 | ３月１２日 |
| ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏 | １４名 |
| ｋ．貿易 | |
| 【Ｋ１－１】貿易実務講座〔基礎編〕 | ４月２６日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５２名 |
| 【Ｋ１－２】貿易実務講座〔基礎編〕 | ６月２８日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５２名 |
| 【Ｋ１－３】貿易実務講座〔基礎編〕 | ８月　２日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５１名 |
| 【Ｋ１－４】貿易実務講座〔基礎編〕 | ９月　４日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５１名 |
| 【Ｋ１－５】貿易実務講座〔基礎編〕 | １１月２８日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５０名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｋ１－６】貿易実務講座〔基礎編〕 | １月１０日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５２名 |
| 【Ｋ１－７】貿易実務講座〔基礎編〕 | ３月　６日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５１名 |
| 【Ｋ３－１】貿易実務講座〔輸入編〕 | ７月２０日 |
| (一社)貿易アドバイザー協会　講師　　芝　田　政　之　氏 | ２９名 |
| 【Ｋ３－２】貿易実務講座〔輸入編〕 | １２月１２日 |
| (一社)貿易アドバイザー協会　講師　　芝　田　政　之　氏 | ３６名 |
| 【Ｋ４－１】貿易実務講座〔輸出編〕 | ６月２９日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ４７名 |
| 【Ｋ４－２】貿易実務講座〔輸出編〕 | １１月２９日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ４０名 |
| 【Ｋ５－１】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕 | ５月２９日 |
| ㈱アースリンク 貿易アドバイザー　　川　村 久美子　氏 | ３６名 |
| 【Ｋ５－２】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕 | １０月１６日 |
| ㈱アースリンク 貿易アドバイザー　　川　村 久美子　氏 | ２６名 |
| 【Ｋ６－１】国際契約交渉のコツと英文契約書の実践講座 | １月１１日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ３２名 |
| 【Ｋ１１－１】三国間貿易における書類作成の実務とＥＰＡの利用 | ９月　５日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ５３名 |
| 【Ｋ１３－１】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座 | ４月２５日 |
| 貿易証明アドバイザー　　松　本　　猛　氏 | ３１名 |
| 【Ｋ１５－１】貿易実務に役立つ通関知識講座 | ８月　３日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ３７名 |
| １．国際ビジネス | |
| 【Ｌ１－１】外国為替講座〔入門編〕 | １月２３日 |
| ㈱アースリンク　貿易アドバイザー　　川　村　久美子　氏 | ２６名 |
| 【Ｌ２－１】国際売買契約講座〔基礎編〕 | ５月１８日 |
| フリーマン国際法律事務所　弁護士　　ダグラス・Ｋ・フリーマン　氏 | ２０名 |
| 【Ｌ３－１】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕 | ６月１９日 |
| ㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏 | ２１名 |
| 【Ｌ３－２】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕 | １２月　４日 |
| ㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏 | ２３名 |
| 【Ｌ４－１】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕 | ９月　８日 |
| ㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏 | ３５名 |
| 【Ｌ４－２】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕 | ２月１９日 |
| ㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏 | １５名 |
| 【Ｌ５－１】海外の与信管理と債権回収講座 | １０月１３日 |
| ナレッジマネジメントジャパン㈱　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏 | ２０名 |
| 【Ｌ６－１】Ｍｅｅｔｉｎｇ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｋｉｌｌｓ　Ｓｅｍｉｎａｒ | １０月１１日 |
| Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ Ｃｏｎｓｕｌｔａｎｔ Ｄａｖｉｄ Ｗａｇｎｅｒ 氏 | １１名 |
| 【Ｌ７－１】Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｐｒｅｓｅｎｔａｔｉｏｎ　Ｓｅｍｉｎａｒ | １０月１１日 |
| Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ Ｃｏｎｓｕｌｔａｎｔ Ｄａｖｉｄ Ｗａｇｎｅｒ 氏 | ８名 |
| 【Ｌ１０－１】英語プレゼンテーションスキルアップ講座 | ９月２６日 |
| マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏 | １５名 |
| 【Ｌ１５－１】「ビジネス英語」電話応対講座〔基礎編〕 | ６月　８日 |
| ㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏 | ２４名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【Ｌ１７－１】海外展示会で使える「ビジネス英語」講座 | ６月１４日 |
| ㈱ＥＸＰＬＯＤＩＡ　社長　　洞　口　智　行　氏<br>統轄講師　　Ｒｉｃｈａｒｄ　Ａｓｃｏｕｇｈ　氏 | １１名 |
| 【Ｌ１８－１】海外販路開拓の実践講座 | １０月２５日 |
| ㈱ＥＸＰＬＯＤＩＡ　社長　　洞　口　智　行　氏 | １４名 |
| ｐ．パソコン・ＩＴ | |
| 【ＰＡ１－１】アクセス基礎（２０１０編） | ６月１３日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＡ１－２】アクセス基礎（２０１０編） | １０月１７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １４名 |
| 【ＰＡ１－３】アクセス基礎（２０１０編） | １月２４日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ７名 |
| 【ＰＡ２－１】アクセス応用（２０１０編） | ７月１２日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ７名 |
| 【ＰＡ２－２】アクセス応用（２０１０編） | １２月　６日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １１名 |
| 【ＰＢ－１】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック（２０１０編） | ５月１９日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ５名 |
| 【ＰＢ－２】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック（２０１０編） | ９月２１日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＢ－３】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック（２０１０編） | ３月　７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＥ１－１】エクセル基礎（２０１０編） | ５月１０日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １５名 |
| 【ＰＥ１－２】エクセル基礎（２０１０編） | ７月　５日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＥ１－３】エクセル基礎（２０１０編） | ９月　６日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＥ１－４】エクセル基礎（２０１０編） | １１月　８日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ６名 |
| 【ＰＥ１－５】エクセル基礎（２０１０編） | １月１７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ９名 |
| 【ＰＥ２－１】エクセル応用（２０１０編） | ６月　７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＥ２－３】エクセル応用（２０１０編） | ９月１４日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １８名 |
| 【ＰＥ２－４】エクセル応用（２０１０編） | １２月１２日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １０名 |
| 【ＰＥ２－５】エクセル応用（２０１０編） | ２月　７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ９名 |
| 【ＰＥ３－１】エクセル関数応用活用編（２０１０編） | ６月　９日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＥ３－２】エクセル関数応用活用編（２０１０編） | ８月　９日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １６名 |
| 【ＰＥ３－３】エクセル関数応用活用編（２０１０編） | １０月２０日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １９名 |
| 【ＰＥ３－４】エクセル関数応用活用編（２０１０編） | １２月　８日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ８名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【ＰＥ３－５】エクセル関数応用活用編（２０１０編） | ２月１４日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ８名 |
| 【ＰＥ４－１】エクセルマクロＶＢＡ入門（２０１０編） | ８月２３日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １８名 |
| 【ＰＥ４－２】エクセルマクロＶＢＡ入門（２０１０編） | １１月１６日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １３名 |
| 【ＰＧ－１】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座２０１０ | ４月　６日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ２１名 |
| 【ＰＧ－２】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座２０１０ | ４月１０日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ２１名 |
| 【ＰＧ－３】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座２０１０ | ４月１１日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ２１名 |
| 【ＰＧ－４】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座２０１０ | ４月１３日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ２１名 |
| 【ＰＧ－５】新入社員向けワード&エクセル基礎短期演習講座２０１０ | ４月２４日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １６名 |
| 【ＰＨ－１】ホームページ作成【ＨＴＭＬ／ＣＳＳ】 | ８月　３日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １２名 |
| 【ＰＨ－２】ホームページ作成【ＨＴＭＬ／ＣＳＳ】 | １１月１４日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ５名 |
| 【ＰＪ１－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔導入&初期設定編〕 | ５月　９日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏 | ２０名 |
| 【ＰＪ１－２】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔導入&初期設定編〕 | １１月２８日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏 | ２０名 |
| 【ＰＪ２－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔サイト作成&運用編〕 | ５月２３日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏 | １９名 |
| 【ＰＪ２－２】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔サイト作成&運用編〕 | １２月１２日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏 | ２０名 |
| 【ＰＪ３－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔サイト&カスタマイズ編〕 | ６月　６日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏 | １４名 |
| 【ＰＪ４－１】ＳＮＳ＋メルマガ活用による集客実務 | ６月２０日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　黒　石　悌　氏 | １７名 |
| 【ＰＪ５－１】ＧｏｏｇｌｅＡｄＷｏｒｄｓ広告（リスティング広告・ディスプレイ広告）による集客実務 | ７月１１日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　村　上　出　氏 | １０名 |
| 【ＰＪ６－１】Ｇｏｏｇｌｅアナリティクスによる解析実務 | ７月２５日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　松　本　年　史　氏 | １６名 |
| 【ＰＪ７－１】継続的なＳＥＯ（検索エンジン最適化）によるサイト訪問者獲得の実務 | ８月　８日 |
| ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　五　島　　一　輝　氏 | １７名 |
| 【ＰＭ －１】ＩＴ担当者入門 | ４月２６日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | １１名 |
| 【ＰＮ－１】ネットワーク入門 | ４月２７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ７名 |
| 【ＰＷ１－１】ワード基礎（２０１０編） | ５月１７日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ４名 |
| 【ＰＷ１－２】ワード基礎（２０１０編） | １０月１２日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ３名 |
| 【ＰＷ２－１】ワード応用（２０１０編） | ６月１５日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ４名 |

| セミナー名 | 開催日（開始） |
|---|---|
| 担当講師 | 参加者数 |
| 【ＰＷ２－２】ワード応用（２０１０編） | １０月１９日 |
| 東商パソコン・ＩＴ担当講師 | ８名 |
| o．オーダーメイド研修 | |
| 【ＣＮ１－１】中堅社員パワーアップ研修 | ６月１３日 |
| ㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏 | １７名 |
| 【ＣＮ１－２】マネジメント力向上研修 | ７月１０日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | １５名 |
| 【ＣＮ１－３】中堅社員パワーアップ研修 | １０月１２日 |
| ㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏 | ２０名 |
| 【ＣＮ１－４】マネジメント力向上研修 | １０月１７日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２１名 |
| 【ＣＮ２－１】マネジメント職研修 | ６月３０日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | ２３名 |
| 【ＣＮ２－２】マネジメント職研修 | ７月　３日 |
| ㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏 | １２名 |
| 【ＣＮ３－１】コミュニケーションワークショップ研修 | １０月３１日 |
| ㈱ノビテク　講師　　内　山　巌　氏 | ３９名 |
| 【ＪＮ１－１】接遇／ケアコミュニケーション研修 | ３月２６日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ３３名 |
| 【ＪＮ２－１】ビジネス文書･Ｅメールの書き方講座 | ８月１８日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４１名 |
| 【ＪＮ２－２】ビジネス文書･Ｅメールの書き方講座 | ９月２７日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ４０名 |
| 【ＪＮ３－１】ビジネスマナー講座〔ブラッシュアップ編〕 | ３月　２日 |
| ㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏 | ３０名 |
| 【ＫＮ１－１】三国間貿易の実務講座 | ３月　３日 |
| 中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏 | ２３名 |

### ②　通信講座・ｅラーニング講座

1)東京商工会議所主催通信講座

a．ビジネス実務法務検定試験対策通信講座　　合計６４６名

| 講　　座　　名 | 受講者数 |
|---|---|
| １級コース | ８０名 |
| ２級コース | １８４名 |
| ３級コース | ３８２名 |

b.ビジネスマネジャー検定試験公式通信講座　受講者数６６７名((学)産業能率大学経由申込分３９１名含む)

c．福祉住環境コーディネーター検定試験対策通信講座　　合計１０６名

| 講　　座　　名 | 受講者数 |
|---|---|
| １級コース | ４２名 |
| ２級コース | ４１名 |
| ３級コース | ２３名 |

2)他団体主催通信講座・ｅラーニング講座

a．業務提携先　　(学)産業能率大学、㈱日本能率協会マネジメントセンター、㈱ネットラーニング

b．講座数　　８７講座

c．受講者数　　１８２名

## (11) 交流事業

### ① 新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るために開催。

１月１１日（１，０００名）　　於：パレスホテル東京

### ② 東商Ｂｉｚレシピ

東商の事業利用促進と新入会員間での情報交換を目的に開催する、入会３年目までの会員を対象とした交流会。全６回で延３４１社３９７名が参加した。

５月１０日（５８社　６５名）
７月１１日（５８社　６８名）
９月１３日（５８社　７２名）
１１月１３日（５２社　５６名）
１月１７日（６１社　７３名）
２月２８日（５４社　６３名）

### ③ 東商ビジネス交流プラザ

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。「他社を支援できる商品やサービス」、「他社に支援してほしい課題」を中心に自社ＰＲを行った後、各自が自由に交流（名刺・情報交換）を行う。全７回開催し、延４０１社４９０名が参加した。なお、当年度は開催エリアを広げ、新規参加者を獲得するため、第１３６回は豊島区内で開催。また参加企業全社がＰＲする企画も実施した。

４月２６日　　第１３１回（５４社　６９名）
６月２３日　　第１３２回（５７社　７２名）
８月２９日　　第１３３回（３０社　７３名）
１０月２４日　　第１３４回（５９社　７０名）
１２月　４日　　第１３５回（５４社　６６名）
１月３０日　　第１３６回（６８社　６６名）※豊島支部のあるＩＫＥ・Ｂｉｚで開催
３月　５日　　Ｂｉｚプラザ（５９社　７４名）※全社ＰＲ

### ④ ビジネス交流会

東商のみならず他の商工会議所等と連携した地域間交流、階層・職種別等のテーマを設定した異業種交流会。会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供。適宜、テーマに沿った講演などをあわせて実施。当年度は全１１回開催。内２回は、横浜、川崎にて開催し、内２回は必ずしもビジネスにとらわれない情報交換の場として軽食・飲料を提供して開催した。また、内３回は新規企画として２０２０年に向けたビジネスチャンス発掘をテーマとした交流会を開催した他、女性広報担当者のみを対象とした交流会、雑貨製造企業を対象とした展示交流会を開催するなど、新規性のあるテーマ設定や交流方式を試行した。延５８７社７２２名が参加した。

４月１２日　「なでしこ（女性限定）」（４６社　５１名）
５月３０日　「ものづくり」　　（４４社　５７名）※「ザ・商談！し・ご・と発掘市」
主催商工会議所共催
（内容）１）講演　テーマ「大田区『下町ボブスレー』に学ぶ！ものづくり企業の企業間連携のすすめ」

「下町ボブスレー」ネットワークプロジェクト　推進委員会　ゼネラルマネージャー
㈱マテリアル　代表取締役　　細　貝　淳　一　氏

2）自社紹介・自由交流

6月　8日　「観光」　（４８社　５９名）※東京都商工会連合会・
（公財）東京観光財団共催

（内容）1）講演　テーマ「観光ビジネスのチャンス到来！」
㈱やまとごころ　代表取締役社長　　村　山　慶　輔　氏

2）自社紹介・自由交流

6月２８日　「ビジネスチャンス発掘（２０２０に向けて）」　（６６社　９０名）

（内容）1）東京オリンピック・パラリンピック関連情報のご案内
「東京オリンピック・パラリンピックの準備状況について」
東京都オリンピック・パラリンピック準備局　総合調整部 連絡調整担当課長
内　田　晃　司　氏
「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」
（公財）東京都中小企業振興公社　中小企業世界発信プロジェクト事務局
ビジネス情報係　　髙　橋　　怜　氏

2）自社紹介・自由交流

7月１２日　「地域連携（横浜）」　（５９社　７２名）※首都圏政令指定都市商工会議所共催

7月２７日　「メンバーズリンク（懇親）」（５０社　５７名）

9月２７日　「コラボ（コンテンツ×非コンテンツ）」（６１社　７９名）

（内容）1）講演　テーマ「アニメビジネス雑学講座～アニメが結ぶモノ・コトの話～」
㈱トムス・エンタテインメント　社長室広報部長　　千　島　　守　氏

2）自社紹介・自由交流

１１月２１日　「女性広報担当者」　（５６社　６１名）

（内容）1）講演　テーマ「日経・女性面からみる、メディアへの効果的なアプローチ方法」
日本経済新聞社　女性面　編集長　　佐　藤　珠　希　氏

2）自社紹介・自由交流

１２月１４日　「メンバーズリンク（懇親）」（５２社　５８名）

3月１５日　「地域連携（川崎）」　（７１社　９２名）

3月２６日　「ショーケース（商品展示）」　（３４社４６名）

### ⑤　スペシャリスト交流会

弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・ＩＴコーディネータ・建築士の士業者同士が交流し、情報交換や事業連携の可能性を探る場として実施。当年度においては全４回開催。また、内１回は士業との連携を希望する企業にまで対象を広げ開催した。延２０４名が参加した。

5月１６日　　第３０回（４７名）

8月　8日　　第３１回（５２名）

１０月３０日　　「スペシャリスト＋」（５８名）※士業との連携を望む企業まで範囲を広げた

2月　5日　　第３２回（４７名）

### ⑥　ザ・商談！し・ご・と発掘市

中小企業製造業者の取引機会の創出を図るため、発注案件を提示できるメーカーなどの参加を得て、具体的な商談の場を提供する受発注商談会。当年度は新たに１つの商工会議所と連携して開催した。

※参加企業数等は２回合計

開　催　日　　①１０月１３日　②3月　9日

会　　場　　丸の内二丁目ビル３階　会議室

商 談 ﾃｰﾏ　　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
主　　催　　東京、川崎、相模原、川口、さいたま、船橋、小山、宇都宮、甲府、横浜、むさし府中、名古屋、柏、浜松、日立、ひたちなか、長岡、青梅、仙台、平塚、千葉、郡山、京都、前橋、福井、三条、八王子、武蔵野、立川、水戸の各地商工会議所
共　　催　　東京都
参加企業数　　発注企業・・・・・・・・・　　９６社（①　４０社、②　５６社）
受注希望企業・・・・・・・　３０１社（①１２８社、②１７３社）
受注エントリー企業・・・・　５７６社（①２８０社、②２９６社）
商談件数　　８９４件（①３５１件、②５４３件）
商談方式　　事前マッチング方式

**⑦　東京トラベルマート**

観光関連事業者のビジネスチャンス創出のため、旅行会社との商談の場を提供する商談会を実施した。

開 催 日　　８月２３日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　東京観光向け商品、サービス
共　　催　　（公財）東京観光財団
協　　力　　東京都商工会議所連合会・東京都商工会連合会
参加企業数　　バイヤー（旅行会社）・・・・・・・・２５社
サプライヤー（観光関連事業者）・・・４９社・団体
商談件数　　２９７件
商談方式　　タイムスケジュールに従う予約商談方式、逆指名商談も一部実施。

**⑧　ビジネスマッチング＠ＦＴＪ２０１８**

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開 催 日　　２月１４日～１６日
会　　場　　幕張メッセ　「スーパーマーケット・トレードショー内特設会場」
商 談 ﾃｰﾏ　　「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共　　催　　（一社）新日本スーパーマーケット協会
参加企業数　　バイヤー企業・・・・・・７６ブース
サプライヤー企業・・・・１３７社（エントリー１８９社）
商談件数　　４１０件
商談方式　　バイヤーによる指名商談方式

**⑨　流通系企業との個別商談会**

多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全４回開催。内２回は株式会社そごう・西武との商談会を開催した。

「株式会社東急ハンズとの個別商談会」

開 催 日　　４月２８日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商 談 ﾃｰﾏ　　素材・道工具、ホビー・クラフト、インテリア、文具、ハウスウェア、アウトドア・トラベル、身の回り小物、ヘルス＆ビューティー、バラエティグッズ、季節用品、手作り品、食品など
参加企業数　　サプライヤー企業・・　１２社
エントリー・・・・・　５９社

商談件数　　１２件
「株式会社そごう・西武との個別商談会」
開 催 日　　①9月２０日　②3月２８日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　3階会議室
商 談ﾃｰﾏ　　紳士服、婦人服、子供服等、ファッション雑貨、インテリア等、加工食品、デリカ、スイーツ等
参加企業数　　サプライヤー企業・・・　３８社（①　１９社、②　１９社）
　　エントリー・・・・・・１３７社（①　６９社、②　６８社）
商談件数　　３８件（①　１９件、②　１９件）
「三越伊勢丹との個別商談会」
開 催 日　　１１月２４日
会　　場　　丸の内二丁目ビル　3階会議室
商 談ﾃｰﾏ　　加工食品、デリカ、スイーツ等、ファッション雑貨、キッズ用品、インテリア・リビング関連商品等
参加企業数　　サプライヤー企業・・　１３社
　　エントリー・・・・・　６５社
商談件数　　１３件

### ⑩　会員向け交流事業

1）　会員交流事業

| | | | |
|---|---|---|---|
| ４月１８日 | （３３１名） | 東商園遊会 | 於：明治記念館 |
| １０月１７日 | （１３０名） | 会頭杯　本・支部役員懇親ゴルフ会 | 於：グレートアイランド倶楽部 |
| ２月２２日 | （１４４名） | 会頭杯　会員交流ボウリング大会 | 於：品川プリンスホテルボウリングセンター |
| ３月　３日 | （３００名） | ①東商ウェルネスフェスタ | 於：墨田区総合体育館 |
| | （１５０名） | ②パラスポーツ体験会 | 於：墨田区総合体育館 |

2）文化活動推進事業

| | | | |
|---|---|---|---|
| ９月　７日 | （１６名） | 「錣山部屋稽古の見学＆食文化のちゃんこ」を体験する会 | 於：錣山部屋 |

### ⑪　ＦＣ東京公式戦でのＰＲ事業

ＦＣ東京の公式戦（味の素スタジアム）において、東商をＰＲする「東京商工会議所Ｄａｙ」を実施した。
対戦カード：ＦＣ東京対ヴァンフォーレ甲府
日時・場所：５月２８日　１６時キックオフ　味の素スタジアム
来場者数：１８，９５３名
実施内容：　1)会員事業所１，０００名招待
2)1）のうち東商共済加入事業者への招待企画（５０組１００名）
3)来場者にＦＣ東京（当日会場限定）オリジナルカードを配布
4)全来場者を対象に大型ビジョンを利用した抽選会を実施
（当選者には「オリジナルブックカバー」、東京商工会議所Ｄａｙ限定デザイン「働く東京ドロンパぬいぐるみ」をプレゼント）
5)「働く東京ドロンパ」ぬいぐるみ５体との記念写真撮影コーナーの設置
6)「健康チェックイベント」（血管年齢・骨）を実施（参加者１３７名）
7)全来場者を対象に大型ビジョンを利用して「ビジネスマネジャー検定」のＰＲ映像を放映（検定センターと連携）

## ⑫　海外との交流事業

1)　訪日外国要人の接遇等

４月１０日　スティーブン・ペイトン駐日ニュージーランド大使の三村会頭表敬
４月１２日　平石好伸　新駐チリ日本国特命全権大使の三村会頭表敬
４月１７日　松永一義　新在メルボルン日本国総領事館総領事の三村会頭表敬
４月１７日　サー・ロッド・エディントン豪日経済委員会会頭の三村会頭表敬
４月１９日　スティーブン・チョーボー豪州連邦貿易・投資・観光大臣と三村会頭の会談
４月２０日　ハイメ・バルベリス　駐日エクアドル共和国新任大使の赤木理事・国際部長表敬
４月２２日　早野均　住友林業副社長とカナダ商工会議所ペリン・ビーティー会頭の面談
４月２６日　西フランダース＆アントワープ商工会議所と東商国際部との面談
６月　１日　小西淳史　駐ベナン大使の赤木理事・国際部長への表敬訪問
６月３０日　グスタボ・アジャレス　駐日チリ共和国大使の三村会頭表敬
７月　５日　上海市青海区青年起業家協会代表団と東京商工会議所太田支部との懇談
７月　６日　平松　賢司　駐インド日本国特命全権大使の三村会頭表敬
７月　７日　グリガラヴィチュス・リトアニア共和国アリートゥス市長、ガイザウスカイテ駐日リトアニア共和国公使と東商国際部との面談
７月１８日　ロザリンド・キャンピオン駐日英国大使館公使参事官の石田専務理事への表敬訪問
７月１８日　ウィリアム・スプロール　リチャードソン商工会議所会頭およびマイク・スケルトン同副会頭による西尾常務理事表敬
７月１９日　アラン・ベロー　駐日アルゼンチン共和国大使の三村会頭表敬
７月２４日　日中経済協会新旧理事長による三村会頭表敬
７月２６日　ゲラード・ジルス・ベナン共和国財務・経済大臣補佐官の石田専務理事への表敬訪問
７月２７日　齋木昭隆　公益財団法人中東調査会理事長の三村会頭への表敬訪問
８月　１日　レオン・マラゾーグ駐日コソボ大使と東商国際部との面談
８月２１日　キルギス共和国　バケタエフ財務省副大臣一行の石田専務理事表敬訪問
８月２２日　グラディス・ベレジクリアン　豪州ニューサウスウェールズ州首相による三村会頭表敬
９月　７日　ウィリアム・Ｆ・ハガティ駐日米国大使による三村会頭表敬
９月１２日　リトアニア　ヴィリニュス商工会議所訪日団と東商国際部との面談
９月１４日　シンガポール共和国　ルイ・タックユー駐日大使の三村会頭表敬訪問
９月２０日　南米駐日４大使（伯・亜・ウルグアイ・パラグアイ）の三村会頭表敬
９月２７日　ビル・ショーテン豪州労働党党首による三村会頭表敬
９月２７日　羽田浩二　新フィリピン大使の三村会頭表敬
９月２９日　木村徹也　在ミュンヘン総領事の石田専務理事への表敬訪問
１０月　２日　ブルース・ミラー前駐日オーストラリア大使と三村会頭の面談
１０月　５日　セミナー「南ドイツ２州の経済状況・投資環境とドイツの今後」の主催
１０月　８日　ステファニー・フェイ豪州貿易促進庁長官と三村会頭の面談
１０月　８日　草加純男　駐オーストラリア特命全権大使と三村会頭の面談
１０月１０日　マティアス・コーマン豪州連邦政府予算大臣の三村会頭表敬
１０月１６日　新美潤　駐ポルトガル大使による三村会頭表敬
１０月１８日　鶴岡公二　駐英国大使の三村会頭表敬
１０月２４日　石兼公博　駐カナダ日本国特命全権大使の三村会頭表敬
１０月２４日　冨田裕司　北カリフォルニア日本商工会議所会頭の三村会頭表敬
１０月３０日　メラニー・ブロック在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所名誉会頭の三村会頭表敬
１１月　１日　山田彰　駐ブラジル日本国特命全権大使の三村会頭表敬
１１月　２日　李洙勲　新駐日韓国大使の三村会頭表敬
１１月　２日　伊澤正　日中経済協会理事長による三村会頭へのブリーフィング

１１月１３日　趙顯　韓国外交部第二次官の三村会頭表敬
１１月１４日　田中繁広　経済産業省通商政策局長の三村会頭表敬
１１月２９日　ロイー・コーヘン　イスラエル中小企業団体連合会会長と東商国際部との面談
１１月３０日　八木猛　台北市日本工商会理事長の赤木理事表敬
１２月　６日　欧州復興開発銀行　前カイロ事務所長と東商国際部との面談
１２月１８日　福嶌教輝　駐アルゼンチン日本国特命全権大使の三村会頭表敬
１月１５日　サシン・Ｎ・シャー在日米国商工会議所会頭の三村会頭表敬
１月１９日　草加純男　駐オーストラリア特命全権大使と三村会頭の面談
２月　７日　パスカル・バジョボ駐日ブルキナファソ大使の三村会頭への表敬訪問
２月　９日　ハサン・ムウットメルジャン駐日トルコ大使の三村会頭への表敬訪問
２月　９日　杉山晋輔　駐アメリカ日本国特命全権大使の三村会頭表敬
２月２３日　ダムディン・ツォグトバータル　モンゴル国外務大臣による三村会頭表敬
２月２３日　モンゴル商工会議所一行の赤木理事表敬
２月２３日　酒生文弥　在日本ルーマニア商工会議所会頭の石田専務理事への表敬訪問
２月２８日　ハリール・ビン・イブラヒム・ハッサン駐日バーレーン大使と東商国際部との面談
３月　５日　在日フランス商工会議所　年次総会での三村会頭基調講演
３月　５日　「トルコ投資セミナー：トルコの投資環境」の主催
３月　５日　伊藤伸彰駐ウズベキスタン大使の赤木理事・国際部長訪問
３月　７日　Ｓｔéｐｈａｎｅ　Ｃｈｉｎ　Ｌｏｙ　フランス領ポリネシア商工会議所会頭との面談（事務局対応）
３月　７日　シェザウィＵＡＥ年次投資会議会長兼ＣＥＯと東商国際部との面談
３月　８日　ＵＡＥシャルジャ空港国際自由区訪日団と東商国際部との面談
３月　９日　新美潤　駐ポルトガル大使による三村会頭への表敬訪問
３月２３日　麗水、順天、光陽商工会議所一行の石田専務理事表敬
３月２８日　アメリカ・テキサス州サンアントニオ市代表団による西尾常務理事表敬訪問

2)　在日外国商工会議所会員との交流レセプション

a.在日外国商工会議所会員との交流レセプション

７月２１日　参加者：約３４０名（うち東商会員４０名）
開催地：東京／在日カナダ大使館
共　催：在日外国商工会議所（カナダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、ギリシャ、スペイン、オーストラリア・ニュージーランド、ブラジルの各商工会議所）

１２月　５日　参加者：約３４０名(うち東商会員３０名)
開催地：東京／在日カナダ大使館
共　催：在日外国商工会議所（カナダ、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、ギリシャ、スペイン、オーストラリア・ニュージーランド、ブラジルの各商工会議所）

b.グルメフード・ワイン　ガーデンパーティ２０１７

９月２５日　参加者：１９２名
開催地：東京／豪州大使館
共　催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所

c. 在日フランス商工会議所会員企業との交流レセプション

１０月２６日　参加者：約２００名（うち東商会員２３名）
開催地：ＡＮＡインターコンチネンタルホテル東京３６階
「ＭＩＸＸ　Ｂａｒ　＆　Ｌｏｕｎｇｅ」
共　催：在日フランス商工会議所主催（共催：ベルギー・ルクセンブルク、英国、

フィンランド、アイスランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スペイン、スイス商工会議所）

3)　中小企業の海外展開支援事業

中小企業（ＳＭＥ）サポートプログラム

５月２９日　参加者：７４名

開催地：東京／豪州大使館

共　催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所、（独）日本貿易振興機構

## (12) 技能技術の普及検定

### ①　検定試験

1)　日商簿記検定試験

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ６月１１日 | 第１４６回 | １　級 | 1,646 | 1,135 | 123 | 10.8% |
| | | ２　級 | 9,067 | 5,899 | 2,809 | 47.6% |
| | | ３　級 | 14,058 | 10,074 | 4,993 | 49.6% |
| | | 合　計 | 24,771 | 17,108 | 7,925 | － |
| １１月１９日 | 第１４７回 | １　級 | 1,782 | 1,206 | 71 | 5.9% |
| | | ２　級 | 10,521 | 6,834 | 1,328 | 19.4% |
| | | ３　級 | 16,162 | 11,434 | 4,648 | 40.7% |
| | | 合　計 | 28,465 | 19,474 | 6,047 | － |
| ２月２５日 | 第１４８回 | １　級 | － | － | － | － |
| | | ２　級 | 9,610 | 5,912 | 1,966 | 33.3% |
| | | ３　級 | 13,345 | 9,015 | 4,488 | 49.8% |
| | | 合　計 | 22,955 | 14,927 | 6,454 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 3,428 | 2,341 | 194 | 8.3% |
| | | ２　級 | 29,198 | 18,645 | 6,103 | 32.7% |
| | | ３　級 | 43,565 | 30,523 | 14,129 | 46.3% |
| 年 度 合 計 | | | 76,191 | 51,509 | 20,426 | － |

2)　リテールマーケティング（販売士）検定試験

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ７月　８日 | 第８０回 | ２　級 | 520 | 424 | 266 | 62.7% |
| | | ３　級 | 724 | 635 | 500 | 78.7% |
| | | 合　計 | 1,244 | 1,059 | 766 | － |
| ２月２１日 | 第８１回 | １　級 | 213 | 157 | 48 | 30.6% |
| | | ２　級 | 512 | 420 | 227 | 54.0% |
| | | ３　級 | 1,032 | 887 | 526 | 59.3% |
| | | 合　計 | 1,757 | 1,464 | 801 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 213 | 157 | 48 | 30.6% |
| | | ２　級 | 1,032 | 844 | 493 | 58.4% |
| | | ３　級 | 1,756 | 1,522 | 1,026 | 67.4% |
| 年 度 合 計 | | | 3,001 | 2,523 | 1,567 | － |

3)　珠算能力検定試験

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ６月２５日 | 第２１０回 | １　級 | 487 | 475 | 135 | 28.4% |
| | | ２　級 | 643 | 626 | 256 | 40.9% |
| | | ３　級 | 1,191 | 1,159 | 551 | 47.5% |
| | | 合　計 | 2,321 | 2,260 | 942 | － |
| １０月２２日 | 第２１１回 | １　級 | 438 | 432 | 113 | 26.2% |
| | | ２　級 | 626 | 612 | 207 | 33.8% |
| | | ３　級 | 1,059 | 1,036 | 402 | 38.8% |
| | | 合　計 | 2,123 | 2,080 | 722 | － |
| ２月１８日 | 第２１２回 | １　級 | 497 | 487 | 118 | 24.2% |
| | | ２　級 | 723 | 693 | 284 | 41.0% |
| | | ３　級 | 1,145 | 1,095 | 477 | 43.6% |
| | | 合　計 | 2,365 | 2,275 | 879 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 1,422 | 1,394 | 366 | 26.3% |
| | | ２　級 | 1,992 | 1,931 | 747 | 38.7% |
| | | ３　級 | 3,395 | 3,290 | 1,430 | 43.5% |
| 年 度 合 計 | | | 6,809 | 6,615 | 2,543 | － |

a.　準級（全国施行分）

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ６月２５日 | 第２１０回 | 準１級 | 302 | 297 | 170 | 57.2% | 5 |
| | | 準２級 | 496 | 476 | 309 | 64.9% | 5 |
| | | 合　計 | 798 | 773 | 479 | － | － |
| １０月２２日 | 第２１１回 | 準１級 | 289 | 284 | 160 | 56.3% | 5 |
| | | 準２級 | 521 | 506 | 301 | 59.5% | 5 |
| | | 合　計 | 810 | 790 | 461 | － | － |
| ２月１８日 | 第２１２回 | 準１級 | 328 | 319 | 171 | 53.6% | 5 |
| | | 準２級 | 517 | 500 | 295 | 59.0% | 5 |
| | | 合　計 | 845 | 819 | 466 | － | － |
| 合　　計 | | 準１級 | 919 | 900 | 501 | 55.7% | － |
| | | 準２級 | 1,534 | 1,482 | 905 | 61.1% | － |
| 年 度 合 計 | | | 2,453 | 2,382 | 1,406 | － | － |

b.　準級（東商施行分）

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ６月２５日 | 第２１０回 | 準１級 | 217 | 213 | 126 | 59.2% |
| | | 準２級 | 373 | 359 | 239 | 66.6% |
| | | 合　計 | 590 | 572 | 365 | － |
| １０月２２日 | 第２１１回 | 準１級 | 206 | 204 | 115 | 56.4% |
| | | 準２級 | 382 | 371 | 215 | 58.0% |
| | | 合　計 | 588 | 575 | 330 | － |
| ２月１８日 | 第２１２回 | 準１級 | 240 | 232 | 122 | 52.6% |
| | | 準２級 | 372 | 360 | 207 | 57.5% |
| | | 合　計 | 612 | 592 | 329 | － |
| 合　　計 | | 準１級 | 663 | 649 | 363 | 55.9% |
| | | 準２級 | 1,127 | 1,090 | 661 | 60.6% |
| 年 度 合 計 | | | 1,790 | 1,739 | 1,024 | － |

4)　カラーコーディネーター検定試験

a.　全国施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ６月１８日 | 第４２回 | ２　級 | 1,708 | 1,468 | 717 | 48.8% | 162 |
| | | ３　級 | 3,480 | 3,120 | 2,385 | 76.4% | 162 |
| | | 合　計 | 5,188 | 4,588 | 3,102 | － | － |
| １２月　３日 | 第４３回 | １級(１分野) | 149 | 127 | 29 | 22.8% | 93 |
| | | 〃（２分野) | 225 | 183 | 81 | 44.3% | 93 |
| | | 〃（３分野) | 246 | 179 | 46 | 25.7% | 93 |
| | | ２　級 | 2,006 | 1,678 | 721 | 43.0% | 162 |
| | | ３　級 | 4,120 | 3,618 | 2,547 | 70.4% | 162 |
| | | 合　計 | 6,746 | 5,785 | 3,415 | － | － |
| 合　　計 | | １　級 | 620 | 489 | 156 | 31.9% | － |
| | | ２　級 | 3,714 | 3,146 | 1,429 | 45.4% | － |
| | | ３　級 | 7,600 | 6,738 | 4,932 | 73.2% | － |
| 年 度 合 計 | | | 11,934 | 10,373 | 6,517 | － | － |

b.　東商施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ６月１８日 | 第４２回 | ２　級 | 249 | 202 | 111 | 55.0% |
| | | ３　級 | 388 | 297 | 242 | 81.5% |
| | | 合　計 | 637 | 499 | 353 | － |
| １２月　３日 | 第４３回 | １級(１分野) | 27 | 23 | 6 | 26.1% |
| | | 〃（２分野) | 41 | 35 | 16 | 45.7% |
| | | 〃（３分野) | 51 | 37 | 18 | 48.6% |
| | | ２　級 | 290 | 232 | 99 | 42.7% |
| | | ３　級 | 565 | 459 | 329 | 71.7% |
| | | 合　計 | 974 | 786 | 468 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 119 | 95 | 40 | 42.1% |
| | | ２　級 | 539 | 434 | 210 | 48.4% |
| | | ３　級 | 953 | 756 | 571 | 75.5% |
| 年 度 合 計 | | | 1,611 | 1,285 | 821 | － |

5)　ビジネス実務法務検定試験

a.　全国施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ７月　２日 | 第４１回 | ２　級 | 8,375 | 6,642 | 1,106 | 16.7% | 194 |
| | | ３　級 | 10,848 | 9,303 | 5,519 | 59.3% | 194 |
| | | 合　計 | 19,223 | 15,945 | 6,625 | － | － |
| １２月１０日 | 第４２回 | １　級 | 632 | 486 | 53 | 10.9% | 99 |
| | | ２　級 | 11,111 | 8,862 | 5,019 | 56.6% | 194 |
| | | ３　級 | 13,875 | 11,861 | 9,088 | 76.6% | 194 |
| | | 合　計 | 25,618 | 21,209 | 14,160 | － | － |
| 合　　計 | | １　級 | 632 | 486 | 53 | 10.9% | － |
| | | ２　級 | 19,486 | 15,504 | 6,125 | 39.5% | － |
| | | ３　級 | 24,723 | 21,164 | 14,607 | 69.0% | － |
| 年 度 合 計 | | | 44,841 | 37,154 | 20,785 | － | － |

b.　東商施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月　2日 | 第４１回 | ２　級 | 2,118 | 1,604 | 298 | 18.6% |
| | | ３　級 | 2,501 | 2,077 | 1,416 | 68.2% |
| | | 合　計 | 4,619 | 3,681 | 1,714 | － |
| １２月１０日 | 第４２回 | １　級 | 252 | 187 | 31 | 16.6% |
| | | ２　級 | 2,748 | 2,127 | 1,284 | 60.4% |
| | | ３　級 | 3,039 | 2,485 | 2,050 | 82.5% |
| | | 合　計 | 6,039 | 4,799 | 3,365 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 252 | 187 | 31 | 16.6% |
| | | ２　級 | 4,866 | 3,731 | 1,582 | 42.4% |
| | | ３　級 | 5,540 | 4,562 | 3,466 | 76.0% |
| 年 度 合 計 | | | 10,658 | 8,480 | 5,079 | － |

6)　福祉住環境コーディネーター検定試験

a.　全国施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月　9日 | 第３８回 | ２　級 | 13,030 | 11,884 | 5,828 | 49.0% | 290 |
| | | ３　級 | 5,373 | 4,898 | 2,460 | 50.2% | 290 |
| | | 合　計 | 18,403 | 16,782 | 8,288 | － | － |
| １１月２６日 | 第３９回 | １　級 | 567 | 473 | 28 | 5.9% | 99 |
| | | ２　級 | 13,185 | 11,863 | 6,152 | 51.9% | 290 |
| | | ３　級 | 6,533 | 5,941 | 2,023 | 34.1% | 290 |
| | | 合　計 | 20,285 | 18,277 | 8,203 | － | － |
| 合　　計 | | １　級 | 567 | 473 | 28 | 5.9% | － |
| | | ２　級 | 26,215 | 23,747 | 11,980 | 50.4% | － |
| | | ３　級 | 11,906 | 10,839 | 4,483 | 41.4% | － |
| 年 度 合 計 | | | 38,688 | 35,059 | 16,491 | － | － |

b.　東商施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月　9日 | 第３８回 | ２　級 | 754 | 644 | 326 | 50.6% |
| | | ３　級 | 248 | 203 | 131 | 64.5% |
| | | 合　計 | 1,002 | 847 | 457 | － |
| １１月２６日 | 第３９回 | １　級 | 54 | 47 | 3 | 6.4% |
| | | ２　級 | 821 | 702 | 391 | 55.7% |
| | | ３　級 | 365 | 315 | 148 | 47.0% |
| | | 合　計 | 1,240 | 1,064 | 542 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 54 | 47 | 3 | 6.4% |
| | | ２　級 | 1,575 | 1,346 | 717 | 53.3% |
| | | ３　級 | 613 | 518 | 279 | 53.9% |
| 年 度 合 計 | | | 2,242 | 1,911 | 999 | － |

7)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

a.　全国施行分

| 施　行　日 | 回　次 | Subject | 受験者数 | 実受験者数 | 認定者数 | | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ７月２３日 | 第３３回 | Subject1/2 | 369 | 273 | Bookkeeper | 389 | 41 |
| | | Subject1 | 834 | 688 | Accountant | 524 | |
| | | Subject2 | 325 | 251 | Accounting Manager | 130 | |
| | | 合　計 | 1,528 | 1,212 | Controller | 26 | |
| １２月１７日 | 第３４回 | Subject1/2 | 441 | 343 | Bookkeeper | 295 | 41 |
| | | Subject1 | 751 | 633 | Accountant | 531 | |
| | | Subject2 | 377 | 305 | Accounting Manager | 184 | |
| | | 合　計 | 1,569 | 1,281 | Controller | 61 | |
| 合　　計 | | Subject1/2 | 810 | 616 | Bookkeeper | 684 | |
| | | Subject1 | 1,585 | 1,321 | Accountant | 1,055 | |
| | | Subject2 | 702 | 556 | Accounting Manager | 314 | |
| 年 度 合 計 | | | 3,097 | 2,493 | Controller | 87 | |

b.　東商施行分

| 施　行　日 | 回　次 | Subject | 受験者数 | 実受験者数 | 認定者数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ７月２３日 | 第３３回 | Subject1/2 | 182 | 131 | Bookkeeper | 124 |
| | | Subject1 | 252 | 200 | Accountant | 198 |
| | | Subject2 | 132 | 104 | Accounting Manager | 54 |
| | | 合　計 | 566 | 435 | Controller | 17 |
| １２月１７日 | 第３４回 | Subject1/2 | 208 | 157 | Bookkeeper | 117 |
| | | Subject1 | 297 | 240 | Accountant | 224 |
| | | Subject2 | 140 | 106 | Accounting Manager | 71 |
| | | 合　計 | 645 | 503 | Controller | 20 |
| 合　　計 | | Subject1/2 | 390 | 288 | Bookkeeper | 241 |
| | | Subject1 | 549 | 440 | Accountant | 422 |
| | | Subject2 | 272 | 210 | Accounting Manager | 125 |
| 年 度 合 計 | | | 1,211 | 938 | Controller | 37 |

8)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

a.　全国施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ７月２３日 | 第２２回 | － | 12,128 | 10,591 | 7,799 | 73.6% | 222 |
| １２月１７日 | 第２３回 | | 11,052 | 9,867 | 7,394 | 74.9% | 222 |
| 年 度 合 計 | | | 23,180 | 20,458 | 15,193 | － | － |

b.　東商施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月２３日 | 第２２回 | － | 1,435 | 1,258 | 993 | 78.9% |
| １２月１７日 | 第２３回 | | 1,280 | 1,130 | 912 | 80.7% |
| 年 度 合 計 | | | 2,715 | 2,388 | 1,905 | － |

9)　ビジネスマネジャー検定試験

a. ビジネスマネジャー検定試験

(a).　全国施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 施行会議所数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月１６日 | 第5回 | － | 6,108 | 5,530 | 2,315 | 41.9% | 125 |
| １１月１２日 | 第6回 | | 5,720 | 5,122 | 3,530 | 68.9% | 125 |
| 年 度 合 計 | | | 11,828 | 10,652 | 5,845 | － | － |

(b).　東商施行分

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月１６日 | 第5回 | － | 1,073 | 945 | 458 | 48.5% |
| １１月１２日 | 第6回 | | 992 | 877 | 624 | 71.2% |
| 年 度 合 計 | | | 2,065 | 1,822 | 1,082 | － |

b.　ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）　　４２２名

10)　和裁検定試験

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 9月　9日<br>・１０日 | 第６０回 | 1　級 | 5 | 5 | 2 | 40.0% |
| | | 2　級 | 18 | 17 | 5 | 29.4% |
| | | 3　級 | 36 | 33 | 19 | 57.6% |
| | | 4　級 | 107 | 104 | 79 | 76.0% |
| 年 度 合 計 | | | 166 | 159 | 105 | － |

11)　メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １１月５日 | 第２３回 | Ⅰ　種 | 702 | 546 | 112 | 20.5% |
| | | Ⅱ　種 | 2,590 | 2,256 | 1,208 | 53.5% |
| | | Ⅲ　種 | 1,169 | 1,030 | 809 | 78.5% |
| | | 合　計 | 4,461 | 3,832 | 2,129 | － |
| 3月１８日 | 第２４回 | Ⅱ　種 | 3,037 | 2,566 | 2,058 | 80.2% |
| | | Ⅲ　種 | 1,273 | 1,092 | 863 | 79.0% |
| | | 合　計 | 4,310 | 3,658 | 2,921 | － |
| 合　　計 | | Ⅰ　種 | 702 | 546 | 112 | 20.5% |
| | | Ⅱ　種 | 5,627 | 4,822 | 3,266 | 67.7% |
| | | Ⅲ　種 | 2,442 | 2,122 | 1,672 | 78.8% |
| 年 度 合 計 | | | 8,771 | 7,490 | 5,050 | － |

備考：大阪商工会議所主催

12)　ビジネス会計検定試験（東商施行分）

| 施　行　日 | 回　次 | 級 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 9月　3日 | 第２１回 | ２　級 | 733 | 478 | 163 | 34.1% |
| | | ３　級 | 1,549 | 1,209 | 884 | 73.1% |
| | | 合　計 | 2,282 | 1,687 | 1,047 | － |
| 3月１１日 | 第２２回 | １　級 | 109 | 74 | 16 | 21.6% |
| | | ２　級 | 814 | 526 | 229 | 43.5% |
| | | ３　級 | 1,465 | 1,123 | 664 | 59.1% |
| | | 合　計 | 2,388 | 1,723 | 909 | － |
| 合　　計 | | １　級 | 109 | 74 | 16 | 21.6% |
| | | ２　級 | 1,547 | 1,004 | 392 | 39.0% |
| | | ３　級 | 3,014 | 2,332 | 1,548 | 66.4% |
| 年 度 合 計 | | | 4,670 | 3,410 | 1,956 | － |

備考：大阪商工会議所主催

13)　消費生活アドバイザー資格試験（東商施行分）

| 回　次 | 施　行　日 | 受験者数 | 実受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第３８回 | １次　１０月　１日 | 1,384 | 1,134 | 377 | 33.2% |
| | ２次　１１月２５日 | 365（１次合格者）<br>127（１次免除者） | 353（１次合格者）<br>112（１次免除者） | 290 | 62.4% |

備考：主催団体は(一財)日本産業協会、日本商工会議所が受託し、当商工会議所が施行。

**②　講習会・講座**

3)　カラーコーディネーター検定試験、３級・２級指導者更新講座

| 開　催　日 | 講　　師 | 参加者数 |
|---|---|---|
| 2月3日 | 日本色彩学会講師 | ３級指導者更新講座　　１５名<br>２級指導者更新講座　　１４名 |

**③　出 版 物**

1)　カラーコーディネーター検定試験

| 書　籍　名 | 本体価格（税込） | 備　　考 |
|---|---|---|
| １級１分野〈ファッション色彩〉テキスト　第３版 | ８，１００ | ２０１４年　２月発行 |
| １級２分野〈商品色彩〉テキスト　第３版 | ８，１００ | ２０１５年　５月発行 |
| １級３分野〈環境色彩〉テキスト　第３版 | ８，１００ | ２０１６年　５月発行 |
| ２級公式テキスト　第３版 | ５，０７６ | ２０１２年　２月発行 |
| ３級公式テキスト　第４版 | ３，０２４ | ２０１１年１２月発行 |
| １級過去問題集(２０１５・２０１４・２０１３)初版 | ２，１６０ | ２０１６年　９月発行 |
| ２級問題集　最新版 | ２，３７６ | ２０１５年　１月発行 |
| ３級問題集　第３版 | １，９４４ | ２０１２年　２月発行 |

2)　ビジネス実務法務検定試験

| 書　籍　名 | 本体価格（税込） | 備　　考 |
|---|---|---|
| １級公式テキスト（２０１８年度版） | ４，６４４ | ２０１８年　３月発行 |
| ２級公式テキスト（２０１８年度版） | ４，５３６ | ２０１８年　１月発行 |
| ３級公式テキスト（２０１８年度版） | ３，０２４ | ２０１８年　１月発行 |
| １級公式問題集　（２０１８年度版） | ３，４５６ | ２０１８年　３月発行 |
| ２級公式問題集　（２０１８年度版） | ３，４５６ | ２０１８年　２月発行 |
| ３級公式問題集　（２０１８年度版） | ２，５９２ | ２０１８年　２月発行 |

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

| 書　籍　名 | 本体価格（税込） | 備　　考 |
|---|---|---|
| １級公式テキスト改訂４版 | ５，８３２ | ２０１６年　２月発行 |
| ２級公式テキスト改訂４版 | ４，８６０ | ２０１６年　１月発行 |
| ３級公式テキスト改訂４版 | ２，７００ | ２０１６年　１月発行 |

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

| 書　籍　名 | 本体価格（税込） | 備　　考 |
|---|---|---|
| Ｓｕｂｊｅｃｔ1公式テキスト 新版 | ２，９７０ | ２０１８年　２月発行 |
| Ｓｕｂｊｅｃｔ2公式テキスト ２０１８年度版 | ３，６７２ | ２０１８年　３月発行 |
| Ｓｕｂｊｅｃｔ1問題集 新版 | ２，７００ | ２０１８年　２月発行 |
| Ｓｕｂｊｅｃｔ2問題集 ２０１８年度版 | ２，８０８ | ２０１８年　３月発行 |

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

| 書　籍　名 | 本体価格（税込） | 備　　考 |
|---|---|---|
| 改訂６版ｅｃｏ検定公式テキスト | ２，８０８ | ２０１７年　１月発行 |
| 公式過去・模擬問題集（２０１８年度版） | ２，１６０ | ２０１８年　３月発行 |

6)　ビジネスマネジャー検定試験

| 書　籍　名 | 本体価格（税込） | 備　　考 |
|---|---|---|
| ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト<br>２ｎｄ　ｅｄｉｔｉｏｎ | ３，０２４ | ２０１７年　１月発行 |
| ビジネスマネジャー検定試験公式問題集<br>２０１８年度版 | ２，３７６ | ２０１８年　３月発行 |

**④　セミナー・視察会の開催**

1）ビジネス実務法務検定ＰＲセミナー

企業を取り巻く法律トラブル事例と対処法　　５月１０日　（７２名）
（ＬＥＣ東京リーガルマインドと共催）
知っているだけでこんなに違う！企業の損害補償リスク　　７月１４日　（５０名）
（資格の学校ＴＡＣと共催）
民法（債権法）改正のポイント　　９月１５日　（９４名）
（ＬＥＣ東京リーガルマインド・産業政策第一部と共催）
企業リスクの解決スキルを身につけよう！　　２月　２日　（６４名）
（資格の学校ＴＡＣ・産業政策第一部と共催）

2）ｅｃｏ検定ＰＲセミナー

ｅｃｏ検定アワード２０１７　　１１月　７日　（７９名）

3) ビジネス会計検定ＰＲセミナー（大阪商工会議所と連携）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　７月２０日　（８０名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　７月２５日　（８５名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　１月１９日　（８９名）
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　１月２２日　（１３名）

4) メンタルヘルス・マネジメント検定ＰＲセミナー

ストレスチェック義務化３年目に向けて「若手社員の定着とメンタルヘルス対策が企業の生産性を高める！」（アデコ㈱と共催）　　９月１３日　（７４名）
職場のメンタルヘルス対策が会社の業績を伸ばす！（資格の学校ＴＡＣと共催）　　１月１７日　（６０名）

5) 日商簿記検定ＰＲセミナー

知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー（資格の大原と共催）　　４月　５日　（９１名）
大原こどもぼき学校（資格の大原と共催）　　８月１１日　（３２名）
知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー（資格の大原と共催）　　１月１０日　（６７名）
知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー（資格の大原と共催）　　３月１４日　（３８名）

6) ビジネスマネジャー検定ＰＲセミナー

明日から使えるマネジメントの基礎知識（ＬＥＣ東京リーガルマインドと共催）　　５月２５日　（７０名）
目標達成のためのチームマネジメント（ＬＥＣ東京リーガルマインドと共催）　　９月　８日　（７３名）
ビジネスマネジャーのための「数値化」仕事術　　９月２０日（１２３名）

7) ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）ＰＲセミナー

英文簿記を学ぼう！―世界の会計はこう変わる―（資格の大原と共催）　　５月１８日　（６８名）
英文簿記を学ぼう！―グローバルな会計人を目指す―（資格の大原と共催）　　１０月２６日　（４４名）

## (13) 貿易取引斡旋

### ① 受信数

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 46 | 39 | 31 | 34 | 31 | 41 | 31 | 33 | 30 | 31 | 22 | 11 | 380 |

### ② 地域別・内容別

1)地域別

| 地　域 | 件　数 |
|---|---|
| アジア | ２１８ |
| 中近東 | ５３ |
| 欧州 | ３８ |
| アフリカ | ３９ |
| 北米 | ５ |
| 中南米 | ８ |
| 大洋州 | ４ |
| 不明 | １５ |
| 合　計 | ３８０ |

2)内容別

| 内　容 | 件　数 |
|---|---|
| 貿易（輸出入） | １１１ |
| 合弁 | ５ |
| 投資 | １１ |
| その他 | ２５３ |
| 合　計 | ３８０ |

※業務を共管している日商宛照会件数を含む。

**③　商工会議所会員企業向け国内外（企業等）からの引き合い情報等掲載サイト（ＣＣＩ－ＩＢＯ）**

商工会議所会員企業と海外企業等とのマッチングを目的にＣＣＩ－ＩＢＯを作り、希望する会員企業の情報をＷｅｂサイト上に日本語・英語で掲載し、発信している（２０１８年３月３１日現在の登録件数は８３９件）。

**④　相談・指導**

貿易専門相談

| 来所相談件数 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 5 | 6 | 9 | 8 | 2 | 7 | 3 | 7 | 5 | 4 | 11 | 6 | 73 |

（専門相談員）国際協力銀行　　斧　田　開　文　氏
貿易相談員　　林　　孝　司　氏
弁護士　　神　谷　宗之介　氏
弁護士　　長　濱　　隆　氏

## (14) 経営改善普及事業

### ① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

| 支部名 | 巡回指導 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 経営革新 | 経営一般 | 情報化 | 金融 | 税務 | 労働 | 取引 | 環境対策 | 創業 | その他 | 計 |
| 千代田 | 0 | 204 | 1 | 926 | 10 | 19 | 44 | 0 | 1 | 1,059 | 2,264 |
| 中央 | 1 | 149 | 9 | 811 | 6 | 13 | 17 | 0 | 4 | 937 | 1,947 |
| 港 | 1 | 274 | 2 | 538 | 1 | 25 | 0 | 0 | 0 | 872 | 1,713 |
| 新宿 | 0 | 152 | 7 | 820 | 3 | 15 | 18 | 0 | 0 | 1,222 | 2,237 |
| 文京 | 3 | 188 | 29 | 478 | 6 | 10 | 8 | 0 | 0 | 971 | 1,693 |
| 台東 | 1 | 154 | 20 | 787 | 11 | 10 | 3 | 0 | 9 | 1,429 | 2,424 |
| 北 | 0 | 269 | 29 | 605 | 0 | 6 | 1 | 0 | 3 | 816 | 1,729 |
| 荒川 | 3 | 899 | 19 | 897 | 22 | 23 | 5 | 0 | 7 | 1,009 | 2,884 |
| 品川 | 3 | 333 | 6 | 590 | 3 | 9 | 10 | 1 | 0 | 1,167 | 2,122 |
| 目黒 | 3 | 166 | 5 | 525 | 15 | 8 | 4 | 0 | 3 | 1,401 | 2,130 |
| 大田 | 0 | 189 | 3 | 401 | 9 | 5 | 3 | 0 | 0 | 723 | 1,333 |
| 世田谷 | 1 | 213 | 17 | 736 | 23 | 11 | 9 | 0 | 0 | 1,065 | 2,075 |
| 渋谷 | 5 | 267 | 6 | 742 | 17 | 35 | 3 | 0 | 9 | 921 | 2,005 |
| 中野 | 0 | 235 | 18 | 739 | 6 | 30 | 11 | 0 | 7 | 916 | 1,962 |
| 杉並 | 6 | 302 | 3 | 876 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1,012 | 2,207 |
| 豊島 | 0 | 373 | 3 | 518 | 3 | 26 | 23 | 1 | 0 | 1,237 | 2,184 |
| 板橋 | 7 | 252 | 19 | 738 | 16 | 16 | 17 | 0 | 4 | 918 | 1,987 |
| 練馬 | 2 | 358 | 4 | 567 | 2 | 17 | 0 | 0 | 0 | 821 | 1,771 |
| 江東 | 2 | 241 | 12 | 587 | 9 | 38 | 21 | 0 | 1 | 1,097 | 2,008 |
| 墨田 | 1 | 259 | 2 | 641 | 3 | 14 | 19 | 1 | 0 | 960 | 1,900 |
| 足立 | 0 | 47 | 3 | 861 | 2 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1,603 | 2,521 |
| 葛飾 | 2 | 471 | 25 | 579 | 14 | 17 | 137 | 1 | 9 | 776 | 2,031 |
| 江戸川 | 0 | 287 | 5 | 686 | 5 | 11 | 5 | 0 | 0 | 1,559 | 2,558 |
| 本部 | 11 | 285 | 20 | 74 | 5 | 18 | 24 | 2 | 12 | 404 | 855 |
| 分室 | 0 | 181 | 1 | 64 | 115 | 4 | 0 | 0 | 0 | 97 | 462 |
| 計 | 52 | 6,748 | 268 | 15,786 | 308 | 386 | 383 | 7 | 72 | 24,992 | 49,002 |

2)　本支部別窓口指導実績

| 支部名 | 窓　口　指　導　（文書・電話等によるものを含む） | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 経営革新 | 経営一般 | 情報化 | 金　融 | 税　務 | 労　働 | 取　引 | 環境対策 | 創　業 | その他 | 計 |
| 千代田 | 1 | 152 | 3 | 1,112 | 11 | 2 | 13 | 0 | 72 | 652 | 2,018 |
| 中　央 | 0 | 173 | 2 | 973 | 16 | 18 | 19 | 0 | 46 | 645 | 1,892 |
| 港 | 0 | 293 | 2 | 1,327 | 30 | 7 | 4 | 0 | 6 | 321 | 1,990 |
| 新　宿 | 0 | 81 | 8 | 1,398 | 2 | 10 | 17 | 0 | 78 | 462 | 2,056 |
| 文　京 | 5 | 77 | 9 | 946 | 14 | 10 | 0 | 1 | 11 | 514 | 1,587 |
| 台　東 | 5 | 211 | 4 | 1,060 | 19 | 4 | 1 | 0 | 50 | 563 | 1,917 |
| 北 | 3 | 274 | 27 | 881 | 13 | 1 | 3 | 1 | 36 | 410 | 1,649 |
| 荒　川 | 2 | 458 | 1 | 1,017 | 30 | 9 | 1 | 2 | 101 | 239 | 1,860 |
| 品　川 | 0 | 456 | 12 | 1,311 | 23 | 8 | 31 | 0 | 28 | 397 | 2,266 |
| 目　黒 | 3 | 97 | 2 | 704 | 15 | 8 | 2 | 0 | 55 | 1,340 | 2,226 |
| 大　田 | 0 | 102 | 1 | 1,250 | 11 | 0 | 2 | 0 | 38 | 345 | 1,749 |
| 世田谷 | 3 | 180 | 1 | 1,306 | 34 | 6 | 8 | 0 | 145 | 633 | 2,316 |
| 渋　谷 | 2 | 270 | 4 | 1,328 | 25 | 18 | 8 | 1 | 100 | 518 | 2,274 |
| 中　野 | 2 | 162 | 0 | 1,178 | 59 | 10 | 20 | 2 | 98 | 728 | 2,259 |
| 杉　並 | 6 | 332 | 1 | 1,058 | 20 | 8 | 1 | 1 | 143 | 738 | 2,308 |
| 豊　島 | 1 | 371 | 11 | 947 | 14 | 25 | 70 | 0 | 44 | 791 | 2,274 |
| 板　橋 | 1 | 488 | 9 | 1,151 | 31 | 12 | 28 | 1 | 56 | 450 | 2,227 |
| 練　馬 | 3 | 409 | 8 | 1,213 | 23 | 49 | 2 | 2 | 95 | 169 | 1,973 |
| 江　東 | 0 | 191 | 11 | 1,010 | 36 | 9 | 39 | 0 | 11 | 825 | 2,132 |
| 墨　田 | 5 | 378 | 5 | 1,015 | 10 | 34 | 10 | 0 | 24 | 625 | 2,106 |
| 足　立 | 0 | 102 | 1 | 1,224 | 54 | 4 | 5 | 0 | 148 | 348 | 1,886 |
| 葛　飾 | 1 | 471 | 18 | 1,024 | 20 | 2 | 64 | 0 | 62 | 600 | 2,262 |
| 江戸川 | 0 | 280 | 2 | 1,942 | 31 | 21 | 4 | 1 | 54 | 799 | 3,134 |
| 本　部 | 111 | 2,134 | 52 | 338 | 79 | 41 | 161 | 3 | 386 | 890 | 4,195 |
| 分　室 | 2 | 258 | 5 | 287 | 317 | 20 | 15 | 0 | 24 | 303 | 1,231 |
| 計 | 156 | 8,400 | 199 | 27,000 | 937 | 336 | 528 | 15 | 1,911 | 14,305 | 53,787 |

### ②　講習会・講演会等の開催による指導

1)　講師謝金無料分

| 支部名 | 経営革新 | | 経営一般 | | 情報化 | | 金　融 | | 税　務 | | 労　働 | | 取　引 | | 環境対策 | | その他 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 |
| 千代田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中　央 | 0 | 0 | 1 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 55 |
| 港 | 0 | 0 | 1 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 66 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 106 |
| 新　宿 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 194 | 8 | 194 |
| 文　京 | 0 | 0 | 2 | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 31 | 0 | 0 | 3 | 115 |
| 台　東 | 0 | 0 | 1 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 31 |
| 北 | 0 | 0 | 1 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 31 |
| 荒　川 | 0 | 0 | 1 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 42 |
| 品　川 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 目　黒 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大　田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 世田谷 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 渋　谷 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | 2 | 9 |
| 中　野 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 25 |
| 杉　並 | 0 | 0 | 2 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 39 |
| 豊　島 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 96 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 96 |
| 板　橋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 練　馬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江　東 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 51 |
| 墨　田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 50 |
| 足　立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 葛　飾 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江戸川 | 0 | 0 | 2 | 199 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 199 |
| 本　部 | 0 | 0 | 1 | 87 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 87 |
| 計 | 0 | 0 | 12 | 608 | 2 | 101 | 0 | 0 | 2 | 96 | 2 | 91 | 0 | 0 | 1 | 31 | 10 | 203 | 29 | 1,130 |

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 0 | 0 | 12 | 608 | 2 | 101 | 0 | 0 | 2 | 96 | 2 | 91 | 0 | 0 | 1 | 31 | 2 | 203 | 21 | 1,130 |

2)　講師謝金有料分

| 支部名 | 経営革新 | | 経営一般 | | 情報化 | | 金　融 | | 税　務 | | 労　働 | | 取　引 | | 環境対策 | | その他 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 | 回 | 人 |
| 千代田 | 0 | 0 | 18 | 1,285 | 2 | 65 | 1 | 35 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 159 | 24 | 1,544 |
| 中　央 | 0 | 0 | 15 | 961 | 2 | 75 | 0 | 0 | 2 | 56 | 4 | 199 | 2 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 1,416 |
| 港 | 0 | 0 | 15 | 916 | 2 | 75 | 0 | 0 | 5 | 165 | 2 | 105 | 1 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 1,318 |
| 新　宿 | 0 | 0 | 12 | 643 | 2 | 78 | 1 | 36 | 1 | 17 | 4 | 192 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 259 | 30 | 1,225 |
| 文　京 | 0 | 0 | 13 | 866 | 5 | 218 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 56 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 1,140 |
| 台　東 | 0 | 0 | 17 | 1,046 | 1 | 72 | 0 | 0 | 3 | 118 | 1 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 38 | 23 | 1,336 |
| 北 | 0 | 0 | 15 | 493 | 1 | 37 | 1 | 28 | 0 | 0 | 2 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 88 | 23 | 726 |
| 荒　川 | 0 | 0 | 19 | 1,044 | 3 | 135 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 147 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 106 | 31 | 1,432 |
| 品　川 | 0 | 0 | 14 | 598 | 2 | 94 | 1 | 66 | 4 | 263 | 3 | 163 | 4 | 245 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 | 1,429 |
| 目　黒 | 1 | 30 | 25 | 976 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 63 | 1 | 33 | 1 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 1,142 |
| 大　田 | 0 | 0 | 20 | 714 | 1 | 22 | 1 | 39 | 2 | 76 | 1 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 918 |
| 世田谷 | 0 | 0 | 20 | 923 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 210 | 25 | 1,263 |
| 渋　谷 | 0 | 0 | 14 | 716 | 2 | 103 | 1 | 58 | 0 | 0 | 1 | 65 | 1 | 75 | 0 | 0 | 7 | 112 | 26 | 1,129 |
| 中　野 | 0 | 0 | 17 | 609 | 0 | 0 | 1 | 38 | 3 | 102 | 2 | 53 | 1 | 39 | 0 | 0 | 3 | 100 | 27 | 941 |
| 杉　並 | 0 | 0 | 17 | 858 | 1 | 61 | 0 | 0 | 2 | 53 | 3 | 115 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 75 | 24 | 1,162 |
| 豊　島 | 0 | 0 | 14 | 586 | 1 | 36 | 0 | 0 | 1 | 37 | 3 | 158 | 1 | 51 | 0 | 0 | 5 | 501 | 25 | 1,369 |
| 板　橋 | 0 | 0 | 24 | 1,330 | 0 | 0 | 1 | 44 | 3 | 185 | 1 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 38 | 31 | 1,633 |
| 練　馬 | 1 | 29 | 36 | 1,344 | 1 | 47 | 0 | 0 | 3 | 75 | 5 | 334 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | 1,829 |
| 江　東 | 1 | 281 | 14 | 698 | 1 | 31 | 3 | 160 | 1 | 38 | 6 | 281 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 1,489 |
| 墨　田 | 1 | 33 | 12 | 431 | 1 | 49 | 2 | 89 | 3 | 150 | 4 | 155 | 1 | 46 | 0 | 0 | 3 | 125 | 27 | 1,078 |
| 足　立 | 0 | 0 | 15 | 534 | 2 | 72 | 2 | 57 | 1 | 24 | 3 | 121 | 2 | 56 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 864 |
| 葛　飾 | 0 | 0 | 20 | 558 | 3 | 42 | 0 | 0 | 1 | 11 | 3 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 70 | 32 | 719 |
| 江戸川 | 0 | 0 | 17 | 1,219 | 1 | 43 | 1 | 32 | 0 | 0 | 2 | 103 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 1,397 |
| 本　部 | 0 | 0 | 4 | 313 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 354 |
| 計 | 4 | 373 | 407 | 19,661 | 34 | 1,355 | 16 | 682 | 38 | 1,474 | 58 | 2,693 | 14 | 734 | 0 | 0 | 52 | 1,881 | 623 | 28,853 |

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 4 | 373 | 386 | 19,661 | 33 | 1,355 | 16 | 682 | 37 | 1,474 | 58 | 2,693 | 14 | 734 | 0 | 0 | 44 | 1,881 | 592 | 28,853 |

3)　講習会（本部実施分）

| No. | 開催日 | 講演講習会の内容（テーマ） | 講師名 | | 参加者数 | 対象者等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 職業 | 氏名 | | |
| 1 | ４月１７日 | ２０１７年度東京都の中小企業施策の概要と注目事業について | 東京都産業労働局商工部商工施策担当課長 | 岡野　守治　氏 | ８７ | 小規模事業者 |
| 2 | ８月２９日 | －今ならまだ間に合う！－ＩＳＯ１４００１２０１５年版への移行 | ㈱パデセア代表取締役 | 黒柳　要次　氏 | ４５ | 小規模事業者 |
| 3 | ９月２１日 | －今ならまだ間に合う！－ＩＳＯ９００１２０１５年版への移行 | ㈱ブライツ・ワン代表取締役 | 橋本　寿士　氏 | ５７ | 小規模事業者 |
| 4 | １０月１１日 | 倒産会社に読み解く危険な予兆とは | ㈱東京商工リサーチ東京支社調査部上席部長 | 黒崎　洋平　氏 | １２７ | 小規模事業者 |
| 5 | １月２４日 | 個人事業主のための確定申告セミナー | 税理士 | 矢田　勝久　氏 | ４１ | 小規模事業者 |
| 6 | ３月　５日 | 知らないと損をする！補助金活用虎の巻～補助金を有効活用した経営力ＵＰセミナー～ | ユナイテッド・アドバイザーズ㈱代表取締役 | 西内　孝文　氏 | ８４ | 小規模事業者 |

4)　特別講演会

| 支部 | 開催日 | テーマ | 講師名 | 参加者数 |
|---|---|---|---|---|
| 千代田 | ３月１６日 | ピンチはチャンス！山口の山奥の小さな酒蔵だからこそできたもの | 旭酒造㈱　会長　桜井　博志　氏 | ３１４名 |
| 中　央 | ８月　４日 | ロボット技術で未来を創る | 千葉工業大学　常任理事・未来ロボット技術研究センター所長　古田　貴之　氏 | ８０名 |
| 〃 | １月１８日 | ２０１８年内外経済の動向 | ㈱第一生命経済研究所　経済調査部首席エコノミスト　熊野　英生　氏 | １１８名 |
| 港 | ７月１８日 | 観光資源を活かす中小企業の経営戦略 | ㈱日本総合研究所主席研究員　藻谷　浩介　氏 | ９５名 |
| 〃 | ２月１９日 | 日本経済の行方 | (一社)日本総合研究所会長　寺島　実郎　氏 | １３６名 |
| 新　宿 | １月２５日 | ２０１８年の日本経済の展望 | 同志社大学大学院ビジネス研究科教授　浜　矩子　氏 | ２５０名 |
| 〃 | ２月２０日 | 激動する世界情勢と日本の行方 | 明治大学国際日本学部教授　蟹瀬　誠一　氏 | ５４名 |
| 文　京 | ６月２０日 | トランプ政権の経済政策と日本への影響 | みずほ総合研究所㈱欧米調査部長　安井　明彦　氏 | ６５名 |
| 〃 | ２月１９日 | どうなる日本経済！２０１８年経済予測と企業経営 | ㈱第一生命経済研究所首席エコノミスト　永濱　利廣　氏 | ２７９名 |
| 台　東 | １１月２２日 | これからの日本経済と企業経営 | 獨協大学経済学部教授　森永　卓郎　氏 | ２８８名 |
| 〃 | ２月１６日 | 宝は足元に！～知財による地域・社内活性化の実例～後日談 | 弁理士　木戸　基文　氏 | ３８名 |
| 荒　川 | ７月１２日 | 羽田空港発！新流通システムで描く地方創生 | ＣＳＮリテール㈱代表取締役　野本　良平　氏 | １０３名 |
| 〃 | ２月１４日 | 人が育つ会社をつくる！ | 慶應義塾大学大学院　政策・メディア研究科　特任教授　高橋　俊介　氏 | ２０１名 |
| 品　川 | ２月　５日 | 出る杭は伸ばせ！～イノベーションは出る杭から生まれる～ | アレックス㈱社長兼ＣＥＯ　辻野晃一郎　氏 | １０６名 |

| 支部 | 開催日 | テーマ | 講師名 | 参加者数 |
|---|---|---|---|---|
| 目黒 | ２月２１日 | 日本経済の底力 | 東京大学大学院<br>教授　中里　実　氏 | １８５名 |
| 大田 | ２月１５日 | 人を活かすリーダーシップのヒント | スポーツプロデューサー<br>三屋　裕子　氏 | ７０名 |
| 〃 | ２月２０日 | 日本でいちばん大切にしたい会社の審査基準に学ぶ“いい会社”の作り方 | 法政大学大学院<br>教授　坂本　光司　氏 | ４８名 |
| 渋谷 | ２月　６日 | ＡＩ・ＦｉｎＴｅｃｈと東京経済の今後 | 早稲田大学ビジネススクール<br>准教授　樋原　伸彦　氏 | ７４名 |
| 中野 | １２月２０日 | 「下町ロケット」に学ぶ中小企業の知財・経営戦略～ニッチトップ企業になるための知財活用術～ | 内田・鮫島法律事務所<br>弁護士・弁理士　鮫島　正洋　氏 | ３５名 |
| 杉並 | １月２３日 | ～経営者のための健康づくり～「１日８０００歩“中強度”活動２０分」が健康長寿のカギ | 東京都健康長寿医療センター研究所<br>老化制御研究チーム<br>副部長　青柳　幸利　氏 | １６０名 |
| 〃 | ２月１４日 | 世界経済の動向と見通し～２０２０年にオリンピック・パラリンピックの開催を控える日本経済に与える影響は？～ | みずほ総合研究所㈱<br>経済調査部長・チーフリサーチエコノミスト　太田　智之　氏 | ４８名 |
| 豊島 | ７月２１日 | ２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに向けた地域活性化について | 三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング㈱　芸術・文化政策センター長<br>太下　義之　氏 | ８０名 |
| 〃 | ２月１９日 | ２０１８年日本の政治・経済の行方～時代の転換期を見つめる～ | 政治アナリスト<br>伊藤　惇夫　氏 | ３０５名 |
| 板橋 | ７月１１日 | 感性コミュニケーション～男女脳差理解による組織力&サービス力アップ講座～ | ㈱感性リサーチ<br>代表取締役　黒川伊保子　氏 | １５１名 |
| 〃 | ２月２０日 | 今後の経済動向と中小企業経営～いま経営者は何をすべきか | 立教大学<br>名誉教授　山口　義行　氏 | ２５５名 |
| 練馬 | ７月１３日 | 世界経済と日本のゆくえ～世界情勢の潮流を読む～ | 明治大学国際日本学部<br>教授　蟹瀬　誠一　氏 | ８６名 |
| 〃 | ２月１５日 | フィンテックがもたらすニッポンの行方と将来像 | 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター　顧問　野口悠紀雄　氏 | １０８名 |
| 江東 | １月１２日 | 新たな時代に応える元気な中小企業 | シンクタンク・ソフィアバンク<br>代表　藤沢　久美　氏 | ２８１名 |
| 〃 | ２月　５日 | ２０１８年日本経済の展望 | ㈱双日総合研究所<br>チーフエコノミスト　吉崎　達彦　氏 | ５８名 |
| 墨田 | ２月　１日 | 安全で確実な事業承継の進め方 | 税理士<br>湊　義和　氏 | １３名 |
| 〃 | ３月　７日 | 補助金を活用した経営力向上と申請時のポイント | 中小企業診断士<br>中村　稔　氏 | ２８名 |
| 足立 | ２月　７日 | 今後の日本経済の展望 | ㈲須田慎一郎事務所<br>代表取締役　須田慎一郎　氏 | ７１名 |
| 葛飾 | １月２９日 | ２０１８年日本の政治・経済の見通し | ㈱アルフィナンツ<br>代表取締役・経済アナリスト<br>田嶋智太郎　氏 | １００名 |
| 江戸川 | ９月１３日 | ２０１７年下期　日本・世界経済動向 | ㈱第一生命経済研究所　経済調査部<br>首席エコノミスト　熊野　英生　氏 | １４８名 |
| 〃 | １２月１１日 | どうなる？２０１８年日本経済・世界経済 | 豊島逸夫事務所<br>代表　豊島　逸夫　氏 | １２３名 |

### ③　窓口専門相談

(本支部別窓口専門相談)

| 本部・支部 | 税務 | | 法律 | | 金融・その他 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 千代田 | 10 | 20 | 0 | 0 | (38)<br>0 | (114)<br>0 | (38)<br>10 | (114)<br>20 |
| 中央 | 14 | 16 | 12 | 13 | (6)<br>0 | (11)<br>0 | (6)<br>26 | (11)<br>29 |
| 港 | 15 | 36 | 11 | 13 | (6)<br>1 | (13)<br>4 | (6)<br>27 | (13)<br>53 |
| 新宿 | 16 | 11 | 49 | 42 | 0 | 0 | (0)<br>65 | (0)<br>53 |
| 文京 | 13 | 35 | 11 | 17 | (13)<br>0 | (24)<br>0 | (13)<br>24 | (24)<br>52 |
| 台東 | 15 | 26 | 11 | 14 | (3)<br>9 | (6)<br>8 | (3)<br>35 | (6)<br>48 |
| 北 | 26 | 48 | 22 | 26 | (10)<br>0 | (3)<br>0 | (10)<br>48 | (3)<br>74 |
| 荒川 | 7 | 5 | 12 | 17 | (10)<br>0 | (32)<br>0 | (10)<br>19 | (32)<br>22 |
| 品川 | 16 | 27 | 21 | 24 | (3)<br>0 | (5)<br>0 | (3)<br>37 | (5)<br>51 |
| 目黒 | 8 | 16 | 11 | 16 | (3)<br>0 | (8)<br>0 | (3)<br>19 | (8)<br>32 |
| 大田 | 34 | 59 | 49 | 31 | (12)<br>0 | (5)<br>0 | (12)<br>83 | (5)<br>90 |
| 世田谷 | 24 | 43 | 22 | 20 | (27)<br>10 | (17)<br>12 | (27)<br>56 | (17)<br>75 |
| 渋谷 | 51 | 77 | 51 | 72 | (3)<br>0 | (6)<br>0 | (3)<br>102 | (6)<br>149 |
| 中野 | 19 | 37 | 36 | 44 | (19)<br>1 | (40)<br>3 | (19)<br>56 | (40)<br>84 |
| 杉並 | 18 | 22 | 36 | 52 | 0 | 0 | (0)<br>54 | (0)<br>74 |
| 豊島 | 5 | 8 | 31 | 34 | (8)<br>0 | (22)<br>0 | (8)<br>36 | (22)<br>42 |
| 板橋 | 22 | 9 | 19 | 19 | 0 | 0 | (0)<br>41 | (0)<br>28 |
| 練馬 | 20 | 64 | 12 | 13 | (4)<br>0 | (9)<br>0 | (4)<br>32 | (9)<br>77 |
| 江東 | 18 | 41 | 18 | 33 | (4)<br>0 | (12)<br>0 | (4)<br>36 | (12)<br>74 |
| 墨田 | 25 | 43 | 22 | 22 | (11)<br>0 | (0)<br>0 | (11)<br>47 | (0)<br>65 |
| 足立 | 19 | 48 | 12 | 9 | (12)<br>0 | (5)<br>0 | (12)<br>31 | (5)<br>57 |
| 葛飾 | 20 | 50 | 11 | 8 | (19)<br>0 | (10)<br>0 | (19)<br>31 | (10)<br>58 |
| 江戸川 | 17 | 39 | 11 | 25 | (25)<br>8 | (26)<br>12 | (25)<br>36 | (26)<br>76 |
| 本部 | 134 | 405 | (1)<br>243 | (1)<br>797 | (106)<br>196 | (86)<br>440 | (107)<br>573 | (87)<br>1642 |
| 計 | (0)<br>566 | (0)<br>1,185 | (1)<br>733 | (1)<br>1,361 | (342)<br>225 | (454)<br>479 | (343)<br>1524 | (455)<br>3,025 |

(　) は専門相談員謝金無料分

④　金融指導

（支部別金融斡旋・貸付決定状況）

| 制度名 / 支部名 | 日本政策金融公庫A | | | | 金融のうちマル経 | | | | その他の金融 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 斡旋延べ件数 | 貸付決定延べ件数 | 斡旋総額 | 貸付決定総額 | 斡旋延べ件数 | 貸付決定延べ件数 | 斡旋総額 | 貸付決定総額 | 斡旋延べ件数 | 貸付決定延べ件数 |
| 本　部 | 21 | 10 | 294,920 | 186,920 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| 千代田 | 245 | 236 | 2,358,200 | 2,184,200 | 237 | 232 | 2,188,200 | 2,139,200 | 0 | 0 |
| 中　央 | 279 | 275 | 2,509,900 | 2,469,900 | 273 | 270 | 2,428,400 | 2,398,400 | 2 | 2 |
| 港 | 232 | 227 | 1,869,300 | 1,841,200 | 228 | 224 | 1,813,300 | 1,789,300 | 1 | 1 |
| 新　宿 | 275 | 272 | 2,607,500 | 2,535,100 | 244 | 244 | 2,239,600 | 2,239,600 | 0 | 0 |
| 文　京 | 141 | 139 | 1,089,600 | 1,088,600 | 136 | 135 | 987,600 | 972,600 | 1 | 1 |
| 台　東 | 215 | 214 | 1,842,200 | 1,861,200 | 210 | 210 | 1,768,200 | 1,768,200 | 1 | 1 |
| 北 | 149 | 146 | 1,030,500 | 1,008,000 | 141 | 140 | 913,000 | 902,000 | 0 | 0 |
| 荒　川 | 150 | 148 | 976,900 | 951,900 | 139 | 139 | 866,900 | 861,900 | 0 | 0 |
| 品　川 | 170 | 167 | 1,165,400 | 1,161,400 | 163 | 163 | 1,119,400 | 1,119,400 | 0 | 0 |
| 目　黒 | 131 | 125 | 1,067,700 | 988,700 | 123 | 123 | 920,700 | 920,700 | 0 | 0 |
| 大　田 | 194 | 189 | 1,357,500 | 1,288,500 | 186 | 186 | 1,275,500 | 1,275,500 | 3 | 2 |
| 世田谷 | 203 | 200 | 1,142,600 | 1,112,600 | 198 | 197 | 1,102,600 | 1,093,600 | 0 | 0 |
| 渋　谷 | 303 | 291 | 2,612,800 | 2,495,700 | 285 | 285 | 2,445,800 | 2,445,800 | 0 | 0 |
| 中　野 | 177 | 170 | 1,161,350 | 1,119,100 | 166 | 164 | 1,092,100 | 1,088,600 | 4 | 1 |
| 杉　並 | 174 | 171 | 1,127,600 | 1,123,600 | 167 | 167 | 1,085,600 | 1,085,600 | 0 | 0 |
| 豊　島 | 161 | 156 | 1,247,300 | 1,215,100 | 152 | 151 | 1,194,800 | 1,179,600 | 2 | 2 |
| 板　橋 | 202 | 197 | 1,367,600 | 1,321,600 | 192 | 192 | 1,316,100 | 1,304,100 | 0 | 0 |
| 練　馬 | 214 | 204 | 1,597,100 | 1,480,100 | 197 | 195 | 1,435,300 | 1,400,300 | 1 | 0 |
| 江　東 | 151 | 151 | 1,242,000 | 1,232,000 | 146 | 146 | 1,077,500 | 1,077,500 | 2 | 1 |
| 墨　田 | 233 | 230 | 1,943,400 | 1,924,600 | 209 | 208 | 1,666,400 | 1,657,600 | 0 | 0 |
| 足　立 | 282 | 276 | 1,896,200 | 1,832,800 | 276 | 272 | 1,872,200 | 1,814,300 | 0 | 0 |
| 葛　飾 | 194 | 192 | 1,068,500 | 1,041,500 | 185 | 184 | 999,500 | 991,500 | 1 | 1 |
| 江戸川 | 398 | 386 | 3,098,400 | 2,871,200 | 386 | 382 | 2,875,400 | 2,834,000 | 0 | 0 |
| 浅草分室 | 11 | 7 | 76,300 | 34,300 | 7 | 7 | 34,300 | 34,300 | 0 | 0 |
| 合　計 | 4,905 | 4,779 | 37,750,770 | 36,369,820 | 4,646 | 4,616 | 34,718,400 | 34,393,600 | 22 | 14 |

（単位：件、千円）

| 斡旋 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関B | | Bのうち都の中小企業制度融資 | | | | 合計 | | | |
| 斡旋総額 | 貸付決定総額 | 斡旋延べ件数 | 貸付決定延べ件数 | 斡旋総額 | 貸付決定総額 | 斡旋延べ件数 | 貸付決定延べ件数 | 斡旋総額 | 貸付決定総額 |
| 32,500 | 14,000 | 4 | 2 | 32,500 | 14,000 | 25 | 12 | 327,420 | 200,920 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 245 | 236 | 2,358,200 | 2,184,200 |
| 39,000 | 68,000 | 1 | 1 | 19,000 | 48,000 | 281 | 277 | 2,548,900 | 2,537,900 |
| 2,000 | 2,000 | 1 | 1 | 2,000 | 2,000 | 233 | 228 | 1,871,300 | 1,843,200 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 275 | 272 | 2,607,500 | 2,535,100 |
| 5,000 | 5,000 | 1 | 1 | 5,000 | 5,000 | 142 | 140 | 1,094,600 | 1,093,600 |
| 12,000 | 12,000 | 1 | 1 | 12,000 | 12,000 | 216 | 215 | 1,854,200 | 1,873,200 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 149 | 146 | 1,030,500 | 1,008,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 150 | 148 | 976,900 | 951,900 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 170 | 167 | 1,165,400 | 1,161,400 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 131 | 125 | 1,067,700 | 988,700 |
| 18,300 | 13,000 | 3 | 2 | 18,300 | 13,000 | 197 | 191 | 1,375,800 | 1,301,500 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 203 | 200 | 1,142,600 | 1,112,600 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 303 | 291 | 2,612,800 | 2,495,700 |
| 27,000 | 3,000 | 4 | 1 | 27,000 | 3,000 | 181 | 171 | 1,188,350 | 1,122,100 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 174 | 171 | 1,127,600 | 1,123,600 |
| 7,000 | 7,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 163 | 158 | 1,254,300 | 1,222,100 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 202 | 197 | 1,367,600 | 1,321,600 |
| 2,000 | 0 | 1 | 0 | 2,000 | 0 | 215 | 204 | 1,599,100 | 1,480,100 |
| 5,500 | 3,000 | 1 | 0 | 2,500 | 0 | 153 | 152 | 1,247,500 | 1,235,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 233 | 230 | 1,943,400 | 1,924,600 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 282 | 276 | 1,896,200 | 1,832,800 |
| 3,000 | 3,000 | 1 | 1 | 3,000 | 3,000 | 195 | 193 | 1,071,500 | 1,044,500 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 398 | 386 | 3,098,400 | 2,871,200 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 7 | 76,300 | 34,300 |
| 153,300 | 130,000 | 18 | 10 | 123,300 | 100,000 | 4,927 | 4,793 | 37,904,070 | 36,499,820 |

### ⑤　中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

２０１７年度（２０１７年４月～２０１８年３月）の全国企業倒産件数（負債総額１，０００万円以上）は８，３６７件（前年度比０．９４％減）となり１９９０年（６，４６８件）以来の低水準だった。ただし負債総額は３兆８３７億２，５００万円（前年度比５３．７２％増）であった。【東京商工リサーチ資料引用】

このような状況下、当商工会議所においては、本共済金の貸付請求が、２件（前年度比６０．０％減）と減少傾向にあった。また新規加入については１１０件（前年度比１５．８％増）となっている。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

| 支部名 | 加入 | 貸付 | |
|---|---|---|---|
| | 件数 | 件数 | 金額 |
| 千代田 | 3 | 0 | 0 |
| 中央 | 10 | 0 | 0 |
| 港 | 15 | 0 | 0 |
| 新宿 | 1 | 0 | 0 |
| 文京 | 3 | 1 | 190 |
| 台東 | 11 | 1 | 527 |
| 北 | 2 | 0 | 0 |
| 荒川 | 2 | 0 | 0 |
| 品川 | 0 | 0 | 0 |
| 目黒 | 2 | 0 | 0 |
| 大田 | 3 | 0 | 0 |
| 世田谷 | 4 | 0 | 0 |
| 渋谷 | 13 | 0 | 0 |
| 中野 | 1 | 0 | 0 |
| 杉並 | 2 | 0 | 0 |
| 豊島 | 1 | 0 | 0 |
| 板橋 | 1 | 0 | 0 |
| 練馬 | 2 | 0 | 0 |
| 江東 | 5 | 0 | 0 |
| 墨田 | 0 | 0 | 0 |
| 足立 | 0 | 0 | 0 |
| 葛飾 | 3 | 0 | 0 |
| 江戸川 | 2 | 0 | 0 |
| 分室 | 0 | 0 | 0 |
| 本部 | 24 | 0 | 0 |
| 合計 | 110 | 2 | 717 |

### ⑥　小規模企業共済制度

当商工会議所における小規模企業共済加入申込件数については、前年度比で微減の結果となった。（６０件：前年度比３．２％減）。

小規模企業共済加入状況

単位：件

| 支部名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 支部別合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千代田 | | | | | | | 2 | | | 1 | | | 3 |
| 中央 | | | | | | 1 | | | | | 1 | | 2 |
| 港 | | | | | | | 1 | | | | 1 | 2 | 4 |
| 新宿 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | 2 |
| 文京 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | 5 |
| 台東 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 北 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | 2 |
| 荒川 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 品川 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 2 |
| 目黒 | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 大田 | 2 | 3 | | 1 | | 1 | | | | | | | 7 |
| 世田谷 | | | | | | | | | | 2 | | | 2 |
| 渋谷 | | | 3 | | | | | | | 1 | 2 | | 6 |
| 中野 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 杉並 | | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| 豊島 | | 1 | | | | | | | | | 1 | | 2 |
| 板橋 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 練馬 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 2 |
| 江東 | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 墨田 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 足立 | | 2 | | | | | | 1 | | | | | 3 |
| 葛飾 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 江戸川 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | 4 |
| 分室 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 本部 | 1 | 1 | | | | 1 | 2 | | | | | 2 | 7 |
| 月別合計 | 8 | 8 | 6 | 2 | 3 | 4 | 7 | 5 | 1 | 5 | 6 | 5 | 60 |

### ⑦　記帳指導（本支部別実績表）

| 支部名 | 記帳相談員数（名） | 指導対象者数（対象） | 記帳指導件数（件） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 指導件数 | 非継続指導件数 | 合計指導件数 |
| 千代田 | － | － | － | － | － |
| 中央 | － | － | － | － | － |
| 港 | 2 | 244 | 672 | 0 | 672 |
| 新宿 | 2 | 241 | 538 | 2 | 540 |
| 文京 | － | － | － | － | － |
| 台東 | － | － | － | － | － |
| 北 | 1 | 112 | 279 | 0 | 279 |
| 荒川 | － | － | － | － | － |
| 品川 | － | － | － | － | － |
| 目黒 | － | － | － | － | － |
| 大田 | － | － | － | － | － |
| 世田谷 | － | － | － | － | － |
| 渋谷 | － | － | － | － | － |
| 中野 | － | － | － | － | － |
| 杉並 | － | － | － | － | － |
| 豊島 | － | － | － | － | － |
| 板橋 | － | － | － | － | － |
| 練馬 | 1 | 202 | 451 | 3 | 454 |
| 江東 | － | － | － | － | － |
| 墨田 | 1 | 130 | 297 | 0 | 297 |
| 足立 | 1 | 165 | 483 | 15 | 498 |
| 葛飾 | － | － | － | － | － |
| 江戸川 | － | － | － | － | － |
| 本部 | 1 | 41 | 54 | 45 | 99 |
| 計 | 9 | 1,135 | 2,774 | 65 | 2,839 |
| 一支部平均 | | 162.1 | 396.3 | 9.3 | 406 |

### ⑧　専門経営指導

２０１７年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1)　専門指導センターの指導実績

| 業種別 | 巡回指導 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 専門分野 | 業種別 | 中心市街地活性化 | 地域振興 | 環境対策 | 創業 | その他 | 計 |
| 製造業 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| 建設業 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 小売業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 |
| 卸売業 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 11 |
| サービス業 | 24 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 30 |
| その他 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 16 |
| 計 | 49 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 20 | 73 |

| 業種別 | 窓口指導 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 専門分野 | 業種別 | 中心市街地活性化 | 地域振興 | 環境対策 | 創業 | その他 | 計 |
| 製造業 | 120 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 132 |
| 建設業 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 24 |
| 小売業 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 0 | 72 |
| 卸売業 | 151 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 17 | 178 |
| サービス業 | 343 | 0 | 0 | 1 | 0 | 99 | 45 | 488 |
| その他 | 243 | 1 | 0 | 6 | 0 | 389 | 300 | 939 |
| 計 | 927 | 1 | 0 | 7 | 0 | 536 | 362 | 1,833 |

**⑨　経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）**

1)　目　　的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大３回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2)　事業の内容及び結果

a．エキスパートの登録

２０１８年３月３１日現在の登録エキスパートは４１５名

b．小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、ＩＴ活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

| | ２０１７年度 |
|---|---|
| 指導企業 | ２８０企業 |
| 指導日数 | ６１３日 |

**⑩　施策普及広報活動**

1)　金融ＰＲ活動

a.　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（８０，８５０部）を作成し、支部窓口、ＤＭ、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しＰＲを行った。また、融資残高減少者に対しては、融資相談の申込書をかねたマル経チラシ（９，５００部）を作成し、借替のＰＲを行った。

b.　マル経融資のＰＲハガキ（２４３，２３４部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にダイレクトメールを送付して、同融資制度の普及に努めた。

c.　制度融資を取りまとめた「融資のしおり」（２，８３０部）を作成し、融資相談会や小規模事業者の相談・指導に役立てた。

2)　パンフレット・チラシ類の作成

a.　経営改善普及事業総合ガイドブック（２７，４００部）、窓口専門相談リーフレット（３８，９００部）記帳相談リーフレット（１６，０００部）、支部独自の経営改善普及事業ＰＲチラシ、ハガキ（４９５，３３５部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3)　新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a.　マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に３回掲載し、制度の普及を図った。

b.　各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、２３区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4)　大都市対策特別普及振興事業

a.　「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相

談会を１０月～１１月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数３８２社、相談件数４７７件)。なお、ＰＲとして交通広告（下記d.参照のこと）を約1か月間行った。また、ＰＲ用のハガキ（５８，８００部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付した。

b.　東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成している都内８会議所で実施している講習会等の経営改善普及事業について日本経済新聞（全５段広告×１回）に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くＰＲを行った。

c.　テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン（ＭＸ－ＴＶ）で、経営改善普及事業のＣＭ（内容：資金支援編／３０秒×３本、経営相談編／３０秒×３本）を放送し施策普及を展開した。

d.　鉄道　車内窓上ポスター掲出による啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、車両に経営改善普及事業のＰＲ広告を掲出した。

（9月２９日～１０月２８日）

都営地下鉄浅草線・三田線・新宿線・大江戸線

### ⑪　地域持続化支援事業（活性化事業）　実施状況一覧

| 部　署 | 事業名 |
|---|---|
| 千代田 | 東商千代田事業承継塾 |
| 中　央 | 次世代を担う若手経営者育成事業 |
| 港 | 「二度目の寄港～発見！　メイドインみなとの逸品～」事業 |
| 文　京 | 医療機器産業振興事業 |
| 大　田 | 若手経営者・経営幹部育成事業 |
| 渋　谷 | 区内アパレルブランド先進事例調査及び情報発信＆価値向上事業 |
| 板　橋 | 健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業 |
| 墨　田 | 経営者個人を対象とした事業承継の意識啓発事業 |
| 葛　飾 | 葛飾区内ものづくり産業の海外への販路開拓支援事業 |
| 江戸川 | 江戸川高校・企業魅力発信事業 |
| 中小企業部 | 海外展開支援支援事業 |
| 中小企業部 | 創業支援プログラム |
| 中小企業部 | 東京ものづくり発展支援事業 |
| 産業政策第一部・中小企業部 | 事業承継の実態調査事業 |
| 産業政策第一部 | 知的財産の有効活用に向けた普及・啓発事業 |

1)　【千代田支部】「東商千代田事業承継塾」

a．目的

「経営者の経営力」を承継する後継者の育成を行い、後継者が事業承継に関する悩みや課題を共有する地域内での繋がり（コミュニティ）を作るために本事業を企画した。本事業により後継者が、実践的な知識・思考力を身に着けることで、現役経営者の経営力の引継ぎが円滑に行える他、地域内の後

継者同士が事業承継に係る悩みや課題を共有することで、課題解決策の発見や洗練につながり、地域産業の活性や持続の効果を見込んで実施した。

b．事業概要

後継者が経営者として会社を導くための必要な知識、経営戦略・事業計画の策定し実践する能力習得のための８回の連続講座を行った。講座の内容も一方的に講義を行う形式ではなく、後継者の主体的な参加を促す仕組みを取り入れ、他者の意見を聞いたり、自ら主張したりしながら、多くの気づきを得られる形式（グループワーク、ケーススタディ）とした。加えて、講座後は、事業承継に関する「後継者」の悩みや課題を共有するための懇親会を、参加者の実費負担で企画し、地域内での繋がりの構築・維持を図った。

c．事業

| | | | |
|---|---|---|---|
| ９月　４日（２０名） | 「経営理念を考える」 | 中小企業診断士 | 石　井　照　之　氏 |
| ９月１９日（１９名） | 「経営戦略を考える」 | 中小企業診断士 | 今　野　不二人　氏 |
| １０月　２日（１８名） | 「ビジネスモデルを考える」 | 中小企業診断士 | 渡　辺　　孝　氏 |
| | 「事業承継に関する体験談」 | | |
| | | 山崎金属産業㈱　社長 | 山　崎　洋一郎　氏 |
| １０月１６日（１５名） | 「戦略と組織を考える」 | 中小企業診断士 | 丸　山　直　明　氏 |
| | 「どのように理想とする経営者になるか」 | | |
| | | ㈱アドバネクス　会長 | 加　藤　雄　一　氏 |
| １１月　６日（１８名） | 「人を使うこと、労務管理を考える」 | 中小企業診断士 | 鈴　木　政　司　氏 |
| １１月２０日（１８名） | 「税務会計と管理会計の違いを考える」 | 中小企業診断士 | 小　林　　工　氏 |
| １２月　４日（１７名） | 「自社の経営指標を考える」 | 中小企業診断士 | 坪　田　誠　治　氏 |
| １２月１８日（１７名） | 「自社ビジョンの発表」 | 中小企業診断士 | 石　井　照　之　氏 |

2) 【中央支部】「次世代を担う若手経営者育成事業」

a．目的

事業の実施により、区内中小・小規模事業者、とりわけ次世代を担う若手経営者の、経営者としての資質の向上ならびに区内の産業集積を活かしたネットワークの拡大と強固な事業基盤の育成が図れる。また中央区の特色の一つである永続企業の若手経営者を広くＰＲすることで区内産業のさらなる活性化に資する。

b．事業概要

概ね３０～５０代の若手経営者にスポットをあて、地域の中小・小規模事業者の更なる経営基盤の強化と発展を目指すべく、情報提供セミナー・交流情報交換会を実施。また、老舗企業のうち当代経営者に講演いただき、取り組み事例を紹介するリーフレットを作成し、区内事業者等に配布をする。

c．事業

| | | |
|---|---|---|
| １０月２７日（１０８名） | 「ＧＩＮＺＡ　ＳＩＸの挑戦 ～ワールドクラスクオリティの商業施設へ～」 | |
| | ＧＩＮＺＡ　ＳＩＸリテールマネジメント㈱　代表取締役 | 桑　島　壮一郎　氏 |
| １１月３０日（　３１名） | 「次世代を担う若手経営者　シリーズセミナー『永続経営の秘訣を学ぶ』～世界最大の１００年企業データベースから読み取る～１００年続く経営の要諦」 | |
| | 日本経済大学大学院特任教授／(一社)１００年経営研究機構代表理事 | 後　藤　俊　夫　氏 |
| １２月　４日（　２５名） | 「次世代を担う若手経営者　シリーズセミナー『永続経営の秘訣を学ぶ』逆境をも乗り越える理念　一貫経営　～暖簾への念（おも）い～」 | |
| | ※セミナー終了後交流会を実施 | |
| | ㈱玉寿司　社長 | 中野里　陽　平　氏 |

１２月１３日（　２４名）　「次世代を担う若手経営者シリーズセミナー『永続経営の秘訣を学ぶ』
銀座 松﨑煎餅８代目 松﨑宗平氏に聞く　商売を続けるための新しい
挑戦～新規顧客層を広げるための方程式～」
※セミナー終了後交流会を実施
㈱松崎商店　副社長　　松　崎　宗　平　氏

２月　２日（　４９名）
「税理士に聞く！「続く企業」に必要なコト　今期から役立つ！財務の基礎知識と分析手法」
税理士・中小企業診断士　　小　林　直　人　氏

d. 作 成 物
「永続経営の秘訣を学ぶ」（Ａ４版　全４ページ）
発 行 月　３月
作成部数　８，０００部

3)【港支部】「二度目の寄港～発見！　メイドインみなとの逸品～」事業
a. 目的
港区は、歴史と最先端、流行と文化、ビジネスと娯楽が同居し、人・物・情報が行き交う稀な地域と言える。そうした地域特性を活かしたものづくりやサービスを提供するユニークな事例を持つ事業者を紹介し、区内の魅力ある個店や施設を周知する。本事業により紹介した事業者の販売促進や、紹介対象外の事業者への事例提示により、さらなる港区事業者の発展を目的とする。さらに、域内の交流人口が増えることで、地域経済の活性化を図る。

b. 事業概要
事業者選定やコンテンツの内容については専門家との会議を開催して協議し、区内に詳しい中小企業診断士が対象事業者の調査を行う。調査内容を基に成果物として冊子とウェブサイトの制作を行う。ウェブサイトの一部を英訳し、外国人観光客や大使館関係者に当事業周知を図る。

c. 事業
(a)冊子「Ｒｅ：ｍｉｎａｔｏ」の発行
＜作成部数＞
５，０００部
＜仕様＞
Ａ５版・全６８ページ、Ａ２版の絵地図を添付
＜配布先＞
区内小規模事業者、港区観光協会インフォメーションセンター、港区役所
(b)ウェブサイトの制作
冊子（日本語版）及び冊子の一部の英語版を掲載

4)【文京支部】「医療機器産業振興事業」
a. 目的
文京区は、医療用機械器具・医療用品製造業の事業所数が、東京都内の市区町村のなかでトップ（２０１４年経済センサス）であり、特に本郷・湯島地区は長い歴史を有し、“メディカルヒルズ本郷”として、医療機器産業の一大集積地となっている。
また、医療機器産業は日本の新たな成長産業として注目されおり、全国各地で医療現場とものづくり企業をマッチングさせる「医工連携」が盛んに実施されている。区内医療機器製販企業と区内外ものづくり企業との「医工連携」事業は、文京区および区内医療機器産業団体がこれまでも実施しているが、地域医療機器産業発展のためには医工連携の更なる広がりが必要である。

そこで、医工連携を志向する区内外ものづくり企業・自治体等に対して、文京区内医療機器産業集積、および区内医療製販企業との連携による医工連携の特長について周知を図り、区内医療機器産業の活性化・発展に繋げる。

b．事業概要

文京区内で明治時代から続いている国内最大規模の医療機器産業集積とものづくり企業が無理なく円滑に医療機器産業へ参入できる医工連携の仕組みを紹介するＰＲ動画を制作した。あわせて、ものづくり企業向けに医療機器産業新規参入のポイントを解説するとともに、区内医療機器事業者と区内外のものづくり企業が交流できるセミナー&交流会を実施した。

c．事業

①ＰＲ動画「医工連携のまち“メディカルヒルズ本郷”」の制作

・制 作 物　ＰＲ動画「医工連携のまち“メディカルヒルズ本郷”」（再生時間４分１７秒）
・公 開 日　１２月１１日
・ＵＲＬ　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｂｕｎｋｙｏ／ｍｅｄｉｃａｌ／（東商ＨＰ）
ｈｔｔｐｓ：／／ｙｏｕｔｕ．ｂｅ／ＡＨ０ｎＮｂＴ－ｙｂＡ（ＹｏｕＴｕｂｅ）
・内　　容　「国内最大規模の医療機器産業集積とその歴史的背景」「無理なく円滑な医工連携の仕組み」「日本医療機器協会理事長インタビュー」など
・再生回数　１２，５０５回（３月３１日時点）

②医工連携セミナー&名刺交換会の実施

２月　７日（３６名）　ものづくり企業のための医療機器産業参入のポイント
～無理なく円滑な医工連携「製版ドリブン」とは～
(一社)日本医工ものづくりコモンズ　専務理事　柏 野 聡 彦 氏

5)【大田支部】「若手経営者・経営幹部等育成事業」

a．目的

本事業ではゼミナール形式で経営に必要な情報提供や課題の共有を行い、実践的経営知識習得を目的とする。また、地域や業種を超えた交流を図り、人脈形成やビジネス機会の創出に資する。

本事業をとおして、経営に未熟な若手経営者や経営幹部等が実践的な経営知識を身に着けられ、経営力が向上する効果が見込まれる。また、人脈が乏しい若手経営者が顔の見える「交流会」などを通して情報交換を行うと共に、本事業終了後も引き続き、情報交換や販路拡大につながる「場」の提供し、地域産業の活性化に寄与する。

b．事業概要

(a) ゼミナール：少人数私塾形式で経営後継者へ経営者として必要な基礎知識から先輩経営者の講話などを含めた３回程度の実践的連続セミナーを実施する。
(b) 特別講演会：広く本事業を周知するために開催し、若手経営者のために経営情報の提供を行う。
(c) 中規模交流会：「若手経営者交流会（仮称）」を開催し、事業者の取引先拡大や新興ビジネスの創出の機会を提供する。また、地域金融機関や区内産業団体と協力しながら本事業を推進する。効果的なＰＲを行うために特別講演会との同日開催を行うなど検討する。
(d) 小規模交流会：ゼミナール参加者などが座学のみにとどまらず、知人や取引先などに呼びかけて行う情報交換会を兼ねた小規模の「交流会」を開催する。事業終了後も引き続き、情報交換が行える関係構築の一助とする。

c．事業

(a)ゼミナール

１０月１０日　（１３名）　「事業承継体験談」
小松ばね工業㈱　会長　　小　松　節　子　氏

１０月２４日　（１４名）　「後継者が押さえたい、経営戦略とマーケティングの勘どころ」
中小企業診断士　　坂　本　篤　彦　氏

１１月２１日　（　８名）　「いかにリーダーシップを発揮するのか！」
中小企業診断士　　坂　本　篤　彦　氏

(b)特別講演会

５月１１日　（３７名）　「新分野を切り拓くマーケティング戦略とは」
ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
理事・事務局長　　葦　原　一　正　氏

(c)中規模交流会

５月１１日　（１７名）　「若手経営者交流会」

(d)小規模交流会

１０月１３日　（１３名）　「事業承継ゼミナール懇親会」（大森 東急ＲＥＩホテル）

6)【渋谷支部】「区内アパレルブランド先進事例調査及び情報発信＆価値向上事業」

a．目的

世界的なファッションの発信地である渋谷区には個性豊かなアパレルブランドが集積しており、長年にわたり日本のファッション業界をリードしてきた。本事業では、渋谷発のアパレルブランドの成功事例を調査するとともに、成長過程にある事業者の支援を行い、より活気あるブランドの育成を通じて、区内の産業振興のみならず、「ファッションの街」としての渋谷の魅力向上につなげる。

b．事業概要

中小企業診断士が、今後の活躍が期待される個性的なアパレル企業へのインタビューを通じて、その成長要因を調査・分析した事例調査の報告書の作成を行った。また、併せて渋谷区のアパレルブランドの魅力を発信する記事及び動画を作成し、ホームページに掲載した。

c．事業

(a)調査事業（中小企業診断士によるインタビュー調査、報告書の作成）　３社

(b)支援事業（ライターによる取材・記事作成、インタビュー動画の作成、中小企業診断士によるヒアリング・報告書作成）

(c)展示・ＰＲ

１０月　９日　（５００名）　シブヤ散歩フェス２０１７～渋谷の魅力、散歩で発見～における渋谷アパレル散歩「ＳＨＩＢＵＹＡ×ＣＬＯＴＨＩＮＧ」展示コーナーの設置

7)【板橋支部】「健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業」

a．目的

超高齢化社会に突入した我が国では、健康寿命（※健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）と平均寿命との差が男性で約９年、女性で約１２年（２０１０年）と先進国の中でも長く、この差が年々拡大している。この差が大きければ大きいほど、日常生活に制限のある「不健康な期間」が長いとされ、我が国における社会保障費の増加を招いている。政府は、健康寿命延伸支援産業について、２０２０年までに約１０兆円の市場規模を創出し、年を重ねてもなるべく人の手を借りず元気に生活できる社会を目指している。

板橋区には東京商工会議所と設立者を同じくする東京都健康長寿医療センターが立地し、同センターに所属する健康長寿研究のスペシャリストと連携し、その知見を中小企業の商品・サービスに応用する

ことで、中小企業にとってのビジネスチャンスであることを普及啓発し、新市場参入の活性化を促す。

b.　事業概要

専門家と城北ブロック各支部代表者からなる検討会を組織し、普及啓発のための事業について検討する他、最新の知見を中小企業にも分かりやすく解説する講演会を全６回実施した。

また、有識者と企業代表者からなるワーキンググループを組織し、最新の成功事例や健康長寿に資する商品やサービスの開発における着眼点について解説した冊子を編集・刊行した。

c.　事業

(a)検討会

| | | |
|---|---|---|
| 第１回 | ９月２２日 | 議　件 |
| | （　９名） | 1)　各委員の紹介 |
| | | 2)　健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業の概要 |
| | | 3)　応用老年学と産学連携について |
| | | 4)　第１回ワーキングの開催報告 |
| | | 5)　今後のスケジュールについて |
| 第２回 | １２月　８日 | 議　件 |
| | （１２名） | 1)　第２回普及啓発セミナーにおけるアンケート結果について |
| | | 2)　第２回・第３回ワーキングの開催報告 |
| | | 3)　小冊子の概要 |
| | | 4)　小冊子各論について |
| 第３回 | ２月２１日 | 議　件 |
| | （　９名） | 1)　第４回・第５回ワーキングの開催報告 |
| | | 2)　普及啓発冊子「健康長寿ビジネスへのヒント」について |
| | | 3)　健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業の事業報告 |

(b)ワーキング

| | | |
|---|---|---|
| 第１回 | ９月　８日 | 議　件 |
| | （　６名） | 1)　各委員の紹介 |
| | | 2)　健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業の概要 |
| | | 3)　普及啓発のための冊子制作（案）について |
| | | 4)　今後の編集スケジュールについて |
| 第２回 | １０月１６日 | 議　件 |
| | （　７名） | 1)　第１回検討会の開催報告 |
| | | 2)　冊子編集進捗状況の確認 |
| | | 3)　第３回ワーキングに向けた取り組み |
| | | 4)　今後の編集スケジュールについて |
| 第３回 | １１月２２日 | 議　件 |
| | （　７名） | 1)　第２回普及啓発セミナーにおけるアンケート結果について |
| | | 2)　冊子編集進捗状況の確認 |
| | | 3)　冊子各論の検討 |
| | | 4)　今後の編集スケジュールについて |
| 第４回 | １２月１１日 | 議　件 |
| | （　８名） | 1)　冊子編集進捗状況の確認 |
| | | 2)　第２回検討会の開催報告 |
| | | 3)　冊子各論の検討 |
| | | 4)　今後の編集スケジュールについて |
| 第５回 | １月２３日 | 議　件 |

（　８名）　1)　冊子編集進捗状況の確認
2)　初校の読み合せと修正点の検討
3)　今後の編集スケジュールについて

(c)講演会

９月２２日（１２０名）　健康長寿新ガイドラインから考える、中小企業のための新市場参入のヒント
東京都健康長寿医療センター研究所　副所長　新　開　省　二　氏

１０月２５日　（９６名）　高齢者の社会参加が導く「三方よし」
～高齢者の社会参加と中小企業戦略～
東京都健康長寿医療センター研究所　研究部長　藤　原　佳　典　氏

１１月１７日　（８８名）　高齢者の介護予防の鍵
～認知症予防への取り組みと中小企業に期待されること～
国立長寿医療研究センター　研究部長　島　田　裕　之　氏

１２月１５日（１３８名）　老年学（ジェロントロジー）の観点からみた
シニア市場攻略のポイント＆実践事例
シニアライフデザイン　堀　内　裕　子　氏

２月１６日（１１１名）　座りすぎの健康リスクとその是正対策
～働けば働くほど元気で健康になるオフィス環境の創造に向けて～
早稲田大学スポーツ科学学術院　教授　岡　浩一朗　氏

２月２１日（１４０名）　長寿の嘘－近未来の日本人の長寿は脅かされている－
日本応用老年学会　理事長
桜美林大学　名誉教授・招聘教授
柴　田　博　氏

(d)作成物

「健康長寿ビジネスへのヒント」（Ｂ５版　全２４ページ）
発 行 日　２月２０日
発行部数　３，０００部
配 布 先　城北ブロック６支部および関連団体 等

8)　【墨田支部】「経営者個人を対象とした事業承継の意識普及啓発事業」

ａ．目的

墨田区は東京２３区で第２位の製造業者数を誇り、その集積のメリットとそこで働く人々が消費者となることで商店街等も発展をしてきた。しかし２０１４年度に墨田区が区内全製造業者３，５５１社に対して行った聞き取り調査によると、約２割に相当する６５２社が後継者の不在等により将来的に廃業する意思を示す等、危機的状況にある。

区内産業を支えてきた製造業者の減少は集積のメリットを失うとともに、そこで働く人が減少することで商店街等、他の産業に与える影響も大変大きい。また、製造業は墨田区が調査したからこそ、数値としてその危険度相が可視化されているものの、廃業による事業所数の減少は業種を超えた課題としてある。

事業承継への対策は時間を要するものであるため、早期に着手することでその対応の幅も広がるため、区内で事業を営む経営者に対して、事業承継に対する意識普及啓発を行うことが本事業実施の目的。

ｂ．事業概要

事業承継に対する意識普及啓発を目的とした漫画冊子を作成し、地域金融機関等を通じて区内事業者への配布を行った。なお冊子には経営者自身に記入していただくセルフチェックをノート形式で設

け、自社の現状や課題等を様々な角度から把握できるようにすることで、冊子を読んだ方を具体的な相談につなげるための工夫も行った。

c．事業

①検討会

６月　２日（　８名）　議　題

1)「経営者個人向け・事業承継の意識啓発マンガ冊子」について

１０月３１日（　８名）　議　題

1)「経営者個人向け・事業承継の意識啓発マンガ冊子」について

②作成物

「社長バトンタッチノート～想いを未来へつなぐ事業承継～」（Ｂ５版　全４４ページ）

発 行 日　１月１６日

作成部数　１２，０００部

配 布 先　墨田区事業者（地域金融機関等を通じて区内事業者に配布した）

製　　作　㈱漫画家学会・（一社）エンディングメッセージ普及協会

漫　　画　下條よしあき

協　　力　東京商工会議所ビジネスサポートデスク東京東

9)【葛飾支部】「葛飾区内ものづくり産業の海外への販路開拓支援事業」

a．目的

葛飾区は、城東地域の一画を占める代表的な工業集積地域であるが、区内事業者にとって実感を伴った十分な売上回復が見られる状況になく、苦しい状況が続いている。このような状況において、葛飾区内ものづくり企業が、厳しい経営環境を乗り越え事業を継続していくためには、継続的な販路開拓支援が不可欠である。２０１５年度実施のニーズ調査結果をもとに、２０１６年度は国内向けの商談ガイドの発行や販路開拓イベントを行った。２０１７年度は販路開拓イベントに加え、優れた技術力を海外にも発信すべく、商談ガイドの英語版を作成して海外への販路開拓も視野に入れることにより、さらなる区内ものづくり産業の活性化を図る。

b．事業概要

・ワーキンググループの実施

（メンバーは、区内ものづくり企業、葛飾区役所、産業技術研究センター、中小企業振興公社、東京理科大学、外部専門家等）

・区内ものづくり企業の販路開拓に資する講演会の実施）

・区内ものづくり企業の販路開拓に資するＰＲツールの作成・配布

c．事業

①区内ものづくり企業の販路開拓に資する講演会の実施

・開 催 日　　２０１７年１２月１１日（月）１５：００～１７：００

・開催場所　　テクノプラザかつしか　２階　第１会議室

・参加者数　　２７名

・講 演 名　　「海外への販路開拓支援セミナー！！」

【アジア圏】町工場が中国へ進出したきっかけ

㈱杉野ゴム化学工業所　代表取締役　　杉　野　行　雄　氏

【ヨーロッパ・アメリカ】海外展開への道～過去と現在

㈱江東堂高橋製作所　取締役　　朝　倉　みどり　氏

【アジア圏・アメリカ等】海外展開のきっかけ・現在の活動～

ニューロング工業㈱　代表取締役　　長　　保　行　氏

【留意点】海外展開をする際の留意点について
㈱シンシアインターナショナル　代表取締役　　鶴　野　祐　二　氏

② 区内ものづくり企業の販路開拓に資するＰＲツールの作成・配布
・作 成 物　　Ｋａｔｓｕｓｈｉｋａ　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ　Ｂｕｙｅｒｓ　Ｇｕｉｄｅ　２０１８
（バイヤーのための葛飾ものづくり企業ガイドブック２０１８）
・発行部数　　２，５００部
・サ イ ズ　　Ａ４サイズ、全ページカラー刷
・ページ数　　８０ページ
・掲載情報　　挨拶、ガイドブックの使い方、葛飾区内ものづくり企業５２社の製品、葛飾区内伝統工芸品２９社について、英語・日本語を併記した形で紹介。
（内容）企業概要、業種、主要製品・技術、企業ＰＲ、ターゲット、興味ある海外取引設備、実績　等

③ 葛飾区内ものづくり産業の海外への販路開拓等に関するワーキンググループ
座長　㈱杉野ゴム化学工業所　代表取締役　　杉　野　行　雄　氏
委員１５名

| | | |
|---|---|---|
| 第１回 | ５月２９日 | 議　件 |
| | （１５名） | 1）平成２９年度「葛飾区内ものづくり産業の海外への「販路開拓支援事業」計画について |
| | | 2）ＰＲツールの開発・講演会の開催について |
| | | 3）その他 |
| 第２回 | ７月１０日 | 議　件 |
| | （１５名） | 1）ガイドブックの制作について |
| | | 2）講演会の開催について |
| | | 3）その他 |
| 第３回 | ９月２１日 | 議　件 |
| | （１５名） | 1）ガイドブックの制作について |
| | | 2）講演会の開催について |
| | | 3）その他 |

10)【江戸川支部】「江戸川　高校・企業魅力発信事業」
a．目的
新規高卒就職者の３年目までの離職率は約４割にのぼり、企業規模が小さいほど離職率が高い傾向にある。その要因として、高校生が中小企業の業務内容を詳しく理解していない、知る機会が少ないことが一因と推測される。
そこで、就職を考えている高校生に、地元の中小企業で「働く」ことを具体的に知ってもらうため、建設業・製造業・サービス業（物流サービス・介護等）等、様々な業種の仕事内容や入社後のキャリアプラン等を紹介するため、本事業を実施する。

b．事業概要
・ワーキンググループの開催
・ガイドブックの作成

c．事業
(a)江戸川　高校・企業魅力発信事業　ワーキンググループ
５月１９日（１２名）　①小冊子の構成（案）ならびに掲載事例について

②江戸川　高校・企業魅力発信事業　全体スケジュールについて
８月　３日（１１名）　①事業の進捗状況について
１０月１０日（　９名）　①ハンドブック（案）について

(b)小冊子「高校生、若い方のための江戸川　業種・仕事ガイドブック」の作成
＜作成部数＞
４，０００部
＜配布先＞
区内及び近郊の高等学校、区役所等行政関連団体、江戸川建設業協会等業界関連団体
＜その他＞
江戸川支部ホームページからもＰＤＦ版をダウンロードできるように提供

11)【中小企業部】海外展開支援事業
a．目的
海外ビジネスの経験が浅い中小･小規模事業者を対象に、日常的に海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナーや実践型ゼミナールを通じて、海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また企業が抱える個別具体的な課題に対しては、専門家を派遣し実地指導により問題解決に寄与する。

b．事業概要
国･地域別のビジネス環境や、海外ビジネス戦略づくりなどテーマ別のセミナーを開催するとともに、海外ビジネス初歩段階の企業向けに販路開拓の手法など実践的なゼミナールを開催した。また各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には専門家派遣による課題解決を図った。
各海外展開支援機関との定期的な連絡会を通じて、中小・小規模事業者向け海外展開の状況の共有や施策の情報交換を実施した。

c．事業
＜海外ビジネスセミナー・ゼミナール＞
５月１５日（　９６名）　「２０１７年度海外展開公的支援機関事業説明会」
(独)日本貿易振興機構　関東貿易情報センター　所長代理　洞ノ上　佳　代　氏
(独)中小企業基盤整備機構　海外販路支援部　参事　大田原　良　子　氏
(公財)東京都中小企業振興公社　事業戦略部国際事業課　課長　須　﨑　数　正　氏
東京商工会議所　専門経営指導員　別　所　秀　幸
７月１９日（　４４名）　「中小企業のための国際展開セミナー　躓かないための初めての海外展開」
㈱ＩＡＣ　代表取締役　秋　島　一　雄　氏
８月２４日（　２９名）　「個人輸入・卸業者にネット販売は有効か？」
ＵＴＡＧＥ総研㈱　代表取締役　山　口　　亨　氏
９月　５日・２０日、１０月６日（延５３名）　「海外展開実践ゼミナール」（全３回輪講）
第１回「オリエンテーション／海外との引き合い対応」
㈱ＩＡＣ　代表取締役　秋　島　一　雄　氏
㈱シンシアインターナショナル　代表取締役　鶴　野　祐　二　氏
第２回「海外展示会を１２０％活用する」
㈱ＩＡＣ　代表取締役　秋　島　一　雄　氏
第３回「現地パートナーと一緒にビジネスをおこなう」
㈱ＩＡＣ　代表取締役　秋　島　一　雄　氏
１１月１７日（　４４名）　「ＥＰＡ活用による関税戦略セミナー」
デロイトトーマツコンサルティング合同会社　シニアマネージャー　西　村　健　吾　氏

デロイトトーマツ税理士法人　パートナー税理士　　岡　田　　力　氏
1月23日（　60名）　「ベトナムセミナー　北部・中部・南部の特色と進出可能性」
㈱ブレインワークス　取締役　　佐々木　紀　行　氏

＜専門家派遣＞
16社　延べ30回派遣

＜海外展開支援機関連携事業＞
7月19日　（13名）　意見交換　「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構
3月19日　（16名）　意見交換　「来年度重点支援事業、今年度支援施策利用事例、相談傾向、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構
中小企業国際展開推進委員会との共催

12)【中小企業部】創業支援プログラム
a．目的
独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b．事業概要
自ら事業を起こそうとする志がある方に対して、実践型ゼミナールやフォローアップセミナー、情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c．事業
(a)＜東商・創業ゼミナール＞（全8回）　協力：東京信用保証協会
（第56期コース）
4月13日・20日・27日、5月11日・18日・25日、6月1日・8日（20名）
コーディネーター　　四ッ柳　茂　樹　氏
（第57期コース）
8月22日・29日、9月5日・12日・19日・26日、10月3日・10日（18名）
コーディネーター　　坂　本　篤　彦　氏
（第58期コース）
1月18日・25日、2月1日・8日・15日・22日、3月1日・8日（18名）
コーディネーター　　平　村　一　紀　氏

(b)＜創業フォーラム＞
12月　5日（122名）
共催：東京信用保証協会　協力：㈱日本政策金融公庫・(公財) 東京都中小企業振興公社
［第一部］特別講演会「Ｒｅｌｕｘ創業物語と事業の創り方」
㈱Ｌｏｃｏ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　社長　　篠　塚　孝　哉　氏
［第二部］創業を考えている皆様へ　　公的支援をフル活用！創業支援事業のご紹介
［第三部］創業ショートセミナー
税理士・中小企業診断士　　古　賀　雄　子　氏

(c)＜創業テーマ別セミナー＞

１１月２８日（５１名）　「想いをカタチにする販促・プロモーション
～自社の紙販促ツールを見直そう～」
中小企業診断士　水　上　洋　介　氏

１月３１日（３５名）　「創業時から知っておきたい金融機関との付き合い方
～経営者として最低限必要な銀行対応実務の知識～」
中小企業診断士　川　原　　寿　氏

２月２６日（５４名）　「成功事例で読み解くクラウドファンディングセミナー」
㈱マクアケ　社長　中　山　亮太郎　氏

(d)創業基礎セミナー

９月２３日（３０名）・３０日（２３名）
「２日間で飲食店経営の基礎を学ぶ！飲食店開業セミナー」
中小企業診断士　金　子　敦　彦　氏
㈱ＡＢＣ店舗　営業１部２課　係長　新　井　拓　也　氏
㈱ＡＢＣ店舗　営業２部１課　高見澤　　航　氏
人形町　伊勢利　店主　増　川　夏　実　氏

３月１０日（３５名）　「～起業・創業に必要な基礎知識・諸届出をやさしく学ぶ～
最初に知っておきたい起業・創業のイロハ」
税理士・中小企業診断士　平　川　雄　二　氏
社会保険労務士　西久保　裕　二　氏
中小企業診断士　平　村　一　紀　氏
㈱オーバーカム　代表取締役　副代表　野　村　佑　一　氏
㈱クリエイティブナッツ　代表取締役　若　林　勇　貴　氏

(e)＜小冊子発行＞

「開業ガイドブック（平成２９年度版)」　作成部数　５，０００部
「創業をめざす方へ　起業家のスピリッツに学ぶ　創業事例集」　作成部数　２，５００部

13)　【中小企業部】「東京ものづくり発展支援事業」

a．目的

都内ものづくり産業は事業所数で大阪に次ぐ全国２位でありながら、製造品出荷額は全国１０位、付加価値額は全国７位であり、１０名以下の事業所が８割を超える等、小規模事業者が多い特徴がある。一方で、「２０１６年版ものづくり白書」において、都内製造業者が経営革新や生産性向上の好事例として紹介されるなど、先進的な都内製造業者も多く存在している。

第４次産業革命（ＩｏＴ・ビッグデータ・人工知能の新技術等）を中心にものづくりの在り方が変わりつつあるなか、生産性・成長性の高い企業と低い企業、新技術を導入している企業の特徴や導入出来ない企業の課題等を取りまとめ、その内容を広く周知することで都内ものづくり産業の生産性向上や経営改善に貢献する。

b．事業概要

専門家ワーキンググループを設置し、「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」を実施し、報告書をとりまとめ、先進事例を盛り込んだ『スマートものづくり実践事例集』を発行した。また、調査結果、『スマートものづくり実践事例集』、ＩｏＴ等の最新動向を広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c．事業

(a) ものづくり企業の現状・課題に関する調査

・調査期間　２０１７年8月２８日～9月１５日
・調査方法　郵送配布
・調査対象　東京２３区内の製造業者１０，０００件
・有効回答数　１，６７０件（有効回答率１６．７％）

(b) 調査報告書発行

調査結果をまとめた報告書を作成し、ウェブサイト上でＰＤＦデータで公開

(c) 『スマートものづくり実践事例集』発行

ＩｏＴ、クラウドなどデジタルツールの活用を通じて課題を解決したものづくり企業５社と、低コストで簡単に導入できるＩｏＴツール８種類を紹介。

＜仕様＞

Ａ４版全１４ページ

＜発行部数＞

２，５００部

＜配布＞

窓口にて事業者等へ無料配布するほか、ウェブサイトでデジタルブックおよびＰＤＦデータで公開

(d) 講演会

２月　２７日　（４８名）「スマートものづくり実践セミナー」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　エヴァンジェリスト　大　川　真　史　氏

(e) 専門家ワーキンググループ

| | | | |
|---|---|---|---|
| 座長 | ウイングアーク１ｓｔ㈱　エヴァンジェリスト | 大　川　真　史 | 氏 |
| 委員 | 三和電気工業㈱　社長 | 石　井　保　雄 | 氏 |
| 委員 | 中小企業診断士 | 渡　辺　　孝 | 氏 |

第１回　８月　３日　議　題
（３名）　1）委員自己紹介
2）調査の概要について
3）調査票（案）について
4）意見交換
5）その他

第２回　１０月１７日　議　題
（３名）　1）調査結果（速報）について
2）ヒアリング候補について
3）その他

第３回　１２月２１日　議　題
（３名）　1）調査報告書（素案）について
2）『スマートものづくり実践事例集』（仮）について
3）意見交換
4）その他

14) 【産業政策第一部・中小企業部】事業承継の実態調査事業

a．目的

団塊世代の引退が本格化する「大事業承継時代」を迎える中、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業が増加することが予想されている。後継者難により、日本の将来に貢献できる素晴らしい企業が廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小・小規模企業の価値ある事業を次世代に円滑に繋ぐことは喫緊の課題となっている。

最近の事業承継の特徴として、親族内承継の割合が減少し、従業員や社外の第三者が承継する親族外承継の割合が直近１０年間では４割まで増加しており、親族内承継以外の問題も顕著になってきている。また、経営者が交代した企業では、事業意欲が高く、経常利益率も高い。しかしながら、円滑な事業承継のためには、後継者の育成や社内外の理解を得るために十分な時間が必要であることから、経営者が早期に事業承継に着手することが必要である。

こうしたなか、政府においても、事業承継税制の改正や事業承継ガイドラインの見直し、第三者承継に対応するための事業引継ぎ支援センターが全国に整備されるなど、事業承継の促進に向けた取り組みが加速してきている。

本調査は、中小・小規模企業経営者が事業承継に取り組む上での課題をステージや後継者の状況ごとに整理・分析するとともに、必要な支援策について、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の視点からも研究し、実現可能な具体的な提案を検討するために実施した。

b．事業概要

・ワーキンググループの実施
・調査の実施
・報告書（事例集）を作成・東京２３区内事業者への配布
・講演の実施

c．事業

(a)ワーキンググループの実施

５月２６日（５名）　「事業承継に関する実態調査」調査票（たたき台）について
１０月　３日（５名）　「事業承継の実態に関するアンケート調査」集計結果（速報版）について
「事業承継の実態に関するアンケート調査」報告書の作成について（素案）
１１月　９日（５名）　「事業承継の実態に関するアンケート調査」報告書の作成について

(b)調査の実施

期　　間　７月～８月
調査対象　東京２３区内事業者１０，０００件（非上場の中小企業者）
回 答 数　１，９０７件（回答率１９．１％）
調査項目　後継者の決定状況、事業承継に向けた取り組み状況、事業承継税制、後継者の育成方法
従業員承継、M&Ａ（第三者承継）等

(c)報告書（事例集）の作成・東京２３区内事業者への配布

作 成 物　「事業承継の実態に関するアンケート調査」（Ａ４版　全６４ページ）
発 行 月　１月
作成部数　３，０００部
配 布 先　調査協力先企業・東京２３区内事業者　等
編　　集　産業政策第一部・中小企業部

(d)講演の実施

２月２２日（８１名）　「～事業承継税制が抜本拡充！？この機会を見逃すな！！
～社長と聞きたい事業承継の極意」
［第一部］「中小企業の事業承継における実態から事業承継の本質と先代経営者の役割

日本政策金融公庫総合研究所　小企業研究第一グループ　主席研究員　　篠　塚　孝　哉　氏
［第二部］平成３０年度事業承継税制改正のポイントと税制から見た事業承継
城所会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏

15)【産業政策第一部】知的財産の有効活用に向けた普及・啓発事業

a．目的

国内外企業との競争がさらに激化する中で、中小企業(小規模事業者含む、以下、中小企業)が自社の強みを見える化し、競争を勝ち抜くためには、知的財産(権利化・営業秘密化等)の活用が有効である。しかしながら中小企業においては、知的財産への意識や、権利化への取組みが不十分なことから、模倣被害や事業継続へのリスクがある。そこで、知財活用企業の事例紹介冊子を作成し、セミナー等で知財活用事例等を紹介することで、中小企業が知財を活用し、技術力・ブランド力のＰＲや、新規取引先開拓、他社との差別化、模倣品対策などにつながることが期待される。

b．事業概要

(a)戦略的に知財を活用する中小企業を有効活用事例として情報を収集
(b)知財活用事例集を作成
(c)セミナーを通じた知財活用に向けた普及・啓発

c．事業

(a)戦略的に知財を活用する中小企業を有効活用事例として情報を収集
ⅰ．期　　間　６月～１０月
ⅱ．対象事業所　３１社
ⅲ．調 査 項 目　事業所名、所在地、連絡先、資本金、業種、代表者、従業員数、
特徴的な取り組み、補助金・助成金の活用状況、知的財産の活用方法　等

(b)知財活用事例集を作成
ⅰ．作 成 物　「企業力＝知財力　デキる知財の使い方～売上を伸ばす一歩先の知財戦略～」（Ａ４版全６３ページ）
ⅱ．発 行 月　１２月
ⅲ．作成部数　１０，０００部
配 布 先　東京都、東京都知的財総合センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館、金融機関、各団体、当所２３支部等を通じて都内中小企業等に配布
ⅳ．編　　集　ウィズワークス㈱

(c)セミナーを通じた知財活用に向けた普及・啓発
２月１３日、３月１４日（１０４名）
「マーケティング（儲けティング？）のツールに活用するための「知的財産」入門！
～法律の話はほぼゼロ！技術力に自信のある中小企業のためのコトラー流「技術ブランド力」で売上拡大～」
ＫＩＴ虎ノ門大学院（金沢工業大学大学院）イノベーションマネジメント研究科
教授・Ｐｈ．Ｄ．　　杉　光　一　成　氏

⑫　地域持続化支援事業（特定施策推進事業）

1)概要

各地域の実情に精通する商工会、商工会議所及び商工会連合会が主体となり、小規模事業者の経営発展に寄与する、特定３分野に関する地域活性化事業を最長３年間のプロジェクト事業として本年度より実施。

【特定３分野】

a．２０２０大会等関連事業
２０２０大会等によるビジネスチャンスに対応し、地域全体の活性化を目指す事業を実施

b．地方連携事業
他道府県の商工会・商工会議所と連携し、双方の強みを生かすことによって、都内小規模事業者の経営発展及び他道府県との相互の産業振興につながる事業を実施

c．産業連携事業
地域資源を最大限に活用し、商工会等が農林水産業や観光業と連携することにより、産業の垣根を越えた各地域の活性化を図る事業を実施

2)実施状況一覧

| 部　署 | 事業名 |
|---|---|
| 新　宿 | 新宿における訪日外国人観光客への災害時初動マニュアル事業 |
| 荒　川 | 外国人向けお薦め店舗Ｍａｐ事業 |

※上記２事業はいずれも「２０２０大会等関連事業」に該当する。

a.【新宿支部】「新宿における訪日外国人観光客への災害時初動マニュアル事業」

(a)目的

観光地としての人気の高まる日本であるが、同時に自然災害の多い国として知られている。外国人旅行者が安心して旅行できる環境づくりは、東京オリンピック・パラリンピック開催を控えている今、大きな課題である。多くの外国人旅行者が訪れる新宿区内の小規模事業者（飲食・小売・サービス業）においても、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人旅行者に対して災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるような対応が必要であり、適切な支援を差し伸べることがおもてなしの行動となる。小規模事業者の従業員等に支援内容を周知することで、自社の危機管理対策の向上を図る。

(b)事業概要

新宿区内小売業・飲食業者事業所の経営者・従業員に、防災管理意識、外国人旅行者への安全対策の取組み等についてヒアリングを実施するとともに、区内消防署からの指導のもと、マニュアルを作成し、新宿区内事業者に配布した。

(c)事業

作成物　　「地震だ！地震時初動マニュアル」（Ａ４版　全２８ページ）
（付録）指差しで外国人客と意思疎通の図れる「コミュニケーションシート」
発行部数　３，０００部
監修　　工学院大学　建築学部まちづくり学科　教授・工学博士　村　上　正　浩　氏
協力　　㈱ＪＴＢ総合研究所
配布先　　区内の飲食・小売・サービス業者、行政関連諸団体　等

b.【荒川支部】「外国人向けお薦め店舗Ｍａｐ事業」

(a)目的

荒川区は成田空港からの玄関口で、外国人訪問も年々増加している。２０２０年オリンピック・パラリンピックを控え、海外からの観光客はますます増加することが見込まれる。こうした外国人観光客の増加を荒川区行政と一体なって、観光振興、地域活性化に繋げていくために、お薦め店舗を紹介し、区内を巡るＭａｐを作成し、訪日外国人等に配布することで、区内飲食・物販店への集客、活性化を図る。

(b)事業概要

荒川区や区内中小・小規模事業者、ＮＰＯ等をメンバーとしたワーキンググループを設置し、南千住、町屋地域の外国人向けのお薦め店舗(飲食店・物販店等)Ｍａｐを作成(冊子・主：英語・従：日本語併記)する。外国人にも人気の高い浮世絵を利用することで、単なる店舗紹介Ｍａｐとの差別化を図る。作成したＭａｐは荒川区の観光案内所等を通じて配布を行う。また、スマートフォン、タブレット等の利用する外国人が多いことから、Ｗｅｂ版のＭａｐも展開する。

(c)事業

ⅰ.ワーキンググループ

５月　８日　(　８名)　第１回「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」ワーキンググループ
- ⅰ.　「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」について
- ⅱ.　対象地域の選定について
- ⅲ.　ＭａｐおよびＷｅｂ展開について

９月　６日　(　８名)　第２回「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」ワーキンググループ
- ⅰ.　「外国人お薦め店舗Ｍａｐ」の取材・原稿作成の委託について
- ⅱ.　Ｍａｐ掲載店舗について
- ⅲ.　ステッカー・ポスター等について
- ⅳ.　Ｗｅｂ展開について

１０月　５日　(　８名)　第３回「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」ワーキンググループ
- ⅰ.　「外国人お薦め店舗Ｍａｐ」ページ構成について
- ⅱ.　「外国人お薦め店舗Ｍａｐ」店舗紹介について
- ⅲ.　掲載店舗等について
- ⅳ.　ポスター・ステッカーについて

１１月２１日　(　７名)　第４回「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」ワーキンググループ
- ⅰ.　Ｍａｐのデザイン(案)・印刷について
- ⅱ.　ステッカー・ポスターについて
- ⅲ.　英語の指さしについて
- ⅳ.　店舗の取材状況について
- ⅴ.　Ｗｅｂ版について

１２月２０日　(　８名)　第５回「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」ワーキンググループ
- ⅰ.　Ｍａｐについて
- ⅱ.　ステッカー・ポスターについて
- ⅲ.　Ｗｅｂ版について

２月２０日　(　７名)　第６回「外国人お薦め店舗Ｍａｐ事業」ワーキンググループ
- ⅰ.　ステッカー・ポスターについて
- ⅱ.　Ｗｅｂ版について

ⅱ.ガイドブック「あらかわ　名所浮世絵　銘店めぐり」の作成、配布

作成物　「あらかわ　名所浮世絵　銘店めぐり」
- ・「町屋・日暮里・三河島版」(Ａ５版　全２４ページ)　言語：英語・日本語(併記)
- ・「南千住・汐入・三ノ輪版」(Ａ５版　全２４ページ)　言語：英語・日本語(併記)

発行日　　平成３０年３月
掲載内容　江戸時代の浮世絵に描かれた区内の名所および飲食店等の店舗の紹介
作成部数　各４，０００部
配布先　　訪日外国人等(日暮里観光案内所にて配布)

ⅲ.「あらかわ　名所浮世絵　銘店めぐり」のＷｅｂサイトの開設

### ⑬　地域持続化支援事業（拠点事業）

1)概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の４支部内に「ビジネスサポートデスク」を２０１５年４月に設置した。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業）」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。

2)相談実績

ビジネスサポートデスク

| | 窓口 | | 巡回 | | 窓口専門相談 | | 派遣専門家 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業所数 | 指導回数 | 事業所数 | 指導回数 | 事業所数 | 指導回数 | 事業所数 | 指導回数 |
| 東京東 | 138 | 258 | 243 | 622 | 143 | 206 | 121 | 505 |
| 東京西 | 318 | 549 | 351 | 608 | 244 | 322 | 145 | 495 |
| 東京南 | 303 | 587 | 179 | 407 | 198 | 230 | 101 | 496 |
| 東京北 | 169 | 292 | 317 | 696 | 93 | 180 | 128 | 625 |
| 合　計 | 928 | 1,686 | 1,090 | 2,333 | 678 | 938 | 495 | 2,121 |

3)ビジネスサポートデスク（東京東）

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東エリアの５区（台東区・江東区・墨田区・葛飾区・江戸川区）の小規模事業者（創業者を含む）や中小企業に対して、７名のコーディネーターが各社の経営課題と支援ニーズをヒアリングし、個別の支援プランを作成したうえで、事業承継支援や創業支援を中心として、各社の課題解決に向けたきめ細かい継続サポートを実施している。

また、「インバウンド支援」や「アニメ・キャラクタービジネス支援」など、地域特性を踏まえた６名の専門家による窓口専門相談を設置するとともに、事業改善・財務・税務・法務・労務などの各専門分野を有する専門家を各社の経営課題に応じて派遣する複眼的経営支援を重視している。

さらに、事業承継支援については、墨田支部と江東支部の２区を中心に、支部の経営指導員や地域行政・地域金融機関と連携した事業承継支援事業「社長６０歳企業健康診断」を実施し、早期事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かく継続サポートしている。

一方で、後継者育成事業にも注力し、年４回の「若手経営者・後継者勉強会」を開催して、事業を引き継ぐ側の視点に立った各種サポートや後継者の経営能力開発にも取り組んでいる。

a.社長６０歳「企業健康診断」

（目　　的）

城東エリアは、ものづくりの町工場を中心に様々な中小規模の事業者の集積地として発展してきたものの、後継者不在による廃業や工場閉鎖が相次いでいる。また、地域交流の中核を担ってきた商店街でも、事業用資産と個人資産の相続・承継対策が不十分のため、事業承継が危ぶまれるケースが増加している。

このように事業承継は企業存続に関わる重大な課題であるにも関わらず、その対策が先送りされがちな傾向にあるため、社長の年齢が６０歳以上の事業者に承継への早期着手を促すため、企業の健康診断を目的とした経営診断事業を、江東区と墨田区の２区のエリアを中心に実施した。

（内　　容）

中小企業・小規模事業者に早期の事業承継対策を促すため「支援機関の人材育成」「案件の発掘」「企業健康診断」「診断結果のフィードバック」「個別企業の具体的な事業承継支援（支援プラン作成・実行サポート）」までのフルパッケージ支援を一貫して行った。

本事業の実施にあたっては、東京商工会議所墨田・江東支部及び各区役所、区内に本支店を有する金融機関と連携し、地域一体の体制で取り組んだ。

（受診企業数）
　申込み企業　５４社
（キックオフ会議）
　本事業の実施に先立ち、本事業に携わる金融機関・支援機関の職員等を対象に事業の概要説明ならびに事業承継の目利き力を高めることを目的としたキックオフ会議を開催した。
　江東支部　　６月２８日（水）　参加者数　６３名
　墨田支部　　１１月２２日（水）　参加者数　７０名

b.後継者勉強会・交流会
７月１４日（　５名）後継者としての準備（経営者として知っておきたいこと）
　中小企業診断士　　佐　藤　正　樹　氏・中小企業診断士　　中　村　稔　氏
１１月　２日（　８名）後継者が抑えておきたい法務トラブルへの対応と弁護士の活用法
　弁護士　石田　達郎　氏
１２月１３日（１２名）後継者が抑えておきたい相続トラブルへの対策と対応
　フィナンシャルプランナー　安田　まゆみ　氏
３月１２日（１２名）後継者が抑えておきたいモチベーション管理とコミュニケーション
　株式会社スプリングフィールド　代表取締役　春野　真徳　氏

4)ビジネスサポートデスク（東京西）
　主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を対象に、事業所への巡回や窓口での相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの支援を行ったほか、後継者の経営実務能力の向上を目的とした「後継者経営塾」（５週連続プログラム）などを開催した。
　本年度は事業承継診断事業を開始し、相談事業者の現状分析（事業面、財務面）や、事業承継にあたっての課題と対策などを「事業承継診断書」に取り纏め、数年後の事業承継に向けた早めの準備を促した。なお、本事業の取り組みにあたっては、地域の７金融機関及び支部と連携し、代表者が６０歳を超える事業者を対象に推進した。
　また、後継者および後継予定者を対象とした「次世代経営者交流会」を開催し、後継者相互の人脈づくりと情報交換の機会を提供した。

a.事業承継診断事業
　中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロック内に本店・支店を有する金融機関との連携の下、「事業承継診断」事業を展開した。また、連携金融機関との連絡会議を通じて、支援の進捗状況や課題、対応方針等を共有し、支援ノウハウの向上に努めた。
＜診断実施件数＞　１０２件
(a) 事業承継支援コンソーシアム構成金融機関
　西京信用金庫、昭和信用金庫、世田谷信用金庫、東京信用金庫、東京三協信用金庫、第一勧業信用組合、日本政策金融公庫（新宿支店、渋谷支店、池袋支店）
(b) 連絡会議
４月　５日　（第１回）　1）事業承継診断の流れ
　2）セミナー・交流会の開催について
　3）内部勉強会の実施について
　4）質疑応答・意見交換
７月２７日　（第２回）　1）事業承継診断の進捗状況について

2）今後の推進について
3）質疑応答・意見交換

１月２６日　（第３回）　1）事業承継診断の取組み状況について
2）今後の運営について
3）事業承継税制改正の概要について
4）質疑応答・意見交換

b.セミナー

７月１９日　（４２名）　効果の出るホームページの作り方
中小企業診断士　松　田　充　敏　氏
（共催：西京信用金庫）

１０月　４日　（２１名）　コピーライティングセミナー
(株)桜　代表取締役　安　田　健　一　氏

１０月２０日　（１２名）　ズバリ解説！起業成功の秘訣とは？
中小企業診断士　髙　田　泰　弘　氏
（共催：日本政策金融公庫渋谷支店、昭和信用金庫）

２月　６日　（５３名）　財務・会計の基礎知識セミナー
公認会計士　木　村　俊　之　氏
（共催：日本政策金融公庫新宿支店）

３月　２日　（４１名）　未来に価値を引き継ぐための後継者育成セミナー
(株)ＣＨＡＮＧＥ　ＰＬＵＳ　代表取締役　中　村　慎太郎　氏
（共催：第一勧業信用組合）

３月　８日　（３８名）　事業承継セミナー
中小企業診断士　髙　田　泰　弘　氏
（共催：西京信用金庫）

３月１３日　（２０名）　事業承継セミナー
中小企業診断士　髙　田　泰　弘　氏
（共催：昭和信用金庫）

c.後継者育成事業

(a)後継者経営塾（全５回）

１０月１１日　（１６名）　後継者経営塾（第１回）　「販売促進」
中小企業診断士　水　上　洋　介　氏

１０月１８日　（１５名）　後継者経営塾（第２回）　「事業計画」
中小企業診断士　平　阪　靖　規　氏

１０月２５日　（１６名）　後継者経営塾（第３回）　「経営法務」
弁護士　小　谷　健太郎　氏

１１月　１日　（１４名）　後継者経営塾（第４回）　「労務管理」
特定社会保険労務士　島　　麻衣子　氏

１１月　８日　（１６名）　後継者経営塾（第５回）　「ＷＥＢ活用」
中小企業診断士　松　田　充　敏　氏

（協力：西京信用金庫、東京三協信用金庫、第一勧業信用組合、日本政策金融公庫新宿支店）

(b)次世代経営者交流会

１１月２４日　（５８社／６８名）
＜第１部＞　自社紹介（各社１分間ＰＲ）
＜第２部＞　自由交流

（共催： 新宿支部、西京信用金庫、東京三協信用金庫、 第一勧業信用組合、日本政策金融公庫新宿支店）

d.出張相談会

６月１６日　（１４社）　個別経営相談会（西京信用金庫本店）
（共催：西京信用金庫）

６月２３日　（１３社）　個別経営相談会（西京信用金庫練馬支店）
（共催：西京信用金庫）

１０月１８日　（１１社）　個別経営相談会（西京信用金庫大山支店）
（共催：西京信用金庫）

１１月　９日　（１３社）　個別経営相談会（西京信用金庫上井草支店）
（共催：西京信用金庫）

２月　９日　（　９社）　個別経営相談会（昭和信用金庫烏山支店）
（共催：昭和信用金庫）

5)ビジネスサポートデスク（東京南）

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者を対象として、６名の専門家コーディネータが中心となり、多様化・専門化する経営課題の解決に向け、専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談、事業資金・創業資金の斡旋などの支援を実施した。

特に事業承継に係る支援については、各支部の経営指導員や地域金融機関と連携し、潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、事業承継税制改正や経営者保証ガイドラインといった事業承継と密接に関わるテーマでセミナーを開催するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、創業に係る支援については、創業後の事業継続の確度を上げることを目的に、創業直前・直後の段階にある事業者を対象として、事業計画作成とその実行をパッケージ化し一貫して専門家の支援を実施する「創業コーディネート事業」を開始した。

a.セミナー

７月２１日（　２０名）　事業承継セミナー「親族内承継」
～資産・株式の贈与と後継者を支える組織作り～
公認会計士・税理士・中小企業診断士　岸　田　康　雄　氏
行政書士・中小企業診断士　村　上　　章　氏
（共催：日本政策金融公庫　東京中央支店　国民生活事業）

８月２３日（　２５名）　創業前後、誰もが悩む？でも…
避けて通れない！「おカネ」の話
中小企業診断士　福　島　律　子　氏
（共催：中央支部）

８月２９日（　４９名）　事業承継セミナー「親族外承継」
～従業員による株式買取りと第三者による経営権の引継ぎ・M&A～
公認会計士・税理士・中小企業診断士　岸　田　康　雄　氏
中小企業診断士　池　田　安　弘　氏
（共催：日本政策金融公庫　東京中央支店　国民生活事業）

１１月２９日（　２９名）　知らないではすまされない、労務リスク管理と
知っておくべき、雇用関係助成金の活用方法
特定社会保険労務士・中小企業診断士　髙　橋　真　輔　氏
（共催：品川支部・目黒支部・大田支部）

１２月１５日（　３１名）　事業承継と経営者保証
～承継に向けて金融機関と上手に付き合うコツとポイント～
公認会計士・税理士・行政書士　城　所　弘　明　氏

（共催：千代田支部・中央支部・港支部）

３月　１日（　３１名）　平成３０年度　事業承継税制改正のポイントと活用のススメ！

公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏

（共催：品川支部・目黒支部・大田支部）

b.創業コーディネート事業

都心区を中心に創業相談が多くあることから、創業後の事業継続の確度を上げることを目的に、創業直前・直後の段階にある事業者（特に後者）を対象として、事業計画作成とその実行をパッケージ化し一貫し専門家の支援を実施する「創業コーディネート事業」を開始した。メールマガジン・ＳＮＳ広告等インターネットを通した事業周知を行いキックオフセミナーを開催し募集を開始した。

(a)キックオフセミナー

創業直後フォローアップ連続セミナー　～創業直後、こんなお悩み抱えてませんか？～

（共催：中央支部）

３月　８日（　　９名）　事業計画書のいろはと作成のポイント

中小企業診断士　　福　島　律　子　氏

３月１５日（　１０名）　売上アップのためスタートアップ企業がすべきこと

中小企業診断士　　岩　崎　彰　吾　氏

(b)創業コーディネート事業　申込希望者募集　３月１日～

・Ａコース（創業直前）２３区内で創業することが具体的に決まっている個人

・Ｂコース（創業直後）２３区内で創業直後（概ね１年以内）の事業所

いずれも「コーディネータによる事業計画策定支援(概ね５回)」と「派遣専門家による計画実行支援(〃)」をパッケージして、１年間に１０回程度の伴走型支援を実施するもの。

c.支部との連携相談会

６月２２日（　　８名）　中央支部　経営なんでも相談会（飲食関連業種向け）

相談員３名を派遣（中小企業診断士・税理士・特定社会保険労務士）

１０月２６日（　　７名）　中央支部　経営なんでも相談会

相談員３名を派遣（中小企業診断士・税理士・特定社会保険労務士）

１１月１６日（　　９名）　品川支部　よろず経営相談会

相談員３名を派遣（中小企業診断士・税理士・特定社会保険労務士）

6)ビジネスサポートデスク（東京北）

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区の小規模事業者を対象に、様々な経営課題解決に向けた支援を実施した。事業承継をはじめ、販路拡大、資金繰り円滑化、社内体制強化等の経営課題に対し、６名の専門家コーディネータが課題の整理を行い、派遣専門家による様々な支援を行った。事業推進にあたって、地域中小企業支援機関や金融機関をはじめ、特に各支部の経営指導員と緊密に連携を図った。特に事業承継に係る支援については、各支部の経営指導員や地域金融機関と連携し、潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進め、事業承継前後の支援、事業承継後の社内体制強化、円滑な事業承継のための事業計画策定等のテーマに注力した。

また、若手後継者育成を目的に、城北ブロック支部（文京、北、荒川、豊島、板橋、足立支部）と共催で「次世代リーダーミーティング」を実施し、事業承継・事業継続への啓発に努めた。

a.後継者育成事業

８月３０日（１００名）　　次世代リーダーミーティング

＜第１部＞　講演会

「世の中に新たな価値を創り出すリーダーシップ

～仲間やファンに情熱を伝え続けることの大切さ～」

㈱マネーフォワード　社長ＣＥＯ　　辻　　庸　介　氏

＜第２部＞　交流会

（共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部）

b.出張相談会

７月２６日・２７日（５名）　経営ワンストップ相談会（日本政策金融公庫板橋支店）

（共催：日本政策金融公庫）

２月　６日・１４日（８名）　経営ワンストップ相談会（日本政策金融公庫板橋支店）

（共催：日本政策金融公庫）

**⑭　倒産防止特別相談事業**

1)　経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

８２社、８５回の指導を実施した。

a.　事業の整理、破産、廃業となったもの　　４６．３％

b.　倒産を回避して経営改善等を行ったもの　５３．７％

2)　経営再建、資金調達に関する相談も多いが、昨年に比べると高齢者の事業廃止の相談はやや減少しているが、破産を含めた事業整理は変わらず増加基調である。また、経営不振の主な原因は、受注の減少・販売不振によるものが圧倒的に多い。

3)　経営安定のための講習会を２回開催し、専門家による情報提供を行った。

4)　相談社数

| | |
|---|---|
| ①　相談受付件数 | ８２社 |
| ②　指導処理終結 | ８２社 |

5)　処理の内容

| | | |
|---|---|---|
| 内訳 | 1.　倒産回避 | ４４社 |
| | 2.　整　　理 | ３８社 |
| | 3.　調停不能 | ０社 |

6)　指導内容

| | |
|---|---|
| ①　遊休資産の処分 | １件 |
| ②　事業の整理縮小 | ５件 |
| ③　金融・資金に関する指導 | １０件 |
| ④　経営・再建計画等の作成・指導 | １８件 |
| ⑤　売上・経費面の指導・助言 | １件 |
| ⑥　その他の指導 | １２件 |

7)　開催セミナー

| No. | 開催日 | 講演講習会の内容 | | 講師 | | 参加者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 種類 | テーマ | 職業 | 氏名 | |
| 1 | ７月２６日 | 講習会 | 「未来へつづく経営をめざして」～事業承継（相続・事業引継ぎ）・廃業のポイント～ | 弁護士<br>弁護士 | 関　義之　氏<br>土森　俊英　氏 | ６２名 |
| 2 | １２月８日 | 講習会 | 「事例で解る！これが経営者保証ガイドラインの利用ポイント」～社長！個人保証が重荷ではないですか？～ | 弁護士<br>弁護士 | 宮原　一東　氏<br>大宅　達郎　氏 | ８２名 |

**(15)　奨励・後援等**

**①　奨　　励**

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

| 件　名 | 申請事業所数 | 対象者数 |
|---|---|---|
| 永年功労経営者表彰 | ６事業所 | ８名 |
| 優良従業員表彰 | ３５事業所<br>（２２事業所） | ９５名<br>（６６名） |

（　）内は支部申請数

② 会頭賞（後援・協賛含む）

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| ５月２３日 | | 永年勤続優良従業員表彰 | 東京都家具工業組合 |
| ５月２４日 | | 優良従業員表彰 | 東京硝子製品協同組合 |
| ６月　１日 | ３月　９日 | 平成２９年度優良企業表彰 | (一社)東京都信用金庫協会、しんきん協議会連合会、東京事業経営者会 |
| ９月２５日 | １０月　３日 | 第１０７回貴金属宝飾品装身具創作コンクール | 東京貴金属工芸品工業協同組合 |
| １０月　８日 | １１月１０日 | ２０１７全日本洋装技能コンクール | (一社)日本洋装協会、(公社)全日本洋裁技能協会 |
| １１月　２日 | | 平成２９年度　関東地方発明表彰 | (公社)発明協会 |
| １２月　７日 | １２月　９日 | 第６１回東京都児童生徒発明くふう展 | 東京都 |
| ２月２０日 | ２月２１日 | 第５７回東京仏壇展示コンクール | 東京唐木仏壇工業協同組合 |
| ３月　２日 | ３月２７日 | 第５６回東京手描友禅染芸展コンクール展示会 | 東京都工芸染色協同組合 |

③ 共催・後援・協賛

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| ４月　１日 | ３月３１日 | ２０１７Ｔｏｋｙｏ新人デザイナーファッション大賞 | 繊維ファッション産学協議会、東京ファッション・ビジネス活性化実行委員会 |
| ４月　１日 | ４月３０日 | アースデイ東京２０１７ | アースデイ東京２０１７実行委員会 |
| ４月　１日 | ３月３１日 | ＧＴＦ東京みっけ♪２０１７ | ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル実行委員会 |
| ４月　６日 | | ＷＴＣ午餐会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| ４月１２日 | ４月１５日 | ＩＮＴＥＲＭＯＬＤ２０１７「第２８回金型加工技術展」 | (一社)日本金型工業会 |
| ４月１７日 | ４月１８日 | 国際化促進インターンシップ事業 | (独)日本貿易振興機構 |
| ４月２１日 | | Ｊａｐａｎ　ＡＳＩＡ　Ｙｏｕｔｈ Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　２０１７ | (一社)日本国際化推進協会 |
| ４月２１日 | | 第４回「ビジネスの流れを読む」セミナー | (学)関西学院、(公財)日本関税協会、(公社)日本観光振興協会 |
| ５月１１日 | | 自家保険会社(キャプティブ)を活用したリスクマネージメントセミナー | Ｌａｂｕａｎ　ＩＢＦＣ |
| ５月１４日 | | 第６１回女子小・中学生珠算選手権大会 | 村田女子高等学校 |
| ５月１５日 | | 英国進出セミナー「英国経済と産業を前進させるエンジン」 | 駐日英国大使館国際通商部 |
| ５月１５日 | ５月１９日 | 第１２２回東京シューフェア・ウイーク | 東京都、東京シューフェア実行委員会 |
| ５月１９日 | | 日本・アルゼンチン経済フォーラム | (独)日本貿易振興機構（ジェトロ） |
| ５月２２日 | | 米国ノースカロライナ州投資セミナー | ノースカロライナ州経済開発局、(独)日本貿易振興機構 |
| ５月２３日 | | セミナー「グローバルな自動車セクターを形づくる英国サンダーランド」 | 英国サンダーランド市議会　日本事務所 |
| ５月２４日 | | 中小企業向け改正個人情報保護法実務対応セミナー | (一社)日本情報経済社会推進協会 |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| ５月２４日 | ５月２６日 | 自治体総合フェア２０１７ | (一社)日本経営協会 |
| ５月２４日 | ５月２６日 | 企業立地フェア２０１７ | (一社)日本経営協会 |
| ５月２８日 | | 創立７０周年記念そろばんフェスティバル２０１７ | (一社)東京教育珠算連盟 |
| ５月２９日 | | 第３回ドリーム夜さ来い祭りｉｎニューヨーク | (一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団 |
| ６月　１日 | ３月３１日 | 第２５回社会に開かれた大学・大学院展Ｗｅｂ大学・大学院展２０１７ | 社会に開かれた大学・大学院展実行委員会 |
| ６月　１日 | | インコタームズ２０１０セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| ６月　７日 | ６月　８日 | ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０１７、１８Ａｕｔｕｍｎ＆Ｗｉｎｔｅｒ | 東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合 |
| ６月　８日 | | 第１７１回ＷＴＣ合同講演 | (一社)世界貿易センター東京 |
| ６月１１日 | ６月１２日 | 第５６回全国和裁技能コンクール | (一社)全国和裁着装団体連合会 |
| ６月１９日 | | 米国ペンシルベニア州投資セミナー | ペンシルベニア州政府　地域振興・経済開発局　日本事務所、(独)日本貿易振興機構 |
| ６月２１日 | | (一社)日本介護事業連合会　設立３周年記念講演会 | (一社)日本介護事業連合会 |
| ６月２８日 | | 日本・チェコ　ビジネス投資フォーラム２０１７ | チェコインベスト（ビジネス・投資開発庁） |
| ６月２９日 | | 福島産直市 | 東京都 |
| ７月　１日 | | 「ＮＩＮ２　Ｊｏｂ　Ｆａｉｒ　ＩｎＴｏｋｙｏ　２０１８」 | フォースバレーコンシェルジュ㈱（経済産業省補助事業） |
| ７月　１日 | ７月３１日 | 平成２９年度　ヒートポンプ・蓄熱月間 | (一財)ヒートポンプ・蓄熱センター |
| ７月　３日 | | ニュージーランド投資セミナー | ニュージーランド大使館・ニュージーランド貿易経済促進庁、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行、ＰｗＣアドバイザリーグループ合同会社 |
| ７月　３日 | | 弁理士の日　記念講演「世界を照らすＬＥＤ～大学における知財の創成と展開～」 | 日本弁理士会 |
| ７月　３日 | | 中小企業のための模倣品対策・海外知財訴訟リスクセミナー | (独)日本貿易振興機構 |
| ７月　４日 | | 中小企業のための模倣品対策・海外知財訴訟リスクセミナー | (独)日本貿易振興機構 |
| ７月　４日 | | 太平洋諸島ビジネスセミナー | (独)日本貿易振興機構（ジェトロ） |
| ７月　４日 | | ＵＣＰ６００セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| ７月　６日 | | 第１７２回ＷＴＣ合同講演会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| ７月　７日 | | 第２６回ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ・クラウドビジネス交流会 | (特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム（ＡＳＰＩＣ） |
| ７月１１日 | | 第１１回復興まちづくりシンポジウム | 災害復興まちづくり支援機構 |
| ７月１２日 | | メキシコ大使館商務部セミナー「メキシコにおける経営管理上の注意すべき点」 | メキシコ大使館商務部ＰＲＯＭＥＸＩＣＯ |
| ７月１２日 | ７月１４日 | 国際モダンホスピタルショウ２０１７ | (一社)日本病院会・(一社)日本経営協会 |
| ７月２０日 | ７月２１日 | 平成２９年度沖縄県企業誘致セミナー | 沖縄県 |
| ７月２１日 | ２月１６日 | 人材移動推進情報交換会 | (公財)産業雇用安定センター東京事務所 |
| ７月２６日 | | 日中経済貿易センター特別講演会<br>～中国における債権紛争解決の法的アプローチ～ | (一社)日中経済貿易センター、方達弁護士事務所 |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| ７月２７日 | | 平成２９年度第１回経営支援セミナー「創業まもない社長さん要注意！社員採用時の勘違い」 | ㈱日本政策金融公庫、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 |
| ７月２８日 | | ＰＲＥＭＩＵＭ　ＢＯＣＣＩＡ　ＦＲＩＤＡＹ　～ボッチャ企業対抗戦～ | オリンピック・パラリンピック経済界協議会、(一社)日本経済団体連合会 |
| ７月２８日 | | 中小企業のための障害者雇用支援フェア | 東京都 |
| ７月３１日 | | 海外進出企業向け安全対策セミナー | 外務省 |
| ８月　１日 | ８月　３日 | 第４９回管工機材・設備総合展 | 東京管工機材商業協同組合 |
| ８月　１日 | １１月３０日 | 平成２９年度職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン | 東京都産業労働局 |
| ８月　２日 | | ＳＷＢＳ海外ビジネス総合展２０１７ | (独)中小企業基盤整備機構 |
| ８月　５日 | ８月２０日 | 平成２９年度「東京・カフェの学校」 | ㈱日本政策金融公庫 |
| ８月　９日 | | ＩＰＡ中小企業情報セキュリティ講習能力養成セミナー | (独)情報処理推進機構 |
| ８月１１日 | | ＬＩＧＨＴ　ＵＰ　ＮＩＰＰＯＮ　２０１７ | (一社)ＬＩＧＨＴ　ＵＰ　ＮＩＰＰＯＮ |
| ８月１５日 | ８月１７日 | 丸の内キッズジャンボリー２０１７ | ㈱東京国際フォーラム |
| ８月２２日 | | 第１３回教育旅行シンポジウム | (公財)日本修学旅行協会 |
| ８月２２日 | ８月２３日 | よい仕事おこしフェア | 城南信用金庫 |
| ８月３０日 | | 組合まつり　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ<br>～中小企業の魅力発信！～ | 東京都中小企業団体中央会 |
| ８月３１日 | ９月　１日 | ＪＳＴフェア２０１７～科学技術による未来の産業創造展～ | 国立研究開発法人 科学技術振興機構 |
| ９月　１日 | | 中小企業海外展開セミナー～ＪＩＣＡ中小企業支援制度で海外展開を目指す～ | 海外コンサルタンツ協会、川崎市、川崎商工会議所 |
| ９月　４日 | | 平成２９年度福島県企業立地セミナー | 福島県、福島県企業誘致推進協議会 |
| ９月　６日 | | ＷＴＣ午餐会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| ９月　６日 | ９月　８日 | ＪＡＳＩＳ２０１７ | (一社)日本分析機器工業会、(一社)日本科学機器協会 |
| ９月　６日 | ９月　８日 | 第８４回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋２０１７ | ㈱ビジネスガイド社 |
| ９月　８日 | | 米国ハワイ州投資セミナー | (独)日本貿易振興機構 |
| ９月１１日 | | 第４９回日本･米国中西部会日米合同会議ネットワーキングプログラム | 日本･米国中西部会 |
| ９月１１日 | | ２０１７ベトナム南部ビンズン省投資環境セミナー | ベトナムビンズン省人民委員会 |
| ９月１３日 | | 米国ネブラスカ州ビジネスセミナー | (独)日本貿易振興機構 |
| ９月１３日 | ９月１５日 | ＩＦＰＥＸ２０１７「第２５回フルードパワー国際見本市」 | (一社)日本フルードパワー工業会、フジサンケイ　ビジネスアイ |
| ９月１４日 | | ＡＰＥＣ　ＶＩＥＴＮＡＭ　２０１７<br>ダナン投資促進セミナーｉｎ東京 | (一社)日本ベトナム経済フォーラム（ダナン市との共催） |
| ９月１４日 | ９月２６日 | 弁護士会蒲田法律センター５周年記念行事（無料法律相談会・セミナー） | 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 |
| ９月１４日 | １１月１４日 | 「声かけ・サポート」運動強化キャンペーン | 東日本旅客鉄道㈱ |
| ９月１５日 | | 首都大学東京　技術懇親会（機械工学編） | 公立大学法人首都大学東京、東京ＴＹフィナンシャルグループ |
| ９月２１日 | | フィジー投資貿易セミナー | (独)日本貿易振興機構（ジェトロ）、駐日フィジー共和国大使館 |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| ９月２１日 | ９月２４日 | ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０１７ | ツーリズムＥＸＰＯジャパン組織委員会 |
| ９月２１日 | | 第３９回日本・米国南東部会合同会議ネットワーキングセッション | 日本・米国南東部会 |
| ９月２２日 | １１月１７日 | 創業支援フォーラム「ソーシャル女子のお作法」 | ㈱日本政策金融公庫 |
| ９月２３日 | | 第４９回全関東学年別珠算選手権大会 | 関東珠算振興会 |
| ９月２３日 | ９月２４日 | ナマステ・インディア２０１７ | ＮＰＯ法人日印交流を盛り上げる会・インド政府観光局 |
| ９月２５日 | ９月２９日 | 台湾エクセレント商品及びパテント商品商談会２０１７ | 台湾貿易センター東京事務所 |
| ９月２８日 | | 在宅ワーク発注企業向け説明会 | 厚生労働省 |
| ９月２８日 | | 江戸・ＴＯＫＹＯ　技とテクノの融合展２０１７ | 東京信用保証協会 |
| ９月２８日 | | 変革の時代の米国製造業投資セミナー | (独)日本貿易振興機構、米国商務省ＳｅｌｅｃｔＵＳＡプログラム |
| １０月　１日 | １０月３１日 | 第２０回グッド・ペインティング・カラー | (一社)日本塗料工業会 |
| １０月　２日 | ３月１１日 | 芝浦ビジネスモデル・コンペティション | (学)芝浦工業大学 |
| １０月　３日 | | 情報セキュリティ監査着手セミナー | (特) 日本セキュリティ監査協会 |
| １０月　３日 | １０月　６日 | ＪＡＰＡＮ　ＰＡＣＫ　２０１７ | (一社)日本包装機械工業会 |
| １０月　３日 | １０月　６日 | ＣＥＡＴＥＣ　ＪＡＰＡＮ　２０１７ | (一社)電子情報技術産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)コンピュータソフトウェア協会 |
| １０月　４日 | | 次世代へのバトンタッチ支援事業セミナー「ケースで理解する事業承継の進め方と円滑な廃業」 | 荒川区 |
| １０月　４日 | | システムデザインフォーラム２０１７ | 公立大学法人首都大学東京システムデザイン学部、同大学院システムデザイン研究科 |
| １０月　５日 | | ＷＴＣ午餐会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| １０月　７日 | １０月　９日 | 岩手・三陸けせん希望ストリート２０１７ | 三陸けせん希望ストリート連絡協議会 |
| １０月　８日 | | 第３４回全国高等学校珠算競技大会 | 中央大学珠算研究会、白珠会 |
| １０月１０日 | | ＡＩ・産業用ロボット市場動向セミナー | (一社)海外投融資情報財団、㈱国際協力銀行 |
| １０月１０日 | １０月１３日 | 第１２３回東京シューフェア・ウイーク | 東京都、東京シューフェア実行委員会（東京都靴卸協同組合） |
| １０月１１日 | | 「貿易のしくみと実務」セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| １０月１２日 | | オーストリア投資セミナー～Ａｕｓｔｒｉａ　ヨーロッパのベストチョイス～ | オーストリア大使館商務部 |
| １０月１２日 | | ＵＡＥ投資セミナー～最新経済情勢とビジネス環境～ | 駐日アラブ首長国連邦大使館、中小企業庁 |
| １０月１３日 | | 香港金融セミナー | 香港貿易発展局 |
| １０月１３日 | １０月１５日 | アニメフィルムフェスティバル東京２０１７ | アニメフィルムフェスティバル東京２０１７実行委員会 |
| １０月１４日 | | 第２３回「暮らしと事業のよろず相談会」 | よろず相談実行委員会 |
| １０月１４日 | １０月１５日 | 第３２回ベビー・キッズ＆マタニティショー２０１７ | 全国ベビー＆シルバー用品協同組合 |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| １０月１６日 | １０月１７日 | (公社)日本医業経営コンサルタント学会・東京大会 | (公社)日本医業経営コンサルタント協会 |
| １０月１６日 | １０月２２日 | Ａｍａｚｏｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ | (一社)日本ファッション・ウィーク推進機構 |
| １０月１７日 | | ドバイ・エアポート・フリーゾーンセミナー | ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁 |
| １０月１７日 | | ２０１７ＡＣＣＪウィメン・イン・ビジネス・サミット | 在日米国商工会議所 |
| １０月１８日 | | チリ・ビジネスセミナー：１２０年間共に歩んだ日智の歴史、そして今後の展望 | (独)日本貿易振興機構（ジェトロ） |
| １０月１９日 | | 第１３回ビジネスフェア | さわやか信用金庫 |
| １０月１９日 | | 第８回さわやか信用金庫物産展 | さわやか信用金庫 |
| １０月１９日 | １０月２３日 | 東京和牛ショー　２０１７ | 東京和牛ショー実行委員会 |
| １０月１９日 | | 第１７３回ＷＴＣ合同講演会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| １０月２０日 | | ベトナム　ロンアン省への投資促進セミナー | ベトナム　ロンアン省人民委員会 |
| １０月２０日 | | 全国キャラバン２０１７【東京】 | ㈱全銀電子債権ネットワーク |
| １０月２３日 | | 「貿易のしくみと実務」セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| １０月２４日 | | 全国キャラバン２０１７【東京】 | ㈱全銀電子債権ネットワーク |
| １０月２４日 | | 平成２９年度「仕事と介護の推進シンポジウム」 | 東京都 |
| １０月２４日 | １０月２６日 | 地域のちからコレクション２０１７ | 地域のちからコレクション実行委員会 |
| １０月２５日 | | 第１８回「エネルギッシュ・タウン―私の街―事業」 | 東京販売士協会 |
| １０月２５日 | | ２０１７しんくみ食のビジネスマッチング展 | (一社)東京都信用組合協会 |
| １０月２５日 | １１月　３日 | 第３０回東京国際映画祭 | (公財)ユニジャパン |
| １０月２６日 | | Ｓａｆｅ　Ｗｏｒｋ　ＴＯＫＹＯ産業保健フォーラムＩＮ　ＴＯＫＹＯ　２０１７ | 東京労働局 |
| １０月２６日 | | Ｓａｆｅ　Ｗｏｒｋ　ＴＯＫＹＯ産業保健フォーラムＩＮ　ＴＯＫＹＯ　２０１７ | 東京労働局 |
| １０月２６日 | １０月２７日 | 東京くらしのフェスティバル | (公財)東京都中小企業振興公社 |
| １０月２６日 | １１月　５日 | ラーメンＳｈｏｗ ｉｎ　Ｔｏｋｙｏ　２０１７ | 東京ラーメンショー２０１７実行委員会、(一社)日本ラーメン協会 |
| １１月　１日 | | Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｂｉｇ－Ｗｅｓｔ～企業と大学を結ぶマッチングイベント～ | (学)工学院大学 |
| １１月　１日 | １１月　２日 | 福島産直市 | 東京都 |
| １１月　２日 | | トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー | (一社)東京都トラック協会 |
| １１月　２日 | | 航空シンポジウム | 航空政策研究会 |
| １１月　２日 | | ＷＴＣ午餐会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| １１月　２日 | | 「貿易のしくみと実務」セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| １１月　２日 | １１月１９日 | 創作きものリメイクコンクール | (一社)全国和裁着装団体連合会 |
| １１月　３日 | １１月　４日 | ザ・コーポレートゲームズ東京２０１７ | ザ・コーポレートゲームズ東京実行委員会 |
| １１月　３日 | １１月　５日 | 第１６回ドリーム夜さ来い祭り | (一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団 |
| １１月　６日 | １か月程 | 連続立体交差事業広報 | 東京都連続立体交差事業促進協議会 |
| １１月　７日 | | 精密打ち抜き・切断加工セミナー | (特)経営支援ＮＰＯクラブ |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| １１月　７日 | | 米国アーカンソー州ビジネスセミナー | (独)日本貿易振興機構、アーカンソー州経済発展庁 |
| １１月　７日 | １１月１３日 | 第４７回アメリカ最新小売業態視察ツアー | 日本小売業協会 |
| １１月　８日 | １１月　９日 | ＴＳＫ&ＮＦＪ合同展２０１８　Ｓｐｒｉｎｇ&Ｓｕｍｍｅｒ | 東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合 |
| １１月　９日 | １１月１０日 | 第２１回いたばし産業見本市 | いたばし産業見本市実行委員会 |
| １１月１４日 | １１月１７日 | ＩＨＩフォーラム２０１７ | ㈱ＩＨＩ |
| １１月１５日 | １１月１７日 | ビルメンヒューマンフェア&クリーンＥＸＰＯ２０１７ | (公社)全国ビルメンテナンス協会、(一社)日本能率協会 |
| １１月１５日 | １１月１７日 | トイレ産業展２０１７ | (一社)日本能率協会 |
| １１月１７日 | | 知的財産セミナー２０１７ | 日本弁理士会関東支部 |
| １１月２０日 | １１月２２日 | ＨＯＳＰＥＸ　Ｊａｐａｎ　２０１７（第４６回　日本医療福祉設備学会併設展示会） | (一社) 日本医療福祉設備協会、(一社)日本能率協会 |
| １１月２０日 | １１月２２日 | ＩＦＦＴ／インテリア　ライフスタイル　リビング　２０１７ | メサゴ・メッセフランクフルト㈱ |
| １１月２１日 | | 第１３回日独産業フォーラム２０１７ | ドイツ貿易・投資振興機関 |
| １１月２２日 | | 第２７回ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ･クラウドビジネス交流会 | (特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム（ＡＳＰＩＣ） |
| １１月２４日 | | 日経 中堅・中小企業活性化プロジェクト「事業承継フォーラム～日本経済の成長に向けて円滑な事業承継を～」 | 日本経済新聞社 |
| １１月２６日 | | 第１５回東京シティガイド検定 | (公財)日本観光財団 |
| １１月２７日 | | ルクセンブルク・日本　ビジネスフォーラム | ルクセンブルク貿易投資事務所（東京） |
| １１月２８日 | | チェコ投資セミナー「電気自動車とインダストリー４．０がもたらす未来」 | チェコインベスト（ビジネス・投資開発庁） |
| １１月２８日 | | ＭＣＰＣ　ａｗａｒｄ　２０１７ | モバイルコンピューティング推進コンソーシアム（ＭＣＰＣ） |
| １１月３０日 | | 「貿易のしくみと実務」セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| １１月３０日 | １２月　１日 | 新宿パークタワーマルシェ | 東京ガス都市開発株式会社 |
| １２月　４日 | | クールジャパン･マッチングフォーラム２０１７ | クールジャパン官民連携プラットフォーム |
| １２月　４日 | | 北米最新経済動向セミナー | (独)日本貿易振興機構 |
| １２月　５日 | | 平成２９年度東京都中小企業知的財産シンポジウム | 東京都 |
| １２月　５日 | | ＩＴ経営カンファレンス２０１７ｉｎ東京東&千葉 | (一社)経営パートナーズ・イースト東京 |
| １２月　６日 | | プロダクト･イノベーションの継続的実現を目指す（第６回）<br>～「勇気ある経営大賞」受賞者に学ぶ製品開発と経営戦略～ | (公財) 日本発明振興協会 |
| １２月　７日 | １２月　９日 | エコプロダクツ２０１７～環境とエネルギーの未来展 | (一社)産業環境管理協会・㈱日本経済新聞社 |
| １２月　８日 | | インコタームズ２０１０セミナー | 国際商業会議所日本委員会 |
| １２月１１日 | | 「最近の鉄鋼と将来」（講演会） | (公財)国民工業振興会 |
| １２月１３日 | | ＳＷＢＳ海外展開支援者ミーティング２０１７ | (独)中小企業基盤整備機構 |
| １２月１３日 | | プラスＩＴセミナー･ＩＴを活用した中小企業活性化セミナー | プラスＩＴセミナー事務局 |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| １２月１４日 | | ＩＴ経営中小企業１００選企業事例から学ぶＩＴ経営の勘所 | (特)ＩＴコーディネータ協会 |
| １２月１７日 | | 第７１回全東京珠算選手権大会 | (一社)東京珠算教育連盟 |
| １２月１９日 | | ２０１７ベトナム南部ビンフック省セミナー | ビンフック省人民委員会 |
| １２月２１日 | | オセアニア最新経済動向セミナー | (独)日本貿易振興機構（ジェトロ） |
| １２月２３日 | | ふくしま大交流フェア | 福島県 |
| １２月２４日 | | 第２回アカウンティングコンペティション | 日本大学商学部アカウンティングコンペティション事務局 |
| １２月２５日 | | 企業合同技術展示会「ＣＯＵＮＴＤＯＷＮ　ＳＨＯＷＣＡＳＥ」 | オリンピック・パラリンピック経済界協議会、(一社)日本経済団体連合会 |
| １月１１日 | １月２３日 | 平成２９年度北海道の物産と観光展 | 北海道、(一社)北海道貿易物産振興会、(公社)北海道観光振興機構 |
| １月１６日 | １月２２日 | 第２６回ニューヨーク＆オーランド最新小売業態視察ツアー | 日本小売業協会 |
| １月２０日 | ３月１７日 | 第１１回シニアライフコーディネーター養成講座 | ＮＰＯ法人関東シニアライフアドバイザー協会 |
| １月２３日 | | ＴＯＫＹＯイイシナ展示商談会 | 東京都 |
| １月３０日 | | ＪＴＡトップフォーラム | (一社)日本テレワーク協会 |
| １月３０日 | | チャレンジふくしまフォーラムｉｎ首都圏 | 福島県 |
| ２月　３日 | ２月　４日 | Ｊａｐａｎ　Ｃａｒｅｅｒ　Ｆａｉｒ　ｉｎ　Ｐｕｎｅ | フォースバレー・コンシェルジュ㈱ |
| ２月　５日 | | 外国人旅行者受け入れにかかるサービス向上支援セミナー（小売事業者向け）固定型セミナー | (一社)ジャパンショッピングツーリズム協会 |
| ２月　７日 | ２月　９日 | 第８５回東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０１８ | ㈱ビジネスガイド社 |
| ２月　７日 | ２月　９日 | 流通大会２０１８ | (公財)流通経済研究所 |
| ２月　７日 | ２月２７日 | 働き方改革２０１８　～人材のスマートマッチングを考える～ | (公財)産業雇用安定センター |
| ２月　８日 | | ＩｎｖｅｓｔＴｏｋｙｏセミナー２０１８Ｗｉｎｔｅｒ | 東京都 |
| ２月　８日 | | 知的資産経営ＷＥＥＫ２０１７シンポジウムｉｎ東京 | 東京都行政書士会 |
| ２月　８日 | | 「最近の技術産業の動向」（講演会） | (公財)国民工業振興会 |
| ２月　８日 | | 第１７回 国土セイフティネットシンポジウム | (特)リアルタイム地震・防災情報利用協議会 |
| ２月　８日 | | ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京２０１８ | 東京都 |
| ２月１１日 | | ２０１８　ＡＩＩＴ　ＰＢＬプロジェクト成果発表会 | 公立大学法人首都大学東京　産業技術大学院大学 |
| ２月１３日 | | 医療機器製造の加工技術・生産性向上セミナー | (特)経営支援ＮＰＯクラブ |
| ２月１３日 | | 第１８回テレワーク推進賞 | (一社)日本テレワーク協会 |
| ２月１４日 | | ＩｏＴに関する勉強会「ＩｏＴＬＴ」 | 菅原のびすけ氏（ｄｏｔｓｔｕｄｉｏ㈱　代表取締役)、土屋敬氏（リレーションズ㈱) |
| ２月１４日 | | 前橋ビジネス交流会 | 前橋市、前橋商工会議所 |
| ２月１４日 | ２月１６日 | ＥＮＥＸ２０１８「第４２回地球環境とエネルギーの調和展」 | (一財)省エネルギーセンター |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| ２月１４日 | ２月１６日 | 第５２回　スーパーマーケット・トレードショー２０１８ | (一社)新日本スーパーマーケット協会 |
| ２月１６日 | ２月２２日 | 第７回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー | 日本小売業協会 |
| ２月１７日 | | 復興応援・復興フォーラム２０１８ｉｎ東京 | 東北４県・東日本大震災復興フォーラム実行委員会 |
| ２月１７日 | | 東日本大震災風化防止イベント「東京から元気を届けよう！復興応援２０１８」 | 東京都 |
| ２月２０日 | | 第３３回　東京都異業種交流グループ合同交流会 | (独)東京都立産業技術研究センター、東京都異業種交流グループ合同交流会実行委員会 |
| ２月２１日 | | 第１７回ＪＩＰＡ知財シンポジウム | (一社)日本知的財産協会 |
| ２月２２日 | | 平成２９年度「ほっかいどう広域商談会ｉｎ東京」 | (公財)北海道中小企業総合支援センター |
| ２月２２日 | | 平成２９年度　心の健康づくりシンポジウム | 中央労働災害防止協会 |
| ２月２５日 | | 東京マラソン２０１８ | (一社)東京マラソン財団 |
| ２月２６日 | | 平成２９年度第２回経営支援セミナー「社長必見！インターネット広告の落とし穴」 | ㈱日本政策金融公庫、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 |
| ２月２６日 | | インド・タミル・ナドゥ州投資セミナー | 日本貿易振興機構・タミルナドゥ州政府・在京インド大使館 |
| ２月２７日 | | ＷＴＣ午餐会 | (一社)世界貿易センター東京 |
| ２月２８日 | | 第２７回国際ミーティング・エキスポ（ＩＭＥ２０１８） | (一社)日本コングレス・コンベンション・ビューロー |
| ３月　２日 | | 熊本産直市 | 東京都営地下鉄 |
| ３月　４日 | | 第１４回学年別そろばん東京一決定戦 | (一社)東京珠算教育連盟 |
| ３月　４日 | | パラ駅伝　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ　２０１８ | (公財)日本財団パラリンピックサポートセンター |
| ３月　６日 | | 第２８回流通交流フォーラム | 日本小売業協会 |
| ３月　６日 | ３月　９日 | リテールテックＪＡＰＡＮ２０１８（第３４回流通情報システム総合展 | 日本経済新聞社 |
| ３月　７日 | ３月　８日 | ＮＩＣＴ　Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓ’　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ２Ｄａｙｓ | 国立研究開発法人情報通信研究機構 |
| ３月　８日 | | 米国ルイジアナ州投資セミナーとネットワーキングパーティー | 米国ルイジアナ州経済開発局（ＬＥＤ） |
| ３月　９日 | | ＩＣＣ国際仲裁セミナー（２０１８Ａｒｂｉｔｒａｔｉｏｎ　Ｓｕｍｍｉｔ） | 国際商業会議所日本委員会 |
| ３月　９日 | | 第４回ＩＣＣアジア・大洋州ＣＥＯフォーラム | 国際商業会議所日本委員会 |
| ３月　９日 | | 知財金融フォーラム | 特許庁、金融庁 |
| ３月１２日 | | 「２０１８ミス日本酒（２０１８Ｍｉｓｓ　ＳＡＫＥ） | (一社)ミス日本酒 |
| ３月１６日 | | 次世代へのバトンタッチ支援事業セミナー「計画的な事業承継・事業終了で安心な第２の人生を歩みませんか～経営者保証制度ってご存知ですか～」 | 荒川区 |
| ３月１９日 | ３月２４日 | Ａｍａｚｏｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ | (一社)日本ファッション・ウィーク推進機構 |
| ３月２６日 | | 第２２回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト | (公社)日本吹奏楽指導者協会 |
| ３月２６日 | | 「バイオエコノミーの潮流について」（講演会） | (公財)国民工業振興会 |

| 開　催　日 | 終　了　日 | 件　　名 | 主　催　者　名 |
|---|---|---|---|
| 3月２６日 | | 米国フロリダ州マイアミ･デード郡―ビジネス機会のためのブランディングイベント | マイアミ・デード郡及びフロリダ州経済開発局 |
| 3月３１日 | | 全国珠算競技大会「ＡＬＬ　Ｊａｐａｎ　Ｓｏｒｏｂａｎ　Ｃｈａｍｐｉｏｎ　Ｓｈｉｐ　２０１８」 | (一社)日本計算技能連盟 |

## (16) 資料収集・閲覧

### ①－１）　東商の蔵書資料（２０１８年３月３１日現在）

| | |
|---|---|
| 受入件数 | ２，２６４件 |
| 除籍件数 | １，３１６件 |
| 蔵書総数 | ２１，２５０件 |
| 資料発送件数 | 国内２，１２０件 |

**蔵書内訳分類別資料数**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ．書籍の部 | | | | 計　２０，５２２ |
| | 1 | 和書 | ９，０５１ | |
| | 2 | 社史・団体史 | ３，９５１ | |
| | 3 | 洋書 | ８２９ | |
| | 4 | 製本雑誌・新聞 | ２７１ | |
| | 5 | 和雑誌 | ３７５ | |
| | 6 | 新聞 | ３６１ | |
| | 7 | 洋雑誌 | １２ | |
| | 8 | 書籍（未遡及分） | ５，６７２ | |
| Ⅱ．書籍以外の部 | | | | 計　７２８ |
| | 1 | ビデオ | ７７ | |
| | 2 | ＣＤ－ＲＯＭ | ６５１ | |

**（Ⅰ.書籍１～８の内訳）**

| 分類 | 年度末数 | 分類 | 年度末数 |
|---|---|---|---|
| 経　済　一　般 | ６，９２１ | 社　会　問　題 | ３７１ |
| 企　業　・　経　営 | ２，７５６ | 一　般　書 | ７４５ |
| 金融・銀行・保険 | ５３ | 統　計　・　年　鑑　類 | ８１５ |
| 財　政 | ６５ | 会　社　録 | ４６２ |
| 商　業 | １，３５４ | 新　聞　・　雑　誌 | １，０１９ |
| 交　通　・　運　輸 | ７６ | 書籍（未遡及分） | ５，６７２ |
| 生　産　業 | ２１３ | 合計 | ２０，５２２ |

### ①－２）　マイクロフィルム資料

| | |
|---|---|
| 当センター所蔵資料のマイクロフィルム化 | ７８０リール（１０，０３７冊／２８，４２９件） |

### ②　全国商工会議所関連資料ＤＶＤ版頒布実績累計（２０１７年１月～１２月）

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂㈱が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料（１８７７（明治１０）年～１９６５（昭和４０）年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料（１９０３（明治３６）年～１９４５（昭和２０）年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

1）第１期：東京商工会議所関連資料　　ＤＶＤ版６９２枚　３４図書館・大学等
2）第２期：東アジア日本人商工会議所関係資料　ＤＶＤ版４２０枚　２５図書館・大学等

## (17) 各種支援事業

### ①　第１５回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第１５回は、２０１７年1月１２日から3月１０日まで募集を行い、１５５件の応募があった。４段階にわたる厳正な選考を行った結果、５社の本賞受賞企業と奨励賞１１社を決定した。

1)　顕彰制度の概要

a.　選考基準

| | |
|---|---|
| 製品・サービス | 経営手法 |
| チャレンジ精神 | 業績・財務状況 |

b.　賞金

| | |
|---|---|
| 「大　賞」 | ２００万円 |
| 「優秀賞」 | ５０万円 |
| 「特別賞」 | ３０万円 |

c.　募集期間

２０１７年1月１２日～3月１０日

d.　応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。

①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。

②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

e.　選考経過

| | |
|---|---|
| 第一次選考会（書類審査） | 4月２０日・２１日 |
| 第二次選考会（書類審査） | 6月１３日 |
| 実地調査 | 6月２７日～7月２６日 |
| 第三次選考会（実地調査審査） | 8月　９日 |
| 最終選考会（プレゼンテーション審査） | 9月１４日 |

f.　後援・協力

後援：東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会

協力：フジサンケイビジネスアイ

2)　運営組織

a.　実行委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　伊　東　孝　紳）

b.　選考委員会（委員長＝国際大学　学長　　伊　丹　敬　之　氏）

c.　選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学商学学術院　教授　　鵜　飼　信　一　氏）

d.　第一次選考委員（中小企業診断士８名で構成）

3)　応募総数

１５５件

4)　選考結果

a.　大　賞　（１社）　㈱丸高工業

b.　優秀賞　（２社）　協栄産業㈱、㈱南武

c.　特別賞　（２社）　㈱協進印刷、㈱ワキュウトレーディング

d.　奨励賞（１１社）　イービーエム㈱、ＦＳＸ㈱、ＦＳテクニカル㈱、㈱関越物産、㈱今野製作所、㈱鹿浜製作所、㈱玉川繊維工業所、日本工業刃物㈱、㈱ポポンデッタ、丸和繊維工業㈱、三益工業㈱

5)　顕彰式典

１０月１２日／於：ホテルニューオータニ（第６９９回常議員会と合わせて実施）

### ②　中小企業国際展開支援事業

中小企業の国際展開支援を図るため、「中小企業国際展開アドバイザー制度」の運営をはじめ、公的機関との連携（セミナーやマッチング等）、ＡＳＥＡＮ諸国への実務型ミッションの派遣、国別・テーマ別のセミナー等の各種事業を実施したほか、都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、１，１７３件の経営相談に対応した。

1)　中小企業国際展開アドバイザー制度

中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業国際展開アドバイザー」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。中小企業部、証明センターと連携しながら支援を行っている。

（専用Ｗｅｂサイト　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｓｍｅ－ｇｌｏｂａｌ．ｎｅｔ／）

登録アドバイザー数・支援件数

・登録アドバイザー企業数　　１４０件
・アドバイザーによる支援件数　　５３件

### ③　人材確保支援事業

1)　合同会社説明会（９月以降「東商ジョブフェア」名にて開催）

a.　２０１８年３月卒業予定者対象

(a)　５月１７日～１９日　（企業のべ９０社 ／ 学生１８６名 ／ 面談数６０５件／ 内定２４名）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

(b)　７月１２日～１３日　（企業のべ６０社 ／ 学生９７名 ／ 面談数３７０件 ／ 内定９名）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

b.　２０１８年３月卒業予定者対象および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者対象

(a)　９月　６日～　７日　（企業のべ４４社 ／ 求職者１３７名 ／ 面談数３９７件 ／ 内定１２名）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

c.　２０１９年３月卒業予定者対象および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者対象

(a)　３月１５日～１６日　（企業６４社 ／ 求職者１９４名 ／ 面談数２７３件）
於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

2)　会員企業と学校法人との就職情報交換会

「就職・採用、インターンシップ」に関する情報交換を目的に、新卒採用を検討している会員企業の人事担当者と会員学校法人の就職指導担当者が一堂に会し、情報交換をする就職情報交換会を開催した。

a.　４月２４日　（企業２７６社 ／ 学校法人７６校 ／ 面談数３，２１８件）
於：大田区産業プラザ（ＰｉＯ）

b.　１０月２４日　（企業３０９社 ／ 学校法人７２校 ／ 面談数３，０９０件）
於：大田区産業プラザ（ＰｉＯ）

c.　１月２６日　（企業３０５社 ／ 学校法人７６校 ／ 面談数３，３８０件）
於：東京都立産業貿易センター台東館

3)　採用およびインターンシップ受入企業情報提供事業

学校法人および学生に会員企業の魅力を伝えることを目的に、会員企業の採用およびインターンシップ受

入企業情報をとりまとめ、会員学校法人に提供した。また関東商工会議所連合会と連携し、各地商工会議所の会員企業情報を提供した。

a.　連携商工会議所：４４会議所

b.　情報提供数　　：９７３社（うち東商会員企業１８３社）

4)　インターンシップ交流会

会員企業と大学間でのインターンシップ推進を目的に、インターン生として大学生の受入を希望、もしくは今後の受入を検討している企業と、学生をインターン生として派遣したい大学が一堂に会し、インターンシップに関する情報交換をする交流会を開催した。

a.　１１月１４日　　（企業３０社 ／ 大学１７校）　　於：丸の内二丁目ビル　会議室７

5)　東商リレーションプログラム

「中小企業の魅力発信」と「大学初年次からの職業観の醸成」を目的に、「会社を知る」「仕事を知る」をテーマに大学１・２年生が企業に足を運び、経営者や従業員と接することで視野を広げ、卒業後の進路を考える参考にしてもらうプログラムを実施した。

a.　第５回

(a)　事前研修会　：　８月１７日（学生２７６名）

(b)　受入期間　　：　８月１８日～　９月１３日（企業のべ２７社／大学１２校／学生のべ５２０名）

b.　第６回

(a)　事前研修会　：　２月　６日（学生２１９名）

(b)　受入期間　　：　２月　８日～　３月２０日（企業のべ３０社／大学１３校／学生のべ３８６名）

6)　東商学生サイト

中堅・中小企業の魅力を学生に伝えることを目的とした「東商学生サイト」にて、会員企業の事業内容やインターンシップ・職場体験情報等を掲載した。

a.　掲載期間　：　４月　１日～１０月３１日

b.　掲載件数　：　１２０件（１０月３１日時点）

7)　東商ジョブサイト

新卒予定者や中途採用者、再就職を希望する女性求職者に対し求人情報を提供する「東商ジョブサイト」にて、会員企業の事業内容や募集要項、インターンシップ・職場体験情報等を掲載した。

（本サイトの公開に伴い「東商学生サイト」をサテライトサイトとして統合）

a.　掲載期間　：１１月　１日～　３月３１日

b.　掲載件数　：１１４件（３月３１日時点）

8)　就職じゃぱん（外国人留学生求人サイト）

会員企業の外国人留学生採用を支援することを目的に、外国人留学生を対象とした求人情報サイト「就職じゃぱん」にて、２０１７年３月卒業予定者等の採用を行う会員企業の求人情報を掲載した。

（本サイトは３月３１日をもってサービスを終了し、「東商ジョブサイト」に統合）

a.　掲載企業数：　３２社（うち大阪商工会議所会員企業６社）

b.　登録学生数：　９０名

c.　応募件数　：　　０件

9)　東商キャリア人材Ｎｅｘｔ

３０～５０歳代のキャリア人材を求める会員企業と求職者とのマッチングを図ることを目的に、連携企業（再就職支援会社）に登録がある求職者に対し、会員企業の求人情報を提供した。

a.　求人企業数：２３０社

b.　求人件数　：３８０件
c.　内　定　　：　４８名（３９社）
d.　連携企業　：㈱リクルートキャリアコンサルティング、㈱パソナ　パソナキャリアカンパニー、
　　テンプスタッフキャリアコンサルティング㈱

10)　東商人材情報プラザ

会員企業間における中高年の人材移動を目的に、人材保有企業（登録制）の人事担当者に対し、会員企業の求人情報を提供、その他各種事業を実施した。

a.　人材保有企業　：２７社

b.　業種内訳　　：

| | | | |
|---|---|---|---|
| 水産・農林業 | １社 | 製造業―機械 | ２社 |
| 製造業―医薬品 | １社 | 電気機器 | ６社 |
| 食料品 | １社 | 輸送用機器 | １社 |
| 繊維製品 | ２社 | その他製品 | ２社 |
| 化学 | ５社 | 鉄鋼 | ２社 |
| 卸売業－商社 | ４社 | | |

c.　求人状況
(a)　求人企業数：　のべ８１５社
(b)　求人件数　：　のべ１，２４８件

d.　人材移動決定状況
(a)　決定件数　：　７件（６社）

e.　登録企業懇談会
人材保有企業の登録責任者や実務担当者を対象に、前年度事業の報告及び本年度の活動方針を説明したほか、意見交換を行う懇談会を実施した。
(a)　開催概要　：　４月１４日（３７名）　　於：ホテルグランドパレス
(b)　内　　容　：　平成２８年度東商人材情報プラザ事業実施結果について
　　平成２９年度東商人材情報プラザ事業実施計画について
　　基調講演
(c)　基調講演　：　「東商人材情報プラザを利用して　～人材採用後の当社の変化について～」
　　郡リース㈱　総務部長　　森　本　　彰　氏

f.　人材情報交換会
求人企業の採用担当者と人材保有企業の実務担当者との情報交換を目的に、事前に双方から提出される面談希望に基づいたスケジュールの下、求人案件について直接話し合う情報交換会を開催した。
(a)　第１回　　：　５月２６日（求人企業２１社 ／ 人材保有企業１６社 ／ 面談数　９３件）
　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(b)　第２回　　：　７月２０日（求人企業１８社 ／ 人材保有企業１６社 ／ 面談数　７４件）
　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(c)　第３回　　：　９月１５日（求人企業１９社 ／ 人材保有企業１７社 ／ 面談数　９６件）
　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(d)　第４回　　：１２月　８日（求人企業１９社 ／ 人材保有企業２３社 ／ 面談数　９９件）
　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
(e)　第５回　　：　３月　２日（求人企業２０社 ／ 人材保有企業１９社 ／ 面談数１１１件）
　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

g.　運営研究会

人材保有企業の実務担当者が抱えている課題等について議論し、スキルアップと情報交換、相互交流を図る場として、運営研究会を開催した。

(a)　開催概要　：　１０月１３日～１４日（１８名）　　於：青梅石神温泉「おくたま路」

(b)　内　　容　：　講演

(c)　講　　演　：　「中高年社員の活き活きした働き方を目指して」

楠木ライフ&キャリア研究所　代表　　楠　木　　新　氏

h.　人材移動実務研究会

人材保有企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。人材移動実務を中心とした共通の問題・課題について、事例研究等を通じて、実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化に資することを活動の目的としている。

２０１７年度は１６社が参加し２つの班を編成。下記全体会合の他、それぞれの班において、月１回程度の頻度で自主的に研究会活動を行った。

(a)　第１回　　：　４月１４日（２０名）　　於：ホテルグランドパレス

i.　内容　：　平成２８年度人材移動実務研究会活動報告
平成２９年度研究会メンバー及び班構成案について
平成２９年度代表幹事、副代表幹事の選出
平成２９年度人材移動実務研究会スケジュールについて
班別ミーティング

(b)　第２回　　：　７月２８日（２３名）　　於：丸の内二丁目ビル　会議室７

i.　内　容：　各社が取り組んでいる施策発表・意見交換

(c)　第３回　　：　g.運営研究会の中で、拡大実務研究会として開催した。（１８名）

(a)　第４回　　：　２月　９日（３８名）　　於：丸の内二丁目ビル　会議室７

i.　内　容：　第１班発表　テーマ「これから　～実務に役立つ活動を目指して～」
第２班発表　テーマ「温故知新
～学びから実行のステージへ　シニアキャリア支援～」

**④　ＩＣＴ推進支援事業**

中小・小規模事業者の生産性向上に資するＩＣＴ利活用や補助金についての情報提供セミナーやＩＣＴ関連ポータルサイトを用いた情報発信等により、各種事業を展開した。

1)　セミナー

a.　ＩＴ利活用＆ＩＴ導入補助金説明会・相談会

中小企業の経営者やシステム担当者を対象にＩＴ利活用方法について説明した。説明会の後半ではＩＴ導入補助金について補助金事務局から補助金の概要の説明を行った。また、説明会終了後には個別相談会を実施した。

４月２８日（１４５名）「生産性向上のためのＩＴ利活用＆ＩＴ導入補助金説明会」

第１部　ＩＴ利活用編

㈱ナーツ　代表取締役　　野　中　栄　一　氏

第２部　ＩＴ導入補助金編　補助金事務局

(一社)サービスデザイン推進協議会　　栗　原　　健　氏

b.　ＩｏＴセミナー

ＩｏＴの本質的な理解を深め、ビジネスへの活用のヒントを提供するとともに、ベンダーとの相談・交渉力をつけるためのセミナーを実施した。

１１月１０日（２７名）「これだけは押さえておきたい！ビジネス活用のためのＩｏＴ技術入門セミナー」

モバイルコンピューティング推進コンソーシアム　岡　崎　正　一　氏
㈱ＮＴＴドコモ　法人ビジネス本部　ＩｏＴビジネス部　高　橋　和　彦　氏

c.　ＩＴ導入補助金活用セミナー

「ＩＴ導入補助金」の概要説明を行うとともに「ＩＴ導入補助金」を効果的に利用できるよう、ＩＴツールの選び方や活用法について分かりやすく解説した。

３月１４日・２９日（２０３名）　「ＩＴ導入補助金“フル活用”のコツ」（中小企業委員会と共催）
経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課　課長補佐　宮　田　　豪　氏
㈱ナーツ　代表取締役　野　中　栄　一　氏

2)　『東商ＩＣＴスクエア』による情報提供・Ｗｅｂ相談

ＩＣＴ関連情報を発信するためのポータルサイトを２０１５年５月に開設。サイトでは、セミナー情報やコラム、ＩＴツール導入事例の紹介、お知らせ、Ｗｅｂ上でのＩＣＴ相談（会員対象・無料）のほか、最新のＩＣＴトレンド情報や補助金情報、連携するＩＴ支援団体主催セミナー等も紹介している。

・のべ訪問数　　３５，５７０件
・閲覧ページ数　６４，９６３件
・コラム掲載　　２６件
・ＩＴツール導入事例掲載　１２件
・お知らせ掲載数　　３５件
・Ｗｅｂ相談件数　　８件

3)　ザ・ビジネスモール

全国の商工会議所、商工会が共同して運営する企業情報サイト「ザ・ビジネスモール」（ｈｔｔｐ:／／ｗｗｗ．ｂ－ｍａｌｌ．ｎｅ．ｊｐ／）にて、会員企業に向けてインターネットを活用した製品・サービスのＰＲ及び全国の企業との商談機会などを提供している。

登録数（２０１８年3月３１日現在）

| 登　録　社　数 | ５，２５３社 |
|---|---|

a.　ホームページを活用した販路開拓ｗｉｔｈザ・ビジネスモール～ホームページは最強の営業ツール～

東商の会員向けに、「ザ・ビジネスモール」の未登録者への認知度向上、登録者の利用率向上を目的とした活用セミナーを実施した。合わせてＨＰを活用した販路開拓セミナーを実施し、活用の方法や事例等を紹介した。結果、販路開拓に課題をもつ方、パソコン・インターネットに詳しくない方にも解決のきっかけを提供し、最終的にザ・ビジネスモールの活用を促した。

開　催　日　　２０１８年　3月２２日
会　　場　　丸の内二丁目ビル３階　会議室７
参 加 者 数　　７６社　８８名
内　　容　　【第一部】講演：「ホームページを活用した販路開拓」
講師：㈱スプラム　社長　竹　内　幸　次　氏
【第二部】講演：「ザ・ビジネスモールの活用法」
講師：大阪商工会議所　経営情報センター　松　田　　聡　氏

**⑤　中小企業サイバーセキュリティ対策支援事業**

２０１６年１月に東京都、警視庁、都内中小企業支援機関と締結した「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」に基づきサイバーセキュリティに関する冊子頒布やセミナーを実施したほか、支部においても区役所・警察署等との間で協定を締結し各種事業を展開した。

1）協定

１０月２４日　江東区、江東区内警察署（深川警察署、城東警察署、東京湾岸警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（江東支部）
１０月２６日　中央区、中央区内警察署（築地警察署、中央警察署、久松警察署、月島警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（中央支部）
１１月１３日　荒川区、荒川区内警察署（荒川署、南千住署、尾久署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（荒川支部）
２月　９日　品川区、東京都立産業技術高等専門学校、品川区内警察署（品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署）とサイバーセキュリティに関する協定を締結（品川支部）

2）冊子頒布
東京都が作成したガイドブック『中小企業向けサイバーセキュリティ対策の極意』を全会員に送付し、サイバーセキュリティに対する意識向上を図った。
・発送日　　１２月２７日
・発送部数　７２，４８０部

3）セミナー
７月　４日　（１６名）　目黒支部
７月２４日　（４７名）　文京支部
８月３０日　（７６名）　江戸川支部
９月２０日　（４２名）　荒川支部
「小規模事業者・中小企業に対するサイバー攻撃の実態と被害を防ぐ方法」
警視庁サイバーセキュリティ対策本部　担　当　者
㈱情報通信総合研究所　主任研究員　小野寺　元　哉　氏

4）実機訓練
参加者が自らパソコンを操作しサイバー被害を実体験することで、サイバー攻撃の脅威と対策の重要性を認識し、自社のサイバーセキュリティ対策に生かしてもらうもの。
２月　９日　品川区内の中小企業を対象とした実機訓練（於・都立産業技術高等専門学校）（品川支部）

**⑥　健康経営アドバイザー研修事業**
企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・促進を行う「健康経営アドバイザー（初級）」を認定する研修を全国で実施した。当年度の受講者は８，９０７名。

1）　健康経営アドバイザー（初級）研修（Ｅラーニング）の実施
健康経営アドバイザー（初級）の全国のニーズにこたえるため、ＰＣやスマートフォン等でどこでも受講できる、Ｅラーニングによる研修教材を制作した。

Ｅラーニング受講者数：８，１６０名

2）　健康経営アドバイザー（初級）研修（集合研修）の開催
２０１７年
６月２７日　（８７名）　講師　社会保険労務士　稲　田　耕　平　氏
於：法研中部ビル　会議室
８月　３日（１１７名）　講師　社会保険労務士　稲　田　耕　平　氏
於：ＡＩＵ損害保険㈱　セミナールーム
８月　７日　（５９名）　講師　(特)健康経営研究会　理事長　岡　田　邦　夫　氏
社会保険労務士　阿　藤　通　明　氏

於：ＡＩＵ損害保険㈱　さいたま営業支店
８月２２日　（９５名）　講師　中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
於：三田ＮＮビル　多目的ホール
１２月１１日　（４１名）　講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
於：愛知県歯科医師会館　歯～とぴあホール
２０１８年
２月１４日　（９１名）　講師　社会保険労務士　阿　藤　通　明　氏
於：さいたま市 生涯学習総合センター　多目的ホール
２月１４日（１４５名）　講師　社会保険労務士　稲　田　耕　平　氏
於：東京商工会議所　会議室５・６・７
２月２１日（１１２名）　講師　中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
於：東京商工会議所　会議室５・６・７

**⑦　健康経営優良法人認定制度２０１８直前対策セミナー**

中小企業における「健康経営」の取組みを促進するため、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度　中小規模法人部門」の申請支援に向けたセミナーを開催した。

１０月１８日（１７１名）　内容　第一部　健康経営優良法人２０１８ 直前対策セミナー
1)　東京都の職域健康づくり施策活用のすすめ
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
2)　「健康経営」をはじめよう
中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
3)　「健康経営優良法人認定制度」直前対策講座
特定社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
第二部　個別相談会

**⑧　健康経営ＮＥＸＴシンポジウム**

企業における健康経営の実践を支援するため、健康経営ＮＥＸＴ実行委員会との共催により、健康経営に取組む企業や健康保険組合の先進事例とともに、健康経営に役立つ各種調査・研究の成果を発表するシンポジウムを開催した。

※健康経営ＮＥＸＴ実行委員会…健康経営の先進事例の調査・研究とコラボヘルス人材育成を目的とした研究会。健康経営の実践に取り組む企業及び健康保険組合が所属する。

１１月２１日（５３２名）　内容　1）開会挨拶・趣旨説明
健康経営ＮＥＸＴ実行委員会　委員長
㈱フジクラ　人事部健康経営推進室　副室長　浅　野　健一郎　氏
2）基調講演
経済産業省　商務情報政策局　商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課長　西　川　和　見　氏
厚生労働省　保険局　保険課長　安　藤　公　一　氏
3）東京都職域健康促進サポート事業について
東京商工会議所　サービス・交流部　担当部長　藤　田　善　三
4）シンポジウム
健康経営ＮＥＸＴ実行委員会　各ワーキンググループメンバー
a.　テーマ１　「健康経営」
b.　テーマ２　「コラボヘルス」

c.　テーマ３　「データ分析/活用」

**⑨　あだち健康フェスタ**

足立区の企業経営者、従業員、一般区民を対象に、健康経営の理解とその実践を促進するとともに、東京都が実施する職域の健康づくり施策の普及のため「あだち健康フェスタ」と題し、メンタルヘルスをテーマとするセミナーを開催した。そのほか、スポーツクラブを開放し、健康づくりや運動習慣づくりに役立つ各種プログラムを提供するイベント「あだちスポーツクラブフェスタ」を実施した。

９月１９日　（５６名）　あだち健康経営セミナー「実践！メンタルタフネスセミナー」
講師　㈱ルネサンス　地域健康営業企画部　課長　　丸　尾　和　久　氏

１０月２４日（２００名）　「あだちスポーツクラブフェスタ」

**⑩　健康経営ハンドブック２０１７の発行**

中小企業に対する健康経営の普及・啓発のため、健康経営の実践に役立つ取組み事例（企業や健康保険組合）や、取組みに対するインセンティブ（表彰制度・特利融資）等を紹介した冊子「健康経営ハンドブック２０１７」を制作した。

1)　仕様　Ａ４版　全３６ページ（発行部数３０，０００部）
2)　内容
a.　座談会：広島県における健康経営の近況
b.　コラボヘルスの事例
c.　企業インタビュー
d.　全国に広がる健康宣言
e.　健康経営・地域の取り組み事例
f.　「健康経営優良法人認定制度」のご紹介
g.　マンガ「わが社も『健康宣言』にエントリーします」
h.　中小企業の取り組み例

**⑪　メンバーズビジネスローン事業**

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、２００４年9月１５日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

２０１７年度末時点での提携金融機関数は１０である。２０１７年度の会員確認書の発行件数は６３２件、提携金融機関による融資実行は４５３件／１３億２０百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では8，７８８件、５４８億４２百万円にのぼっている。

表１　提携金融機関（２０１８年3月３１日現在）

| | |
|---|---|
| 地方銀行（2行） | 東京都民銀行、東日本銀行 |
| その他の銀行（1行） | 新銀行東京 |
| 信用金庫（7金庫） | 朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、川崎信用金庫 |

### ⑫　創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ２，５００万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

２０１７年度の提携金融機関による融資実行は0件であった（２０１８年3月３１日現在の融資実行ベースの実績)。

表１　提携金融機関

| | |
|---|---|
| 地方銀行（３行） | 東京都民銀行、八千代銀行、山梨中央銀行 |
| 信用金庫（７金庫） | 朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫 |
| 信用組合（４組合） | 全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合 |

### ⑬　創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、２０１５年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第２条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後５年未満の者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近１年以内に４回以上、１ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０１７年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は４件であった。

### ⑭　小口資金融資（経営指導特例）

２００７年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から６ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を６ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０１７年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は１２件であった。

### ⑮　記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。

＜２０１７年度実績＞

| | 代　行 | | 相　談 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 対象者数（対象） | 延件数（件） | 対象者数（対象） | 延件数（件） | 非継続相談延件数（件） |
| 記帳代行センター | 128 | 766 | 45 | 58 | 45 |

### ⑯　中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として２３区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から短期・中長期の課題解決までを切れ目なく支援することを目的に３種類の専門家派遣を実施した。

また、派遣後には、東京都中小企業振興公社が実施する「新・展示会等出展支援助成事業」や東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ)」の申込が可能となる出口支援策も設けられた。

1)　経営診断チェック（専門家派遣回数：１回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

| | |
|---|---|
| 千代田支部 | ５２回（社） |
| 中央支部 | ５４回（社） |
| 港支部 | ３６回（社） |
| 新宿支部 | ４１回（社） |
| 文京支部 | ２５回（社） |
| 台東支部 | ２４回（社） |
| 北支部 | ２１回（社） |
| 荒川支部 | ２５回（社） |
| 品川支部 | ３０回（社） |
| 目黒支部 | ３３回（社） |
| 大田支部 | １６回（社） |
| 世田谷支部 | ２７回（社） |
| 渋谷支部 | ５１回（社） |
| 中野支部 | ２５回（社） |
| 杉並支部 | ２６回（社） |
| 豊島支部 | ２６回（社） |
| 板橋支部 | ２８回（社） |
| 練馬支部 | ２３回（社） |
| 江東支部 | ２６回（社） |
| 墨田支部 | ２６回（社） |
| 足立支部 | ２７回（社） |
| 葛飾支部 | ２５回（社） |
| 江戸川支部 | ３０回（社） |
| 本部 | １５６回（社） |
| 合計 | ８５３回（社） |

2)　改善支援コース（短期課題解決支援／専門家派遣回数：最大２回）

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が短期的なもので、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、相談、助言、指導等の支援を行った。

支援企業数　３０社　　延派遣回数　５７回

3)　成長アシストコース（中長期課題解決支援／専門家派遣回数：最大９回）

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数　１１４社　　延派遣回数　８４２回

4)　コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため１１名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数　６１６社　　延支援回数　１，３５９回

**⑰　展示会等出展支援助成事業**

東京都の「展示会等出展支援助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「第２２回ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　１０月１３日
会　　場　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・４０社
受注希望企業・・１２８社
エントリー・・・２８０社
商談件数　　３５１件

「第２３回ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　　３月９日
会　　場　丸の内二丁目ビル　３階会議室
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・・５６社
受注希望企業・・・１７３社
エントリー・・・・２９６社
商談件数　　５４３件

### ⑱　創業支援機関との連携事業

1)　創業塾

２０１０年度まで国の委託事業として開催していた創業塾（創業を目指す方々を対象に、新規開業に必要な基礎知識を、短期間で一通り習得する入門コース）を、２０１１年度より㈱日本政策金融公庫の協力を得て東京商工会議所の独自事業として開催している。本年度は２日間コースを年２回開催した。

主催：東京商工会議所

＜開催日＞

（１０月コース）　共催：㈱日本政策金融公庫
１０月１４日・　１０月２１日
（２月コース）　共催：㈱日本政策金融公庫
２月１７日・　２月２４日

＜開催時間＞

各回　１日目：午前１０時～午後１時　　午後２時～午後５時
２日目：午前１０時～午後１時　　午後２時～午後５時３０分

＜会　　場＞

㈱日本政策金融公庫　東京中央支店　研修室

＜テーマ＞

（１０月コース）

１日目　午前「創業を成功させるツボ！ビジネスプラン作成の考え方」
中小企業診断士　　櫻　田　登紀子　氏
午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業
～個人事業主から東証一部上場までの軌跡～」
㈱ラクーン　社長　　小　方　　功　氏

２日目　午前「創業に必要な税務・会計の知識」　　税理士　　湊　　義　和　氏
午後「売れる仕組みを考えよう！集客・販路開拓の基礎」

中小企業診断士　　田　中　研　二　氏

（２月コース）

１日目　午前「創業の心構え～夢に向けてのはじめの一歩～」　　中小企業診断士　　加　藤　敦　子　氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主から東証一部上場までの軌跡～」

㈱ラクーン　社長　　小　方　　功　氏

２日目　午前「創業に必要な税務・会計の知識」　　税理士　　湊　　義　和　氏

午後「売れる仕組みを考えよう！集客・販路開拓の基礎」

中小企業診断士　　田　中　研　二　氏

＜参加者数＞

（１０月コース）１０月１４日　７１名　１０月２１日　６４名

（２月コース）　２月１７日　８８名　２月２４日　８４名

2)　都内公的創業支援機関との連携

都内の公的創業支援機関である㈱日本政策金融公庫、東京信用保証協会、(公財)東京都中小企業振興公社及び東京商工会議所で、相互の事業連携を図ることを目的に、１２月に開催した創業フォーラムにて４機関の創業支援事業のＰＲを行った。

### ⑲　東商 社長ネット

1)　東商 社長ネット

○開　　設　２０１４年１２月１日

○Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｓｈａｃｈｏｎｅｔ／

○内　　容　会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトへのリンク設定も可能。会員限定で掲載無料。

○アクセス数　２６８，７６２ＰＶ（２０１７年4月～２０１８年3月）

○登録企業数　７１３社

2)　経営者交流会

○開　催　日　２０１８年1月２６日

○内　　容　社長ネット掲載企業等を対象とした交流会を開催、会員の販路開拓支援を行った。

オリエンテーション

第１部　グループ交流

第２部　全体交流

○会　　場　丸の内二丁目ビル　会議室７

○参加企業数　６０社（６０人）

### ⑳　プレスリリース支援

共同通信ＰＲワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。

プレスリリース配信

新規入会（登録）６５社　　配信数　２４５本

### ㉑　東商メディア塾

1)　プレスリリースの書き方に関する個別相談

会員企業のメディアアプローチを支援するためのプレスリリース支援事業として「プレスリリースの書き方に関する個別相談」を開催。

開　催　日　　４月１０日　（６社相談）

５月　８日　（６社相談）

６月１２日　（５社相談）

７月１０日　（４社相談）
８月　７日　（６社相談）
９月１１日　（５社相談）
１１月１３日　（０社相談）
１２月１１日　（５社相談）
１月１５日　（２社相談）
２月１９日　（３社相談）
３月１２日　（２社相談）

会　　場　丸の内二丁目ビル３階　中小企業相談センター
相 談 員　㈱共同通信ＰＲワイヤー　取締役　広　沢　敏　正　氏（４月～９月）
　　㈱楠田事務所　代表　楠　田　和　男　氏（１１月～３月）

2）プレスリリースセミナー「企業情報をメディアで取り上げてもらうために」
開 催 日　６月３０日
会　　場　丸の内二丁目ビル３階　会議室５・６・７
講　　師　㈱共同通信ＰＲワイヤー　取締役　広　沢　敏　正　氏
参加者数　８２社　９１名

3）女性広報担当者の交流会（共催：ビジネス交流センター）
開 催 日　１１月２１日
会　　場　丸の内二丁目ビル４階　会議室６・７
参加者数　５６社　６１名
内　　容　【第一部】講演：「日経・女性面からみる、メディアへの効果的なアプローチ方法」
　　講師：日本経済新聞社　女性面　編集長　佐　藤　珠　希　氏
　　【第二部】参加企業自己紹介
　　【第三部】交流会（名刺交換・情報交換）

4）デジタルＰＲセミナー　～ウェブで話題になるニュースづくりとは～
開 催 日　１月２４日
会　　場　丸の内二丁目ビル４階　会議室６・７
講　　師　㈱楠田事務所　代表　楠　田　和　男　氏
参加者数　３５社　４３名

**㉒　東商トク割便**

郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。
契約数　５９社　　利用通数　３１５，３６４通

**㉓　中堅・中小企業のためのＩＳＯ認証取得／規格改訂対応支援サービス事業**

1）概要

コンサルティングによるＩＳＯ９００１（品質）・ＩＳＯ１４００１（環境）の認証・取得支援と既に取得している中堅・中小企業に向けて、２０１５年版の移行支援を実施している。本サービスを中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2）実施利用企業数

| | | | |
|---|---|---|---|
| ・ＩＳＯ９００１ | 取得支援サービス | ２社 | |
| ・ＩＳＯ９００１・１４００１統合版 | 取得支援サービス | ２社 | |
| ・ＩＳＯ９００１　２０１５年版移行サービス | | １社 | 計５社 |

## (18) 会員優待サービス

### ① Mチケットサービス

1) ホテル優待

（提携ホテル）　ホテルオークラ東京
ハイアットリージェンシー東京
ホテルニューオータニ博多
阪急阪神第一ホテルグループ
東急ホテルズ
ホテルニューオータニ大阪
シェラトン都ホテル大阪
シェラトン都ホテル東京
ホテルＪＡＬシティ関内横浜

### ② チェンバーズカード

1) カード会員

| | 事業所カード | | 個人カード | | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 一　般 | ゴールド | 一　般 | ゴールド | |
| 口　座 | ７９０ | ５８５ | ６９ | ２９ | １,４７３ |
| 枚 | １,１６９ | ８８９ | ８４ | ４７ | ２,１８９ |

2) 優待協力店（当所にて直接開拓した分）
６７社（件）

## (19) 福利厚生支援事業

### ① 共　済

1) 各共済制度実績

a. 生命共済制度

- 加入事業所　３，００５事業所
- 加入人員　１９，８２８人
- 加入口数　１２１，９３１口
- 保険金・給付金支払状況（２０１６年１２月　１日～２０１７年１１月３０日）
  - ＊死亡保険金（高度障害を含む）　３５件　２４３，０００，０００円
  - ＊災害保険金　２件　６，０００，０００円
  - ＊障害給付金　１件　３，０００，０００円
  - ＊入院給付金　４８件　１１，１４３，５００円
- 配当金還元率　４５．６４％（２０１６年１２月　１日～２０１７年１１月３０日）

b. 特定退職金共済制度

- 加入事業所　２,６０３事業所
- 加入人員　３５，８３０人
- 加入口数　３３２，６１２口
- 給付金支払状況
  - ＊退職年金　２人　７６５，３８１円
  - ＊退職一時金　３，１５７人　３，１８２，４５５，９２３円
  - ＊遺族一時金　３９人　６５，４０９，７６８円
  - ＊解約手当金　３６人　３０，６６４，２８３円

c. 経営者年金共済制度

- 加入事業所　４３７事業所
- 加入人員　７２９人
- 加入口数　４,１３５口
- 給付金支払状況

＊退職年金　３人　３，４２５，０５８円
＊退職一時金　８１人　１，２８６，９２６，２９０円
＊遺族一時金　９人　１０２，１１３，０１０円

d. 大型保障プラン
・ 加入事業所　４６７事業所　三井生命保険　２７事業所　５３人
・ 加入人員　７５１人　アクサ生命保険　４４０事業所　６９８人

e. がん保険共済制度
・ 加入事業所　２２０事業所
・ 加入人員　５５７人

f. マイライフ年金共済制度
・ 加入人員　１，４６５人
・ 加入口数　１４，４６８口　(内一時払)　７，９９１口
・ 給付金支払状況
＊脱退年金　２４４人　１２８，７６７，４５５円
＊脱退一時金　８９人　３８１，５５１，１５７円
＊遺族一時金　０人　０円

g. 労災上乗せ共済制度
・ 加入事業所　１，０５４事業所

h. ＰＬ保険制度
・ 加入事業所　２，８５２事業所

i. 所得補償共済制度
・ 加入事業所　３２８事業所
・ 加入者数　１，８７２人

j. 個人情報漏えい共済制度
・ 加入事業所　３９６事業所

k. 医療共済
・ 加入者数　１，８９０人

l. 東商 確定拠出年金
・ 成約件数　０件

m. 業務災害補償共済制度
・ 加入事業所　３，５４０事業所

n. ビジネス総合共済制度
・ 加入事業所　１，６８１事業所

2) セミナーの開催

a. 「労務リスク」セミナー

会員事業所向けに、最近の人事労務部門を取り巻く環境の変化とそれに対する企業のリスク対応策についての情報提供と労災上乗せ共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１７年　5月１６日（１１３名）
○講　師　第一部　三井住友海上火災保険㈱　営業推進部　法人開発室
課長　齋　藤　英　樹　氏
第二部　三井住友海上火災保険㈱　広域法人部　営業第二課
課長代理　藤　田　朋　幸　氏
○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

b. 『ＰＬ対策』セミナー

会員事業所向けに、ＰＬ事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提

供とＰＬ保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１７年　６月２３日（１１０名）

○講　師　㈱インターリスク総研　リスクマネジメント第三部　危機管理コンプライアンスグループ
マネージャー　石　橋　　潤　氏
上席スーパーバイザー　吉　田　　潔　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

c.　４大ハラスメント防止セミナー

会員事業所向けに、ハラスメント関連の環境変化が企業に及ぼす影響とその対応例と基礎知識、休職中のリスクと対策・諸手当制度など情報提供と、業務災害補償共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１７年　７月　３日（１６６名）

○講　師　東京海上日動火災保険㈱
本店広域法人部次長　兼　営業開発部参事　横　山　昌　彦　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

d.　「事例から学ぶ！事業承継対策」セミナー

会員事業所向けに、事業承継における必要な対策を税制対策にとどまらず多面的に解説をし、共済保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１７年１０月　３日（５８名）

○講　師　三井住友海上火災保険㈱　経営サポートセンター
経営リスクアドバイザー　齋　藤　英　樹　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室７

e.　事業承継対策　個別相談会

「事例から学ぶ！事業承継対策」セミナー参加者向けに、事業承継における必要な対策について個別に対応するため、共済保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねて個別相談会を開催した。

○開催日　２０１７年１０月　５日（１名）
２０１７年１０月２０日（２名）

○講　師　三井住友海上火災保険㈱　経営サポートセンター
経営リスクアドバイザー　齋　藤　英　樹　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室１

f.　「情報セキュリティの重要性と実践」セミナー

会員事業所向けに、個人情報漏えい事故の実例や事故発生時の対応へのノウハウについての情報提供と個人情報漏えい共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１７年１１月２１日（９６名）

○講　師　東京海上日動リスクコンサルティング㈱　ビジネスリスク本部
リスクコンサルタント　松　下　　健　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

g.　「休職・復職のリスクと、対策・サポート制度について」セミナー

会員事業所向けに、メンタルヘルス関連の環境変化が企業に及ぼす影響とその対応例と基礎知識、休職中のリスクと対策・諸手当制度など情報提供と、業務災害補償共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１７年１２月１５日（１２１名）

○講　師　東京海上日動火災保険㈱
本店広域法人部次長　兼　営業開発部参事　横　山　昌　彦　氏

○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

h.　「働き方改革」の実現に向けた対策セミナー

会員事業所向けに、最近の人事労務部門を取り巻く環境の変化とそれに対する企業のリスクと対応策について解説し、共済保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年　1月２５日（１３０名）
○講　師　三井住友海上火災保険㈱　経営サポートセンター
経営リスクアドバイザー　齋　藤　英　樹　氏
○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

i.　分かりやすい「海外ＰＬセミナー」

会員事業所向けに、海外ＰＬ事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供と海外ＰＬ保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日　２０１８年　2月１６日（８８名）
○講　師　第１部　ＳＯＭＰＯリスケアマネジメント㈱
リスクエンジニアリング事業本部
主任コンサルタント　藤　原　慎　也　氏
第２部　損害保険ジャパン日本興亜㈱
本店企業保険金サービス部　法人保険金サービス課
副長　徳　中　真理子　氏
○会　場　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

j.　保険会社との共催セミナー

○アクサ生命保険㈱との共催
・内容　「中小企業　相続の基本のＡＢＣ」（大田支部共催）
（開催日）　２０１７年　６月　５日（２８名）
（講　師）　相続・贈与相談センター港支部　森総合税理士法人代表
公認会計士・税理士　森　耕　平　氏
（会　場）　大田区産業プラザ３階　特別会議室
・内容　「労務トラブルがあなたの会社を潰す？対応策とリスク管理！
～中小企業経営者必見！知らないではすまされない～」（中央支部共催）
（開催日）　２０１７年　６月１４日（６５名）
（講　師）　特定社会保険労務士・中小企業診断士　高　橋　真　輔　氏
（会　場）　日本印刷会館
・内容　「資産・不動産の相続　基本のＡＢＣ」（江戸川支部共催）
（開催日）　２０１７年　７月２６日（４５名）
（講　師）　相続・贈与相談センター港支部　森総合税理士法人代表
公認会計士・税理士　森　耕　平　氏
（会　場）　タワーホール船堀４階　研修室
・内容　「離職ゼロの会社は社長力で実現できる！
～ピンチをチャンスに！人財を離職者にしない～」（中央支部共催）
（開催日）　２０１７年１１月　７日（４７名）
（講　師）　特定社会保険労務士・中小企業診断士　高　橋　真　輔　氏
（会　場）　ＴＫＰ東京駅八重洲カンファレンスセンター
・内容　「経営者・後継者のための平成３０年度税制改正と事業承継・自社株対策」
（共済センター共催）
（開催日）　２０１８年　２月１６日（７９名）
（講　師）　宮田昇税理士事務所　代表　税理士　宮　田　昇　氏
（会　場）　日本教育会館

3)　イベント等の実施

a.　健康ウォーキングの実施

共済加入事業所を中心とした会員事業所向けに、加入者への還元並びに健康増進を目的に健康ウォークを実施した。

○開催日　２０１７年１１月１１日　（４０１名）
○内　容　第８回健康ウォーキング
～隅田川沿いを歩きながら、東京の歴史を再発見しよう！～
○行　程　両国シティコア→甘酒横丁→水天宮→隅田川テラス→中央大橋→住吉神社→月島→
勝どき橋→築地旧外国人居留地→築地本願寺→築地魚河岸　小田原橋棟３Ｆ（ゴール）

4)　特定退職金共済制度４０周年事業

a.　永年加入事業所記念品贈呈

１９７８年3月１日に新規加入の継続加入事業所（１０４事業所）への記念品（電動ドライバー）の贈呈

b.　Ｊリーグ観戦チケットプレゼント

特定退職金共済制度ご加入事業所に対し、抽選で５０組１００名に２０１７年5月２８日味の素スタジアムにて開催のＦＣ東京ｖｓヴァンフォーレ甲府の試合にご招待（応募１５９事業所）

c.　特定退職金共済制度４０周年記念講演「～小さな旅～人との出会い～」

○開催日　２０１７年１１月２８日（申込１７３名）
○講師　　元ＮＨＫアナウンサー　　国　井　雅比古　氏
○会場　　丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７

d.　新規加入事業所粗品進呈

２０１８年3月１５日までに特定退職金共済制度に新規加入した事業所への粗品の贈呈

5)　生保推進会議の開催

a.　第１回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１７年　４月１１日　（１７名）
○内　容　共済制度募集実績について
平成２９年度共済制度推進について
東京商工会議所共済制度取扱マニュアル
共済推進の上期状況並びに下期推進計画について
その他

b.　第２回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１７年　７月１９日　（１４名）
○内　容　共済制度募集実績について
内規ならびにシェア算出基準改定について第３回共済制度推進会議について
第３回共済制度推進会議について
各社の共済推進状況について
その他

c.　第３回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１７年　９月２１日　（１５名）
○内　容　共済制度募集実績について
特定退職金４０周年事業進捗状況について
各社の共済推進状況（事例報告）について
その他

d.　共済制度事務担当者会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室３
○開催日　２０１７年　９月２１日　（１２名）
○内　容　共済制度取扱上の留意点について
共済制度の事務取扱について
質疑応答
その他

e.　第４回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１７年１２月１４日　（１４名）
○内　容　共済制度年間募集実績について
特退共４０周年事業報告について
新年度４共済制度シェアについて
新年度共済制度年間目標
３０年度共済制度表彰基準について
生命共済制度差込み文書について
共済制度年間功労者表彰式について
東京商工会議所創立１４０周年について
その他

6)　損保会議の開催
a.　第１回営業担当者会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５
○開催日　２０１７年　４月２６日　（１２名）
○内　容　損保共済制度中間実績報告について
平成２９年度共済制度推進について
団体ＰＬ制度改定について
その他
b.　第１回事務担当者会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１７年　５月２５日　（１４名）
○内　容　全制度募集時の注意点について
団体ＰＬ保険制度事務手続きについて
その他
c.　第１回推進会議　　於：グランドエクシブ那須白河
○開催日　２０１７年　８月２１日　（１５名）
○内　容　所得補償共済「精神障害補償特約」新設について
平成２９年度実績報告について
各社の営業推進状況について
共済センターからの連絡・報告等
d.　第２回営業担当者会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１７年１０月２３日　（１１名）
○内　容　所得補償共済について
労災上乗せ共済について
平成２９年度実績報告について
各社の営業推進状況について
年間表彰代理店中間経過報告について
共済センターからの報告・連絡等
e.　第２回推進会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室Ｂ
○開催日　２０１７年１２月１５日　（１３名）
○内　容　平成２９年度実績報告
次年度の募集に向けて
団体長期所得補償共済について
その他
f.　第２回事務担当者会議　　於：丸の内二丁目ビル　会議室４
○開催日　２０１８年　１月２２日　（１９名）
○内　容　新規・更改における事務手続きについて

意見交換等

7)　表彰式の開催

a.　共済制度年間功労者表彰式　　於：丸の内二丁目ビル　会議室５・６・７
センチュリーコート丸の内

生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰。
○開催日　２０１８年　3月　８日　（８１名）

b.　損保共済制度年間表彰式　　於：第一ホテル東京

損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。
○開催日　２０１８年　3月１２日　（表彰代理店　延１８２代理店）

② ＣＬＵＢ　ＣＣＩ

ＣＬＵＢ　ＣＣＩというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生支援代行サービスを提供している。

1)　加入状況

| | バフェプラン | | バフェプランＬｉｔｅ | | えらべる倶楽部 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 加入<br>事業所数 | 登録<br>会員数 | 加入<br>事業所数 | 登録<br>会員数 | 加入<br>事業所数 | 登録<br>会員数 |
| 連携<br>商工会議所 | ３１７社 | ３，１４５人 | ２７社 | ２１６人 | ７社 | １１５人 |
| 東京<br>商工会議所 | ８６９社 | １５，４０２人 | １７０社 | ３，５２３人 | ６８社 | １，６６２人 |
| 合計 | １，１８６社 | １８，５４７人 | １９７社 | ３，７３９人 | ７５社 | １，７７７人 |

2)　連携商工会議所（１９ヵ所）

千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、北大阪、習志野、北九州、徳島、青梅、和泉、八千代、多治見、海老名、草加、三島、水戸、安城

3)　入会キャンペーンの実施

a. 上期

○実施期間　　２０１７年６月２１日～９月１５日
期間中の入会者（５９社・５３９人）

○事業説明会　東京開催/２０１７年７月１９日（２３社）
会　場　丸の内二丁目ビル　会議室２
大阪開催/２０１７年７月２６日（６社）
会　場　大阪商工会議所会議室

b. 下期

○実施期間　　２０１８年１月２２日～３月１５日
期間中の入会者（３９社・９１７人）

○事業説明会（セミナー）　「福利厚生支援代行サービス業界の最新動向について」

会員事業所向けに、福利厚生支援代行サービスの市場動向、同サービスと働き方改革との関係等についての情報提供とＣＬＵＢ　ＣＣＩのＰＲ、加入促進を兼ねてセミナーを開催した。

開催日　２０１８年２月７日（２３名）
会　場　丸の内二丁目ビル　会議室２

4)　第１９回商工会議所ＣＬＵＢ　ＣＣＩ事業連携会議の開催

各地連携商工会議所における活動報告ならびに新規加入促進と退会防止に向けた意見交換を目的に本会議を開催した。

開催日　２０１７年１０月２４日
会　場　丸の内二丁目ビル　会議室Ａ

**③　健康管理サービス**

1)　郵送によるがん検診

| 検査種類 | 受診者数 |
|---|---|
| 大腸がん便潜血検査 | 243 |
| 前立腺がん検査 | 102 |
| 胃がんリスク層別化検査 | 119 |
| ピロリ菌抗体検査 | 40 |
| ペプシノゲン検査 | 17 |
| 子宮頸がん予防検査 | 61 |
| 頸部細胞診検査 | 9 |
| 高リスクＨＰＶ検査 | 0 |
| かんたん健診 | 60 |
| 合計 | 651 |

2)　雇入時・定期健診

a.　受診者数

| 検査種類 | 受診件数 |
|---|---|
| 雇入時健診 | 77 |
| 定期健診 | 322 |
| 略式定期健診 | 98 |
| 合計 | 497 |

b.　健診会場

東京商工会議所

3)　生活習慣病健診

a.　受診者数

| 検査種類 | 受診件数 |
|---|---|
| 生活習慣病＋定期健康診断 | 817 |
| 生活習慣病 | 57 |
| 胃がん予防健診 | 240 |
| 前立腺がん予防健診 | 136 |
| 肝炎ウィルス検査 | 142 |
| 卵巣がん検査 | 105 |
| 合計 | 1,497 |

b.　健診会場　　（７ヶ所）

東京商工会議所、屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

4)　腹部超音波・胃部X線健診

a.　受診者数

| 検　査　種　類 | 受　診　件　数 |
|---|---|
| A　腹 部 超 音 波 | 618 |
| B　A＋胃部レントゲン検査 | 407 |
| C　乳腺超音波＋ＣＡ１２５検査 | 285 |
| 前立腺検査 | 133 |
| 肝炎ウィルス検査 | 84 |
| 合　　計 | 1,527 |

b.　健診会場　　（６ヶ所）
屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

5)　一般健診　　受診者数　　１，２１１名

6)　婦人科健診　　受診者数　　１名

7)　人間ドック　　受診者数　　４９０名

8)　脳ドック　　受診者数　　１名

9)　生活習慣病健診　　受診者数　　３０名

10)　ＰＥＴ－ＣＴ　　受診者数　　１名

11)　ストレスチェック制度　　受診者数　　９０３名

## (20)　受託・協力事業

### ①　東京都中小企業再生支援協議会事業

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、「産業競争力強化法（前根拠法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、２０１４年１月２０日より現根拠法に変更)」に基づき、東京商工会議所が認定支援機関となり、２００３年３月に東京商工会議所に設置された公正中立な公的機関である。事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行う。

1）会議

全体会議　　６月　５日

議　題　　１）再生支援業務部門における平成２８年度活動実績及び平成２９年度活動方針（案）について

２）事業引継ぎ支援センターにおける平成２８年度活動実績及び平成２９年度活動方針（案）について

出席者　　２６名

2）相談実績

| | ２０１７年度 | 設立時からの累計<br>（２００３．３～） |
|---|---|---|
| 相談企業数 | ２１９社 | ３，６１９社 |
| 再生計画策定支援完了件数 | ６８件 | ６８８件 |

3）相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」　１２月４日・５日

相談会参加社数　　２５社

**②　東京都経営改善支援センター**

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画の策定費用の一部について国が支援するもの。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、全国の中小企業再生支援協議会に設置された。東京商工会議所では、２０１３年２月に業務を開始。本事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行っている。２０１７年５月より早期経営改善計画策定支援事業を開始した。

1）申請実績

| | ２０１７年度 | ２０１７年度（早期） | 設立時からの累計<br>（２０１３．２～） |
|---|---|---|---|
| 利用申請受付 | １０７件 | ４３６件 | １，５７７件 |
| 支払申請受付 | １１７件 | １７０件 | ７６６件 |
| モニタリング実施回数 | ６７１回 | | １，５６３回 |

**③　東京都事業引継ぎ支援センター**

昨今、後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、経済産業省は２０１１年５月に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を改正し（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスを行う「東京都事業引継ぎ支援センター」を東京商工会議所に設置した。東京商工会議所では２０１１年１０月３日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。

1）相談実績

| | ２０１７年度 | 設立時からの累計<br>（２０１１．１０～） |
|---|---|---|
| 相談企業数 | ８７５社 | ３，６３３社 |
| 事業引継ぎ支援完了件数 | ５５件 | １７１（１７０．５）件 |

※支援完了件数の（　）カッコ内は全国本部の相談対応状況実績（全国センター間マッチングで成約した場合、成約件数１件は譲渡企業紹介センター０．５件、譲受企業紹介センター０．５件となる）

**④　容器包装リサイクル申請関係事業**

1）概　　要

東京商工会議所では、１９９９年１１月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

２０１７年度は、リサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会を３回開催し、

説明会開催後に無料個別相談会を実施した。

2)　東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数　　２，９５６件

3)　「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

１２月１３日

会　　場：東京商工会議所　会議室５・６・７

説明会参加人数：１４９名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・総務部長　　高　松　和　夫　氏

総務部　副部長　　松　島　一　高　氏

個別相談件数：１５件

１２月１４日

会　　場：東京商工会議所　会議室５・６・７

説明会参加人数：１５８名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・総務部長　　高　松　和　夫　氏

総務部　副部長　　松　島　一　高　氏

個別相談件数：１３件

１月１２日

会　　場：東京商工会議所　会議室５・６・７

説明会参加人数：１５２名

講　　師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・企画広報部長　　堀　田　　肇　氏

総務部　副部長　　松　島　一　高　氏

個別相談件数：１４件

### ⑤　ＧＳ１事業者コード（ＪＡＮ企業コード）受付事業

ＰＯＳ受付件数一覧表

（単位：件）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本部 | 7 | 4 | 5 | 5 | 3 | 7 | 5 | 2 | 3 | 6 | 2 | 7 | 56 |
| 千代田 | 4 | 3 | 8 | 12 | 4 | 6 | 5 | 1 | 4 | 2 | 2 | 5 | 56 |
| 中央 | 3 | 4 | 7 | 12 | 5 | 11 | 4 | 4 | 7 | 3 | 4 | 10 | 74 |
| 港 | 8 | 2 | 6 | 5 | 2 | 8 | 5 | 3 | 9 | 4 | 6 | 10 | 68 |
| 新宿 | 5 | 2 | 7 | 5 | 5 | 2 | 4 | 4 | 0 | 5 | 6 | 4 | 49 |
| 文京 | 3 | 3 | 7 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 5 | 4 | 4 | 37 |
| 台東 | 4 | 9 | 8 | 6 | 4 | 11 | 5 | 5 | 4 | 5 | 8 | 9 | 78 |
| 北 | 1 | 1 | 0 | 5 | 1 | 1 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 18 |
| 荒川 | 0 | 4 | 3 | 3 | 1 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | 27 |
| 品川 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 16 |
| 目黒 | 0 | 3 | 1 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 4 | 4 | 2 | 24 |
| 大田 | 0 | 4 | 4 | 3 | 5 | 5 | 3 | 2 | 5 | 3 | 4 | 4 | 42 |
| 世田谷 | 2 | 4 | 6 | 5 | 2 | 4 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 35 |
| 渋谷 | 5 | 5 | 4 | 14 | 7 | 10 | 6 | 3 | 2 | 6 | 5 | 4 | 71 |
| 中野 | 3 | 3 | 5 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 5 | 26 |
| 杉並 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 2 | 5 | 22 |
| 豊島 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 6 | 0 | 1 | 6 | 3 | 5 | 7 | 41 |
| 板橋 | 0 | 3 | 5 | 4 | 2 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 5 | 6 | 35 |
| 練馬 | 0 | 3 | 4 | 1 | 2 | 0 | 6 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 20 |
| 江東 | 2 | 1 | 3 | 5 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 4 | 1 | 1 | 32 |
| 墨田 | 7 | 5 | 5 | 10 | 5 | 3 | 3 | 2 | 4 | 0 | 8 | 9 | 61 |
| 足立 | 1 | 2 | 2 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 1 | 5 | 35 |
| 葛飾 | 0 | 1 | 4 | 4 | 1 | 0 | 3 | 2 | 1 | 1 | 2 | 4 | 23 |
| 江戸川 | 1 | 0 | 5 | 4 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 24 |
| 合計 | 62 | 71 | 106 | 120 | 62 | 101 | 74 | 52 | 68 | 66 | 78 | 110 | 970 |

### ⑥　消費税軽減税率対策窓口相談等事業

1)　概　要

２０１４年４月（８％）と２０１９年１０月（１０％）の消費税率の引上げにあたり、事業者が税率引上げ分を価格に適正に転嫁し、また予定されている軽減税率を円滑に導入するため、中小企業庁が全国の商工会議所等を通じ、消費税軽減税率対策窓口相談等事業を実施した。なお、１０％への引上げは、当初２０１７年４月を予定していたが、一昨年６月に延期が決定。事業者マインドが低下する中でも、東商は日商から業務委託を受け、経営指導員や施策普及員等により事業者へ以下の事業を行った。

2)　実施内容

価格転嫁や軽減税率導入に資する経営支援（価格表示や設定をはじめ、販路開拓や新商品開発等、価格競争力強化等）が必要という考えから、価格転嫁・軽減税率対策等に関するワンストップ相談窓口を設置し、本質的な経営力強化等への支援を行った。

経営指導員、ならびに２名の施策普及員が都内中小企業者を巡回訪問し、消費税転嫁対策特別措置法の周知や軽減税率導入対策に資する施策の紹介等を行った。併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導も実施し、中小・小規模事業者への広報活動、適正な価格転嫁をアピールするノベルティグッズ等の作成・配布も実施した。

a. パンフレット

| | |
|---|---|
| ・軽減税率対策補助金 | １．８万部 |
| ・商業・サービス業活性化税制 | １．７５万部 |

b. 冊子

| | |
|---|---|
| ・中小企業のための消費税軽減税率対策（改訂版） | ８千冊 |

c. 啓発用ツール

| | |
|---|---|
| ・啓発用ボールペン | １．５万本 |
| ・啓発用付箋 | ６千個 |

d. 広報

・インターネットリスティング広告　（実施期間９月２９日～１２月１日）

3)　指導など件数の実施件数

| | |
|---|---|
| 中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催 | ８８回（３，７１７人） |
| 巡回・窓口指導 | １０，７６０件 |
| 巡回・窓口指導以外の指導（役員会での説明等） | ２，８６１件 |
| 施策普及員による施策普及 | ２，０９４件 |
| 専門家派遣（消費税エキスパート） | １５９回 |
| 窓口専門相談 | １，１０２回 |

4)　消費税軽減税率制度説明会における中小・小規模事業者支援策の説明

5)　設備投資に係る税制措置への対応

消費税率引上げに対応するためレジスターを入れ替えるなど、卸売業・小売業・サービス業の方で新しく設備導入される場合、３０％の特別償却か、７％の税額控除を受けることが出来る「商業・サービス業活性化税制」が用意されている。本税制を活用する場合は、商工会議所等の指導助言を受け「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」を添付する必要があり、東商本部相談センターならびに２３支部において対応を行った。書類発行件数は４１件であった。

### ⑦　中小企業会計啓発・普及セミナー事業

1)　概　要

中小企業の経営者が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」に則った決算書を作成することの意義、財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めることにより、自社の経営状況を把握し、金融機関からの資金調達力の強化、取引先からの受注拡大等へのきっかけをつかむことを目的として、東商と(独)中小企業基盤整備機構との共催で実施した。

2)　実施内容

セミナー名　「(中小企業会計啓発・普及セミナー) 税務申告のためだけの決算書ではもったいない！経営者のための中小会計要領セミナー」

６月２９日　参加人数：５４名
講　師：ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人　代表社員　　西　内　孝　文　氏

２月２８日　参加人数：４２名
講　師：アルパーコンサルティング㈱　代表取締役・経営士　　古　川　忠　彦　氏

### ⑧　電子認証サービス

1)　概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、㈱帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ㈱が発行する４タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2)　サービス件数

| サービス名 | ㈱帝国データバンク | | セコムトラストシステムズ㈱ | |
|---|---|---|---|---|
| | TDB TypeA | TDB　Class２ | SECOM for G-ID | SECOM 行政書士 |
| 申　込　件　数 | １４６件 | １件 | ６５件 | ４１件 |

**⑨　汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業**

概　要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

| 項目 / 委託区域 | 協会から委託を受けた事業所数 | 申告の対象となる事業所数 | 申告を受けた事業所数 |
|---|---|---|---|
| 千代田 | 94 | 94 | 94 |
| 中央 | 40 | 40 | 40 |
| 港 | 59 | 59 | 59 |
| 新宿 | 33 | 33 | 33 |
| 文京 | 26 | 26 | 24 |
| 台東 | 11 | 11 | 11 |
| 北 | 27 | 27 | 27 |
| 荒川 | 4 | 4 | 4 |
| 品川 | 26 | 26 | 26 |
| 目黒 | 16 | 16 | 16 |
| 大田 | 32 | 32 | 32 |
| 渋谷 | 25 | 25 | 25 |
| 豊島 | 11 | 11 | 11 |
| 板橋 | 27 | 27 | 26 |
| 江東 | 31 | 31 | 29 |
| 墨田 | 12 | 12 | 12 |
| 足立 | 18 | 18 | 18 |
| 葛飾 | 13 | 13 | 11 |
| 江戸川 | 12 | 12 | 11 |
| 尼崎市 | 2 | 2 | 2 |
| 大阪市 | 10 | 10 | 10 |
| 大牟田市 | 1 | 1 | 1 |
| 川崎市 | 10 | 10 | 10 |
| 北九州市 | 3 | 3 | 3 |
| 神戸市 | 4 | 4 | 4 |
| 堺市 | 3 | 3 | 1 |
| 四日市市 | 1 | 1 | 3 |
| 名古屋市 | 6 | 6 | 5 |
| 三重郡楠町 | 1 | 1 | 1 |
| 横浜市 | 4 | 4 | 4 |
| その他の地域 | 216 | 216 | 216 |
| 合計 | 778 | 778 | 769 |

汚染負荷量賦課金申告受付期間　　２０１７年４月１日から５月１５日

２０１７年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会　　４月１１日（ ４６社出席）

**⑩　経営革新計画点検業務委託事業**

1)　目的及び内容

東京商工会議所では中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、２００８年１１月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計

画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口に配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2)　相談実績（２０１７年4月～２０１８年3月）

| | |
|---|---|
| 経営革新計画承認申請書　提出件数 | １３７社 |
| 窓口における相談・指導 | ３２８回 |
| メール・電話による相談・指導 | ６７３回 |

**⑪　中小企業活力向上プロジェクト実行委員会事務局業務**

本プロジェクトは、「新・経営力向上ＴＯＫＹＯプロジェクト」（２０１３年度～２０１５年度）の後継事業として２０１６年度より開始した。東京都、(公財）東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、(一社）東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内６機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1)　会議等の開催

a. 実行委員会

○ 日　時　　２０１８年3月２９日　9時３０分から１０時３０分まで
○ 場　所　　東京都庁第一本庁舎会議室
○ 議　事　　① 平成２９年度事業報告及び収支決算について（案）
② 平成３０年度事業計画及び収支予算について（案）
③ その他

b. 幹事会

【第１回】　○ 日　時　　２０１７年7月２０日　１０時３０分から１２時００分まで
○ 場　所　　東京都庁第二本庁舎会議室
○ 議　事　　① 事業の進捗状況について
② ホームページ機能、支援事例の紹介について

【第２回】　○ 日　時　　２０１８年1月３０日　１０時３０分から１２時００分まで
○ 場　所　　東京都庁第一本庁舎会議室
○ 議　事　　① 今後の予定について
② 平成３０年度 事業計画（素案）について
③ その他

2)　診断・支援ツール

a. 中小企業活力向上ハンドブックの改訂

２０１６年度に作成した「中小企業活力向上ハンドブック」について、①経営診断申込企業に自己チェックを行う際の参考資料として活用してもらうほか、②経営指導員の指導能力の向上を目的に刷新した。各種データ類を最新版に置き換えるとともに、手に取りやすく読みやすい形にデザイン・構成を全面的に見直し改訂した。「中小企業活力向上チェックシート」の各項目を詳解する「中小企業活力向上ハンドブック」として、２，０００部印刷し、実施団体等に配布した。

b. オンラインセミナー動画の配信

セミナー動画／ミニ動画を制作・公開した。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので、今年度は１５分完結型のセミナーを５本制作・公開した。また、過去に作成したＰＣ用のセミナー動画をスマートフォン、タブレット端末から視聴できるように再編集・配信をおこなった。

c. 公式ホームページの改修・セキュリティ対策

利用者にとって「見やすく」「わかりやすい」形にデザインの調整をおこなうとともに、動画配信のための特設サイトの開設や各種ページの改修をおこなった。また、外部機関によるセキュリティ診断を実施。

危険度の低い脆弱性が一項目（攻撃のための参考情報の入手の可能性）と、脆弱性にはならない参考情報（技術進化にともなう将来的な外部誘導の可能性）のみが指摘された。そこで、脆弱性の原因となっていた項目の通信停止とプログラムの修正により、攻撃の可能性を排除した。また、現地監査について、業務委託先の運営体制等の監査をおこなったが、特に大きな指摘事項はなかった。

3)　企業経営者向けセミナー

年間計５回のセミナーを下記のとおり開催した。

８月　７日（６３名）　「クラフツマンシップの伝承で切り拓く未来」
㈲今野製作所　代表取締役　　今　野　真　一　氏
会場：東京商工会議所

９月２２日（８５名）　「無印良品流・仕組みづくりと人の育て方」
㈱良品計画　名誉顧問　　松　井　忠　三　氏
会場：東京商工会議所

９月２５日（６３名）　「明日から実践！インバウンド旅行客獲得の心構えとコツ」
中小企業診断士　　井　上　朋　子　氏
会場：東京商工会議所

１０月　５日（２３名）　「～主婦のアイデアが常識を変える～「思い」を「形」にする経営」
㈱ＣＯＡＲＯＯ　社長　　池　　成　姫　氏
会場：丸ビルコンファレンススクエア　エムプラス

１１月　８日（９１名）　「勘に頼らない！売上に役立つデータ活用術」
中小企業診断士　　安　藤　　準　氏
会場：東京商工会議所

4)　支援者向け説明会

a.　都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明会
４月６日・１０日　東京商工会議所会議室
４月２４日・２５日　東京都商工会連合会

b.　登録中小企業診断士を対象とした事業内容等の説明会
５月１６日・２２日　東京商工会議所会議室
５月１８日　　国分寺労政会館

5)　プロジェクトＰＲ、広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、ＰＲチラシの作成、配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

6)　平成２９年度　支援事例集の作成

２０１７年度に当事業を利用した都内中小企業のアンケート結果と、各種支援施策を活用しながら課題解決の取り組みを実践し成果を上げた企業９社の支援事例を紹介した。

7)　年次報告会の開催

a.　内容

公式ホームページのリニューアル、各種ＰＲ動画の紹介、経営診断・改善支援コース・成長アシストコース利用企業へのアンケート調査結果の報告、成長アシストコース利用企業の講演、企業支援事例の発表（３社）

b.　開催日／場所／参加者

２０１８年3月１２日／東京商工会議所／１０２名

**⑫　東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅰ「課題別選択研修」受入れ事業**

７月２４日～８月２５日　民間企業派遣研修の実施（３日間）
受入実数は１８社５３名

**⑬　東京都教員採用候補者選定に伴う面接委員の推薦**

８月２７日　東京都公立学校教員採用の面接試験（面接委員３５名推薦）

**⑭　地域応援ナビゲータ事業**

1)　目的及び内容

東京商工会議所では(公財)東京都中小企業振興公社から支援機関として認定を受け､｢地域資源活用イノベーション創出助成事業」に関する助成対象事業採択後の事業化支援を行っている。本事業は、東京都と(独)中小企業基盤整備機構が造成したファンドの運用益を使い、同公社が地域資源の活用、または都市課題の解決に資する事業を新規に始める中小企業者等に対して実施しているもので、東京商工会議所では２３区内に本店を有する中小企業者等や創業予定者からの相談に対応し、ビジネスプラン作成等の専門家である地域応援ナビゲータを派遣した。

2)　実績

a.　支援事業者数・相談実績（延実施回数）

| | |
|---|---|
| 支援事業者数 | ２社 |
| 支援回数 | ７回 |

**⑮　小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務**

1)　目的及び内容

中小企業庁は、２０１３年度補正予算分（２０１４年実施）から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則５０万円を上限に補助金（補助率３分の２）を交付している。

東京商工会議所では、事業発足当初から、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している日本商工会議所より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、２３支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が６０歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし､｢事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

2)　「事業支援計画書」発行実績

平成２８年度第２次補正予算追加公募分(公募期間:２０１７年　４月１４日～２０１７年　５月３１日)
１，２１２件

### ⑯　健康経営普及推進・環境整備等事業における専門人材育成事業

（経済産業省「平成２９年度健康寿命延伸産業創出推進事業」）

1)　目的及び内容

中小企業においては、人手不足、従業員の高齢化、疾病等による生産性の低下・欠勤などが経営に与える影響が大きく、大企業以上に従業員の健康づくり（健康経営）に取組む必要がある。本事業の目的は、中小企業に対する健康経営・健康投資の普及推進である。中小企業に健康経営の実践的な指導を行うことのできる健康経営アドバイザー（上級）について、各有資格者等専門家別に不足していると考えられる知識等の取得を目指した研修プログラムの開発及び座学・実務研修プログラムの策定等を行った。

2)　活動実績

a.　健康経営アドバイザー（上級）研修プログラムの開発

中小企業に対し、健康経営の実践方法を指導するための、健康経営アドバイザー（上級）研修プログラムを開発した。当プログラムの開発に際しては、昨年度作成した上級研修プログラム、同テキストをベースとして、健康経営アドバイザー（上級）対象者である各専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・保健師等）の質担保を図ることを目的に、健康経営アドバイザー（上級）検討委員会にて有識者の意見を取りまとめたうえで、プレトライアル研修およびトライアル研修を実施した。

(a) 健康経営アドバイザー（上級）検討委員会

１０月２１日　（１０名）議題　ⅰ．健康経営アドバイザー（上級）テキストの内容について
ⅱ．初級テキストと上級テキストの内容調整について

２月２３日　（１１名）議題　ⅰ．前回の検討事項の確認について
ⅱ．健康経営アドバイザー研修（上級）の内容について

(b) 健康経営アドバイザー（上級）プレトライアル研修

８月３１日　（１７名）内容　ⅰ．健康経営を実践する準備について
中小企業診断士　中　村　　稔　氏
ⅱ．企業支援の実務について
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
中小企業診断士　佐　藤　正　樹　氏
中小企業診断士　弥　冨　尚　志　氏
ⅲ．健康経営と法令遵守・リスクマネジメント
社会保険労務士　坂　野　祐　輔　氏
ⅳ．制度・施策の実行について
社会保険労務士　檜　山　敦　子　氏
社会保険労務士　稲　田　耕　平　氏
社会保険労務士　坂　野　祐　輔　氏
社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
社会保険労務士　大　野　知　美　氏
社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
ⅴ．評価・改善について
中小企業診断士　佐　藤　正　樹　氏

１月２５日　（１０名）内容　ⅰ．オリエンテーション
ⅱ．効果測定
ⅲ．企業支援の実務
ⅳ．事例を用いたワークショップ

(c) 健康経営アドバイザー（上級）トライアル研修

１０月１０日　（３０名）講師　社会保険労務士　檜　山　敦　子　氏
中小企業診断士　稲　田　耕　平　氏
於　東京商工会議所　会議室５

２月　８日　（２８名）講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
於　東京商工会議所　会議室５

２月１３日　（３６名）講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
於　法研中部支社　会議室（愛知県）

２月１９日　（１６名）講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏
於　コラッセ福島　研修室（福島県）

(d)　制作物

健康経営アドバイザー（上級）の育成にあたって必要な知識等を習得することを目的とした研修テキストおよび研修プログラムを開発した。

ⅰ．健康経営アドバイザー研修（上級）テキスト
ⅱ．健康経営アドバイザー研修（上級）プログラム一式（全国雛形版）

b.　健康経営アドバイザー制度の全国展開

健康経営アドバイザーの全国展開に向けて、健康経営アドバイザー制度設計・今後の方向性等の検討、人材育成策等について検討を行う検討会を設置・運営を行った。検討会は、学識者・関係団体（全国商工会連合会、全国健康保険協会、健康保険組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、中小企業診断協会）を委員として、２回実施した。

(a)　健康経営アドバイザー全国展開検討会

１２月２７日　（５名）内容　ⅰ．趣旨説明
ⅱ．健康経営アドバイザー制度の進捗状況について
ⅲ．健康経営アドバイザー制度の全国展開について
ⅳ．その他

３月　１日　（４名）内容　ⅰ．趣旨説明
ⅱ．健康経営アドバイザー制度の進捗状況について
ⅲ．健康経営アドバイザー制度の全国展開について
ⅳ．その他

### ⑰　職域における感染症対策普及促進事業

1)　目的及び内容

インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。２０１２年から２０１３年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、３コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。

| | コース名 | サポート内容 | 達成基準 |
|---|---|---|---|
| コースⅠ | 感染症理解のための従業者研修 | 感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。 | 従業者の８割以上が教材受講 |
| コースⅡ | 感染症ＢＣＰ（業務継続計画）の作成 | ＢＣＰのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。 | 事業所単位でのＢＣＰ作成 |
| コースⅢ | 風しん予防対策の推進 | 予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。 | 風しん抗体保有者が従業者の９割以上 |

2)　活動実績

a.　事業説明会（健康経営セミナー）の開催

１０月２６日（１４８名）　内容　基調講演『職場における感染症対策』
東京医科大学病院　渡航者医療センター　教授　濱　田　篤　郎　氏
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏

１１月　６日（　４９名）　内容　「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏
「ストレスチェックはしたけれど･･･
～実施後の高ストレス者へのフォローと職場環境改善活動～」
こころの耳運営事務局　事務局長　石　見　忠　士　氏

１１月１６日（　２５名）　内容　「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏
「従業員のパフォーマンスを高める『睡眠の技術』」
㈱メディヴァ　保健事業部　永　尾　嘉　康　氏

１１月２７日（　２７名）　内容　「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏
「タニタの健康セミナー～タニタ食堂に学ぶ500kcalまんぷく定食のコツ～」
㈱タニタヘルスリンク　管理栄養士　鹿　沼　敦　子　氏

１２月１９名（　５１名）　内容　「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏
「社員のパフォーマンスを高める運動習慣づくり」
ヘルスアンドウェルネスサポート㈱　代表取締役　岸　陽　氏

b.　ＢＣＰ作成セミナーの開催

１２月２２日（　１５名）　内容　「感染症ＢＣＰの基礎知識」
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏
「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

２月１４日（　１４名）　内容　「感染症ＢＣＰの基礎知識」
東京都福祉保健局　健康安全部　感染症対策課長　杉　下　由　行　氏
「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

c.　専門家（保健師・中小企業診断士）によるコース未達成企業の巡回訪問指導

コースⅠ～Ⅲに申込み、申込のコースを達成していない企業に対し、各コースの実行および達成を促すため、専門家による巡回訪問指導を実施した。(保健師２３社、中小企業診断士１６社)。

d. 申し込み及び達成企業・事業所数

| | コースⅠ<br>従業員研修 | コースⅡ<br>ＢＣＰ作成 | コースⅢ<br>風しん対策 | 合 計（※） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 延べ数 | 実数 |
| 申込事業所数 | 94 | 72 | 21 | 187 | 112 |
| 達成事業所数 | 41 | 17 | 5 | 61 | 46 |

※　延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

### ⑱　東京都職域健康促進サポート事業

1)　目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

専門家派遣では、３１社延べ１０３回の派遣を行い、健康経営への取り組みを支援した。

2)　活動実績

a.　情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と「連携協定」を締結し、両社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内１０，２２４事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b.　専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営アドバイザー）を派遣し、３１社延べ１０３回の支援を行なった。

### ⑲　ジョブ・カード制度（雇用型訓練を活用する企業に対する支援等実施事業）

ジョブ・カード制度の活用を推進するため、有期実習型訓練の実施によるキャリアアップ助成金および、セルフ・キャリアドック制度の実施による人材開発支援助成金の活用方法を企業に周知するとともに、ジョブ・カード制度の活用を希望する企業に対して支援を行った。

1)　ジョブ・カード制度の普及、啓発

＜企業向け説明会（他商工会議所との共催＞

（日　時）　６月２３日　午後３時～４時３０分

（会　場）　ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター

（内　容）　a.挨拶

厚生労働省　職業能力開発局

キャリア形成支援課　課長補佐　　小　川　孝　昭　氏

b.有期実習型訓練制度説明

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター　　藤　見　義　彦

c.事例紹介（(有)原田左官工業所　ビデオ上映）

d.セルフ・キャリアドック制度説明

東京都地域ジョブ・カードサポートセンター　　藤　見　義　彦

（参　加）　１４３名（１３５社・４関係機関等）

＜製造業（会員企業）向け説明会＞

（日　時）　９月２２日　午前１０時３０分～１２時

（会　場）　丸の内二丁目ビル　会議室７
（内　容）　a.有期実習型訓練制度説明
東京都地域ジョブ・カードセンター　　平　松　　滋
b.セルフ・キャリアドック制度説明
東京都地域ジョブ・カードセンター　　三　田　勝　彦
c.個別相談・個別質疑
（参　加）　１６名（１６社）

＜会員企業向け説明会＞
（日　時）　１１月２９日　午後３時～４時３０分
（会　場）　丸の内二丁目ビル　会議室７
（内　容）　a.有期実習型訓練制度説明
東京都地域ジョブ・カードセンター　　平　松　　滋
b.事例紹介（(有)原田左官工業所　ビデオ上映）
c.セルフ・キャリアドック制度説明
東京都地域ジョブ・カードセンター　　三　田　勝　彦
（参　加）　７８名（７２社）

2）活動実績　※東京都地域ジョブ・カードセンターのみ。八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田サポートセンターを除く

| | |
|---|---|
| （サポーター企業数） | ５０１社 |
| （認定コース数） | ５４４コース |
| （訓練生募集数） | １，２６４名 |
| （セルフ・キャリアドック制度導入企業数） | １３社 |

**⑳　被災地支援ビジネスマッチング事業（バイヤー派遣型商談会）**

1）概要

被災地では企業活動の再開とともに、震災で喪失した販路の回復・拡大を求める声が数多く寄せられたことを踏まえ、東北六県商工会議所連合会に協力し、被災地域に小売業・卸売業・飲食業などのバイヤーを派遣し、首都圏への販路開拓としてビジネスマッチングを創出するもの。

2）開催結果概要

a.　６月　６日～　７日　　東北復興水産加工品　展示商談会２０１７
派遣バイヤー：　８社１４名　　全体商談件数４８３件
b.　９月２１日～２２日　　伊達な商談会　ｉｎ　ＩＷＡＫＩ
派遣バイヤー：　１社　１名　　全体商談件数　８１件
c.　１１月　７日～　８日　　伊達な商談会　ｉｎ　ＫＥＳＥＮＮＵＭＡ・ＯＦＵＮＡＴＯ
派遣バイヤー：　２社　３名　　全体商談件数１０６件

**㉑　地域連携型商談機会創出事業**

1）概要

当事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関し、まず、熊本県で開催した「くまもと食の魅力発信！ビジネスマッチング＠ＫＵＭＡＭＯＴＯ」において、①熊本県に所在する食品製造業者による展示試食会の展開、②東京都内食品バイヤーと、熊本県内食品製造業者との商談会の展開、及び③熊本県内食品製造工場の視察を開催した。

次に、燕市及び三条市で開催された「燕三条ものづくりメッセ２０１７」において、①東京都に所在する中小企業による展示を実施する「東京都ブース」の展開、及び②東京都内に事業所を置く中小企業が発注側となり、燕三条地域内企業が受注側となる商談会を開催した。

最後に、静岡県浜松市で開催した「浜松・東京技術交流・展示商談会」において、①東京都ならびに浜松市内に所在する中小企業による双方のブースを展示し意見交換を行う「展示商談会」の展開、及び②浜松市近隣ものづくり企業の製造工場の視察を開催した。

2）地域連携商談・展示会事業

a．熊本県における商談機会創出の取り組み

２０１６年４月の熊本地震からの復興に向けて本事業では、熊本県内食品事業者と都内食品バイヤーの取引のきっかけとなるとともに、復興支援の一助となることを期待し商談会を開催。①熊本県に所在する食品製造業者による展示試食会の展開、②東京都内食品バイヤーが買い手となり、熊本県内食品製造業者が売り手となる商談会の展開、及び③熊本県内食品製造工場の視察を開催した。

＜くまもと食の魅力発信！ビジネスマッチング＠ＫＵＭＡＭＯＴＯ　概要＞

主　　催：東京商工会議所、東京都、熊本商工会議所

会　　期：２０１７年6月１４日～１５日（２日間）

会　　場：グランメッセ熊本（熊本県上益城町福富１０１０）

(a)展示試食ブース概要

会　　場：グランメッセ熊本　コンベンションホール内

小間仕様：３．６㎡（間口１．８m　奥行１．８m）

出展者数：３９社

制　作　物：出展企業商品ガイドブックを計３，５００部配布

○出展者説明会　　４月１８日（３９社・４７名）　於：熊本商工会議所　６階会議室

(b) くまもと食の魅力発信！ビジネスマッチング＠ＫＵＭＡＭＯＴＯ

会　　場：グランメッセ熊本　中会議室・大会議室

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・・２４社　３９名

熊本県内食品製造業者　・・・・・３９社　５７名

商談件数：１８２件

商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

(c) 視察会

開 催 日：２０１７年6月１５日（２０社　３３名）

熊本ワイン

㈱岩田コーポレーション

㈱通宝

b．新潟県燕市及び三条市における商談機会創出の取り組み

燕市及び三条市は、「作業工具」・「刃物関連」ならびに「金属洋食器」「金属ハウスウェア」製品を主要製品とする工業地域である。現在では、これらの製品に育まれた技術を武器に様々な金属製品を加工する基地として、世界中から注目を集めている。当地では、２０１４年から地域のものづくり企業と当地に関連する新技術を持つ企業が一堂に会し、地域内外に広く技術をＰＲし、ビジネスマッチングを目指す展示会として「燕三条ものづくりメッセ」を開催している。本事業では、同展示会の場を活用し、①東京都に所在する中小企業による展示を実施する「東京都ブース」の展開、及び②東京都内に事業所を置く中小企業が発注側となり、燕三条地域企業が受注側となる商談会を開催した。

＜燕三条ものづくりメッセ２０１７　概要＞

主　　催：(公財）燕三条地場産業振興センター

会　　期：２０１７年１０月２６日～２７日（２日間）

会　　場：燕三条地場産業振興センター（新潟県三条市須頃１７－１）

入場者数：１１，２６７人

(a)東京都ブース概要

会　　場：燕三条地場産業振興センター　メッセピア内

小間仕様：６㎡

出展者数：１４社

制　作　物：東京都ブース出展企業ガイドブック、不織布バックを計５，０００部配布
○出展者説明会　　９月１５日（１２社・１３名）　於：丸の内二丁目ビル　３階「会議室３・４」
(b)燕三条＆ＴＯＫＹＯ商談会「しごと発掘市ｉｎ燕三条ものづくりメッセ」
会　　場：燕三条地場産業振興センター　リサーチコア６階　「研修室」
開 催 日：２０１７年１０月２６日～２７日（２日間）
参加企業数：発注企業数・・・・・３９社
受注企業数・・・・・１１４社
商談件数：３２０件
商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式
○参加者説明会　　９月１５日（３０社・３７名）　於：丸の内二丁目ビル　３階「会議室３・４」

c．静岡県浜松市における商談機会創出の取り組み

静岡県浜松市は、東京・大阪のほぼ中央に位置し、その地理的条件と温暖な気候や豊富な水資源に恵まれ、古くからものづくりの町として発展した産業集積都市です。繊維・楽器・輸送用機器などの地域の基幹産業とともに、近年では光技術・電子技術関連等の先端技術産業にも果敢に挑戦し、国際的にも高い評価を得ている。本事業では、①東京都ならびに浜松市内に所在する中小企業による双方のブースを展示し意見交換を行う「展示商談会」の展開、及び②浜松市近隣ものづくり企業の製造工場の視察を開催した。

＜浜松・東京技術交流・展示商談会　概要＞
主　　催：東京商工会議所・東京都・浜松商工会議所
会　　期：２０１８年1月２３日～２４日（２日間）
会　　場：アクトシティ浜松コングレスセンター（静岡県浜松市中区板屋町１１１－１）
(a)ブース概要
会　　場：アクトシティ浜松コングレスセンター内
小間仕様：３．６㎡（間口１．８ｍ　奥行１．８ｍ）
出展者数：（東京都）３４社　　（浜松）２８社
制 作 物：東京都ブース出展企業ガイドブックを計３００部配布
○参加者説明会　　１２月２０日（２９社・２９名）　於：丸の内二丁目ビル　３階「会議室３・４」
(b)視察会
開 催 日：２０１８年1月２４日
午　　前
コースＡ　㈱ブローチ研削工業所（１１社　２０名）
コースＢ　㈱桜井製作所（１１社　２１名）
コースＣ　㈱平安コーポレーション（１２社　２０名）
午　　後
ヤマハ発動機㈱（３４社　６１名）

# ８．登　　録

## (1) 法定台帳

### ① 作成・定期訂正

作　　成　　５月　９日（２０１７年度新規該当者）

定期訂正　　９月２９日（継続該当者）

### ② 登録業者数

| 会員・非会員 | 特定商工業者数 | 台帳提出数 | 提出率（%） |
|---|---|---|---|
| 会　　員 | 38,358 | 22,434 | 58.5 |
| 非　会　員 | 25,274 | 8,643 | 34.2 |
| 計 | 63,632 | 31,077 | 48.8 |

### ③ 法定台帳の管理運用

1)五十音順整備（地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制）

2)地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料

3)２３区別「特定商工業者統計表」の作成

4)登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

## (2) 貿易登録

（単位：件）

| 会員・非会員 | 新規登録 | 登録更新 | 年度末登録業者数 |
|---|---|---|---|
| 会　　員 | 321 | 2,356 | 5,274 |
| 非会員（含地区外） | 481 | 1,209 | 3,238 |
| 計 | 802 | 3,565 | 8,512 |

※貿易登録の有効期間は２年間

## (3) 会員之章（貸与）

| ２０１６年度末現在 | 新規貸与 | 退会・返却 | ２０１７年度末現在 |
|---|---|---|---|
| 4,828 | 34 | 175 | 4,687 |

# ９．事務所･建物等運用

## (1) 事務所所在地

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 本部 | 千代田区丸の内２－５－１　丸の内二丁目ビル |
| 2 | 千代田支部 | 千代田区神田神保町３－１９　ダイナミックアート九段下ビル２階 |
| 3 | 中央支部 | 中央区銀座１－２５－３　中央区立京橋プラザ分庁舎３階 |
| 4 | 港支部 | 港区浜松町２－４－１　世界貿易センタービル５階Ｅ |
| 5 | 新宿支部 | 新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿４階 |
| 6 | 文京支部 | 文京区春日１－１６－２１　文京シビックセンターＢ２階 |
| 7 | 台東支部 | 台東区花川戸２－６－５　台東区民会館１階 |
| 8 | 北支部 | 北区王子１－１１－１　北とぴあ１２階 |
| 9 | 荒川支部 | 荒川区荒川２－１－５　セントラル荒川ビル９階 |
| 10 | 品川支部 | 品川区西品川１－２８－３　品川区立中小企業センター４階 |
| 11 | 目黒支部 | 目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター４階 |
| 12 | 大田支部 | 大田区南蒲田１－２０－２０　大田区産業プラザ５階 |
| 13 | 世田谷支部 | 世田谷区太子堂２－１６－７　世田谷産業プラザ２階 |
| 14 | 渋谷支部 | 渋谷区渋谷１－１２－５　渋谷区立商工会館７階 |
| 15 | 中野支部 | 中野区新井１－９－１　中野区立商工会館２階 |
| 16 | 杉並支部 | 杉並区上荻１－２－１　インテグラルタワー２階 |
| 17 | 豊島支部 | 豊島区西池袋２－３７－４　としま産業振興プラザ（ＩＫＥ・Ｂｉｚ）４階 |
| 18 | 板橋支部 | 板橋区板橋３－９－７　板橋センタービル８階 |
| 19 | 練馬支部 | 練馬区練馬１－１７－１　Ｃｏｃｏｎｅｒｉ４階 |
| 20 | 江東支部 | 江東区東陽４－５－１８　江東区産業会館２階 |
| 21 | 墨田支部 | 墨田区江東橋３－９－１０　すみだ産業会館９階 |
| 22 | 足立支部 | 足立区千住１－５－７　あだち産業センター４階 |
| 23 | 葛飾支部 | 葛飾区青戸７－２－１ テクノプラザかつしか３階 |
| 24 | 江戸川支部 | 江戸川区船堀４－１－１　タワーホール船堀３階 |
| 25 | 浅草分室 | 台東区花川戸２－１７－８　ハン六ビル８階 |

## (2) 自己所有土地・建物の概要

### ①　概　　要

1)　旧東京商工会議所ビルディング跡地（２０１８年２月５日建物滅失登記）

| | |
|---|---|
| 所　在　地 | （地番）千代田区丸の内三丁目１４番１ |
| 敷 地 面 積 | 2,308.92 ㎡　うち、東商所有分：1119.36 ㎡ |

2)　新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

| | |
|---|---|
| 所 在 地 | 東京都新宿区新宿三丁目１番２６号（地番：新宿区新宿三丁目１３０番～１４１番） |
| 敷地面積 | 2,578.69 ㎡　うち、東商所有分：176.65 ㎡（地番：１４１番） |
| 建築面積 | 1,804.70 ㎡ |
| 延床面積 | 26,360.56 ㎡ うち、東商所有分（共有持分）<br>建物専有部分　577.55 ㎡<br>建物共用部分　124.10 ㎡<br>駐車場部分　50.19 ㎡ |
| 構　　造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 階　　数 | 地下３階、地上１４階、ＰＨ２階 |

| | |
|---|---|
| 高　　さ | 80.70m |
| 用　　途 | 物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場 |
| 着　　工 | ２００４年１０月１日 |
| 竣　　工 | ２００７年1月３１日 |

## (3) 建物の運用

### ①　定期貸室使用者（五十音順）

**【丸の内二丁目ビル】**

国際商業会議所日本委員会
中小企業活力向上プロジェクト実行委員会
(公社)　東京屋外広告協会
(一社)　東京珠算教育連盟
東京販売士協会
㈱東商サポート＆サービス
日本小売業協会
日本商工会議所
(一財)日本民族工芸技術保存協会
福祉住環境コーディネーター協会
㈲丸の内（橋膳）

## (4) 丸の内二丁目ビル

### ①　使用区分

| | |
|---|---|
| 東京商工会議所 | 10,668.55 ㎡／ 3,227.31 坪（100.0%） |
| 1）役員室及び事務局 | 5,440.62 ㎡／ 1,648.67 坪（51.08%） |
| ①３階 | 2,478.88 ㎡ |
| ②４階 | 1,991.00 ㎡ |
| ③５階 | 970.74 ㎡ |
| 2）定期貸室（関連団体使用分） | 1,445.02 ㎡／　437.88 坪（13.57%） |
| 3）共用部 | 3,782.91 ㎡／ 1,146.33 坪（35.46%） |

## (5) 東京商工会議所ビル建替え

### ①　新ビル建築工事（２０１５年１１月１６日着工済）

1)　上棟式　実施（１１月１５日）

### ②　移転推進チーム

1)　第一回　　９月２６日　　オフィス計画について
2)　第二回　１０月３０日　　オフィス計画について
3)　第三回　１２月　１日　　オフィス計画について
　　チャレンジ・ド・ワーク室について
　　文書管理について
4)　第四回　　２月　７日　　オフィス環境・運用と文書管理について

# 10. 関係団体への加入および連繋等

## (1) 日本商工会議所

（２０１８年3月３１日現在）

| 日本商工会議所における役職名 | 就 任 者 名 | 当商工会議所における役職名 |
|---|---|---|
| 会頭 | 三村明夫 | 会頭・議員 |
| 専務理事 | 石田徹 | 専務理事 |
| 総合政策委員長 | 小林栄三 | 特別顧問・議員・総合政策委員長 |
| 税制委員長 | 田中常雅 | 副会頭・議員・税制委員長 |
| 労働委員長 | 伊藤一郎 | 副会頭・議員・労働委員長 |

（共同委員長就任委員会）
総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会
（委員就任委員会）
信用基金管理特別委員会、表彰特別委員会

（事務局職務協力）　（２０１８年3月３１日現在）

| 日本商工会議所における協力職務 | 兼 務 人 数 | 当商工会議所における部署名 |
|---|---|---|
| 広報部 | ６人 | 広報部 |
| 国際部 | １７人 | 国際部 |
| 企画調査部 | ６人 | 企画調査部 |
| 産業政策第一部 | ７人 | 産業政策第一部 |
| 産業政策第二部 | ９人 | 産業政策第二部 |

## (2) 関東商工会議所連合会

（２０１８年3月３１日現在）

| 関東商工会議所連合会における役職名 | 就 任 者 名 | 当商工会議所における役職名 |
|---|---|---|
| 会長 | 三村明夫 | 会頭・議員 |
| 代表幹事 | 西尾昇治 | 常務理事 |

（事　務　局）　（総務統括部総務課）

## (3) 東京都商工会議所連合会

（２０１８年3月３１日現在）

| 東京都商工会議所連合会における役職名 | 就 任 者 名 | 当商工会議所における役職名 |
|---|---|---|
| 会長 | 三村明夫 | 会頭・議員 |

（事　務　局）　（総務統括部総務課）

## (4) 関東商工会議所女性会連合会

（２０１８年3月３１日現在）

| 関東商工会議所女性会連合会における役職名 | 就 任 者 名 | 当商工会議所における役職名 |
|---|---|---|
| 会長 | 藤沢薫 | 女性会会長 |

（事　務　局）　（総務統括部組織運営課）

## (5) 専門図書館協議会

（２０１８年3月３１日現在）

| 専門図書館協議会における役職名 | 就 任 者 名 | 当商工会議所における役職名 |
|---|---|---|
| ◎専門図書館協議会 | | |
| 会　　長 | 三　村　明　夫 | 会　頭　・　議　員 |
| 理　事　長 | 石　田　　徹 | 専　務　理　事 |
| 表彰審査委員会委員長 | 石　田　　徹 | 専　務　理　事 |

（事　務　局）　　専門図書館協議会　　（日本図書館協会会館内）

## (6) その他加入団体（五十音順）

(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム
ｔｈｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ｕ－ｃｌｕｂ
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
(一社)海外環境協力センター
(一財)機械システム振興協会
倶楽部懇話会
(一財)航空振興財団
(公社)麹町法人会
(独)国際観光振興機構
(公財)国際研修協力機構
国際商業会議所日本委員会
こころの東京革命協会
(公財)産業雇用安定センター
(公財)渋沢栄一記念財団
(一社)情報科学技術協会
(一社)情報サービス産業協会
(一社)新日本スーパーマーケット協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
(一社)世界貿易センター東京
(一社)全国銀行協会
(一財)知的財産研究教育財団
中央労働災害防止協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会
千代田年金委員会
(一財)デジタルコンテンツ協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議
(一財)伝統的工芸品産業振興協会
(公社)東京屋外広告協会
㈱東京會舘　ユニオンクラブ
(公財)東京観光財団
(特)東京シティガイドクラブ
(一財)東京社会保険協会
(一社)東京珠算教育連盟
(公社)東京青年会議所
(一社)東京駐車協会
東京都応急手当普及推進協議会
(一社)東京都港湾振興協会
東京都産業教育振興会
(特)東京都就労支援事業者機構
東京都職業能力開発協会
(公社)東京のあすを創る協会
東京販売士協会
(一社)東京ビルヂング協会
(一社)内外情勢調査会
(一財)日中経済協会
(一社)日中経済貿易センター
(特)日本ＮＰＯセンター
(公社)日本観光振興協会
(一社)日本経営協会
(一社)日本経済青年協議会
(一社)日本経済調査協議会
(一社)日本原子力産業協会
(公財)日本交通公社
日本小売業協会
(一社)日本在外企業協会
(公財)日本産業衛生学会
(一財)日本産業協会
(一社)日本色彩学会
(一社)日本商事仲裁協会
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一社)日本テレワーク協会
(特)日本都市計画家協会
(公社)日本図書館協会
(一社)日本販売士協会
(特)日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会
(一財)日本ファッション協会
(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一社)日本貿易会
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)日本流行色協会
(公社)発明協会
福祉住環境コーディネーター協会
丸の内懇話会
丸の内災害予防普及会
丸の内美化協会
丸の内ビル防犯協会
丸の内防火防災協会
丸の内防犯協会
民間外交推進協会

## (7) 外部団体就任状況

### ① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

（２０１７年度在任）

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 外務省　ジャパン・ハウス　有識者等諮問会議 | 委員 | 細田　眞（議員） |
| 環境省　ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ推進チーム | 構成員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 環境省　中央環境審議会 | 臨時委員 | 小林　勝彦（エネルギー・環境委員会委員） |
| 環境省　中央環境審議会　総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会 | 臨時委員 | 小林　勝彦（エネルギー・環境委員会委員） |
| 関東運輸局　関東地方交通審議会 | 委員 | 佐々木　隆（副会頭・議員） |
| 関東財務局　国有財産関東地方審議会 | 委員 | 間部　彰成（理事・事務局長） |
| 関東財務局　東京財務事務所 | 財務行政モニター | 大津　洋子（千代田支部副会長） |
| 関東森林管理局　国有林野管理審議会 | 委員 | 西尾　昇治（常務理事） |
| 関東地方整備局　風景街道関東地方協議会 | 委員 | 西尾　昇治（常務理事） |
| 経済産業省　営業秘密官民フォーラム | 委員 | 馬場　秀成（知的財産戦略委員会委員） |
| 経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　基準認証小委員会 | 委員 | 駒沢　聰（大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長） |
| 経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　産業環境対策小委員会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 経済産業省資源エネルギー庁　総合資源エネルギー調査会　新エネルギー小委員会 | 委員 | 中島　彰良（千代田支部工業分科会副分科会長） |
| 経済産業省　J-クレジット制度運営委員会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 経済産業省　日本工業標準調査会　基本政策部会 | 委員 | 駒沢　聰（大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長） |
| 経済産業省　標準化官民戦略会議　幹事会 | 委員 | 駒沢　聰（大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長） |
| 経済産業省　研究開発税制等の今後の在り方に関する勉強会 | 委員 | 武田　健三（品川支部会長・税制委員会委員） |
| 公正取引委員会　独占禁止懇話会 | 会員 | 細田　眞（議員・経済法規委員会委員） |
| 公正取引委員会　独占禁止政策協力委員 | 協力委員 | 本多　保隆（議員・経済法規副委員長） |
| 公正取引委員会　独占禁止政策協力委員 | 協力委員 | 塩澤　好久（議員） |
| 厚生労働省　過労死等防止対策推進協議会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　技能者表彰審査 | 委員 | 西尾　昇治（常務理事） |
| 厚生労働省　高等学校就職問題検討会議 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　雇用保険二事業懇談会 | 委員 | 坂田　甲一（労働委員会委員） |
| 厚生労働省　雇用保険二事業懇談会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　産業医制度の在り方に関する検討会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　社会復帰促進等事業に関する検討会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　中央訓練協議会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　中央最低賃金審議会 | 委員 | 橋本　昌道（常任参与） |
| 厚生労働省　中央最低賃金審議会 | 委員 | 中西志保美（元 労働委員会委員） |
| 厚生労働省　透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する研究会 | 委員 | 小林　治彦（理事・産業政策第二部長） |
| 厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会 | 委員 | 橋本　昌道（常任参与） |
| 厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会 | 委員 | 中西志保美（前労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会 | 委員 | 渡辺　佳英（特別顧問・議員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会 | 委員 | 市瀬　優子（元 女性会副会長・労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会安全衛生分科会 | 委員 | 中村　節雄（議員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会 | 委員 | 須永　明美（前　女性会副会長） |
| 厚生労働省　労働政策審議会勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会 | 委員 | 須永　明美（前　女性会副会長） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　雇用均等分科会 | 委員 | 塩島　義浩（㈱資生堂執行役員） |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 厚生労働省　労働政策審議会　雇用均等分科会 | 委員 | 中西志保美　（元 労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会雇用均等分科会　家内労働部会 | 委員 | 渡邊　剛彦　（元 労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会障害者雇用分科会 | 委員 | 石田　　彌　（世田谷支部副会長） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会 | 委員 | 熊谷　俊範　（議員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会雇用対策基本問題部会・高年齢者有期雇用特別部会 | 委員 | 市瀬　優子　（元 女性会副会長・労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　職業能力開発分科会 | 委員 | 諏訪　貴子　（前 議員・労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　職業能力開発分科会若年労働者部会 | 委員 | 諏訪　貴子　（前 議員・労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会 | 委員 | 杉山　敦志　（㈱千疋屋総本店総務人事部長） |
| 厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会有期雇用特別部会 | 委員 | 市瀬　優子　（元 女性会副会長・労働委員会委員） |
| 厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会 | 委員 | 橋本　昌道　（常任参与） |
| 厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会 | 委員 | 中西志保美　（元 労働委員会委員） |
| 国土交通省　スーパー・メガリージョン構想検討会 | 委員 | 清野　　智　（副会頭・議員） |
| 国土交通省　トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 財務省財政制度等審議会 | 臨時委員 | 伊藤　一郎　（副会頭・議員） |
| 総務省　個人住民税検討会 | 委員 | 武田　健三　（品川支部会長・税制委員会委員） |
| 中小企業庁　中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する協議会 | 委員 | 前田　新造　（副会頭・議員） |
| 中小企業庁　中小企業・小規模事業者の人手不足対応研究会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京労働局　雇用保険審査 | 参与 | 小笠原幹治　（㈱アテナ　・監査役） |
| 東京労働局　職業安定部東京都地域訓練協議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京労働局　職業安定部東京都地域ジョブ・カード運営本部 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京労働局　東京新卒者就職応援本部 | 構成員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京労働局　東京地方労働審議会 | 委員 | 杉山　敦志　（㈱千疋屋総本店・総務人事部長） |
| 東京労働局　東京地方労働審議会 | 委員 | 大津　洋子　（千代田支部副会長） |
| 東京国税局　土地評価審議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京入国管理局　出入国管理行政懇談会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 内閣府　結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体の取組等に関する検討会 | 委員 | 山崎登美子　（議員） |
| 内閣府　仕事と生活の調和連携推進評価部会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 内閣府　子ども・子育て会議 | 委員 | 蜂谷　真弓　（元 労働委員会委員） |
| 内閣府　知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会　知財のビジネス価値評価検討タスクフォース | 委員 | 荻野源次郎　（板橋支部工業副分科会長・知的財産戦略委員会委員） |
| 内閣府　知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会 | 委員 | 荒井　寿光　（常任顧問・知的財産戦略委員長） |
| 内閣府　知的財産戦略本部知財創造教育推進コンソーシアム | 委員 | 梶原　徳二　（常議員・知的財産戦略副委員長） |
| 内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議 | 委員 | 田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長） |
| 内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議　社会機能に関する分科会 | 委員 | 田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長） |
| 法務省　法制審議会　会社法制（企業統括等関係）部会 | 委員 | 小林　俊明　（経済法規委員会委員） |
| 文部科学省　インターンシップの推進に関する調査研究協力者会議 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |

2)　東京都関係

（２０１７年度在任）

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 東京都　介護保険審査会 | 委員 | 高野　秀夫　（常任参与） |
| 東京都　環境審議会 | 委員 | 小林　勝彦　（エネルギー・環境委員会委員） |
| 東京都　教育委員会商業教育検討委員会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　教育委員会点検・評価に関する有識者 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 東京都　教育庁「商業教育コンソーシアム東京」準備委員会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　景観審議会 | 委員 | 山崎登美子　（議員） |
| 東京都　景観審議会 | 委員 | 川本正一郎　（三井不動産・専務） |
| 東京都　国民保護協議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　国土利用審議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　広告物審議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　ボランティア活動推進協議会 | 副会長 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| 東京都　こころの東京革命協会 | 副会長 | 伊東　孝紳　（副会頭・議員） |
| 東京都　こころの東京革命推進会議 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　産業交流展 2017 実行委員会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| 東京都　産業労働局ものづくり・匠の技の祭典２０１７実行委員会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| 東京都　消費者被害救済委員会 | 委員 | 橋本　昌道　（常任参与） |
| 東京都　消費生活対策審議会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　情報公開・個人情報保護審議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　信用保証補助審査会 | 委員 | 服部津貴子　（議員） |
| 東京都　水素社会の実現に向けた東京推進会議 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　水道事業運営戦略検討会議 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　スポーツ振興審議会 | 委員 | 後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興委員長） |
| 東京都　退職管理委員会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| 東京都　男女平等参画審議会第五期 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　中小企業調停審議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　東京都社会福祉審議会 | 委員 | 渡邉　光子　（女性会副会長） |
| 東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会 | 構成員 | 三村　明夫　（会頭） |
| 東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議 | 構成員 | 石田　徹　（専務理事） |
| 東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会大丸有地区整備計画作成部会 | 構成員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　東京の中小企業振興を考える有識者会議 | 委員 | 大久保秀夫　（副会頭・議員） |
| 東京都　東京ブランドのあり方検討会 | 委員 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| 東京都　東京万引き防止官民合同会議 | 構成員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　特定適格消費者団体への支援制度構築に向けた専門助言委員 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　特別職報酬等審議会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| 東京都　都市計画審議会 | 委員 | 田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長） |
| 東京都　廃棄物審議会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都　福祉のまちづくり推進協議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会 | 使用者委員 | 内田　隆文　（㈱資生堂・社友） |
| 東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会 | 使用者委員 | 梅内　克範　（大崎電気工業㈱・社友） |
| 東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会 | 使用者委員 | 門馬　卓　（鹿島建設㈱・社友） |
| 東京都　労働委員会第 43 期東京都労働委員会 | 使用者委員 | 橋本　昌道　（常任参与） |

3)　その他

（２０１７年度在任）

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| (公財)オイスカ | 顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 常任顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 最高顧問 | 岡村　正　（名誉会頭） |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 伊藤　一郎　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 前田　新造　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 釜　和明　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 田中　常雅　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 北山　禎介　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 伊東　孝紳　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 垣内　威彦　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 中村　満義　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 清野　智　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 大久保秀夫　（副会頭・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 渡辺　佳英　（特別顧問・議員） |
| オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 | 委員 | 後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興委員長） |
| 外国人旅行者向け免税制度に関する協議会 | 会長 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| 橿原神宮 平成２９年紀元祭 | 奉賛発起人 | 三村　明夫　（会頭） |
| 観光立国推進協議会 | 委員 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| 関東観光広域連携事業推進協議会 | 会長 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| (一社)関東観光広域連携事業推進協議会 | 会長 | 佐々木　隆　（副会頭・議員） |
| (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　東京職業訓練支援センター運営協議会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　運営協議会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発専門部会 | 審査委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 国際商業会議所国際商業会議所日本委員会 | 名誉会長 | 岡村　正　（名誉会頭） |
| 国際商業会議所国際商業会議所日本委員会 | 顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| 国際商業会議所国際商業会議所日本委員会 | 理事・副会長 | 石田　徹　（専務理事） |
| 国際商業会議所国際商業会議所日本委員会 | 常任参与 | 中村　利雄　（顧問） |
| (一社)産業環境管理協会　エコリーフ/カーボンフットプリントプログラム　アドバイザリーボード | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (一社)産業環境管理協会　リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会 | 委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 東京都産業教育振興会 | 副会長 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| (公財)産業教育振興中央会 | 理事 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 「四国こんぴら歌舞伎大芝居」推進協議会 | 顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| (一財)省エネルギーセンター | 評議員 | 石田　徹　（専務理事） |
| 中小企業活力向上プロジェクト 実行委員会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| 首都圏エネルギー懇談会運営委員会 | 委員 | 石田　徹　（専務理事） |
| ㈱世界貿易センタービルディング | 監査役 | 高野　秀夫　（常任参与） |
| (一財)全国商工会議所共済会 | 理事 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (一財)全国商工会議所共済会年金委員会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| 専門図書館協議会 | 会長 | 三村　明夫　（会頭） |
| 専門図書館協議会 | 理事長・表彰審査委員会委員長 | 石田　徹　（専務理事） |
| ㈱地域経済活性化支援機構 | 社外取締役 | 中村　利雄　（顧問） |
| ㈱地域経済活性化支援機構　地域経済活性化支援委員会 | 委員 | 中村　利雄　（顧問） |
| 地球環境基金運営委員会 | 委員 | 北村　雅良　（常議員・エネルギー・環境委員長） |

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| (公社)鉄道貨物協会 | 評議員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公社)東京屋外広告協会 | 顧問 | 石田　徹　(専務理事) |
| (公社)東京屋外広告協会 | 理事 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公社)東京屋外広告協会第10回東京屋外広告コンクール | 審査委員 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| (公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会 | 顧問 | 岡村　正　(名誉会頭) |
| (公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会 | 特別顧問 | 三村　明夫　(会頭) |
| (公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会 | 顧問 | 上條　清文　(顧問) |
| (公財)東京観光財団 | 監事 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会 | 委員 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| (公財)東京しごと財団 | 評議員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (一社)東京珠算教育連盟 | 会長 | 大久保秀夫　(副会頭・議員) |
| (一社)東京珠算教育連盟 | 理事長 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| 東京中小企業投資育成㈱ | 監査役 | 石田　徹　(専務理事) |
| 東京信用保証協会 | 理事 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| 東京信用保証協会　理事候補者の選定に係る外部有識者委員会 | 委員 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| (公財)東京タクシーセンター | 会長 | 渡辺　佳英　(特別顧問・議員) |
| (公財)東京都環境公社 | 評議員 | 小林　治彦　(理事・産業政策第二部長) |
| (社福)東京都共同募金会 | 理事 | 三村　明夫　(会頭) |
| (社福)東京都共同募金会 | 会長 | 三村　明夫　(会頭) |
| (社福)東京都共同募金会 | 理事、配分委員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (社福)東京都共同募金会 | 評議員 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| (社福)東京都共同募金会奉仕者事故見舞審査委員会 | 委員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公財)東京都公園協会 | 理事 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (一社)東京都産業廃棄物協会 | 監事 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公財)東京都私学財団 | 評議員 | 高野　秀夫　(常任参与) |
| (公財)東京都私学財団育英資金奨学生選考委員会 | 委員 | 高野　秀夫　(常任参与) |
| (社福)東京都社会福祉協議会 | 理事 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| (社福)東京都社会福祉協議会東京善意銀行運営委員会 | 委員長 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| 東京都職業能力開発協会 | 理事 | 小林　治彦　(理事・産業政策第二部長) |
| (一社)東京都信用金庫協会優良企業表彰制度 | 選考委員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公財)法人東京都スポーツ文化事業団 | 理事 | 高野　秀夫　(常任参与) |
| 東京都赤十字協賛委員支部協議会 | 委員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| (公財)東京都中小企業振興公社 | 評議員 | 井上　裕之　(特別顧問・常議員) |
| (公財)東京都歴史文化財団 | 理事 | 大谷　信義　(常議員) |
| 東京販売士協会 | 副会長 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| ㈱東京ビッグサイト | 取締役 | 高野　秀夫　(常任参与) |
| 東京フットボールクラブ㈱ | 監査役 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| 東京弁護士会　市民会議 | 委員 | 田中　常雅　(副会頭・議員) |
| 東京弁護士会　任官候補者審査部会 | 委員 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| 東京ボウリング場協会 | 理事 | 西尾　昇治　(常務理事) |
| 東京ホームレス就業支援事業推進協議会 | 構成員 | 小林　治彦　(理事・産業政策第二部長) |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2017 | 名誉顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| 東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2017 | 実行委員会長 | 石田　　徹　（専務理事） |
| 東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2017 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 東京メトロポリタンテレビジョン㈱ | 特別顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| 東京メトロポリタンテレビジョン㈱ | 監査役 | 中村　利雄　（顧問） |
| ㈱東京流通センター | 社外取締役 | 石田　　徹　（専務理事） |
| (一社)東京労働者福祉協議会東京国際労働事情研究会 | 会長 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| ㈱東商サポート＆サービス | 取締役 | 石田　　徹　（専務理事） |
| (公財)２１世紀職業財団 | 理事 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| ㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京実行委員会 | 委員長 | 三村　明夫　（会頭） |
| ㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京実行委員会 | 委員 | 石田　　徹　（専務理事） |
| 日本銀行　金融広報中央委員会 | 委員 | 三村　明夫　（会頭） |
| (公財)日本環境協会エコマーク「運営委員会」 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (一社)日本経営協会 | 評議員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本小売業協会 | 顧問 | 三村　明夫　（会頭） |
| 日本小売業協会 | 専務理事 | 高野　秀夫　（常任参与） |
| 日本小売業協会 | 常任理事 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本司法支援センター(法テラス) | 顧問 | 石井　卓彌　（特別顧問・常議員） |
| (一社)日本珠算連盟 | 特別顧問 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本商工会議所　運営専門委員会 | 第30期委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本商工会議所　信用基金管理特別委員会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本商工会議所　表彰特別委員会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本商工会議所　貿易関係証明専門委員会 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本商工会議所　貿易関係証明規律委員会 | 委員 | 間部　彰成　（理事・事務局長） |
| (一社)日本商事仲裁協会 | 理事 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (公財)日本生産性本部 | ＷＬＢ大賞審査委員 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| 日本赤十字社　東京都支部 | 副支部長 | 伊東　孝紳　（副会頭・議員） |
| 日本赤十字社　東京都支部 | 評議員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (公財)日本チャリティ協会 | 理事 | 高野　秀夫　（常任参与） |
| (一財)日本ファッション協会 | 参与 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (一社)日本貿易会 | 審議員 | 石田　　徹　（専務理事） |
| (一財)日本民族工芸技術保存協会 | 理事長 | 高野　秀夫　（常任参与） |
| (一財)日本民族工芸技術保存協会 | 監事 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (公財)日本容器包装リサイクル協会 | 評議員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| (公財)日本容器包装リサイクル協会　総務企画委員会 | 委員長 | 小林　治彦　（理事・産業政策第二部長） |
| (一財)日本立地センター「関東地域政策研究センター運営委員会」 | 委員 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 日本・ルーマニア経済委員会 | 監事 | 赤木　　剛　（理事・国際部長） |
| 日本和裁検定協会 | 会長 | 西尾　昇治　（常務理事） |
| 特定非営利活動法人　ふるさとテレビ | 顧問 | 高野　秀夫　（常任参与） |
| (公財)暴力団追放運動推進都民センター | 相談役 | 三村　明夫　（会頭） |
| (公財)暴力団追放運動推進都民センター | 評議員 | 西尾　昇治　（常務理事） |

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| (公財)暴力団追放運動推進都民センター | 理事 | 間部　彰成　(理事・事務局長) |
| 丸の内警察署協議会 | 副会長 | 小林　治彦　(理事・東商ビル建替え準備室部長) |
| 丸の内災害予防普及会 | 理事 | 小林　治彦　(理事・東商ビル建替え準備室部長) |
| 丸の内防火防災協会 | 理事 | 小林　治彦　(理事・東商ビル建替え準備室部長) |
| 明治神宮 | 責任役員・総代 | 三村　明夫　(会頭) |
| 明治神宮　外苑運営委員会 | 委員 | 三村　明夫　(会頭) |
| 明治神宮　鎮座百年祭記念奉賛募金委員会 | 副委員長 | 石田　　徹　(専務理事) |
| 明治神宮崇敬会 | 会長 | 三村　明夫　(会頭) |
| 明治神宮崇敬会 | 監事 | 石田　　徹　(専務理事) |
| 明治神宮崇敬会 | 理事 | 中村　利雄　(顧問) |
| 明治神宮　武道場至誠館運営委員会 | 委員 | 三村　明夫　(会頭) |
| (公財)ライオン歯科衛生研究所 | 評議員 | 高野　秀夫　(常任参与) |
| (公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会 | 財務委員 | 中村　利雄　(顧問) |
| ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン熱狂の日音楽祭実行委員会 | 特別顧問 | 三村　明夫　(会頭) |
| リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会 | 常任理事 | 西尾　昇治　(常務理事) |

② 支部役員等

（２０１７年度在任）

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| (一社)千代田区観光協会 | 副会長 | 前川　秀樹　(千代田支部会長) |
| (公財)まちみらい千代田 | 理事 | 前川　秀樹　(千代田支部会長) |
| (公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会 | 委員 | 前川　秀樹　(千代田支部会長) |
| 社会を明るくする運動千代田区推進委員会 | 委員 | 前川　秀樹　(千代田支部会長) |
| 千代田区道路通称名選定委員会 | 委員 | 前川　秀樹　(千代田支部会長) |
| 千代田区地球温暖化対策推進懇談会 | 委員 | 久保　和人　(千代田支部建設分科会副分科会長) |
| 千代田区立神田一ツ橋中学校運営協議会 | 委員 | 中山　幸豁　(千代田支部工業分科会副分科会長) |
| 千代田区図書館評議会 | 委員 | 木原　一雄　(千代田支部卸売分科会評議員) |
| 千代田区子ども・子育て会議 | 委員 | 舟橋千鶴子　(千代田支部情報産業分科会副分科会長) |
| 千代田区個人情報保護審議会 | 委員 | 大津　洋子　(千代田支部副会長) |
| 千代田区商工振興連絡調整会 | 委員 | 前川　秀樹　(千代田支部会長) |
| 中央区観光協会 | 理事・副会長 | 大谷　信義　(常議員・中央支部会長) |
| (公財)中央区勤労者サービス公社 | 理事長 | 中野里孝正　(中央支部副会長) |
| 中央区ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ区民協議会 | 部会員 | 岡本　圭祐　(中央支部工業分科会副分科会長) |
| 中央区男女共同参画推進委員会 | 委員 | 遠藤　　彬　(中央支部副会長) |
| 日本橋再生推進協議会 | 委員 | 大谷　信義　(常議員・中央支部会長) |
| 中央区文化・国際交流振興協会 | 理事 | 遠藤　　彬　(中央支部副会長) |
| 秩父宮ラグビー場周辺を活用した地域活性および国際交流イベント実行委員会 | 会長 | 池田　朝彦　(常議員・港支部会長) |
| 港区環境審議会 | 委員 | 池田　朝彦　(常議員・港支部会長) |
| 港区中小企業振興審議会 | 委員 | 池田　朝彦　(常議員・港支部会長) |
| みなと区民まつり実行委員会 | 副委員長 | 池田　朝彦　(常議員・港支部会長) |
| 国民体育大会港区実行委員会 | 常任委員 | 池田　朝彦　(常議員・港支部会長) |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 港区マラソン実行委員会 | 委員長 | 池田　朝彦　(常議員・港支部会長) |
| 港区マラソン実行委員会 | 副委員長 | 笠井　寛　(港支部副分科会長) |
| 港区屋外広告物景観形成検討委員会 | 委員 | 中野　竜　(港支部評議員企業室長) |
| 新宿区景観まちづくり審議会 | 委員 | 和田総一郎　(新宿支部観光分科会副分科会長) |
| 新宿区産業振興会議 | 委員 | 益田佳代子　(新宿支部商業分科会評議員) |
| 新宿区次世代育成協議会 | 委員 | 武田　哲一　(新宿支部教育・情報産業分科会副分科会長) |
| (社福)新宿区社会福祉協議会 | 理事 | 喜多　崇介　(新宿支部相談役) |
| 新宿区男女共同参画推進会議 | 委員 | 藤沢　薫　(新宿支部副会長) |
| 新宿区都市計画審議会 | 委員 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| 新宿区内万引き防止対策協議会 | 委員 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| 新宿シティハーフマラソン実行委員会 | 副実行委員長 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| 大新宿区まつり実行委員会 | 副会長 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟 | 副会長 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| (一社)新宿観光振興協会 | 副会長 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| (公財)新宿区未来創造財団 | 理事 | 髙野吉太郎　(新宿支部会長) |
| 新宿区基本構想審議会 | 委員 | 馬場　章夫　(新宿支部副会長) |
| 新宿区日韓親善協会 | 理事 | 北島　勇　(新宿支部副会長) |
| 新宿区情報公開･個人情報保護審議会 | 委員 | 坂本　宣子　(新宿支部異業種交流会会員) |
| 新宿区健康づくり行動計画推進協議会 | 委員 | 上田　達也　(新宿支部観光分科会評議員) |
| 新宿区東京２０２０大会区民協議会 | 協議委員 | 馬場　章夫　(新宿支部副会長) |
| 「文の京」の第九実行委員会 | 委員 | 金子　收　(文京支部会長) |
| 文京区史編さん委員会 | 委員 | 金子　收　(文京支部会長) |
| (公財)文京アカデミー | 理事 | 根本　達　(文京支部副会長) |
| 文京区基本構想推進区民協議会 | 委員 | 出井　久之　(文京支部卸売分科会長) |
| 文京区献血推進協議会 | 委員 | 髙村　清　(文京支部医療産業副分科会長) |
| 文京区情報公開及び個人情報保護審査会 | 委員 | 犬塚　俊裕　(文京支部出版・情報分科会長) |
| 文京区青少年問題協議会 | 委員 | 今井　茂雄　(文京支部副会長) |
| 文京区生物多様性地域戦略協議会 | 委員 | 松下　和正　(文京支部建設副分科会長) |
| 文京区地域包括ケア推進委員会 | 委員 | 古関　伸一　(文京支部医療産業副分科会長) |
| 文京区地球温暖化対策地域推進協議会 | 委員 | 瀬川　昌輝　(文京支部不動産分科会長) |
| 文京区特別職報酬等審議会 | 会長 | 金子　收　(文京支部会長) |
| 文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会 | 委員 | 利根川英二　(文京支部不動産副分科会長) |
| 文京区リサイクル清掃審議会 | 委員 | 藤田　哲朗　(文京支部卸売副分科会長) |
| 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 | 委員 | 盛　庄吉　(文京支部副会長・印刷分科会長) |
| 文京区子ども・子育て会議 | 委員 | 山田真夕子　(文京支部副分科会長企業課長) |
| 上野駅周辺滞留者対策推進協議会 | 委員 | 小田切満寿雄(台東支部会長) |
| したまち演劇祭実行委員会 | 会計監事 | 小田切満寿雄(台東支部会長) |
| したまちコメディ映画祭ｉｎ台東実行委員会 | 会計監事 | 小田切満寿雄(台東支部会長) |
| 国立西洋美術館世界文化遺産台東会議 | 委員 | 小田切満寿雄(台東支部会長) |
| (公財)台東区産業振興事業団 | 評議員 | 小田切満寿雄(台東支部会長) |
| 台東区社会福祉協議会 | 監事 | 長沼　一雄　(台東支部副会長) |

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 台東区少年少女発明クラブ運営委員会 | 副会長 | 梶原　徳二　(常議員・台東支部相談役) |
| 台東区特別職議員報酬及び給料審議会 | 委員 | 小田切満寿雄 (台東支部会長) |
| 台東区都市計画審議会 | 委員 | 大塚　義司　(台東支部商業副分科会長) |
| 台東区廃棄物減量等推進審議会 | 委員 | 髙橋　　通　(台東支部商業分科会長) |
| ときめき　たいとうフェスタ推進委員会 | 委員 | 小田切満寿雄 (台東支部会長) |
| 台東区総合戦略進捗検証委員会 | 委員 | 長沼　一雄　(台東支部副会長) |
| 台東区産業フェア実行委員会 | 委員 | 中川　雅雄　(台東支部副会長) |
| 台東区みどりの審議会 | 委員 | 大塚　義司　(台東支部商業副分科会長) |
| 花の心プロジェクト推進協議会 | 委員 | 小田切満寿雄 (台東支部会長) |
| 台東区観光振興計画推進会議 | 委員 | 星野　　温　(台東支部商業分科会評議員) |
| 北区産業振興会議 | 委員 | 越野　充博　(北支部会長) |
| 北区産業活性化ビジョン検討委員会 | 委員 | 田中　崇彦　(北支部建設工業副分科会長) |
| 北区リレーションシップ協議会 | 委員 | 越野　充博　(北支部会長) |
| (社福)北区社会福祉協議会 | 理事 | 越野　充博　(北支部会長) |
| 王子駅前滞留者対策協議会 | 委員 | 田村　純朗　(北支部副会長) |
| (一財)東京城北勤労者サービスセンター | 監事 | 田口　絢子　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長) |
| 北区小・中学生アイディア工夫展実行委員会 | 審査員 | 齊藤　正美　(北支部工業分科会長) |
| 北区仕事と生活の両立推進認定審査会 | 委員 | 越野　充博　(北支部会長) |
| 北区ワーク・ライフ・バランス推進起業認定審査会 | 委員 | 越野　充博　(北支部会長) |
| 北区きらりと光るものづくり顕彰審査委員会 | 委員 | 齊藤　正美　(北支部工業分科会長) |
| ２０１７北区花火会実行委員会 | 実行委員 | 越野　充博　(北支部会長) |
| (一社) 東京都北区観光協会 | 副会長 | 越野　充博　(北支部会長) |
| (一社) 東京都北区観光協会 | 理事 | 田邊恵一郎　(北支部副会長) |
| (一社) 東京都北区観光協会 | 理事 | 杉山　徳卓　(北支部工業副分科会長) |
| (公財)荒川区芸術文化振興財団 | 評議員 | 山下　　登　(荒川支部副会長) |
| (一財)東京城北勤労者サービスセンター | 理事 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| (一財)東京城北勤労者サービスセンター | サービス向上懇談会委員 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| (社福)荒川区社会福祉協議会 | 理事 | 湯田　啓一　(荒川支部副会長) |
| 荒川区都市計画審議会 | 委員 | 熊井昌一郎　(荒川支部交通運輸分科会長) |
| 荒川区国際交流協会 | 理事 | 井上　　浩　(荒川支部副会長) |
| 荒川区産業展実行委員会 | 副委員長 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 荒川区産業展実行委員会 | 副委員長 | 増野　　繁　(荒川支部副会長) |
| 荒川区介護保険運営協議会 | 委員 | 増野　　繁　(荒川支部副会長) |
| 荒川区観光振興懇談会 | 委員 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 川の手荒川まつり実行委員会 | 委員 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 荒川区環境審議会 | 委員 | 湯田　啓一　(荒川支部副会長) |
| 荒川区清掃審議会 | 委員 | 湯田　啓一　(荒川支部副会長) |
| 荒川区商業振興功労賞選考委員会 | 委員 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 「あらかわの心」推進運動区民委員会 | 幹事 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 平成２９年度荒川マイスター表彰選考審査会 | 委員 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 荒川区・公益財団法人　荒川区自治総合研究所 | 荒川区民総幸福度(GAH)推進リーダー | 富永新三郎　(荒川支部会長) |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 隅田川花火大会実行委員会 | 副会長 | 富永新三郎　(荒川支部会長) |
| 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会 | 顧問 | 井上　裕之　(常議員・特別顧問) |
| しながわ観光協会 | 名誉顧問 | 井上　裕之　(常議員・特別顧問) |
| しながわ観光協会 | 副会長 | 大山　忠一　(常議員・品川支部顧問) |
| 品川区観光振興協議会 | 委員 | 大山　忠一　(常議員・品川支部顧問) |
| 品川区都市計画審議会 | 委員 | 松本　亨　(品川支部建設・不動産分科会副分科会長) |
| 品川区景観審議会 | 委員 | 安藤　公裕　(品川支部副会長) |
| (公財)品川文化振興事業団 | 評議員 | 増田　成寿　(品川支部情報産業分科会長) |
| 品川区民芸術祭２０１７実行委員会 | 委員 | 増田　成寿　(品川支部情報産業分科会長) |
| 品川区子ども・子育て会議 | 委員 | 山下智栄子　(品川支部情報産業副分科会長) |
| 東京都立産業技術高等専門学校 | 運営協力者 | 大石　哲也　(品川支部工業副分科会長) |
| 品川区環境活動推進会議 | 委員 | 伊東　堅　(品川支部商業副分科会長) |
| 品川区環境計画等改訂協議会 | 委員 | 伊東　堅　(品川支部商業副分科会長) |
| エコライフめぐろ推進協会 | 理事 | 相馬　熊郎　(目黒支部会長) |
| 中目黒駅周辺地区街づくり協議会 | 委員 | 竹内　良信　(目黒支部副会長) |
| (一社)めぐろ観光まちづくり協会 | 副会長 | 相馬　熊郎　(目黒支部会長) |
| (一社)めぐろ観光まちづくり協会 | 顧問 | 佐藤　與治　(目黒支部顧問) |
| 目黒区環境審議会 | 委員 | 松戸　満香　(目黒支部工業副分科会長) |
| (公財)目黒区国際交流協会 | 評議員 | 富田　純正　(目黒支部商業副分科会長) |
| 目黒区廃棄物減量等推進審議会 | 委員 | 小林富佐子　(目黒支部情報・卸副分科会長) |
| (社福)目黒区社会福祉事業団 | 評議員 | 小林富佐子　(目黒支部情報・卸副分科会長) |
| 目黒区障害者差別解消支援地域協議会 | 委員 | 百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸副分科会長) |
| 目黒区地域保健協議会 | 委員 | 百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸副分科会長) |
| 目黒区地球温暖化対策地域協議会 | 委員 | 堀切　克俊　(目黒支部情報・卸副分科会長) |
| めぐろ１０ｋｍマラソン実行委員会 | 委員 | 下川　徳雄　(目黒支部副会長) |
| めぐろ１０ｋｍマラソン専門部会 | 会員 | 中野　仁　(目黒支部建設・不動産副分科会長) |
| (一社)大田観光協会 | 会長 | 田中　常雅　(副会頭・大田支部顧問) |
| (一社)大田観光協会 | 副会長 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会 | 副会長 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 大田区環境審議会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 大田区献血推進協議会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| (公財)大田区産業振興協会 | 評議員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| (公財)大田区産業振興協会　勤労者共済事業運営協議会 | 委員 | 磯　収二　(大田支部情報・サービス分科会長) |
| 大田区地球温暖化対策地域協議会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| ㈱ジェイコム大田 | 監査役 | 田中　常雅　(副会頭・大田支部顧問) |
| おおた少年少女発明クラブ | 副会長 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| ＯＴＡふれあいフェスタ実行委員会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| ㈱大田まちづくり公社 | 取締役 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 東京都公共職業訓練運営委員会 | 委員 | 舟久保利明　(大田支部副会長) |
| 第１１期大田区男女共同参画推進区民会議 | 委員 | 原田由季子　(大田支部建設不動産分科会評議員) |
| 大田区交通政策基本計画策定協議会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 大田区特別職報酬等審議会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 国際都市おおたフェスティバルｉｎ「空の日」羽田実行委員会 | 委員 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 大田のお土産１００選　表彰事業 | 審査委員長 | 浅野　健　(大田支部会長) |
| 大田区「優工場」 | 審査委員 | 小松　節子　(大田支部副会長) |
| 世田谷区「開かずの踏切」解消促進協議会 | 理事 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| エイトライナー促進世田谷区民の会実行委員会 | 会長 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| 世田谷区障害者雇用促進協議会 | 会長 | 石田　彌　(世田谷支部副会長) |
| 世田谷区環境審議会 | 委員 | 田中真規子　(いであ㈱ 執行役員) |
| (公財)世田谷区産業振興公社 | 理事 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| (公財)世田谷区産業振興公社 | 評議員 | 石川　和夫　(世田谷支部副会長) |
| 世田谷区健康づくり推進委員会 | 委員 | 加藤　研　(世田谷支部工業副分科会長) |
| 世田谷区産業表彰審査会 | 委員 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| 世田谷区民まつり実行委員会 | 委員 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| 世田谷区たまがわ花火大会実行委員会 | 委員 | 石川　和夫　(世田谷支部副会長) |
| 世田谷２４６ハーフマラソン実行委員会 | 副会長 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| (一財)せたがやトラストまちづくり | 理事 | 渡瀬　靖夫　(世田谷支部相談役) |
| ボロ市・代官屋敷周辺活性化地域協議会 | 会長 | 大場　信秀　(世田谷支部会長) |
| シブヤ・アロープロジェクト実行委員会 | 委員 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| (特)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会 | 理事 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| (一財)渋谷区観光協会 | 顧問 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| 渋谷区国民保護協議会 | 委員 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| 渋谷区防災会議 | 委員 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| 渋谷再開発協会 | 副会長 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| 原宿表参道元氣祭実行委員会 | 会長 | 佐藤　仁　(渋谷支部会長) |
| ㈶中野区勤労者サービスセンター | 理事 | 五味　道雄　(中野支部副会長) |
| ㈶中野区勤労者サービスセンター | 理事 | 高山　義章　(中野支部副会長) |
| ㈶中野区国際交流協会 | 理事 | 麻沼　雅海　(中野支部会長) |
| 中野区特別職報酬等審議会 | 委員 | 星野　新一　(中野支部小売分科会評議員) |
| 中野区都市計画審議会 | 委員 | 鈴木　輝男　(中野支部建設・不動産副分科会長) |
| 中野区帰宅困難者対策協議会 | 委員長 | 正村　宏人　(中野支部副会長) |
| 中野区名誉区民選定委員会 | 委員 | 麻沼　雅海　(中野支部会長) |
| 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会 | 委員 | 花堂　浩一　(中野支部サービス分科会評議員) |
| 区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議 | 委員 | 正村　宏人　(中野支部副会長) |
| 区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議 | 委員 | 赤星　義彰　(中野支部建設・不動産副分科会長) |
| 教育課程編成委員会 | 委員 | 樋口　修　(中野支部建設・不動産副分科会長) |
| 教育課程編成委員会 | 委員 | 中山　典隆　(中野支部情報分科会副分科会長) |
| 学校関係者評価委員会 | 委員 | 樋口　修　(中野支部建設・不動産副分科会長) |
| 中野区・杉並区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会 | 委員長 | 麻沼　雅海　(中野支部会長) |
| 中野区地域スポーツグラブ理事会 | 理事 | 塩澤　清俊　(中野支部・小売分科会副分科会長) |
| 産業商工会館運営協議会 | 副会長 | 井口　一与　(杉並支部副会長) |
| 産業商工会館運営協議会 | 副会長 | 東　敞治郎　(杉並支部副会長) |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 産業商工会館運営協議会 | 委員 | 牧野　光洋　(杉並支部副会長) |
| 杉並区健康づくり推進協議会委員 | 委員 | 氏橋　治信　(杉並支部サービス・情報産業分科会長) |
| 杉並区交流協会 | 理事 | 八方　淑夫　(杉並支部副会長) |
| (公財)杉並区障害者雇用支援事業団 | 理事 | 牧野　光洋　(杉並支部副会長) |
| (公財)杉並区障害者雇用支援事業団 | 評議員 | 神谷　次彦　(杉並工業分科会長) |
| 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 | 委員 | 柴田　豊幸　(杉並支部副会長) |
| 杉並区特別職報酬等審議会 | 委員 | 和田　新也　(杉並支部会長) |
| 杉並区都市計画審議会 | 委員 | 和田　新也　(杉並支部会長) |
| 杉並区社会福祉協議会 | 理事 | 柴田　豊幸　(杉並支部副会長) |
| 杉並区立中学校職場体験学習推進委員会 | 委員 | 井口　一与　(杉並支部副会長) |
| 杉並区における東京2020ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会 | 委員 | 八方　淑夫　(杉並支部副会長) |
| 杉並区における東京2020ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会 | 委員 | 山田　高章　(杉並支部副会長) |
| 杉並区における東京2020ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会 | 委員 | 大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長) |
| (特)すぎなみ環境ネットワーク | 理事 | 大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長) |
| すぎなみフェスタ実行委員会 | イベント部会長 | 坂井　　潤　(杉並支部副会長・商業分科会長) |
| 東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会 | 委員 | 志村　正之　(杉並支部副会長) |
| 杉並区産業振興審議会 | 委員 | 八方　淑夫　(杉並支部副会長) |
| 杉並区産業振興審議会 | 委員 | 坂井　　潤　(杉並支部副会長・商業分科会長) |
| 杉並区環境清掃審議会 | 委員 | 渡辺　健司　(杉並支部副会長) |
| 中央線あるあるプロジェクト実行委員会 | 委員長 | 井口　一与　(杉並支部副会長) |
| 中央線あるあるプロジェクト実行委員会 | 委員 | 村上　良之　(杉並支部一般会員) |
| 高円寺駅前滞留者対策連絡会 | 委員 | 城石　　豊　(杉並支部商業評議員) |
| 阿佐ヶ谷駅前滞留者対策連絡会 | 委員 | 渡辺　功一　(杉並支部建設評議員) |
| 荻窪駅前滞留者対策協議会 | 委員 | 矢澤　規充　(杉並支部商業副分科会長) |
| 西荻窪駅前滞留者対策協議会 | 委員 | 猪鼻　徳壽　(杉並支部商業評議員) |
| 中野区・杉並区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会 | 副委員長 | 和田　新也　(杉並支部会長) |
| 中野区・杉並区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会 | 委員 | 八方　淑夫　(杉並支部副会長) |
| 池袋駅周辺地域再生委員会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 池袋副都心グランドビジョン推進懇談会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 池袋副都心交通戦略委員会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 第１１回としまものづくりメッセ実行委員会 | 副委員長 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 第１１回としまものづくりメッセ企画部会 | 副部会長 | 深山　大介　(豊島支部不動産分科会評議員) |
| 第１３回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会 | 委員 | 澤田　博司　(豊島支部副会長) |
| 第６７回社会を明るくする運動 | 常任委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| (一財)東京広域勤労者サービスセンター | 理事 | 高瀬　西帆　(豊島支部情報副分科会長) |
| (一財)東京広域勤労者サービスセンター | 評議員 | 寺澤　　司　(豊島支部一般会員) |
| (一財)東京広域勤労者サービスセンター | 評議員 | 吉井　直樹　(豊島支部一般会員) |
| (一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 | 委員 | 國松　省三　(豊島支部情報分科会長) |
| 豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会 | 委員 | 原　　正晃　(豊島支部不動産分科会評議員) |
| 豊島区商工政策審議会 | 委員 | 菊池　章二　(豊島支部サービス分科会長) |

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 豊島区セーフコミュニティ推進協議会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 豊島区男女共同参画推進会議 | 委員 | 森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長) |
| 豊島区地域公共交通会議 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 豊島区都市計画審議会 | 委員 | 渡邊　裕之　(豊島支部副会長兼建設分科会長) |
| 豊島区内の国重要文化財を巡る健康ウォークラリー実行委員会準備会 | 委員 | 渡辺　　剛　(豊島支部情報分科会評議員) |
| 豊島区表彰審査会 | 委員 | 白井　宏一　(豊島支部副会長) |
| 豊島区環境審議会 | 委員 | 浅野　有司　(豊島支部不動産副分科会長) |
| 豊島区観光振興推進委員会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 豊島区観光振興プラン策定委員会 | 委員 | 森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長) |
| 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 | 評議員 | 森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長) |
| 豊島区まち・ひと・しごと創生総合戦略懇談会 | 委員 | 新倉　弘識　(豊島支部サービス分科会評議員) |
| フェスティバル/トーキョー実行委員会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 豊島区伝統工芸士認定審査会 | 委員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| ソメイヨシノ桜の観光大使コンテスト実行委員会 | 審査員 | 鈴木　正美　(豊島支部会長) |
| 板橋区観光協会 | 副会長 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| 板橋区産業活性化推進会議 | 委員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| 板橋区史跡公園整備構想委員会 | 委員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| 板橋区資源環境審議会 | 委員 | 中尾美佐男　(板橋支部建設副分科会長) |
| (公財) 板橋区文化・国際交流財団 | 監事 | 谷田　剛一　(板橋支部相談役) |
| 板橋区民まつり実行委員会 | 委員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| 板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会 | 委員 | 永安　裕之　(板橋支部工業副分科会長) |
| いたばし産業見本市実行委員会 | 委員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| 板橋製品技術大賞審査会 | 委員 | 安達　博一　(板橋支部副会長) |
| 板橋製品技術大賞審査会 | 委員 | 水野　安憲　(板橋支部工業分科会長) |
| いたばし花火大会運営委員会 | 委員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| エコポリス板橋環境行動会議 | 委員 | 高津　桂弘　(板橋支部建設副分科会長) |
| 経営品質賞認定委員会 | 委員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| (公財)板橋区産業振興公社 | 理事 | 安達　博一　(板橋支部副会長) |
| (公財)板橋区産業振興公社 | 評議員 | 吉村　健正　(板橋支部会長) |
| 練馬区安全・安心協議会 | 委員 | 髙内　恒行　(練馬支部会長) |
| 練馬区環境審議会 | 委員 | 藪本　史郎　(練馬支部飲食副分科会長) |
| (公財)練馬区環境まちづくり公社 | 評議員 | 石塚　康夫　(練馬支部副会長) |
| (公財)練馬区環境まちづくり公社 | 評議員 | 中村　壽宏　(練馬支部副会長) |
| 練馬区子ども・子育て会議 | 委員 | 小池　道子　(練馬支部不動産分科会評議員) |
| (一社)練馬区産業振興公社 | 役員 | 秋山　　勉　(練馬支部副会長) |
| (社福)練馬区社会福祉協議会 | 理事 | 木内　幹雄　(練馬支部相談役) |
| 練馬区循環型社会推進会議 | 委員 | 髙内　恒行　(練馬支部会長) |
| 練馬こぶしハーフマラソン実行委員会 | 委員 | 髙内　恒行　(練馬支部会長) |
| 江東エコライフ協議会 | 委員 | 市川　英治　(江東支部副会長) |
| 江東区環境審議会 | 委員 | 市川　英治　(江東支部副会長) |
| 江東区環境フェア実行委員会 | 委員 | 新井　英希　(江東支部サービス・情報産業副分科会長) |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| (一社)江東区観光協会 | 理事 | 市川　英治　(江東支部副会長) |
| (社福)江東区社会福祉協議会 | 理事 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区商店街振興事業審査会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区中小企業活性化協議会 | 座長 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区特別職報酬等審議会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区保健所運営協議会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区民まつり中央実行委員会 | 会計監査 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区優秀技能者表彰審査会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区優良従業員表彰審査委員会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東地域雇用問題連絡会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東ブランド推進協議会 | 座長 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| 江東区地域福祉活動計画策定委員会 | 委員 | 小泉　宗孝　(江東支部会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 委員長 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 岡本　郁雄　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 山田　　昇　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 小菅　崇行　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 浜野　慶一　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 澁谷　哲一　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 久米　信行　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 猪越　行廣　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 廣田　達夫　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 風間　利昭　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 尾﨑　　誠　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 森　　八一　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 小川　正允　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 廣田　健史　(墨田支部副会長) |
| すみだまつり実行委員会 | 副委員長 | 香川　省司　(墨田支部副会長) |
| (一社)墨田区観光協会 | 理事 | 久米　信行　(墨田支部副会長) |
| 墨田区がん対策関係者連絡会 | 委員 | 風間　利昭　(墨田支部副会長) |
| 墨田区次世代育成支援行動計画推進審議会 | 委員 | 小菅　崇行　(墨田支部副会長) |
| 墨田区子ども・子育て会議 | 委員 | 小菅　崇行　(墨田支部副会長) |
| 隅田川花火大会実行委員会 | 委員 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |
| (公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター | 理事 | 風間　利昭　(墨田支部副会長) |
| (公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター | 顧問 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |
| 墨田区献血推進運動協議会 | 委員 | 波多野勝穂　(墨田支部運輸交通分科会長) |
| 墨田区都市計画審議会 | 委員 | 岡本　郁雄　(墨田支部副会長) |
| 墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会 | 委員 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |
| 墨田区老朽建物等審議会 | 委員 | 岡本　郁雄　(墨田支部副会長) |
| 墨田区特別職報酬等及び政務調査費審議会 | 委員 | 山田　　昇　(墨田支部副会長) |
| 墨田区優秀技能選考委員会 | 委員 | 浜野　慶一　(墨田支部副会長) |
| 墨田区生活安全推進協議会 | 委員 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| 墨田区景観審議会 | 委員 | 岡本　郁雄　(墨田支部副会長) |
| すみだ地域ブランド推進協議会 | 監事 | 小髙　集　(墨田支部ＩＴ分科会長) |
| (一財)墨田まちづくり公社 | 評議員選定委員 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |
| (一財)墨田まちづくり公社 | 評議員 | 岡本　郁雄　(墨田支部副会長) |
| 墨田区廃棄物減量等推進審議会（第８期） | 委員 | 廣田　健史　(墨田支部副会長) |
| 産業観光プラザすみだまち処運営委員会 | 委員 | 阿部　貴明　(墨田支部会長) |
| 墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会 | 委員 | 久米　信行　(墨田支部副会長) |
| 墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会専門部会 | 委員 | 佐伯　信郎　(墨田支部小売商業分科会長) |
| 足立区観光交流協会 | 副会長 | 堀口　宗弘　(足立支部副会長) |
| 足立区特別職議員報酬等審議会 | 委員 | 髙杉　浩明　(足立支部会長) |
| 足立ブランド認定事業推進委員会 | 委員 | 小倉　英夫　(足立支部副会長) |
| (公財)足立区生涯学習振興公社 | 監事 | 田中　克己　(足立支部建設分科会長) |
| ㈶足立区勤労福祉サービスセンター | 理事 | 髙杉　浩明　(足立支部会長) |
| ㈶足立区勤労福祉サービスセンター | 理事 | 飯島　弘　(足立支部副会長) |
| ㈶足立区勤労福祉サービスセンター | 評議員 | 田中　光義　(足立支部建設副分科会長) |
| ㈶足立区勤労福祉サービスセンター | 評議員 | 島　隆行　(足立支部情報分科会評議員) |
| 足立区経済活性化会議 | 委員 | 近藤　勝　(足立支部副会長) |
| 足立区景観審議会 | 委員 | 海老沼孝二　(足立支部副会長) |
| 足立区環境審議会 | 委員 | 小泉　俊夫　(足立支部工業副分科会長) |
| (社福)足立区社会福祉協議会 | 評議員 | 髙杉　浩明　(足立支部会長) |
| 葛飾区行政評価委員会 | 委員 | 折登　紀昭　(葛飾支部常任相談役) |
| 葛飾区工業振興会議 | 会長 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区工業振興会議 | 副会長 | 浅野　文明　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区工業振興会議 | 副会長 | 山田　幸三　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区子ども・子育て会議 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区産学公連携推進協議会 | 委員 | 浅野　文明　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区産学公連携推進協議会 | 委員 | 鈴木　茂　(葛飾支部常任相談役) |
| 葛飾区産業フェア運営委員会 | 名誉顧問 | 信川　仁道　(葛飾支部顧問・名誉会長) |
| 葛飾区産業フェア運営委員会 | 委員長 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区産業フェア実行委員会 | 委員 | 池谷　伸夫　(葛飾支部常任相談役) |
| 葛飾区がん対策あり方検討委員会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| (社福)葛飾区社会福祉協議会 | 理事 | 信川　仁道　(葛飾支部顧問・名誉会長) |
| (社福)葛飾区社会福祉協議会 | 評議員 | 飯吉修一呂　(葛飾支部常任相談役) |
| 葛飾区商業振興会議 | 委員 | 瀬尾　滋　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区男女平等推進審議会 | 委員 | 向山　光重　(葛飾支部常任相談役) |
| 葛飾区地域安全活動連絡会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区地球温暖化対策地域協議会 | 委員 | 矢澤孝太郎　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区健康医療推進協議会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区フードフェスタ実行委員会 | 委員 | 瀬尾　滋　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区フードフェスタ実行委員会 | 委員 | 秋元　成夫　(葛飾支部情報・サービス評議員) |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名(東商での主な役職) |
|---|---|---|
| かつしか盆まつり実行委員会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」 | 部会員 | 近藤　宏一　(葛飾支部情報・サービス副分科会長) |
| かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会 | 委員 | 鈴木三津雄　(葛飾支部交通運輸副分科会長) |
| 新小岩創業支援施設入居審査会 | 委員 | 金子　昌男　(葛飾支部副会長) |
| 寅さんサミット実行委員会 | 委員 | 瀬尾　　滋　(葛飾支部副会長) |
| 葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| 葛飾区優良工場及び有料技能士選定審査委員会 | 委員 | 浅川　弘人　(議員・葛飾支部会長) |
| (一社)日本商事仲裁協会 | 調停人 | 信川　仁道　(葛飾支部顧問・名誉会長) |
| 江戸川区産業賞表彰選考委員会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川区精神保健福祉連絡協議会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川区特別職報酬等審議会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川区民まつり実行委員会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川労働基準協会 | 常任理事 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 小岩消防署災害防止会 | 顧問 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 小岩消防懇話会 | 会長 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 | 会長 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 都立葛西南高等学校運営連絡協議会 | 委員 | 金子　延廣　(江戸川支部評議員) |
| えどがわ百景実行委員会 | 委員 | 石橋　正男　(江戸川支部副会長) |
| 江戸川区自殺防止連絡協議会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川地域産業保健センター運営協議会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川区子ども・子育て応援会議 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 仕事と生活の調和推進協議会 | 委員 | 近藤　昭義　(江戸川支部副会長) |
| エコタウンえどがわ推進本部 | 本部員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 公共施設のあり方懇話会 | 委員 | 平田　善信　(江戸川支部会長) |
| 江戸川区男女共同参画推進区民会議 | 委員 | 森本　勝也　(江戸川支部分科会長) |
| 江戸川区地域自立支援協議会 | 委員 | 嶋村　文男　(江戸川支部副分科会長) |

### ③　事務局員

1)　政府・官庁関係

（２０１７年度在任）

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 環境省　先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業に係る評価委員会 | 委員 | 森　　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長) |
| 環境省　低炭素地域づくり推進事業に係る評価委員会 | 委員 | 森　　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長) |
| 関東運輸局　東京運輸支局　トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 関東地方整備局　事業評価監視委員会 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 経済産業省　スマートワークのためのワークショップ | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 経済産業省　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力・ガス基本政策小委員会 | 専門委員 | 市川　晶久　(産業政策第二部主席調査役) |
| 厚生労働省　安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業」検討委員会 | 委員 | 藤田　善三　(サービス・交流部担当部長) |
| 厚生労働省　技能実習評価試験の整備に関する専門家会議 | 構成員 | 高野　晶子　(産業政策第二部担当課長) |
| 厚生労働省　「コレスポンデンス関連業務に関する教育訓練プログラム開発事業」プログラム検討委員会 | 委員 | 西薗　健史　(人材・能力開発部研修センター所長) |
| 厚生労働省　産業保健関係機関等連絡会議 | 構成員 | 高野　晶子　(産業政策第二部労働担当課長) |

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 厚生労働省　次世代育成支援対策 | 推進員 | 高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長） |
| 厚生労働省　社内検定推進会議 | 委員 | 高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長） |
| 認定社内検定の拡充・普及促進事業　社内検定推進会議 | 委員 | 高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長） |
| 厚生労働省　生涯現役促進地域連携事業選抜・評価委員会 | 委員 | 高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長） |
| 厚生労働省　労働政策審議会雇用均等分科会　家内労働部会 | 委員 | 高野　晶子　（産業政策第二部労働担当課長） |
| 厚生労働省　中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業における検討委員会 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 総務省　統計委員会 | 専門委員 | 山本　泰之　（中小企業部調査・統計担当課長） |
| スポーツ庁　健康スポーツ課・参事官(民間スポーツ担当)付技術審査委員会 | 技術審査専門委員 | 染谷　政克　（サービス・交流部長） |
| 東京労働局　職業安定部「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」に関する技術審査委員会 | 委員 | 山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長） |
| 東京労働局　東京地方最低賃金審議会 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京労働局　東京地方最低賃金審議会　東京都最低賃金専門部会 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京労働局　東京地方労働審議会(家内労働部会に属する公益代表委員) | 臨時委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京労働局　職業安定部　子育て女性の就職支援協議会 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京労働局　労働者派遣事業 | 適正運営協力員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 特許庁　グローバル知財マネジメント人材育成プログラムセミナー開催及び利用性調査業務企画運営委託事業者公募選定委員会 | 委員 | 山本　　格　（中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長） |
| 日本関税協会東京支部 | 常任幹事 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| 文部科学省　御茶ノ水美術専門学校事業推進委員会 | 委員 | 山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長） |
| 文部科学省　専修学校生への経済支援のあり方に関する検討会 | 委員 | 高橋　芳行　（人材・能力開発部長） |
| 文部科学省　「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」社会人等学び直しのための環境・エネルギー分野における中核的専門人材養成事業実施委員会 | 委員 | 佐藤幸太郎　（検定事業部検定センター所長） |

2)　東京都関係

（２０１７年度在任）

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 東京都　イノベーションマップ策定会議 | 外部委員 | 山下　　健　（中小企業部長） |
| 東京都　いきいき職場推進事業認定企業審査会 | 審査委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都　エイズ専門家会議 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都　エイズ専門家会議小委員会(職域) | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 | 委員 | 中村　　仁　（広報部長） |
| 東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会 | 幹事 | 荒井隆一郎　（広報部副部長） |
| 東京都 ECO-TOP プログラム認定審査会検討部会 | 委員 | 森　まり子　（検定事業部長） |
| 東京都オリンピック・パラリンピック準備局　新規恒久施設におけるネーミングライツ導入に関する広報戦略提案業務委託に係る委託先選定委員会 | 委員 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| 東京都　観光事業審議会 | 委員 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| 東京都共助社会づくりを進めるための検討会 | 委員 | 進藤　　創　（地域振興部都市政策担当課長） |
| 東京都　経営革新優秀賞第２次審査会 | 審査員 | 小野田賀人　（中小企業部副部長） |
| 東京都　健康推進プラン２１(第二次)推進会議 | 委員 | 染谷　政克　（サービス・交流部長） |
| 東京都　健康推進プラン２１(第二次)推進会議職域における健康づくり部会 | 委員 | 藤田　善三　（サービス・交流部担当部長） |
| 東京都　子育て応援とうきょう会議 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都　子供・子育て会議 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都　今後の帰宅困難者対策に関する検討会議 | 委員 | 進藤　　創　（地域振興部都市政策担当課長） |
| 東京都　産業労働局　職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都　産業労働局　中小企業しごと魅力発信プロジェクト実施運営等業務委託事業者選定に係る審査会 | 委員 | 山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長） |
| 東京都　産業労働局　中小企業の外国人材受入支援事業実施運営等業務委託事業者選定に係る審査会 | 委員 | 山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長） |
| 東京都　産業労働局　東京の中小企業の現状(流通産業編)　有識者ヒアリング | 委員 | 大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長） |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 東京都　産業労働局　ものづくり・匠の技の祭典２０１７実行委員会　事業部会 | 委員 | 山本　泰之　(中小企業部ものづくり担当課長) |
| 東京都　産業労働局　両立支援実務者会議 | 委員 | 杉崎　友則　(産業政策第二部副部長) |
| 東京都　地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議 | 委員 | 福留奈緒子　(産業政策第二部主任調査役) |
| 東京都　時差Biz推進賞選考委員会 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 東京都　自殺総合対策東京会議 | 委員 | 湊元　良明　(総務統括部長) |
| 東京都　児童生徒発明くふう展審査会 | 審査員 | 紺谷　直之　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長) |
| 東京都　若年者就業推進ネットワーク会議 | 委員 | 山崎　幹人　(人材・能力開発部人材支援センター所長) |
| 東京都　障害者差別解消支援地域協議会 | 委員 | 杉崎　友則　(産業政策第二部副部長) |
| 東京都　障害者差別解消支援地域協議会障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会 | 委員 | 杉崎　友則　(産業政策第二部副部長) |
| 東京都　障害者就労支援協議会 | 委員 | 杉崎　友則　(産業政策第二部副部長) |
| 東京都　平成２９年度東京商店街グランプリ審査会 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 東京都　スポーツ推進モデル企業選定委員会 | 委員 | 染谷　政克　(サービス・交流部長) |
| 東京都　中小企業支援のあり方検討会 | 委員 | 山下　　健　(中小企業部長) |
| 東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会 | 委員 | 山下　　健　(中小企業部長) |
| 東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会幹事会 | 幹事 | 大山　智章　(中小企業部中小企業振興担当課長) |
| 東京都　中小企業世界発信プロジェクト「東京ビジネスフロンティア」実施に係る委託業者選定審査委員会 | 委員 | 大山　智章　(中小企業部中小企業振興担当課長) |
| 東京都　テレワーク等普及推進事業の業務委託事業者選定に係る審査会 | 委員 | 杉崎　友則　(産業政策第二部副部長) |
| 東京都　伝統工芸品産業振興協議会 | 委員 | 山下　　健　(中小企業部長) |
| 東京都　「(仮称)東京１５０年」関連事業 広報素材等製作および企画業務委託に係る企画審査委員会 | 委員 | 小島　和明　(地域振興部まちづくり・観光担当課長) |
| 東京都　東京ブランド推進会議 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 東京都　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 東京都　福祉保険局　東京都がん対策推進協議会予防・早期発見・教育検討部会 | 委員 | 藤田　善三　(サービス・交流部担当部長) |
| 東京都　ＭＩＣＥアドバイザリーボード | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 東京都　麻しん・風しん対策会議平成２９年度委員会 | 委員 | 藤田　善三　(サービス・交流部担当部長) |

3)　その他

（２０１７年度在任）

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| エコプロダクツ２０１７実行委員会 | 委員 | 馬目　　学　(サービス・交流部ビジネス交流センター所長) |
| MCPCモバイルコンピューティング推進コンソーシアム　MCPC award 2016 | 審査委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| (公社)ＡＣジャパン東京執行委員会 | 委員 | 湊元　良明　(総務統括部長) |
| 大阪商工会議所　ザ・ビジネスモールプロジェクト | 委員 | 馬目　　学　(サービス・交流部ビジネス交流センター所長) |
| 大阪商工会議所　ザ・ビジネスモールプロジェクト | 委員 | 五十嵐聡子　(サービス・交流部ビジネス交流センター) |
| (一社)海外環境協力センター研修部会 | 部会員 | 福留奈緒子　(産業政策第二部主任調査役) |
| (一社)関東観光広域連携事業推進協議会 | 理事 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 関東地区電気使用合理化委員会 | 委員 | 森　　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長) |
| (公財)教育資金融資保証基金 | 評議員 | 山下　　健　(中小企業部長) |
| 経済団体健康保険組合 | 選定委員 | 湊元　良明　(総務統括部長) |
| (一社)産業環境管理協会　リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会 | 委員 | 森　　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長) |
| 産業技術大学院大学運営諮問会議　実務担当者会議 | 委員 | 山下　　健　(中小企業部長) |
| 事業再生実務家協会 | 常務理事 | 山下　　健　(中小企業部長) |
| (一財)持続性推進機構　エコアクション２１の運営に関する検討委員会 | 委員 | 森　　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長) |
| (一財)持続性推進機構 環境省事業「環境　人づくり企業大賞2017」審査委員会 | 委員 | 佐藤幸太郎　(検定事業部検定センター所長) |

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| 新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会 | 会長 | 宮本　雅廣　（東商ビル建替え準備室副部長） |
| (一社)全国福祉用具専門相談員協会 | 理事 | 森　まり子　（検定事業部長） |
| 全日本洋装技能コンクール | 審査委員 | 紺谷　直之　（中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長） |
| (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 評議員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　精神障害者雇用支援連絡協議会 | 委員 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 公立大学法人首都大学東京オープンユニバーシティ企画経営委員会 | 委員 | 高橋　芳行　（人材・能力開発部長） |
| 専門図書館協議会 | 理事・運営委員会委員長・表彰審査委員会委員 | 中村　仁　（広報部長） |
| 専門図書館協議会　関東地区協議会 | 委員 | 渡邊　浩江　（広報部経済資料センター主幹） |
| 早稲田文理専門学校　学校関係者評価委員会 | 委員 | 山崎　幹人　（人材・能力開発部人材支援センター所長） |
| 中央労働災害防止協会 | 参与 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| 東京都職業能力開発協会 | 参与 | 杉崎　友則　（産業政策第二部副部長） |
| (公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業 | 審査専門委員 | 山下　健　（中小企業部長） |
| (独)中小企業基盤整備機構　中小企業再生支援セミナーに係る業務請負先企画評価委員会 | 委員 | 山下　健　（中小企業部長） |
| (独)中小企業基盤整備機構　ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会 | 委員 | 山下　健　（中小企業部長） |
| (公財)東京観光財団 | 理事 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| (公財)東京観光財団　東京都 MICE 連携推進協議会 | 委員 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| (公財)東京観光財団　東京ビジネスイベンツ先進エリア審査会 | 委員 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| (公財)東京観光財団　多摩ビジネスイベンツ重点支援エリア審査会 | 委員 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| (公財)東京観光財団　MICE 施設の受入環境整備支援助成金審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　展示会国際化支援助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際イベント立上準備資金助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　立上げ型国際イベント開催助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際会議立上準備資金助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　立上げ型国際会議開催助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際イベント誘致資金助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際イベント開催助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際会議誘致資金助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際会議開催助成事業審査会 | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際会議開催支援プログラム(開催支援事業) | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　国際会議開催支援プログラム(誘致支援事業) | 委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| (公財)東京観光財団　文化プログラム事業者選定委員会 | 審査委員 | 小島　和明　（地域振興部まちづくり・観光担当課長） |
| 東京貴金属工芸品工業協同組合第１０６回貴金属宝飾品装身具創作コンクール | 審査員 | 山本　格　（中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長） |
| (一社)東京珠算教育連盟 | 監事 | 福田　泰也　（財務・管理部長） |
| (一社)東京珠算教育連盟 | 理事 | 松本　謙治　（検定事業部参事） |
| (一財)東京都営交通協力会 | 理事 | 上田　裕子　（地域振興部長） |
| (一社)留学生支援ネットワークアドバイザリーボード | メンバー | 山崎　幹人　（人材･能力開発部人材支援センター所長） |
| 東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会 | 委員 | 宮本　雅廣　（東商ビル建替え準備室副部長） |
| (公財)東京都環境公社　東京都地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議 | 委員 | 福留奈緒子　（産業政策第二部主任調査役） |
| (公財)東京都環境公社　優良性基準適合認定制度における評価委員会 | 委員 | 森　挙一　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長） |
| 東京都工芸染色協同組合第５６回東京手描友禅染芸展コンクール展示会 | 審査員 | 安部　泰起　（中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長補佐） |
| (社福)東京都社会福祉事業団 | 理事 | 湊元　良明　（総務統括部長） |
| 東京都職業能力開発協会東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議 | 委員 | 高橋　芳行　（人材・能力開発部長） |
| (公財)東京都人権啓発センター | 理事 | 湊元　良明　（総務統括部長） |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任団体名 | 役職 | 氏名（東商での役職） |
|---|---|---|
| (公財)東京都生活衛生営業指導センター | 理事 | 山下　健　(中小企業部長) |
| 東京都地域ジョブ・カード運営本部 | 委員 | 平松　滋　(人材・能力開発部人材支援センター東京都地域ジョブ・カードセンター総括マネージャー) |
| (公財)東京都中小企業振興公社 | 理事 | 山下　健　(中小企業部長) |
| (公財)東京都中小企業振興公社　危機管理対策促進事業審査会 | 審査委員 | 山下　健　(中小企業部長) |
| 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会　輸送連絡調整会議 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| (一社)東京のあすを創る協会 | 理事 | 森　まり子　(検定事業部長) |
| 東京販売士協会 | 専務理事 | 森　まり子　(検定事業部長) |
| (一財)東京マラソン財団 | 理事 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 東京みなと祭協議会 | 委員 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター | 理事 | 上田　裕子　(地域振興部長) |
| ㈱日刊工業新聞社　第14回キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)全国大会審査委員会 | 委員 | 山下　健　(中小企業部長) |
| (一社)中小企業のための女性活躍推進事業 | 検討委員 | 高野　晶子　(産業政策第二部担当課長) |
| (一財)日本規格協会　環境管理規格審議委員会 | 委員 | 森　挙一　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長) |
| (一社)日本経営協会 | 参与 | 染谷　政克　(サービス・交流部長) |
| (一財)日本産業協会運営委員会 | 委員 | 森　まり子　(検定事業部長) |
| 日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会 | 委員 | 漆原　佳　(共済・証明事業部証明センター所長) |
| 日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会 | 委員 | 髙橋　知泰　(共済・証明事業部証明センター副主査) |
| 日本商工会議所 非特恵原産地証明に関する研究会 | 委員 | 漆原　佳　(共済・証明事業部証明センター所長) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 関東・甲信越支部大会 審査委員 | 紺谷　直之　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 関東・甲信越支部大会 審査委員 | 深山　親弘　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当専任調査役) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 関東・甲信越支部大会 審査委員 | 早坂　浩史　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当主査) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 東京大会 審査委員 | 村松　晃太　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 関東・甲信越支部大会 審査委員 | 西塔　誠二　(中小企業部中小企業相談センター海外展開支援主任調査役) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 関東・甲信越支部大会 審査委員 | 鳥海　崇宏　(中小企業部中小企業相談センター経営相談担当主任) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 東京大会 審査委員 | 紺谷　直之　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 東京大会 審査委員 | 深山　親弘　(中小企業部中小企業相談センター業務推進担当専任調査役) |
| (一社)日本ショッピングセンター協会第23回SC接客ロールプレイングコンテスト | 東京大会 審査委員 | 新井　洋一　(中小企業部中小企業相談センター金融対策担当調査役) |
| (社福)日本心身障害児協会 | 評議員 | 湊元　良明　(総務統括部長) |
| (一財)日本品質保証機構ＩＳＯ諮問委員会 | 委員 | 福留奈緒子　(産業政策第二部主任調査役) |
| (一社)日本流行色協会 | 監事 | 森　まり子　(検定事業部長) |
| 日本和裁検定協会 | 監事 | 福田　泰也　(財務・管理部長) |
| 福祉住環境コーディネーター協会 | 専務理事 | 森　まり子　(検定事業部長) |
| 福祉住環境コーディネーター協会 | 監事 | 福田　泰也　(財務・管理部長) |
| 丸の内美化協会 | 常務理事 | 宮本　雅廣　(東商ビル建替え準備室副部長) |
| リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会 | 幹事 | 長嶋　収一　(総務統括部総務課長) |
| ロボット革命イニシアティブ協議会IoTによる製造ビジネス変革WG 中堅・中小アクショングループ | 委員 | 山本　泰之　(中小企業部ものづくり担当課長) |

### ④　支部事務局員

（２０１７年度在任）

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名（東商での主な役職） |
|---|---|---|
| (一社)千代田エコシステム推進協議会 | 理事 | 城戸口隆俊　(千代田支部事務局長) |
| 中央区大江戸まつり実行委員会 | 運営委員 | 栗山　幸夫　(中央支部事務局長) |
| 中央区観光協会 | 幹事 | 栗山　幸夫　(中央支部事務局長) |

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名（東商での主な役職） |
|---|---|---|
| 中央区観光写真コンクール本選 | 審　査　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 中央区協働推進会議 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 東京駅八重洲口再開発協議会 | 理　　事 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 中央区自殺対策協議会 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| (公財)中央区勤労サービス公社評議員選定委員会 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 中央区立桜川地域密着型特別養護老人ホーム等複合施設（仮称）運営事業者選定委員会 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 中央区立介護老人保健施設リハポート明石指定管理者候補事業者選定委員会 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 地域密着型介護老人施設等複合施設運営事業者選定委員会 | 委　　員 | 栗山　幸夫　（中央支部事務局長） |
| 中央区福祉保健部指定管理者評価委員会 | 委　　員 | 津田裕紀子　（中央支部事務局次長） |
| 水谷橋公園私立認可保育所整備・運営事業者選定委員会 | 委　　員 | 津田裕紀子　（中央支部事務局次長） |
| 十思保育園指定管理者候補事業者選定委員会 | 委　　員 | 津田裕紀子　（中央支部事務局次長） |
| 東京国際映画祭みなと委員会 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区環境美化推進協議会 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区観光振興連携会議 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区観光フォトコンテスト | 審　査　委　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区協働推進委員会 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区区民まつりパレード部会 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区３Ｒ推進行動会議 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区商店グランプリ | 審　査　委　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区地域雇用問題連絡会 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区防衛親交会 | 常　任　理　事 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区マラソン実行委員会 | 委　　員 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会 | 委員、会計 | 九川　謙一　（港支部事務局長） |
| 新宿区エコ事業者連絡会 | 理　　事 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 新宿区環境審議会 | 委　　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| (公財)新宿区勤労者・仕事支援センター | 評　議　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 新宿区耐震補強推進協議会 | 理　　事 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 新宿区ものづくり産業支援委員会 | 委　　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 新宿区優良企業表彰審査委員会 | 委　　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 新宿区リサイクル清掃審議会 | 委　　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 新宿シティハーフマラソン実行委員会 | 委　　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 大新宿区まつり実行委員会 | 副委員長・財務部会長 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 高田馬場創業支援センター利用者選考委員会 | 委　　員 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟 | 会　　計 | 中台　浩正　（新宿支部事務局長） |
| 文京区男女平等参画推進会議 | 委　　員 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |
| 文京博覧会（ぶんぱく）実行委員会 | 委　員　長 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |
| 文京区技能名匠者認定事業審査会 | 審　査　員 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |
| 文京区障害者地域自立支援協議会専門部会 | 委　　員 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |
| 文京区創業支援事業業務委託事業者選定委員会 | 委　　員 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |
| 文京区中小企業・若年者就労マッチング事業委託事業者選定委員会 | 委　　員 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名（東商での主な役職） |
|---|---|---|
| 中央・城北職業能力開発連絡協議会 | 委員 | 矢口　和彦　（文京支部事務局長） |
| 台東区アトリエ化支援事業審査会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区環境ＭＶＰ選考委員会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| (公財)台東区産業振興事業団 | 理事 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区少年少女発明クラブ運営委員会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区新市場開拓支援事業審査会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区新製品新技術開発支援事業審査会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会 | 協議委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区次世代育成支援地域協議会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 台東区産業フェア実行委員会作業部会 | 委員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| したまちＴＡＩＴＯ産業賞審査会 | 審査員 | 中井　宏好　（台東支部事務局長） |
| 中央・城北職業能力開発連絡協議会 | 委員 | 佐塚　太一　（北支部事務局長） |
| 北区コミュニティビジネス意見交換会 | 委員 | 佐塚　太一　（北支部事務局長） |
| 荒川区自然科学フォーラム | 事務局長 | 小林美樹子　（荒川支部事務局長） |
| 日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会 | 会計監事 | 小林美樹子　（荒川支部事務局長） |
| あらかわ観光ツーリズム連絡協議会 | 理事 | 小林美樹子　（荒川支部事務局長） |
| 荒川区モノづくり見学・体験スポット整備支援事業認定審査会 | 審査委員 | 小林美樹子　（荒川支部事務局長） |
| 荒川区低炭素地域づくり協議会 | 委員 | 小林美樹子　（荒川支部事務局長） |
| 荒川区男女共同参画社会推進区民会議 | 委員 | 小林美樹子　（荒川支部事務局長） |
| しながわ観光協会 | 理事 | 井田千香子　（品川支部事務局長） |
| 城南職業能力開発連絡協議会 | 委員 | 井田千香子　（品川支部事務局長） |
| 東京都立産業技術高等専門学校地域連携委員会 | 委員 | 井田千香子　（品川支部事務局長） |
| 品川区３競技応援マスコットキャラクター審査委員会 | 委員 | 井田千香子　（品川支部事務局長） |
| 大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会 | 委員 | 渡邊　圭介　（品川支部経営指導員） |
| 目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会 | 委員 | 渡邊　圭介　（品川支部経営指導員） |
| 目黒区技能功労者選考委員会 | 委員 | 金井　文隆　（目黒支部事務局長） |
| 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会 | 委員 | 金井　文隆　（目黒支部事務局長） |
| 目黒区商工まつり運営委員会 | 委員 | 近藤　　仁　（目黒支部経営指導員） |
| 目黒区商工まつり運営委員会 | 委員 | 山本早百合　（目黒支部経営指導員） |
| (一社)大田観光協会 | 監事 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| 大田区蒲蒲線整備促進区民協議会 | 理事 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| (公財)大田区産業振興協会 | 理事 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| ㈱ジェイコム大田 | 取締役 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| 大森再開発推進委員会 | 事務局長 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| 蒲田再開発推進委員会 | 事務局長 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| 大田区地域労働関係協議会 | 委員 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| 大田ブランディング・シティプロモーション戦略検討会議 | 委員 | 小山　康司　（大田支部事務局長） |
| 世田谷区障害者雇用促進協議会 | 事務局長 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷区障害者雇用促進協議会 | 常任幹事 | 安藤　　薫　（世田谷支部経営指導員） |
| 城南地域中小企業振興センター連絡協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名（東商での主な役職） |
|---|---|---|
| 世田谷区商店街連合会せたがや商連報編集委員会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷区中小商工業振興対策委員会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 烏山コミュニティポイント地域活性化協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 渋谷・世田谷・目黒雇用問題連絡会議 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 産業交流促進会議 | メンバー | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| せたがやポイント協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷区民まつり企画委員会 | 委員 | 蔦　緩子　（世田谷支部経営指導員） |
| 世田谷区自殺対策協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷空き家再生プロジェクト「空き家研究会」 | メンバー | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷区自立支援協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 世田谷まちなか観光協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| ボロ市・代官屋敷周辺活性化地域協議会 | 委員 | 宇田川裕司　（世田谷支部事務局長） |
| 渋谷・鹿児島おはら祭大会実行委員会 | 監事 | 鳥光　周一　（渋谷支部事務局長） |
| 渋谷区くみんの広場実行委員会 | 委員 | 鳥光　周一　（渋谷支部事務局長） |
| 渋谷区清掃・リサイクル審議会 | 審議委員 | 鳥光　周一　（渋谷支部事務局長） |
| 中野区国民保護協議会 | 委員 | 菊池　圭二　（中野支部事務局長） |
| 中野まちめぐり博実行委員会 | 委員 | 菊池　圭二　（中野支部事務局長） |
| 中野区帰宅困難者対策協議会 | 委員 | 菊池　圭二　（中野支部事務局長） |
| 中野区地域包括ケア推進会議 | 委員 | 菊池　圭二　（中野支部事務局長） |
| 文部科学省委託事業実施委員会 | 委員 | 菊池　圭二　（中野支部事務局長） |
| 杉並区中学校対抗駅伝大会２０１７実行委員会 | 委員 | 馬場　建一　（杉並支部経営指導員） |
| 池袋駅周辺混乱防止対策協議会 | 委員 | 粟野　　浩　（豊島支部事務局長） |
| 雇用問題連絡会議 | 委員 | 粟野　　浩　（豊島支部事務局長） |
| 第１１回としまものづくりメッセ企画部会 | 委員 | 粟野　　浩　（豊島支部事務局長） |
| 第１１回としまものづくりメッセ企画部会 | 委員 | 中條　智司　（豊島支部経営指導員） |
| 第１３回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会 | 委員 | 粟野　　浩　（豊島支部事務局長） |
| 第１３回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会 | 委員 | 樺澤　りか　（豊島支部経営指導員） |
| 板橋区雇用問題連絡会議 | 委員 | 新保　邦彦　（板橋支部事務局長） |
| 板橋区中小企業勤労者福利共済事業運営協議会 | 委員 | 新保　邦彦　（板橋支部事務局長） |
| 板橋区民まつり実行委員会 | 委員 | 新保　邦彦　（板橋支部事務局長） |
| 板橋区観光振興ビジョン策定検討委員会 | 委員 | 新保　邦彦　（板橋支部事務局長） |
| 板橋区スマートシティ推進協議会 | 委員 | 新保　邦彦　（板橋支部事務局長） |
| 板橋区地域自立支援協議会 | 部会員 | 新保　邦彦　（板橋支部事務局長） |
| 東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会 | 委員 | 蔵方康太郎　（練馬支部事務局長） |
| 練馬区障害者差別解消支援地域協議会 | 委員 | 蔵方康太郎　（練馬支部事務局長） |
| 練馬区障害者地域自立支援協議会 | 委員 | 蔵方康太郎　（練馬支部事務局長） |
| 練馬産業見本市委託事業者選定委員会 | 委員 | 蔵方康太郎　（練馬支部事務局長） |
| 江東区産学公連携連絡会 | 委員 | 田中　秀明　（江東支部事務局長） |
| 江東区産業展実行委員会 | 委員 | 田中　秀明　（江東支部事務局長） |
| 江東シーサイドマラソン大会実行委員会 | 委員・監査 | 田中　秀明　（江東支部事務局長） |

## 10. 関係団体への加入および連繋等　(7)外部団体就任状況

| 就任先団体等名称 | 就任役職名 | 就任者氏名（東商での主な役職） |
|---|---|---|
| クリエイティブスタジオ運営協議会（墨田区創業支援事業） | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 墨田区協治(ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ)まちづくり推進基金審査会　専門部会 | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 「『区民の健康寿命UP大作戦！』身体活動向上ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」検討会 | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| すみだものづくりフェア準備委員会 | 会計監査役 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| すみだ次世代経営研究協議会 | 委員/会計監査役 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 墨田区障害者差別解消支援地域協議会 | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 高校生ドリームプランコンテスト | 審査委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会 | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 墨田区創業誘発促進事業 | 支援担当者選定委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 墨田区新ものづくり創出拠点整備補助金事業者選定審査会 | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 墨田区産業振興会議 | 委員 | 上條　久美　（墨田支部事務局長） |
| 個だわりすみだ発掘隊 | 審査員 | 千葉喜久雄　（墨田支部経営指導員） |
| 足立区就労支援委員会 | 委員 | 岡本　貴志　（足立支部事務局長） |
| 足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会 | 委員 | 岡本　貴志　（足立支部事務局長） |
| 特定非営利活動法人あだち菜うどん学会 | 理事 | 岡本　貴志　（足立支部事務局長） |
| 葛飾エフエム放送㈱ | 監査役 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 葛飾区産学公連携推進協議会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 葛飾区産業フェア実行委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 葛飾区障害者就労支援協議会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 葛飾区フードフェスタ実行委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| ふるさと葛飾盆まつり企画委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」 | 部会員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」 | 部会員 | 南條　俊介　（葛飾支部経営指導員） |
| かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議「地域振興分科会」 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 寅さんサミット実行委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 葛飾区地球温暖化対策実行計画策定委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| 葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会 | 委員 | 柳本　満生　（葛飾支部事務局長） |
| えどがわ起業ビジネスプランコンテスト | 審査員 | 山本　順一　（江戸川支部事務局長） |
| 城東職業能力開発連絡協議会委員 | 委員 | 山本　順一　（江戸川支部事務局長） |
| 産業ときめきフェア実行委員会 | 委員 | 池浦　邦彦　（江戸川支部経営指導員） |